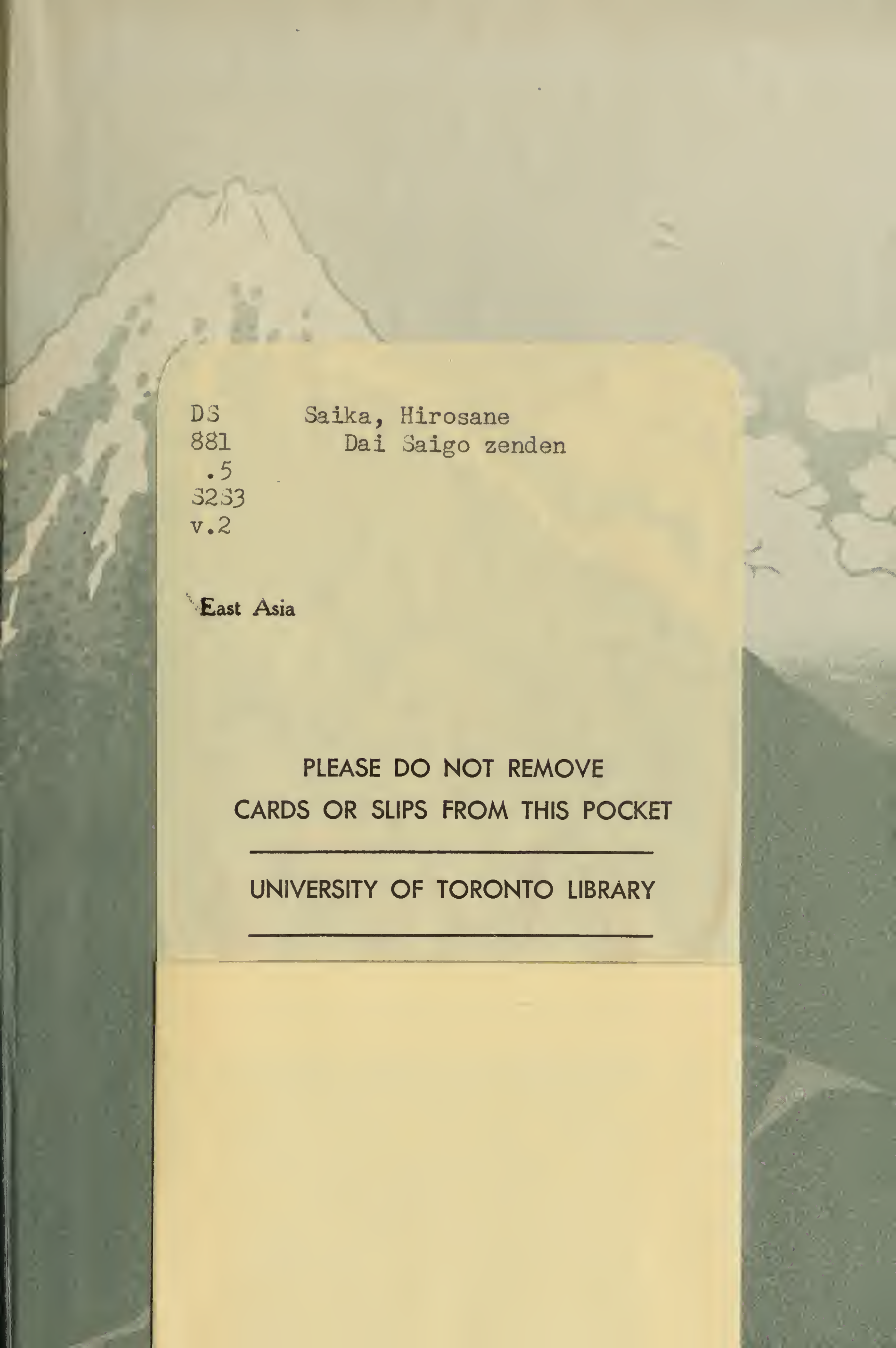
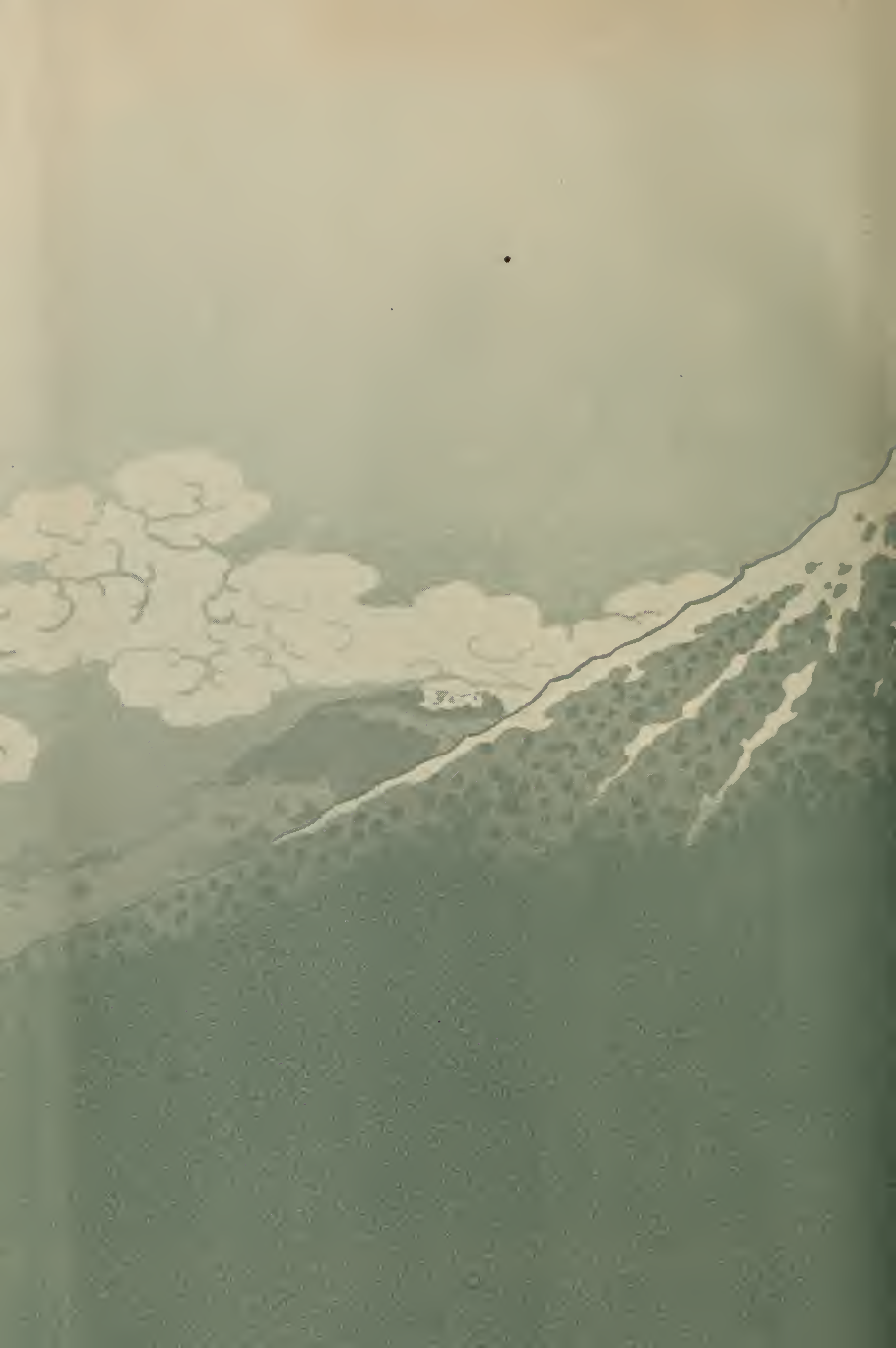




雑賀博愛著

大西郷全傳

第二巻

章華社版

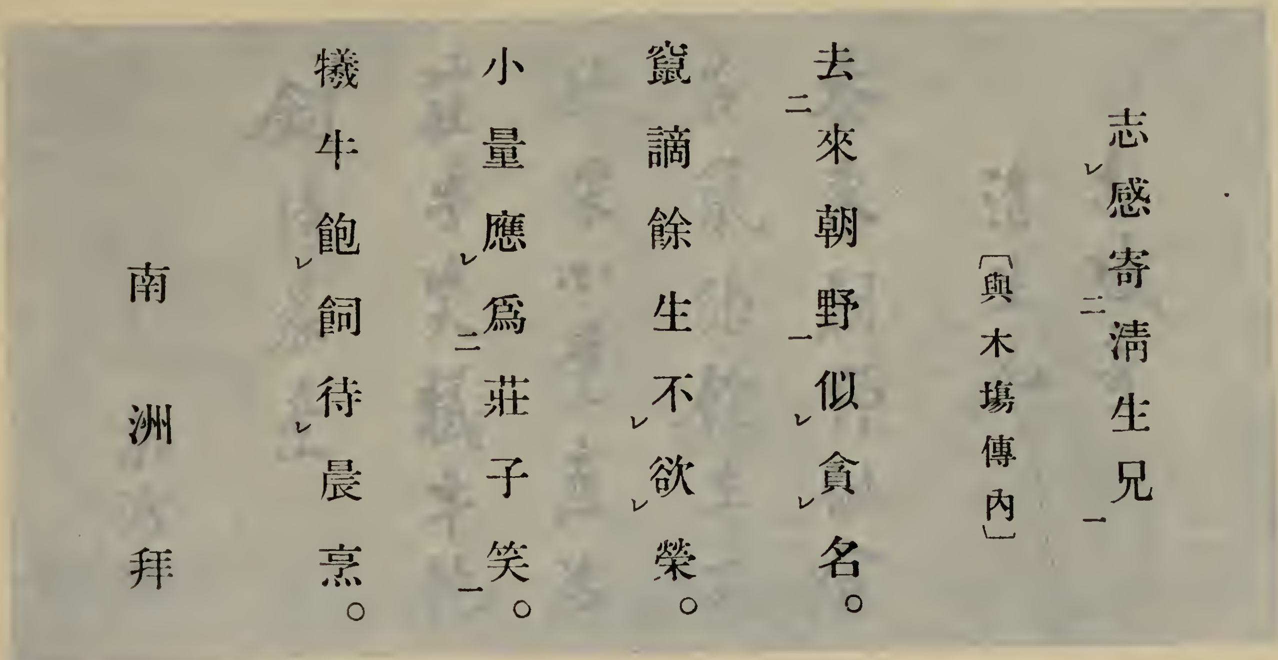
明治天皇御製

鬼神も
なかするものは
世中に
人のこころの
まことなりけり

[illegible]謹書



西郷南洲翁肖像　（キヨソネ筆）

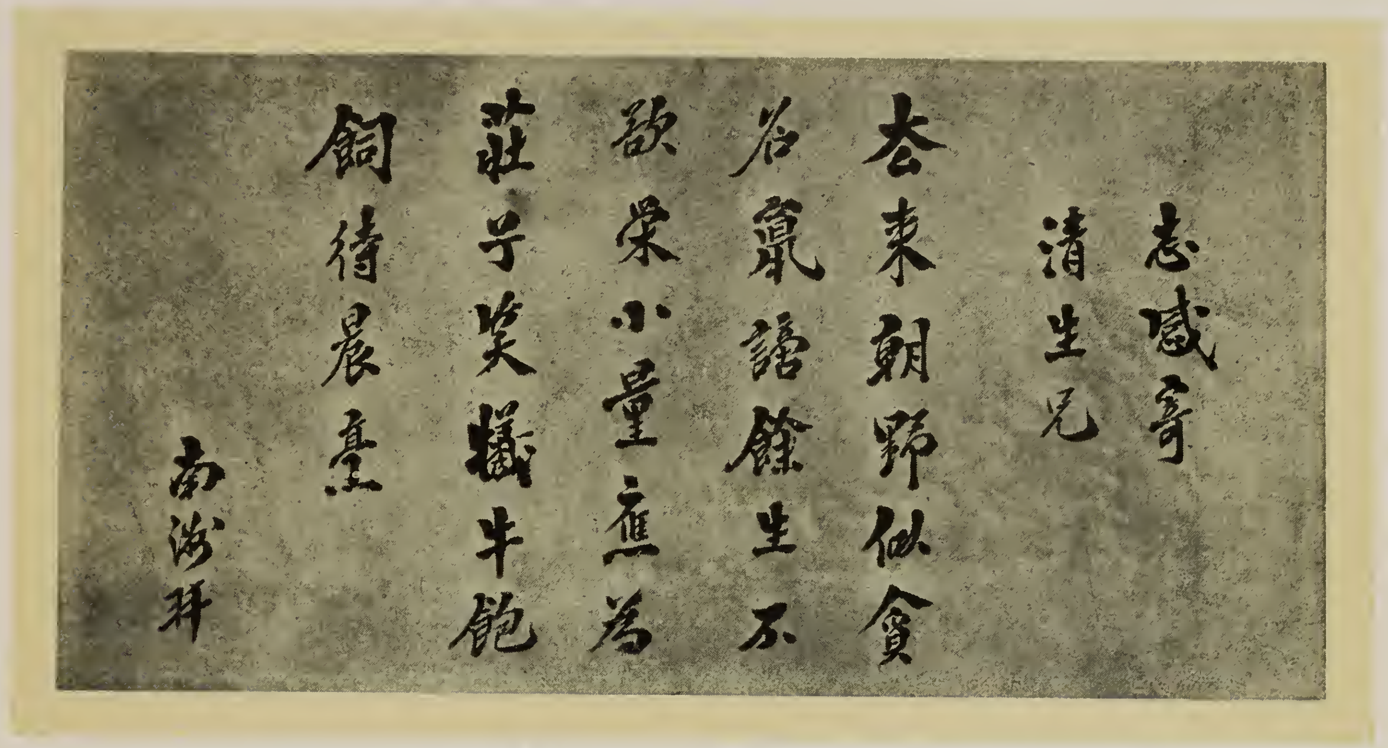


志レ感寄二清生兄一

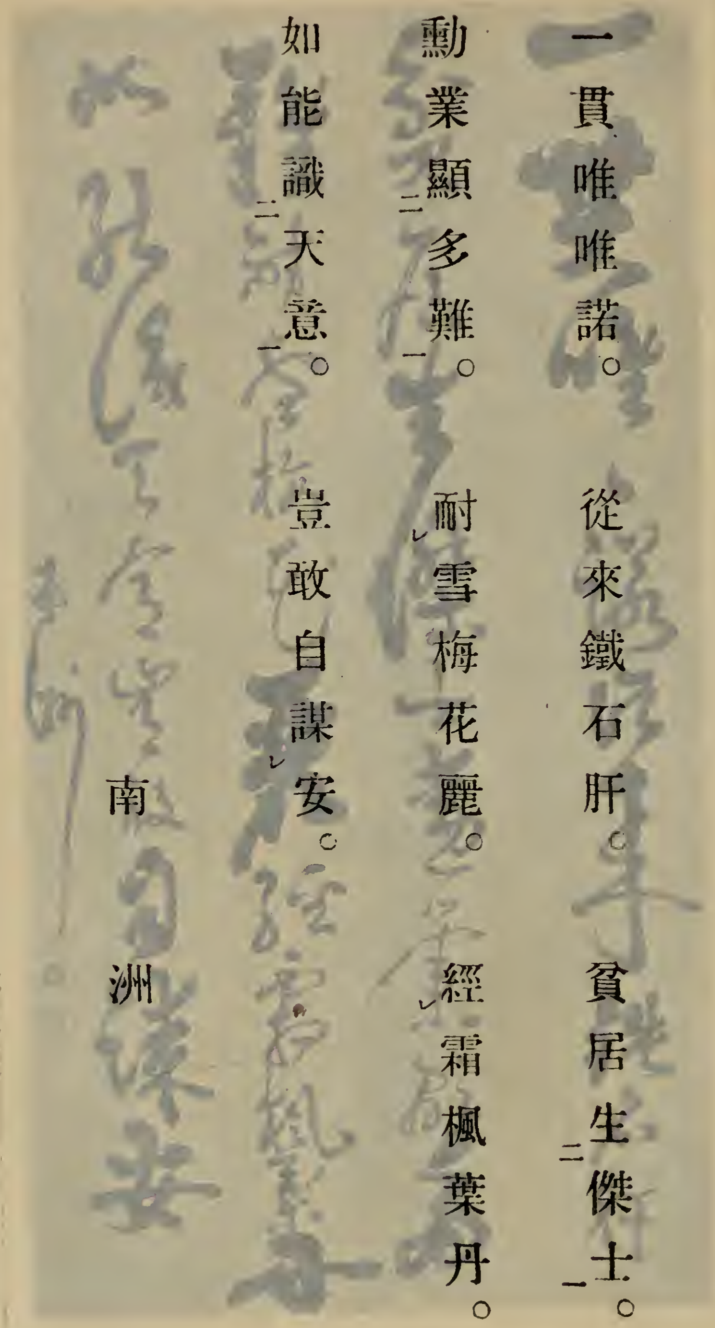
〔與木場傳內〕

去二來朝野一似レ貪レ名。
竄謫餘生不レ欲レ榮。
小量應レ爲二莊子笑一。
犧牛飽レ飼待レ晨烹。

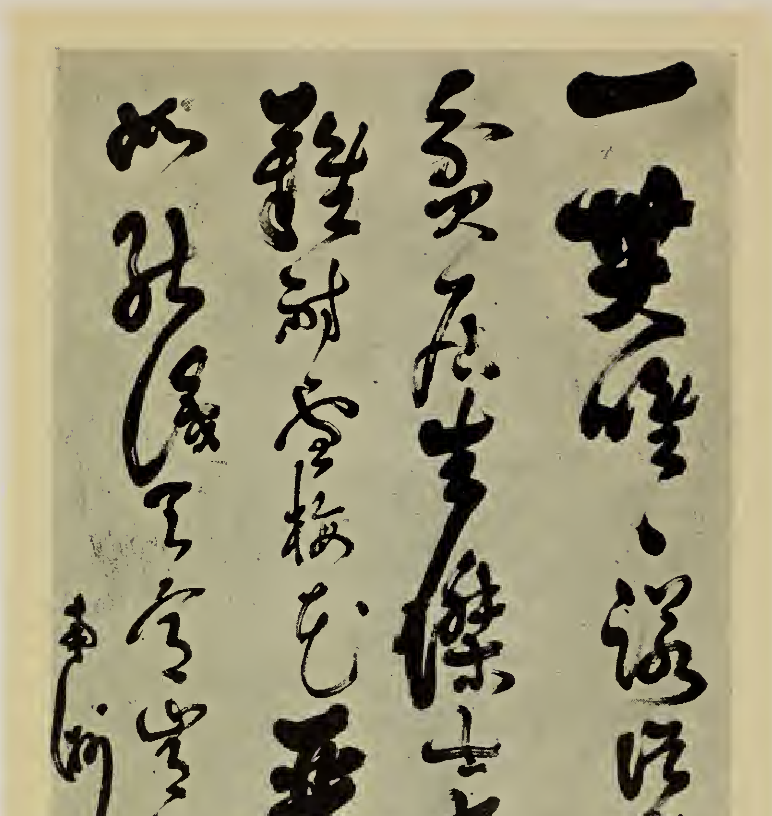
南洲拜



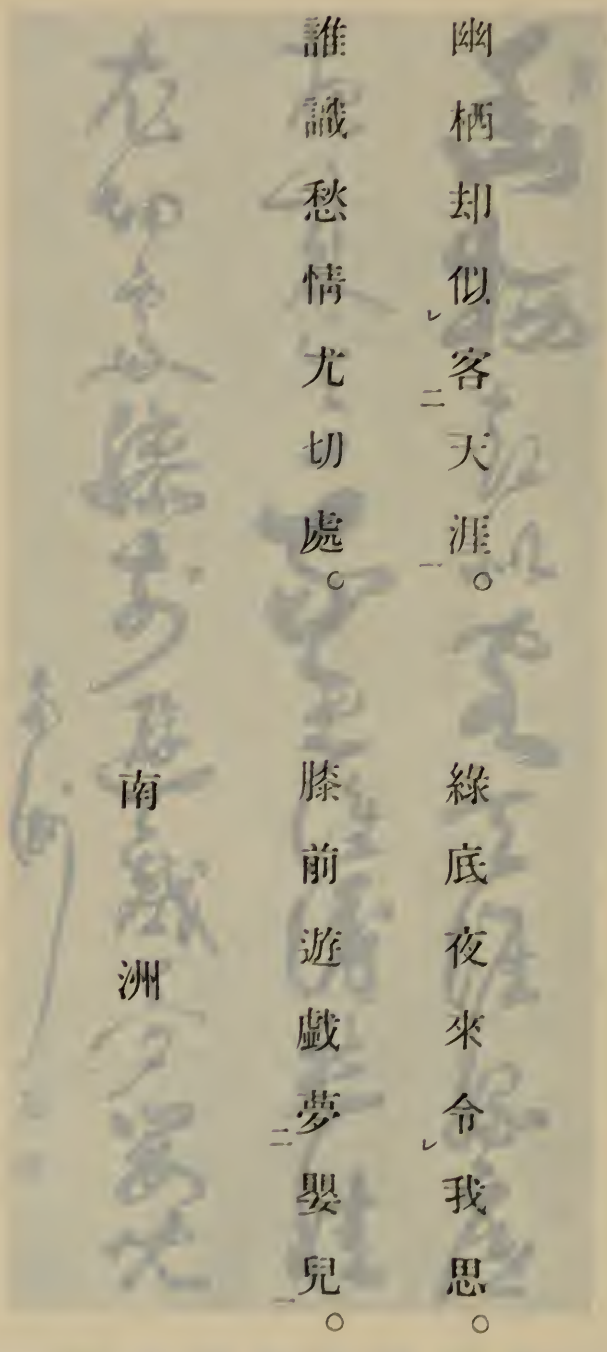
西郷南洲翁の詩書（木場傳內に與ふ）



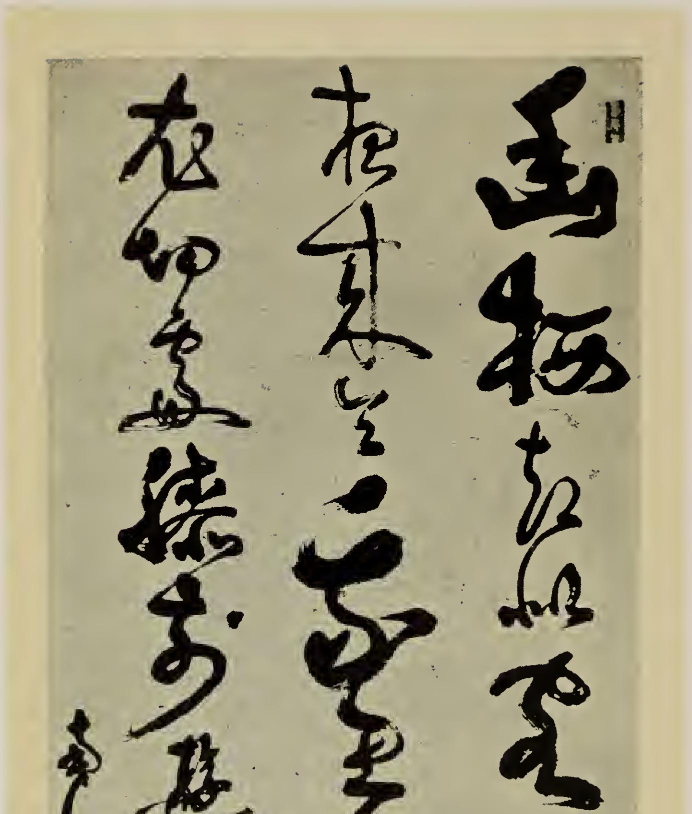
西鄕南洲翁の詩書（市來政直に與ふ）



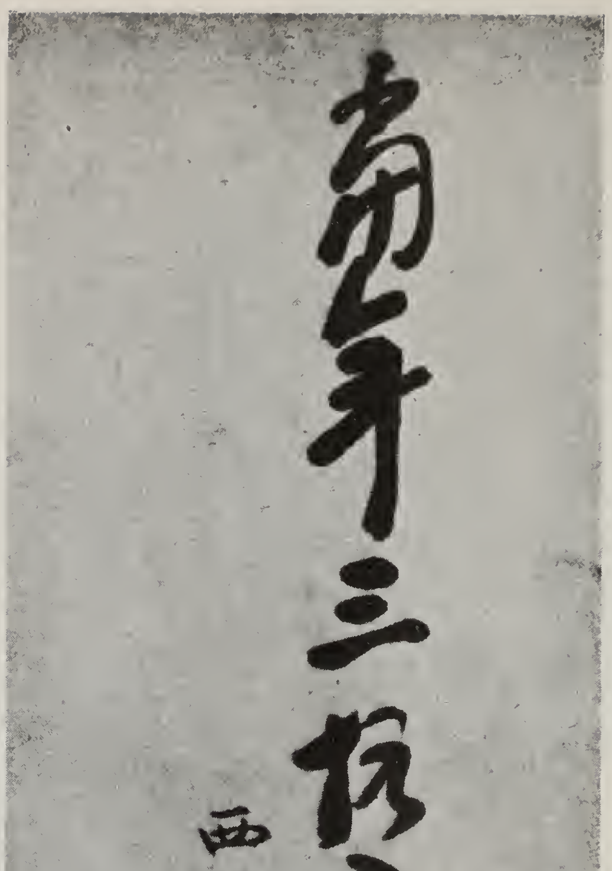
西郷南洲翁の詩書（市來政直に與ふ）



幽栖却似客天涯。　緑底夜来令我思。
誰識愁情尤切處。　膝前遊戯夢嬰兒。
南洲



西郷南洲翁の詩書



西郷南洲翁名札（元治元年）



島津久光侯



毛利敬親侯



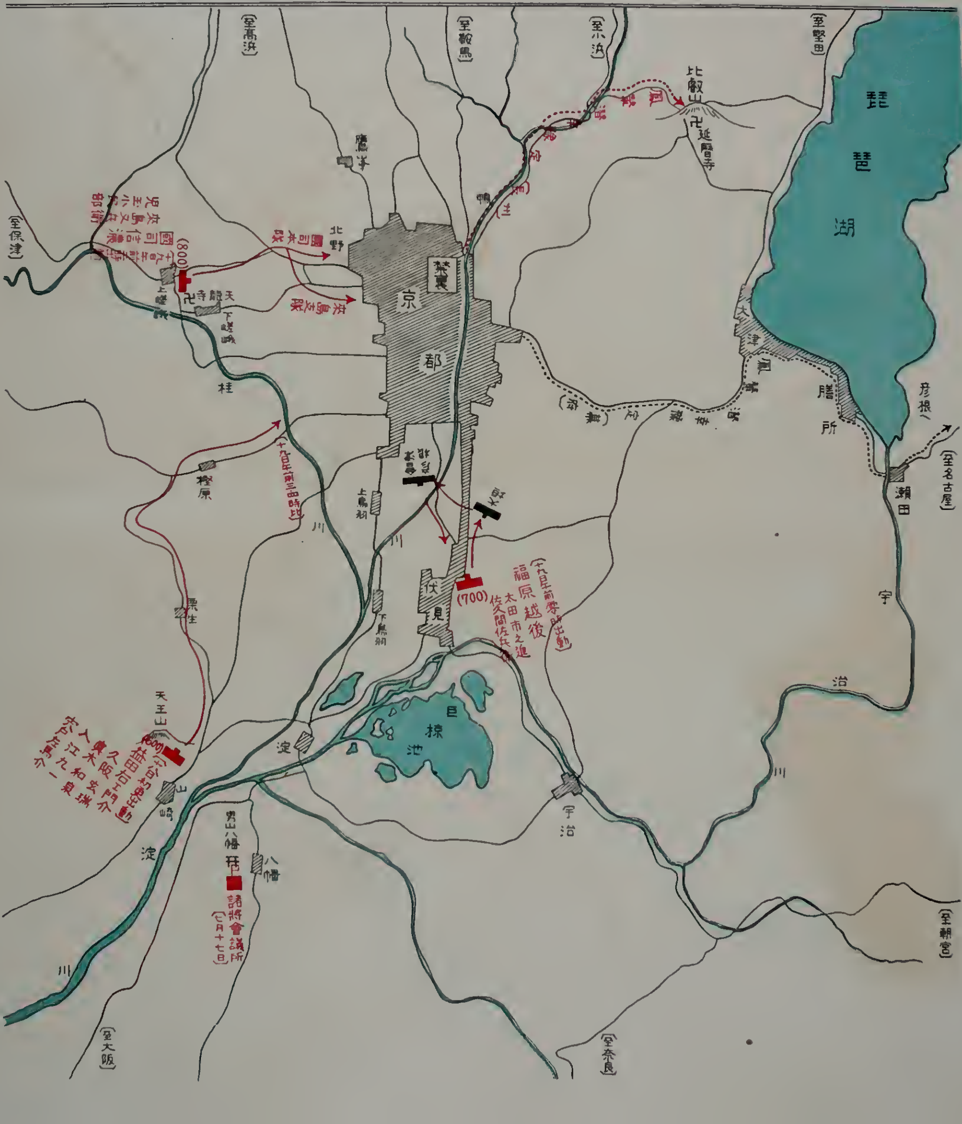
七卿西竄の蓑と三條實美卿筆短册

元治甲子蛤御門事變圖

元治元年七月十八日の形勢

蛤御門事變の前日

凡例	
幕府軍	
長州軍	
市街	
道路	
河川	
神社	
寺院	
長軍進路	
幕軍豫定	
長軍豫定	



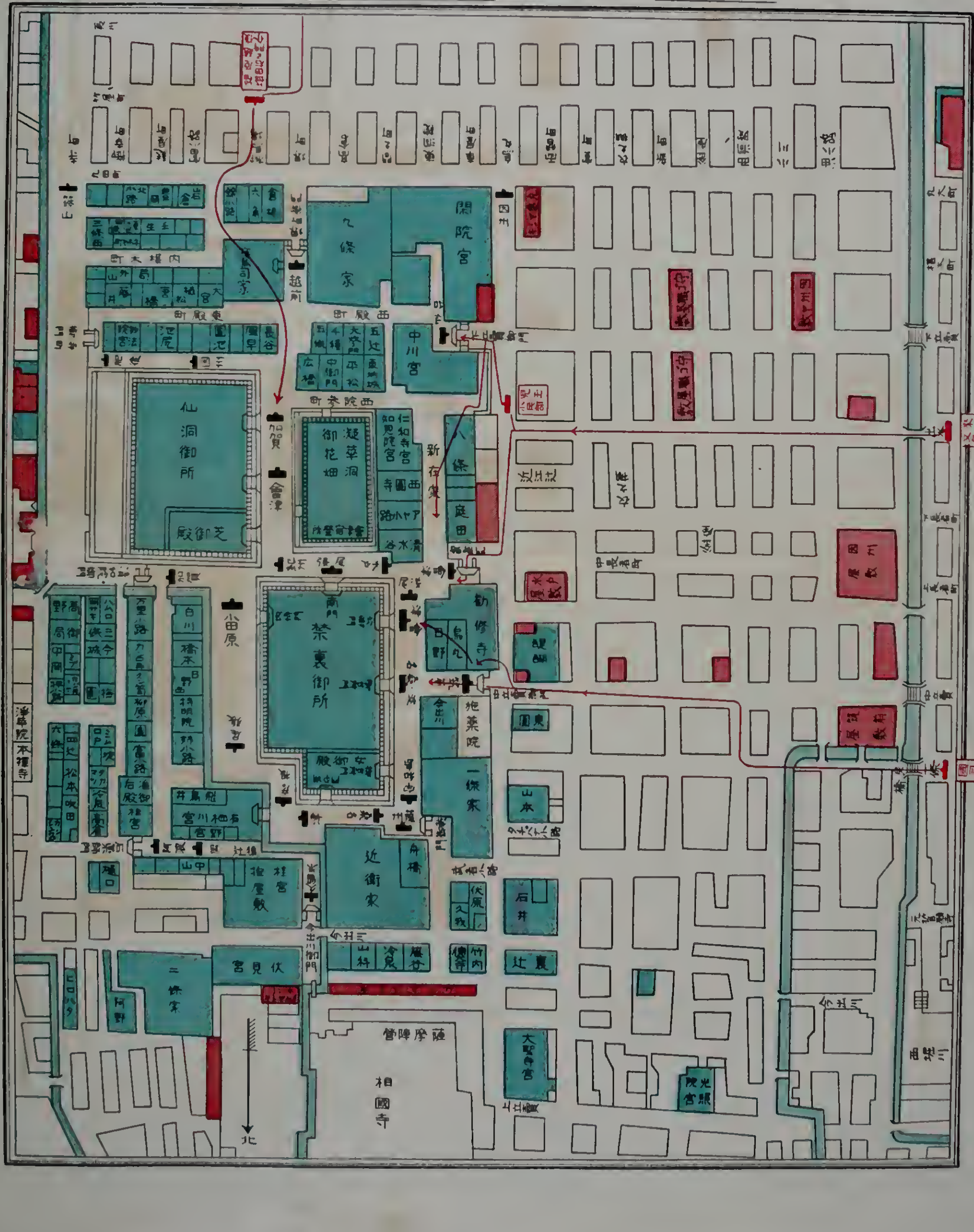
元治元年禁門兵變地圖

元治元年(甲子)七月十九日

幕・長兵備

凡例

宮及門跡 公家屋敷	(teal)
武家屋敷	(red)
堀及川	
町屋	
幕府軍	
長州軍	
長軍進路	



第二巻に題す

尋常一様太平の秋、微風おもむろに、水面を弄して過ぐる朝たには、水黽も戯むれ、目高も浮び、鯉も遊び、誰人も淸淺の流れあるを知つて、別に滄海の深きあるを知らぬ。然れども峽水一たび急湍に迸ばしり、水勢、巖角を裂いて、さくなだりに落ちたぎち、飛瀑千丈、倒しまに懸り、山を搖がし地を震はして下るに逢へば、單り壯鯉の銀鱗を閃めかして、飛沫の間に潛躍するを見るのみ。若し夫れ、黑雲渦卷き來り、雷霆四山に轟ろき、風走り、樹叫び、天地晦冥を極むるに到れば、蒼龍、淵底の夢初めて破れ、雲湧き水騰るの間より、初めて昇天の龍姿を現ずるを見る。勇士、事なければ隴畝に耕やし、事あれば出でて時難を拯ふ。斯く

の如きもの、即ち我が大南洲、西郷吉之助の雄姿ではない乎。

＊　＊　＊　＊　＊

第一卷の西郷は、實に苦難滿喫の西郷であつた。流離顚沛に處したる南洲であつた。併しながら、蛟龍久しく池中の物ならずである。天運、亦た空しく英傑を捨てずである。既に大勢に乘じて、絕海の孤島を出で來れる西郷は、大鵬萬里の翼を張り來つてゐる。彼れも其途を遮ぎる能はず、此れも其脚を捉ふる能はぬ。元治・慶應の風雲を描く第二卷の西郷は、既に彼れの獨擅場である。少なくとも彼れの長養されたる大塊によつて、難局は拓け、時運は進んでゐる。既に天命と時運とに乘じ來れる西郷は、群雄を率ゐて、皇政維新の大道に踏み入つてゐる。壯なる時運と、快なる南洲と、形は正に雲と龍との、それの如くである。

元治禁門の變は、慥かに幕末の一大難局であつた。長州志士は、藩侯の寃を雪がんが爲に、君側の奸を掃ふと稱し、大兵を率ゐて上京し、勢ひは遂に宮門に薄まり、砲火相接するに至つた。之が爲に鳳輦は、將に至尊の御動座を待ち奉つること數次、幕府は彥根に迎へんとし、長州は叡山に奉ぜんとし、幕に與みするもの、長に通ずるもの、形勢の如何によつては、嚮背遽かに決し難く見えた。正か邪か、官か賊か。正必らずしも正ならず、邪必らずしも邪ならず、官・賊辨じ難く、忠・奸岐ち難く、佐幕といひ、勤皇といひ、開國といひ、攘夷といひ、天下麻の如く亂れたる時、悠然、孤島を出で來りたる大西鄉が、從容として迫まらず、唯だ一語、『天朝の命を奉ずるのみ』と叫べるは、その聲雷の如く轟ろく

*　*　*　*　*

を感ずる。唯だこの一語によつて蛤御門の變は治まり、長州征伐は遂げられた。嗚呼是れ、皇國本然の大信念に立ち、大義を踏んで謬まらざる大勇の士にあらざるよりは、爭でか此局を踏んで怕れざるを得よう。

＊　＊　＊　＊　＊

當時、世を擧げて急進過激黨の志士を目して、『暴客』といふ。西鄉獨り、之を遮ぎつて『暴客は日本の元氣』であると爲す。大義に照らして『暴客』を討ち、情誼によつて『暴客』と結び、遂に維新回天の偉業を爲す。跡は巧智の如く映じ、詐謀の如く見えて、併も一人の西鄉を疑ふものなきは、實に彼れが心肝より迸ばしり出づる、至誠の一念の、天地神明に對して耻づるあるなきが爲に外ならぬ。此の時西鄉の双眼に映ずるものは、唯だ君國の危うきあるのみにして、彼れの心肝に橫たはるも

のは、俯仰天地に耻ぢざるの道義のみ。

* * * * *

嗚呼、西鄕の至誠と大勇と、現代人の翁に學ぶべきは、實にこの二點に在つて存する。而してその基づくところは、一に皇國臣民たるの一大信念に外ならぬ。翁は詠じて曰く

朝タニ恩遇ヲ蒙ムリ夕ベニ坑ニ焚カル。
人生ノ浮沈ハ晦明ニ似タリ。
縱ヒ光ヲ回サザルモ葵ハ日ニ向フ。
若シ運ヲ開クナキモ意ハ誠ヲ推ス。
洛陽ノ知已皆ナ鬼ト爲リ。
南嶼ノ俘囚獨リ生ヲ竊ム。

生死何ゾ疑ハン天ノ付與。
願クハ魂魄ヲ留メテ皇城ヲ護ラン。

と。一篇の詠詩、英雄千古の信念を留めて餘りがある。人若し皇國の爲に報ぜんと欲せば、必らず斯の至誠なかるべからずである。而して之を行ふに當りてや、驀直進前、千巖も碎くべく、萬壑も開くべしてある。讀者、請ふ、深く本卷における西鄕の出所に鑑み、深く自ら省みるところあれ。

昭和十二年（丁丑）夏六月十六日　淸風綠葉を拂ふ窓に倚りて

雜賀鹿野識

第二巻凡例

一、本卷は、大正十一年九月十五日發行『日本及日本人』誌上より連載し始めたる『大西鄕と其時代』第一回より第三十二回に至る、大正十三年夏に至る迄の發表に成るものに、新らたに補正を加へたるものである。

一、本卷の主要取材は、大西鄕が出島後の活動を叙するに在り。主として元治元年(甲子)並に慶應元年(乙丑)の二箇年間の行藏を記述したものである。隨つて此の時代における活動の中心となりし、長州及長州志士の行實を詳記するに至つたのは、又た已むを得ざるところである。

一、第一卷は主として薩州を說き、第二卷は主として長州を說く。兩卷を併せ讀む時、始めて皇政維新の原動力となつた、薩長兩藩の傳統及び動向が、明瞭になるであらう。而して之を貫徹する大綱として、如何に我が大西鄕が重きを爲し來れるかをも、双眸に映ぜしむるを得るであらう。

一、本卷の記述は、大綱を元治甲子禁門の兵變と、元治慶應に亙る、前後二回の長州征伐の始末に置いた。讀者は本卷の記述に依つて、如上の兩大事件が、全く大西鄕の意見に從つて左右され結合さ

れ來つた事實を明らかに認識さるるであらう。第一巻の西郷は、全く苦難の西郷であつたが、第二巻の西郷は壯快なる西郷である。天空海濶、今や何ものも、西郷の前進を遮ぎり得るものがない。

一、本巻第一篇は、村田清風及び吉田松陰を中心として、長州藩幕末活動の礎地を示した。讀者宜しく人材の起るや、必らず深く由來するところあるを省察すべきである。

一、第二篇においては、既に天下の輿望を負うて出で來れる西郷の風丰を描いた。蛤御門の兵變における西郷の態度は、現代の人士に、決して昔語りとのみは映らぬ筈である。大義の存するところを把握せる、西郷の進退に、大いに學ぶところあるを要する。

一、第三篇は、長州征伐及び長州處分に於ける、西郷の獨り天下ともいふべき活動振りを說いた。情理兼ね備へた西郷の應接の裡に、既に次に來るべき薩長聯合の萠芽を見るべきである。

一、第四篇は、主として慶應元年の形勢を述べ、長州再征に對する西郷の反對的態度を明らかにした。此時既に西郷の心裡には、倒幕とまではゆかぬが、最早や幕府頼むに足らざるの紀念があり、軈て來るべき勤皇軍の體形が、出でかかつてゐるのを見る。

一、本巻は今より十五・六年前の舊稿なるを以て、不完全なるところは、努めて補正を加へたが、未

だ充分ならざる個所が少なくない。讀者諸賢、幸に之を諒せられよ。

昭和十二年〔丁丑〕六月十三日

近衞公舊邸內風雪莊において

雜　賀　鹿　野　識

第二卷　口繪說明

一、本卷卷頭の題字は、樞密顧問官・明治神宮宮司・海軍大將、有馬良橘閣下が、特に忙中本卷の爲に、謹書し與へられたるものである。著者は平生深く宮司の高潔なる人格に對し、敬仰措く能はざるもの、今ま本卷の爲に題字として、特に　明治天皇御製の謹書を得たるは、著者の心より感激措く能はざるところである。玆に本書讀者と共に、深く宮司の厚誼を鳴謝す。

一、本卷に掲げたる南洲翁肖像は、翁の肖像畫中、最古のもので、今は西郷從德侯爵家の祕藏にかかるものである。此畫は南洲翁庶長子西郷菊次郎氏が、得能良介氏の印刷局長たりし時代、同局雇敎師キヨソネ氏に命じて描かしめしものである。明治十六年〔西暦一八八三年〕の揮毫である。菊次郎氏直話に、此畫の成りし由來が明らかである。

『父は生前寫眞といふものは、唯の一度も取つたことがありません。いや外の方と同列で取ッたといふものもないのです。さアなぜ取らなかつたか分らない。強いて推測すれば、斯る微功だになき肖像を、後世に遺す必要がないといふ謙遜から來た樣にも思はれる。嘗て在職中のことですが、畏ときあたりより、寫眞を取る樣に

との、御言葉もあつたといふことです。併し之れも、其の儘になつて仕舞ひました。今日家に傳へてありますのは、大分前のことですが、親屬のものらが、父の肖像を得たいといふ希望がありまして、已むを得ず、私が其の案を立てた。ソレは、額は誰、眼や鼻や口は誰といふ樣に、一々兄弟や、近親の顏の一部分宛、ツギハギして、どうやら父の俤に似たものが出來た。ところが其の時の印刷局長が得能良介で、是亦親屬の一人ですが丁度此の印刷局に、キヨソネといふお雇教師がありましたので、私の案をば、同氏に託ツて描かせたのが、丈約二尺の洋服半身の鉛筆畫です。これが今世の中に在る、父の肖像畫中、比較的正確のものです。』〔明治四十三年九月廿四日發行『日本及日本人』南洲號中、西鄕菊次郎談「思ひ出づるまま」〕

一、『去ニ來朝野一似レ貪レ名』の詩は、榮達を欲せず、安んじて君國の爲に犧牲となるに、甘んずるの意を詠じたるもので、翁が大島の木場傳內氏に書し與へられたるものである。大正八年、予が木場貞長翁を訪うて、撮影せしものである。

一、『一貫唯唯諾』の詩は、翁の志懷を詠出されたもので、外甥市來政直〔宗助〕氏に書し與へて、訓誨を垂れられしものである。政直氏は、翁の長妹琴子〔市來六左衛門に嫁す〕の長男で、夙く米國に留學せしが、歸朝の後、明治十年の役に、翁に從つて薩軍に投じ、城山まで、生存して奮戰したが、九月廿四日、城山陷落の日、官に降らず、遂に銃殺の難に遭うて殪れた。

一、『幽栖却似レ客二天涯一』の詩は、憂國慨世の志士が、夢魂猶ほ愛兒を思ふの至情を詠じたるもの、一讀人をして暗然たらしむるものがある。

一、西郷吉之助武雄と書したる翁の名札は、三十八歳とあるから、元治元年〔甲子〕出島後、京師奔走中、使用せられしものと覺ゆる。

一、島津久光侯、及び毛利敬親侯の寫眞は、本卷元治・慶應年代に活動せる、薩長兩藩の立役者なるを以て、玆にその肖像を掲げて置いた。

一、七卿蓑及び三條實美卿の短冊は、著者の祕藏に屬する。嘗て五卿が太宰府に在りし際、筑前秋月に屢〻宿せられし某家に殘されたるもので、同地篠原素石翁の祕藏にかかるもの、先年、予が素石翁の知遇を得たる際、翁より予に讓られたものである。文久三年以來、勤皇七卿の身に纏はれ、幾星霜の間、櫛風沐雨の跡、轉た感慨なきを得ざらしむる。

一、元治甲子の兵變二圖は、元治元年京都古地圖により、兵變前日における、長州兵の屯集・進軍狀況と、兵變當日における、幕軍の配備、並に長軍の進路を表示したもので、圖は著者指導の下に、內堀忠利君の描きしところである。圖は完備せりとは云ひ難きも、些か當時の狀況を彷彿せしむる

爲に、茲に掲げた。

昭和十二〔丁丑〕夏六月十四日

鹿野山人識

大西鄉全傳【第二卷】目次

元治變局と長州征伐篇

【第二篇】垂天の鵬翼を張る西鄕吉之助……一七一

第二章　元治變局に處する西郷吉之助

第三章　蛤御門事變後の時局收拾

【第三篇】長州征伐と長州處分

【第四篇】幕末慶應の時勢と長州再征……四六九

【第二巻附載】目次

以上

大西郷全傳【第二巻】―目次終―

大西郷全傳【第二卷】

元治變局と長州征伐篇

鹿野　雜賀博愛著

偉彩ある大人格【卷頭に題す】

偉彩ある人格は、一朝にして成るものではない。幾たびか艱難を經て、志のやうやく堅きを得、久しく風霜を閱して初めて、事に驚かぬ心境に入ることが出來る。洞深うして雲の出づること杳かに、澗曲つて水の來ること遲しで、幾多曲折を經るにあらざれば、大人格の偉觀を現ずることは困難である。

凡そ人物を叙するに當つて、その功業や盛躅や效績や偉勳やを、爭うて求むることは、蓋し抑ゝ末端のことであらう。心あるものは先づその人の勳業の由つて來るところを顧みなければならぬ。志業を艱難の間に察するによつて、初めて人の大を成す所以を明かにし得るであらう。人物を得意の間に見るほど危險なことはない。得意

の時代には、天下を睥睨するの大政治家も、一たび失意に落ちては神經衰弱を起し、悶々として窮死するの例は乏しくない。人物の斤量は、之を失意の境に於いて衡るべきである。

『道を行ふものは、固より困厄に逢ふものなれば、如何なる艱難の地に立つとも、事の成否、身の死生等に少しも關係すべからず。事には巧拙あり、物には出來る人出來ざる人あるより、自然心を動かすことあれども、人は道を行ふものなれば、道を踏むには巧拙もなく、出來ざる人もなし。故に只管道を行ひ道を樂み、若し艱難に逢ひて之を凌がんとならば、彌々道を行ひ道を樂むべし。予壯年より有ゆる艱難にかかりし故、今は如何なる事に會ふも介心せず。是れ予が幸福なり。』

此の一文は、『南洲遺訓』として世に傳へらるるところの一篇中に記さるる一節であるが、南洲が如何に困難の間に身を處するの道を勵んだかは、斷片の間にも窺ふことが出來るではないか。

筆者が南洲の叙傳に託して、大人格の偉觀を世に示すところあらんとする一半の目的は、また實に難境に處して人格を玉成する事業の、如何に至難にしてまた如何に高價なる犧牲を支拂はなければならぬかを說き示すにある。故に此著述の第一卷において、叙するところの西郷南洲は、實にこの難境の西郷であり、失意の西郷であつた。風霜に惱み、波浪に洗はるる吉之助であつた。

*　*　*　*　*

文政十年〔丁亥〕十一代家齊將軍の太政大臣を拜するの年を以て、南洲薩南の一隅に生れてより、十五歲にして

郡方書記役に任ぜらるるまでは、誠實なる勤勉家として、知見を磨く少年吉之助であつた。水野閣老の改革も、仙石騷動も、天下を擧げての大饑饉も、大鹽の兵亂も、蠻社の獄も、遠く大洋の沖に鳴る、潮の流れの音のやうに聞く外はなかつた。二十三歳にして『高崎騷動』に逢ひ、二十四歳にして志士の屠腹を目撃し、二十五歳にして藩主齊彬の襲封を迎へ、二十六歳にして双親を失ひ、二十七歳にしてペルリの浦賀に來るを聞き、二十八歳にして齊彬に見出されて初めて江戸に出で、齊彬の股肱として四方に使ひし、將に大いに志を天下に伸べんとした時代は、實に彼れが玉成の時代であつた。三十一歳にして阿部閣老歿し、井伊大老の擡頭するに逢ひてより、三十二歳にして齊彬を失ひ、月照と海に投じ、三十三歳にして大島流謫の生活を初め、三十六歳にして再たび沖永良部島に謫せられ、三十八歳の二月まで、遠洋の孤島生活を續くる間の南洲は、實に流離顚沛の失意者であつた。第一卷は、此の間における南洲の出處進退を、やや詳らかに叙するところがあつた。いささか山路羊腸の趣きであつて、筆路屈曲、山嶺に登つて四方を大觀するやうな、濶然たる光景に乏しかつた。人をして大人格のいづれにあるやを疑はしめたであらうと思ふが、南洲の人格の大なれば大なるほど、寧ろその全景を顯はすの遲々たるを思ふべきではあるまいか。

　生れて三十餘年の間、幾たびか死生の巷を往來し、人生の凡ゆる辛酸を嘗め、天賦の大器を沈淪の底に磨きあげたる一箇の肥大漢が、回天の偉業を國家亂離の裡に成就すべく、孤島を去つて中原に疾驅し來つたのは、元治元年〔甲子〕三十八歳の二月であつた。三百年の德川幕府を伏見鳥羽の間に討ち、七世紀に亙る封建政治の鐵壁

を江戸に倒し、天皇親政の新らたなる國家政體を以て、東洋に雄飛するの偉業を建てたのは、出島後僅かに四箇年の間のことに過ぎぬ。

本卷において說くところは、翁が孤島を出で、元治甲子の變に續いて起つた長州征伐、及び勤皇勢力の統一合同を策して征長善後に盡したる間の、翁の出所進退を叙述するにある。此の期間は、既に回天の勢ひを爲し、翁の活動を遮蔽する何ものも存在しなかつた。又た存在するを許さぬ急勢であつた。翁の雄姿は、實に巨嶽の如く風雲の裡に聳え、翁の雄飛は、洪波の如く巖角に迸ばしつた。此の間、實に西郷が快心の一幕である。

本文の筆者は南洲の詩的生活を叙しようとは思はぬ。夫は後世大詩人の大詩筆によつて、初めて完成されるであらう。又筆者は南洲の劇的生涯を叙しようとは思はぬ。それはまた後世大作家の大文章によつて、初めて躍動し來るであらう。筆者は南洲の史傳を完成しようとは思はぬ。それはまた別に大史家の大史筆を竢つて、始めて完璧を得るであらう。筆者は一箇の讀書生である。ただ南洲に依つて學ぶところあるのみである。南洲の人格によつて、筆者の學び得たるところを記して、いささか後人に示すところあらんとするのみである。

維新志士としての西郷、人格者としての西郷、それは果して如何なる表現を我等に示すであらうか。遲筆を驅りて、しばらく彼れが後半生を叙べしめよ。

【第一篇】薩長兩藩の勢力勃興

第一章　薩長兩藩勃興の史的傳統

【一】薩長何故に興る（一）

幕府の内部的崩壞

時代は實力の移動によつて變遷する。實力は社會變化の自然性に乘じて、時代を動かす中心となる。ここにいふ實力とは、民族の本來性に根ざす優越したる團體力であつて、社會變化の自然性とは、所謂る人爲的ならざる天理の本然に則する大勢を指ざすのである。

幕府は何故に倒れたるか。薩長は何故に興りたるかの問題も、この實力の移動と大勢の推移とによつて、説明することが出來る。幕府が據つて立つの堅城鐵壁は封建制度である。而して封建制度の建設者、維持者、中心者は武士階級である。この幕府の基礎であるところの武士階級が、自然に衰頽に趨いたことが、抑〻幕府の地位を危うくし、初めた基であつた。然らば何故に武士階級が衰頽するに至つたかといふに、それは多くの史論家が口

を揃へていふやうに、二百數十年に亙つて、久しく打續く太平無事の爲めに、武士の氣力と信念とが弛緩して、遂に武士道が、墮落した結果であるには相違ないが、事實は社會的進化の流れに沿うて、平和的社會開展の必要から、産業の勃興を促がし、生産者が社會の實權を得るやうになつた、社會中心原動力の移動による結果であるとの觀察が下し得るではあるまいか。

武士が墮落した爲めに封建制度が倒れたのであるならば、武士を健康體に復せしむれば、再び封建制度は脈搏を新らたにし來るべきである。嘉永、安政の國難に逢著して、武士はたしかに長夜の惰眠から醒めた。然しながら封建の長堤は、苔むしたる草木もろともに、水流に押し崩されて、流れ去つたではないか。そこに皇國本然の姿を見るが、英雄よりも歴史よりも、より强い社會的進化力が看得される。史家岡鹿門が嘗て、

『干戈を動かさず、視聽を驚かさず、天下の大勢をして、人爲を借らず、自然に幕府を去つて、朝廷に歸せしむ。猶ほ天地言はず、四時錯行し、造化跡なく、百物並び化するが如し。』

と論じたのは、言つて盡さぬところはあるが、此の邊の氣持ちを表現するつもりであつたらう。

櫻痴居士、福地源一郎は、曾て『幕府衰亡論』（明治二十五年十一月）を著はして、德川幕府が十五代二百七十年間、持續したる原因を述べて、左の如く四大原因を揭げてゐる。

諸大名が德川氏に對せるや、陽に君臣の禮を守りて服從したれども、其心中に於て、常に不滿を懷きしは、獨り外樣大名のみに限らず、所謂御家門・御譜代の家筋とても、同樣の事にてありき。然るに慶長・元和以

來、安政・文久の末路に至るまで、公に叛旗を搴げ能ざりしものは、

〔一〕二百七十餘年の久きに因襲せる、嚴重なる慣例・格式・作法・禮儀等にて形而下を檢束し、遂に形而上に及ぼし、天下の諸侯を籠絡したること。

〔二〕此諸侯及び其家臣は、皆其社稷を保つに專なりしが故に、冒險の所爲に涉るを避るに汲々たりしこと。

〔三〕幕府の實權實力は、非常に强盛なりと信じ、他の諸侯は、皆幕府の命令を奉ずるを以て、若し我にして、一朝咎を幕府に得る時は、忽ち滅亡の難に罹るべしと恐れたること。

〔四〕諸侯の妻子は、江戸に住居して、都下の花香風流に慣れ、後宮の驕に國用を費し、其上に參覲交代、諸役の爲に、概ね皆財政疲弊して、事を起すべき程の勢力なかりしこと等、皆其因由をなせしのみ。

と論斷してゐる。故に幕府の衰亡・亡滅に至りたる原因は、右四箇の內實が暴露して、〔一〕諸侯が幕府の籠絡を觀破し〔二〕家國の危うきを捨てて、確然反抗の氣勢を示し〔三〕幕府財政の破綻を洞見すれば、諸藩に倒幕の勢ひを生じ、幕府は脆くも倒壞すべき運命にあつたことは云ふまでもない。玉山自から倒る。人の推すにあらずであつた。

* * * * *

嘉永六年〔癸丑〕、米國水師提督ペルリが百世開かざる封建の鐵門を、ほと〳〵と打ち叩いた時、幕府政治家の心膽を寒からしめたものは、浦賀灣頭の黑船よりも、却つて幕府內部の窮乏の甚だしいことであつた。時の閣老

阿部正弘が、水戸烈公に祕密の文書を示して、政府内の紊亂窮狀の一半を打明かした時には、流石の烈公も愕然色を失したと傳へられてゐる。その以後烈公の攘夷論は頗ぶる鈍つて、半戰半和論に變色せざるを得なかつた。當時の勘定奉行たりし川路聖謨が、阿部閣老の意を受けて、藤田東湖に與へた書中にも、

川路聖謨より藤田東湖に贈るの書（嘉永六年七月）

（上略）然者、過日ハ老君樣（水戸齊昭）御登城被レ爲レ在候テ、扨々難レ有御事ニ御座候。右ハ私輩ハ勿論之儀、阿閣老ニ於テモ、殊之外ナル難レ有ガリニテ、老君樣之御登城ニテ、一安心ト申候テ、イカ計リカ心强奉レ存候樣子ニ御座候。（嘉永六年七月三日齊昭登城、政治參與の命を奉じ、之より隔日登城す）右ニ付テハ、別而河内守私打寄候テ、コレニテハ世上ノ人氣モ靜ニ相成候儀ト大悅仕、トリ〴〵申候儀ニ御座候。乍レ恐御苦勞被レ遊候ハ、萬々ニ可レ被レ爲レ在候得共、御登城ニ付テハ、先達而以來、阿閣老ヨリ被二申上一候御勝手御入費之事ナド、祕中ノ祕ニ御内慮等被二相伺一候事ト奉レ存候。右ハ申上候迄モ無レ之、思召ヲ以テ、御登城之事被二仰進一、海防之事萬端御内話有レ之、扨海防ト申候得ハ、富國强兵勿論之義ニ付御勝手向内密ノ事ヲモ打明、御咄不レ被二申上一候テハ、内外御分リモ被レ成兼候故、御物語被レ及候事哉ト推察仕候間、右等之事、外々ヘ漏泄仕候次第ハ無レ之事故、極々之祕密之事ト被二思召一候樣奉レ存候、定テ阿閣老ヨリモ無二如才一被二申上一候事トハ奉レ存候得共、別段御懇篤之御沙汰共、段々被二成下一候事ニ付、不レ顧レ恐御内々申上候。扨又右之書面類

御覧被レ遊候ハバ、コレハト御驚モ被レ遊、一體之事情モ、直ニ御承知可レ被レ遊候。右之御勝手之樣子ニテハ、外國ト戰爭イタシ、縦令御勝利ニテモ、一年トモチコラヘ候義ハ、出來申間敷ト奉レ存候間、薪ニ臥、膽ヲ嘗、上下一致イタシ候テ、十年ノ末ニハ、是非御國力ヲ復古イタシ、御武威相立、攘二夷狄一尊二王室一〔是れ即ち水戸藩尊攘の語義〕候ト申候征夷府之御職掌、明ニ相立候樣仕度モノト、毎度私輩エモ、阿閣老嚴敷垂誡有レ之候儀ニ御座候。右之譯故、此節ハ迚モ被レ成方無レ之次第、外ヨリ御覧被レ遊候トハ違ヒ、奥フカク内輪之咄ヲ御承知被レ遊候テハ、容易ニ戰爭等ハ難二相成一、今般墨夷之事、穩ニ御取計可レ被レ成トノ御趣意、實ニ無二御餘儀一御間然被レ遊候儀ハ不レ被レ爲レ在候儀、折ニフレ御示シ被二成下一候ハバ、老君樣ノ御沙汰ハ、世人如二龜著一仕候事故、天下之人氣モゲニモト、靜ニ相成、御取締モ相立可レ申哉。コレハ老君樣ニ於テ、若哉乍レ恐御迷惑ノ御事歟ハ不レ奉レ存候得共、人氣ヲ服候儀、公邊之御爲、第一ニ御座候間、何卒右之御含被レ爲レ在候樣、奉レ存候〔下略〕

と述べてゐる。書中の口吻より察する時は、當時、筆頭の攘夷論者たる、水戸烈公の鋭鋒を、如何に寛和せんかに努めたかが洩れてゐる。

謂ふところの要領は、十年間武備充實を行うて、然る後ち戰爭しよう。今は金がなくて困るといふのである。單純な主戰論が、國家の爲に危殆を生ずるのは、申すまでもないとして、かかる優長な非戰論、即ち屈伏論が國家に禍害の因を撒くのも、同一の危害があるといはねばならぬ。阿部閣老の老手、川路奉行の隱猾、共に實務家

の好手本といふべきである。

流石の烈公も、幕府の內政窮乏を見せつけられては、些か鋒先が鈍ぶらざるを得ぬ。マンマと阿部の催眠術にかかつたと見えて、これから『內戰外和主義』などと言ひ出すに至つてゐる。

烈公が春嶽に與ふるの書中に、明らかに名刀が鈍刀に變じたよろめきが現はれてゐる。

德川齊昭より松平春嶽への返翰〔嘉永六年八月〕

兩度貴書令披閱候。如諭新涼相催候處、益御勇猛何寄之事に存候。扨て御建白云々數々拜見被仰付候へども、未貴書は　上覽に相成居候哉。若又御役々熟覽致居候哉。未だ拜見不仕候。何れ其中には拜見被仰付候事と存候。如何樣御明論候哉。早く拜見仕度事に存候。和を唱へ候人と、戰を唱へ候人と、區々にて、指支申候得共、拙老は內戰に外和に致し候方と存候。內さへ戰に覺悟いたし置候へば、外は和を以なやし、夫にて先より兵端を開候とも差支は無之、若承知にて歸帆候得ば、尙々之事と存候。何れにも處々より雨の如く封書出、晝夜見候得共、中々兩眼引足り不申候。乍略儀兩度之御答、一度に申進候。御海恕可給候也。

八月十一日夜卽刻

二白。おろしや、いきりす、ふらんす、あめりかを敵に取り申候御時節、實に天下の安危、此時と恐入申候。廿年前より追々申上候通りに相成候へば、ケ樣之事は有之間敷、萬々一有之候而も、格別に被成候

方もよろしく候處、今大病人受取候樣にて、匕を投候外無レ之候。貴兄にて拙老之代り御勤被レ下度、拙老今になり何良策も無レ之、日夜心配計に而、御免願候より外、良策は有レ之間敷と、實に恐入申候。御引移りも近々と奉レ存候へば、其上に而は、何卒御免に仕度事に候。已上。

烈公の『內戰外和』といふのは、『內に戰ひの決意を有して、外に和意を以てする』といふので、內外共に戰意の磅礴たるものありて、而して正道を踏み、正義を推すところに眞の外交があるのに、烈公が天狗とおかめの兩面を被り出したところに、旣に正弘の投藥の利きめが現はれて居り、『今になつてこんな大病人を擔ぎ込まれたのでは、手術の施こしやうがない』と匙を投げ出してゐるところに、ひどく魔術に幻惑された跡が見える。

和戰兩樣の策といへば、和に傾むくが人情、阿部閣老も、松平春嶽も、同意見であり、一番頑固親爺の烈公が軟化して來たとすれば、最早や、廟堂の大策は、和親に決したりと斷じてもよい。それが幕府財政の窮乏より來てゐるとすれば、幕府の大殿堂も、旣に白蟻に柱の髓まで穴を明けられてゐると見なければならぬ。ここに自から幕府の倒るべき運命が見えてゐる。

* * * * *

如何なる大政治家があつても、旣に實力を失つた幕府を救ひ得べくもない。阿部のごとき圓轉滑脫の政治家や、井伊のごとき英斷果決の政治家が、幾十百人出でたりとて、遂に大廈の倒るるを支ふべくもないのである。

幕府が次第に大勢に逆行しつつある一方に、大勢に順應して、次第に進潮に乘じて來たものは、即ち薩長であ

つた。新擡頭の國家勢力を代表すべき地位に立つた薩長であつた。薩長そのものは、決して封建制度に代るべき新國家力そのものではなかつた。寧ろ封建そのものの一土塊である。彼等が最初の運動を起した觀念は、皇國精神、及び正義觀念に立脚しての勤皇運動には相違なかつたが、實質的には、幕府實權の爭奪であつた。實力なき德川幕府を倒して、實力ある薩州幕府、若しくは長州幕府を更立する考へに外ならなかつた。幕府そのもの、封建そのものが朞年ならずして倒れようとは、安政度においては、彼等自から夢にも思はなかつたところであらう。

【二】薩長何故に興る（二）

中岡の薩長勃興論

ただ薩長が據つて立つたところのものは一の實力である。『外より御覽被レ遊候とは違ひ、奥ふかく內輪の咄を御承知被レ遊候ては、容易に戰爭等は相成難く候』（川路聖謨書簡）などと幕府が腰の弱いことをいつてゐる間に、生麥に英人を殺し、鹿兒島に英艦を擊退せしめたものは薩藩であつた。馬關において英・佛・米・蘭の四國艦隊に砲火をあびせかけたのは長州であつた。暴擧といへば、これほどの暴擧はないが、幕府の敢て爲し得ざるところ、他藩の敢て行ひ得ざるところを、一步ふみ出して、一擊を與ふるところに、實力の確信が仄みゆるではないか。先んずるものは人を制すといふが、ただそれだけの空景氣ではない。爲し得るといふ自信が、彼等をしてか

かる暴擧に出でしめたのである。國は艱難の間に興る。薩長の大いに興り來る衝動は、彼等が千思萬考せず、咄嗟の間に時勢に突入して、闔藩の難事を、山と背負つて立つたところにある。

中岡愼太郎が、

『自今以後、天下を興さん者は、必らず薩長二藩なるべし。吾思ふに天下近日の内に、二藩の命に從ふこと、鏡に掛けて見るが如し、而して他日國體を立て、外夷の輕侮を絶つも、亦此二藩に本づくなるべし。』(初稿時勢論)

と斷言し、土佐藩の徒らに議論を好んで、實行の遲るるを長太息したのは、實に薩長兩藩の、事を外敵に構ふるの勇氣を稱してのことであつた。

彼れは『敵國外患は天下の名灸なり。』と喝破して、徐むろに薩藩の興る所以を說いていふ。

『其證據と云ふは大箇條二つあり。一は生麥の擧也。計らざるの事と雖も、其國に益あること實に夥し。是より亥七月、鹿兒島の戰爭を引出し、一旦の和は心外なれども、薩藩の興る、全く此戰爭に基く。是よりして一國大憤發、是非々々、此大恥を雪ぐといふものにて、人材登庸、武備充實の論となり、西鄉隆盛を島より取出し、忽ち執政の場を預けられ、其他、三州の中に人材の者あれば、輕き輩にても執政にするといふ國論定まり、海陸の備、日々に出來、國政も大に一新し、實に目を覺まし申候。』

* * * * *

中岡が壯語するほどに、薩藩の步調が一步亂れずと斷言し去るほど、國論が一定してゐたとも思はれぬが、一藩の士氣が、沖天の勢をなしたことは、まさに彼れの稱揚するところに僞りはなかつた。長州のやうに、疾きこと風のごときの敏捷さはないが、鈍重ながら、ゆら〳〵と、巨巖の動き來る威力があつた。中岡は轉じて、英氣颯爽たる、長州の面目を論じていはく、

『又一箇條は長の事なり。馬關の戰爭を開き、京師の變動を生じ候より、內外大難一時に迫り、外は夷に和し、內は天下數萬の兵を引き受け、遂に內輪の戰迄に至り候へども、木戶孝允、高杉晉作の如き、昨年英國より歸りし井上馨、伊藤博文の如き、國君を輔佐し、處置宜しきを得候より、國論大に一定し、諸事益〻一新し、二國の人民悉く必死逃がれざるの地位に入る。是に於て士氣益〻着實に赴き、武備日に整ひ、此頃は議論なくして實行と相成、悉く國中大勢を一新し、砲銃の隊のみになし、銃はミネヘール、砲は元込長玉等にて、兵制悉く改まり、又騎馬隊も頗る盛也。國中に每日大隊調練有レ之、先づ一日に大抵四十五六大隊位は立たざる日なし。實に其勢當るべからず。此一事は全く戰爭の功にして、他藩にて如何樣に仕度ても出來ぬ事に御座候。薩と雖も、是に於ては一步讓らざるを得ず。且つ國內處〻水車場を築き、砲銃を製し、ミネヘールも日々製し、海軍も亦大に盛にせんとす。』

中岡の見は、實に金的に中つてゐる。『其跡或は無略に似て國に益なきことありと雖も、時勢一層一層運び、遂に天下を干戈の世となし、自藩をして逃ぐ可からざるの死地に入れ、天下大有爲の基本始めて立てり。』と論じ

てゐるのは、當時の勢ひを察して、鏘々として聲あるの名言である。中岡の見たる薩長は、慶應一二年の薩長であつて、時勢大回轉の運命は、間髪に迫まつてゐた。兩藩の士氣が、白熱の最高點に達してゐる時であつた。當るべかざるの猛威は、中岡をして快事二藩によつて成ると叫ばしめたであらうが、靜かに薩長勃興の由來するところを顧みる時には、そこに悠久なる過去と、不斷の錬磨とが、累積されてゐることを發見するであらう。人は先づ、冷やかに兩藩の過程を點檢する必要がある。

【三】薩長何故に興る（三）

薩長の復讐的傳統

多くの場合において、人間を左右するものは、理性よりも感情である。充分に理性が發達して、終始一貫、論理的に行動してゐると信じてゐても、他人から見れば、理論そのものが感情の支配を受けてゐる場合が多い。幕府と薩長との幕末維新を背景とする離合集散が、矢張りこの原則の支配を受けてゐる。天下三百の諸侯が嚮背に迷つてゐる時に、薩長が尊攘の大義を振り翳して、幕府の眞正面から斬り込んで來たのは、薩長が時勢に先んずるの明があつたといふよりも、先んぜざるを得ぬ舊恨が發したのであると見る方が、眞相に近くはあるまいか。尊攘の大義が薩長をして起たしめたのであるか。薩長が尊攘の大義を振り翳したのであるか。前後の關係を誤まつ

てはならぬ。薩長が動き出したのは、勢ひを中原に伸ばさうといふ動機から出てゐる。勢力伸張の衝動は何から起つたかといへば、歸するところ復讐の觀念に根ざしてゐる。彼等自からは知らず識らずの間に伸展してゐて、明かに復讐の精神が念頭に浮んでゐたのではないといつても、遠い祖先から流れ續いてゐる復讐的の精神が、彼等を維新の際に活躍せしめたことを否定は出來ぬ。彼等は復讐を自覺してゐなくても、彼等の背後に復讐の亡靈が風のやうに彼等を煽つてゐる。

薩長が强いといふのは、此精神的基礎があるからである。薩摩武士道が、關ケ原の一敗に根ざしてゐることは第一卷の劈頭において詳しく述べて置いたから再言はせぬが、多年薩摩青年が、『曾我物語』と『義士傳』とを以て離すべからざる教科書として、愛讀し、味讀し、色讀して止まなかつた動機は、復讐の心理が、最も强く彼等を動かしてゐたからではなかつたか。『倶に天を戴かず』の怨恨が、葵の旗にかかつてゐる。

*　*　*　*　*

三葉葵にかかる怨恨は、長州においても亦た之れを見る。毛利輝元が家康渝盟の罪を鳴らして、關ケ原に敗ぶるるや、元就の開拓による、山陽・山陰十三州の封土は、一朝にして削られ、僅かに防長二州の小藩となつた。そして靺鞨の寒風に面する、北海の一寒村たる萩の邊城に、二百餘年、十六代の命脈を繫ぐの外はなかつた。そこに絕えんとして絕えず、綿々として殘るものは、唯だ一つの怨恨である。

何時の頃よりか、萩の城中に一つの慣例が殘つた。それは正月元旦の賀儀である。萬里同風、四海新たなるの

旦、髪を清め、襟を正しうして、家老先づ進んで君公の越年を祝する。一應の賀辭が濟むと、殿様は口を開いて『時は如何であるか。』と問ふ。家老は『まだお早うムりまする。』とお答へに及ぶ。問答はこれだけである。毎年毎年、同じことを繰り返へしてゐる中に、毛利家元朝の一儀式となつて、殘つたものと察せられる。後世に下つては、問ふ人も其意を知らず、答ふる者も其義を解せずなつて、事は一の形式として傳へられたが、是れ明らかに徳川復讐の一擧を暗默の間に語るものではないか。惜しむらくは、此の儀の作者の名を逸したが、祖先の怨恨を年々に新らたにしようとする繼續的意志が、作者をしてこの名案を作さしめたのであらうと思はれる。

長州の大政治家村田清風が、毛利敬親に、文武を奬勵する建言の中に『時は今、勢ひは御上よりの事』といふの一條があるが、これ實に、ペルリが齎らした太平洋の海風に、葵の旗が、ヒラ〳〵と搖らめき出した時であつた。『時は今』の一語、果して何事を物語るか。意は言外に漲ぎつてゐるではないか。

* * * * *

薩、何が故に武を山野に錬るか。長、何が故に志を邊海に磨くか。他年一朝事あるの際、祖先の怨みを報い、封土の恢復を必期するからではないか。文武兩道の鍛錬によつて、久しく實力は培はれてゐる。幕末維新の回轉期に際して、兩藩の健兒たる者、地を蹴つて起たざるを得ないのである。

蓋し維新の原動力は必らずしも薩長に限らぬ。或は土佐を加へて薩・長・土といひ、更らに肥前を加へて薩・長・土・肥とも稱するが、土・肥の勢力は遙かに薩・長に劣り、殊に肥は江藤、副島、大隈、大木によつて、僅

かに明治に入つて、一部の勢力を占め得たに過ぎぬ。

土佐の容堂は當時賢侯の一に數へられた人で、齊彬・春嶽に次いで幕末の政局に馳驅するに足る器量を有してゐたが、その意見は終始『公武合體論』を脫することが出來なんだ。それは單に容堂が時勢を見るの透徹眼が乏しかつたといふよりも、頼山陽によつて

隔二離兒女一死生關。際二會風雲一向背間。

一條笠繫八行字。傳得海南千里山。

と謠はれた、山内一豐以來の、德川に對する恩惠的觀念が、彼れをして、佐幕論以上に出でしめなかつた原因であらう。

山内家の祖、山内一豐は、遠江國掛川城主で僅かに六萬石の領主であつたが、關ケ原の役、率先して家康に投じ、土佐二十四萬石に賞封せられたのである。當時一豐夫人は事の急なるを察し、一封の密書を一豐に與へ、向背を決せしめたと傳へてゐる。夫人は密書を八行に裂き、笠の紐の中に卷き込ませて、急使を一豐に馳せしめたといふ。山陽が『一條ノ笠ハ繫グ八行ノ字。傳ヘ得タリ海南千里ノ山。』と冷評したのは、此の事を指ざしていふのであらうが、一豐ほどの人物が、女房の智慧だけで出世するものでもなく、又た家康が、細君の手柄で、土佐一箇國の大封を與へるものでもあるまい。

山内容堂は一種の豪傑である。甘んじて他人の頤使を奉ずる人物ではない。嘗て藤田東湖が容堂をその藩邸に

訪うた時、『先づ一杯』と盃を與へ、酒間、戰國の群雄を論じ、側らなる御用役小南五郎右衞門を顧み、

『予、若し戰國時代にあらば、誰れに擬すべきか。』

と、問うた時、小南が、

『されば、恐れながら毛利元就かと存じます。』

と、大いに褒めたつもりであると、容堂は、

『吉田元吉ならば、織田信長といふところだ。』

と、甚だ不興であつたといふ。自から亂世の信長を以て居る位の容堂であるから、幕府の命維れ從ふ男ではないが、慶應三年〔丁卯〕小御所會議となつても、尙ほ未だ親幕觀念を捨て得なかつたのは、一豐以來の恩惠的觀念が蟠かまつてゐたからに外ならぬ。

東湖に對して容堂が、

『當今、諸侯の勤めと申すは、何であらうか。』

と一問を發した際、東湖がすかさず、

『先づ御謀叛でござらう。』

と放言したのに對して、

『東湖、醉うて大言するか。』

と愕ろいたところが、早くも薩・長に一籌を輸してゐる。東湖が更らにおつかぶせて、

『私の主人烈公も、時には外樣大名であつたらと、思はるることもござらう。』

と、御三家では仕事が出來ぬと、臭はせたのは、必らずしも酒間の壯言のみではない。

慶應三年〔丁卯〕に、西郷が久光の意を享けて、土佐に行つた時なども、

『土佐は薩長と違つて、德川家には恩義もあるからに、一概に倒幕に贊成もなり兼ねるぞョ。皇國の爲め公論を以つて盡力することとなれば親藩と雖も勤皇の爲めに盡さねばならぬ。況んや外藩においてをや。』

との意を洩らしたほどであつた。容堂は土佐の國狀を萬々承知してゐるから、薩長と幕府との間に立つて、別に一新境地を拓かうとの考へから、斯くは西郷に答へたのであらうが、それだけ土佐の腰に弱味がある譯である。

【四】薩長何故に興る（四）

封建傳統の餘勢

勤皇の論は京都を外にして、先づ水戸を倡首とせなければならぬが、御三家の一であつて、同じ葵の紋どころを肩にすることとは、戟を逆まにして倒幕の軍を興し得ざらしめた。矢張り『血は水よりも濃し。』であつた。幕閣井伊大老を雪中に屠つても、流石に德川家を覘ふ者は出でなかつた。會津藩にも、桑名藩にも、越前藩にも、紀

州藩にも、尾張藩にも、それ〴〵得易からざる人材を擁してゐながら、傳統は彼等をして時勢に逆行し躑躅せしめてゐる。彼等の人材をして、若し地を代へて薩長にあらしめたならば、彼れまた尊皇倒幕の旗下に集まつて、時勢の先驅者となつたであらう。實に封建傳統の餘勢は、人物の自由なる創造的躍進を妨げるの、大なるものであるといはなければならぬ。

會津藩主松平容保は、文久二年〔壬戌〕年僅かに二十八歳を以て、京都守護職の大任に就き、朝幕の間に立つて、大いに善處せし人傑であつた。殊に彼れは資性謹直恪勤にして、勤皇の志にも篤く、その在職中の進退は、穩健著實にして、よく京都の治安を維持して、公武の一和を謀つたことは、その功沒すべからざるものがある。

文久三年〔癸亥〕、勤皇公卿の躍起運動が起つた時、進んで宮廷を守護し奉つた功績は、當時、孝明天皇の會津藩に降されたる、

孝明天皇御宸翰

堂上以下、疎暴論、不正之所置、増長ニ付、痛心難レ堪、下ニ内命一之處、速ニ領掌、憂患掃攘、朕存念貫徹之段、同共方忠誠深感、悦レ之餘、右壹箱遣レ之者也。

文久三年十月九日

とある御宸翰によつて彰明較著である。

容保に御下賜あらせ給へる『右壹箱』とある御製には、

たやすからさる世に武士の忠誠のこころをよろこひてよめる

和らくもたけき心も相生の
　まつの落葉のあらす榮へん
武士とこころあはしていはほをも
　つらぬきてまし世々のおもひて

と詠じさせ給うてゐる。

容保が勤皇の精神に一點の疑を挾さむの餘地なく、又たその家士にも西郷頼母〔近悳〕の如き、秋月胤永〔葦軒〕の如き、田中土佐〔玄清〕の如き、神保修理〔長輝〕の如き、諏訪伊助〔頼德〕の如き、其他人材は擧げて數ふべからざるほどであるが、奈何せん、任は幕府の命ずる要職であり、二百餘年に亙る德川氏の恩遇は、義に堅き會津武士の忘るる能はざるところ、如何に時勢が時勢であるとはいへ、牛を馬に乘りかへるわけに行かぬ。いはば役廻はりが惡かつたといふの外はない。

桑名藩主松平定敬は、酒井若狭守〔若狭國小濱藩主〕の後を享けて、元治元年〔甲子〕京都所司代に任じた人で、美濃國高須藩主松平義建の第七子、實は會津藩に入つた松平容保の實弟である。京都守護職は幕末の危局に際して設けられたものであるけれども、京都所司代職は曩祖徳川家康が諸侯を配置したる際、宮廷の守護に當らしむる爲と、關西諸豪の雄鎭として、夙に配置したもので、その任の重きこと固より論ずるまでもない。故に之に任ずるものは、親藩・譜代を以て之に充て、彼の有名な板倉勝重〔三河國の人〕は慶長六年〔辛丑〕五月、家康が初めて京都所司代を置いた時に、初代所司代に任ぜられたのであつた。其子板倉重宗も亦た名所司代と謠はれた人であるが、その職掌及び傳統の、幕府と重大關係あることが、定敬及びその家士の活動を、佐幕的ならしめたことは、又た是れ是非もない。

* * * * *

越前藩主松平慶永は、田安齊匡の子として生れ、松平齊善の嗣子となつて、福井藩三十二萬石の領主となつた人である。田安家は田安宗武の後で、御三家に繼ぐ、御三卿の一家であるから、徳川家との關係は、親藩中の親藩といはねばならぬ。資性聰明の人で、その家臣にも中根雪江、毛受鹿之助、酒井十之丞の如きがあり、就中、橋本景岳〔左内〕の如き逸才も出で、嘉永・安政度には、水戸齊昭、薩摩齊彬と共に鼎足の形を爲して活動したが放れ馬のやうに自由に荒野を奔馳し得なかつたのは、亦た是れ對幕府の傳流的地位の爲に外ならぬ。

尾張藩の松平慶勝は、勤皇に志篤く、紀州藩の活動も見るべきものがあるが、御三家の家柄とありては、德川に正面から弓を引く譯にゆかぬ。要するに人材の有無よりも、傳統の力が如何に重きを爲したるかを、度外視する譯にはゆかぬのである。

*　*　*　*　*

筑前藩には平野國臣があり、柳川には眞木和泉があり、早く藩を出でて京師に奔走し、衆に先んじて勤皇の大義を倡道したけれども、彼等は實力の背景をもたなかつた爲めに、大なる勢力となることが出來なかつた。彼等はいはば思想的維新家であり、單獨的勤皇家である。平原の中に天を摩して立つ喬木のやうに、道を走るものの目標となり、先導とはなつたが、彼等自らは一箇の團體的勢力をも有しなんだ。

ここにおいて乎、勢ひは薩長に集まらざるを得ぬ。京都において岩倉、民間において阪本・中岡が薩長勢力の合一を實現するにあらざれば、回天の偉業は成り難しと考へたのも、智略的術數ではなくして、自然の大勢であつた。岩倉は長よりも薩に傾むき、三條の長に依るのと相對立するの形があつたが、『薩長二藩の上京は、三百年來絕無の義擧にして、國史上千古滅せざるの忠節と謂ふべし。』といひ『幕府の羸弱、未だ其形を外に見はさずして、凶焔仍ほ薫灼たるの時に當り、挺然介立して大義を天下に首倡せしものは薩長なり。』といひ、兩藩の合同を以つて、時務策の第一としたくらひであつた。

【五】薩長何故に興る（五）

薩は山巓、長は山麓

中央政治舞臺に乘り出した長州の出發點は、遙かに薩州に後れてゐる一代の大政治家たる島津齊彬が、早くも江戸の中央政府に應酬して、抑しも抑されもせぬ一敵國を爲したのは、嘉永安政度のことで、薩の勢力は四方に懼れを懷かしめた。齊彬が阿部閣老と腕を組んで天下の政治を左右したあたりは、慥かに薩の爲めに萬丈の氣を吐くの觀がある。當時齊彬の政治的器局は、遙かに烈公春嶽に卓越するものであつた。『他日幕府を倒すものは、必ず薩なるべし。』とは水野忠邦が齊彬の器量を推しての危惧であつたが、阿部が水野の忠言を耳にしながら、薩と相乘りで水戸を制して行つたところは、阿部も亦た流石に一種の器量人であつた。

齊彬一人が卓越した人物であるにしても、薩藩の全藩民が中原に乘り出したのでなければ、以て薩の地位を優越視する譯にはゆかぬといふ人もあらうが、封建時代の藩力は、君侯の優劣が大勢を支配することを如何ともしがたいのである。封建の政治的組織が、英雄を中心とすることは、やがて君侯の優劣が、列藩の勢力に一大關係を有する所以とならしめたのである。

阿部が水野の後を享けて閣老に任じたのは、天保十四年〔癸卯〕で、齊彬は三十五歳の壯齡を以て江戸に在り、

嘉永四年〔辛亥〕四十三歳を以て始めて封を襲ぎ、安政五年〔戊午〕に至る八年間、實に中央の大諸侯として天下に重きを爲したのである。安政四年〔丁巳〕阿部が歿し、翌年七月齊彬が歿するまで、實に薩の勢力は旭日の勢ひを以て中央に伸びつつあつた。若し齊彬に更らに十年の天壽を假さしめたならば、恐らく元治、慶應における薩の勢力は、天下を曠しうするの概があつたであらうと思はれる。

＊　＊　＊　＊　＊

之れに比して、長州の出發は慥かに一回線を後れてゐる。毛利敬親が封を繼いだのは天保八年〔丁酉〕の四月であつたが、長藩は財政困難の絶頂に達してゐたので、遠く中央を顧みるの暇がない。恰度齊彬が薩南に歿する安政五年〔戊午〕ごろまで國内の施政に沒頭するの外はなかつた。村田清風が天保の大改革を斷行して、他年雄飛の基礎を作つたのは此時で、薩は山嶺に傲嘯し、長は山麓に耕してゐるの形であつた。薩が齊彬を失ひ、西郷を奪はれて、勢力一頓挫を來たした潮合に乘じて、中山忠能、三條實萬の手から密勅を受けて京都周旋に打つて出たのは安政五年〔戊午〕のことで、恰かもこの密勅が、甲谷岩熊の手によつて長州萩に齎らされたのは、齊彬蓋棺の後、僅かに三十六日のことであつた。一ケ月餘に過ぎぬ短時日の差を以つて、長は薩に代つて中原に乘り出だした。この點から、安政五年〔戊午〕は、實に薩長勢力の第一回の回轉期であつた。

＊　＊　＊　＊　＊

此の間にあつて、長藩の主力的運動と全く無關係で、嘉永六年〔癸丑〕二十四歳を以つて江戸に出で、安政元年

〔甲寅〕縛に就いて萩に下り、寒村の一村塾に勤皇の志士を養つた一彗星に吉田松陰がある。彼は何等要路に立たなかつた爲めに、彼れの江戸にあるとあらざるとは、別に長州全藩の政治的勢力に、何等の影響を與ふるものとはならなかつたが、彼れは物質的に何物をも殘さなかつた代りに、精神的に一大遺産を長州に殘した。村田清風が蓄積した礎石の上に立つて、長井雅樂や周布政之助などが、藩力を中央に伸ばしたが、松陰の精神的遺産は、彼等の安全穩和の周旋を打開して、尊攘討幕の大旆を、京都の眞只中に押し立てしむるに至つた。長が薩を壓するの勢力となつたのは、實にこの松陰の精神的遺産の活動に受くるところであつた。

村田清風と吉田松陰とは、維新活動の長州の爲めに、二大遺産を殘して呉れた、恩人であり、師父であり、開拓者であり、先導者であり、前衞であるといはなければならぬ。清風は物質を殘し、松陰は精神を殘した。一は田畑を殘し、一は種子を殘した。金の生る木を植ゆべき田地に、維新志士を植ゑつけ、黄金波打つ千町田に、翩翻として勤皇旗が竝び樹つた奇觀はあるが、村田なければ長州に背後の力がなく、吉田なければ急先鋒たる正面の力が得られなかつたであらう。

【六】村田清風の大英斷

天保九年〔戊戌〕に村田が長州内閣に立つた時には、長藩は八萬五千二百五十二貫目餘の大負債を背負つてゐた。之れを米高に換算すると實に百六七十萬石に當つてゐて、三十六萬石の長州の身代には、目に餘る負債の山

であつた。清風は之れを『八萬貫目の大敵』と稱して、この大敵を退治せぬことには、長州の擡頭は覺束ないといふので、財政の大整理に著手し、大阪商人に、指一本曲げないといふところまで引き上げたのは、全く清風の財政的才能と努力との賜であつた。

村田の富國强兵策によつて養はれた長州が、天保十四年〔癸卯〕三萬五千の大軍隊を組織して、羽賀臺の大調練を實現するを得るに至つたのは、驚くべき急速の進歩であつて、これによつて如何に清風の治國策が大英斷であつたかを察するに足ると共に、同時に、如何に長州人が俊敏であり、才發であり、鋭利であるかを理解することが出來る。

*　*　*　*　*

元來、毛利元就以來、山陰・山陽十三州の大領を併せたものが、豐臣氏時代に八ケ國となり、毛利輝元に至つて、關ケ原の一敗によつて、纔かに防・長二州の猫の額のやうな小天地に押し込められたのであるから、國初以來、夙くも財政困難に陷いつて了つた。殊に防長二州に削られた當時、他の六ケ國の租税も取立濟であつたので、新領主等が毛利家に返還を迫り、益田牛菴の苦心によつて、兎も角返還したといふ始末で、その困難は一通りではなかつた。

十代毛利重就〔英雲院〕は頗ぶる經綸の才に富んだ人で、四萬石の別途貯蓄を爲し、有名な『撫育金』といふのが是で、殿樣と雖も自由にならぬといふ制度を設けた。長州藩が幕末に勤皇運動を爲した資金は、遠くその源

を重就の撫育金に發してゐると傳へられてゐる位である。

村田清風を擧用されたのは、毛利齊熙〔清德院〕の時で、毛利家のみならず、天下悉く疲弊し、饑饉踵を接して到るといふ有様であつた。次で毛利敬親〔忠正公〕が幕末の難局に膺るに及び、斷然清風翁を擧用して、藩政の大改革を斷行せしめられた。それは天保九年〔戊戌〕の八月であつた。當時村田の改革案は次の如くであつた。

【參考】村田清風翁の財政改革〔中原邦平談〕

防長の總收入は高八十九萬五千百五十八石五斗餘となつて居ります。其の中で德山・長府・清末・及岩國の吉川家への分配を始めとして、家老以下足輕中間に至るまでの知行扶持米を殘らず控除すると、十四萬六千六十一石餘といふことになります。併し是れは高でありますから、現米にすると二萬八千五百十八石餘にしかなりませぬ。さうすると高十四萬石卽ち現米二萬八千石餘を以て百六七十萬石の借金を拂つて往くのですから、其困難は一通りのものではありませぬ。尤も此の米の外に畑税があります。畑税は銀納であつて、之を石貫銀と申しますが、其の石貫銀が八百七十貫目餘ありました。それで今の高十四萬餘石のものに八百七十貫目を合せて、銀目に直しますと、二千二百九十五貫九百五十八匁程になるが、其の他に小物成が千四百何貫目程ありましたから、總收入合計三千七百九十貫目餘となります。三千貫目の全額を以て八萬貫目の借財を返すとするも、誠に困難の次第でありますのに、其の三千貫目の中から殿樣の御入用と、一藩の政費を引かなければならぬので、皆な借金の方へ向けると云ふことは出來ませぬ。故に此の八萬五千貫目の借金の始末を附けて、財政の整理をすることは、非常に困難であつたことが分りませう。さうして此の難局に當りたる村田清風等は其整理の方法を如何にしたかと言へば、第一に量入爲出と云ふ基を立てました。卽ち收入の方は高の十四萬石餘と、石貫の八百七十貫目餘と、小物成の千四百貫目餘合計三千七百貫目餘の金を以てどうしても儉約してやることにしなければならぬ。

其れゆゑ此の收入を四分して其の四分の一は豫め臨時用に供へ置き、あと四分の三を以て所帶方の方をやつて往くと云ふことにして、さうして借金の方は士民の馳走石と云ふものを以て充つることとしました。馳走石と云ふと御若い方には分りますまい。それに付て士族の家祿のことも少し御話しなければなりませぬが、是れは一體にどこでも同じやうですが、高百石取る士なれば現米が四十石であつて、是れが當人の實收入でありますが、其の四十石の中を國家の御入費と云ふので、十石なり十五石なり上に納めることを命じた。それを御馳走石と稱へたのであります。それから又百姓の方から一石米に付て一升出せとか、二升出せと云ふことを命じ、此の方からも御馳走米を徴收しました。之を今までは皆な所帶方の方で使つて居たので、年々借金が殖えるばかりであると云ふ所から、村田淸風等の仕組みでは、通常の收入は所帶方の方で使用し、御馳走石は總て他に使用せず、借金の方へ向けたら宜からうと云ふことであつた。其の以前から財政困難の爲めに、此馳走石が段々高まつて半知と云ふ事になつて居りました。即ち四十石の中から二十石の馳走を掛けられ、百姓の方は一石に付て五升の課税を命ぜらるるに至つた。斯樣なことは、國帑窮乏の折柄已を得ぬこととは言ひながら、非常に酷なものでありますから、忠正公の思召では、財政の整理をして、國庫を裕かにすると共に、士民の難儀を濟ふてやらなければならぬ。財政整理と云ふて上に物を取上るのみが整理ではない。整理と同時に下を富まさなければならぬと云ふことでありまして、家來共の馳走石を減じてやり、百姓の馳走米も減じてやつて、財政整理と共に、仁政を行ふの御思召であつたけれども、非常に不足を訴へて居る財政では、誠に困難なことであつたらうと考へられます。先づ大體は斯樣な整理の方針でありましたが、實際の處分法は如何致しましたかと云ふに、先づ地・江戸兩相府の經濟を合併したのが第一著手であります。一體長州の政府は昔から二つに岐れて居て、それを江戸方、地方と稱へました。江戸方の家老を當役と言ひ、地方の家老を當職と言ひました。江戸家老の方は始終君公に從つて江戸に上り、君側に居て君命を出納する役目で、卽ち政事の樞府でありますから、自然と權力もありましたが、地方の方は年貢等を取り立てて、主もに財政を司り、政費萬端を支給する方でありました。それで江戸方からは始終是れだけの金がなければならぬから、國の方から支出して呉れ

と言ふて來る。國方ではどうも其の樣に言ふて來られては困る。實際此上何も取る物が無いから出せぬと言ふ。それでも君命だから出せ、イヤ出せぬと云ふやうなことで、兩相府の間に障壁が出來まして、割據の姿となつた。それで益田越中村田清風等は斯樣に兩相府割據の姿ではいかぬ。地・江戸合併して、同心協力で國家の財政を整理しなければならぬと云ふ意見でありました。尤もズット以前は合併であつたのですが、太平驕奢の風が增長するに從ひ、江戸方の要求が增加して財政が益〻困難に陷つたものであるから、兩相府協議の上、經濟を分割しまして、互に定額を定め、本收入の十四萬何千石と云ふものは悉く江戸方の費用に充てて、これだけでやつてゆけと云ふことに致し、そして小物成の千四百貫目を國方の費用として、互に其の定額で經濟を立つることと致しました。所が江戸方では年々費用が增して、それだけではどうしても足らぬと云ふので、頻りに額外の金を請求して來る。國方では左樣な額外の支出は出來ぬと云ふて、八ケ間敷申しますけれども、江戸方は君命で推すものですから仕方がない。其の樣な有樣で地・江戸は益〻割據の勢ひをなし來つたのであるが、此時の改革で其の割據の障壁を打破して、地・江戸の差別なく、國家の大事であるから、戮力同心して財政の整理に盡力しやうと云ふことになつたので、之れが根本の改革であります。それから每年御撫育局に收入すべきものと定めてあつた馳走石がありました。それは何萬石か何千石であつたか分りませぬが、其の馳走石を三年の間御世帶の方へ廻すことに致しました。前にもチョット御話した如く、此の御撫育金は嚴重の規則があつて、容易に手を着けることは出來ませぬが、元來士民撫育の主意より起つたのですから、此の時は國家の大事であつて、是非士民を救助しなければならぬと云ふ處から、斯樣な取計を致したものと見えます。此の一事は餘程財政整理の資力を助けた樣であります。又大阪の債主に對しては、利子を輕減させるとか、返濟期限を延ばすとかして、辨濟の任に堪へる樣に交涉いたしました。全體村田清風等の考へでは、財政整理をする以上は、以後大阪の町人の世話にはならぬ。此際少し位不條理でも不人情でも、負けさせるだけ負けさせると云ふ方針であつた。尤も其の頃の五朱利以上と云ふものは滅多にない。大抵三四朱位のもので、四朱の利息を三朱にせよと云ふやうに値切り、倘又返濟年期を延ばして、何十ケ年賦に納入する樣に致し、其外大阪の町人

の機嫌を取る爲めに、是迄は毎年手當が贈つてありましたが、其の手當も五十石のものは三十石、二十石のものは十石に減ずると云ふ樣に節約致しました。それから山林拂下と云ふことを初めました。所謂御立山と申して、長州の官林が澤山ありましたので、其の山林を拂下げることに致しました。尤も濫伐の弊を避る爲め、番號を定めて漸次に伐採することにしたのである。是れも財政整理に多少の補助を致したものと見えます。其の外此の時の改革で最も目立つて見えますのは修補金穀を馬關に廻して、越荷方と云ふ役所を立てた一事であります。當時諸役所に修補金穀と云ふものが積立ててありました。此の事を詳しく話しますと、長くなりますが、其の大略をお話すれば、最初は藏元役所とかで詰らぬ紙屑とか不用の物とかを賣拂ひ、それを貯蓄して置たのが創めで、追々諸役所が之れに倣ふて、貯蓄を爲し、之れを貸附けて益々利殖を謀り、遂には置き石、置き銀とか云ふて、十石取る士は一升出すとか、百石取る者は何石出すと云ふやうな風に集めて、それを役所々々に貯蓄して置て、何か役目を命ぜられた時に、金が無くて困ると云ふ時は、其の金を貸して、役を勤めさせて、知行の中から返濟すると云ふ便法を拵へた。それから安利の金を官から借りて、之を高利に廻して利殖する樣な事も流行して來て、甚だ便利であるものであるから、郡村に至るまで、どこでも此の修補金穀の貯蓄してない所はないと云ふ樣になつて、其の金穀の額は多年間の利殖で、實に莫大のものでありました。所が餘り便利過ぎて弊害が生じて來た。何しろ金が借り安いものであるから、士族は知行を、百姓は土地を抵當にして、餘計な金までも借りる樣になつて、返濟することが出來ぬ。返濟が出來ぬから、百姓は土地を失ふて亡土百姓と爲り、士族は家祿に離れると云ふやうな事が起り、言はば士民に金を貸付けて、血を絞り取るやうな譯になつて、恰も宋の王安石が行ふた靑苗錢のやうなことになつたので、村田淸風等は之を四民貸し殺しと唱へて居ります。斯樣に弊害が多いから、寧そ此の修補金穀を取上げて馬關に廻し、北國其他の船舶が入港して、金が入る時は其の積載の貨物を抵當にして、之を貸し附け、其利息を取つて、國外の利を以て國内を潤すと云ふことに致しました。當時船舶の荷物は米穀・綿・鹽・干鰯等が重立たものであつた樣ですが大阪の相場が安くて、今は運搬する時でないとか、其他種々の事情から金の必要があつて、積載の荷物を抵當に入れるの

である。斯様に利殖の途を講じて、詰り外から取つて、内の利益とする方法で以て、修補銀を資本として、越荷方と云ふ者が出來ました。此の以前馬關・室積等の要津には御撫育局の藏がありまして、倉敷見た樣な營業をして居りましたから越荷方の役員は御撫育局の役人に兼帶させた樣に見えます。先づ整理の方法はこんなもので、其他は御倹約〳〵で、持ち通したのであるが、其の内にも文武の奬勵には餘程力を用ゐまして、所謂勤倹尙武の政事をやつたのであります。けれども文武を奬勵するには士族が貧乏では出來ぬ。所が其頃萩の士族で借金の無い者は恐らくは一人もなかつた位で、皆な上から拜借して居るのみならず、富豪町人からも借入れて居る。そうして其の抵當は皆知行であつて、是れが爲に大に難儀をして居る。故に國の財政を整理すると共に、士族の借金も整理してやらなければならぬ。士族が貧乏では、文武の道を奬勵しても、實地にやることが出ぬと云ふので、淸風等が攻究の結果、遂に三十七ケ年賦で、士族の負債は公私とも皆濟の出來るやうな方法を拵へました。其の方法は誠に細かなものでありますが、此の借金捌きが餘程萩の町人の人氣に障つたものと見えます。なぜならば、士族の知行を抵當に取り、其の米を高く賣つて、利益を得るのが、萩の町人の唯一の商賣である。其の唯一の營業を禁止された樣な譯で、町人は不平であつたに相違ない。後年淸風の改革の崩れたのは、是等の事が基をなして居ります。〔忠正公勤王事蹟〕

【七】村田淸風の人物・風格

幕末長州活動の恩人としての、村田淸風翁の財政整理に就いては、その一斑を前述したが、翁の人物は果して如何なる風格であつたらうか。一言にしていへば翁は豪傑風の大人物であつた。今ま翁の風格に就いて、その一半を述べて置かう。

村田淸風は、四郎左衞門と稱し、後に織部と改め、松齋と號し、俳名を嘯雨と稱した。天明三年〔癸卯〕の生れで、文化五年〔戊辰〕二十六歳の時、藩主毛利齊房に登用されて、近習となり、後ち密用方に補せられ、毛利齊熙に重用されて、藩政の改革を斷行した。翁の改革は獨り財政にのみ止まらず、文武兩道施政百般の事に及び、藩國に『明倫館』を興し、江戸に『有備館』を建てたのも淸風翁で、因循姑息の風を排して、剛健素朴の風を興し、防長の士風茲に更張し、列藩に先んじて維新の風雲に投ずるの基本は、實に翁によつて培はれたのであつた。

翁は學問をすれば直ちに大義に徹し、事務に處すれば大綱を摑むといふ人で、識見高邁にしてよく時流を拔き、英斷果決、巖をも碎くの勇者で、傲岸一世に嘯いた。所謂る時務を知るの俊傑とは、正に翁の如きを謂ふのである。

氣位の高いことは、翁獨特の風格で、十八歳にして、初めて江戸に上る途上、駿河路を通つて富士山を眺め、

　來て見れば聞くより低し富士の山
　　釋迦も孔子も斯くやあるらん

と口吟した。少年淸風の時、既に天地を小とするの氣概が見える。常に少年讀書子を誡しめて、

『お前達が本を讀むのに、初めから聖人だの、賢人だのと、頭を下げてはいかぬ。舜何人ぞ、吾れ何人ぞの意氣で、孔子や孟子と腕較べをするつもりでやらなければ駄目だ。而して眞に彼れの偉なる處を悟り、我れの足らざる處を養ふといふのが、眞の學問だ。』

と教へてゐた。
萩の御典醫に中所仁藏なる人があつた。其家が淸風翁の筋向にあつたので、常に翁に親炙してゐた。一日翁を訪ふと、頭から一問を浴びせられた。
『近頃お前は何を讀んでゐるか。』
『十八史略を讀んでゐます。』
と答へると、翁はいきなり、
『堯舜といふ男を何と思つとるか。』
と疊みかけて來た。仁藏は、ドギマギしながら、
『申す迄もなく、支那の聖人であります。』
と答へると、
『それだから、貴樣は馬鹿だ。』
と頭から鐵槌を食はせ、さて諄々として、堯が自分の娘の娥皇・女英の二人を舜に娶はしてゐる。それを舜が默つて貰つてゐる。人倫の軌範たるべき聖人が、こんな不倫をして溜まるものかと敎へた。これが淸風の行き方である。
先づ己れを高うし、眼界を濶うして、亘嶽を瞰め、荒海を望むといふ風格である。『自カラ是レ鳳凰臺上ノ人、

眼高ウシテ見テ黄金ニ到ラズ』といふ人である。

清風翁の、人と對面するや、必らず先づ頭ごなしに叩きつけて、第一に度膽を拔く癖がある。これは西郷も同じことで、何か一言を加へて、相手の膽を冷やすやうなことをして『敵膽』を寒むからしむる。それで屁古垂れるやうな奴は物にならぬ。それに屈せず、堂々と出て來ると、西郷は愼重になる。藤田東湖や、橋本景岳との、初對面の如きがそれである。清風も亦た、是れと同一の筆法を用ゐた。

* * * * *

浦靱負の家老をしてゐた秋良敦之助が、翁と相識であるところから、一日豪傑勤皇僧として知られてゐた月性上人を伴うて清風居を訪うた。月性は周防國の大島郡遠崎村の人で、西本願寺派に屬する妙圓寺の僧で、學問もあり、詩も上手であつたが、當時國狀を慨し、慷慨悲歌、辯舌に巧みであり、常に國防の急を論じて歩いたので、世稱して『國防僧』と唱へた。

題壁

男兒立レ志出ニ郷關一。　學若無レ成死不レ還。
埋レ骨豈惟墳墓地。　人間到處有ニ青山一。

とは、卽ち月性の作で、廣く人口に膾炙したものである。自から清狂と號し、容貌は文字通りの魁偉で、酒を呑めば、必らず劍を拔いで、起つて亂舞するといふ豪僧であつた。

秋良は、先づ月性の心膽を、錬つておく必要があると感じたから『明日は富士山の絶頂で會合する』といつて遣つて、淸風翁へ伴つた。すると翁は、二人を疊の上に坐らせ、自分は二枚座布團に脇息といふ横柄さで、月性を見るや、

『貴樣が眞宗坊主の月性といふ奴か。』

と來た。流石の豪傑僧の月性も、これには驚いて、

『ハイ左樣でございます。』

と頭を下げる外はない。淸風翁は侍女を呼んで、親鸞上人の御文章を持つて來らせ、『十惡五逆を犯した者でも、六字の名號さへ唱ふれば成佛する』とあるところを開いて、

『貴樣の開山たる親鸞上人といふ奴は、石川五右衞門の手下か。』

との奇問を發した。恐れ入つた月性が、

『今日は宗教のことは御免を蒙むり、先生の御高論をお聞かせ下さい。』

と話頭を轉じた。翁は、

『それもさうだ。』

とこれから大いに天下の經綸を捲くし立てた後、

『貴樣は詩が上手といふから、ここで俺に一詩作つてくれ。』

と頼まれたので、月性は頻りに苦吟するが、物にならぬ。立ち上つて庭に下り、秋海棠の枝を折つて來て、それを題にするつもりで首をひねるが、清風翁の威に壓せられてか、たうとう物にならぬ。その中に清風翁は、七律二首を作つて『さアこれを直して呉れ』と投げ出した。見ると平仄も何も合つて居らぬ。月性もとんと閉口して引き下り、後日、

猛火轉輪揚二黑烟一。　萬里飛來火輪船。

といふ起句で、

老體加レ餐君自重。　天下安危係二一身一。

と結んだ長篇の七律を送つた。

* * * * *

凡そ改革家といふものは、評判のよい筈がない。清風翁も非常な不評判で、中には石を投げ込んだり、門の敷石を叩き折つたり、門柱に斬りつけたり、散々な有様であつた。

國步艱難策未レ成。　忘レ身聊獻二野芹誠一。
才疎萬事違二人望一。　德薄多年背二世情一。

と詠じたのも、亦た、

皎月門前誰打レ石。　芳梅籬外渠斬レ楹。

撫松只託千秋後。　有レ問淸風答二我名一。

と吟じたるも、共に當時の實懷であつた。

或る時、秋良敦之助が、翁を訪うて、

『萩の士族が、一人も先生を褒めないのは、どういふ譯でせう。』

と問くと、翁は、

『一張一弛は、治國の要だ。』

と答へた。弛るんだ時だから、張る必要がある。一度張つておけば、後は弛るめるといふ肚であつたらう。

滯穗ある田は靜かなり鶴の聲

翁は筆を執つて『治國の要はここに在り』と書し與へた。『國を治むるは下を富ますに在り』といふのが、翁の要領で、藩政改革の建白書の中にも、富士の裾野のやうに、三國に據り八州に跨がる底の大きさがなければ、あの雲表に聳ゆる靈姿は現ぜられぬと論じてゐる。此の要領に、昔と今との差別はない。

治まれる世は富士山の姿かな

といふ翁の句が、這間の意を示したものである。

又た秋良に、人物登用の要を說いて、

山河千里國。　治レ之在レ得レ人。

文武百揆事。　汙隆唯在ㇾ人。
治ㇾ國在ㇾ知ㇾ人。　人人豈易ㇾ知。
造次察二其志一。　義利與公私。

と書し、又た。

と書して與へた。義に就くは大丈夫、利に趁るは俗物。公に殉ずるは義士、私に迷ふのは俗人だといふのである。

*　*　*　*　*

土屋矢之助といふのは蕭海と號し、長州の學者であつた。久しく江戸に留學して歸つて來ると、

『貴樣も學問が上達したらうから、これを直して吳れ。』

と出されたものを見ると、淸風翁が江戸に在るの日、花柳界に遊んだ詩のみを書いた舊稿で、流石の蕭海先生も二の句がつげなかつた。

赤川淡水（後に佐久間佐兵衞と改む）は、名ある勤皇家であつたが、どうも淸風翁に會ふと、氣が臆するからいかぬと、玄關で大聲に名乘りをあげた。すると翁は、

『赤川で淡水とは妙な奴が來た。緣側へ通せ。』

と板張の上に坐らせられた。どうも威風に怖氣がして、碌に口が開けぬ。

『少年の勇氣といふものは、中途で立消がしていかん。』

といはれ、赤川の淡公、赤面の外はなかつた。
井上品之祐といふのは槍の名人であつた。傲岸、人に屈せぬ氣骨漢であつたから、人呼んで『鬼品』と怖れた。
鬼品が一日清風翁を訪ふと、例の如く、頭から、

『貴様が槍遣ひの井上か。』

とやられ、世間では虎のやうにいはれる鬼品も、ただ『ハイ』と頭を下げる外はない。すると翁は疊みかけて、

『學問をするなヨ。』

とこわい眼をして睨みつけた。鬼品は一言も出ず、ただ疊を舐めてゐるばかり、

『今日はこれでお暇致します。』

と逃げるやうに門を出で、途中まで來ると、一緒に行つた三浦某を顧りみ、

『どうも氣分が悪いから、一杯飲まう。』

と茶店に入つた。すると鬼品が、清風山荘を指ざし乍ら、

『ここはいかん。どうもあの爺さんの家が見えてゐては、酒を飲んでも醉へたものでない。モウ少し遠方へ行かうや。』

と、清風山荘の見えないところへ來て、ホツと息をついたといふ話である。

近藤芳樹といへば國學の大家である。或時山荘を訪ねると、『よいところへ來た』と引き留められて、近藤が

窮屈さうにしてゐると、

『今日は、一緒に寢ようや。』

と、蚊帳を吊つて寢ると、翁は鼾聲雷の如く、傍ら人なきが如しであつたが、近藤は鷹の側に雀が寢たやうなもので、一晩マンジリともせず、東が白らむのを待ちかまへて、匆々逃げ歸つた。

周布政之助は、淸風翁の遺鉢を繼いだ人傑で、松陰や高杉を左右した人であるが、常に人に語つて、

『乃公も、時々は淸風翁を訪ねたいと思つてゐるが、アア叱られてはネ。』

と苦笑してゐたといふから、淸風翁の風丰が、如何に暴風のやうであつたかが、察せられるではないか。而も翁はそれ丈け少しも修飾せず、赤心を吐露する人であるから、親しめば親しみある人であつた。

*　　*　　*　　*　　*

翁は武内宿禰、北條時宗、林子平なぞを崇拜し、曾て、

　　武士の大和心を人問はば
　　　蒙古の使ひ斬りし時宗

と詠じたことがあつた。『頭ヲ回ラセバ今古親友多シ。武内・時宗・林子平』と、親友あつかひにしたこともある。又た『開國兵談』に題して、

　　夜半に見る朝日は富士の峰の上

といつた。下界の國民どもは、天警の何たるかも知らず、白河夜船で寢てゐるといふのである。

外寇を警しめたのである。又た、同一の意を、三十一文字に託しては、

　西海の底に聲あり夜の雪

　西北の風ふせぎして幕打てよ
　　我が日の本の櫻見る人

と警しめた。

清風翁は實に一大先覺者であり、又た一大經綸家であつた。翁が閑居の庭にありし松のみ、『清風松』の名を殘してゐるが、翁の氣魄と精神とは、今ま長州山川の那邊に存するか。翁は安政二年〔乙卯〕五月、七十三歳を以て逝いたが、翁の功業は、後の長州勤皇史が、充分に之れを物語つてゐる。

村田が傑出した政治家・財政家であつたことは、今更ら喋々するを要せないが、ここに本文の主人公たる南洲翁が、清風を推稱した書簡があるから、序に掲げて置かう。

熊本の横井小楠が、嘉永六年〔癸卯〕に、早く藩を出でて、諸國を修業して回つた。そしてあらゆる諸藩の傑物と接見して意見を鬪はし、藩政の實狀をも見聞して歩いた。流石に横井丈けあつて、早くも國家革新の機運を察し、諸藩の形勢を私かに探らんとしたのであつた。

長州で村田清風に逢つて、大に啓發するところがあり、『我輩が今回の遊歴中に、頭を下げざるを得なかつた

人物は、長州の淸風翁一人であつた。』と、後に門生に語つたといふ話である。

此時の狀況を明記して、後進を激勵した、南洲翁の書簡に、左の一節がある。

『其經歷之節、長州之村田四郎左衞門と申人に致二面會一候節、何等之譯に而天下を經歷いたし候歟、其趣旨如何と四郎左衞門問ひ掛候由、然處橫井相答候には、いづれ天下之政一途に出候樣無レ之候而は、只一國々々の改革に而は不二相濟一と心付、彼に長じ候處も有レ之、是に得たる處も可レ有レ之候に付、是非得失を考合、一致政體相立居候儀念願に有レ之、遊歷いたし國政の善惡を視察いたし候旨申述候處、然らば其國に入り、其政之善惡是非は、何を以て識候哉と相尋候處、先づ其國に到り、士の容體質朴なるは、必士風盛なる處、又町衆之繁榮なる所は、其國之富みたる處、農政行屆き民心を得候處は、必仁政之行れ候處、此三條を目的にいたし、其事之擧候所は、其國に人材可レ有レ之付、其人に問て細目を正し、本體を明め候處、多くは相違無レ之趣申聞候處、今一事見處有レ之候歟、不二心付一哉と、四郎左衞門申述候處、幾度も考合候得共、不二考當一候に付、如何樣之所歟、頓と不二考當一候に付、敎吳候樣申述候處、市中に玩物多く賣物有レ之候處は、決而奢美之國に有レ之候旨申述候處、橫井閉口いたし候由。此遊歷中に、頭を下げ候人は、村田一人に而有レ之たる由に傳承居候。橫井之一條、御書載有レ之候故、由來を委敷相記申候』云々。

此の書簡によれば、諸國修業の橫井小楠と、天下の活學者村田淸風との風手がよく現はれてゐる。

淸風先づ問ふ。

『何の爲に天下をブラつくのか』

小楠答ふ。

『天下の政令は一に出でざる可からず。各國國政の善惡を視察し、是非得失を考へて、一國國政の基本を立てるつもり』

流石に大きく出た。

『政治の善惡は、何で見分けて來たか』

淸風の質問は、直ちにその心肝に衝き入つた。そこで小楠が、

『さればである。侍の身なりが質素であれば、士風剛健と見る。これが第一。町民が繁昌してゐれば、その國富みたりと見る。これが第二。農民がその處に安んじてゐれば、仁政が行屆いてゐると見る。これが第三である。以上の三つを見れば、大概その國の善惡は分る。』

と答へた。小楠は時流に卓出せる見識家で、答ふるところは、名答案たるを失はぬ。すると淸風が、

『も一つあるが心得てゐるか。』

と例によつて、單刀を側腹へ突きつける。小楠は暫らく考へてゐたが、どうも思ひ當らぬ。

『とんと考へ當らぬ。』

といふと、

『それは市中に玩物を賣る店が多いところは、奢侈に流れてゐるといふ見方ぢや。』といはれ、流石の小楠も、天下頭を下ぐる人、唯だ清風翁あるのみと、ひどく感心した譯である。

清風は正に長州唯一の人物であり、同時に天下第一等の人傑であつた。而して斯人の築きたる地盤の上に、長州一藩の勤皇運動が起り、その運動の種子を蒔きつけたのは、誰あらう吉田松陰であつた。請ふ少しく松陰の存在に就いて逑ぶる處あらしめよ。

【八】吉田松陰の尊皇思想

村田清風は長州勃興の畑を作つた。之れに勤皇の種子を蒔き與へたるものは、吉田松陰であつた。この二個の人物の出現は、防長勤皇史に逸すべからざるものである。清風が譬ひ當時一藩士民の恨みを受け、怨府となつたからとて、彼れの功績は寸毫も沒せらるるものでない。大改革家は、善かれ惡かれ、屹度その當時には評判のよいものではない。評判がよからぬのみか、多くは非業の死を遂ぐる者すらある。假令全藩民の反對を受けても、自己の胸中に描き來る大改革を斷行するところに、改革家の信念と意氣とを見るのである。果せる哉、清風歿して、數年ならずして、長藩勤皇の勢力は、勃然として中央に擡頭し來つてゐる。朝に在つて周布政之助、野に在つて吉田松陰、更らにその門下から久阪玄瑞、高杉東行が崛起し、遂に天下の大勢を左右するに到つては、清風たるものも、亦た以て瞑すべきである。

*　*　*　*　*

幕末維新の志士の中で、文才に富み、遺稿積んで山を成すもの、東に清川八郎定明あり、西に吉田寅次郎矩方ありと稱すべきである。清川の學才は世に知られてゐないが、松陰の名は、既に天下に著聞してゐる。

十歳にして藩黌明倫館に出で、十一歳にして藩侯の御前に武教要録を講じたといつた丈でも、如何に松陰が夙成の人物であつたかが察せらるるであらう。殊に松陰に驚駭すべきは、天才に加ふるに畏るべき努力を以てしたことである。松陰に取つては、机に倚るのみが道場でなく、野に、畠に、山に、道に、眞に行住坐臥、是れ悉く道場であつた。『正月元日だけは、ゆつくり休めよ』と兄に云はれた松陰が『元日も一年の中です』といつた答へは、世の懶惰生を戒しむる、三十棒に値ひする聲である。

嘉永四年〔辛亥〕三月、彼れが始めて江戸に遊學したる際に、郷里に贈つた書簡の中に、諸藩の群英、雲の如く覇を競ふ中に伍して、一頭地を拔かんとするの意氣を示して、

> 我れ一歩を行けば、彼れも亦た一歩を行く、宜しく將に彼れを拔かんと欲すれば、彼れが一歩する間に、我れ十歩を行き、彼れが十歩する間に、我れは百歩を進まねばならぬ。命も身も、二つあつても十あつても足らぬ感じがする。〔大意〕

と書してゐるのは、彼れの努力と決心との、尋常一樣でなかつたことを示して餘りがある。天才に限つて却つて能く努力し、凡才に限つて、兎角理窟を附けて勉强せぬ。隨つて天才は愈ゝ天質を發揮するに引換へ、凡才は益

々凡化するは、世上其例に乏しくない。長ずるに及んで、自己の怠慢は措いて問はず、却つて世を咀ひ、人を咎むるは、多くは這間の怠け者に過ぎぬ。世の青少年の、松陰先生に學ぶべき第一の要點は、實に彼れの不退轉の努力に存する。

* * * * *

松陰の思想は、一概に尊攘主義とのみは斷じ能はぬ。その内容は複雜多岐であり、彼れ自からショービニスト的攘夷家を痛罵して居り、進んで海外に渡らんともしてゐるが、尊皇の大義に到つては、終始一貫して變ぜざる彼れの大理想であつた。

嘉永六年（癸丑）、松陰が二十四歳にして書したる『將及私言』の中に、『大義』及び『聽政』を論じてゐる二稿は、松陰が勤皇の思想を、最も明瞭に表現せるものであるから、次に之を錄して、參考に資しよう。

大義

普天ノ下、莫レ非二王土一、率土ノ濱、莫レ非二王臣一。此大義ハ、聖經ノ明訓、孰カ知ラサラン。然ルニ近時一種ノ可レ憎俗論アリ。云ク、江戸ハ幕府ノ地ナレハ、御旗本及ヒ御譜代・御家門ノ諸藩コソ、力ヲ盡サルヘシ。國主ノ列藩ハ、各其本國ヲ重スヘキコトナレハ、不三必盡二力於江戸一シテ可ナリト。嗚呼、此輩、但幕府ヲ敬重スルコトヲ知ラサルノミナラス、實ニ天下ノ大義ニ暗キモノト云フヘシ。夫レ本國ノ重スヘキハ固ナリ。

然レトモ、天下ハ天朝ノ天下ニシテ、乃天下ノ天下也。幕府ノ私有ニ非ラス。故ニ天下ノ内、何ニシテモ外夷ノ侮ヲ受ケハ、幕府固當率二天下諸侯一、淸二天下恥辱一、以テ天朝ノ宸襟ヲ慰メ奉ルヘシ。方ニ是時ニ普天率土ノ人、如何シテ力ヲ盡ササルヘケンヤ。尙何ソ本國他國ヲ擇フニ暇アランヤ。況ンヤ江戸ハ幕府ノ所在、天下諸侯朝覲會同スル所ナルヲ。此義、明白昭著、固不レ俟レ辨。然トモ俗論ノ呶呶、動スレハ人聽ヲ惑スニ至ル。故ニ不レ得レ已、此辨ニ及フナリ。

『天下は天下の天下にして一人の天下に非ず』との思想は、支那儒學の國家觀である。玆において、天子は天の命を奉じ、天下の爲に存するといふ君主觀が生じ、天下の爲に爲らざる君主は、君主としての資格を失ひ、隨つて禪讓放伐、易世革命の思想が行はるるに至るのである。松陰が『天下は天朝の天下』であると斷じたのは、儒學を修めて儒弊に陷いらず、卓然、我が君國の崇義に透徹したものと謂ふべきである。

松陰は更に別稿において、此一段を推し進めて、

『天下は一人の天下に非ずとは、是支那人の語也。支那は卽ち然り（中略）神州に在りては、斷々乎として然らざる者有り。謹んで按ずるに、我大八洲は、皇祖肇むる所にして、萬世子孫に傳へ、天壤と窮りなきは、他の覬覦すべきに非ず。其一人の天下たる、亦明かなり。』

と明斷してゐる。

又た『講孟劄記』には、天朝と將軍との地位を甄別して、左の如く論じ明らめてゐる。曰く、

『凡漢土の流は、皇天下民を降して、是が君師なければ治らず。故に必ず億兆の中に擇で是を命ず。堯舜湯武の如き其人なり。故に其人職に稱はず、億兆を治むる事能はざれば、天亦必是を廢す。桀紂・幽厲の如き其人なり。故に天の命ずる所を以て、天の廢する所を討つ。何ぞ放伐に疑はんや。本邦は則ち然らず。天日の嗣、永く天壤と無窮なる者にて、この大八洲は、天日の開きたまへる所にして、日嗣の永く守り給へる者なり。故に億兆の人、宜しく日嗣と休戚を同じくして、復た他念あるべからず。若夫、征夷大將軍の類は、天朝の命ずる所にして、其職に稱ふ者のみ、是に居ることを得、故に征夷をして足利氏の曠職の如くならしめば、直に是を廢するも可なり』〔講孟劄記〕

と斷じてゐるのは、實に純乎たる日本精神の發露である。松陰門下より、久坂・高杉の如き、勤皇倒幕家が、奮然崛起し來る所以、自から基づくところあるを察すべきである。

故に皇國國政の元則よりすれば、天皇御親政がその本體であると信じたる松陰は、『聽政』の一文を草して、更に此意義を明らかにしてゐる。

聽政

古ハ人君聽政ト云ハ、平明ニ廟堂ニ出デ、群臣ヲ座前ニ召シ、政事ヲ評議シ、又臣民ノ訴訟ノ筋ヲ聽給フコトナリ。肝食ナト云ハ、朝廷ノ政事ヲ勤メ、食事ニ後レ給フコトナリ。故ニ古ハ政停滯スルコトナシ。後世

ハ不レ然。人君深宮中ニ在リ、朝堂ニハ臣下ノミ評議シ、論定マル上ニテ、僅ニ君聽ニ達ス。是ヲ伺ト云フ。是ヨリ人君賢ナリト雖モ、假ニモ肝食ナトト云フコトナク、權柄ヲ擧テ之ヲ權家ニ授クルニ至ル。然トモ、平時ハ是ニテモ尙可ナリ。今日ニ至リ、決シテ如レ此ニテハ武備ノ成ルコト難カルヘシ。故ニ竊ニ按スルニ、君公毎日、辰時ヨリ午後ニ至ルマテ、御書院ヘ御出座遊ハサレ、大臣以下、執政ノ臣ハ、悉ク君前ニテ官務ヲ處置シ、外臣モ更番シテ君前ニ侍リ、扨群臣ヘ上書請對ヲ許サレ、上書アレハ、卽君前ニテ披封シ、衆議ニカケ、然ル後、大臣ニ付シテ是ヲ行ハシメ、或又上書シタル者ヲ召出シ、座ヲ賜テ、其議論ヲ心ノ儘ニ陳スルコトヲ得セシメ、總テ大事ヲ擧ケ行フ時ハ、必ス衆議歸一ノ處ヲ用ユヘシ。是レ政ノ先著ナリ。

松陰の論ずるところ、定に皇朝親政の體を得てゐる。殊に『聽』と『伺』とを區別してゐるところは、後世人士の注目を要する點であらう。西洋政治學の組織上よりするも、皇國獨自の政樣を忘れざる必要がある。

* * * *

猶ほ松陰が『至誠』に至るの道程を示したる一文は、必讀の文字であるから、之を左に附記して、修養を念ずる人々の參考に資する。

至誠

竊ニ嘗テ聖經賢傳ノ大旨ヲ窺フニ、天道モ君學モ一ノ誠ノ字ノ外ナシ。而シテ誠ノ字ノ一字、中庸尤モ明ニ

之ヲ先發ス。謹テ其說ヲ考フルニ三大義アリ。一曰實也。二曰一也。三曰久也。前ニ論列スル數件ニ就テ是ヲ論スルニ、實ト云フハ虛ノ反對ニシテ卽チ王臣王土ノ大義ニ源キ聽レ政納レ諫、飭ニ內臣一親ニ外臣一明ニ四目一達ニ四聰一、及砲銃船艦馬法等ノ事ヲ虛文空論トナサス、卽チ今日ヨリ實ニ行フコトナリ。古人所レ謂以ニ實心一行ニ實事一是也。一トハ二三ノ反對ニシテ、當今ノ事務諺ニ所レ謂獅ヲ見テ矢ヲ矯ムルモノニシテ、僅ニ五六ケ月計ノ間ニ、數百年來昇平ニ習ヒ干戈ヲ見サルノ士民ヲ調練シテ精兵トナサントスルコトナレバ、此事ノミヲ專一ニシテ造次顚沛モ於レ是シ他事ヲ不レ交ニ非レハ不可ナリ。故ニ聽政納諫ノ餘ハ、小暇アレハ或ハ庭上ニ出テ臣下ノ武藝ヲ閱シ、或ハ兵庫ニ入テ器械ヲ檢シ、靜夜閑晝ニハ中外ノ臣ヲ召シ政道兵法ヲ推究シ、其他詩酒ノ宴、花月ノ會ニモ思ヒ必ス茲ヲ離レサル如クスルヲ一ト云フヘシ。久トハ無レ息コトニテ、武備ハ固ヨリ至難至大ノコトナレハ、一朝一夕ニ成就スヘキニ非ス。故ニ實ト一トヲ作リ、斁ナク幾久シク行フコト是久也。凡ソ事實ナラサレハ一ナラス、久カラス。故ニ合テ是ヲ誠ト云フ。然トモ是ヲ行フ一工夫アリ。易簡是也。昇平ノ久シキ禮文繁縟ニ過キ、君臣ノ間天淵ノ隔絕ヲナシ、人君下ヲ召見シ給ヒ又出テ臣下ニ臨ミ給フモ、夫夫繁苛ノ格式アリテ、上情下通シ下情上達スルコト甚タ難シ。是弊一洗セサレハ誠字未レ可レ行。易繫辭曰。易則易レ知。簡則易レ從。易レ知則有レ親。易レ從則有レ功。有レ親則可レ久。有レ功則可レ大。可レ久則賢人之德、可レ大賢人之業、易簡而天下之理得矣。

神に通ずるは、唯だ至誠の道よりする外はない。而して至誠に至るの道は、之を實にし、之を一にし、之を久

にするの外にはない。我が皇國の民として、眞に皇民の體を得るの法、亦たこの一道の外はない。

* * * * *

要するに、松陰の勤皇思想は、その根柢、極めて深く且つ遠きものがある。是れあるの故を以て、彼れの幕末における行動は、勤皇家の魁首たるを得た譯で、殊にその教導を受けたる、後進子弟の間より、壯烈無双の志士を輩出したのも、亦た由るところありと謂はなければならぬ。抑ゝ長州一藩を動かし來りたる、鬱然たる勤皇思想は、蓋し松陰に負ふところの大なるを逸し能はぬ。人は亡ぶるも魂は滅せず。身は枯るるも心は殘る。野火、燒けども盡きず、春風吹いて亦た生ずである。

【九】眇たる松下村塾

松下村塾は、見るもいぶせき一寒塾である。夏は門外に蟬の聲を聽き、冬は孤燈の影寒く、松に風雨の聲淋し。然もかかる寒塾にて、人は何事を說き、人は何事を聞きたるか。說く人は革新的思想家であり、聞く者は熱血的風雲兒である。時は幕末維新の回天期に際し、地は幕府怨嗟の發源地である。松吹く風に世界的覺醒の響を讀み寒燈の蔭に長劍の水を揮ふ長州青年の集團が、他日維新回天の偉業を成就する原動力とならうとは、當時何人が思つたであらう。人の精神的事業の、時に見えざるが如くして、一度び見ゆれば、驚天動地の結果を齎らすを、我れ等は松下村塾において之れを見る。

松陰が士道の大本として村塾に掲げたところのものは『士規七則』であつた。簡にして要を得、張扇を叩いて、訓詁の學を講ずる、町儒者輩の長演とは、固より同日の談ではなかつた。

一、凡そ生れて人となる、宜しく人の禽獸に異なる所以を知るべし。蓋し人には五倫あり、而して君臣父子を最大と爲す。故に人の人たる所以は、忠孝を本と爲す。

一、凡そ皇國に生る。宜しく吾が宇內に尊き所以を知るべし。蓋し皇朝萬世一統、邦國の士夫、祿位を世襲し、人君は民を養ひ、以て祖業を續ぎ、臣民は君に忠に、以つて父志を繼ぐ。君臣一體、忠孝一致、唯だ吾國を然りと爲す。

一、士道は義より大なるなし。義は勇によつて行ふ。勇は義によつて長し。

一、士の行は質實欺かざるを以つて要と爲し、巧詐文に過ぐるを以つて恥となす。光明正大、皆な是れによつて出づ。

一、人は古今に通ぜず、聖賢を師とせざれば、則ち鄙夫のみ。讀書、友を尙ぶは君子の事なり。

一、成德達材は、師恩・友益多きに居る。故に君子は交遊を愼しむ。

一、死して後已むの四字、言簡にして義廣し。堅忍果決確乎抜くべからざる者、是れを舍てて術なきなり。

是れその全文である。大義を明かにし、名分を正し、尊皇討幕の聲を發して、久阪玄瑞、高杉東行の徒が、薩に擢んでて中央に躍進し來つたのも、蓋し故なしとせないのである。松陰門下生によつて文久の天地が動かされ

た觀があるのは、薩の久光が、大原勅使を擁して、江戸に押し下るの威勢に對抗して、長州の爲めに萬丈の氣を吐くものであつた。

* * * * *

抑ゝ松下村塾は、松陰の創設に成るものではなく、松陰の叔父玉木文之進の創立にかかるものである。松下村塾の語は、居村松本村から採つたもので、松下社、松下塾とも稱し、天保十三年の交に創始されたものである。天保十三年といへば、松陰が十三歳の時で、是より松陰は塾生として、玉木翁の薫陶を受けてゐる。後ち玉木翁が仕官され、一時廢絶に歸したが、松陰の外叔父、久保五郎左衞門翁が、之を再興し、松陰が松下村塾主として、親しく子弟を教養したのは、安政三年〔丙辰〕の秋から、同五年〔戊午〕の冬までであるから、此間、纔かに足掛三年、正確にいへば、二年餘の短日月に過ぎぬ。

安政四年〔丁巳〕九月、松陰の自記せる『松下村塾記』は、村塾の由來及び精神を說き盡してゐる。記に曰ふ。

松下村塾記〔原漢文〕

長門ノ國タル、僻シテ山陽ノ西陬ニ在リ。而シテ萩城ハ連山ノ陰ニ蔽ハレ、渤海ノ衝ニ當ル。其他ハ海ニ背キ山ニ面シ、卑濕ニシテ隱暗、吉見氏ノ故墟ニシテ、古ヘ甚ダ顯ハレズ。二百年來、乃チ本藩ノ治所トナル。是ニ於テ山ノ產海ノ物、四方ニ輻輳シ、嚴然トシテ一都會トナレリ。城ノ東郊ハ則チ吾ガ松下邑ナリ。松下

ノ邑タル、南ハ大川ヲ帶ブ。川ノ源ハ溪間數十里、人ノ能ク窮ムルナシ。蓋シ平氏ノ遺民ノ嘗テ隱匿スル所ナリ。其ノ東北ノ二山、大ナル者ヲ唐人山ト爲ス。朝鮮俘虜ノ鈞陶スル所ナリ。小ナル者ヲ長添山ト爲ス。松倉伊賀ノ廢址ナリ。伊賀嘗テ大内氏ノ將岩成豐後ト數〻陣原ニ戰ヒ、連リニ敗ルル所トナリ、遂ニ大將淵ニ投ジテ死ス。原ト淵ト今皆沒スト云フ。山川ノ間、人戶一千、士農アリ、工商アリ。昔時忿惋不平ノ氣、今ハ則チ鬱然靄然、發シテ人物ト爲リ、煥乎トシテ一勝區ト爲レリ。然レドモ吾レ常ニ恠シム。昔時忿惋不平ノ氣、流レテ川ト爲リ、峙チテ山ト爲リ、發シテ人物ト爲リ、以テ一勝區ト成ル者、固ヨリ其ノ常ノミ。苟クモ奇傑非常ノ人起リ、奮發震動、乾ヲ轉ジ坤ヲ撼ガシ、以テ邦家ノ休美ヲ成スニ非ザルヨリハ、將タ何ヲ以テ、山川ノ氣ヲ一變シ、其ノ忿惋ヲ平グルニ足ランヤト。況ンヤ萩城ノ隱晦顯ハレザルモ亦タ已ニ久シキヲヤ。今ハ則チ嚴然一都會ト爲ルモ、是レ猶ホ眞ニ顯ルル者ニ非ズ。特ダ其ノ機先ノ兆ノミ。今ノ松下ハ城ノ東方ニ在リ。東方ハ震ト爲ス。震ハ萬物ノ出ヅル所、又タ奮發震動ノ象アリ。故ニ吾レ謂ヘラク、萩城ノ將ニ大ニ顯ハレントスル、其レ必ラズ松下邑ニ始マルナラムカト。去年、余獄ヲ免ガレ、松下ニ家居シ、外人ニ接セズ。獨リ外叔父久保先生及ビ諸從兄弟、時時過ギ訪フ。因テ共ニ道藝ヲ講究ス。家嚴・家叔・家兄ト又タ從ツテ之ヲ奬勵ス。吾族ノ盛大ナル、蓋シ將ニ往々奮發震動ノ一勝區タラムトスルナリ。初メ家叔先生〔玉木文之進〕ノ徒ヲ集メテ教授スルヤ、其ノ家塾ニ扁シテ、松下村塾ト曰フ。家叔、官トナリ、其ノ號久シク廢ス。已ニシテ外叔〔久保五郎左衛門〕邑ノ子弟ヲ會シテ之ヲ教フルヤ、其ノ號ヲ沿用ス。頃ロ余

ニ命ジテ之ヲ記セシム。余曰ク、學ハ人タル所以ヲ學ブナリ。塾、係ルニ村名ヲ以テス。誠ニ一邑ノ人ヲシテ、入テハ則チ孝、出テハ則チ忠信ナラシメバ、則チ村名焉ニ係リテ辱カシメズ。若シ或ハ然ル能ハズバ、亦タ一邑ノ辱タラザラム乎。抑ヽ人ノ最モ重ンズル所ノ者ハ、君臣ノ義ナリ。國ノ最モ大ナル所ノ者ハ、華夷ノ辨ナリ。今ヤ天下ハ何如ノ時ゾヤ。君臣ノ義、講ゼサル六百年、近時ニ至リ、華夷ノ辨ヲ並セテ又タ之ヲ失フ。然リ而ウシテ天下ノ人材、且ツ安然トシテ計ヲ得タリト爲ス。神州ノ地ニ生レ、皇朝ノ恩ヲ蒙ムリ、内ニ君臣ノ義ヲ失ヒ、外ニ華夷ノ辨ヲ遺シ、學ノ學タル所以、人ノ人タル所以、其レ安クニ在リヤ。是レ二先生ノ痛心スル所以、而シテ余ノ之ガ記ヲ爲サザルヲ得ザルモ、亦タ斯ニ在リ。噫、外叔先生、誠ニ能ク一邑ヲ教誨シ、子弟上ニ君臣ノ義・華夷ノ辨ヲ明ラメ、又タ孝悌忠信ヲ失ハズ。然ル後奇傑非常ノ人、起テ之ニ從ヒ、以テ山川忿悗ノ氣ヲ一變シ、邦家休美ノ盛ヲ馴致ス。則チ萩城ノ眞顯、將ニ是ニ於テカ在リ。豈ニ特ニ一勝區・一都會而已ナラムヤ。果シテ然ラバ、則チ長門ハ西陬ニ僻在スト雖モ、其ノ天下ヲ奮發シテ、四夷ヲ震動スルモ亦タ未ダ量ル可カラザルノミ。余、罪囚ノ餘、言フニ足ル者ナシ。然レドモ幸ニ族人ノ末ニ居リ、其ノ子弟ヲ糾輯シテ、以テ二先生ノ後ヲ繼グガ若キ、則チ敢テ勉メザルニアラザルナリ。外叔先生曰ク、子ノ言ヤ則チ大ナリ。吾レ敢テセザルナリ。請フ、切ヲ邑人者ニ聞ケト。余曰ク、古人月旦ノ評アリ。今且ラク子弟ノ爲ニ三等ヲ設立シ、分ツテ六科ト爲シ、各ヽ其ノ居ル所ヲ標ス。月朔昇降シ、以テ其勤惰ヲ驗ス。曰ク進德、曰ク專心、是ヲ上等ト爲ス。曰ク修業、曰ク勵精、是ヲ中等ト爲ス。曰ク勤惰、曰

ク放縱、是ヲ下等ト爲ス。三等六科、志ノ趨ムク所、心ノ安ンズル所、爲シテ可ナラザルナシ。誠ニ邑人ヲシテ皆進ンデ上等ノ選タラシメバ、則チ吾ノ前言、未ダ必ラズシモ、其ノ大ヲ憂ヘザルナリ。先生曰ク善シ。因テ併セ記ス。〔安政三年九月の稿〕

而して松陰は、自から村塾の聯に題して、

自レ非レ讀二萬卷書一。寧得レ爲二千秋人一。

自レ非レ輕二一已勞一。寧得レ致二兆民安一。

と書し、以て讀書人たるものの、志尙を高揭した。

* * * * *

松陰それ自身が、旣に英才であり、加ふるに努力勵精家であつた。故に松下村塾の流風は、國家有爲の英才を打出するにあり、努力勵精、寸刻も怠惰の色あるを許さなかつた。謂ふが如き、世上の教育事業とは、その根柢を異にし、憂國至誠の人が、憂國至誠の餘に出でた、憂國至誠の發露に外ならなかつた。

松陰が高杉東行に與へて、村塾の狀を報じたる書簡中に、

『隔日左傳・八家會讀、勿論塾中常居、七ツ過會讀終る。夫より畠又は米舂き、與二在塾生一同レ之。米舂大得二其妙一。大抵兩三人、同上り會讀しながら舂レ之。史記など二十四葉讀む間に、米精ケ畢る。亦一快なり。』

米舂きをしながら、國家興亡の書を讀む。眞に人生の一大快事に相違ない。而して人材は、決して暖衣飽食の

間から生れずとすれば、僅かに八疊・十疊の二間に過ぎない、陋屋たりし村塾の間から、國家の危急を双肩に擔ふ英傑の士を生んだことの、決して遇然でないことが知れよう。

眇たる一村塾、遂に天下を動かす。要は人材にあり、精神にあるを思ふべきである。

【十】自から難に投じたる松陰

今日、吉田松陰を論ずるものは、彼れを以て偉大なる教育家なりとし、松下村塾の學風・塾址を探ぐらんとする者が多いが、松陰は固と教育家たるの志望は毫も存せず、自から國難に投じたる、一個憂國の志士たるに外ならなかつた。村塾における彼れの志願は、唯だ天下の爲に天下の士を育成せんが爲であつた。

彼れの生れたるは、天保元年〔庚寅〕八月四日にして、西郷の出生に後ること三年、正に大久保甲東、淸河八郎、松本奎堂等と同年で、前後に維新志士を輩出したること、實に一世の偉觀を呈してゐる。

嘉永四年〔辛亥〕春四月、初めて藩主の駕に扈從して江戸に出で、廣く天下の志士と交游した。松陰時に二十二歳にして、之を西郷の上江に比する時は、年次において三年早く、年齡において六歳を先んじてゐる。彼れ一日相模・安房の間を遊歴して、早くも四方の志を起し、『我國若し一旦海警の起るに會せんか、浦賀は實に重要の地點である』と喝破してゐる。彼は竊かに肥後藩の志士宮部鼎藏と約して、東北諸州を巡遊して『是れ國家大計の關するところ』と叫んでゐる。松陰が當時の記行たる『東北遊日記』の卷頭に、その壯志を記して次の如くいつ

てゐる。曰く、

有志ノ士、時平ラカナレバ、則チ書ヲ讀ミ、道ヲ學ビ、經國ノ大計ヲ論ジ、古今ノ得失ヲ議ス。一旦、變起ラバ、則チ戎馬ノ間ニ從ヒ、敵ヲ料リ交リヲ締シ、長策ヲ建テ國家ヲ利ス。是レ平生ノ志ナリ。然リ而ウシテ、茫乎タル天下ノ形勢、何ヲ以テ之ヲ得ルカ。余、客歳〔嘉永三年〕鎭西ニ遊ビ、今春、東武ニ抵リ、略ヽ畿内・山陽・西海・東海ヲ跋渉ス。而ウシテ東山・北陸ハ、土曠ク山峻ハシク、古ヘヨリ英雄焉ニ割據シ、奸兇焉ニ巣穴ス。且ツ東ハ滿洲ニ連ナリ、北ハ鄂羅ニ隣ス。是レ最モ經國大計ノ關スル所ニシテ、宜シク古今ノ得失ヲ觀ルベキ者ナリ。云々〔原漢文〕

松陰は東遊の願ひを、藩邸に出したが、大夫之れを許容せざるより、宮部との一諾は忽がせにすることが出來ぬと稱して、遂に亡命して脚を水戸領に擧げ、翌嘉永五年〔壬子〕正月、勿來の關を過ぎ、白河を越えて會津に入り、北越に廻ぐつて、二月新潟に渉り、出雲崎に巡ぐり、北海の荒濤を越えて佐渡ケ島に渡り、三月、弘前を發して、松前、青森、盛岡を歴遊して、仙臺、米澤を觀、四月、日光に下り、五月江戸に歸つた。此行、月を閲すること約半歳、藩鎭を貫ぬくこと數十領、山陽の邊陬より出で來れる二十二三歳の一青年としては、寔に大旅行といふべく、殊に松陰が、一度び立てたる志を貫徹するの意氣に到つては、眞に崇とせざる能はぬ。

彼れが特に櫻田の藩邸を出でんとして、口吟したる五言律詩は、大鵬萬里の行に赴かむとするの壯志を窺ふに足るものがある。詩に曰く、

一別如二胡越一。　再逢已無レ期。　擧レ頭觀二宇宙一。　大道到處隨。
明月無二古今一。　白日同二華夷一。　高山與二景行一。　俯仰豈復疑。
不忠不孝事。　誰嘗甘爲レ之。　一諾不レ可レ忽。　流落何足レ辭。
縱爲二一時負一。　報國尙堪レ爲。

又彼れが、將に水戸を發せんとして、交を得たる永井芳之介に贈つた詩がある。

四海皆兄弟。　天涯如二比隣一。
吾生二山陽陬一。　來遊二東海濱一。
長刀快馬三千里。　迂路水城先訪レ君。
一見指レ天吐二肝膽一。　交際何論舊與レ新。
分席三旬吾去矣。　決レ眦奥羽萬疊雲。
浩然之氣塞二天地一。　東西何嘗有二疆畛一。
一張一弛有二國常一。　弛レ之張レ之在二其人一。
澹菴封事愕二金虜一。　武侯上表泣二鬼神一。
大義至レ今猶赫々。　丈夫敢望車前塵。
見君年少尙二氣義一。　白日學レ劍夜誦レ文。

斗筲小人何足レ數。　勿レ負堂堂七尺身。
吾亦孩提抱ニ斯志一。　欲下將ニ韜略一報中國恩上。
聚散離合非レ所レ意。　誓將ニ功名一遙相聞。

少壯にして氣豪なる松陰が、鵬翼を四方に伸ばして、治亂興亡の跡を見、愈ゝ正氣を磨き來らんとするの狀、詩篇の間に颯爽として躍動するを覺ゆる。

*　*　*　*

松陰が交りを四方の士に締するに當り、會ゝ信州松代藩に到り、佐久間象山の知遇を得るに到つたことは、松陰の一生に、一轉機を爲すの因となつた。象山は松陰に敎へて、四面環海の日本は、敵を邦土に受くべきでない。必らず我れより航海して、進んで敵を討つべきで、當時慨世の志あるの士は、宜しく海外に出でて、その國狀を探り、航海の術を學ぶべきであると、その持論たる海外雄飛を勸めたので、松陰は玆において、大丈夫應に大いに萬里の波濤を越ゆべしと、踏海の志を立てたのである。

松陰が『投夷書』を懷ろにして、下田港外の米國軍艦に投ぜんとしたのは、安政元年（甲寅）三月二十七日の夜で、彼れが二十五歲の春であつた。象山は爲に送別の詩を贈つて、その行を盛んにした。

之子有ニ靈骨一。　人厭ニ蹩躠群一。　振レ衣萬里遠。　心事未レ語レ人。
雖ニ則未レ語レ人。　忖度或有レ因。　送レ行出ニ郭門一。　孤鶴橫ニ秋旻一。

環海何茫茫。　五洲自爲レ隣。　周流究二形勢一。　一見超二百聞一。
智者貴レ投レ機。　歸來須レ及レ辰。　不レ立二非常功一。　身後誰能賓。

非常の時、應に非常の功を立つべしとする象山の氣魄は、長風に駕し、巨濤を凌がんとする松陰の雄志を、いやが上にも煽踊せしめた。不幸にして志を達するを得ず、自首して江戸傳馬町の獄に拘せられ、更らに郷里に送られて野山獄に坐するの身となつたが、當時若し松陰にして志を得、夙に米國に渡り、歐洲の地を踏み、皇政維新に會して、その智見と實力とを披瀝するを得たりとせば、木戸松菊や、大久保甲東や、遥かに松陰の後輩に屬し、明治新政史も、大いにその面目を異にしてゐたに相違ない。

＊　＊　＊　＊　＊

是より安政二年〔乙卯〕十二月十五日迄、野山獄囚の人となり、免ぜられて杉家に錮せられ、やや寛うせられて村塾を開いたのであるが、安政五年〔戊午〕十一月、罪を獲、十二月二十六日、再び野山獄に投ぜられた。藩老周布政之助の考へでは、長州藩において、松陰を投獄し、幕府へは渡さず、却つて獄裡において保護する手段であつたといふが、井伊大老の追求頗ぶる急にして、遂に江戸に送るに到つたものだといふ。

翌安政六年〔己未〕五月二十五日、萩を發して、六月二十五日江戸に著き、七月九日傳馬町の獄に投ぜられて、十月二十七日、遂に小塚原の刑場に斬られた。時に年纔かに三十歳であつた。

卽ち知るべし。彼れの一生の行實そのものが、無言の大教育であることを。恩を師に受けたる弟子達が、風を

望んで蹶起し來つたのは、教へを受けたる机上の道理からではなく、實に恩師の爲し能はざるところを爲さんとし、遂げ能はざりしところを遂げんとしたに外ならぬ。言を換へて之れをいへば、實に恩師に報ゆる『弔ひ合戰』であつた。

【参考】吉田松陰に對する罪告狀

杉百合之助へ引渡
蟄居申付置候浪人　吉田寅次郎

其方儀外夷ノ情態等可㆓相察㆒ト、去ル寅年異國船ヘ乘込ム依㆑科、父杉百合之助ヘ引渡シ、於㆓在所㆒蟄居申付請ル身分ニシテ、海防筋ノ儀猶頻ニ申唱ヘ、外國通商數港御開キ相成候ハハ柔弱ノ御取計ニテ御國ノ爲ニモ不㆓相成㆒、誠實友愛ノ義ヲ唱ヘ、和親交易ヲ相願、夷情ニ基キ、於㆓御國㆒御不都合ノ次第有㆑之儀ヲ申諭シ、御斷リ、追テ御打拂方可㆑然ナト、又ハ當時ノ形勢ニテハ、人心一致、天子ヲ致㆓守護㆒、卑賤ノ者ニテモ、人ヲ越エ御撰擧無㆑之テハ、迚モ御國威ハ振ヒ申間敷ナト、御政事向ニ拘候國家ノ重事ヲ致㆓著述㆒、右作狂夫之言、或ハ時勢論ト題號シ、主家又ハ右京家等ヘ差出シ、殊ニ墨夷假條約御渡シ相成リ、御老中方御上京有㆑之趣承リ、右ハ外夷御處置ヲ相伺ヒ、見込ノ趣申立テ、若御取用ヒ無㆑之、自然不㆑被㆑行次第ニ至ラハ、其節ハ一死殉國ノ心得ヲ以、必死ノ覺悟ヲ極メ、御同人御駕籠ヘ近寄リ、自己ノ建議押立可㆑申抔、一旦存立候段、國家ノ御爲ヲ存シ仕成候旨申立ルナレトモ、不㆑憚㆓公儀㆒不敬ノ至、殊ニ大體蟄居中ノ身分、梅田源二郎ヘ面會致ス段、不屆ニ付、死罪申付ル。

安政六未十月二十七日

第二章　驀進し來れる長州派

【一】長井雅樂の周旋（一）

長州へ降下せりといふ祕勅

『小子熟ゝ推考ふるに、十一月上旬迄之內、善惡吉凶は不ㇾ辨と雖も、國中頗騷擾之兆有ㇾ之、蠻夷覬覦之時節、帝都之警備未㆓全備㆒、事情急迫にして、心中深く苦惱す。有㆓沈勇忠烈之人㆒て、事を他事に屬し、密に衆を攝州之邊に潜居し、若有㆓急變㆒ば、應ㇾ機而速に內裏を守護し、奉ㇾ安㆓叡慮㆒者、誠以可ㇾ云㆓天下の忠臣㆒。然に未ㇾ得㆓其人㆒、憂㆓國難㆒て忘㆓寢食㆒る。何日か奉ㇾ休㆓叡念㆒。悲哉々々。』

この不得要領な、そして意味深長な一文は、安政五年〔戊午〕八月二十一日、長州藩に到達した、京都周旋の勅諚であつたとせられてゐる。此の一書が、長州の中央出動を促がす、一の動機となつたものである。

此時は井伊の强壓政策が鋒鋩を露はして、朝廷が條約調印の非を鳴らし、三家、大老に召喚の勅命を下されたにも關はらず、それには見向きもしようとせず、却つて間部下總を逆襲せしめて、場合によつては天子を彥根に遷し奉るかも知れぬといふやうな風說さへ傳はつて、京都方面は非常な不安狀態に陥つてゐた時である。朝廷で

望んで蹶起し來つたのは、教へを受けたる机上の道理からではなく、實に恩師の爲し能はざるところを爲さんとし、遂げ能はざりしところを遂げんとしたに外ならぬ。言を換へて之れをいへば、實に恩師に報ゆる『弔ひ合戰』であつた。

【參考】吉田松陰に對する罪告狀

杉百合之助へ引渡
蟄居申付置候浪人　吉田寅次郎

其方儀外夷ノ情態等可ニ相察一ト、去ル寅年異國船ヘ乘込ム依レ科、父杉百合之助ヘ引渡シ、於ニ在所一蟄居申付請ル身分ニシテ、海防筋ノ儀猶頻ニ申唱ヘ、外國通商數港御開キ相成候ハハ柔弱ノ御取計ニテ御國ノ爲ニモ不ニ相成一、誠實友愛ノ義ヲ唱ヘ、和親交易ヲ相願、夷情ニ基キ、於ニ御國一御不都合ノ次第有レ之儀ヲ申諭シ、御斷リ、追テ御打拂方可レ然ナト、又ハ當時ノ形勢ニテハ、人心一致、天子ヲ致ニ守護一、卑賤ノ者ニテモ、人ヲ越エ御撰擧無レ之テハ、迚モ御國威ハ振ヒ申間敷ナト、御政事向ニ拘候國家ノ重事ヲ致ニ著述一、右作狂夫之言、或ハ時勢論ト題號シ、主家又ハ右京家等ヘ差出シ、殊ニ墨夷假條約御渡シ相成リ、御老中方御上京有レ之趣承リ、右ハ外夷御處置ヲ相伺ヒ、見込ノ趣申立テ、若御取用ヒ無レ之、自然不レ被レ行次第ニ至ラハ、其節ハ一死殉國ノ心得ヲ以、必死ノ覺悟ヲ極メ、御同人御駕籠ヘ近寄リ、自己ノ建議押立可レ申抔、一旦存立候段、國家ノ御爲ヲ存シ仕成候旨申立ルナレトモ、不レ憚ニ公儀一不敬ノ至、殊ニ大體蟄居中ノ身分、梅田源二郎ヘ面會致ス段、不屆ニ付、死罪申付ル。

安政六未十月二十七日

第二章　驀進し來れる長州派

【一】長井雅樂の周旋（一）

長州へ降下せりといふ祕勅

『小子熟ゝ推考ふるに、十一月上旬迄之內、善惡吉凶は不レ辨と雖も、國中頗騷擾之兆有レ之、蠻夷覬覦之時節、帝都之警備未ニ全備一、事情急迫にして、心中深く苦惱す。有ニ沈勇忠烈之人一て、事を他事に屬し、密に衆を攝州之邊に潛居し、若有ニ急變一ば、應レ機而速に內裏を守護し、奉レ安ニ叡慮一者、誠以可レ云ニ天下の忠臣一。然に未レ得ニ其人一、憂ニ國難一て忘ニ寢食一る。何日か奉レ休ニ叡念一。悲哉々々。』

この不得要領な、そして意味深長な一文は、安政五年（戊午）八月二十一日、長州藩に到達した、京都周旋の勅諚であつたとせられてゐる。此の一書が、長州の中央出動を促がす、一の動機となつたものである。

此時は井伊の强壓政策が鋒鋩を露はして、朝廷が條約調印の非を鳴らし、三家、大老に召喚の勅命を下されたにも關はらず、それには見向きもしようとせず、却つて間部下總を逆襲せしめて、場合によつては天子を彥根に遷し奉るかも知れぬといふやうな風說さへ傳はつて、京都方面は非常な不安狀態に陷つてゐた時である。朝廷で

は、事頗ぶる容易ならずといふので、兎に角、勤皇の諸藩に令して、京都の兵備を儼にせねばならぬといふことになつて、十三藩に密勅（此の十三藩に對する密勅は第一卷第三篇第一章第九項に詳記）を降されることになつたのである。

玆に揭げた密勅といふのは、所謂十三藩密勅前の祕勅とせられてゐるが、此の祕勅によつて毛利敬親はいたく感激した。毛利筑前の家臣であつた甲谷岩熊が、祕勅を奉じて萩に到著した翌八月二十二日、萩の城中で緊急祕密會議を開き、この席上でいよ／＼長州藩の態度を決しようとしたのである。家老益田彈正を始め、周布政之助、淸水造酒、前田孫右衛、兼重讓藏などの政府當局者が集合して列席協議の上、いよいよ勤皇の爲めに京都周旋の手を著けるといふことに閣議が一決したので、この重大な責任を果す爲めに、周布自から入京して勅命に答へ、兵庫警備に名を藉つて兵を攝海に派し、萬一の場合には京都守護の主力となるといふ決心がついた。そこへ引續いて鷹司關白の使者が來て、愈〻水戸を始め、十三藩への密勅が齎らされたので、周布は密旨を銜み、八月末萩を發して九月十二日に京都に著した。十四日には朝廷で正親町三條卿に會ひ、十六日に鷹司邸を訪ひ、二十日更らに正親町三條別邸で密談をして、萬一幕府が朝廷に事を構ふるが如きことあれば、毛利父子は、一藩を擧げて勤皇の兵を起すといふことを申し入れたのである。周布が京都で公卿の間に奔走してゐる最中に、間部下總は九月三日江戸を發して、十七日に入京して來た。周布は隼のやうに身をかへして、九月二十四日には京都を拔け出して、十月八日に歸藩してしまつた。

【附記】　正親町三條卿から密旨を授かつて長州に歸つたといふ、甲谷岩熊といふ人物は、兵庫ともいつて、京都で畫家として久しく滯留してゐた男である。正親町實愛卿の信用を得てゐたところから、密勅の傳達を託せられたので、甲谷が實愛卿に召されて、非藏人口に參向した時には、中山忠能卿も同席であつて、重き勅命を毛利公に託せられたのであるといふ。當時家老當役は益田彈正で、周布政之助は、政務役を勤めて居つた。最高級藩論が京都運動の手をつけることに決しても、これは非常の重大事であるといふところから、周布自からこの大任に當つたのである。民間で吉田松陰の一派が、急激革新の運動をやつて、頗ぶる幕府の注目を惹いてゐた際であるから、この最高幹部の閣議は、祕中の祕であつた。兎も角井伊の强壓政策は、當時非常な懼れを各藩に懷かしめたものであつて、朝廷でも、大義名分の上からは、堂々と幕府に食つて掛つてゐるものの、實力としては、一兵をも有してゐないといふ有様であつたから、アンチ幕府派の有力なる大藩に、後援を依賴するの外はなかつたであらう。間部詮勝が入京するとの報があるや、孝明天皇は旣に意を決せられて、讓位の宸翰をさへ下されたほどであつた。

* * * * *

此時の光景は、恰かも密雲凝つて低氣壓頻りに襲來し、今にも大雨到るか、電光閃めくか、といふ危機一髪の狀があつた。果せるかな、九月七日夜、先づ劈頭第一に梅田雲濱が捕へられたのを手初めとして、茲に安政大獄の幕は切つて落された。このクーデターの爲めに長州は吉田松陰を失つたが、この邊から自然に頭角を現はし、

文久二年〔壬戌〕に至つて、一大活躍を演じた、長井雅樂なる一怪傑が登場して來た。

長州が密勅に感激して、大いに京都の爲めに一肌脫ぐとは決まつたものの、さて何ういふ方針によつて之れを行ふかといふ點になると、殆んど五里霧中である。五里霧中といふほどでなくとも、少くとも手の著けやうがない。兎に角朝廷に盡力するとし、幕府と何ういふ關係を執つたものであるか。更らに國是の根柢を何處に定めるべきであるか。開國か、攘夷か、朝廷に卽けば、攘夷論で行くの外はない。開國論を持すれば、幕府に傾かなければならぬ。朝廷と幕府との間を周旋調停するとすれば、この開國主義と攘夷主義との相反した二主義を、如何やうに操つて行つたものであるか。この根本大方針を確定してかからぬことには、さう容易には足が踏み出せない。さうでなくとも時勢は九天直下の勢ひで變化してゐる時代であるから、無方針で唯だ皇事に盡すといふやうな茫漠たることで動き出しては、時變に際する每に、猫の眼のやうに變らねばならぬ。浪人どもが勝手に騷ぎ廻るのならそれでもよいが、苟くも藩主が、一藩を率ゐて運動するには、少なくとも、一代を貫く不拔の大方針を立てて置かなければならぬ。

抑よこの難問は獨り長藩のみに限つたことでなく、幕末日本を通じての一大公案であつた。いろ〳〵名論卓說は唱出せられても、時勢に處して、快刀亂麻を斷つやうな實行が出來ない。明日のことはさて措き、今日の事さへ測られぬ急變の時代であるから、日本全國を擧げて、この『國家的謎』を解くに苦しんでゐたのである。西邊の一藩たる長州に、單り確乎不拔の大方針を求むるのは、望んで得難いところであるが、長州には自から、長州

としての立場がなければならぬではないか。

【三】長井雅樂の周旋（二）

朝廷から開國論にする腹

この五里霧中の長藩に、やや卓出した意見を提供したのが長井雅樂（時庸）であつた。長井が時務策の根柢は固より開國論である。謂ふところの『航海遠略論』であるが、彼れの著眼の凡ならざるは、この平凡の開國論をここで一つ京都から出さしめようとしたところにある。幕府が開國論で、朝廷が鎖國論では、何處まで行つても納まりやうはない。幕府の開國論とて、行き掛りの開國論であれば、朝廷の鎖國論も、大局を見ての立論ではないが、兎に角開國と鎖攘とで兩々相對立してゐては、何時まで經つても夜は明けぬ。どうせ落ちつくところは開國の外はないといふことは、朝幕の情僞關係を離れて見れば、當時多少眼識を有するものの一致して認むるところである。國是を開國の大方針に確立して、國家的發展を遂げなければならぬといふことは、解りきつてゐるが、それにしては、朝廷から、開國論が出なければ、結局は水の泡である。といふのが、長井の意見の要領である。そこで先づ、京都に遊說して、朝廷を開國論に立て直し、それを以つて幕府に臨み、政治的大本を朝廷に聽き、幕府が委任政治を行ふといふ態度に改め、ここに國家の政治的基礎を確立しようといふのが、彼れの實行方策で

ある。これは慥に當時において、國是を一定するといふ點から、卓越した一つの意見であつた。若しこれが實現さるるに至れば、國是の大方針は動かざるの基礎を得るに相違ない。ただ此の場合の一大難關は、京都に開國論を說き込むといふ一事である。それは孝明天皇が終始一貫して攘夷の御精神を持したまふからである。この攘夷の一大源泉を、如何にして開きまゐらするか。ここが事情に迂なる山出しの處士などには、おいそれと望み得られぬ一大使命である。

*　*　*　*　*

長井は決然として、自からこの大任に當らうといひ出した。毛利敬親は長井の建言に贊成し、周布をして、長井の論によつて一の建議書を作らしめ、之れを福原越後・益田彈正以下の政府委員に協議せしめた結果、ここに長州の藩論が一決した。そこで文久元年〔辛酉〕三月晦日、毛利敬親は長井雅樂を以つて長藩を代表する外交官として、京都及び江戸に向つて藩論を說かしむるの命令を發した。長州政府の英傑連が、一藩の運命に關する一大使命を、僅か一個の長井に託して疑はなかつたところを見ると、長井の力量、才能、辯說が、如何に人々を信賴せしむるに足るものであつたかを察することが出來よう。

百里の命を託せられたる長井雅樂は、果して如何にこの使命を東西に遊說したか。文久元年〔辛酉〕五月五日に國を出でたる長井が、運命忽ち急轉して、翌文久二年〔壬戌〕八月十五日、松陰門下の爲めに罪狀を摘發せられ、遂に文久三年〔癸亥〕三月六日滿腔の經綸を抱いて割腹するに至つた彼れの進退は、果して如何なる活歷史を我等

に示すか。長州勢力の勃興に、逸すべからざる彼れの爲めに、請ふ少しく之れを語らしめよ。

【三】衣冠束帯の『航海遠略論』

長井の開國論が一決して藩論となつたには、自から深き理由のあつて存するものがある。要するに長井その人の人物が傑出してゐたからには相違ないが、當時の形勢が、期せずしてここに歸著したのである。寧ろ渡りに舟と乘り込んだ形がある。

安政の末年から萬延・文久にかけては、所謂天下の浪士なるものが盛んに京都に入り込んで、尊攘の大義を振り翳して、その勢ひは日に急進化する狀態であつた。而してこの尊攘家の中心となつて、諸國の浪士を操縱したものは、いふ迄もなく松陰門下生であつた。平野、眞木、春日などの學識者もあつたが、長州浪士が大藩の勢力を背景にして動いてゐるのに比すれば、何としても背後の實力が乏しい。

そこで久阪、高杉の徒が松陰の刑死に滿腔の怨恨を懷き、夷狄攘ふべく、幕府撃つべしの激論を以つて、急進黨を糾合したが、事實に於て京都の輿論を占め、何時如何なる變動が發しないとも限らぬ勢ひとなつた。久阪等は固より勤皇の密勅を長藩が受けてゐやうとは知らぬから、飽くまでも當局の因循姑息を痛罵し、急激な討幕論を以つて風雲を呼び起しつつあつた。

長州藩では密勅を握つて、攝州境に兵を出して置いて、萬一の場合には內裏守護の大任に突進しようとの決定

はしてゐるものの、長州浪士が餘りに過激な運動をやるので、手の著けやうがない。如何にしたら浪士の急進派を取り鎭めることが出來ようか、いろ〱に方策を廻らしても、旣に放たれたる奔馬は、今更ら如何ともしやうがない。困つてゐる處に出て來たのが長井の『航海遠略論』である。長井の公武合體論は何ちらかといへば幕府救濟に出てゐるが、京都第一關東第二といふ立論であるから、勤皇の意に背きはせぬ。毛利敬親が渡りに船と乘り込んだのも無理はない。藩論立どころに一決して、長府、德山、岩國の各末家の承認を得て、長井が中央舞臺に乘り出した時は、慥かに長州の勢力が、グッと伸び出した始めであつた。恰度長井が『長州丸』といふ大船の綱を曳いて、エンヤラ〱曳き出した形である。長井の力量も亦た察すべきではない乎。

＊　＊　＊　＊　＊

長井が京都に著いたのは、文久元年（辛酉）五月十二日であつた。彼れが如何に、京都に開國論を說き込んだかを明らかにする前に、彼れが遊說の文言中に一個所も『開國』の文字を用ゐてゐないことに著眼しなければならぬ。右から見ても左から見ても、長井の論は正に開國論に相違ない。その開國論を京都に遊說するに當つて、決して『開國』の語を用ゐなかつたのは、彼れの用意の深く存するところであつたらうと思ふ。

前項においても、一寸述べて置いたやうに、孝明天皇は『開國』といふことを何うしても御採用にならぬ。一般公卿の間でも、國を開くといふことは、それが直ちに降伏を意味するものであるとの觀念が、終始一貫してゐる。如何に說明をしたところで『開國』といふたのでは御採用あるべき筈がない。そこで『開國』といふ意味を

日本から進んで外國に航海して世界を征服するといふ意味に現はすには、如何なる言葉を以つてしたらよいか。長井は苦心の結果ここに『航海遠略』の一語を編み出したのである。その意味は、彼れが京都で遊說した言論の中に、充分に看取することが出來る。『航海遠略』の語を用いたのは、『開國論』に衣冠束帶せしむる爲めであつた。

【四】『航海遠略』の趣意書

著京匆々、彼れは先づ正親町三條卿に說き、實愛卿より中山、岩倉に紹介を得て兩卿に說き、勅裁を仰ぐこととなつた。實愛卿は兎に角陛下に奏上する建白書を上つれと勸めたが、長井は、口でいふ分は幾らでも辯ずるが、書いた物は後に殘つて、萬一の事を引き起さぬと限らぬからといふ意味で辭退したが、それでは奏上のしようがないといふので、仕方なく長井は『航海遠略』の趣意書を草して提出した。

果せるかな、後にこの文章中から、『謗詞似寄り』の一件が起つて、之が爲めに長州は、後ちに非常なる難境に陷いるに至つた。少し長きに失するが、趣意書の全文を、參考までに次ぎに記して置かう。

【參考】航海遠略論〔全文〕　長井雅樂

近年黠夷猖獗仕り候に付、御國威日を逐て逡巡、當今に至り候ては衰微漸く甚しく、皇國未曾有之御大難は縷述に及ばず候。斯る時勢に立至り候儀、由て來る所之れ有り、數百年の太平武道地に墜ち、武備廢弛仕り候より、一旦黠夷の虛喝に驚き、輕易に條約を結び、終に今日に至り候事と口惜き次第に候得共、是れ以て太平の餘弊今更論辯仕候共其詮之れ無

く、此餘は武備を廢れたるに興し、國難を未だ覆らざるに救ひ候儀、當今の急務に候へば、上天朝幕府を始め奉り、下士庶人に至り候迄、精神を決し興救の策を求め候は、同一般に候得ども、人心は面の如く策略一途に出で申さず、或は鎖國の論を旨とし、或は航海の議を唱へ自然人心の不和を生じ時日を空手に費し候中、衰微日を逐ふて加はり、只今の形勢に候得ば、黠夷の術中に陷り申す可きも計り難く、箇樣人心の不和を生じ候根源を尋ね候へば、關東御據なき御次第之れ有り候よしにて、叡慮御決定も之れ無き內、和親交易の御條約之れ有り候よしに付、逆鱗一方ならず、關東の御處置御取糺し條約御破壞遊ばされ度との御事に候へども、關東に於ては、一旦外國へ對し御條約相濟み候儀を、無筋に御破壞相成居ては、忽ち戰爭の門を開き、即ち今莫大の御國難に立至り、且數百年太平鼓腹の武士を以て、干城に御當て成され候儀、御心許なく思召候哉。速に御奉命も之れ無く、因循無斷、今日に至り判然たる御處置之れ無く、斯る切迫の時節、右樣無斷に時日を費し候ては、彌增し傾覆に迫り候事は、凡庸淺智の者にても頓に識得仕り候へば、況んや群才富智の關東に於て御洞見之れ無き筋は之れ有る間敷、假令御疎漏之れ有り候とも、言路塞り申すにも之れ無く、定めて忠諫仕り候も之れ有る可く、然るに前段の通り御決意の御處置之れ無きは、鎖國の御決定之れ有り候へば、即今莫大の御國難を生じ、又航海の御決定之れ有り候へば彌增し逆鱗甚く、御國內如何樣の異變出來も計り難く、御國內異變出來仕り候ては、所謂鷸蚌の憂眼前の事と御遠慮之れ有り、態と無斷に時宜を御待ち成され候事に、之れ有る可く、訝しく存じ奉り候。元來黠夷と同等の和親を結び候儀、開國以來未曾有の事に候へば、假令御據なき程の御次第之れ有り候共、何とか御申し宥め置かせられ、第一叡慮御伺、且後來の御處置をも豫め御定め置き、其餘にて兎も角も御沙汰之れ有るべき御事に候處、左は之れ無く、輕易御國體を御動し成され候儀、素より如何の御事故へ、御逆鱗遊ばされ候も御尤千萬にて、假令御嚴糺仰出され候とも、聊か御申譯之れなき程の御事柄に候得ども、深遠の叡慮既往御咎め無く、今日に至り候も亦御國內異議を生じ候ては御大事と思召候而已に之れ有る可く、實に寬大不測の叡慮、蒼生の幸甚之れに過ぎず有り難き御事に存奉り候へば、萬死を顧りみず直言仕り候。恐れ乍ら九重深宮の玉座、時論悉く叡聞に達せず、且一時慷慨の說輦轂の下に輻輳仕り候を

以て、天下の公論萬全の策と聞召し上げられ候哉、頻りに破約攘夷を以て關東へ仰出され候由、然ども當今に至り、破約攘夷と申す義時勢事理を深察仕り候者は、決して落着仕らざる事にて唯當時慷慨を唱へ候血氣の輩のみ愉快に存じ奉る可く候。其仔細は只今破約と相成り候へば、黠夷共決して承伏は仕り間敷、戰爭に相成り申す可く候。戰爭を忌み候儀は更に無レ之候へども、戰は國の大事存亡の係る所に候へば、深謀遠慮之れ無く輕易に發す可き事に之れ無く候。夫れ戰はんと欲する者は、先づ其利害曲直を明かに察し、直利我れに在つて而後戰ひ候事は、所謂勝算にて、古今名將の重んずる所に候。曲害我に在れども、憤懣に堪えず、或ひは一時の血氣に誘はれ、無策の戰を發し、敗亡に至り候者、古來歷々數へ盡し難く候。然るに當今關東に於て、御條約相濟候儀、京都には一圓御不納得の御事に候へば、關東にて容易に御國體を御動しとの趣を以て、假令御取糺之れ有り候とも、御國內而已の御事にて、外夷へ對し御口實には相成候間敷、其故は皇國三百年來御國內の御政道は、關東へ御委任と相見え、外國へ對し候ての御驅引も、悉皆關東より仰せ出され候へば、外夷ども關東をば皇國の政府と心得候は尤の事にて、其政府にて條約調印相濟み候得ば、同盟の主と心得候事、是又餘儀なき事に候。然るに當度に限り、天朝不納得の筋を以て、卒然約を破り、盟に背き候はば、彼れ吾三百年來の例を申し立て、不信の名を以て皇國に與へん事必然に候。且關東は武臣の棟梁に候處、外夷へ面目を失ひ浩然の氣を餒し候ては、自然事有時御用に相立つ間敷、是れ我に曲を取り彼に直を與ふるの拙策にして、智者の取らざる所に候。扨又彼れは航海に熟し利器を以て數萬里の航路を不日に駛行し、且數十年航海を業と仕り候國柄に候得ば、船數に富み、殊に近年は皇國の海路に熟し候事故へ、戰爭と相成り候はば、要津に出沒し、府城を剽掠仕り候は必然に候。左候時は、海國は申すに及ばず、海路不通の國迄も、隣國騷動に及び候はば、自國警衛の外他事是れ無く候はん。假に九州を以て譬へ候へば、纔か四五艘の軍艦を以て、朝には東し、夕には西し、或は海濱に大砲を發し、或は海邊の民屋を放火し、淺く働いて輕く引き候はば、陸路の將士奔命に勞し、我に追討す可き軍艦に乏しく、切齒扼腕のみにて、手を束ね彼れに致さるるの外定策之れ無く、恐くは九州數百萬の士民、僅に四五艘の夷艦に羈縻せられ、心は擲武に候とも、自國の騷動差置き難く、只一人も赤馬關

を渡つて東すること、決して相成る間敷、秦鏡を照して見るよりも明かに候。六十餘州の中に於て、海路不通の國とては纔か四の一に足り申さず、然るに四の三餘夷艦の害を受け候はば、纔か殘りの國々も、唇亡齒寒の戒を守り、鄰國を救ひ候位は兎も角も、兵を遠國へ遣し候儀は決して相成る間敷、京師は素より日本の頭目に候へば、四支の國々擧て保護仕り候は理の當然に候へども、四支病を受け候へば頭目の用を爲すこと能はず、是亦自然の勢ひに候。是黠夷の胸算にて、彼れ恒言に日本は二三千の兵を以て陷る可しとの妄說、由つて起る所に候。斯る時勢に相成り候はば、京師の擁護實に心許なく、萬一京師を黠夷の蹄に穢され候儀とも之れ有り候ては、六十餘州戰はずして彼れが爲めに屈辱せられんこと、思ふも忌々しきことに候。尙又數百年太平鼓腹の武士を以て、急卒無策に爭論を發き候はば、其利害三歲の童子も辨ずべく候。扨然れば曲害は我に在つて直利は彼れに在り、是を以て時勢事理を深察仕り候者、輕々しく戰爭を好み申さざる所に候。又鎖國と申す儀は三百年來の御掟にて、島原一亂後、別して嚴重仰附られ候御事にて、其以前は夷人共內地へ滯留差免され、且天朝御隆盛の時は京師へ鴻臚館建て置れ候ことも之れ有る由に候へば、全く皇國の御舊法と申すにても之れ無く候半。伊勢神宮の御誓宣に、天日の照臨する所は、皇化を布き及し賜ふ可しとの御事の由に候へば、夜國氷海は兎も角も、天日の照臨なし給へる所は悉く知し召す可き御事にて、鎖國など申す儀は、決して神慮に相叶はず、人の子孫たる者、上下となく其祖先の志を繼ぎ、事を述ぶるを以て孝と仕り候儀にて、往昔神后三韓を征し賜ひ候も、全く神祖の思召を繼せ賜へる御事にて、莫大の御大孝と今以て稱し奉り候。中古は未だ海外の事明細ならず候へば、三韓の外若干の國あること聞し召し賜はらず、若し聞し召し賜はば御征伐三韓にて御止りは之れ有る間敷想像奉り候。然るに當今五大洲若干の國あること聞し召す而已ならず、彼より憚らず皇國へ來り、剩へ皇威を蔑し奉るを鎖國にて御禦ぎ遊ばされんこと、神祖の御誓宣に御戾に當り、神慮の程も計り難く誠に恐れ入り奉り候。假令鎖國の議を主張仕り候とも守る者は攻むるの勢之れ有り候て能く守り候譯に候へば、鎖國仕候とも攻むるの勢は決して闕き難く候。徒に海岸峻絕を賴み鎖國仕候ては、鎖國は萬々覺束なく候。然れば當今に於て攻取の勢を張候儀第一御急務と存じ奉り候へば、仰ぎ願くは神祖の思召を繼せ賜ひ、

鎖國の慮思召替られ、皇威海外に振ひ、五大洲の貢ぎ悉く皇國へ捧げ來らずんば赦さずとの御國是一旦立せ賜はば、禍を轉じて福と爲し忽ち黠夷の虛喝を抑へ皇威海外に振ひ候期も亦遠からずと存じ奉り候。然れども太平の餘、即今神后攻取の御跡を踏み候はんとて、是又下策に出申す可く候へば急速に航海御開き、渠が巣穴を探り黠夷の恐るるに足らざることを士民に知らしめ、漸次皇國の御武威を以て五大洲を横行仕候はば彼れ自ら皇國の恐る可きを知り、求めずして貢を皇國に捧げ來らんこと年を期して待つ可く候。又破約攘夷と申す儀只今に至り關東へ仰せ出され候は、恐れながら態と御威光を御損じ遊ばされ候に當り、最も然る可からず乎と存じ奉り候。其仔細は關東にて只今約を破り候ては御國の御爲宜しからずと御決定相成居候樣相見へ候へば、幾度綸命之れ有り候とも、表は御奉命之れ有り候て實事の御奉行之れ無く御奉行之れ無き儀を度々仰せ出され候へば其度毎に御威光相減じ歎ケ敷存じ奉り候。然れども時勢を以て私考仕り候へば、輕卒御奉行之れ無きも必ず御不策と申し難く候はん乎。然れば公武共御國の御爲を思召し候儀は御一般にて、右樣御違却相成候は定めて京都には關東を柔弱恐怖と思召し、關東には京都御暴論と厭はせられ候に之れ有るべく、遂に隱微の中猜疑不和を生じ、千緒萬端因循苟且の根源と相成り一振の目途之れ無く口惜き次第に存じ奉り候間、仰ぎ願はくは偏に皇國の御爲と思召され、京都關東とも是迄の御凝滯平に御氷解遊ばされ、改めて急速航海御開き御武威海外に振ひ、征夷の御職相立ち候樣にと嚴勅關東へ仰せ出され候はば、關東に於て決して御猶豫は之れ有る間敷、即時勅命の趣を以て列藩へ台命を下されて御奉行の御手段之れ有る可く左候時は國是遠略天朝に出でて、幕府奉じて之を行ひ君臣の位次正しく、容易に海內一和仕る可く候。海內一和仕り候て軍艦に富み士氣振起仕り候はば、皇國を以て五大洲を壓倒仕候こと掌を指すより易く之れあるべく候。斯る時勢に一變仕り候はば、即ち神祖の御誓宣に叶ひ萬世不易莫大の御大業と存じ奉り候。然るを只今の如く隱微の中公武御不和判然たる御處置之れ無く候ては、御國內の衰微日を逐ふて甚しく、蒼生生活の途を失ひ終に黠夷の術中に陷り齕臍悲歎の期に至り候はんこと十年の外に出で申す間敷と口惜く存じ奉り候。斯る時勢に候へば傍看を快と仕らず、日夜寢食を忘れ御國威御更張の機會を熟考仕り候所、癸丑甲寅の際に候はば鎖國も上策に出で申す可く候へ共、當

今に至り候ては却て下策に落ち候はん乎。時を察せず勢を制し申さず候ては挽回之期之れ無く、已に今年辛酉革命の歳に當り、天數も亦相應し候へば、禍を轉じて福と爲し申すも、天朝の御決議に之れ有る可く、區々の鄙誠默止すること能はず愚者千慮一得も之れ有る可くやと萬死を顧りみず、狂迷の言論を進獻仕候。激切屏營の至に勝えず、恐々懼々。伏地待罪。

【五】長井の京都遊說

隨分と手酷しく論じ込んでゐる。京都の氣受けは果して何うであつたか。勿論雙手をあげて贊成しよう筈はない。岩倉の如きは薩州系に屬してゐる人であるから、長の進言を右から左に受けよう筈はない。長に親しき正親町三條すら、最初は隨分解り兼ねたと傳へられてゐる。朝廷内の議論も二派に分れて、贊否交々であつた。そこで長井も無理押しに强辯することを避けて、婉曲に、長藩の意のあるところを述ぶるに止めてゐる。長井が述べたる要旨は、大略次の五大綱であつた。

【其一】朝廷御叡旨の在しますところに關しては、主人敬親が親しく入京參伺して、お承はり申す心得ではござるが、先づ以て朝廷在職の御役人方を始め、堂上方の御意見を承知致しておく爲に、先づ今回雅樂に上京を命ぜられた次第であるとの事。

【其二】主人敬親の存念は、幕府・朝廷の間に立入つて、從來からの葛藤を解き、朝廷の御疑念をも氷釋せらるるやう御周旋申上げ、眞實一和、邦家の難を排ふべく、協力せらるるやう、御盡力申上げたい存念である

との事。

【其三】 主人敬親は、何を措いても先づ君臣の名分を正すが第一と存じてゐるから、前年來、度重なつてゐる違勅云々の罪を謝する爲め、將軍家茂自身か、左なくば德川連枝として田安大納言か、孰れか上京天機を奉伺せしむるやう盡力申上ぐる存念であるとの事。

【其四】 主人敬親の存念にては、是れ迄朝廷から幕府へ臨ませらるるのに、國政御委任といふ廉に、兎もすれば御遠慮勝であつて、兎角婉曲に御沙汰あらせらるる爲か、始終行違ひとなり、隨つて思召の程も、御貫に成らせられぬ遺憾がある。依つて向後は、百事斷然として仰せ出され、叡慮の向はせらるるところに從つて御周旋、御盡力、申上ぐる存念である事。

【其五】 主人敬親の存念では、最早今日の御時勢となつては、朝廷より開港航海の御國是に御定めあつても、然るべきかと思考仕りまするが、これは長州一藩の所論で、必らず斯樣に朝廷で御治定あれとお願ひ申すのではござらぬ。朝議は勿論、他に卓說高論が在せば、必らず御趣旨に從つて御盡力申す存念であるとの事。

ぐらゐに止めて、自分は江戶に下つて幕府を說かうと考へた。それは長井の京都周旋が、どうやら浪士の間に洩れて、危難がその身邊に迫るやうな形勢が見えたのと、京都で徒らに日を曠しうしてゐては、機を失する恐れもあつたからであらう。京都が長井の論で、開國說を勅許あらせられたといふものもあるが、諸書を照合して見ても、どうも朝議之れに決した形跡がない。當時孝明天皇が長井に下されたといふ、

國の風吹き起しても天津日の
もとの光にかへすをぞまつ

といふ御製に見ても、多少の御贊意はあつても、一諾快決の御聖意とは認められぬ。又た長井に託して敬親の入京を勸むる爲めに、正親町三條實愛卿が、主上に請ひ奉つた內諭書に、

爲二皇國一、關東え被二建白一、老中え示談之上、所存先內々被二申述一之趣、爲二國家一苦心周旋之段、皇國之御大幸候。演說之通、大樹家え被二談合一候後、上京も有レ之、以二其筋一被二申上一候者、御沙汰之御次第、可レ被レ爲レ在と存候事。

但右之通に相成候節は、自二大樹家一も、其子細、其筋を以、被二言上一候儀と存候。

とあり、又た別に正親町三條より自署の內諭書として、

方今、諸家社稷之危殆を知れ共、顧二時勢一鉗レ口之處、神州之大患、燒眉之急、傍觀に難レ忍、今度關東之建議、國家之御爲、可レ有二周旋一旨、實に叡感不レ淺候。如二建白一御上京候者、叡念之趣、巨細被二仰出一、尚又可レ被二聞食一候間、何卒、御上洛に相成候樣に思食候旨、相伺候。尤、右者實愛一個相伺候儀に候間、他聞相憚候得共、極密申入候事。

四月十三日〔文久二年〕　實愛

とあるに見ても、是の時に朝議の決定を見なかつたことが明かである。實愛、雅樂の心中では、最早や大勢は見

えてゐるのであるから、この際幕府を說得して、敬親自からそれを提げて入京した方が、捷徑であると考へたと思はれる。

長井は京都に遊說すること約二ケ月、略ゝ大勢を見て七月江戶に下つた。久阪、高杉等は、長井の周旋を以て、長州を幕府の手足に使つてゐる者で、朝廷懷柔策を行つてゐる大姦物であるとし、長井の如き人物が要路に立つて長藩を代表するのは、長藩の名譽を汚がすものであるといふので、長井を尊皇の血祭にするとの議が湧いて、幾多の黑影は、雅樂の身邊に蔽ひかかりつつあつた。彼れはかかる電光の間を潛つて、東西に飛躍したのである。彼れも亦一個の人傑であつた。

【附記】當時毛利敬親が、久世大和に殿中で會見して、最早かうなつては仕方がない。天子を捧じて四方に號令するの外はありませんが、如何でムると談じ込んだといふ風聞書の中に『閣老一同其雄威に恐れ、早々申合可ㇾ申旨答に付、毛利侯被ㇾ申候は、京師模樣御疑惑被ㇾ成候は、家來に永井雅樂と申者有ㇾ之、此者儀能心得居候間、此へ御尋可ㇾ被ㇾ成旨、申述退散致候由。依而閣老一同皆顏色を變じ、早速永井を呼出し一々承候處、成程毛利侯之被二申述一候よりも大變なる有樣にて、一層苦心も相增、何事やらん、十二日に幕命を以て、永井京師へ發足致し候趣』云々とあるのを見て、長井周旋の一條で毛利一藩がどれほど腹を合はせて居り、上下一致して脚なみを揃へてゐたかが分るであらう。毛利侯の恫喝に會つて、久世、內藤、本多の幕閣が色を失つたのも物笑ひの種である。時勢が時勢であつて、井伊の如き人物も歿し去つた後であるから、致

し方はないとしても、堂々たる德川幕閣が、一外藩の威嚇に恐れて手の出しやうがないとは、幕府の衰亡を嘆ずるの外はない。

又た『再夢紀事』の筆者は、長井周旋の當時を論じて『長州に開國攘夷の二黨あり。侯及要路之向きは、佐幕勤王の開國派なる故、侯の幕府への建白並雅樂が朝廷へ建言する處、專ら開國說なり。然るに此節島津和泉、多勢の勤王家の依賴を負ひ、上京して勤王を主として攘夷を唱へ、長州之攘夷黨も是に合從して其派之持論を主張する折柄なる故、雅樂が說更に行はれざる而已ならず、侯を併せて京師の品評宜しからざる故、雅樂も空しく歸東して、侯も初めて其說を渝へ、遂に一藩攘夷論に歸し、翌年に至り雅樂が此時之建言、一己之私意に出で國論を誤るに坐して、可レ憐、割腹して死するに及びたり』と記してゐる。本文の論述を裏記きするものの一つとして、ここに掲げて置く。

【六】西郷曰く『長井は大奸物』

西郷の純乎たる尊皇思想からすれば、長井の主張するやうな開國論は、頗ぶる術策的でもあり、且つ根本的に相容れざる、正反對の議論であつたので、彼れは大島出島後、元治元年〔甲子〕京都に出た時に、長井の容子を傳聞し、痛く之を排擊した迹が見える。西郷が再び罪を獲て、德之島に渡航した際、文久二年〔壬戌〕六月、岡前村から大島の木場傳內に贈つた長文の書簡中に、『長井の如きは許すべからざる大奸物であるから、直ちに彼れを

刺すべし』との意嚮を、赤裸々に述べてゐる位である。

〔前略〕堀〔伊地知貞馨〕え久々振、於二伏見一面會いたし候處、昔日に變、只智術を以仕事いたし居候間、ひどく面責いたし申候。自分の身がをそろしく成ると、術を不レ用候ては、致方無レ之候間、都て取止め候樣、大事に懸候ては、只誠心を以不レ盡候ては、決して不二相成一、譬仕損候ても、誠心さへ相立候はば、感慨して起る人も出來候間、術にては決して不二相濟一、尤長州永井雅樂と申大奸物と腹を合せ、與合居候間、ひどく其儀を責、若永井と同論いたすにおひては、永井儀は長州の有志共え、可レ刺申置候間、同論いたさば、此方におひても、汝を亭主振〔長井同斷に〕可レ致、其時は二歲衆共、其勵え居合候故、右の人々え可レ打とは申候事に御座候。是も今更相考候得ば、大邪魔に相成候筈に御座候。永井を打の策は、實に手荒ひ樣に御座候得共、天下の奸物にて御座候。云々。

西鄕は嘗て如何なる人に對しても、亦た如何なる場合に臨んでも、殺意を起さざる人であつた。その西鄕が許るすべからずとした者に二人ある。卽ちその一人は井伊大老であり、他の一人は卽ち長井雅樂である。是に由つて之を觀れば、西鄕が如何に奸惡を憎んだかが察せらるると同時に、長井を如何に、天地容るべからざるの大奸物としたかが解る。

長井が果して、西鄕が觀じてゐた程の大奸物であつたか否かは、別に論ずるの餘地があるとしても、長井の開國進說は、薩州の裏を掻かんとしたものであることは否認の餘地がない。長井の建白文には、表面堂々たる議論

が述べてあり、幕府の意を受けた素振なぞ、寸毫ものぞかせてゐないが、西郷等の耳に入つたところでは、全然幕府の廻し者のやうに思はれてゐる。西郷の書簡は、更に此點を爬羅剔抉して、次のやうに云つてゐる。

京師え罷登候（長井の上京を謂ふ）譯は、幕より御頼を以出居候。夫は是迄の御扱振宜敷無レ之、前非を悔て御改被レ成との趣を以、朝廷をだまし付候策にて、書取を以、朝廷え差出候書面有レ之、其中には第一異人交易勅許相成候様、偏に申立、黄金をつかり（ひ？）九條殿下をだまし、開港勅許に相成候はば、直様堂上方御寃罪を解、又諸侯方も同様可レ致抔と、誠につまらぬ事許、書建にて、薩摩と同意にて申上候。長州侯と連名にて可二差上一候得共、急速の事故、其儀も不二相調一候間、其證據には、堀次郎被二召呼一御聞取可レ被レ下と申上、御聞取相成申候。堂上方、有志の御方々御論は正敷、和宮様御下向に付ても、御願通御縁談被レ爲レ濟候はば、早速異人の處置、可二相付一と申上、其通御許容相成候。いまだ舌も不レ乾に、開港の一條、甚以不屈の次第と、永井は見出され候由に御座候。夫故無レ據打方の儀、長州の有志え申含候。尤長州においても、永井の黨と、有志の黨と、兩立いたし居候。云々。

斯く西郷の聞知するところによれば、長井は幕府の手品扱ひであり、且つ黄白を散じて、公卿を誑らかさんとした形跡を蔽ふ能はぬ。長井が開國進説に際して、先づ京都方を先にした點、及び江戸に入つての形行に不明の點がある抔を思ひ合はせ、西郷等の耳にした點は、以上の如きものとなつたのであらう。

長井が薩州も同論であるとしたのは、全くの詭辯で、久光が何程正直者でも、そこまでは長州の操人形にはな

らぬ。伊地知が長井に與したのは、彼れには彼れの見解があり、且つ岩倉公等との密謀があつたとしても、全く彼れが長派の薬籠中に丸め込まれたので、此點、西郷の活眼、照乎として看破してゐる。

西郷が伊地知を面罵し、『汝若し飽までも長井と同論を績くるにおいては、長井を長州志士に殺さしむる手前、薩藩二歳衆の手で成敗するゾ』とまで詰問したのは、全く此點に起因してゐる。伊地知が西郷に含むところあり、遂に久光に讒訴するに到つたのも、或ひは此邊の經緯が、絡らんでゐたかも知れぬ。

【七】毛利敬親と島津久光（一）

毛利敬親の公武一和説

長井が京都遊說の前に、旣に幕府と協商を重ね、半ば幕府の意を受けて、朝廷に說き込んだものだとは、獨り長州民間の志士及び薩州有志の間のみでなく、公卿間にも之を感ずるものがないでなかつた。『岩倉公實記』にも、

是ヨリ先キ、長門藩主松平慶親〔大膳大夫〕公武合體、國威宣揚ノ基礎ヲ立テンコトヲ幕府ニ建言ス。幕府乃チ慶親ニ命シ、公武ノ間ニ立チ、之ヲ周旋盡力セシム。

と明記してゐる。

文久二年〔壬戌〕二月二十四日、幕府は公然、長井を江戸城中、柳の間に召致し、老中一同列座を以て敬親侯に

公武間の周旋を爲すべく、將軍の命を傳へてはゐるが、果して長州が幕命を奉じて長井雅樂を暗躍せしむる迄に、長幕の間が密著してゐたか否かは、疑問の存するところである。長は幕を使ひ、幕は長を使ひ、双方で牽制し合ひつつ、幕府は長州をして、朝廷の意を緩和するを得せしむれば大得であるとし、長州は幕意を迎へつつ、朝廷に地歩を占め得れば、向ふ鉢卷で幕府と喧嘩する必要はないとし、双方双樣の手錬手管を用ゐたものと見るが、正當を得た觀察ではあるまい乎。

當時毛利敬親が、幕府に建言した意見書なるものは、果して如何なる內容であつたか。長藩の態度を洞察する爲に、此際、之が文言を一瞥する必要がある。建言書に曰く。

毛利敬親より幕府への建言書

近年外國より、種々難題之、申上有レ之樣相伺、且內地不慮之變も出來仕、內外共御煩慮、御時勢と奉二恐察一候。勿論廟堂之御籌略、外向より可二窺計一樣も無レ之、御歷々之御評議、御遺策可レ有レ之と者、不レ奉レ考、彼是以、事ケ間敷申上候而者、越俎之御譴責、奉二恐入一候得共、當時勢、皇國の御榮辱に相拘候儀も、可レ有レ之哉と奉レ考候而者、區々之鄙衷、日夜難レ忘不レ得レ止、無根之世論えも、心を留め、迂僻の議論、兼々相含居候付、不レ顧レ憚、御內々申上見候。右世上之議論を取、御政躰えも相拘候儀申上候而者、猶更恐懼之至御座候得共、右鄙誠之處、被二聞召分一、不レ悪御取計、被二成下一候樣、奉レ願候。右申立度旨趣、先年以來、度々

申上候通、待夷之御良策者、公武御一和・叡慮御遵奉に基き可レ申旨、數年相含候鄙見に御座候處、過る午年以來公武之御間、御議論齟齬之儀有レ之様に、於二世上一奉二窺計一、種々雜說紛興仕、段々御手煩をも差起り、餘程御配慮にも、相成候儀と、奉レ伺候。竊に、右等之事之所由を、愚案仕見候處、先年、外國え和交御差許條約御取替しに相成候儀は、元より無二御據一御場合、有レ之候而之儀に候得共、癸丑・甲寅以來、奮激之人氣、一旦屈挫仕、偷安之人情、一日之無事を貪り、終に一統退縮之世風に罷成、御國躰更張之期、無レ之様相成可レ申哉と、氣節を負ひ、慨志を抱き候ものは、外夷之威力に壓れ、安を偷み、戰を忌む俗情より、ケ様に相成候儀と存詰猥に公儀之御處置、いかか敷批判仕、叡慮之旨者、鎖國之御舊規を、御確守被レ遊候様相唱へ、破約戰爭之說を主張仕、壯年血氣のものの、憤言激行をも釀し成し、且つ又彼我之形勢を考へ、彼之功利技術を味ひ候者は、開國之說を主張仕、猥に彼を誇耀し、我か固有之正氣を折き、商賈貪墨之風に染漬し、議論紛々、兩端に分れ、互に攻擊の形をなし、人心恟々、土崩瓦解之勢とも可レ申哉。天下之勢、合へは强く、離れは弱し。此支離解散之人心を以て、一旦有レ事時は、黠夷强虜に御當り被レ成候儀、何とも御氣遣之儀と奉レ存候。然るに、右鎖國・開國と申候者、待夷之大躰に而、關係重く候得共、其根本より觀候へは、是等者、枝葉之說とも可レ申、公武之御議論、草野之可二窺知一事に者無レ之候得共、斯る枝葉之是非を以、御違却之儀、出來仕候筋者、有レ之間敷歟と、奉レ考候。其故は能可レ守して、是を攻め、能攻むへくして、守レ之候者、兵家之常典鎖すこと能はされは、開くへからす。不レ能レ開は、鎖すへからす。御國體不二相立一、彼か凌

辱・輕侮を受候而者、鎖も眞之鎖にあらす、開も眞之開に無レ之、然れは、開鎖之實者、御國體之上に有レ之へく、御國體相立候得者、開鎖和戰は、時之宜に隨ひ、守株・膠柱之儀者、全く有レ之間敷、然るに、又御國體被二相立一候基本と申候得者、人倫大義を明にし、天下之議論純一、人心和協之御處置に可レ有レ之哉。右物議紛々相起候本意を、熟考仕候而も、公武之御間、純然御合體に而、御國體相立候外、有レ之間敷、種々之雜說、御手煩をも差起候者、其末弊にて可レ有二御座一候に付、其源を塞き、其流を御治被レ成候はは、御鎭定、强而御手間被レ爲レ取候儀者、有レ之間敷候。往昔草昧之世と違ひ、當御治世以來、厚き御世話を以、文教大に開け、倫理世に明らかにて、君・親を可レ崇事は、三尺之童子も、口に藉候樣に相成候付、是迄とても、聊無二御疎遠一御事にて候得共、天下の大經を被レ爲レ立候儀者、萬々御厚重に被レ爲レ在度御事に付、天朝御崇奉之御取扱振、世上へ相顯れ候はは、天下の人心、感服仕、右物議御鎭靜容易に相整、御國體之基本も相立可レ申哉。右基本被二相立一候上者、是迄開港和親被二差許一候者、乍レ恐未た枝葉之御處置にも、可レ有レ之哉に付、速に開國之御大規模を、被二相立一、御國體、儼然と相立候樣、御國論被二相定一度御事に奉レ存候。左候而、御手を可レ被レ下候處は、武備益御張興にて、航海之術、廣く御開き、人々心膽を練り、智識を發明する道に向ひ、諸蕃々情實熟知之上者、彼か畏るるに足らさる處をも知り、我か恃むへき良策も相立可レ申、右者此非常之時に當つて、中興之御大業を被レ爲レ立度、御事に者候得共、人心之折合方、深く御案被レ爲レ在候由。過る巳年御沙汰之趣も有レ之、制度御改め、航海之術、御開等之儀は、疾に御評決可レ被レ爲レ在、今更當否利害等、

不レ及ニ申上一儀に可レ有レ之、其後、追々御沙汰之趣を、奉レ窺候而も、乍レ憚御趣意筋、奉ニ深察一候。然處、今以御國內一統、耳目一新仕候樣、御沙汰振も無レ之候者、何と歟御深謀被レ爲レ在候事も、可レ有ニ御座一、其段者可レ奉レ窺筋に無レ之候得共、宇內之形勢者、年序を追て相開候に付、今日のことく、御國論御變革之機會に臨候も、自然之勢に可レ有レ之、若舊習に泥み、漸々時勢に押移され、無レ據御變革に相成候而者、御手後れに相成候而已ならす、却而人心之折合方へも、相拘可レ申哉と、深く奉ニ恐入一候儀に付、右國論、速に御決定相成候樣、相願候儀に御座候。右之通、御合體之御取扱、顯然と相成、天下之人心、奉ニ感服一、御國體儼然之御國論被ニ相立一候はは、定而叡感も可レ被レ爲レ在、元より開鎖之體え、御泥み被レ爲レ在候儀者、有レ之間敷候に付、何卒叡慮より被レ爲レ起、右御國是之旨、勅諚を以被ニ仰出一、右を御遵奉被レ遊、臺命を以、列藩え御沙汰に相成候はは、條理判然、人心彌感服仕、退縮之氣、一旦進張に相改り、偷安之陋習も奮發仕、神州億兆之人心、一和一團之正氣と相成、前段種々之物議、氷解仕、毫も內顧之御患無レ之、御國威凛然、五大洲え相振候御大業も成就可レ仕哉と、迂僻之私見に御座候。右者、始より、御廟議之上において、大海之涓滴とも相成度心掛候にも無レ之候得共、數代無レ限御寵命を奉レ戴、御恩澤身に溢れ居候に付、兼々報效之心得に罷在、不レ圖時勢に感發仕、不レ顧ニ僭妄一申上候者、只々食芹之味、進獻仕見度、區々之鄙誠、不レ惡御亮察被ニ成下一、不都合之儀も御座候はは、御聞捨被ニ成下一度、重疊奉レ願候。以上。

如上の一文は、長州藩主としての、毛利敬親の意見を、全幅的に表現したものであるといつてよからう。要す

るに長井雅樂が、正親町三條等堂上に進說したのと、全く同一で、幕府が君臣の大義を明らかにし、進んで朝意を遵奉し、朝意を受けて天下に號令せば、三百の諸藩は期せずして振起するであらうといふのである。

此の觀點よりして、敬親は、朝旨を開國に導く必要ありとし、扨こそ長井雅樂をして、航海遠略論を進說せしめたものであらう。

【八】毛利敬親と島津久光（二）

俄然擡頭した長州勢力

さて長井は京都で幕府奧祐筆早川庄次郞に次手を得て、『航海遠略論』を概說した。幕府にとつてこれほど都合のよい手段はないので、早川は一諾して、長井に先んじて江戶に下り、他日の周旋を約してゐる。長井は期を計つてその跡を追ひ、世子定廣は、公式に長井を敬親の代表者として久世大和守に申し入れた。早川祐筆の手引きによつて長井は久世・安藤に會見したが、論において固より異議のあらう筈はない。大洪水に面して、呆然として水勢を見てゐる彼等にとつては、これまた渡りに船であつた。只だ彼れ等が一考するところは、毛利家が外藩であるといふ關係であつて、殊に安藤などは、『長州は幕府の良友にあらず』と、平生から公言してゐたくらゐだから、迂濶に乘り出して、萬一泥舟に乘せられるやうなことはないか。その邊に一團の疑念が解けんとして解けざ

るものがある。そこで長井が久世に會見した時にも、久世は、

『若し幕府が、毛利敬親に、公武周旋の全權を委任するとしたら、敬親は、間違なく、最後まで周旋して呉れるか否か。』

と、慥かと念を押してゐる。長井は答へていつた。

『藩主のことは自分がお請合ひ申す譯に行かぬ。が自分の私見をいふなれば、朝幕何れにも偏せず、純粹の第三者として、局外周旋の態度を持したいのである。尤も周旋の眼目は、固より「京都第一關東第二」である。我々陪臣としての考へは、唯だ藩主をして窮地に落すやうなことを避けたいばかりである。』

と頗ぶる用意周到な、回答をしてゐる。

井伊が引つ掻き廻した、大波瀾の後を受け繼いだ、彼等幕閣は、殆んど手の出しやうがない狀態に陷いつてゐる。そこへ長州が朝廷からして、開國論で押しつけようといふ建策を出したのであるから、兎も角も長州を使つて見ようとの考へにならざるを得なかつた。溺れんとする者は、一條の藁をも摑むで、親藩外藩の差別を、深くも論じてゐる餘裕はない。長井は八月三日安藤對馬との會見を終へ、八月七日江戶を發し、京都に立寄つて正親町三條實愛卿に前後の打合はせを爲し、路を急いで歸國した。茲において乎、毛利敬親は、應さに大いに中原に伸ぶべく、九月十九日を以つて參覲の途に上り、十一月十三日江戶に著した。これ長州の主力が、幕末において中央に出動した第一線であつた。

事の順逆は自から別、兎も角も『長州丸』を中央に引き出したのは、長井の手柄である。彼れの遊說は、慥かに冒險的であつた。事の成否は長藩の運命に關してゐる。事若し成れば、長の勢力は公武和合の主力となる。が若し不幸にして失敗に終れば、更らに再起の機運を待つまで、退いて創痍を養はねばならぬ。一藩の運命を一枚の舌に託して、單身中原に遊說した一幕は、觀客をして、覺えず手に汗を握らしむるものがある。長井は實に戰國策士の風丰を備へてゐた。

＊　＊　＊　＊　＊

薩の虛に乘じて、ドツと中央に押し出したところは、長の爲めに意を强うするに足るが、敬親も長井も、共にいささか佐幕に傾むき過ぎてゐた。時が時であつて、文久一二年の頃に、幕府と緣切りの發心が出來やう筈もないが、主とするところが朝威の恢弘にあるならば、長井は敬親をして何故に、先づ朝廷に周旋の勅命を請はしめなかつたか。縱令參覲の途であるとはいへ、最初幕府に就いて公武周旋の臺命を受け、幕命を嵩して朝廷に臨むの形をとつたのは、何の理由に基くにせよ、是れ明かに長井の一失である。これが爲めに長藩の進退は天下に疑はれ、勅使を避けて、途を變へなければならぬ羽目にも立たねばならなくなつたではない乎。またこれが爲めに朝廷からは、『謗詞似寄り』の詰責を受くるに至り、同鄉の志士からは、姦賊の誹りを受けて、藩論をして遂に一變の外なきに至らしめたではないか。

長井は餘りに獨力を恃み過ぎてゐる。事を祕密にする必要から、自然他と謀るの危險を避けたのでもあらうが、

餘りに在野志士との懸隔が甚だし過ぎてゐる。彼れの知己たる周布政之助すら、文久二年〔壬戌〕には、既に彼れを離れてゐる。彼れは何故に在野の志士と今少しく接近して置かなかつたか。開國論と尊攘論と、到底相容れないと考へても、歸するところは國力の統一である。在野の急進論と腕を組んで、在朝の士が開國の大局へ押し進んで行くことに、何の障りのあるべきでない。薩の强味は朝野の融合である。接近である。西鄕、大久保の如き人物があつて、よく朝野の間を聯結したからでもあるが、長にその事の行はれぬ理由はない。由來長人は策略に富む。却つて薩人の鈍重なるに及ばぬ結果を見るのは、策に巧みなるの致すところである。久阪の尊皇と、長井の開國と彼れほどまでに大衝突を演ずるに至つたのは、何としても長州勢力の爲めに惜しむべきであつた。

【九】毛利敬親と島津久光（三）

久光の東上と毛利定廣の入京

文久二年〔壬戌〕の薩長は、金石相撃つて火を發するの觀がある。長井は二月二十四日江戸城中柳の間に登營して、公然敬親に公武周旋の幕命を受けた。敬親は幕府の態度が、兎角勇斷を缺くので、三月三日登營の砌り、久世大和に面談して『今日に及んで斷然たる決心がなくば、今に西國の雄藩中から、朝廷を奉じて天下に號令せんとするものが出ないと限らぬぞ』と、暗に薩州の態度を暗示して、惴かと決心の臍を堅めさせ、越えて十日長井

を京都に派遣して、內議を窺はしめた。長井は正親町三條の手から內勅を受けて、四月十四日京都を發して、江戸に歸つて來たが、計らずも島津久光、大兵を提げて東上するの一大事件が起つて、ここに薩長兩藩主の肩と肩とが、將に相摩せんとする勢ひを生じて來た。

久光東上の報は天下の浪士をして京攝の間に雲集せしむるに至つた。將に齊彬の遺志を繼いで、尊皇の大義を伸べんとする久光を擁して、一大快擧を企てんとした爲めである。久阪、高杉の急進黨は薩藩浪士と氣脈を通じて、此の機を逸せず、回天の壯擧を擧げようとしてゐる。京都の天は實に尊皇論を以て蔽はるる形であつた。長藩ではこの形勢を危ぶみ、この危急の際、藩主父子ともに江戸にあるは、萬一の場合に取り返へしのつかぬ事になるといふので、北條瀬兵衛を派して、孰れか一人は歸藩せらるべきを進言した。

そこで世子定廣は、四月十三日江戸を發し、東海道を下つたが、此際京都を一顧しないのは、長藩の勤皇心を傷つくるものであるとの注意を受けて、二十八日京都に入り、中山忠能の手を經て、公武周旋、浪士鎭撫の宣旨を拜するに至つた。宣旨に曰く、

宣旨〔文久二年五月朔日〕

其元、此度通行に付、暫於二京都一滯在候樣、賴思食候儀者、元來其家之儀者、元就卿被レ重二朝廷一候儀共、今更御沙汰も事新候。右等御由緒も有レ之、兼々殊に思食も被レ爲レ在候處、先達父大膳大夫、戎夷跋扈、御國威

逡巡之儀を被ニ相數一、勤王之志を主とし、幕府を助け、至治之基本を被レ立度趣意に而、柳營申談之上公然と公武之御間に、被ニ周旋一、全く叡慮之被レ爲レ向候處、幾重にも丹精可レ有レ之趣、家臣長井雅樂、委曲之事情、內々言上、國忠之段、深御滿悅被レ爲レ在候。然處、雅樂儀、俄に歸府に付而者、大膳大夫建白之旨趣、未ニ徹底一、御殘念に思食候處、幸其元上京に付而者、父朝臣之深意に隨ひ、程克周旋可レ有レ之、御依賴被レ爲レ在候。

此段內々可ニ申達一との御沙汰候事。

但、當時浪士蜂起、鎭靜之處、內々島津え御沙汰被レ爲レ在候得共、其藩に屬候輩も不レ少旨に付、同樣取締並方今非常之變、何時可レ生も難レ計形勢に候。其節者、薩州と力を合、可レ有ニ鎭靜之計一、是又御沙汰被レ爲レ在候事。

との御沙汰であつた。

要は（一）毛利家は先祖毛利元就卿以來、勤皇の精神に富むお家柄であるから、此際一層、父子力を協せて皇朝の爲に盡力せよ。（二）父敬親の周旋盡力、定に感心と存じてゐたが、中途から急に長井が退京したので、敬親盡力の趣旨も、何だか不徹底の憾みがある。幸ひに汝の上京を見たので、此上とも父子協力して、一層周旋するやう。（三）諸國浪人の中には、長州人士も少なからぬやうであるから、薩州と協同して、決して輕擧妄動せぬやう注意せよ。との御內意であつた。

之れに對して、定廣は浦靭負をして、中山忠能卿に謁せしめ、更に左のやうに御內旨に關して伺ひを立て、疑

問の點を糺(たゞ)さしめてゐる。

一、叙慮之被レ爲レ向候處、丹精仕候儀、大膳大夫、兼而之所志に御座候處、長井雅樂歸府に付、建白之旨趣、未レ致ニ徹底一、御殘念に被ニ思召一候段、何共奉ニ恐入一候次第に御座候。右不ニ徹底一之儀に付而者、何ぞ御入割之趣共無ニ御座一哉。其段委細被ニ仰聞一候はゞ、早速大膳大夫え可ニ申聞一と奉レ存候事。

一、大膳大夫深意に隨ひ、程能周旋可レ仕旨、長門守〔定廣〕力の及精勤仕度奉レ存候得共、部屋住之身分、建白一條におゐても、委細之次第、承知不レ仕儀に付、唯今御請申上候樣難レ仕、早速大膳大夫え可ニ申聞一候間、暫之間、御猶豫被ニ仰附一度、奉レ願候事。

一、浪士輩之儀者、可レ成丈取締可レ仕候得共、意外之儀者、心底に不レ任候付、不レ惡被ニ聞召置一可レ被レ下候事。

一、非常之變は、乍レ纔(わづかながら)、人數相帥(あひひき)ひ居候に付、薩州と精々申合、可レ奉レ安ニ宸襟一候事。

長門守に任官せる毛利定廣も、未だ世嗣(よつぎ)の地を脫せず、部屋住みの身であつてみれば、然らばと許り、天下の大事をお引受けは出來ぬ。精々盡力といふ位が關の山であるが、長井一件は胸に閊(つか)へてゐる。何か入組んだ譯でもあればと、一寸釣絲(つりいと)を垂れてゐる。浪士鎭撫(ちんぶ)は手におへぬかも知れぬとは、味のある答へである。

文言は頗ぶる紆餘曲折(うよきよくせつ)を極めたものであるが、當時の形勢において定廣(さだひろ)の地位としては、先づ此の邊に止まるの外はなかつたであらう。どうも長井遊說の一件から謗詞(ぼうし)云々の一件もあるので、その氷解(ひようかい)を得ない上は、長藩

の立場が公明にならぬ。その邊の意味は充分に含まつてゐる。

中山忠能卿は、右長藩世子定廣の質義に對し、五月五日、左の辯明書を與へ、朝旨、意の存するところを、補足してゐる。

宣旨辯明書（中山忠能）

一、國忠之段御滿悦之事。

一、父朝臣（敬親）深意に随ふ事。

右者長井雅樂演舌を以、言上に、大膳大夫戎虜跋扈、御國威逡巡を被レ數候而、外藩幕府之政事に不レ携禁制も有レ之候處、其儀に不レ拘、諸有司を説得し、公然と官武之御間に周旋之事、君臣之名分を正し、先年來、違勅之廉、田安中納言上京、御理可ニ申上一、周旋可レ致との事、年來御國政、關東え御委任に被レ爲レ泥、幕府諸有司之存意を御斟酌被レ爲レ在、折角之思召をも、婉曲に被ニ仰出一候故、叡慮之御旨、貫徹不レ致のみならず、却而公武之御間柄、如何之儀出來いたし候故、此後者、何事も斷然と可レ被ニ仰出一候。左候はゞ諸有司も恐入拜服可レ致、何事も斷然と被ニ仰出一候はゞ、主人は素より雅樂も叡慮之被レ爲レ向候處に隨ひ、幾重にも周旋可レ致との事。

一、建白之旨趣未レ致ニ徹底一御殘念に思食候事。

右者、長井雅樂、半途に而引戻に相成候者、全於二關東一、安藤對馬守再出、以下事々、幕政不正に付而者、大膳大夫周旋之路も、相塞り候に付、右周旋も辭退之由。就而者、關東え建白之趣意不レ致二徹底一候而、忠誠も空敷相成、御國是も難二相立一段を、御殘念に思召候事。

但、長井雅樂差出候建白之儀者、先御國是、右樣之御事にても可レ有レ之哉。誠に書取差出候迄之儀に而、朝議者勿論、上列藩より、下芻蕘に至る迄、高等之說、有レ之候はば、其說に隨ひ、違儀無レ之候旨、言上候。但、右建白中、朝廷御所置、聊謗詞に似寄候儀も有レ之、御掛念に被レ爲レ在候得共、是等は主人被二上京一候はば、委細に御辯解、可レ被レ爲レ在候。併開國航海之儀、第一御國體變動、不二容易一儀に付、輕易に叡斷難レ被レ遊、天下之衆議被二聞食一候上之御事に、可レ在レ之と、御沙汰候事。

一、浪士鎭靜之事。

右者、浪士勤王之心を以、蜂起候而、被レ惱二叡慮一候に而者無レ之儀、申迄も無レ之候得共、叡念も被レ爲レ在、關東え被二仰下一候儀有レ之候處、自然暴發等、有レ之候而者、叡慮之處も齟齬に付、只々朝廷之御處分を、鎭靜に相待候樣にとの事。

右にて朝意の存するところは、略ゝ明瞭となつてゐる。毛利敬親の忠誠は、充分に朝廷へ通じてゐる。又た長井演說の主旨も、よく解つてゐる。併しその論述の中には、言ひ過ぎの點がないではない。所謂る『謗詞似寄』の點もあるが、之れは敬親直々に上京して辯疏すれば、疑念も氷解しよう。浪人共もその忠誠は尤もであるが、

朝廷からは幕府へ命ぜられて、夫々道を踏んで朝意の達せらるるやう、手順を踏んでゐることだから、無闇な暴擧をせぬやうにとの意味である。

而して『開國』即ち『航海遠略』の議は、我が國體にも關することであるので、輕々にはお許しがないとあるのは、最も留意を要する點で、長井進說の眼目は、これで完全に否定されてゐることが分明である。

【十】毛利敬親と島津久光（四）

表面は提携、裏面は鎬を削る

薩長、提携して皇事に盡さうといふことは、此際何處から出てゐるか。朝廷からか、薩州からか、長州からか。目的は同じでも、志は一つでも、兩藩共に傳統を異にし、行掛りを異にし、殊に感情のもつれは、解かんとして解く能はぬものがある。表面では、久光も敬親も、共に手を取つて國難に當らうとはいつてゐるが、裏面では鎬を削つてゐる。正に絃々相摩すといふ形で、時には刀の鞘が當つたの當らぬの騷ぎで、血の雨を降さんづ氣配もある。

兩藩の勢力に目を着けたのは、岩倉が一番早く、且つ熱心な聯合論者でもあつたので、此時の提携運動も、或ひは、岩倉あたりが火元であるかも知れぬ。

島津久光が兵力を擁して、東上して來たことは、慥かに朝廷に千鈞の重みを加へてゐる。岩倉も大いに之に力を得たに相違ないが、イザといふ場合に、久光一人でも心細い感じがする。そこに乘り出して來たのが、毛利敬親である。そこで智謀の岩倉が、早くも長藩の勢力に眼を著け、『その舟しばらく』と呼び止めた形である。

薩藩の堀次郎が、始めて岩倉に面會したのは、文久二年〔壬戌〕三月十二日であつたが、後日知遇を得て岩倉に語つた際に『最早や今日の御時勢となつては、鎖國から開國へ轉ぜねばならぬ』と論じてゐる。岩倉も之に同意を與へ『長州の長井雅樂も足下と同論であるが、彼れは餘り辯に委せて長舌を振ふたので、公卿間の機嫌を損じてゐる。漫りに饒舌つてはならんぞ』と誡しめてゐる。

薩藩の堀と長藩の長井との近接も、想像が出來る。四月十六日、島津久光が奉つた意見書の中に、朝威を以て幕府改革を斷行する上に、

一、前件之儀被仰渡候に付而者、乍恐朝廷御威光、不被立候而者、幕役共、遵奉仕候儀、懸念に奉存候間、大名二三家へ御內勅被相下、若幕役共、違勅之趣も有之候はば、速に辨責仕候樣、被仰渡度事。

と申出たのに對して、岩倉・中山・正親町三條卿等が、何藩に內勅を下すべきやを協議したが、席上、岩倉は、

『夫は何を措いても、長藩が第一だ』

と、先づ長藩へ薩州同樣、皇事に盡瘁すべき內勅降下を主張し、堀次郎を通じて久光の意嚮を問はしめてゐる。これは岩倉が、薩藩の機嫌を損じはせぬかとの、瀨踏みでもあつたらう。

堀は早速久光に右の次第を語り、久光も固より『大名二三藩』といつてゐる以上は、長州も肚裏にあることであるので、同心同力しようといふ返詞をした。當時岩倉に與へたる堀の『口上覺』には、次の如く記してゐる。

口上覺〔文久二年四月二十四日〕

昨夜者、深更參殿、御妨奉ニ申上一候。其折被ニ仰聞一候、長州云々之一條、篤と和泉〔久光〕え申聞候處、此節上洛、奉ニ言上一候旨趣、乍レ恐被レ惱ニ叡慮一候、御一端を奉レ安、大義明白、人心一和、天下挽回之基本、貫徹仕度と之義に而、威權を取、功名を立度存念、毫も無ニ御座一、前條之儀、成就仕候道御座候はゞ、下匹夫之命令にも從ひ度存詰候次第に御座候間、長州若侯〔定廣〕上京相成候はゞ、何卒懇に被ニ仰下一、必御留置被レ下候樣、奉ニ願上一候。有志諸藩者、同心同力、御奉公仕度心底に而、長州之指揮を受候而も不レ苦儀に御座候間、宜敷御汲取被レ下度、奉ニ懇願一候。以上。

戌四月廿四日　　堀次郎

岩倉少將樣　奉呈左右

勤皇誠忠の志さへ同じきなれば、譬ひ匹夫下賤の者の命令にも從ふ程に、思ひ詰めて東上した次第であるから、長州の指揮を受けても、少しも苦しくは存ぜずとの返詞である。それ程の純情ではないにしても、久光が此の心でゐて呉れれば、岩倉の誘長策も樂に運ぶ譯である。

＊　＊　＊　＊　＊

一方長州側でも、在京の藩士、宍戶九郎兵衞、北條瀨兵衞の兩人から、『近々世子侯定廣入京の手筈であるから、何卒その節は、島津侯と同樣に、國事鞅掌の御勅旨を賜はりたい』と、申入れて來た。これが定廣入京に際し、中山忠能よりの宣旨御賜授となつた譯である。

岩倉が中山に與へたる書簡に、此間の消息を傳へてゐる。書に曰ふ。

岩倉より中山忠能に贈る書（文久二年四月廿八日）

拜承。御安全恐悅存候。然者、過日箇條書返上之旨承候。實者、未た不㆓寫取㆒其儘返上候。恐入候得とも、今一應拜借希上候。一昨日來も、段々御心配之旨、御尤に拜承候。昨日參朝、一昨日北條（瀨兵衞）面會、宍戶（九郎兵衞）又面會、各々成卿（正親町三條）え申入置候。其砌、尊卿御心配之旨も、拜承、愚意も申上候事に候。一二三之云々（大名へ內勅を謂ふ）此事長州第一と存候事に候。外所存之旨、又々可㆓申上㆒候。今日堀え面會可㆓申試㆒候得共、外は多分六ケ敷哉。土州位之事と存候。今夕、北條、成卿へ罷出、萬々申出候而、滯在御受出候筈に候。長州召留は、偏に公武之御間周旋、大道を明にし來り候邊、深々御賞美、和州（久光）上京御沙汰之旨、御受有ㇾ之候樣、心配賴思召候と申事、專務之心得、次に諸浪士取鎭と申心得に御座候。右は宍戶・北條等え申入置候。深難ㇾ有がり居候。成卿へは、昨日申入置候。云々。

岩倉が薩州と共に長州を手中に收めようとする肚の中には、兎も角、文久政局の急轉回が、ひどく波立たしめてゐた。朝廷朝廷とは云ふものの、實は朝廷には一兵も有せられぬのであるから、岩倉が薩州勢力で猶ほ不安を感じ、更に長州をも加へんと考へたのは、有り得べき筋合である。

*　*　*　*　*

文久二年〔壬戌〕三月、島津久光東上の次第は、第一卷中において、詳しく前後の關係を述べて置いたから、之れを再言せぬ。ここで毛利敬親と島津久光との政局における地位を顧みれば、久光は大勢に乘じ、敬親は小徑を登るの形であつた。久光が虹の如き意氣を以つて四月十日大阪に著し、十三日伏見に入り來つた當時は、天下の輿望を一身に集むるの勢ひであつた。齊彬の餘威もあり、西郷、大久保の聲名も加はつてゐたが、兎に角久光が勤皇の軍を擧げるといふ評判が、京攝の尊攘論を沸騰せしめたのである。

久光は敬親の公武周旋と大差のない考へであるから、伏見寺田屋で、同藩士を斬つて、過激主義でないことを公明にした。諸國の浪士はこの一擧の爲めに、多少の失望はしたが、久光が勅使大原重德を奉じて、關東に押し下つた時の勢は、日輪を背景にして戰場に臨むの姿が見える。勅使が六月七日江戸に著したのに、毛利敬親が一日の差を以て、六月六日に江戸を發し、道を中山道に避けて、上京したのは、勅使に對して禮を失するも甚しいと、薩藩の志士が威猛高になるところに、薩長の地位が讀まれぬでもない。

久光、敬親の個人的優劣は他日の論として、政局の上から見れば、此時の敬親は一籌を久光に輸せざるを得ぬ。

薩派が隊伍堂々、歩武を揃へて進軍するに比して、長派の足並は頗る亂れてゐる。それは長井一派と、久阪一派との懸隔が餘まりに甚しいからである。『航海遠略』と『廻瀾條議』とが、餘まりに隔絶し過ぎてゐるからである。長州の人物が薩州に劣つたのではなくして、人物の團結が、薩に一歩を讓つたからである。長井を始めとして、周布、木戸等と、久阪、高杉、宍戸等と、東西相應じ、車の兩輪となつて、大八車を押し出してゐたならば、文久二年〔壬戌〕の敬親は、或は久光と、其の地位を代へてゐたかも知れぬ。

【十二】松陰門下の蹶起

文久二年〔壬戌〕の薩長は、龍虎相見ゆるの形である。雲を喚び風を起し、相競うて風雲に乘ぜんとした。長井の周旋は、功を奏せなかつたとはいへ、長州の主力は、是によつて始めて中央に伸びた。敬親父子、相前後して朝幕の間に身を進め、一網打つべき機運が熟しつつあつた。長井が作戰を誤まつたのと獨力を恃み過ぎたのとは、期年ならずして一蹶を來さしめた。薩の久光は『公武合體』『皇威振興』『幕政變革』の三大綱要を提げて現はれ、長の『謗詞』に行惱んでゐるのを尻目に見て關東に押し下つた。勅使を擁して『三事策』を齎らし、意氣揚々として海道を引上ぐる時は、正に凱旋將軍の勢ひであつた。『浪人共尊皇攘夷を致二主張一慷慨激烈之說を以、交を四方に結び、或は大老を刺し、或は夷人を戮し候より、幕役共取締之嚴令を下し候處、彌奮發仕、近頃に相成、殊に致二增長一終には不二容易一企に及候哉に相聞え申候。』と嘯きながら、部下は英人を生麥に屠つて西上し來つた。

勸修寺宮晃親王は、久光の英姿を想望して、

薩州老將髮衝レ冠。　天子百官免ニ危難一。
英氣凜々生麥役。　海邊十里月光寒。

と薩侯の意氣を稱揚して已まなかつた。生麥の一事は、實に草澤の志士をして、快呼禁ずる能はざらしめた。

當時京都の浪士の中心であつた松陰門下の志士が、何で薩侯をして、單り隆々たる盛名の下に、放置することが出來よう。宜しく藩論を一變して、大義名分の旗色を新にし、尊皇攘夷の大方針に基いて、藩主の行動を天下に先んぜしめなければならぬと考へた。血氣の高杉は曰く、

『長雅御周旋を企候砌、楢崎、久阪などにも相談仕、天下之事は兎も角も、此度御周旋一條は、必御國之大害を引出候儀に付、楢・久兩氏は天下の爲に盡す可し。我は國害を除かんとて、亡命之殉義を仕候』云々。

高杉の一擧は、木戸の留むるところとなつて、その志を達しなかつたが、姦賊斬るべしの論は、長藩志士の間に傳唱せられた。

【十二】久阪玄瑞の長井彈劾文

長井彈劾の急先鋒は、何といつても久阪玄瑞である。玄瑞は當時、纔かに二十三歳の一青年に過ぎなかつたけれども、夙に松陰に學び、松陰自から推稱して、松門第一流の名を冠した丈けに、その人物・精神は、卓然同志

の上に在つた。後に高杉晋作の投じ來るに及んで、二秀才を以て併稱されたが、高杉は氣を以て勝り、久阪は少にして、既に臺閣の器を備へてゐた。

當時長州藩の志望は、その根義を、

一、天朝へ忠節を盡す事

二、幕府へ信義を立つる事

三、祖先へ孝道を致す事

の三道を一致確立する政策を立て、之れによつて藩論を一定し、進退するに存した。敬親・定廣父子の周旋も、如上三道の確立であり、隨つて長井任用となつたのであるが、結果は長井の遊說に依つて、却つて右三道の破綻となる傾むきを生じた。

此の形勢を觀望したる久阪が、慨然蹶起、長井彈劾の運動を起したのは、既に刑死したる松陰一派の尊皇思想より、斷じて認容し能はざるところで、固より必然の歸趨であつた。久阪は五箇條の罪案を數へ、文久二年〔壬戌〕三月六日、左の如き彈劾案を起艸した。

長井雅樂罪案〔文久二年三月六日〕

戊午の歲士氣奮興、勤皇之御盛意、屹と相建可レ申之處、譎詐百端、厚き　御思召之御直書を反古にいたし候

事。一也。

吉田寅次郎、赤心報國之志厚きものに候處、豺狼の如き幕府の奸吏に引渡申候段、幕吏共は其大原卿を乞下し、且間部侯を要撃するなどの二件は、一圓存居不レ申候よし、吉田の留魂錄にも相見え申候。縱令、幕吏共より申付候事に候共、長井樞密に居候儀に候得ば、取計振も可レ有レ之の處、其儀無レ之、急に罷歸、吉田を縛し、關東に連登候始末、國家の大耻辱に相成候儀、引出申候事。二也。

青蓮院・近衞卿・尾張・水戶・一橋・越前・土佐・宇和島など、有志の御方、悉幕譴をも蒙られ候折柄、彥根に媚を獻じ、恐多も御昇進など請受候段、千載之後、公論如何敷有レ之候事をも仕出候事。三也。

此度　上樣御旅中にて、御病氣に御惱被レ爲レ遊候而、御兩國の人心恟々として、御氣遣申上候折柄に候得共、少敷も顧みず、公駕を不測の地に御供仕候段、人臣之至情、相悖候仕方。四也。

戊午の歲已來、於ニ　天朝一も、御叡慮御惱被レ爲レ遊、容易ならざる勅諭も有レ之候處、此度公武御合體を名目とし、實は外夷交易御免の勅狀を申下すなど、言語道斷之振舞。五也。

右之五罪、屹度御糺問被レ爲レ在、內匠君の、槇峠源兵衞を御除き被レ爲レ成候故事を以、御熟考、御英斷、爲レ國奉ニ希上一候。已上。

壬戌三月六日　　久阪玄瑞

右一篇。紛冗中所レ錄而百未レ盡ニ一也。備前宍戶君。將下以ニ明日一東上上。余因提ニ是書一而謁。責以ニ內匠君

斃ㇾ奸故事〡。不ㇾ知備前君。斷然爲ㇾ之否也。

三月六日　誠誌

則ち久阪が、長井の行動に對して下したる罪案に依れば、その列擧するところは、左の五箇條であつた。

第一罪　藩主勤皇の御盛意に反したるの罪。

第二罪　吉田松陰を幕府に引渡したるの罪。

第三罪　大奸井伊に阿附し榮達を欲したるの罪。

第四罪　病體の藩主を危地に留め顧みざるの罪。

第五罪　叡慮を惱まし外夷交易を論じたるの罪。

之に依つて斷然討姦の擧に出づべしとしたのである。久阪は此書を宍戸九郎兵衞に呈し、藩廳の決意を促がしたのであるが、更に四月十九日（文久二年）附を以て、同志五名と連署して、建白書を上つた。文に曰く、

長井雅樂彈劾に關する建白書（文久二年四月十九日）

此度、公武御合體、御周旋御手切れに相成、純然たる勤皇の御處置有ㇾ之候第一着は、長井雅樂、譎詐不臣之罪を正すに有ㇾ之候儀故、浦大夫上京の上、早速三條・中山・大原、其外之御名卿に謁せられ、委曲建白に相成、天聽に相達候て、國是一定の基を立つべし。其言の大略に曰、私主人、昨年以來、公武御周旋仕候

は時勢慨歎之誠心より發し候儀にて、幕府をして、年來暴慢の過失を改めしめ、朝廷の御正論を遵奉致さしめ候覺悟に候。此事、周旋申付候家來、長井雅樂、一己の取計よりして、奉レ對二朝廷一、種々失禮之言申立、幕府に諛佞致し、終に朝廷の御不平を蒙り、主人最前の旨意、相貫き不レ申次第に立到り候段、誠以、奉二恐入一候。雅樂之不心得故、右樣相成候儀とは乍レ申、私主人に於ては、何とも申分候言葉無レ之、誠恐誠懼の至に不レ堪候。乍レ左、既往は不レ咎、來者は猶可レ追候間、私幷在京役人共申合、是迄の周旋は、丸々御斷致し、雅樂は嚴重に罪科に行ひ、主人早速上京仕、純然たる忠節を盡し、叡慮相貫き、皇威御回復に相成候樣有レ之度、江戸表へ申遣候。此段諸殿下へ、奉二申上一置候間、能々御亮察被レ遊、御序之節、可レ然天聽に達し候樣、懇願候と、被二申分一、雅樂是迄之罪過、一々書取に相成、委細江戸表に被二仰越一、即時御處置有レ之べし。其罪條に曰、朝廷を蔑如し、公卿を籠絡せんとせしめ、君上を奉レ欺、老臣を侮慢せし事、午歲御直書を以、勤皇の御盛意、御示被レ爲レ遊、士氣奮興、近時稀なる事に候處、雅樂歸國仕、士氣を阻み候事。吉田寅次郎赤心誠忠の者に候へば、雅樂樞密に居、いか樣にも取計ひ振も可レ有レ之候處、關東に引渡候事。去年五月、江戸へ下り候節、若殿樣の御盛意を一言に奉レ挫候事。同九月、花岡驛にて、上樣御不快之節、御家來一統之、御氣遣を不レ顧御來駕を促し候事。牽強附會の書面を以て、君上之御方寸と唱へし事。安藤久世を己の助となし候事。君上並御末家樣、老臣を擱き、自儘に柳之間に出候事。百五十石を先知に返し、引米を返し候事。島田左近・三浦七兵衞抔と、度々密談致し、賄賂内簡等、取替せし事。稽古人數を籠絡し、自身の警衞とな

せし事。薩藩此度大擧有ㇾ之候ても、在京の武士を以て防ぎ留候樣、公卿へ申出、薩藩の怒を請候事。右之罪條、一ケ條有ㇾ之候迚も、中々御寛待難ㇾ有ㇾ之儀に候處。右數十條相餘り候上は、一身を寸斷致す共、足り候事にては無ㇾ之候得共、格別之御惠みを以、家名斷絕は不ㇾ被㆓仰付㆒、身柄切腹被㆓仰付㆒候條、左樣相心得候段、御沙汰相成、公然御處置可ㇾ有ㇾ之候。此手下し無ㇾ之ては、上樣如何程、御忠節御立被ㇾ遊度思召候ても、朝廷に於て、決して御信任有ㇾ之間敷、天下有志之者、必ず承知不ㇾ仕候と、奉ㇾ存候。是を第一着の策とす。

四月十九日

久阪玄瑞
佐世八十郎
楢崎仲介
久保淸太郎
中谷正亮
楢崎彌八郎

理義最も明白、長井處斷に關する方法を歷擧して餘さざるは、明晰なる久阪の頭腦を見るに足る。曩に擧げたる罪案は五箇條に過ぎなかつたが、此時には更に之に附加する罪案をも數へ、十一箇條の罪狀を摘發し、直ちに切腹仰せ付らるべきことを進言してゐる。

越えて七月四日に至り、久阪は更に、三度び、彈劾建白を爲し、長井の罪狀を追求すること、眞に痛烈を極め

てゐる。

長井雅樂彈劾建白書（文久二年七月四日）

不レ憚ニ忌諱一申上候。今般、諸藩、御先達爲ニ天下一御盡力被レ爲レ遊候御盛意、感佩に餘ある御事と奉存候。然處、今回之御周旋は、午歳違勅之罪、嚴重御糺明有レ之、重大之　叡慮、相貫不レ申候而者、人心一和之基本、相立候事、決而有レ之間敷、神國開鎖之論は、君臣之分、正邪之辯、相立候上の事と、御着眼可レ被レ遊候。君臣之分と申は、第一午六月廿一日、幕吏、勅諚に背き、條約取締候儀、天地の容ざる大罪に付、奸吏嚴罰被ニ仰付一幕府の上に、天朝の尊き事あるを、四夷八蠻にも、明白に相示し、事々物々の上、天朝御尊奉之御誠意、相顯候事に候。正邪之辯と申は、追々御有志之御方、御愼解に相成候得共、其實行はれ不レ申、又天勅に背き、外夷に媚び候奸吏共未嚴罰をも蒙らぬ事にては、正邪混淆仕候に付、黑白分明に相辨候事に候。右申上候、君臣之分・正邪之辯、明白に相立不レ申候事にては、幾萬年を經候ても、忠臣義士の英魂、天地の間に磅礴仕、子々孫々、其志を相繼、櫻田、東禪寺、坂下等の如き事も、絕ゆる事なく出來仕可レ申、とても人心一和と申事、不ニ相叶一候。人心一和は、君臣の分相立、正邪之辯分明に相成候上は、直樣成就可レ仕候。今般　御兩殿樣、上國に御出張、爲ニ天下一御周旋被レ爲レ遊候折柄、御內輪之、正邪曲直、儼然御糺し無レ之、黑白雜糅仕候而は、萬事御徹底之期有レ之間敷候に付、片時も早く、急度御處置振有レ之度奉レ存候。長井雅

欒、欺レ上賣レ國、容易ならざる御當家之御危難を釀成し、恐多く九重之上、宸襟御惱被レ爲レ遊候程之大事、引起候次第、言語に絕し、御嚴命を以、切腹不レ被ニ仰付一候而は、天朝御尊敬之御旨趣、決而相立申間敷候。內藤造酒の如きもの、今日重大之御周旋、被レ爲レ在候折柄、御手傳被ニ仰付一候ては、御盛意相貫候樣には、相成間敷、其上、雅樂に比し、正義を拒み候事、一方ならず候に付、隱居退役可レ被ニ仰付一候。其餘、因循模稜、暗に雅樂之論に籠絡せられ候もの共、此御大切の場合、要路に立塞候樣にては、大事業の御妨に可ニ相成一候に付、實以、姑息之陋習打破、奸を倒し、邪を黜候時は、君子彙進、御國是一新可レ仕は、申も疎に候間、御內輪之正邪、早速御糺明、公然御陟黜被レ爲レ在候而、爲ニ天下一、君臣之分、正邪之辯、相立候樣、精々御周旋、不レ被レ爲レ在候而は、乍レ恐　御兩殿樣、御滯京被レ爲レ遊候御甲斐無レ之、なほ天下之人、失望仕、於ニ天朝一、痛く御依賴被レ爲レ遊候、御詮も無レ之候樣相成候而は、實以、不ニ相叶一候に付、明白御處置、早々被レ爲レ在候樣、區々螻蟻之心、不レ顧ニ忌諱一、奉ニ歎願一候。誠恐誠惶、敬白。

七月四日

久坂玄瑞

久阪の追求し來るところは、一層峻烈を加へ、長井斷罪は申すに及ばず、長井と同腹にて、國事を紊す內藤造酒を始め、此と同心の一黨をも、此際擧げて一掃し、長藩勤皇の盛意を、廣く天下に公示すべきを論じてゐる。久阪が何處までも、その初一念を屈せざるの意氣と壯志とを見るべきである。

＊　＊　＊　＊　＊

毛利敬親は、當時猶ほ江戶に在つたが、久阪等の長井に對する囂々たる非難と、天朝よりの『謗詞似寄』の内達もあり、遂に長井の中老罷の職を解いて、歸國を命ずるに到つた。茲において長井は、江戶を發し、甲斐・美濃路を取つて大阪に出でんとした。之を聞知した久阪は、寺島忠三郎・福原乙之進・野村和助・堀眞五郎・伊藤春輔等の同志と、長井を路に要擊して、一擧にして國奸を除かんと企てた。

時に長井は、江州柏原驛まで來てゐたが、密告に依つて此の事を知り、道を變じて山城に廻り、播州に出で、歸國するに到つたが、藩國の形勢は茲に一變し、藩廳は長井の職を褫奪し、親類預けとした。

【十三】長井雅樂遂に斷罪

何といつても、長州藩侯父子の進出は、勤皇第一主義であることは間違ひがない。然るにその勤皇の筈の周旋が、却つて朝意に反する形となつては、長藩たるもの一考せざる能はぬ。茲において乎、私かに朝廷の御眞意を窺つて見るに、叡慮は斷じて攘夷の御精神であらせられ、米艦來寇以來、一貫して變らせられぬことが判明した。朝意が攘夷であらせらるるのに、いくら航海遠略を說いて見ても、之は無駄な話である。無駄である許りでなく、勤皇が却つて違勅になつて了ふ。然らば此際、藩論を一變して、開國論を捨てて攘夷論で行くか。攘夷の決行は、事容易でない。長藩は、正に進退兩難に陷いつた形である。

茲において、國是一定の大會議は、侯親臨の席上において開かれ、家老毛利筑前、毛利伊勢、益田彈正、浦靱

負を始めとして、井上小豐後、周布政之助、山田宇右衛門、兼重讓藏、宍戸九郎兵衛、中村九郎、桂小五郎等が參集し、討論數日の後、鎖國攘夷の朝意を奉じて、一路勇往邁進することに、藩論一決した。

藩論既に一決したる上は、改めて朝意遵奉の手續をとる必要があるので、敬親は朝廷へ上書して、『謗詞』云々の御氷解を奏請し、七月十六日（文久二年）敬親躬ら學習院に伺候し、中山忠能、正親町三條實愛、坊城俊克、野宮定功諸公の接見の下に、左の內勅を傳授した。

一、長井雅樂、申出候書取之內、謗詞似寄之儀は、一件旨趣及演說候通之叡慮に被レ爲レ在候。右思召之御旨趣、伺取方相違之段者、自レ元遠察、御氷解之御事にて、御遺念不レ被レ爲レ在候間、以來とても、必無二掛念一候との御沙汰の事。

一、去五月、被二仰出一候、勅使關東へ被二差遣一候に付、被二仰出一候、叡念、彌以御貫徹相成候樣、御依賴被レ爲レ在候事。

一、長門守（定廣）へも、先達て被二仰出一候通、公武極意相心得、周旋之儀、御依賴被レ爲レ在候事。

玆において、敬親は右御沙汰の勅旨を奉じ、一意勤皇精忠を披瀝するの意を、一藩に向つて告諭した。親諭書に曰く、

毛利敬親の親諭書（文久二年七月）

從來存意、官武ぇ申立候は、偏へに天朝ぇ忠節、幕府ぇ信義、祖先ぇ孝道相立候決意にて、今般、上京、叡慮之所レ被レ爲レ向、盡力周旋仕候段、御請申上候。然上は、如何程之艱難にても、忠節を確守し、信義・孝道隨而相立候、處置せしめ候間、我等旨意を體し、爲ニ國家一、遂ニ奉公一に於ては、本懷たるべく候。

藩論、已にかく明白に一定したる以上は、長井の處斷は最早や免がるべからざるところで、翌文久三年〔癸亥〕三月六日、長井は遂に割腹の刑に處せらるるに到つた。長井は敬親の愛臣であり、且つ事茲に至るの事情は、洵に忍びがたきものもあるので、敬親は死一等を減ずる肚であつたといふが、事苟しくも朝廷を誹謗し奉つるの罪に坐しては、流石に如何ともすることが出來ず、遂に涙を揮つて馬謖を斬るの餘儀なきに到つた。

* * * * *

茲において乎、應に知るべし。長井を斬りたるは、久阪の一撃に基づくを。一純忠至誠の士の熱論は、遂に藩論を一變し、奸賊を斬り、靑天白日の下に、堂々たる闔藩の勤皇運動を誘發した。久阪、彼れ果して如何の地位に坐したる者ぞ。彼れや纔かに白面の一書生、民間の一志士に過ぎないではない乎。藩侯父子の重もきを以てし、國老・有司の權を以てせば、その生命の如きは紅爐峯上一點の雪に如かぬ。併もその純理に照らし、純情に逆ばしり、愛國慨世の熱情に燃え來れば、その言、確として天下の法と爲る。何が故に然るやといへば、一人の久阪の偉なるに非らずして、至誠の天地に感じ、正氣の山川を撼がすに外ならぬ。後世、天下に事を爲さんと欲するものは、夫れよく之を思ふべきである。

【十四】逆捲き來る『廻瀾條議』（一）

壯士腕を解くの猛斷を論ず

是より先き、久阪は、文久二年（壬戌）八月朔日を以て、一篇の『廻瀾條議』を著はして、その抱懷する尊皇討幕の思想を天下に披瀝した。是れ實に久阪が全幅の經綸を吐露したる、一代の名文章であると共に、文久年間の志士仁人を激動せしめたる、一大言論であつた。

久阪が如何に此の書を成すに苦心したるかは、その題名に關して、

櫻廼瓊矛　劍廼風　奮武備案　靖海封港　廻倒瀾議　廻瀾歸順　回天微衷　廻瀾微衷

廻瀾遵勅

などと、屢ゝ改め屢ゝ定め、遂に決して『廻瀾條議』に歸したる迹を見ても察せらるるが、更らに此稿の奥書に記せるところを見れば、

今般私儀、自訴之趣を以、愼被二仰付一候付、引籠罷在候所、此機千載之一時、等閑難二打過一候付、容易ならぬ御大事共、乳臭之身を以、不レ憚二忌諱一申出候儀、不レ堪二恐懼之至一候。此度　御内勅之趣も有レ之、皇威恢復、幕政一新之期、此時に候得ば、急度平生之御積誠、相貫不レ申而は、不二相叶一候付、薩藩は勿論、水

戸・土佐其他、御並方の諸大名へ、御通達被レ爲レ遊、忠誠眞實之御心を以、雄決猛斷之御所置、被レ爲レ在度奉レ存候。依レ之不レ顧ニ萬死一、狂瀾を既倒るに回すと申痴心より、廻瀾條議一冊、奉レ呈候。書生の空文と不レ被レ爲ニ思召一、篤と御英覽を給はゞ、畢生之大幸、不レ過レ之奉レ存候。誠惶誠恐。敬白。

八　月　二　日〔文久二年〕　　　　久　坂　玄　瑞　上

と記し、畢生の心血を濺ぎ、君國の大事に報ずるの、赤誠を披瀝してゐる。

＊　　＊　　＊　　＊　　＊

而して久阪は、更に第二續篇の稿を起すべく、自から豫定を記して、

廻瀾條議續編

第一　天意を尊奉し夷人拒絶之事

第二　參府を止め各國防禦之事

蝦夷・琉球・玫玖・壹岐對馬・八丈・無人島・伊勢・尾張・敦賀・鳥羽

第三　天朝に御威權を歸する事

神兵・政事所・太政官・供奉地を増す

第四

と認め來つて、遂に之を起稿するに至つて居らぬが、廻瀾條議の姉妹篇と見るべき『解腕痴言』の一篇を讀めば、彼れの對時局意見なるものは、嶄然時流を拔いてゐることが解る。要するに彼れの絕叫せるところは、斷の一字に盡きる。『蝮、手を螫せば、則ち手を斬り、足を螫せば、則ち足を斬る。腕、斷つべし。議、易ゆべからず』といふのが、彼れの意氣である。

『解腕痴言』の結論に曰ふ。

今日優柔文弱の時にては、夷狄を打掃ひ、打きためるほどの大擧ありてこそ、士氣も盛に、武備も整ひ、國本も堅くなるべし。攘夷もせずして、富强を說は、譬ば蛇に嚙付れながら、其毒を夫成にして、藥餌を用ひ、梁肉を食ふが如し。如何なる藥石を用ひ、如何なる梁肉を食ひたらむも、忽に斃るべし。其嚙付たる腕を打截りてこそ、身體いか樣にも、壯健になるべけれ。空論虛談、月日を玩愒して、夷等に首を屈、尾を低、夷等の願ひ求むるまに〳〵、從ひぬる時には、天照大御神の、吾御子のしろしめさむとことよさし賜へりし、皇御國も、夷等のものとなるべし。されば何れの時にして、恢復の大御業成就すべきか。優柔不斷の和議は必竟、把握すべき事なし。戰則明御神の大御稜威の宇內にかがやかむ事、疑なかるべし。我事强暴難使强暴事我易とか、荀卿のいひしは、いかにも的說にこそあれ。今日の如きは、まことにまことに、千歲の一遇なれば、秋毫も猶豫し玉ふべきにあらず。夷狄の患の浸潤蔓延せぬ已前こそ、打攘ひ打きため玉ふべし。肢體腐爛したらむに、腕を解は、旣に益なき事なり。疾腕を解こそ壯士といふべし。速に大御稜威をかがやかし

玉はば、眞に武勇なる大八洲國といふべけれ。古人云。斷而行レ之。鬼神避レ之と。いかに夷等のあらぶると
も、憂べきものにあらず。まして蝮蛇の畏るるに足らめや。あなかしこ。

と斷じてゐる。『壯士腕を解く』の一語、劍刄、骨に當つて音あるの感がある。少壯、事の經緯を知らずといふ勿れ。事を成す、必らず斯くの如き壯心の迸發に竢つ。

* * * *

却說、『廻瀾條議』の堂々五箇條に亙る大論議は、遺憾なく長井の『航海遠略論』を打破し、完膚なき迄に雅樂の罪狀を摘發した。『航海遠略論』と『廻瀾條議』とは、長州に於ける政府論と在野論とを代表する二大言論であつた。實際に偏るる經綸策として『航海遠略論』は卓出したる者であつたけれども、政治的革新を要求する時勢に際しては、一時的救濟策は革新的潮流に押流さるるの外はなかつた。『廻瀾條議』は、純然たる倒幕論である。倒幕の信仰と、條理と、經綸とを、痛快に論出したる文章であつた。此論一たび出づるや、獨り長藩の急進黨のみならず、天下の志士の心琴を波立たしめ、遂に、京都の輿論を支配するに至つたのも、決して偶然ではない。これ實に幕末革新の烽火を擧げた巨一發であつた。長州は政府的行動において、薩に一歩を讓つてゐたが、急進運動において、遙かに薩に擢んでてゐる。長が屢ゝ薩の爲めに飜弄されながら、終に勤皇の先驅者たるを得たのは、實に彼等急進論者の賜であつた。『廻瀾條議』は、五大綱領を揭げて曰ふ。

一、本藩正邪の辨を明かにし、士風を興起し、節義を鼓舞すること。天勅を貫き、夷狄を制するの基本たる

を論ず。

二、幕吏夷狄に恐嚇せられ、重き勅諚に背き候こと、天地不レ可レ容、大逆無道に付、斷然明白に其罪を糺すべきを論ず、

三、天皇夷狄の大患を御宸憂被レ爲レ遊候大御心を體し奉り、午歳被二仰出一候勅諚、凛然相貫候樣、何處までも盡力すべきを論ず。

四、午歳の天勅を貫き、幕府の奸吏を嚴罰に處し、下田條約に引戻を以て、越前・一橋に其實功を督責すべきを論ず。

五、戊午違勅之罪明に相成候上、二百餘年寅恭被レ爲レ闕候事を相糺、皇室尊崇君臣之分を正ふするを論ず。

綱領の第一條議は長井の彈劾文で、長藩志士の出處を明かにする好史料であるから、その全文を本項の末に添加しておいた。

幕府當局が外國に脅威せられ、彼れの要求に屈伏するを慨しては『確乎凛然たる天朝之御籌算を惑亂し奉り、恐多くも神州を變じて腥羶汚穢とす。膝を屈し頭を低れ、犬羊醜類に臣妾僕隷たらしめんとす』といひ、藩主を督勵して天下に志を伸べしめんとしては『幕吏何等の姑息ぞ。一日の安を偷み、萬世の禍を貽す。三百諸侯何等の模稜ぞ。違勅の鴻罪を坐視して、一言する者なき、此度の機會こそ千載一遇の一時に候得者、夷狄を膺懲して、天勅を貫き皇威を千萬里外に輝候樣、御奮發有レ之度候。此時機を失ひ違勅之罪を糺すこともならず、天勅を貫

く事もならぬ樣にては、何ぞ雄藩大國と謂ん。又何ぞ爲二天朝一盡力すと謂はんや。』と、眞正面から敬親の周旋を論じ、曲直を正してゐる。文裡、自から秋霜の威を含むを察すべきである。

【十五】逆捲き來る『廻瀾條議』(二)

堂々たる一篇の討幕論

更らに論歩を進めて、午歳の勅諚を振り翳し、叡慮が攘夷あるを痛論し、此の期に當つて『力を今日に盡し、心骨を今日に碎かざる者は、木石にやあらん。猪猿にやあらん。』と激勵し、幕府の度重なる失躓を列擧しては『朝廷を御孤立に致させ、天下の義人烈士をば、暴威を以て繋囚斬戮、竟に天下の正氣も、邪氣の爲に沮壓せらるる計の事に相成候ひしは、いとも〱切齒に堪へぬ事にて、其肉を食はざれば、快心はならぬ程の事に候。』と憤慨した。討幕の意を明かにしては、

『午年六月二十一日、於二神奈川一國辱を思はず、國患を慮らず、正大光明、被二仰出一候勅諚をも顧みず、條約取結候幕吏の鴻罪、東溟之水を傾るとも、洗盡すべからず。大義を以て論じ候得ば、鳴レ罪討レ之、誅戮殘滅、豈不可なる事あらん。』云々

最も勇敢に明快に『討幕論』を披瀝してゐる。違勅の罪既に明かであれば、責任者は宜しく嚴罰に處せらるべ

を論ず。

二、幕吏夷狄に恐嚇せられ、重き勅諚に背き候こと、天地不レ可レ容、大逆無道に付、斷然明白に其罪を糺すべきを論ず、

三、天皇夷狄の大患を御宸憂被レ爲レ遊候大御心を體し奉り、午歳被二仰出一候勅諚、凜然相貫候樣、何處までも盡力すべきを論ず。

四、午歳の天勅を貫き、幕府の奸吏を嚴罰に處し、下田條約に引戻を以て、越前・一橋に其實功を督責すべきを論ず。

五、戊午違勅之罪明に相成候上、二百餘年寅恭被レ爲レ闕候事を相糺、皇室尊崇君臣之分を正ふするを論ず。

綱領の第一條議は長井の彈劾文で、長藩志士の出處を明かにする好史料であるから、その全文を本項の末に添加しておいた。

幕府當局が外國に脅威せられ、彼れの要求に屈伏するを慨しては『確乎凛然たる天朝之御籌算を惑亂し奉り、恐多くも神州を變じて腥羶汚穢とす。膝を屈し頭を低れ、犬羊醜類に臣妾僕隷たらしめんとす』といひ、藩主を督勵して天下に志を伸べしめんとしては『幕吏何等の姑息ぞ。一日の安を偷み、萬世の禍を貽す。三百諸侯何等の模稜ぞ。違勅の鴻罪を坐視して、一言する者なき、此度の機會こそ千載一遇の一時に候得者、夷狄を膺懲して、天勅を貫き皇威を千萬里外に輝候樣、御奮發有レ之度候。此時機を失ひ違勅之罪を糺すこともならず、天勅を貫

く事もならぬ樣にては、何ぞ雄藩大國と謂ん。又何ぞ爲二天朝一盡力すと謂はんや。』と、眞正面から敬親の周旋を論じ、曲直を正してゐる。文裡、自から秋霜の威を含むを察すべきである。

【十五】逆捲き來る『廻瀾條議』（二）

堂々たる一篇の討幕論

更らに論歩を進めて、午歳の勅諚を振り翳し、叡慮が攘夷あるを痛論し、此の期に當つて『力を今日に盡し、心骨を今日に碎かざる者は、木石にやあらん。猪猿にやあらん。』と激勵し、幕府の度重なる失蹟を列擧しては『朝廷を御孤立に致させ、天下の義人烈士をば、暴威を以て繫囚斬戮、竟に天下の正氣も、邪氣の爲に沮壓せらるる計の事に相成候ひしは、いとも〳〵切齒に堪へぬ事にて、其肉を食はざれば、快心はならぬ程の事に候。』と憤慨した。討幕の意を明かにしては、

『午年六月二十一日、於二神奈川一國辱を思はず、國患を慮らず、正大光明、被二仰出一候勅諚をも顧みず、條約取結候幕吏の鴻罪、東溟之水を傾るとも、洗盡すべからず。大義を以て論じ候得ば、鳴レ罪討レ之、誅戮殘滅、豈不可なる事あらん。』云々

最も勇敢に明快に『討幕論』を披瀝してゐる。逆勅の罪旣に明かであれば、責任者は宜しく嚴罰に處せらるべ

きである。井伊は既に天誅を受けてゐる。堀田備中、間部下總、安藤對馬、酒井若狹等は、その罪の輕重大小に隨つて責任を問はるべきである。この責任を糺明するのは、抑〻誰れの職責であるか。而して長州藩侯は、應さに如何なる地位に立つべきであるか。『廻瀾條議』は敎へて曰ふ。

『大樹公を匡救するは越前、一橋の責にして、越前、一橋を督責するは、豈に長・薩二藩、及其他諸大名の任にあらざるを得んや。』

毛利敬親たるものが、應に何事を爲すべきかを暗示し明示してゐる。外に活動せんとするものは、先づ內に整ふるところなかるべからずである。長藩は尊攘の大義に一貫するの大方針を確立すべき順序として、先づ長井雅樂を廢し、吉田松陰泉下の英靈を祀り、大擧して皇事に盡すべきを、堂々數萬言を聯ねて論じてゐる。

『雖レ然、事物には、本來終始、有レ之候に付、一度順序混亂仕候而は、中興之御大事業も相建申間敷に付、今日の急務は反復申上候通、奸吏を糺し、下田條約を引戾し、承服仕らずば決鬪死戰、大勇猛斷を以、上、爲二天朝一下爲二幕府蒼生一、急度御盡力被レ爲レ遊、御出張之御盛意、貫徹仕候樣奉二冀上一候』

これ條議の結語である。廻瀾を未だ倒れざるに廻らさんとする熱意赤誠は、一片の文章に漲り、讀む人をして感奮興起せしめずんば已まなかつた。

『廻瀾條議』の一たび出づるに及んで、長藩の志士は益〻急進化し、更らに朝廷の攘夷論をして、一層旺盛ならしむるに至つたので、京都を中心とする關西の輿論は、『廻瀾條議』を以て信條とするまでに、輿論を振興した。

その年の六月二十三日幕府方なる九條尚忠の關白を廢して近衞忠煕を以てし、八月十三日に至つて久我、岩倉、千種の諸卿を彈劾し、三條實美等大に勢力を朝廷に得るに至つて、ここに長派の勢力は、一時京都を蔽ふの概があつた。隨つて藩論一變して、攘夷の大方針に突進するの外はなかつたのである。

文久二年〔壬戌〕八月十五日に、長井の罪案が公に提出せられ、敬親も已むなく、十一月十五日、之れを裁可するの外なきに至り、流石の長井雅樂も、長藩伸展の犧牲となつて翌文久三年〔癸亥〕三月六日、屠腹して死に就いた。長井の說に奸惡の意の含まつてゐたのではなく、全く時の勢ひが彼れを容れなかつたのである。長州勢力の勃興を說くに當つては、寧ろ彼れの力は、特筆大書すべきものであつた。

次に『廻瀾條議』の第一條を、參考までに次に記して置く。

【參考】

廻瀾條議〔抄〕

久阪玄瑞

第一條　本藩正邪ノ辨ヲ明カニシ、士風ヲ興起シ、節義ヲ鼓舞スルコト天勅ヲ貫キ夷狄ヲ制スルノ基本タルヲ論ス。

今般御兩殿樣、輦轂の下に御出張、御內勅の趣御受被レ爲レ遊候に付而者、誠に御平生の御忠誠貫徹仕、御先代樣の御英靈を御慰被レ爲レ遊候事、此機不レ可レ失之時に候。大御急務と申は、午歲の勅諚を貫き、幕吏の正邪を糺し、夷人を下田條約に引戻し、萬一承引仕らずば、膺懲撻伐の外、御處置有レ之間敷と御決心被レ爲レ遊、急度御徹底候樣、御盡力被レ爲レ在度奉レ存候。

然處、幕吏の正邪を糺し、下田條約に引戻候抔、朝廷の御興廢神州の御安危にも係候程之御事にて、中々容易ならず、御艱難に可レ有レ之候得ば、先以御內輪の正邪を相糺し、君子小人の辨明白に相立、士氣を奮興し節義を淬勵し、闔藩一統、方を知る樣不二相成一候而者、尊攘之御盛意、迚も貫徹仕間布候。

癸丑以來、追々御直書付、並御建白書等奉レ窺候處、叡慮御尊奉、人心一和夷狄之術中に陷らざる樣之御趣意と被二相考一、午歲に相成候而者、御直書付にも、朝廷より被二仰出一候次第、關東にて私意を以種々之道理を付、御尊奉無レ之候はゞ、此餘逆鱗如何程に至候やも難レ計に付、外之急變必然の事とし、上下心を合せ、一和を本とし、今日より死生一致と相心得、皇國の御武威相立候樣、可二心掛一など被二仰出一、闔藩の士氣一時に奮興仕候處、其後俗論沸騰、正義抑壓せられ、吉田寅二郎をも關東へ御引渡に相成、竟に長井雅樂一已の邪心よりして、折角天朝御尊奉之御旨趣も相貫不レ申、却而天下之御疑惑を被レ爲レ蒙候程之事に相成、いかにも口惜き次第に付、何分火急に御內輪の正邪御糺明可レ被二仰付一候。

此度御首尾克御內勅御受に相成、若殿樣御東下被レ爲レ遊候に付ては、勅使並薩藩被二仰合一、幕吏の正邪を糺し、勅諚之相貫候樣、不レ被レ爲レ遊候而者不相叶候處、長井雅樂既に御國へ被レ歸、愼被二仰付一候得共、其結局だに未決に候ては、雅樂如何御嚴罰被二仰付一候やなど御尋仕候もの有之候ても、御返答申難被レ爲レ在、中々幕吏共の正邪を糺すなどの事、御一言も御口出相成間敷儀に可レ有レ之に付、早速嚴重之御裁決不レ被二仰付一候而者、不相叶候。(今春以來數度書取を以、罪狀申出置候に付、今更喋々仕らず候得共、今春は既に浪士共より刄傷に及候勢に有之候、萬一彼等の手に掛候時は、島田佐兵衞同樣に相成可レ申、御當家の御恥辱如何計にかあらん。)

此度宮樣並三公及尾張、土佐等、御愼相解、越前、一橋御出役被レ爲レ在候程に相成候上は、地下官人、藩士、浪人、尊攘の爲に繫囚幽屛せられ候ものは盡放出、斬刑に處せられしものは、其忠魂毅魄を御弔被レ爲レ成候樣、薩藩等被二仰合一御配慮被レ爲レ在度奉レ存候處、先以於二御國一も、吉田寅二郎は忠烈節義之士にて、百蹶百奮、別而六年の幽囚に罷在、國家之爲、日夜苦心仕居候折柄、非常の御寵命を以て、門人相對被二差許一、內密持論をも申上候樣被二仰聞一候に付、殺身殉國之

志益切にして、終に相果申候。然處闔國之議論、毀譽一ならず、甚しきは御危害を引出候國賊などと罵候ものも有レ之、實以て殘念之至に付、何卒山岳之御恩旨を以江戸小塚原之遺骸改葬の御都合、可レ被二成賜一候。(小塚原は櫻田、坂下、東禪寺などの義士、並に天下有志の士數十人累々相望、宛盜賊奸犯の徒と同樣被二取扱一候に付、是非早速改葬有レ之度候。)畏くも近年和氣清麿卿に、朝廷より護王大明神の宣命被レ賜候御事にても、天下の志士誰か感泣せざる者あらんや。何卒君上より謚號褒詞なり共、寅二既死の後に被二仰付一候得ば、闔國の士民、爲レ之益感激仕、節義廉恥之風興起可レ仕候。蒲生君平、夷狄を退治せんには先林子平の墓を祭るべしと申されしが、今勤王之御盛意にて、御出張被レ爲レ遊候上は、寅二の魂を御弔不レ被レ遊候而は、御闕典に可レ有レ之候。

抑々雅樂不臣の罪を罰し寅二忠義の魂を弔ひ、正邪の辨明白に相立、君子を進め小人を黜け、正議確然、富士山の動かすべからざる樣有レ之度候。人君は何れも劉備の孔明を水魚に比し、孫權の諸葛瑾を謂て神交となす類の如く、精忠至誠之者、敦樸戇直のもの、不斷御側近被二召出一、天朝之御模樣、各國之形勢、夷狄之事情等打語て御話無レ之候而は、時務情實相通兼候者にて候。君臣之間は朝會儀式を除く外は、威嚴を捨、親愛を厚し、上下懸隔之弊なく君臣輯睦被レ爲レ在度、別而御三末岩國などは申も疎に候。古者後醍醐天皇の至尊すら、無禮講御設被レ爲レ遊候事にて、水府義公も汁講の事被二仰置一候よし承及候。此度輦轂の下御出張被レ爲レ遊候上は、全く御陣中之御覺悟にて、三軍粛然、秋毫無レ犯と申程に、御行屆被レ爲レ遊、洞春公出雲の御艱難、黃梅公碧蹄館の御勇猛等被レ爲二御考合一、士風を振興し、正邪を明にし、言路洞開、嚴刑信賞、御政事少敷も御淹滯無レ之候樣、不レ被レ爲レ在候而は、中々幕吏の正邪を糺正し、年歲の勅諚を貫徹候など思もよらず、折角御出張の御盛意も貫徹仕間敷に付、急度御雄斷御英慮可レ被レ遊候樣奉レ存候。(第二條以下略)

論じ來り論じ去るところ、堂々たる一篇の維新論である。彼において言論は卽ち實行であり、生命そのものであつた。言論は言論、實行は實行、論客は眞理を論述すればそれでよいのだ。是れが實行には自から別人がある

などいふが如きとは、全くその選を異にしてゐる。

迴瀾條議の一派は、言論と實行とを別にするやうな逃避者的態度を欲しなかつた。欲しなかつたといふよりも、考へても見なかつたのだ。彼等の恩師であつた吉田松陰は、嘗て佐久間象山に書を與へていつた。『予は未だ自から實行の出來ない言論を弄しなかつた』と。久阪、高杉も亦た言論の急先鋒であると同時に、又實行の急先鋒であつた。そして久阪は革新の陣中に死し、高杉は革新の成るを見ずして、血を吐いて歿した。後世革新を思ふ者は、宜しく應に當年志士の獻身的行爲に學ぶべきである。

時に久阪は僅に二十三歲、高杉は一年を長じて二十四歲であつた。人の事業は年齡によつて論ずべきではないが、當年の久阪、高杉に對して、自から忸怩たらざるもの、今日果して幾人あるであらう。第二維新の聲あるや久し矣。而してその聲の實なきは、時勢の罪か、將た人の罪か。我れ焉れを知らずだ。

第三章　文久政局と薩長爭覇の頂點

【一】薩長爭覇と文久政局

文久以後の政局は、全く薩長勢力の爭覇運動によつて變遷してゐる。少くとも、政局變遷の主動力となつてゐるといつてよい。今左にその時局を大觀し、事實を檢討して見よう。

大原重德が勅使として幕府に下向したのは、何人の誘導するところでありしか。之れが建議者は實に島津久光である。久光が文久二年〔壬戌〕四月十六日、小松帶刀、大久保一藏、中山中左衞門を率ゐて、近衞忠房邸に參向し、中山、正親町三條、岩倉に面會して、提出したる改革意見趣意書に曰く、

改革趣意書〔文久二年四月十六日〕

一、粟田口宮〔青蓮院宮〕左府公〔近衞忠熙〕鷹司公御父子〔鷹司政通・同輔熙〕御愼被レ爲レ解度、於二關東一ハ一橋〔慶喜〕尾張〔慶勝〕越前〔慶永〕等、御愼解有レ之候樣、被二仰渡一度事。

一、右御愼解之上、左府公關白職、被二仰出一、於二關東一者、越前中將殿、大老に被レ任度、此儀者、家格に付、先例は無レ之筈に御座候得共、非常之節、非常之處置、有レ之候樣、被二仰渡一度事。

一、田安〔慶頼〕後見之儀、名有實無き事に御座候間、免許有レ之候樣、被二仰渡一度事。

一、安藤對馬守、手疵致二平癒一、出勤仕候由、是者第一、天下之人心に關係仕、不レ可レ然事に御座候間、速に退役申付候樣、被二仰渡一度事。

一、久世大和守〔廣周〕早々上洛仕候樣、被二仰渡一、前件之儀、速に取行候樣、屹と被二仰渡一度事。

一、前件之儀、被二仰渡一候に付而者、乍レ恐朝廷御威光、不レ被レ立候而者、幕役共、遵奉仕候儀、懸念に奉レ存候間、大名二三家へ、御内勅被二相下一、若幕役共、違勅之趣も有レ之候はゞ、速に辨責仕候樣、被二仰渡一度事。

一、越前在職之上、上洛被二仰附一、將軍未若年に付、非常之時節、御懸念被二思召一候間、一橋え後見被二仰附一、於二關東一、朝廷尊崇之道奉レ盡、邪正之辨、明白に相立、外夷御處置、天下之公論を以、永世不朽之明制、被レ爲レ定、皇威海外に被レ爲レ振候樣、相成度奉レ存候事。

一、此以後者、叡慮之趣、浪人共え不二相洩一樣、御取締有二御座一度、奉レ存候事。

一、浪人共之說、妄に御信用不レ被レ爲在樣、乍レ恐奉レ存候事。右之條々、至愚之身を不レ顧、存慮之趣、申上候間、厚く御評議被レ爲レ盡、御取用に相成候儀に御座候はゞ、一日も早く、勅命被レ爲レ在度御事と、偏に心願に御座候。　敬白。

四月十六日〔文久二年〕　　源　久　光　拜

右の意見は、全く幕府内政上の問題であり、本來ならば、外様の一大名如きが、喙を容れ得るところではないが、一邊侯たる久光が、それを堂々朝廷側へ進言してゐるところに、正に時勢の變遷を見るべきである。

殊に右條中、久世大和守上洛を要求する一項は、九條尙忠がその夜直に勅命を以つて、酒井忠義〔京都所司代〕に傳へたところであるが、久世は勅命を奉ずるの旨を明かにしたけれども、東上の日は決すべくもなかつた。久光が更に勅使發遣の議を奉つたのは、正に此の時であつた。自から勅使を擁して關東に下り、長州の公武周旋の機先を制しようとの腹があるから、久世が勅命を奉じたことが明らかになつても、極力勅使發遣を主張して止まなかつたのである。長井の失策を美事に看破して、錦旗を楯に薩の勢力を伸ばさうとしたのは、慥かに名案であつた。これが謀士は大久保利通、小松帶刀、堀次郎、中山中左衛門の諸士であつた。五月七日、岩倉が中山忠能に與ふる書中に、薩派運動の一半が窺はれる。

> 〔前略〕右認候處え堀〔次郎〕來訪、申候には、和州〔久世大和〕返事來り候に付、若哉御延引歟と〔勅使發遣を云〕色々評定にて、中公〔中山忠能〕へは小松〔帶刀〕正三公〔正親町三條公〕へは中山〔中左衛門〕小子へは堀〔次郎〕別段に願出候次第、右は和州上京にても、必ず決を大樹に取候事故、是非中旬に勅使發遣申願居候。

薩派が如何に熱心に、勅使運動を行つたかを想像することが出來る。そして薩派と氣脈を通じて、大いにこの議を贊助したものは、誰あらう岩倉友山であつた。初め勅使は岩倉に命ずべしとの議があつたが、岩倉は第二段

の備をとつて、大原重徳を推薦したのである。五月八日、中山忠能が、久我建通に與ふる書中に、

『抑御示命之條々、且具朝臣（岩倉）へ御傳言等何も敬承仕候。今日何れ共御使人體不レ被二仰出一候ては、暴發に決候由。藩士中山中左衞門、今朝正三（正親町三條公）へ訴出候旨に候。實に不穩之至に候へども、偏固之國風、如何とも可レ仕樣無レ之候。』

とあるの一文は、最もよく、此の間の消息を語るものである。薩摩の豪傑連が『暴發』などの凄文句をならべて、お人好しの公卿を、如何に巧みに恫喝し籠絡したかを、目前に見るの感あらしむる。

【三】勅使發遣と『三事策』

久世閣老を召して、改革を斷行せしめようとする案を、俄かに變更して勅使發遣の議となつたのは、果して何人の策であるか。久光の建言に依るといふから、恐らく大久保の發案ではないか。孰れにしても、堂々朝廷より關東へ、勅使發遣となつたのは、正に天下の名案である。これでは幕府は全く受太刀で、勅使御降下とありては、臣禮を取つてお迎へもせねばならず、勅諚をお受けせねば、違勅の譏を免がれぬ。此時、久光の打つた手は、正に王手・飛車手の名局であつた。

久世閣老を召すの朝命が發せられて後、十日經つても返詞がない。そこで薩藩では徵命書を取返へして、別に勅使發遣の議を決せられよと、ねぢ込んで來た時、朝廷側では、固より異論があつた。第一、昨日出した許りの

勅命を、今日直ぐに取變へるといふのが穩やかでない。面目にも關する。愚圖々々してゐるので、久光は躍起になつて、どうする／＼と攻太鼓を打鳴らすので、五月六日、已むなく朝議決定して、勅使發遣となつた。

＊　＊　＊　＊　＊

井伊歿後の幕府は、旣に舵なき船も同樣である。薩長兩大流の流れに押されて、或ひは右し、或は左するの醜態を蔽ふことが出來なかつた。一に時勢の變化であつて、人力を以つて如何ともしがたいと云へば、それまでであるが、幕閣に人物なきの罪は赦されまい。終に盡くべき命脈は盡きずしては止まぬとはいへ、悠然として盡くべきに盡くるのと、周章狼狽して筭を亂すのとは、自から大局を觀る人才の有無によると知るべきだ。長州の周旋には、長州に聽き、薩州の建議には、薩州に聞き、朝議の朝令暮改には、目を廻はす思ひをしながらも、早瀨にかかる水車のそれの如く、水流に隨がつて廻るの外はなかつたのは、一に人材を失つた結果である。

久光が井伊の爲めに退けられた諸卿及び慶喜、春嶽、容堂、慶勝等の謹愼を解くべきを主張すれば、久光未だ關東に下らざるに先つて、酒井所司代は早くも閣老の命を傳へて、諸卿、諸侯の解免を發表した。かくして井伊の面目の丸潰れとなることは、直ちに幕府の面目を汚すことではなかつたらうか。勢の避くべからずとはいへ、一邊侯の議によつて、幕議がかくも速かに變更せらるるとあつては、幕府の權威、今や全く地に墮つといふべきである。

一、大樹をして大小名を率ゐて上洛し、國家を治め、夷戎を攘ふを議せしめ、上は祖神の震怒を慰め、下は

義臣の歸郷に從ひ、萬民和育の基を啓き、天下を泰山の安きに比せしめんと欲す。

二、豐太閤の故典に依り、沿海の大藩五國をして五大老と稱せしめ、國政を咨決し、夷戎を防禦するの處置を爲さば、則ち環海の武備、堅固確然、必らず夷戎を掃攘するの功あらん。

三、一橋刑部卿をして、大樹を援け、越前前中將を大老職に任じ、幕府内外の政を輔けしむ。

これ大原勅使が幕府に齎らした有名なる『三事策』であるが、幕府は頗る容易に勅命の次第を奉じ、久世は閣老を退き、酒井は所司代を罷め、德川慶喜は將軍後見役となり、松平春嶽は政事總裁となり、將軍は翌年を以て上京勅命に答ふることとなつた。此議を決せしむるに、如何に薩派が押し詰めたるか。大原が岩倉に報ずる文書中にその一半が記されてゐる。

〔前略〕兩閣老面會、其前中山、大久保參り申候樣には、段々長引候ては人心に拘り候故、今日は是非御請に相成候樣、對談致詰候樣、若御請無レ之候はゞ、老中兩人共、其席を立さぬと申位に御取詰無くては不ニ相叶一旨申述候。小子は併老中限にて御請申候事は、迚も出來間敷、御請に可レ成と申返答を可レ聞丈け夫にて承知致吳と申候。三郎へ可ニ申聞一と申候。夫にて承知之色なく、併夫迄に不レ至ば屹と此旅館にて了簡有レ之趣、兩人決心相見え、大に心配致候。吉井事山科も同樣也。且兩人共旅館に控居候。云々』〔六月二十七日附〕

薩の勢ひ込んだ有樣が文面に躍出してゐる。大久保、吉井、中山等の智謀、悉く久光に從つて江戸に集まり、薩藩の榮譽の爲めに、身命を賭して勅使を鞭撻してゐるのを見るべきである。

抑ゝ大原勅使が幕府に齎らした『三事策』なるものは、岩倉の作るところで、第一案は長州說、第二案は朝廷說、第三案は薩州說であつた。岩倉が薩長を組み合はせ、兩藩の勢力を合一して、幕府に當るの外はないと考へたのは、當時において慥かに政治眼を有するの見であつた。岩倉は後に『叢裡鳴蟲』の一篇を草して、當時の祕略を述べてゐる。

『夫れ三事策の第一は長州の說、第二は朝議、第三は卽ち薩藩の說なり。是れ祕中の祕なるを以て、堀をして大意を起草せしむるに當り、尙ほ出處を言はず、實に叡慮に出づるとなせり。當時薩藩第一第二の策は不可となすと雖も、强て之を列載せしは、抑ゝ故あるなり。勅諚を幕府に下し、彼れ若し奉承せずして暴威を振はば、薩藩のみにて或は抵抗し能はざらんことを恐る。因て臨機力を出さしめんが爲に、長州の說第一策を加へたり。又朝議の第二策は、其意幕府の故格を破り、威權を殺ぐに在り。薩長二藩にして、尙ほ力の足らざることあらば、他の諸大藩に賴らんと欲せしなり。』云々

巧みに薩長二藩を操つて、朝威を天下に布かんとするの大略は、當時星の如き京紳中において、一岩倉の大器あるのみであつた。薩長聯合の端は、先づ岩倉に發すといつても差支はあるまい。阪本、中岡の合同策は、遙かに後年の事である。

* * * *

されど用ふる者は用ひらるで、單り岩倉のみでなく、幕府も薩長を利用してゐると思つてゐながら、薩長に利

用されてゐたのである。薩長が時代變革の主動力として動いてゐる間、遂に歸するところは薩長の主張である。薩に傾けば長に陷れられ、長に頼れば、薩に排けらるるのを、如何ともしがたいのであつた。

【三】薩長爭霸の頂點

久光が江戸に下つて、長州これを見よとの態度を見て、長州は美事に長井の周旋説を一擲して、其の後に追ひすがつて來た。毛利敬親は七月十六日『謗詞』云々の朝譴を掃ひのけ、八月二日定廣は刑死者赦免の勅諚を受て十九日江戸に下つて來た。長州人の隼のやうな駿敏さが、拔く手も見せず打ち込んで來る二の太刀の刄先に見えてゐる。定廣が大原勅使に齎らして、幕府に求むる勅文に曰く、

戊午以來、官武降黜幽閉等の輩、追々再出に相成候處、於二地下輩一者、今以其儘の分も有レ之候間、早々赦免可レ有レ之樣思召候。三條故入道內府儀者、被レ爲レ慰二忠魂一、被レ贈二右大臣一候に付て者、於二水戸故前中納言一以二出格の儀一被レ贈二大納言一度思召候。且往年來、長岡驛等にて橫死候者共より始、其後安島帶刀、鵜飼吉左衞門列以下、諸國の士、於二關東一死罪且牢死致し候者、又者流罪幽閉等にて死亡候者共、或者櫻田、東禪寺、又は坂下等の一件、其餘國事に死候輩、近くは伏見一擧等にて、致二死失一候者共、靈魂招集、以レ禮收葬、令二子孫祭祀一候樣被レ遊度、尤現存の者共は、夫々如レ舊相復候樣との叡慮に被レ爲レ在候。不レ拘二存亡一、預二是等の事一輩、姓名共向々取調不レ洩樣、早々可二申上一候。其上前條の趣。夫々御處置被レ爲レ在度思召候事。

薩が一橋、春嶽等有爲の大才を起さんとするのに對して、長が死者の靈魂を呼び起さんとするのは、考へたりといふべしである。久阪の『廻瀾條議』の中から出た意見であるが、一が現實的に動き、一が精神的に生きようとするところ、好箇の對照である。文中に『伏見一擧』云々の一條は、甚だしく薩派の志士を激せしむるものとなつた。久光が勅諚を帶んで處分した浪士を、今また掌を翻へすやうに赦免するとあつては、久光の面目が立たぬ。遂に大原は勅書を抹消して伏見一件を除き去つた。この爲めに大原は後に長州派に勅書改刪の矢を立てられて、遂に蟄居するの外なきに至つたのである。

* * * *

毛利定廣は八月十九日江戸に著いて、二十日久光と會見し、意志の疏通を計らんとしたが、ただ表面上の儀禮に止まつて、久光は二十一日江戸を發して歸京し去つた。岩倉が『壬戌に至りて薩長の意相合せず。』といつてゐるのは、この邊の前後の關係を指ざすものである。

一橋が將軍後見職となり、春嶽が政事總裁となり、將軍が上洛して攘夷を拜するといふことになつては、明かに幕府の瓦解である。幕末政局の大變の一期として史家が文久二年を記するのは、この政治組織の改造を指ざすものである。一橋、春嶽共に勤皇家を以つて聞えてゐる人であるから、政治の方針を朝議に聽くといふ傾向となるのは、自然の徑路である。將軍一人の政治が二人の政治となることは、軈て諸侯政治となることを示すものであり、遂に多數政治となり、國民政治となるの道程に外ならぬ。之れを以つて幕府瓦解の第一階段であるとすれ

ば、最初の一太刀を浴びせたものは薩であり、次の一太刀を打ち込んだものは長であつた。薩第一、長第二、最初の出發點において、長は薩に一歩を讓つたが、これが後の半世紀に亙る、薩長勢力を支配するものとならうとは、當時何人が想ひ浮べたであらう。後の政局に立たんとする者の留意すべきところではあるまいか。

【四】急激革新派の天下となる

江戸において、刻々に幕府の勢力が減退すると反對に、京都においては、急進派浪士の勢力が、日に日に增進して行つた。それは政治の中心が京都に移り、政論の中心が、急進思想に動かされて來ることを示すものであつた。上にあつて大權を動かすものは薩長であり、下にあつて浪士を操縱するものは薩長であつた。浪士との間に必らずしも聯絡を有するとは限らないが、兩藩の主力運動者は、巧みに浪士の急進運動を利用し、逆用し、順用してゐる。

勅使が未だ京都に歸らない前に、岩倉等は長・土を中心勢力とする浪士の爲めに彈劾されて、倏ちその地位を失つた。その中には薩藩の有志も加はつてゐる。彼等は久光の公武周旋に慊たらず、尊攘の大義を眞向に振りかざして岩倉等に迫まつてゐる。急激浪士の取締は、朝廷が島津、毛利兩藩主に勅諭するところであるが、藩主の勢威も、以つて浪士を鎭壓するに足らなんだ。そこで朝廷要職の紳卿も、浪士の主張によつて棋石を取りかへるやうに容易に易置された。忠能、實愛が稱して『勤皇問屋』といふ烏合浮浪の徒の爲めに、公卿が朝夕に移動せ

なければならぬことは、朝威を蔑するものであると憤激しても、勢ひは之れを如何ともすることが出來なかつたのである。

浪人の眼中には、旣に幕府がない。一貫するところは尊皇攘夷の大義である。裏も表もない、生地そのままの露出である。舊形式を否定し去つてゐるから、何物にも障りがない。思ふところの一すぢを、直往邁進するのみである。故に議論は明快であり、行爲は直截である。之れを稱して過激といひ、急進といふのは、身を舊組織の中において見るからである。在野の志士は祕密を知らない。故に少しでも佐幕の陰翳があるものは、姦物と見なして、除かうとするのである。

* * * * *

岩倉具視、久我建通、千種有文、富小路敬直を以て、和宮を降嫁せしめた佐幕の大奸として、急進派の脅迫は至らざるなかつた。『斬奸義擧』と叫び『君側の姦を除く』と稱して、彈劾の鋒鋩は宮嬪の身上にまでも及んだ。七月二十一日、九條家の臣島田龍章の首級は、何者にか打取られて、加茂川三條河原に晒された。

此島田左兵衛權大尉事、大逆賊長野主膳へ同腹いたし、不レ可レ謂奸曲を相巧、天地に不レ可レ容大賊也。依レ之加二誅戮一令二梟首一者也。

所謂『天忠組』の出現はこの時であつた。京紳は悚然として愕いた。浪士の恨みを買ふものは、何時如何なる危難が身に落ちかかるも測られぬ。ここに京都は、全く『恐怖時代』に陷つた。久阪、眞木、平野一派勤皇急先

鋒派は、盛んに公卿の間に遊說して、遂に廣幡忠禮等十三卿の四奸彈劾文を、近衛忠熈に致さしめた。

『方今天下一新之大機會、已前幽閉之大臣、親王等、夫々被レ免、追々朝儀御挽回に相成、於二關東一も是迄暴政之筋悔悟可レ有レ之哉。既若狹守當役不任之趣を以、所司代退役被レ命候上者、右若狹守へ内通被レ致候、内府公已下阿黨之人々、速に嚴重之御沙汰に不二相成一候半而者、乍レ恐朝憲も不レ被レ爲レ立候哉と奉レ存候。』

速かに叙斷を仰いで、天下の人心を安んぜんことを請うた。十三卿の中には三條實美、姉小路公知、壬生基修、正親町公董、柳原光愛の名を發見した。勢ひは抗すべからずして、近衛忠熈は八月二十日、岩倉、千種、富小路に落飾幽居を命じ、二十五日久我に辭官落飾を命ずるに至つた。

* * * *

正邪の判別は俄かに斷ずべくもない。朝威の皇張を念ずるにおいて、兩者ともにその差を見ない。岩倉は智略に過ぐるを以つて、行藏ややもすれば人に疑はるるが、彼れをアンチ皇室の大奸とすべきではない。漸進主義と急進主義との相違はあても、兩者ともに國家的觀念の上に立つにおいては同一である。ただ朝廷要職の縉紳が、無名の浪士の說によつて、朝變幕改するのは、勢ひの已むべからざるものがあるとはいへ、時勢變化のあまりに急激なるに驚かされた。八月十八日綾小路侍從は、書を其の父大原勅使に送つて長嘆してゐる。

〔前略〕小子熟案仕候には、内府公、有文朝臣、具視朝臣、敬直朝臣等、姦邪の風說世上に流傳候上は、孰れ御取糺無レ之候ては不二相叶一候處、御取糺も無レ之候、曖昧を以て御處置被レ爲レ在候ては、於二本人一も承服可

レ致道理無レ之のみならず。浪人に御迫られ被レ遊、御動搖被レ爲レ有候ては、實に朝廷の御威光を被レ爲レ損候事、遺憾に不レ堪候。先右樣相迫て暴說を唱候者を取押、纔で其黨類の人名、一々御取糺の上悉く召寄られ、其趣意篤と御聞取被レ遊、猶又世上風說も御書取に相成、內府公始へ御沙汰に相成、實否御取糺の上、彌證據充分に相顯候はば、其處置に相成候ても、本人決て遺憾有レ之間敷、世上風說も自然に相止可レ申候。左候へば、朝廷は浪人に迫られ朝威を被レ損と申にても無レ之、以後再び、浪人の乘レ勢相迫、以二虛喝一奉レ驚二朝廷一候御憂も生ず間敷と存候。無レ左ば朝廷は浪人の虛喝に御驚き被レ遊、三公の御一人迄、御辭官の儀御內沙汰被レ爲レ在、宮嬪も宮中を被レ出候程の御儀、薩州には浪士鎭撫の勅を受け乍ら、暴發する迄は取押も難二出來一と申出候節は朝廷を奉二虛喝一候者を、誰歟取鎭可レ申哉。然れば以後迚も今度の如く、浪人が奉二强迫一候得者、正邪曲直も御糺明不レ被レ爲レ在、怱卒の御處置可レ被レ爲レ在歟。然る時は、次第々々に朝威は御衰頹にて、浪人は益す威勢强く、終には朝廷の要路始め、浪人の意に不二相叶一者は、正邪を問はず進退黜陟候樣可二相成一の俑を作り、遂には浪人政柄を握り可レ申事に相成可レ申歟。實以、不レ堪二憤懣一大息の至一候。云々

【五】長州急進派と再勅使

專制政治の瓦解に伴つて、輿論の力が次第に中心を動かし來るを知る由もなく、只管浪人の急進論によつて朝臣の左右せらるるを嘆ぜられた。殊に薩長の態度に對して深く疑ふところなきを得なかつた。『今日御依賴可レ

被ﾚ遊者は、只薩長二藩のみ。然るに薩州は、浪人と同意の樣、殿下被ﾆ申上ﾍ、長州は何歟、種々風評も有ﾚ之、未だ全く御依賴可ﾚ被ﾚ遊場合にも不ﾆ立至ﾆ』云々と、兩藩が浪士鎭撫の勅命を奉じながら、暗に浪士と共謀の跡のあるを恨んでゐる。

藩論一變して攘夷論に立換り、薩の運動に拔手を切つて泳ぎ越さうとする長州は、再勅使を派して、攘夷の決を採るべしと主張し、遂ひに三條實美を正使とし、姉小路公知を副使とする第二回勅使の一行を江戶に下さしめた。曩に大原の齎らすところと異り、三條の勅諚は、頗ぶる急激なる攘夷採決であつた。旣に大原の勅諚を受けて幕府としては忍ぶべからざるを忍び、幕閣組織を改造し、徐に勤皇の實を擧げようとしてゐるのではないか。殊に將軍改年と共に上洛して、攘夷の勅に聽くところがあらうとしてゐるのである。幕府旣にかかる態度に出でてゐれば、少しく時日を假して事の成行を見るべきである。若し翌年に至つて將軍その盟約を履まず、勅意に反するの明かとなつたならば、その時に到つて始めて再勅使を派し、事の順逆を糺すべきである。前勅使の事ありて僅かに二ケ月の後、早くも再勅使を派して攘夷の催促をされては、幕府は殆んど立つ瀨がない。朝意ここにあつて然るかといへば、必らずしもさうとは思はれぬ。歸するところは、長州急進派の押すところである。三條勅使が『早く攘夷を決し、大小名に布告せよ。』といひ『諸藩より身材强幹、忠勇氣節之徒を、令ﾆ警衞之人數選募ﾆ、時勢に隨ひ、舊典を御斟酌に相成、御親兵と被ﾚ遊度被ﾆ思召ﾆ候。』と迫つたのは、共に長州藩士の進言するところであつた。一を聞くものは二を聞かざるを得ぬ。二を許すものは遂に總べてを許さねばならぬ。德川十四代將軍

家茂は、明春必らず上京して、攘夷、親兵の議を決すべく、勅使の意を拜受するの外はなかつた。三條勅使は儼然たる古儀を以て幕府に臨み、君臣の分を正しうして十二月二十三日歸京した。毛利定廣は勅使を護衛して入京したが、宛然久光の風丰であつた。薩長勢力の屈伸、實に一張一弛の形あるを見るのである。

* * * * *

文久二年〔壬戌〕の將に暮れ去らんとするに當つて、『京都政府』の成立したことを、人は記憶より逸することは出來ぬ。

旣に幕府が勅命を奉じ、愈〻攘夷に一決して、三百諸侯の意見を具し、將軍上洛するにおいては、朝議を決するに確乎動かざるものがなくてはならぬ。人によつて意見を異にし、他を排斥するやうなことがあつては、朝威振ふに由なしである。ここに朝議を確として決定する政治組織が必要である。十二月九日に至つて、朝廷に國事掛を置くの上諭が發せられた。實質は云ふに足らぬものであつたにせよ、是れ實に京都において政府の組織された最初であつて、維新史上の暗を照らす、一新星光であつた。

『京都政府』の憲章及び內閣員を、左に記して參考に供して置く。

【參考】 國事御用掛執務規程

一、每月十ケ日正巳刻出仕、申刻限退出之事。

一、定日於二小御所取合廊下一同連席評議之事。
一、評議箇條銘々書附持參、示談一決之儀は伺御用帳に可レ記之事。
一、評議之條々、各無二隔意一可二申合一專要候。未決之儀後會可レ盡二評論一候於二外席一他人へ異心別存等不レ可二談話一事。
一、廢立候儀有レ之節者。小御所出御、可レ被二聞食一候事。
一、御用之儀、他へ不レ可二漏脫一之事。
一、諸臣國事に付、所存有レ之者、先件御用掛之內へ可二申立一候。一已之了簡を以、猥成取計進退等不レ可レ有レ之候事。
一、諸藩輩以二私情一相狎、致二應復一間敷候事。
右國事御用被二仰附一候上者、正邪曲直、名分御改正之御趣意、深相心得、忘二却前條法令一、且過酒放蕩、違二背朝憲一無賴之行狀有レ之候節者、可レ及二嚴科御沙汰一之間、誠實一致、心得違無レ之樣被二仰出一候事。

國事御用掛〔文久三年二月任命〕

尊融親王　鷹司輔凞　一條忠香　二條齊敬
近衞忠凞　德大寺公純　近衞忠房　一條實良

廣幡忠禮　飛鳥井雅典　三條實美　阿野公誠
長谷信篤　坊城俊克　野宮定功　三條西季知
庭田重胤　德大寺實則　六條有容　柳原光愛
大原重德　河鰭公述　裏辻公愛　橋本實梁
萬里小路博房　勘解由小路資生

國事參政

橋本實麗　豐國隨資　東久世通禧　姉小路公知

國事寄人

正親町實德　滋野井實在　東園基敬　正親町公董
壬生基修　中山忠光　四條隆謌　錦小路賴德
澤宣嘉

【六】京都は正に恐怖時代

十四代將軍德川家茂は、勅命に對ふべく京都に上らうとする。强弩の末、紹縞を穿つ能はずとはいへ、征夷大將軍の威名は、猶ほ天下の諸侯を令するに足る。彼れは京都に備へしむべく、會津藩主松平容保を擧げて、京都守護職に任じた。京都宮廷においては『國事掛』を設け、朝議を總合的統一機關によつて決し、儼として將軍に對しようと待つてゐる。東西の陣立は、俄か造りながら出來あがつた。雨となるか、風となるか、雲は文久三年〔癸亥〕に向つて飛んだ。

松平容保は文久三年〔癸亥〕正月二日、參內して就任を告げ、德川慶喜は後見職を以つて、松平春嶽は政事總裁を以つて入京した。殆んど江戶政府を空しうして、巨星京都に集まるの觀があつた。將軍の向背いづれに決するかは、又た三百諸侯の向背を決するものであつた。この一大回轉機の機微を觀るべく、尾張侯・宇和島侯・福岡侯・因幡侯・佐賀侯・藤堂侯・上杉侯の諸藩主も相次いで入京した。

この形勢を望見して、回天の偉業此機にありと、地を蹴つて奮起したものは、實に急激革新黨の志士であつた。謂ふところの浮浪の徒であつた。浮浪の魁首は『廻瀾條議』を信條とする久阪・寺島の長州藩士であつて、武市半平太の率うる土佐勤皇黨、眞木和泉・平野國臣・轟武兵衛・美玉三平、これが傍系であつた。

急激派は薩の公武合體を悅ばぬ。隨つて薩州系と目さるる近衞關白を快しとせぬ。彼等は薩を退けて長の勢力

により、年少氣銳の三條・姉小路を推して朝議を攘夷に確立せしめようとした。一月十七日（文久三年）、毛利敬親は參議に任ぜられ、同二十三日、近衞關白は職を辭し去つた。

*　　*　　*　　*　　*

一月二十二日、『天誅』は池內大學の首に加へられて、難波橋畔に梟せられた。二十四日、大學の兩耳は斬りとられて、正親町三條實愛・中山忠能の兩邸に投ぜられ、『三日の間に議奏を辭せざれば、此耳の如くせん』と投狀せられた。後ち三日にして、二十七日、兩卿は職を罷めた。

千種有文卿の家臣賀川肇は、一月二十八日『天誅』を受けた。二月一日に至つて、その兩手は岩倉・千種兩邸に投じ、その首は一橋慶喜の旅邸に投ぜられた。二月七日には山內容堂の館に、千種家出入の唐橋村惣助の首級と稱するものが投ぜられた。

この類のことは實に枚擧に遑がない有樣で、市井の間に横行して、殆んど草賊の行爲を敢へてするものも加はつた。二月二十三日に至つては、等持院にある、足利高氏以下の木像の首を斬り、之れを三條河原に梟して、『逆賊の誅せらるやる斯くのごとし』と謠言した。その罪狀を書した文に曰く、

逆賊足利十五代

此者共之惡逆は既に先哲の所二辯駁一、萬人の能く知る所にして、今更云に及ばず。因て此影像を令二斬戮一。就ては乍二贅言一、聊其罪を示すべし。抑此大皇國の大道、只々忠義の二字を以て、其大本とす。是神代以來の御

風習なるを、賊魁鎌倉頼朝、世に出て、奉ㇾ惱ニ朝廷一、不臣の手始致し、尋て北條・足利に至りては、其罪實に不ㇾ可ㇾ容。是天地神人、共に怒る所なり。雖ㇾ然、當時天下錯亂、名分紛擾の世、朝廷御微力にして、其罪を糺し給ふこと不ㇾ克、遺憾豈不ㇾ可ニ悲泣一乎。今彼等の遺物を見るに至ても、眞に不ㇾ堪ニ憤激一、我々不敏なりと雖、五百年往古の世に出たらんには、生首引抜んものをと、握拳切齒、片時も不ㇾ能ニ止事一なり。今や萬事復古し、舊弊一新の時運、追々不臣の奴原、罪科を可ㇾ糺の機會也。故に我々申合、先づ其巨魁の大罪を罰し、大義名分を明さんか爲め、昨夜、等持院に在る所の、尊氏始め、其子孫の奴原の影像を取出し、首を刎て、是を梟首し、聊散ニ舊來之畜憤一者也。

文久三年癸亥二月廿三日

大將軍織田公に至り、右の賊統斷滅す。是些歟愉快といふべし。然るに夫より爾來今世に至り、此奸賊に猶超過する者あり。其黨許多にして、其罪惡足利等の右に出づ。夫等の輩直に舊惡を悔ひ、忠勤を抽で、鎌倉以來の惡弊を掃除し、朝廷を奉ニ輔佐一、古昔に復し、積罪を償ふの所置無きに於ては、滿天下の有志、追々大擧して可ㇾ糺ニ罪科一もの也。

と記して、公然將軍に諷するものの如くであつた。守護職會津侯は、浪士の凶暴は、言論抑壓の齎らすところであるとして、二月十八日諸藩に令して『言路を洞開せられ、草莽微賤の言と雖も叡聞に達し、忠告至當の論は、淪沒壅塞せざる樣との深重の思召に候間、各々忠言を韜まず、學習院え參上致し、御用掛の人々え揚言すべしと、

仰せ出され候間、亂雜の儀之れなき樣相心得、申出づべく候事。』と達するところがあつたが、此の名案も、恐怖時代に處して何の功果もなく、結果は一層煩雜を增すのみであつて、暴徒の暴行を鎭むべくもなかつた。容保は自から浪黨の進言を聽くべく、布告を發した。

當春以來、藩臣浮浪の徒、堂上家へ立入、正義の士と唱へ、種々致二入說一候より、叡慮貫徹不レ致事、往々有レ之、隨つて不心得の者共橫行致し、無辜のものを殘害し、恣に火を放ち、家屋を毀ち、或は張紙等致し、町方を騷がし、遂には不二容易一巧みに及候聞えも有レ之、言語同斷の儀に候。然處、今度は勿體なくも宸襟より發し、右等の弊風御改革被レ遊、取締方屹度被二仰付一候。御吟味も有レ之候間、一同可レ致二安心一候。猶又今度叡慮の難レ有を不レ知、往々心得違の者有レ之、公けに申出も無レ之、無根の說を立、人心の迷惑を生じ候儀、甚如何に候。若又存意有レ之ば、無二忌憚一可二申出一旨、兼々守護職申付も有レ之候間、以來心得違ひ無レ之樣可レ致事。

容保の見るところ當らざるにあらずである。寧ろ京都警察の兵權を把握しながら、濫りに高壓政策を採らず、却つて言論開放の道を執らんとしたのは、賢なりといふべきであつた。併しながら、時勢廻轉の急速度は、何ものを以つてしても、阻むべくもなかつた。

【七】長州派と三條實美

この時に於ける勤皇の中心點は、野にあつては長州、朝にあつては三條實美の一派であつた。朝野相呼應して急激なる攘夷論を高唱し、威望滿天下を壓するの概があつた。慶喜・春嶽・容堂を初め、朝にあつては近衞・中山の諸卿は、攘夷の行はるべくもないことを知つてゐるから、先づ公武の步調を一にし、國家統一の力を以つて、他日の外夷に備へねばならぬとの主意であつたが、時勢の力は恐るべきもので、一三條の攘夷論は、滿朝の老卿を默せしむるの威があつた。

二月七日、三條實美等十二卿冠を正して參朝し、攘夷の期限を確定すべき旨を請ひ、然らざる限り、人心を安んずる道なく、遂には輦轂の下に一大爭亂の起るべきを進言した。越えて十一日、三條は勅使として姉小路、正親町・滋野井・河野・豐岡・橋本・野宮の七卿を伴ひ、一橋慶喜邸に臨んで、速に攘夷の期日を確定せよとの勅諚を傳へたのであつた。慶喜・春嶽・容堂・容保の四侯、勅使に謁し、論辯數刻、曉に到つて遂に將軍上洛の後二十日を期して攘夷斷行の日と決するの已むなきに至つた。松平容保は、此日會見の狀を記していふ。

『是日堂上家は、悉く天威を挾みて、意氣昂然、辭色共に厲しく、議論從つて過激毫も寬假の態なく、若し其意の如くならざれば、指して因循といふ。蓋し當時因循の一語は、殆んど百惡を意味するに同じ。故に我徐ろに條理を陳じて論ずる所あるも、毫もこれを容れず、唯彌々述べて彌々激するのみ。畏くも叡聖なる主

上にして、斯く怱卒に勅使を下され、且急激に奉答を促す事、實に不可思議の極と雖も、是れ深き事情のあることにて、是より先、熊本藩士轟武兵衞、長州藩士久阪玄瑞、寺島忠三郎三人、鷹司殿下に祗候し、三條の建議を奉る。』云々

慶喜・春嶽・容堂は智慮に富み、識見に秀づる老練政治家である。その名聲は早くより天下に布かれてゐた。三侯の眼には三條以下の年少公卿の如きは子供のやうに映つたであらうか、若し朝幕の名なく、議論を平座敷で闘はすのであつたならば、豪放の容堂などは一言に叱咤し去つたかも知れぬ。時代變遷の力ほど、眞に恐るべきものはなかつた。三大政治家をして、意を枉げ、志を屈して、三條輩の青年公卿に激論を擅まにせしめたのだ。

『尊攘記事』の著者は、浩歎していふ。

『予大息して曰く、天下の大權、浮浪の手に歸すと。聞く者愕然として曰く、方今、上に朝廷あり、下に幕府あり。而して三百列藩各ゝ臣屬ありて其主を輔佐す。浮浪千百人ありと雖も、其れ之れを如何せんと。予曰く、幕府の政令行はれず、而して三百諸侯は宮中に生長し、哀樂の何物たるを知らず。世臣門閥は概ね皆な紈袴の子弟のみ。而して浮浪の書生、輦下に雲集し、公卿の門に出入して天下の勢を揣摩す。幕府をして今日の擧動あるに至らしめしもの、豈に天下の權、浮浪の手に歸せしにあらずやと。』（岡鹿門）

言簡なりと雖も、時勢の變動を說いて要を得てゐる。浮浪の手に歸すといつたのを、輿論の手に歸すといつたならば、一層適切であらう。當時輿論の代表者は長州であり、浮浪の中堅は長州藩士であつた。三條實美之れを

朝廷に代表し、長州派の勢力は、此時において極點に達し、遙かに幕・薩・會・土の上にあつて天下を睥睨した。

【八】十四代將軍德川家茂の上洛

文久三年〔癸亥〕三月四日、家茂將軍は京都に入つた。將軍の入京は急激派の首を伸べて待つところである。如何なる祕謀が彼等の間に熟してゐやうも知れぬ。將軍入朝の曉には、靑天霹靂、勅を以つて將軍職を解いて、然る後謁を賜ふといふやうな風說をも、耳にせぬではない。聖意必らずしもそこにありとは思はれぬが、當時宮廷の勢力を一身に蒐めてゐる、三條一派の急進公卿が、如何なる祕略を藏して將軍を迎へぬとも限らぬ。事は機先を制するにあると、一橋慶喜は五日參內して、將軍職を信認し、攘夷に就いて精勵すべしとの勅諚を奉じ、越えて七日、將軍をして靜安の裡に參內せしめた。固より將軍は一個の少年に過ぎぬ。百事、慶喜・春嶽等の決裁するところであつたのは、言ふまでもない。

この爭亂の京都にあつて、德川の爲めに千鈞の重きを爲したものは、實に會津藩であつた。慶喜・春嶽の聲名は、早く天下に布くとはいへ、兵力を擁して立つてゐるのではないから、萬一の場合、毅然として浪士の運動に抗することが出來ぬ。精悍の會津藩士を率ゐて、二箇月間滯京の將軍に、毛髮の危險なからしめたのは松平容保その人であつた。

＊　＊　＊　＊　＊

容保は智略の才といふよりも、沈着誠意の人であつた。勇斷果決の人であつた。識見に富み、且つ勤皇の志篤い人であつた。京都警衛は、此の人あるによつて完きを得たといつても過言でない。急進浪士の運動に對して、寬嚴その宜しきを得、高壓政策を眞向から振り翳すの愚を學ばなかつた爲めに、頗ぶる時局の進化を圓滑ならしめた功もある。時勢が時勢である丈けに、急激の變遷を免かれなんだが、終始一貫して、尊皇の態度を持したことは、將軍をして大過なくして歸城せしめた何よりの手柄であつた。當時容保をして無洞見の佐幕家たらしめ、徒らに勇猛を誇る固陋漢であらしめたならば、兵馬の權を擁する彼が實權を恃んで、如何に强硬なる彈壓政策を行つたであらうか。而して其の結果は如何なる爭亂を招いたであらうか。殺氣立つたる浪士の凶暴は、思ふだに慄然として膚に粟を生ぜしむるものがある。容保が就任匆々、浪士の凶暴は言論抑壓の結果であるとして、廣く草莽微賤の言と雖も、聞くべきものは之れを聞くべしと、訓令したるが如きは、之れを卓見であるといはずして何といはふ。

將軍の上京旬日ならずして、江戶の騷然たるを名として、將軍の東歸說が盛んとなつた時に、極力その不可を論じたものは容保であつた。彼れはいふ。

『江戶人心の紛擾は、本根の動搖として、幕府諸有志の最も憂ふる所なりと雖も、大勢の上より觀察する時は、是れ反りて枝葉なりとす。何となれば、聖上切に幕府に御信任の叡慮なるを以て、將軍家亦これを體し京師に留まりて時々天顏に咫尺し奉り、益々信任を蒙るに至らば、縱ひ過激の堂上等、妬心を逞くすと雖も

事の施すべき所なからん。』

江戸騷擾は外交の紛亂に出でたものであれば、朝廷、幕府の親和さへ成立せば、自然に鎭靜に歸するであらうといふ。立言確として動かざるものがある。

生麥事件に關して英國が償金を求むるに對して、聖意攘夷にあるを以つて、慶喜すら逡巡して決し得なかつた時にも、容保は慶喜に說いていつてゐる。『生麥驛の事たるや、抑ゝ曲我れにあるのである。彼れが幕府を責めて償金を求むるのは理の當然である。攘夷は攘夷である。賠償は賠償である。宜しく彼れの要求を容れて、償ふべきを償ひ、然る後ち名分を正して斷然攘夷を決行すべきである。』と。慶喜が『旣に朝議攘夷に一決せる以上、一金をも彼れに與ふべからず。』と壯語して江戸に下り、遂に彼の求むるところに隨ふの外なきに至つたのに比し、其の智見の差、果して幾何であるか。容保曰く、『慶喜は前に勇にして後に怯なり。』と。また慶喜を見るの一隻眼といふべきである。容保は確かに人材であつた。彼あるによつて京都の紛亂を――少なくも幕府衰亡の道程を、一旦徐行せしむるを得たともいひ得るであらう。而して彼れは當年僅かに二十九歳の靑年であつた。

【九】孝明天皇の行幸

將軍上洛に先んじて、急激革新派は、毛利定廣の名を以つて二大建言を朝廷に奉つた。その一は下加茂八幡への行幸であつて、その二は御親征の建策であつた。これ表面の名目は、攘夷の御祈願であり、攘夷親征の發言で

あつたが、天皇親征の含むところの意義は、明かに『廢幕』或は『倒幕』の義であつた。

三月十一日、孝明天皇は數百年絶えてなかつた典禮を興して、上下加茂社に行幸あらせられた。關白大臣を初めとして紳卿は星のごとく鳳輦につらなり、將軍家茂を初め一橋慶喜・松平春嶽等、後見職政事總裁各大名は、馬上を以つて扈從しまゐらせた。この日は晴曇定めなく、時々雨を催ほすこともあつて、一村雨の度毎に緋傘を翳すの美觀は、眞に古皇朝の繪卷を繰るの感あらしめた。然かも紅綠の山川に映ずる美觀よりも、草莽の志士をして歡喜措く能はざらしめたものは、君臣の大義、儼として差別あることを、行列の間に見せしめられたことであつた。加茂河原に跪いてこの盛儀を拜觀した長州志士の中から、將軍の眼前に通過するを見て、

『イヨー征夷大將軍』

と叫んだ者があつた。それは誰れあらう高杉東行であつた。後に彼れ同志に語つていふやう、

『將軍が主上に供奉して攘夷を盟ふといふのだから、ここで一つ讃めてやつたのである。然しまだ實際に攘夷を實行しないのであるから、樣の字丈けは預かつておいた。』

滿面の喜悅をたたへて笑つたといふが、尊皇攘夷家の快心や思ふべしであつた。

次で四月十一日には石淸水に行幸あらせられた。この時は將軍病を以つて供奉せず、一橋後見職が代理として扈從した。聖意いづれにあらせられたかは知る由もなし。勤皇の諸卿は神殿において節刀をさづけられ、將軍に攘夷の大詔を下し賜ふ形式をとる手筈であつたとも傳へるものがある。或は行幸の途中から鳳輦を奪つて兵を擧

げんとするものもあると噂された。或はこの留守中に宮廷に進入して尊融親王を奪ひ、勤皇の軍を擧ぐる計畫もあるなどと傳へられた。流言蜚語は紛々として市井に亂れた。それかあらぬか、一橋は途中から病に託して馬を返した。この日淀河以南の一帶は、毛利定廣が長州の健兒を率ゐて警護した。

【十】幕威地に墜ち朝廷親兵を設く

松平慶永は固より攘夷論を好まぬ。然るに上京後の形勢は攘夷に向つて急轉直下し、益ゝ實行の方途を迫まらるるのみである。慶永は殆んどその進退を失ひ、朝議を翻へすべき途もなくして、遂に、

『當春上京仕候に就ては、一橋中納言殿と申し談じ、只管勅諚遵奉の外他事之れなく、今日まで相勤め來り候へども、素々不肖の儀故、兎に角御一和の筋徹底仕らず、所詮此儘にては、下生民の塗炭を救ひ、上宸襟を安んじ奉る可き見込、如何にも相見え難く、恐懼至極仕り、更らに奉仕の目途を失ひ、危急の御時節、迚も相勤まり申さず候間、速に御役御免成し下され候樣、伏して願上げ奉り候』云々

との意を以つて、三月廿一日任を捨てて歸國した。當時如何に京都が過激化しつつあつたかを察すべきである。

將軍は暫らく滯京に決したので水戸慶篤を將軍代理として關東に下し、攘夷の事に當らしめたが、事は固より行はるべくもなかつた。それは行ふに途がないのではなく、行ふの腹がないからの事であつた。四月十八日に、老中小笠原長行は生麥償金拒絶の命を受けて江戸に下つたが、長行自から之を非としたのであるから、固より使

命の果さるべくもなかつた。四月廿二日に至つて、一橋慶喜は、自から歸城して、英人の要求を斥けんとしたが、事は却つて反對の結果を齎らした。斯くして幕閣の上下、何の面目を以つて政柄を執ると稱し得るか。事ここに至つては、幕府の權威も、泥土に委すといふべきである。

*　　*　　*　　*　　*

『攘夷の期限を定めよ。』との聲は、内外に喧囂たるものがあつて、今は避け得らるる勢ではなかつた。四月二十日を以つて、家茂將軍は、遂に左の布告を發するの已むなきに陷いつた。

　攘夷期限の事、來五月十日、無㆓相違㆒拒絕決定仕候間、及㆓奏聞㆒候。猶列藩へも布告可㆑致候事。

如何にその文章の精氣なく、名ばかりの布告であるかは、幕臣の無意氣を語つて餘りがある。眞にお役目御苦勞といふべきのみだ。長州派の所謂『御親兵』の建議は、京都守護職を無視するものであり、遡つては征夷大將軍の職責を無視するものであるとして、一應は阻まれたが、勢ひは遂に之れを許すの外はなかつた。三月十七日、京都守備兵の名を以つて、十萬石以上の諸藩に、一萬石一人といふことで禁衛兵を出すことを布告した。則日命を奉じて、三十七士を献じたものは、實に三十七萬石の長州藩であつたといふ。三條實美・東久世通禧・正親町公董・豐岡隨資が、禁衛兵の總督に任じ、長州藩一派の名望は、隆々として旭日の勢ひがあつた。

之れに反して、薩藩の出處は頗ぶる振はなんだ。島津久光は勢力挽回の爲めに東上し、

一、攘夷の御決議輕卒の儀然るべからざる事。

一、後見職を奴僕の如く御對遇あつて、浮浪藩士の暴說を信ぜらるるは、尤も然るべからず。
一、暴說を信用の堂上方は、速に御退け、浮浪藩士の暴說家は、幕府より處置あるべき事。
一、天下の大政は、征夷大將軍へ御委任の事。
一、長州父子の所存を、後見より質問あるべき事。

などの建議をしたが、既に時勢の急轉した當時においては、新綠の山に入つて櫻花の美を賞するやうなものであつた。長州派が親兵の權を持して、輿論を背景にして飛躍するのに比すれば、當年薩州の意氣は、甚だ揚がらなかつた。殊に姉小路公知暗殺の嫌疑が、薩藩士に加はつてからは、一層その名譽を傷つくるに至つた。

【十二】捲土重來の薩藩

當時、朝幕の意見の岐るるところは、攘夷を先にするか、公武合體を先にするかにあつた。幕府側は公武合體を先にして攘夷を後にしようと思ひ、朝議は攘夷を斷行せずして、公武の合體も何もあつたものでないとしてゐる。聖意果して何處に在せしか。事に應じて東西に下された勅諚は、時の卿紳の作るところのものもあると傳ふるから、一々聖意に出でたりと斷じかねるが、ただ一貫して易へさせ給はなかつたのは攘夷の宸懷であつた。それは區々たる政策より出でたのではなくして、實に國家的名譽の爲めに、國威を傷けざるの宸念であつた。故に將軍に對しても、諸侯に對しても、公卿に對しても、草莽卑賤の浪士に對しても、攘夷の宸念を披瀝して、嘗て偏頗

の御沙汰はなかつた。聖意旣に攘夷にあるの動かすべからざる以上、公武合體は、攘夷を外にして行はるべくもない。長井雅樂の失敗は、明かに之れを物語つてゐる。

將軍が勇を鼓して上京したのはよい。一橋・春嶽が率先して朝議に聽かんとしたのもよい。併も幕府の智囊をあげて京都に集中しながら、所謂る浮浪の徒の爲めに一擒一縱せられ、左に迷ひ右に躓く態たらくであつて、遂に自から職を擲つて去るの外なきに至つたのは何故であるか。攘夷に對する確信を失つたからではなかつたか。春嶽・慶喜の上京は朝議をして攘夷を翻へさしむるにあつた。然らば何故に毅然として議を公卿に爭はなかつたのであるか。死を賭して諫爭し奉らなかつたのであるか。表面朝議を尊奉するの意を見せ、裏面において攘夷論を覆へさうとするのは、智は則ち智であるかも知れぬ。然しながら誠意において缺くるところなしといふことが出來ようか。それでなくてさへ幕府の行動は天下の疑ふところである。旣に再三攘夷の勅を奉じ愈ゝ期日を決するまでに進んでゐながら、猶ほ言を左右にし、明答を避けては、幕府の信用は何によつて維持することが出來よう。春嶽が自から欺くに堪へずとして冠を擲つて去つたのは、この矛盾に陷いつたからに外ならぬ。蓋し幕府の衰亡は必らずしも勢ひとばかりはいへぬ。『慶喜は識あつて信なく、春嶽は智あつて勇なし』と評せられたが、たとひ慶喜をして信あらしめ、春嶽をして勇あらしめたとしても、根本的大方針が確立してゐない以上、舵なくして舟を遣るやうなものである。幕府が一意衰亡に向つて足を早めたのも、必らずしも薩長をのみ恨むべきではない。この時に當つて聲望滿廷を壓し、信を內外に集めたものは三條實美であつた。彼れ僅かに二十八歲の一青年

公卿を以て、群雄雲の如き幕府に對して、敢然攘夷の大義を翳して臨んだのは、勢に乘じたとはいへ、目覺ましき武者振りであつた。眞木和泉が『五大策』の建言に聽いて、天皇大和行幸を宣下し、錦旗を南風に翻へさんと意氣込んだ時は、實に三條の聲望が極點に達した時であつて、長州勢力は實に激流の巖を嚙んで下るの狀があつた。然も危機はこの極盛の陰に伏在して、八月十八日の變は俄然として起り、三條以下七卿は、草を踏んで西國に落ち、長州は勅譴を蒙つて、遂に征討の軍を迎へねばならなくなつた。これ果して何人の策するところであるか。ここにおいて乎、長に代つて捲土重來した、薩の勢力を一顧せねばならぬ。

* * * * *

初め島津久光は將軍上洛に反對であつた。彼れは思つた。幕府が既に攘夷の勅命を奉じた上は、悠々閑々と上洛などをしてゐる場合ではない。宜しく自から實力を養つて四方に號令し、武備を儼にし邊海を衞るべきである。口でこそ攘夷々々といふが、口先き許りでこの大事が行はれるものでない。寸陰を惜んで海陸軍備を整へなければならぬ。かかる時期に際して、江戶を空うして上洛するなどは其意を得ないことである。已むを得なければ、後見職か、政事總裁かを名代として差し出されて充分である。『先づ以て攘夷實行の處、尊王の一大急務と奉レ存候。』といふ見解から、大久保を特派して將軍上洛を止めしめんとしたが、事既に決したる後であつて、如何ともすることが出來なんだ。久光は朝廷の召致に應じて三月十四日入京した。然し彼れの公武合體論は、當時の過激化した京都に容れらるべくもなく、剩さへ流言蜚語は久光の身邊に亂下して、長州の勢力に壓せられる形がある

ので、滯京僅かに數日にして、四月十八日京を發して歸國した。
久光が薩摩に歸つて、英艦と事を構へ、一藩を擧げて騷いでゐる間に、京都の形勢は走馬燈のやうに變化して、八月十三日、主上大和行幸の詔が發せられた。

固より大和に行幸あらせられて、攘夷御祈願とは表面のことであつて、大和行幸に事よせて出御を仰ぎ、一方宮殿を炎上し、一方鳳輦を箱根に進めて、討幕親征の壯擧を實現しようといふ。眞木・久阪の策するところであつた。主上自からかかる過激の暴擧を仰せ出されよう筈もなく、三條以下の急進公卿の謀るところであるのはいふまでもない。三條諸卿の勤皇心は固より赤誠の迸ばしるところである。主上の深く叡感あらせらるるところであることは、今更說明の要はない。然しながら、その策出するところは、餘りに過激であり、急激であり、無謀であつた。主上はややそれらの擧を厭はせられた。『過激堂上』云々の勅翰が屢ゝ見られるのは、必らずしも、穩和派堂上の作るところのみではなかつた。是より先き、中川宮に賜はりし宸翰にも、

『さきに朕が賀茂・石淸水等に行幸せしは、皆激論の公卿どもが强て要め申したるに由り、詮すべなく、病を勉めて之に從ひぬ。然るに今や又、親征の說あり、是もたしかに朕が意にあらず、是より行末の事ども、共許の智謀を賴み存ずるなり。』

の御語があつたといふ。此の文信ずべからざる節もあるが、中川宮が島津久光に、宸翰の大意として書し送つた文書を見ても、過激堂上を厭はせ玉ふの意においては同一である。叡慮の存しますところ、略ゝ拜察し奉る

ことが出來る。

【十二】薩・會提携して長を破る

この潮合に乘じて、三條以下の急進派を、宮廷から一掃して、長州在野の勢力をも、一擧にして覆へさうとするの壯擧が起つた。これが原動力は、實に會・薩の聯合であつた。

八月十三日、行幸の詔が發せられた日に、薩の高崎正風は會津藩の秋月胤永を訪うて、祕かに薩會聯合の力を以て、過激堂上一掃の策を議した。松平容保もこれを聞いて大いに贊同はしたが、事は頗ぶる重大である。若し萬一にも、三條一派の知るところとでもなり、事半ばにして躓くやうなことがあれば、違勅の大旆を翳して逆襲されるのは、火を睹るよりも瞭かである。祕中の祕として運動せなければならぬ。第一に宮廷において何人がこの重大任務を遂行すべきであるか。其人を議して遂に中川宮を得た。宮は宮廷の重鎭であらせられ、聖上の御信任も厚く、且つ公武合體論者で、平生過激堂上を快よからず思はれてゐるので、容保が宮を以てこの大任を行ふ最適の人であると選んだのである。

高崎・秋月は議を合して中川宮を訪うた。宮は固より平生望んでゐられたところであるので、一諾に及ばれたが、事甚だ重大であるので、近衞・二條の兩卿に贊成を求め、誤まりなきを期せなければならぬといふので、近衞卿には、薩士が遊說の任に當り、二條卿には、會津藩士が進言することになつた。

兩卿の賛同は得られた。會薩兩藩の兵力を暗に集合し、萬一に備へて長に當らんと決した。中川宮は八月十六日未明に參內して、主上に過激堂上を一掃するの議を奏られた。この場においては勅答なく、夕刻に至つて勅諚は中川宮邸に下り、兵力を以つて宮中改革を斷行すべきの御下命があつた。

事は既に決した。十七日夜に入つて守護職に命じ、十八日子の刻限を期し、兵を率ゐて參內すべきを命じた。會薩兩藩の兵は、早くも廷中に入り、中川宮・近衞公父子・二條齊敬・德大寺公純の參內を終つて、堅く禁門を閉して、非番堂上の參朝を禁じた。中川宮は、嚴かに勅を宣して曰ふ。

此頃議奏並に國事掛の輩、長州主張の暴論に從ひ、叡慮にあらせられざる事を、御沙汰の由に申候事不少、就中、御親征行幸等の事に至りては、即今未だ機會來らずと思召され候を、矯めて叡慮の趣に施行候段、逆鱗不レ少攘夷の叡慮は動き給はざるも、行幸は暫らく御延引被レ遊候。一體右樣過激疎暴の所業あるは、全く議奏並に國事掛の輩、長州の容易ならざる企に同意し、聖上へ迫り奉り候は、不忠の至りに付、三條中納言始め、追つて取調相成べく、先づ禁足、他人面會被レ止候事。

幕は既に切つて落された。見渡す舞臺一面は、薩會の大旆を以つて蔽はれてゐる。三條一派及び長州派は愕然として愕き、眥を決して詰め寄せたが、大勢は既に去つてゐる。卽日、中山忠能・正親町三條實愛・阿野公誠を議奏に復せられて、國事掛、參政、寄人を廢するの宣下があり、長藩の堺町御門警衞は解かれた。

【十三】七卿西に落つ

三條實美・三條西季知・豐岡隨資・東久世通禧・東園基敬・滋野井實在・四條隆謌・壬生基修・錦小路賴德・澤宣嘉・烏丸光德の十一卿は、妙法院に退き、久阪・眞木等の志士と會して、豐岡、東園、滋野井、烏丸の四卿を除く他の七卿は、長州へ落ちることとなつたのである。

後に至つて毛利敬親父子は朝譴を蒙むつた。蛤御門の變において、久阪玄瑞は『死して猶ほ餘罪あり』と叫んで死に就いた。眞木和泉も傷を負うて倒れた。平野國臣も六角堂において刑死された。ここに至つて、さしも聲望を天下に布いた、長州一派の急激革新黨も、悉くその影を沒し、京都は雷雨夜に入つて霽れ、寂然として聲なきに至つた。

三條の率ゐた親兵は廢せられた。京都は薩・會の天下となつた。十二月二十九日に至つて、中川宮・山階宮は國事掛を命ぜられた。一橋慶喜・松平慶永・山內豐信・伊達宗城・松平容保は、國事參政に擧げられた。後に島津久光・德川慶勝も之に補せられた。完全なる『公武合體內閣』はここに成立した。朝廷においては、三條時代去つて、中川宮時代に移つた。かくて波瀾萬疊の文久三年は暮れ去つたのである。

* * * * * *

七卿の西竄は、洵に一篇の哀史である。後に到つてこそ、七卿は實に勤皇の倡首と推さるるに至つたけれども、

昨日は親兵を率ゐて、君側の堅壘たりしものが、今日は官職を褫はれて、西竄の身となる。その轉變の甚だしき洵に一場の映畫を展ずるに異ならぬ。

七卿の一人、東久世通禧伯は、後年、當時を追懷して、左の如く語つてゐる。談話は載せて『竹亭回顧錄』中にあるが、その中に曰ふ。

愈々不日大和行幸、今度は朝權回復、討幕の成功までは行ずとも、攘夷の實行は無論の事と、吾々一同、其用意に忙がしく、十六日には、供奉の人名まで仰出されに成て、十八日は、御靈の祭禮の日であつたから、十七日の夜は、霄宮の祝ひに、親戚へ招れ、一杯飮んで、愉快な心もちで邸へ歸つた。十八日の朝、いつもの通り起て、手水などつかつて居ると、何か世間が騷々しい體である。何事が起つたかと、家來を呼び、世間が騷騷しい。何事か變事でもあるかと聞けば、何事も存じませんが、未明より、甲冑を着た武士ども、槍を持て、頻りに奔走いたす體、また鐵砲の音も聞えたと云ふ。其は只事では有まいと、急に裝束を着て、堺町御門まで來ると、長藩の堺町御門の堅めは、他家と交替になつたと云事で、皆な門前に屯ろして居て、門は閉鎖してある。吾は東久世なり、開門して通すべしと言たれど、通さず、其形勢が、いかにも尋常の事とは見えぬ。これは非常の事變が生じたに違ひはなからうと思たから、門前に繋であつた。馬を借りて、一騎がけに、河原町の長州邸へゆき、小田村文助を呼出し、尋ねたるに、只だ邸中混雜する許りで、眞相がよく分らない。小田村が云、今朝急使を發して、小松谷の吉川監物初め、毛利讃岐守に知らせたれば、追付來る

べしと。其處へ、吉川、毛利はじめ、皆な人數を率ひて、追々やつて來て、其處へ、四條、壬生、錦小路も駈付た。其から評議して、兎も角も鷹司關白邸へ行ふと、吉川・毛利等と多勢の人數を引つれ、同邸の裏門より押込で、關白に面會した。共々參內して、朝廷の御模樣を見やうと云、相談をして居る處へ、御使が來て、關白だけ御召になつた。吾々は、强てゆく譯にもゆかず、後に殘つて居る處へ、三條が、御親兵を大勢引つれて、關白邸へやつて來た。三條卿は、かねて御親兵總督を仰付けられて居たから、今朝の騷動を聞て、皆同家へ駈付たものと見ゆる。

其から一同會して、段々樣子を聞て見ると、今朝俄に、中川宮、二條、近衛、德大寺等の諸公參內して、會津、備前、因州、上杉等の、諸藩主を召したから、兼て打合せに成て居たものと見えて、いづれも兵を率ひて參內、直ぐ宮門を固め、國事係の堂上を廢し、長州藩の、堺町御門の警衛を免じたと云ふだけは分つた。今日で考へたとは大きに違ふ。この時まで、事情の眞相と云ものが、よく分らないから、いろ〳〵の議論が出る。多くは、想像して論ずるのが多い。彼是して居るうちに、薩州の兵と、會津の兵が、堺町御門へ押て來て、勅命にて、吾々へ此御門の警衛を仰付られたれば、御門を受取ふと云。長州藩は、今朝より事變の生じた事を知て居るから、容易に渡さうとは言はぬ。兩藩士が、武裝して來たのを見て、大に怒て、此御沙汰は、決して眞の勅命ではない。汝等の姦謀より出た事である。受取りたくば、槍先で受取れ。心得たと云ふ樣な騷ぎ、大砲を向けて、今や戰爭にならふとする處へ、柳原が勅使に來て、長藩を諭して、御門を渡させ

た。鷹司に集りて居た吾々は、關白が歸つたら、樣子が譯るであらふと思て居たれど、御所近く、斯く大勢集つて居るも、穩やかでない。何れへか引拂ふが宜らうと云論が出た。左樣、其時は、三條が、御親兵總督であつたから、御親兵は、みな集つて來て居る。諸藩の有志も多い。長州の兵も、澤山居る。毛利讃岐守、吉川監物、益田彈正などが、千人許りも連て居た。かかる中に、御所より、柳原が來て、早々退散する樣にとの御沙汰である。一同大佛の宮（妙法院）へ引とる事にしたのが、午後の事で、折から雨が降り出した。此時は、二千人許りも、同勢があつたらうと思ふ。此時は、長藩を初め、浪士みな激昂して、御所へ打入て、姦物どもを斃せなどと、騷ぎ立て、餘程危險であつたから、中々口先で說諭した位では鎭らない。其故、妙法院へ引揚たのだ。

妙法院にても、種々の議論が出た。是より御所へ逆寄せして、君側の姦を掃ふべしと言もあり。河内の金剛山へ立籠て、天下の義徒を集め、幕府を討つべしと云論もある。議論紛々として、容易に纏らない。毛利讃岐守、吉川藏人等が言ふには、朝廷、さきに攘夷の一事は、長州に依賴すとの御沙汰もあれば、今より諸卿方の御供して國へ歸り、速に攘夷の實功をたて、朝威を振興するはいかにと云論で、吾等はじめ、此說を採用して、中國へ赴く事に決した。先づ、山口へ、其趣を知らせるがよいと、一面には急使を發し、又益田彈正をして、朝廷へ陳情書を呈す。翌十九日の未明、雨の降る中を、各ゝ雨具を着し、毛利・吉川以下、從ふもの彼是二千人許り、御親兵は、ここにて暇をやつて、各ゝ解散させた。皆などこまでも供をしたいと、言

たけれど、私には、親兵を率ひるは宜しくないから、暇を出したのである。吾等は、今朝家を出た儘で、長き道中を、前に控えても、旅資の用意がない。三條初め、用意した者はあるまいけれど、少しも用意がなくては、心細いから、急に屋敷へ家來を走らして、母が積立て置た、非常金を取出し、其を懷ろにして出た。伏見の長州邸へ着たとき、三條より、宮部鼎藏に命じ、軍資金調達を命じ、宮部は直ぐ京へ立歸て、富豪に說て、三千兩許り持て來たと云話もあつた。伏見までは、朝服の衣冠奴袴と云姿の上に、簑を着て居たので、勘氣を蒙つた身で、官服もいかかで有ふかと云話もあつて、ここで、髮も武士の樣に茶せんに結び、割羽織、野袴、銘々陣笠を冠ると云出立だ。供に立た有志者も、隨分あつたが、兎に角、平家の都落ちも、斯んな體で有たらうと思つた。從來步行と云ものは、餘りせぬ堂上の身で、風雨の中を、草鞋を穿て、たどりゆくのだから、實に其艱苦名狀す可らず。伏見より、垂水の渡りを越へ、桂川の西岸を、山崎に出で、夕景に、攝州芥川の驛に投宿した。其日も朝より風雨やまず、泥濘脛を沒する許りで、隨分苦しい思をした。郡山にて午餐をたべ、武庫川を經て、薄暮西の宮に投宿した。ここへ、宮部は、早駕で歸て來て、調達の金子を出した樣に思ふ。二十一日、また雨、兎原、住吉、生田川を通り、湊川の楠公の墓を拜し、正午ごろ、兵庫について、是より海路、長門に行く事に決し、酒肴を命じて、離盃を酌だ。この處まで、有志の士、多く送つて來た。また家來を京へ返した人もある。船に乘てから七卿連署の檄文を書て、宮部に托し、天下の志士に、頒布させた。其文は、

中興大業向レ成之處、奸賊狂妄、奉レ惱ニ宸襟一候事、不レ堪ニ憤激一、西國へ罷下り、擧ニ義兵一候。順逆は顯然に付、有志之者、一旦長州へ馳集候樣可レ致、仍而如件。

三條中納言

三條西中納言

東久世少將

壬生修理大夫

四條侍從

錦小路右馬頭

澤主水正

國々有志中へ

一片の回顧談は、當時の情景を、目の當り見るが如く、描き出してゐる。忠か奸か、正か邪か、人の進退は俄かに論じ易からず、宜しく百年の大史筆を竢つの要があるが、三條以下七卿の都落ちは、維新史中の一大悲劇であつた。

朝たには、君寵の重きを擔うて、九重の上に侍し、夕べには罪せられて、都を下る。人間の運命は、固より豫め期すべからずとはいへ、有爲轉變の急なる、餘りにもその激しきに駭かるるではないか。

心に勤皇を誓ひて、君皇に奉ぜんとすれば、九門堅く鎖して容れず、測らざりき、勅命は冠を褫ひ、勅譴は身に迫らんとは。悄然として退ぞき來れば、折から降り來る蕭々たる秋の雨、打著る簑に垂れて、野袴の裾を潤ふす。妙法院の夕べの鐘は、正に壯士の腸を斷つ。洵に是れ一曲の悲劇、百年の哀史である。目に文學なく、心に雅懷なき者も、誰れかこの一場の光景を思ひ浮べて、千條の悲涙を灑がざるものがあらう。

慷慨激越、多情多感の志士、久阪玄瑞が、雨中、松火をかざして七卿に從ひ、都を西に下るに際し、奈何ぞ、一篇の詩章なきを得ん。彼れが筆を執つて草したる『舞曲』の長歌は、正しく維新史を彩どる一條の綾絲である。才想華の如き平野國臣が、嘗て月照・南洲の投海を詠じたる『西海波間の記』と併せて、本文の筆者は、明治維新史に點じ來れる、二大文學と推稱して憚からぬ。『舞曲』に曰ふ。

舞曲　　久阪玄瑞作

世は刈薦と亂れつつ　紅さす日もいとくらく
蟬の小河に霧たちて　隔の雲となりにけり
うらいたましや靈きはる　大裡に朝夕殿居せし
實美朝臣季とも卿　壬生・澤・四條・東久世
其外錦小路との　今うき草のさだめなき
たひにしあれば駒さへも　すすみかねては嘶つつ

ふりしく雨の絶間なく　なみだにそでのぬれはてて
これよりうみやまあさちかはら　つゆしもをきてあしかちる
難波（なには）のうらにたくしほの　からきうき世はものかはと
ゆかんとすればひがしやま　みねのあきかぜ身にしみて
あさないふなにききなれし　妙法院（めうはふゐん）の鐘の音（ね）も
なんと今宵（こよひ）はあはれなる　いつしかくらき雲霧（くもきり）を
はらひつくしてもしきの　みやこの月をしめて給ふらむ

文久三年八月十八日、おもふことありて、この舞曲をうたひつつ、都をいで立侍る。

【第二篇】垂天の鵬翼を張る西鄕吉之助

第一章　召還されたる西鄕吉之助

【一】綜合的威力の思慕

時艱にして偉人を懷ふといふ。偉人なくして亂世の治まりがたきを思ふからであらう。偉人に依賴して艱難を避けようとするのではなく、偉人の力を竢つて、國民的希望を達しようと冀ふのであらう。國民の意志伸びんとして伸びず、時勢はいよ〳〵亂れ、いよ〳〵崩れ、人は朝たに立ち、夕べに倒る。舊權力の衰亡は眼前にありながら、新動力は旋回して止まるところを知らぬ。勢ひは正に急回轉を現じながら、未だ重心の定まるものがない。反動の力が猶ほ強くして、動もすれば能動力は中心を失はうとする。髣髴として浮ぶ國民の革新的希望は、群集それ自身と共に、危うく維新亂離の淵に沈まうとする。かくして國民的希求の、遂に達するに由なきやに思はる時、人は自から偉大なる能力の士を思慕するのであらう。果して然らば、偉人は國民の化身である。國民意識の綜合的威力である。

然り、西鄕は國民の綜合的威力者であつた。嘗て彼れの失脚したる所以は、果して何であつたか。それは彼れ

が、舊勢力に先んじて國民意識の發現者たらんとしたからではなかつたか。當時西郷を廻つてゐた環境は、未だ新意識の微光を認むるに過ぎない環境であつた。故に彼れあるを危險とし、彼れあるを迷惑とし、彼れあるを嫌忌したのである。

然しながら歳月は人をして成長せしむる。前後五箇年の星霜は、必らずしも長しとはせぬ。平和時代であるならば、眞に一夢の惰眠である。されど動亂の五箇年、維新の五箇年は、人に長夜の夢を醒まさしむる。西郷流謫の五ケ年は、國中に澎湃たる新思想を漲らしめた。舊制度は亂れ、舊組織は崩れた。新意識は起り、新運動は發せられた。眼には劍戟の閃めきがある。耳には警鐘の響きがある。國を擧げ、社會を擧げ、人を擧げ、思想を擧げて、今や維新の巷に落ちた。ここにおいて乎、國民は其の綜合的威力の代表者を、思はざるを得ないではないか。そこに西郷吉之助があつた。

＊　＊　＊　＊　＊

西郷を絶海の孤島より、迎へ出だしたものは何人であつたか。それはいふ迄もなく薩藩であつた。時勢の急回轉に一跌した、公武合體の薩藩であつた。兎もすれば、長州の新勢力に押され勝ちの薩藩であつた。一時は會津と提携して、長州勢力を洛外に驅逐はしたものの、次第に幕府勢力が蘇生して來るのを見ては、薩たるもの亦た大に考へざるを得ない。大久保甲東、小松帶刀等が、公武合體運動に久光を押し進めたのは、決して幕府を救助しようが爲めではなかつたのだ。野に伏す薩の勢力を假つて、幕府がその根を張らうとする勢ひとなつては、彼

等の肚裏に潜でんゐる一物が承知せぬ。進まんとして得ず、退かんとして得ず、進退兩難に陷つた薩藩が、齊彬以來の重臣にして、一藩の輿望を負うて立つ西郷を、どうして思ひ起さないでゐられよう。『西郷召還』の議が、ここに再び、一藩の輿論を動かし來つたのは、蓋し必然の結果であつた。

然しながら西郷を求むるの聲は、單り薩藩にのみ限られてはゐなかつた。その聲は京都でも聞かれた。海南の土佐でも聞かれた。當時薩藩を仇敵のやうに睨んでゐた、長州の海濱でさへも聞かれたのである。我等は如何に彼れ西郷吉之助が、天下の輿望を負うてゐたかを忘れてはならぬ。西郷は一箇の薩摩藩士として、孤島を出で來たつたけれども、迎へられたのは、天下の西郷吉之助としてであつた。この時、既に彼れは薩の西郷ではなく、日本の西郷であつた。

【三】西郷召還の輿論

文久三年〔癸亥〕、京都政府が、學習院を開いて有志の議を聽いた時にも、西郷召致の議はあつた。東久世、烏丸に致した美玉三平の上書に見ても、近衞卿等が、如何に西郷を思慕するの急であつたかは、察するに難くない。美玉三平は、名を親輔といひ、前名を高橋祐次郎といつたが、深沈大志あるの士で、平野國臣と生野銀山に義軍を擧げた中心人物で、遂に中原太郎と播州三日月領の、木ノ谷において、銃丸に中つて戰死した。文久の頃は、京都に出て、久阪、眞木等と共に、勤皇の事に盡瘁したが、禁門の變の際には、七卿と共に大佛に在つて死守せ

んとした人である。『勤皇の精義、豈に金鐵を貫ぬかざらんや。たとひ國滅ぶと雖も、千歳、天定まるの日、必らず芳名を謠はれん。天運、未だ運らず、天地五大洲を鏖にするの精神が磅礴し來らざるは、千秋の恨事である』と、泣いて久阪の衣を握り、皇運の抑塞さるるを洪嘆した。

固より薩藩士であつたからでもあるが、夙に西郷の偉器を慕ひ、書を參政の兩卿に贈つて、西郷召還の願ひを提出してゐる。

薩州藩士　**大島三右衞門**

右之者、薩州有志魁に御座候間、早く學修院御召出に相成候樣、奉レ希候。先達而より、內々支藩佐土原士、富田孟二郎（此者伏水同士にて、內々會し申候ても、不レ苦相會し申候）之存寄にて、種々相計り申候得共、果行不レ申、又近衞大納言樣よりも、度々御通し有レ之候も、承申候得共、城下迄遠海より歸り申候ままにて、上京不レ仕、何卒早々上京可レ致、御沙汰被レ下度、奉二冃願一候。（但し近衞殿よりは、御內はにて、參政樣方より、表立御召出しか、御召かなれは、早々上京可レ仕候○三右衞門は、先代時分には、西郷吉兵衞と申て、先代委任せし者に御座候。）（文久三年八月廿五日）

此書によつて見れば、近衞家が、西郷召喚を熱望されたることは、頗ぶる分明で、近衞公父子は、固より夙く西郷と深交あり、殊に島津家との關係があるので、表面に立つて運動することは、却つて誤解を招く惧れがあり、旁々以て東久世少將、烏丸侍從によつて、學習院へ御召喚の方法を執ることを、欲した容子に見ゆる。

當時の學習院は、三條實美公を始め、青年公卿の集まりで、之に民間勤皇の志士たる久阪玄瑞、平野國臣、宮部鼎藏、美玉三平等が出入してゐたので、名を皇學の振興に假ると雖も、事實は少壯勤皇派の通路の觀があつた。

* * * * *

西郷召還の議は、是等有志の間にも起り、又た學習院を廻ぐる青年公卿の間にも起り、中には朝命を以つて西郷を召致しようではないかとの議もあつたが、それは久光を憚かつて行はれなかつた。久光の臣として、久光が譴責したものを、如何に朝命であるからといつても、久光の手を經ずして召喚されるものではない。

又た七卿を奉じて長州に集まつた有志の間でも、西郷を孤島に起し、大擧して勤皇の軍を起さうではないかとの議が上つた。文久三年〔癸亥〕十月十一日、七卿の名を以つて、密使を沖永良部島に遣はさうといふことが、いよ〳〵議決せられた事實は、土方久元の『回天實記』にも記されてゐる。

十月十一日〔文久三年〕 薩州、大島三右衛門、流罪にて、久敷大島に罷居候を誘出可ㇾ申爲に、密使被ㇾ差遣候一件、今日御治定相成る。昨今兩日、御決議の次第、三田尻三卿へ御打合の旨有ㇾ之、御使承り、晝夜より乘切にて、三田尻へ罷歸、黄昏到着、直樣三卿へ拜謁、九ツ時比、退出歸寓、折柄本藩上岡丹治、國許より潛に來會候由にて、來訪す。鄕里同志の事情、詳細承ㇾ之。是日山口湯出にて、小野八郎と申す人に面會す。

十月十二日 久留米藩〔筑後國〕原道太に面會す。薩藩御使の儀、同人承ㇾ之。眞木泉州は、大島と面識も有ㇾ

之に付、別に書面相認差遣す。方今上國の形勢一變候て、諸卿方御立退に相成候始末、並に諸卿方の人となり、御器量御頼母敷見受候趣等、逐一申述候末、有爲の士、徒然遠島に送レ日候時機に無レ之候へば、何とか工夫致候て、早々世に出候樣との旨趣に有レ之、文言も至極面白覺ゆ。今日奇兵隊人、馬揃有レ之、見物す。孰れも甲冑にて、威儀頗る勇敷候。淸岡・千屋、山口に赴く。〔回天實記〕

＊　＊　＊　＊　＊

眞木和泉は西鄕と舊識があり、夙に西鄕の偉器たることを推稱してゐた勤皇家であつたので、殊に西鄕引出しに盡力するところがあつた。同藩の原道太と、土佐人松山深藏とに長文の召致意見書を託して、西鄕の許に贈らしめようとした。書中、和泉は縷々として京都の政變を叙し、三條以下七卿は長州に落ち、尊攘の大義は、今や草葉の露よりも儚なからんとするの狀を歷述した。そして今一度、勤皇の天下にかへし度き意中を告げて、西鄕の奮起を促がしていふやう。

眞木和泉守より西鄕吉之助に贈る書〔文久三年十月十二日〕

寸束謹啓仕候。時下霜勁候へ共、愈々御萬福可レ被レ成ニ御勤履一、恭賀奉レ存候。次に小弟無レ異消光罷過申候。乍レ憚御安意可レ被レ下候。然者、小生來歷者、粗御承知も可レ被レ下、去春尊藩に罷出、御大學の儀奉レ願、種種安論をも献じ、尊兄方にも、拜面奉レ願候へ共、思敷被レ行不レ申、已之策を以擧レ事候手段に候處、於ニ伏

水一彼之通之儀にて、萬事潰散、往事思遣候も、寒心之至に御座候。當春國方之事にて、又々罷出候處、尊兄始め、諸英豪御愼中之由、拜晤も出來不レ申、僅に阪木藤次郎君に、心事御噺候位の儀にて、引取申候。然處、又々禍に罹り、殆危く御座候處に、長州家より之救にて、勿體なくも御内々　叡慮を奉レ汚候由。速に上京出來、六月八日入京、直に鷹司殿下、三條公等を奉レ始、有志之諸公卿拜接、朝政相伺候處、確と仕候御事無レ之候間、迚も　皇室恢復難二相成一と奉レ存候て、長州諸生申合、御親征の御手始として、八幡行幸、御決議有レ之度、五ケ條の建白仕候。一旦は斷然可レ被レ爲レ行、密々小弟迄に被二仰付一候處、三公より意見起り、因州・米澤・阿・備世子にも、御相談と相成、段々と六ケ敷に向申候。尤小弟の見込は、五畿内御直隷に無レ之候ては、攘夷の權を被レ收候事も不二出來一候に付、速に右五畿、御手に入候樣との見込にて、右の通り奉レ奏候處、幕吏之所レ忌にて、案の通り、會兇狂妄、中川王に奉レ迫、八月十八日の大變に推移申候。右大變の儀は、委敷御承知も被レ成候半。玉體に奉レ逼候致方、全く暴横にて、奉レ劫候事明白、兩三日の間は、不レ斷御流涕被レ爲レ遊候由、其後十八日以前之　叡慮は、總て矯命にて、眞の　叡慮に無レ之旨、被二仰出一候由。左樣候へば、尊攘の道は是限りと申者に相成、勿論去夏以來、尊藩御苦勞被レ成候て、權柄御取戻しの勢、一夜の間に空敷相成、當時は已前よりも、却て無レ權、只會津と所司代との取扱にて、　皇室衰弱　叡慮と申儀は、口舌の上而已にて、其實は跡形も無レ之樣相成申候。全體兩間之勢、三百年已前とも違ひ、西洋夷賊、萬里の濤を渉候て、諸國呑噬仕候世界に相成候ては、皇國も、彌以、平城已前に復し、朝鮮・滿・淸は勿論、

南海諸島一般に、我之指揮に令レ從不レ申候ては、國威を四方に輝候事相成不レ申、國威四方に輝可レ申候とならば、禮樂征伐　天子より出に無レ之候ては、名正しく、言順なる事、出來不レ申、極意　皇化を海外に敷候に及候ては、夷狄も國內に置候事可レ有レ之、左樣無レ之候て、禮樂も不レ興、華夷雜糅候ては、天子之可レ尊謂も、自然と消散可レ致道理に御座候。儒學者正敷者にてさへ、君臣父子之道、古代之純粹、取失候事御座候に、西洋の僻學流行仕候はば、內自夷に相成、　神代已來、屹度由緒有レ之　帝室も、革命の風に陷り候樣にも可二相成一、是等は過慮にも可レ有レ之候へ共、夷風之可レ懼事は、實は君子之意外に出候事非レ一候。小弟事、夷賊之可レ攘事は勿論之儀、皇家之可レ興候儀、今日を千歲之一時と存込、去々年冬も、尊藩に奉レ願候儀に御座候。一書生之可レ悲儀は、大諸侯に倚賴仕に無レ之候ては、大業の論議は、聞受候人も無レ之、當夏、幸に長州侯に、前文の件々、奉レ說候處、一々御尤に御受被レ成、小弟議論、御用可レ有レ之樣、朝廷にも被二申上一候由、鷹司公・三條公等、皆々御聞受宜敷、小弟上書も、直に　叡覽に備り申候由。建白之條々、御取用にて、漸大和　行幸も、被二仰出一候儀に御座候。御存之通、小弟儀、去年已來、二度踏候へ共、可レ惜世界に付、猶又奮發、今一度、如何卒仕度存込罷在申候。尊兄御見込者、如何被レ爲レ在候哉。御直には不レ承候へ共、世上普通之尊王攘夷とは違候て、一層御超逸之樣奉レ察候事に御座候。是迄尊藩第一等を隱し、世間所レ好之第二等に御從事被レ成候事と奉レ察候處、此節者、皇朝興亡之所レ關に付、斷然御打出し被レ成、第一等に出候て、奈良已前之政事に、被レ復候樣有レ之度、尊兄方に於ても、是迄と違候時情に付ては、尋常尺寸を御守被レ成

候時節に無レ之、右御打出之儀屹度御盡力被レ成候樣、奉レ存候。右御盡力、方今御國之勢にては、六ケ敷事も可レ有レ之哉。一體尊兄方、秀德逸才を以て、御處流相成候事、亂命とも申すべき哉。區々謹愼御守被レ成候時節にも有レ之間敷、權道の御處置も被レ成候て、苦は有レ之間敷、皇朝傾覆に至り候ては、世に立ち候面目も有レ之間敷、亦藩國獨立候譯も有レ之間敷、其輕重御比較御覽被レ成候はゞ、便宜の御謀も不レ得レ已事と奉レ存候。萬一御超越の御謀にも出候はゞ、防州三田尻にて、三條公之御爲、正人相募申居候間、幾百千人にても相聚候手段、相計置費用等には事缺不レ申候樣、屹度工夫も致置候間、高橋新八郎君、是枝柳右衛門君、伊牟田昌平君、其外御城下にて阪木兩君始、正議之諸君子被二申合一、御光賁被レ下候樣仕度奉レ存候。小生事、夏已來、長州侯御父子、並藩士大夫之志を察候處、勤王純粹、防長兩國を以、打込候と申極意にて、實以世間尋常之志には無レ之、就而、三條公奉レ始、七卿も御倚賴被レ成候事に御座候。さて其三條公は、御聞及も御座候哉。當年僅に二十七歲に被レ爲レ在候へ共、德量と云、御材識と云、慮も有レ之、膽も有レ之、實に王佐之才、古昔之藤房公御同樣、三條西公之純德、東久世公之英發、壬生公之溫和、四條公之武毅、錦小路公之明敏、澤公之卓識、何れも世に希なる御人物、急度（きっと）天下之重を御任被レ成候。如レ此公卿・侯伯、御打寄之事に候へば、他日大事業は、必成可レ申と相樂罷在申候。此節、某々、萬里波濤相陵（あひしのぎ）罷出候事に付、深々御工夫、速に決着被レ成候樣仕度、可二相成一は、御見込之處、無二御遺念一御申聞可レ被レ下候。若又、斷然御決心も被レ成候はゞ、御一同御來光奉レ待候。

國家あつての藩士ではないか。その國家が正義的精神の壞滅を見るに至つては、藩士も藩命もあつたものではあるまい。今や國家危急存亡に瀕してゐる時に當つて、のんべんたらりと、藩命を畏まつてゐる時ではない。宜しく脫島して回天の偉業に參加せよといふのである。藩主の赦免なぞ、まるで眼中に措かざるところ、志士の面目が躍動してゐる。此書は故あつて西鄉の許には達せなかつたが、西鄉が如何に輿望を負うてゐたかを察するに足るであらう。

【三】薩の頽勢を興すべき偉材

文久以來、久光の進退は、既に屢〻述べたやうに、頗ぶる振はなかつた。隨つて薩藩の威名も昔日の觀がない。動もすれば、時流に逆行するの形となる。それは薩に人材が乏しいからではなく、久光の勤皇心が一皮剝げない爲めであつた。齊彬ならば、夙くの昔に切つて落すべき幕を、久光は後生大事に護つてゐる。銳氣餘りあつて、大勢に迂濶である。殿樣としての人品をいふならば、確かに長州侯父子に擢んでてゐながら、且つ齊彬開拓の先蹤がありながら、藩勢逈かに長の下風に立つに到つたのは、薩人の忍ばんとして忍ぶ能はざるところなのだ。文久癸亥の政變が、公武合體の復活を齎らしたことは、久光の心中私かに快とするところであつた。然しながら、公武合體の由つて齎らすところは、幕府勢力の再燃である。そこに久光の勤皇心は傷つけられざるを得ないではないか。大久保甲東が、斷然皇政復古の決心をしたのは、實に此の時であつたといふ。西鄉が文久二年〔壬戌〕早

くも時勢の動くを知つて、朝廷第一を絶叫したのに比して、知愚の相距る知るべきものがある。

＊　＊　＊　＊　＊

元來、文久二・三年の形勢は、全く亂脈を極めてゐて、誰れが中心といふことはない。随つて、朝廷の公卿方にしても、幕府方にしても、會・桑兩藩にしても、亦た薩・長二藩にしても、孰れも確乎たる中心力を把握してゐるのでないから、一風一搖、一波一動、事が起るに從つて、右に左に、東に西に動搖するといふ有樣である。故に行詰まつたのは、單り久光一人、薩州一藩にのみ止まらず、國中諸勢力の總べてが、賴るところを失なつてゐる。ただ時の勢ひ、事の流れ具合で、强くもなり、弱くもなつてゐる。

久光の公武一和策は、文字通りの公武一和で、朝廷を中心にして、それによつて幕府を改革して行かうといふのである。然るに周旋の結果は、却つて幕勢を强める形を助成して了つた。それは單り久光の遣り方から許りでなく、長州藩の出方や、公卿間の勢力爭鬪やらで、一層その結果を强めてゐる。

將軍上洛は、形からいへば、慥かに幕權の衰退を示したものに相違なく、幕府の政治向や外交措置に至るまで、一切を朝廷に聽く爲に、將軍自ら宮闕を拜したのであるから、昨日までの獨斷專行に比すれば、非常な顚落である。併し上洛後、朝廷から表向きに庶政御委任の勅諚を拜し、急激革新派の公卿連を一掃したことは、會・桑の勢力を重くし、將軍の地位を强めるものともなつてゐる。

朝廷が疎暴堂上を京都から排除されたことは、一面朝廷自身の勢力を斥けられた形ともなつてゐる。餘り急激

なことは、朝廷のお好みになられぬことであるにしても、その急激革新を唱へてゐる公卿達があればこそ、或る意味において、朝廷の重みを爲し、幕府が恐れてゐる點でもあつた。卽ち朝廷中堅の勢力を、朝廷御自身、一掃(さう)された形であるから、朝廷の强みは、却つて薄らいだ結果とも見える。

大和行幸にしても、國事掛を置かせられたとこも、又御親兵の新設(しんせつ)にしても、何一つ幕府の喜ばざるものでないものはない。攘夷の期限を定められたことですら、幕府は燒火箸(やけひばし)を握らせられたやうな思ひでゐる。それに御親征の意味で大和へ行幸になられては、將軍が上洛(じやうらく)してゐる以上は、お伴せぬ譯に行かぬ。京都に國事掛を置かせられたことも、立派に幕府不信認を意味してゐる。政治は幕府に御委任になつてゐるといふ建前(たてまへ)からすれば、朝廷内に、別に國事掛を置かせられるのは、二重だともいへるし、政權移動(いどう)の端とも見られる。京都御親兵に到つては、會津の守護職、桑名の所司代の不信認を、的實(てきじつ)に表明するものと考へられる。

是等は皆な、三條實美公以下、勤皇公卿を中心にし、それに長州志士を重力とする諸藩志士の建議するところで、天下の權力が浪人の手に落つるといはれるのも、此邊の意味合ひからしてゐる。

それが文久三年〔癸亥〕八月十八日の政變で、掌(てのひら)をかへすやうに一變し、大和行幸はお取止め、國事掛は廢せらるる、御親兵は解かるるといふ事になつたのだから、幕勢の之に乘じて再燃して來るのは、固より當然である。宮中でも過激堂上(くわげきだうじやう)に代つて、新たに中心に立つて來たのは、穩健著實(おんけんちやくじつ)の人々で、穩健著實といへば、幕府に與しないまでも、楯(たて)つく事はせぬといふ連中であるから、幕府の爲に反對の存在ではない。

将軍家茂の上洛に際して、有難き御勅語を賜はり、次で庶政御委任の勅諚を下され、厚き御親任を示されたことは、将軍の職責を一層重荷した観はあるが、将軍の威容を鞏固にしたものとも、見れば見得られぬことはない。

* * * * *

之に反して、一方民間の變遷を見るに、長州派志士の如きは、三條公等七卿の西竄と共に、一敗、地に塗みれてはゐるが、その尊皇愛國の精神は、一層熱度を加へ、諸藩浪士の人望は、七卿及び長州に傾むいて行つてゐる。茲において、薩州が會津と手を握つて、如上勤皇勢力と抗爭したことは、天下の人心に離れた結果となり、『薩賊會奸』の語は、積羽、船を沈むるの勢ひを爲し來つた。

『薩州ノ老將、髮冠ヲ衝ク』と謡はれた久光も、怏々として樂しまざる境遇となつたが、久光以上に、この形勢に慊たらぬものは、血氣の薩藩士である。薩藩の盛名が日に蹶まるの觀を呈するのは、薩摩隼人の、何としても坐視する能はざるところである。

美玉三平も文久三年〔癸亥〕八月の變を叙したる『溪間同乘』の中において、

『原より薩は、人の下に屈するを嫌ふ氣振の國にて、況や始め、我手に出て、復古の大義を興し、大名を鼎し、千古薩より國なきやうに、人も口嘴に、我も心持よく思ひし處、追々諸藩正義を興し、勤王を唱ひしも、半ば薩の心よしとするなるに、姦計、其機に乘ずるを知らざるは、未だ天運の達せざるや、未だ天地五大洲を鏖しにするの精神滿たざるにや。』

と慨嘆してゐる。

尊皇倒幕の急潮は、眼前に渦を捲いて流れてゐる。長州あたりの痩浪人に『薩賊會奸』などと罵しられては、腹の蟲が納まらぬ。勤皇急先鋒の美名を、單り長州に擅ままにせしむるのは、寢ても眠られぬ痛恨事なのだ。大勢挽回の熱望は、彼等の胸中に鬱勃として漲つてゐる。この場合、彼等の勢力を總合して、薩藩の名譽を天下に代表し得るものは、單り西郷あるのみである。勢ひここに及んでは、如何に久光の怒りがあらうとも、このまま西郷を孤島に晏臥せしめておく譯には行かぬ。又た置かれはせぬ。彼れを絶海に起して、薩藩の名譽恢復を、大曠原の上に實現せしめなければならぬ。

【四】久光遂に西郷を赦免す

中央の形勢が、走馬燈の轉ずるが如く變じて行く許りでなく、薩摩一藩の形勢も亦た、事々に危急を告げてゐた。殊に生麥事件から、引いて英艦の入寇となつては、所謂る夷狄と砲火の間に相見ゆるに到つた。事實はホンの小競合であつたにしても、その及ぼすところの影響は、寔に甚大なるものがあつた。事難は之が爲に愈々加はり、士氣は之が爲に愈々激化した。外夷に對する敵愾心の勃興したことは勿論であるが、幕府の措置に對する怨嗟の聲は、薩南の山海を搖がして起つた。

＊　　＊　　＊　　＊　　＊

元來、文久二年〔壬戌〕の生麥事件の起りなるものは、島津久光が江戸を發して京都に上るの途上、生麥驛に差しかかつた際、英人四人が久光の行列の前を、騎馬のまま乗打をしたことに初まつてゐる。その英人といふのは、(一)チャールス・レノクス・リチャードソン(二)ウヰリアム・クラーク(三)ウヰリアム・マーシャルの三男子及び(四)ボーラデール夫人の一女子、都合四人であつた。

之を見た奈良原喜左衞門は、無禮者！とばかり、命を下してリチャードソンを斬殺し、クラーク、マーシャルの二人に重傷を負はしめた。此時は攘夷論の沸騰し切つてゐた時で、士氣殺伐に流れてゐた際でもあり、且つ武勇を誇る薩人の事であるから、それとばかり、夷人に一撃を加へたのであつた。玆において英國代理公使ジョン・ニィールは、之が責任は幕府にありとし、

一、殺害の下手人を嚴刑に處すべし。

二、幕府は十萬ポンドの償金を支拂ふべし。

三、薩侯は遺族扶助料一萬ポンドを支拂ふべし。

の三個條の要求を提出し、若し之に應ぜざるに於ては、開戰すべしと威嚇し來つた。

幕閣は、事の重大なるを感じ、翌文久三年〔癸亥〕五月九日に至り、幕府に對する要求通りの償金十萬ポンドの換算金を交附するに至つた。然るに一方薩藩の意氣は昂然たるものがあり、下手人は逃亡して在らずと答へ、却つて大名行列の先路を横ぎるの不法を難詰し、英國の要求に應じないので、英國政府は、海軍中將キューパーの

率ゆる英國東洋艦隊を、文久三年（一八六三年）二月、横濱に廻航せしめ、更らに直接薩藩と談判すべく、司令長官キユーパー中將は旗艦イユーリアラス號に坐乘し、英國代理公使ジヨン・ニキールも亦た同乘し、旗艦を先頭にして、パール號、コケツト號、アーガス號、パーシエス號、レースホース號、ハボツク號の七艘は、舳艫相銜んで、六月二十七日に鹿兒島灣口、山川沖に入港し來り、谷山鄕の七島沖に碇を下ろした。二十八日には鹿兒島を去る十餘町といふ近海に、列を爲して碇泊し、威容を示した。

當時ニキール代理公使の要求するところは、

一、リチヤードソンを虐殺し、及其同伴者たりし婦人・紳士を攻擊したる犯罪者の首領を、英國海軍將校一二名の目前に於て、直に糺問して、之を死刑に處する事。

二、被害者の親戚、及び當時纔かに身を以て虐殺の刄鋒を免がれたる者に分與す可き金額二萬五千磅を領收すべき事。

の二條件であつたが、薩藩は之を拒絕し、遂に砲擊となり、薩藩に二十一名の死傷者を出し、英國艦隊には六十三名の犧牲者を出し、遂に艦隊は港外に去るに至つたのである。

薩軍の用ゐた大砲は、幼稚なもので、大概は距離が遠くて、英艦に達せず、海中に水煙を立てて落下するのみで、中には、砲彈を抱へて崖の上から放り込むといふ程度であつた、が兎も角士氣の奮起したことは、野菜船に決死隊を乘組まして、英艦に躍り込むといふ騒ぎでも察せられる。

* * * * *

當時、奮戰の勇士柴山龍五郎〔景綱〕は、病中ながら從軍したが、戰後、病を養ふてゐるところへ、生麥事件の發頭人たる奈良原喜左衞門と平田平六とが尋ねて來て、談話の末、奈良原は、薩藩に人材の乏しきを慨嘆し、大いに西郷召還の急を力說した。柴山も固より西郷召還を熱望する一人であつたので、奈良原の言を聞いて、大いに悅び、共に西郷赦免の運動を起すことになり、黑田了介〔淸隆〕、川村純義、鈴木武五郎、伊地知正治等の同意を得て、その機運の釀成に努めつつあつた。併しながら未だ藩廳を動かす迄には至らなかつた。

然るに一方、京攝の間に奔走しつつあつた薩藩有志の間に、其後上京し來つた柴山景綱等の主唱もあつたか、西郷召還運動が擡頭して來た。元治元年〔甲子〕正月のこと、三島彌兵衞〔通庸〕、福山淸藏〔建偉〕、井上彌八郎、折田要藏〔年秀〕、黑田淸綱、柴山景綱等一同が、京都丸山に會同して、西郷の赦免を久光に嘆願し、若し聽かれざるにおいては、一同屠腹して死なうとまで決議した。

更に三島通庸、高崎正風等が旅宿してゐた、京都室町通烏丸今出川なる米屋休兵衞方において、同志の集會を催ほし、久光に進言して許されずんば、割腹死諫しようと、議は益々火の手を燃やして來た。此時の有志は、三島通庸、永山彌一郞、篠原冬一郎〔國幹〕、椎原小彌太、吉田淸右衞門、宮內彥次、柴山景綱等であつた。

扨て愈々久光に進言歎願するには、誰れがよいかといふことになり、高崎猪太郎〔五六〕、高崎左太郎〔正風〕の兩人が、近習通を許されてゐたので、兩士によつて久光に進說するといふ手筈が決定した。

兩高崎は、先づ直接久光に歎願する前に、小松帶刀、大久保利通に相談する必要ありとし、兩士より進言するの上策なるを力說した。

＊　＊　＊　＊　＊

大久保は何としても西郷が竹馬の友、刎頸の交はりであつた。大久保を知るものは西郷であり、西郷を知るものは大久保であつた。西郷を想ひ、西郷を悲しむにおいて、他の何人よりも熱情を持つてゐたに相違ない。然るに彼れは何故に、西郷召還の議あるに當つて、兎もすれば、控へ目になりがちであつたのか。そこには彼れをして、大に能動的に立たしめ得ぬ事情が伏在してゐた。

曩に大島より西郷を喚び還すべく、大いに久光に說いたものは甲東其人であつたのだ。然るに西郷はノコノコと京都までのさばり出たといふので、直ちに久光の譴責を蒙むつて、元の默阿彌となつてしまつた。その際大久保も危うく西郷のお伴をさせられるところであつた。向つ腹の久光は愈々西郷を悅ばぬ。西郷のサの字も耳にしたくないといふ嫌ひ方である。大久保はこの失敗があるから、迂濶に西郷に就いて口出しが出來ぬ事情に陷いつてゐたのである。

久光を擁して大久保が中原に馳驅してゐる間にも、屢々難境に立つ毎に、こんな時に西郷が居てくれたらと、幾度か思つたことであらう。勢ひ愈々窮まり、藩中の同志が、死を決して久光に直訴するとなつては、大久保たるもの默視する譯に行かぬ。彼れは小松帶刀と久光に見え、藩士の意嚮を傳へ、且つ勢ひここに到つては、西郷

を何時までも放置して濟まされぬ理由をも縷說したいと思つたであらう。

併し大久保をして、直に此事に著手せしめ得ざる、他の理由が存してゐた。それは西鄕流謫に際して、小松も大久保も、共にその書面に押印したる關係があるので、今更ら赦免を具陳する譯に行かぬといふ一事であつた。

茲において、兩高崎より進言することになり、先づ高崎五六が久光に歎願した。その結果は、案ずるより生むが安いといふ譬の如く、或は久光の容子では聽許になるかも知れぬといふ、五六の感想であつた。之を傳聞した一同は雀躍して悅び、之に勢ひを得た正風が、續いて伺候し、更に切願した。すると今度は、聽許どころか、久光の激怒甚だしく、手のつけやうがなくなつて引退つた。說き方の言葉にもより、說き手にもよるであらうが、久光の疳癖がよく這間に窺はれる。初めは曇天、後は雨といふ結果になつて、一時は途方に呉れたが、元々、屠腹まで決意したことであるから、正風は屈せず、翌日更に進謁を請うて、切々哀訴に及んだ。

かくては久光たるものも一顧せざるを得ぬ。眼をあげて四方を望めば、密雲暗澹として、風雨將に亂れんとしてゐる。顧みて我が身邊に及べば、事は多く志と違つてゐる。かくして徒らに時日を過ごしてゐては、亡兄齊彬の威名を何によつて恢復することが出來よう。西鄕は蟲が好かぬ。自分にとつては何としても眼の上の瘤である。彼れの存在は、嘗て屢々自分の功名心を傷つけた。然しながら翻つて靜思すれば、彼れが偉器たることは爭はれぬ。西鄕は恐るべき人物である。それ丈けに賴むに足る人物である。殊に一藩の輿論を擧げて彼れに傾倒し來つた今日、自分が一身の感情によつて、猶ほ彼れを許さないことは、一藩の志士をして、一層激越ならしむる許り

に過ぎまい。或ひはその爲めに闔藩の統一を失はないとも限られぬ。今は兎も角も彼れを起すことを許し、彼れに活動の天地を與ふるの外はない。久光はかくも思つたであらうか。此日、正風に答へて、

『お前等が、それほどに西郷は賢者なりといふのに、愚昧の久光が獨りで反對するのは、公論であるまい。宜しい。それでは一應太守公の裁決を俟つことにしよう。』

と流石に傲岸の久光も勢ひには勝てず、遂に西郷召還の使者に聽許を與ふるに到つた。

*　*　*　*　*

斯く久光の憤激を解くに到つたのは、大久保・小松等の暗默の間における助言も、大いに加はつてゐることは、固より逸することは出來ない。高崎の報告を聞いて、大久保も非常に悅び、是よりは公然、久光の命を奉じて、西郷赦免の手續きに著手し、久光の書を、岸良七之丞〔小納戸役〕に授けて、藩地に使ひせしめた。

在京藩士の悅びは、譬へんに物なく、岸良の返報を、一日千秋の思ひで待ち詫びた。當時薩藩有志の間で、何のくらゐ西郷召還に熱中してゐたかは、左の一揷話によつても察することが出來る。

待てど暮せど、岸良は歸らぬ。指折り數へて見ると、何としても、もうは歸京せねばならぬ。それに岸良は影も形も見せぬ。そこで同志間でも少々焦り氣味となり、或日、永山彌一郞と柴山景綱とが、錦町藩邸を出て、奈良原喜左衛門、海江田信義、仁禮平助〔景範〕、山口金之進、志岐藤九郎、鈴木源五左衛門、鈴木昌之助、上床源助など同藩士が同居してゐた長屋の前にかかると、永山は大いに憤激して、柴山に向ひ、

『元來、西郷召還のことは、奈良原が貴公の病狀を見舞うて、大いに力說したところではないか。然るに岸良は今に歸らず、どうも結果は水泡に歸したやうな氣がする。察するに此の長屋の連中の內で、二心ある者があつて邪魔してゐるに違ひない。もう斯うなつたら、寸刻の猶豫もなり申さぬ。どうだすぐに長屋に斬込んで、異論を唱へる奴を、切捨てようではないか』

と柴山を促した。柴山は之を壓へて、

『まあ、さう早合點するナ』

と、やつと永山を制して、事なきを得たといふ。

純情固より愛すべしであるが、斯やうな氣配を見ても、如何に薩藩有志の士が、西郷召還を熱望してゐたかが解からう。果せる哉。間もなく、岸良は鹿兒島から歸京し來つて、西郷赦免の恩命を齎らして來た。同志は欣喜措くところを知らず、黑田淸綱、折田要藏、伊集院兼寛、柴山景綱等、相携へて小松帶刀を訪ひ、同志一同の謝意を述べた。

【五】西郷赦免の使者來る

玆において久光は、吉井幸輔〔友實〕、西郷愼吾〔從道〕に命じて西郷召喚の使者たらしめた。在京同志は、待ちに待つた召喚赦免使を送るべく、元治元年〔甲子〕正月二十五日、京都丸山なる會々堂に會して、盛大なる送別の

宴を張つた。一同快哉を叫んで、酒覆へり盃飛び、杯盤亂るるの狀、想見するに餘りがある。

吉井は南洲莫逆の友である。彼れが江戸にあつて奔走中、南洲お迎ひの命を受くるや、飛び揚つて喜び、大久保利通に一書を裁して、

〔前略〕上洛一條、案外能運にて、天下の爲、御同慶此事に御座候。永井始、諸藩東下、大に有爲、もふは全く懸念無レ之、既に明日頃より、陸行の先手繰出筈に御座候。御安心可レ被レ下候。主殿諸所出仕、御同伴相勤申候。委細御同人方より、御問合可レ有レ之候間、省略仕候。〔中略〕

一、大島〔西郷〕一條、飛揚此事に御座候。就ては小夫航海之命、相下候模樣の由、誠に以難レ有次第、當年中を限り、上京可レ仕候間、左樣御承知可レ被レ下候。云々

といつてゐる。以てその欣喜の狀を察すべきである。

吉井は命を受くるや、江戸よりの歸途、先づ横濱に立寄り、藩命によつて汽船蝴蝶丸を購入し、之に乘つて鹿兒島に歸航した。

吉井友實は鹿兒島に歸著するや、直に西郷愼吾、福山淸造二人の外に一僕を從へ、新調の汽船、蝴蝶丸の錨をあげて、蒼々たる海潮の波を蹴つて南航した。

* * * * *

却說、西郷は、鹿兒島にある椎原權兵衞の送信によつて、西郷召還の議が鄉地において起つてゐることを聞知

してゐた。又た土持政照は、親戚筋に當る萩原氏の書簡によつて、同樣の事情を耳にしてゐた。

土持は大いに欣び、

『先生歸國の日も、最早や近きにあらん』

と語ると、西鄕は之には答へず、

『予は曩に、久光公に建言して、時務の大略を論じて置いたが、今日の時勢は、著々その通りになり申した』

と語り、一語自己に及ばなかつたといふ。

吉井等の蝴蝶丸が、いよ〳〵沖永良部島の和泊港に入港したのは、實に元治元年〔甲子〕二月二十二日であつたが、恰度、此の日鹿兒島藩廳からの飛脚船が、伊延港に到著し、天然痘流行の際であつたので、土持は檢疫の爲め伊延港へ赴むいてゐた。すると其途上、人夫が狀箱を携へて、在番所へ行くに出遭ひ、事情を糺すと、

『大島樣と申さるるお方へ、只今お使者が參られ、召還狀をお屆けに參る途中である』

との答へであつた。尙ほその上に、

『大島樣お迎へには、この飛脚船と同日に、汽船が鹿兒島を出航いたしたさうで、途中大島へ立寄る都合と申すことでごわすから、多分、今日あたり、お迎への汽船も到著するだらうと申してゐる』

とのことであつた。土持の悅びは、天にも登る心地、早速一書を認めて、之れを西鄕に齎らさしめ、用務を終へて、大急ぎで歸つて見ると、果せる哉、西鄕の許に、待ちに待つた赦免狀が到著してゐた。

暫らくする中に、一大汽船は白浪を立てて入港したとの知らせに、扨はお迎の船に違ひないと、土持は取る物も取りあへず、西郷の座牢に來て見ると、西郷は旣に紋服に著換へて、整然として端座してゐた。

『只今お迎への爲め、汽船が參つたとの知らせであります。然らば直ぐにも出牢の御用意あるやう』

と勸めた。すると西郷は、

『前年の英薩戰爭の時に、鹿兒島の汽船は、悉く擊破せられたと聞いてゐる。汽船とあらば、恐らく外國船でごわせう』

と、悠然たるものである。土持は氣が氣でなく、

『何は兎もあれ、一應御出牢下され』

と、手を取らん許りにして、勸めると、

『大分籠馴れ申したやうぢや』

と戯むれ乍ら、土持に導びかれて海岸へ來て見ると、汽船はまだ錨をおろして居らず、容子が何だか變で、何うやら舷頭を轉じて、和泊港を過ぎんとする形になつた。

土持は甚だ失望の態であつたが、暫らくすると、ガラ〳〵と錨を卸したかと思ふと、する〳〵と檣頭高く、丸に十字の薩藩旗を揭げた。旗は思ひ出深き島津氏の定紋である。それが海風に翩翻としてひるがへるを見た時には、流石の西郷も、歡喜俄かに胸に迫り來り、思はず兩眼に涙を浮べた。

【六】西郷愈〻孤島を出づ

吉井等一行は、一切を祕密にした爲めに、船長土屋傳次郎一人之れを知るのみであつて、他の船員は誰一人事情を知るものはなかつた。船が沖永良部島に著いて、海岸白浪の寄するところに、嘗て久しく、夢寐にも忘れなかつた西郷を見た時、重ねて長き獄中生活に、嘗て見たる一箇の魁偉漢が、面はやつれ、脚は立たず、昨日に變はるその面影に、見る人の眼は、怪しくも曇らざるを得なかつた。

友を思ふ吉井友實、兄を思ふ西郷愼吾、吉報を齎らして、いざや彼の巨船に迎へて、鹿兒島に歸らんと傳へたる時、

『久し振りでのごわしたのウ……』

と、答ふる南洲も、固より情には脆い人であつた。

弟愼吾は、西郷の顏を見るや、只だ一語、

『兄さん……』

と言つたぎりで、後は何にも言ふことが出來なかつた。流石は骨肉の間、西郷は思はず、弟の手を確つかりと握り締め乍ら、

『おお、おはんも一緒でごわしたか……』

と、流石に蓋世の英雄も、萬感交〻胸に迫り來りて、泫然として泣下した。土持を初め、一同誰れ一人、此の有樣を仰ぎ見る者がなかつたといふ。寔に左もあるべきことで、斯く記しゆく筆者の筆でさへ、暗然として進み得ないではない乎。

*　*　*　*　*

其夜別離の宴は和泊役場において開かれた。謫居中、彼れが唯一の僚友であつた土持政照も、西郷雄飛の日の來つたことを悅び、席上に連つて、彼れの爲めに祝杯を擧げた。西郷は吉井を前にして、

『乞ふ先づ、我れをして、天下の大勢を語らしめよ』

といつて、堂々として論述し來るところ、之を聞く吉井をして、啞然としてただその卓說に肯かしむるのみであつたといふ。

西郷が孤島にあつて、日夜村童と戲れつつある間にも、如何に深く彼れが大勢の推移を沈思しつつありしかは、知る人ぞ知る。吉井は後年西郷を稱して人に語る每に、當時の活眼達識を賞揚して止まなかつたといふ。

彼れ一語、我れ一語、話はそれからそれへと續いた。人の情誼は衣襟を潤し、天の美祿は衆をして醉はしめた。曉に到つて宴未だ盡きず、歡談は杯盤の間に亂れた。彼れは醉うて船上に臥し、醉眼朦朧として漸やく離るる孤島を顧み、果して如何の感があつたであらう。夜深うして闇に綾なしといへども、海濱に立つて彼れを送る者は島司土持政照、そこには流謫の彼れを慰めた岩もあり、松もあり、無名の草も木もあつたのだ。將に回天の偉業

を試みんとして、滿幅の經綸をたたんで歸る英雄も、遂に見えざる孤島の姿を波間に追ふに當つては、眼中別離の涙なきを得なかつたであらう。

みだれたる絲のすぢ〱繰返へし
　いつしか解くる御代となりけり

とは、西鄕には珍らしい國風であるが、當時恩命に接した彼れの胸中は、思はず發せられた口吟の裡に、却つて深く詠出されてゐるものがある。

別離如夢又如雲。欲去還來涙紛紜。
獄裡仁恩謝無語。遠凌波浪痩思君。

と詠嘆して、土持の厚情を謝するの辭にも、有情漢たる西鄕の面目を見る。

*　　*　　*　　*　　*

船は二十六日大島にも立寄り、愛子、庶子等にも、絕えて久き再會の悅びを爲し、更に鬼界が島に寄つて、村田新八をも伴ひ、やがて鹿兒島灣頭に著いた。實に元治元年(甲子)二月二十八日であつた。そして彼れが第一に足を向けたところは、島津家歷代の菩提所たる福昌寺の山門であつた。やう〱にして這ひ上り、兩手をつかへて萬斛の涙をそそいだのは、實に亡主齊彬侯の墓前であつた。西鄕は鹿兒島歸著の後、三月四日附を以て、書を土持政照に與へて、その後の事情を報じ、彼れ自から次のやうにいつてゐる。

土持政照に與ふる書〔元治元年三月四日〕

一筆啓上致候。彌以御安康御勤務の筈、珍重存上候。隨て野生にも無二異儀一、先月二十八日歸著いたし候に付、左樣御放念可レ被レ給候。扨て其許に罷在候時分は、何篇御叮嚀被二成下一、別而難レ有御禮申上候。其許の次第家內の者共へも、細大申聞候處、皆々大悅此事に御座候。家內共よりも厚く御禮申上候樣、承事に御座候。其元出帆候處、龍鄕へ翌九ツ時分安著致、皆々大悅の事共にて、蘇生の思ひをなし候仕合、御遠察可レ被レ下候。四日の滯在にて、御座候處、愚妾の悅び、情義に於て、是又御憫察可レ被レ下候。左候而二十六日朝出帆いたし、喜界島へ寄航にて、二十八日安著致候。親類の悅御察可レ被レ下候。今日出帆にて上京候處、雨天にて山川港へ滯船いたし候故、荒々御禮迄、如レ此御座候。草々。

三月四日〔元治元年〕　大島吉之助

大島において、妻子再會の愉情(ゆじやう)も、目の當り見るの感がある。又た越えて慶應元年〔乙丑〕三月二十一日、土持に與へたる書に、昔を忘れず、歸覊(きけい)當時の事情、並に其後の左右を報じてゐる。

土持政照に與ふる書〔慶應元年三月二十一日〕

春暖相成候處、愈々以御家內中樣御息災、尙御元氣御勤仕の段、追々承申候。其上與人御役に御昇進の段、

誠に結構の御仕合、御悦申上候。次に拙者にも、不二相變一罷在候間、御懸念被レ下間敷候。然れば其後書狀も不二相遣一、甚以て不本意之次第にて、嘸御立腹之筈と相考候得共、麗着の處、中四日有レ之、早々出立候位にて、何も取込候仕合、殊に足不二相立一、津端より自宅まで不二歸付一、駕籠にて歸候事共にて、哀にる爲體にて御座候。着の翌々日福昌寺參詣仕候處、漸々這付候事にて、難澁之事にて御座候。御察可レ被レ下候。夫形京都へ直樣登掛候處、色々難題勝の事にて、苦心の次第に御座候。追々私にも昇進いたし當分御側役被二仰付一、相勤居申候。牢屋者のケ樣の仕合、夢の樣なる心持にて、恐入居候計に御座候。昨年夏〔元治元年蛤門の戰を云ふ〕には、京都にて大合戰有レ之、足に少々鐵砲瘡を蒙候得共、淺手にて、何とも子細は無レ之、大幸の事に御座候。御存知の通、軍好の事にて御座候得共、現事に望候ては、一二度は望度無二御座一候。實に難義のものに御座候。御笑察可レ被レ給候。其節の功に、御刀並御陣羽織拜領被二仰付一、冥加至極、末代迄も面目を施し候仕合、殊に感狀頂戴仕候。當時には珍敷譯にて、御悦可レ被レ下候。牢屋にて朽果候事と相考居候處、戰場迄も試み、本望此事に御座候。委鋪戰の樣子も申遣度候得共、自慢咄と相成候ては、兼ての素志も水の泡と相成候間、態と省略いたし候。軍咄は御方へ早々相咄度、直樣相考候ばかりに御座候。兼て申居候言葉と、戰場の事と、少しも相違は不レ致候間、夫丈は御安心可レ被レ給候。引續き長州征伐に差越居、正月十五日〔慶應元年〕宿許へ歸付候へ共、直樣上京仰付られ、當分相詰居申候。其後牢中よりの御厚恩、旁々御一禮不二申遣一、實に薄情の者と御考被レ成候はん。眞平御免し可レ被レ給候。此旨乍二略儀一、如レ斯御座候。以上。

三月二十一日〔慶應元年〕　　西鄕吉之助

政照樣

西鄕が鹿兒島に到著の際、自宅まで歸るのに、歩行することが出來ぬまで、足が立たなかつたといふに至つては、獄中の苦を察するに餘りがある。駕籠で送られて、漸く我家にたどりついた西鄕の衰弱、眞に同情に堪えぬ。這ふやうにして恩主齊彬侯の墓に辿りついた西鄕が、先づその生前の鴻恩を謝するの狀も、禮讓に厚く、情誼に富む人でなければ見能はぬところ。斯の心あり、以て千軍の將たるべく、萬民の相たるべしである。

【七】伸張し來る垂天の鵬翼

鹿兒島に歸つた西鄕は、脚の痛みを養ふ暇もなく、三月三日、早くも上京の命に接して、直ちに出發した。此間僅かに四日。

彼れが京都に入るや、三月十九日、軍賦役の重任に就き、天下の輿望を負うて、いよ〱大變革の曠原に立つた。彼れが久光より軍賦役に任ぜられたのに就いては『牢屋者の箇樣之仕合夢の樣なる心持にて、恐入候計に御座候』と土持に報ずる書中にいつてゐる。猶ほ又た『牢屋にて朽果て候事と相考居候處、戰場迄も試み、生前之本望、此事に御座候』と述べ、元治の京都長州派の戰を叙してゐるが、片言隻句の間にも、彼れが自から卑うし、功名利達の外にある、欽すべき風格を見るのである。

舞臺は旣に開かれ、人は旣に場に上つた。大變革の曠原に、大風起つて雲飛揚するの光景は、果して、如何なる舞臺と、如何なる時運とを、我が西郷に展開し與へたであらうか。

出島以後の西郷は、最早や垂天の鵬翼を張り、高く海天より飛揚し來つた觀がある。久光も忠義も、若しくは薩藩も、長藩も、幕府も、西郷の脚を捉ふることは出來ぬ。時も處も、今はピツタリと、西郷に符合し來りつつあるを見る。

四疊半では、八尺柄の長槍は使へぬ。動かせば、穗先が天井に閊へる。文久以前の西郷は、宛かもこれと同樣の觀があつた。日本そのものにさへ、容るるに或ひは、難んずる大西郷である。それが、四疊半で使へるものではない。

大槍を使はんと欲せば、宜しく應に、虎伏する荒野に出づべしである。而して雲飛び風走る荒天となつて、初めて無双の英雄を出陣せしむべきだ。時勢は正しく西郷を喚び、風雲は正しく南洲を起たしめた。旣に垂天の大翼を張り來れる西郷は、果して如何なる活動を開始し來りたるか。請ふ次篇以後において、靜かに之れを叙述するところあらしめよ。

第二章　元治變局に處する西郷吉之助

【一】中央政局に於ける薩・長兩藩

悠然として西郷がその巨身を現はし來つた時、中央舞臺の形勢は、既に昔日の觀ではなかつた。當時、國家の形勢は、之を政治的意見の上からいへば、『尊皇倒幕論』と『公武合體論』とに大別することが出來るが、その間に馳驅する各藩の出所に至つては、その歴史的傳統と現實的環境との相違に從つて、各種各樣であつた。

尊皇倒幕論を以つて、假りに理想派とすることが出來るならば、公武合體論は現實派とすることが出來る。一は三百年の德川幕府を討つて、七百年の久しきに亙る封建制度を、一朝にして倒壞しようといふ主張であつて、義理最も明白、所謂『大義名分』の大旆を翻して、一點の陰翳をも許さない。公武合體は當時の諸賢侯を擧げて唱道したところで、朝廷對幕府の反目を一掃し、朝幕合同して、この一大國難に當らうといふのである。所謂る擧國一致論である。當時幕府の實權を握つてゐた一橋慶喜を初め、越前の松平春嶽、會津の松平容保、土佐の山内容堂、宇和島の伊達宗城、薩摩の島津久光。世に賢諸侯と稱せられてゐたほどの人々は、悉くあげて公武合體論者であつた。

併し同じ公武合體論者でも、中には幕府を主とするものがあり、朝廷を主とするものがあり、論の出處に到つ

ては決して一樣ではなかつた。越前、會津のやうな幕府の親藩の考へてゐる公武合體と、薩摩のやうな外藩の唱へてゐる公武一和主義とは、自からその由來するところを異にしてゐる。

久光の公武周旋は、齊彬以來の宿論を實行してゐるのであるが、實は長州の討幕論に對抗する方略でもあるのだ。薩長の爭覇的競爭に就いては前篇において歷叙したところであるから、今更ら述ぶる必要はないが、如何にして長州を乘り切きり、勤皇倡首の獨占を擅ままにするかに就いては、策として考へざるなく、術として行はざるなき狀態であつた。文久二年〔壬戌〕八月の頃、佐賀藩士、江藤南白が脫藩して京都に在りし際、鄉國の同志に事情を報告した『京都見聞』の中に、薩長兩藩の虛實を探索して、左の如くいつてゐる。

『京都見聞』抄〔文久二年八月〕

一〔前略〕薩には長州藩永井雅樂に說かれ、彼是猶豫日數を送候內、浪人共兵粮に迫り、又は最前の氣勢相弛み、氣々區々に成て、致二分散一、右之結構空敷相成候由。偖此企に付ては、玉薬其外武器一通の拵方にて、浪士共に少々貯居候金錢遺潰、只今には甚だ難儀、致二流浪一居候者不レ少由。且右企に頭立候浪士は、人相書を以て、幕府より緊敷穿鑿有レ之由に候得共、公然と京攝の間に橫行罷在候由。

一薩州〔久光〕上洛に付、取締方は、同藩何某、前段雅樂と熟懇に付、薩より同人を以て、雅樂へ相賴み、久世和州〔大和守〕へ取入、出京の事願立候趣、薩にも出府の意は、極々相祕候由に候得共、諸國の浪士

も追々蜂起候に付ては、長州も早其機を察し、同、心は天下の後れと不ニ相成一事を計り候哉に候得共、天下の御爲めを相歎くと申立、薩州如レ此々々の擧も、程克取扱、浪士をも抑鎭め、且通商交易、大に相開き、第一幕府の御趣意、公武御合體有レ之度義をも相達、御國威も相揚候通に、□□周旋致度旨、右雅樂より、久世和州へ能々申通、幕府の都合を取繕ひ、早速上京、中山殿、正親町三條殿、其外へ能々取入、又朝廷の振合を善くし、前段の意を以て、段々榮出候處、右三郎殿〔久光〕伏見參着、已可レ及ニ一擧一處を程能說付、同志爲レ致、前段公武御合體の說を主張し、色々建白、大原卿下向の事に相成候由、是薩州變議の因緣にて、機事不レ密を以て、先を人に被レ奪、可レ惜と申人も有レ之、或は目斗なしとも申候由。

一　右之都合にて、自然と薩長一和、公武御合體の周旋に相決し、幕府に相懸候儀は、薩州主と成り、朝廷に相懸候御事は、長州受持候樣談決し、只今迄其通にて御座候。

一　右永井雅樂と申は、兼て久世侯の氣入に相成居候譯を以て、形の通、諸事を取繕ひ候儀出來候由。

一　薩の隱密方藤井良悅と申人、右雅樂儀、最前久世侯と密談相成候廉々聞取、其旨及ニ披露一候に付、前の結城筑後守・村井修理少進、兩人より、長州は幕府の御爲而已相計、天下の御爲に相成候儀無レ之旨、致ニ密奏一候由。右故歟、長州當五月末〔文久二年〕頃迄、朝廷向、散々の御不首尾と相成、依レ之同藩久阪玄瑞共外、攘夷の正說によらずして、國辱を取候者を憤り、右雅樂を毎度可ニ打果一致し候得共、終に所存を遂ず、右の都合に付、雅樂は退役の上、國元引取蟄居、其後公卿方へ致ニ周旋一候者は、桂小五郎〔木戸孝

充レにて、當時は右御疑念も相開け候。併藩中衆議區々にて、同心一致不レ致、尤雅樂上京の比は、隨分致ニ振起一居候由に候得共、同人退役以後は、士氣相弛□□□儀等在勤の比は、通商航海の見込相決及ニ建議一候處、前斷の通朝廷向不首尾に相成、藩中不服に付、雅樂退役後、天下の公論に因るの說を以て申紛し、相防居候由の處、當時にては右の說持論に相成、每事公論を相求候に付、前段衆議紛々、諸事急埒不レ仕、只公武御合體之事を先務として、攘夷を第二件の事と申、右御合體の周旋も、見込は是れと申事聞及不レ申、是前斷不首尾の事に因て、形の通に移行く因緣にて、要レ之薩は因レ長變レ議、長は又因レ之持論を弛め、直に本來の面目を失ひ候由にて、指て仕出候事は無レ之、今は早、前段の義擧にも不ニ似合一、薩は西海道の執權にも相成度、內存有レ之候由、長も色々と內存等有レ之候由、惣て薩長外向は和したる樣に有レ之候得共、實は甚だ不和の由。

一　薩州は當春以來の費金、凡拾五萬兩餘、當時在京の人數三百人餘、伏見・大阪にて五百人餘、都合八百人餘、長州は在京九百人餘、當春以來、是迄の費金凡拾萬兩餘の由、但右人數は、上は家老より、下は汲樵迄算レ之候。左候て右金は、薩長共に、京都にて屋敷買入、長屋作事、關東下向、且上洛其外の費用迄入て前文の通の由。

一　浪人、薩州・長州を見限居候故か、近衛殿御賴越相成候末に付、薩州へ天下の重事致ニ依賴一候得共、薩も先侯の遺風全く廢候と相見、形の通の及ニ擧動一、一體天下の重事を任托被レ爲レ在、諸藩都て服從可レ仕

御方は、中將樣〔鍋島直正〕、水府亡老公〔德川齊昭〕、薩州先公〔島津齊彬〕、御三人而已。然處、水薩兩公は、已に御逝去、玆に中將樣被レ爲レ在候得ば、是非共天下の重事、必死を以て、御賴可ニ申上一、就ては一人か二人か、當月半頃迄には、大阪出船罷下候と、談合居候趣御座候。

之は風聞を記したまでであるから、傳唱の誤まりもあり、事實に反する記述もあるが、江藤は鍋島藩士であり、薩長に對しては、第三者の地位にあつたので、兩藩の出所進退に就ては、比較的公平に記してゐる。藩長兩藩の虛實、略〻之を察すべきである。

【三】幕閣及び慶喜の眼前糊塗策

文久三年〔癸亥〕久光が容保と提携して、長州派勢力を洛外に一掃したのも、次で容堂と合議して、長州の建議になる守衞兵制度を廢止するの建議を爲したのも、一に長州勢力の掃滅にあつた。『八月十八日の擧ありしより、我藩、薩摩藩と脣齒を爲して王事に勤む。既にして十月三日、島津久光、召に依りて入京し、直ちに其重臣を我公の許に遣して交誼を溫め、且家臣等每に援助を得るを鳴謝す。』とは容保が『守護職始末』の記するところであるが、會薩脣齒の關係は、實は一時的權宜に出づるものであつたことは、後において、會津武士の切齒するところとなつた。

久光をしていはしむれば、彼れは幕府の勢力を藉つて、長州の勢力を驅逐したといふであらうが、幕府側から

いへば、薩の勢力を利用して討幕論を打つたことになる。果せるかな公武合體内閣が出來た後は、幕勢が一齊に昂進して來た。久光は公武合體といふ石垣の間に首を突き込んで、漸次窮境に陷いつて行かざるを得なかつた。

＊　＊　＊　＊　＊

此時に當り、幕府にとつての難問は、攘夷の實行を何に依つて示すかにあつた。旣に攘夷の親勅を拜し、將軍之に奉答書を献げてゐる以上は、そのままには濟まされぬ。天朝に對し奉つる名分的措置と、民間における囂然たる攘夷鎖港の輿論に對する局面打開策とにおいて、此際幕府は何等かの方途に出でなければならなかつた。茲において、案出されたのが横濱鎖港問題であつた。

元來、幕府が鎖港を欲せざることは、一目分明である。併し勢ひに押されたとはいへ、攘夷の親勅を拜した以上は、何か之に添ふ事をしなければ、違勅の罪は免がれぬ。茲において案出したのが、横濱鎖港である。當時將軍後見職にあつた一橋慶喜も、幕閣も、共に横濱鎖港を最上策と考へてゐたので、愈〻之が談判を開始する段取となつた。

横濱鎖港の根本觀念は、之が攘夷の手始めでありますと、朝廷へ示す必要だけのことであるから、幕閣は鎖港談判に强腰でもなければ、てんで熱意がない。甘く行けば、横濱は江戸に一番近いところであるから、江戸城の安全瓣となる。成立しなくとも元々通りで、何の支障もないと考へてゐる。寔に名案といふべきであつた。

幕府は文久三年〔癸亥〕九月十日、いよ〳〵米國・和蘭の代理公使に通牒を發して、九月十四日を期し、神奈川

奉行所で鎖港談判の會見をしたいと申入れた。表向きは寔に堂々たるものであるが、幕府の老中は、私かに兩國公使に『これは實は幕府の意志ではありません。ただ朝廷に對する申譯的にやるのですから、そのお積りで……』と叩頭外交を弄してゐるのだから、相手が容易に聞き入れる譯はない。後に會見場所を築地軍艦操練所に變更して、會見した時も、『こんなことは卽答は出來ぬ。本國政府にも通達し、又た英・佛公使とも商議した上でなければ……』とサッサと引取つて了まつた。

一方英國公使パークスからは、『今頃鎖港といふやうな不信なことをするなら、戰爭の外はない』と嚇かされて、一縮みになり乍ら、朝廷に對しては、堂々鎖港談判開始の奏上を、所司代をして爲さしめてゐる。

幕府はただ談判遷延の一途ばかり考へてゐるので、本國政府へ使者を差し立てて、その返事の來るまで、何とか彼とか愚圖つて居ようといふことに議一決し、此年十一月二十八日、池田筑後守・河津伊豆守・河田貫之助（目付）を交涉使節に任命し、歐洲に差遣することにして、一行は、十二月二十七日出發するに至つた。一行の任務は固より鎖港交涉といふ表面的理由ではあつたが、幕府内面の差遣理由は、まるで之と無關係なものもあり、且つ長州が、四國艦隊を砲撃した事件に對する、謝罪使をも兼ねしむるに至つては、何の意たるかを解するに苦しましむる。

慶喜の考へでは、橫濱を鎖港する以上は、先づ橫濱在住の外國商人を引拂はしむるがよいとの意見で、之に要する費用は、幕府が辨償するがよいといひ出した。而して之が經費は、數百萬兩に達すると稱せられた。

慶喜は何といつても智者であり、江戸幕閣の逡巡や、外藩の反目などには大して眼も呉れず、いよ〳〵公武合體內閣が成立した後は、一意時局の沈靜に急がうとした。橫濱鎖港の奧を急ぐ一方には桑名藩主松平定敬を擧げて京都所司代に任じ、會津の勢力と合して、京都の武力を增し、萬一に備へようとした。又た幕閣の懸念を排し、將軍の再上洛を以つて勅命に答へようとし、その勤皇心を披瀝しようとした。智なる哉慶喜。

橫濱鎖港の事は、元來慶喜の手段ばかりでなく、幕閣の糊塗策が中心になつてゐるとも見られるが、大凡そ慶喜及び幕閣の爲さんとするところを熟視するに、彼等は幕府の爲めに謀つて、最も適當の行動に出でたには相違ないが、彼等の時局觀は、遺憾ながら眼前の糊塗策以上に、出でなかつた。同時に誠意と熱情とを缺くの遺憾があつた。橫濱鎖港一件に就いて考へても見よ。當時橫濱以外、長崎、函館は開港場として、立派に外國貿易を許してゐるではないか。その中の橫濱だけを鎖港して見たところで、何の役に立つか。本音を叩けば、彼等自身、鎖港の愚なることを、百も承知してゐる。

現に文久三年〔癸亥〕將軍を擁して上京した時には、慶喜は大いに攘夷の勅意を、お諫めする決意ではなかつたか。それほどの慶喜が、三港を閉し攘夷の實を擧ぐべしといふ勅諚に接して、マア橫濱丈でも表むき閉鎖して、表面の攻擊を避けようとするのは、自から欺むき、他に僞はり、そして一時を糊塗しようとする陋策であるといはなければならぬ。殊に特使を派遣して、直接本國と交涉せしめようとするのは、徒らに時日を遷延しようとする考へからであつて、何等確信のない態度に外ならぬ。安井仲平は論じていふ。

『今日の勢、一港にても閉鎖相成候はゞ、京師へ御申譯、又差當の兵端を鎖し、三五年の後、全鎖港の下地と奉レ存候。應接の辭令は、投レ意不レ投レ辭の古法に候間、大略の儀と奉レ存候。是迄は、京師御不承知、國中御不折合との趣旨と承及候。此筋にては、手足の病を腹心に移候形にて、京師に對せられても、御後暗き筋に奉レ存候。』

と云つてゐるのは、鎖港の口實たる所以を表白して蔽ふところがない。

【三】島津久光の武備充實論

民間の激論に媚び、宮廷の攘夷論に和して、一時を切り拔ける策としては、横濱鎖港は、頗ぶる上乘の出來であつたかも知れぬが、かかる無誠意の心底において、國家の治安が保たれやう筈はない。攘夷の信念を以つて立つならば、飽くまでも之れを以つて一貫すべく、開港交易を是とするのであるならば、一時の民論を眼中に置かず、死諫の覺悟を以つて、勅意を啓きまゐらすべき筋ではないか。『慶喜は智あつて勇なし』との評、ここにおいてか、愈々眞に近きを見る。

島津久光の論は武備充實にあるから、慶喜の行動には大いに反對で、元治元年〔甲子〕一月二日、自から慶喜を訪うて詰責するところがあつた。此日は松平春嶽、松平容保、伊達宗城も同席であつたが、久光は固々使節派遣に反對であつたので、慶喜に向つて、先づ使節召還の要を力說した。慶喜の返詞は、

『久光侯の議論は、自分も尤もと存ずるが、使節は既に舊臘出帆した後だから、今更ら召還するといつても、方法がない。且つ横濱港のことは、鎖港するより外に、人心を安んぜしむる途はない』

といふ、頗ぶる煮え切らざるものであつた。そこで久光は、

『横濱鎖港は、何處までもその目的を貫徹さるる、御決心であるかどうか』

と念を押した。すると慶喜は、

『成功は到底覺束ない。佛蘭西人の話では、横濱に在住する外人を、長崎・函館の二港に移轉する費用を出さるるならば、或ひは實現さるるかも知れんと申してゐる』

慶喜はその請求費用は、約二百萬兩に上るであらうと附言した。そこで久光は、

『これは巨金である。それ丈の大金を外人に出す位ゐならば、その金を以て武備充實の費に充て、天下諸藩に號令して、海防を儼にするに如かずと存ずる。至急、池田筑後守等を召還されたい』

と頗ぶる強硬に談じ込んだ。すると、

『出たものは致し方がない』

といふ。

『幕府にして若し召還の意があるなら、長崎に急使を派するか、上海に郵書を致してもよい。使節若し英佛に赴むいて、彼の反對を受け、すご〱歸國するやうなことにでもなつたら、夫こそ國辱此上なしである』

と久光は、何處までも幕府の急所を衝く。

『今更ら幕議を變更して、使節を召還するとなれば、國策上、一大齟齬を生ずるに違ひない。それに今から聽くか聽かぬかを評議しても始まらない。兎も角、使節が歸國する迄には、三四年は掛るのだから、その中には人心の嚮背も定まるに相違ない。』

慶喜の答辯は、結局口先の言ひ逃れに過ぎぬ。久光が『横濱だけ鎖しても、他の長崎・函館の二港をそのままにしては何にもならぬではないか』といへば、慶喜は『横濱は江戸に近いが、他は遠いから先づ大したこともあるまい』といつた返詞、要するに一時の氣安めといつた氣持に外ならぬ。

斯樣な有樣であるので、一氣の久光は憤然として激し、同二月二日、更らに二條城に慶喜と對談して、反覆激論したけれども、遂に顧みるところがなかつた。慶喜の愚や笑ふべきであるが、彼れ既に薩に恐れを感ぜなくなつた狀況を、這裡に見ることが出來る。

久光が水野和泉守の答辯を求めたのに對し、水野が答へたる言によれば、外國商館移轉費は、二百萬兩どころか、その十倍にも達するだらうとの事であつたので、久光は愈〻愕ろき、聞捨ならずとして、老中に向つて上書して、その不可なるを痛論進言した。

島津久光より幕閣に與ふる書（元治元年二月）

横濱鎖港は、至當之御事にて、實事斷然と被レ行候得者、何も懇々(こんこん)と申上る迄も無レ之候得共、三港之內にても、彼地は夷人第一庶幾(しよき)する處に御座候得者、憖(なまじひ)に談判申掛候共、種々苦情申立、承服不レ仕而已ならず、却て御國恥を引出し可レ申は必定と恐入奉レ存候。子細は談判之御趣意と申も、人心不二居合一、長州如きの暴論輩有レ之等之趣を以、御申込之儀と致二承知一候。彼より狂暴之者は、兵革(へいかく)を以取鎖可レ申候間、是非只今通と申募候節は、如何御答可二相成一哉。尤御使節被二差遣一候に付ては、於二國々一種々論判有レ之、急には歸國有レ之間敷、若其內國に依り、軍艦數艘差向け、右通之趣を以、强情申立候節は、遂に兵端相開候儀、疑無レ之候。武備不充實之皇國にて、何を以對應相叶可レ申哉。義烈之壯士は、忠死を遂可レ申候得共、怯懦(けうだ)之輩は、遁逃(とんとう)降參いたし、御國體を汚し候儀は必然にて、乍レ恐幕府は勿論、萬代不易之天朝之御行末、如何可レ被レ爲レ成哉と、誠以嘆息痛息痛恨無レ限次第に奉レ存候。若又、彼鎖港に承服仕候得者、別ての御大幸に御座候得共、其時は引拂料と歟名付候て、莫大之金を御遣相成候筈と致二承知一候。當時衆口嗷々(がうがう)と申立候族も、ケ樣之御事とは夢にも不レ奉レ存、立派に鎖港被レ爲レ整候樣、考居候半。夫故引拂料被二差出一候節に相成候はゞ、定て人氣一層之沸騰を倍し可レ申。其時は迚も鎭靜相成申間敷と、甚以懸念至極奉レ存候。且粗致二承知一候得者、御使歸國迄は、許多之月日を經候に付、其節に至り候はゞ、又其節之時宜次第とか申御評議之由、是にては、

鎖港之御定論とも難レ被レ申候。又外二港之儀、將來如何御所置可レ被レ爲レ在哉、と先日御尋申上候得ば、是は永久と御答致二承知一候。是こそ眞之開港說にては有二御座一間敷哉。勿論從來攘夷之叡旨にも不レ被レ爲レ叶、以之外之御儀と、長大息之次第に奉レ存候。私定論には、方今開鎖之論は先差置、斷然と攝海其外之要港之砲臺等之實備嚴整いたし候樣、屹度被二仰出一、迅速に御手被レ爲レ附、右に申上候引拂料に被二相渡一候筈之、莫大之金を以、其御用途となし、且諸藩へも、分限に應じ、聊にても出金被二仰渡一、浪華は勿論、其外富有之商人へも、分限相應差出候樣、理を盡し被二仰渡一候はゞ、於二御用途一は、隨分御不足無レ之筈と奉レ存候。御軍艦は、此際彼に御注文も可レ有レ之、詰る處は於二皇國一御造立相成候樣、精々御心を被レ爲レ用候はゞ、不レ久して御成功相整可レ申と奉レ存候。充實相成候上は、開鎖の權我に歸し候故、彼も從前之輕侮を絕ち可レ申、其時に至候ては、鎖港は容易之事に可レ有レ之、遂には彼か巢穴を覆し候程之、御國威輝き、貢を捧て來朝仕可レ申儀と奉レ存候。ケ樣御處置相成候てこそ、乍レ恐、上は奉レ安二宸襟一、下は生民を被レ爲レ保候御儀と奉レ存候。尤右充實之御大業、別て不二容易一御事には御座候得共、事之成不成は、心を用ると用ひさるとに有レ之候間、夫等之處、能々御勘考被レ下度奉レ存候。只目前之小計にて、將來之大謀に暗く候ては、眞實勅意に被レ爲レ叶可レ申哉と別て恐入奉レ存候。

右は私愚痴蒙昧之管見を以、御國家重大之事件、評論仕候儀、恐懼不レ少奉レ存候得共、邂逅御用部屋えも罷出候樣、難レ有仰を蒙り候上は、存慮伏藏仕候ては、不本意奉レ存候に付、不レ顧二多罪一申上候間、何卒

各樣、御英智を以、理非得失明白に御裁斷被二成下一度奉二伏願一候。誠惶敬白。

子二月

久光は何處までも、正直に横濱鎖港のことも、亦た使節派遣のことも、表向きに受取つてゐるから、青筋を立てて怒つてゐるが、慶喜の方では、悉く手品の種があるので、眞顏になつて受け答へして居らぬ。殊に池田筑後守の使命の中には、飛んでもない外の事まで加へられてあるとは、久光どころか、誰れも承知した者はない。ここらが慶喜の智者たる所以でもあり、幕閣の油斷のなぬところでもある。

【四】幕・薩の權變

併しながら天下の政治は一片の權變を以つて行ふべきものでない。殊に革新的色彩を帶ぶる時代において、特に誠意の重んずべきものあるを見るのである。慶喜に勤皇心が足りなかつたのではなく、智餘りあつて遂に彼れを禍ひしたのであるかも知れぬが、少なくとも彼れの權變的行動は、德川氏を幸ひするものともならず、又た國家の躍進的進化行程を、益するものともならなかつた。

一月十五日、將軍家茂は再び入京したが、二十一日慶喜を初め幕閣を從へて參內した時、將軍に下された宸翰は實に次の如くであつた。

御宸翰（元治元年一月二十一日）

嗚呼、汝、方今形勢如何と顧る。內は則ち紀綱廢弛、上下解體、百姓塗炭に苦む。殆ど瓦解土崩の色を顯はし、外は則ち驕虜五大洲の凌侮を受け、正に併呑の禍に罹らんとす。其危實如二累卵一、又如二燒眉一。朕之を思て夜不レ能レ寢、食不レ下レ咽、嗚呼汝夫是を如何と顧る。是卽汝の罪に非ず、朕が不德の致す所、其罪在二朕躬一、天地鬼神、夫朕を何とか云ん。何を以て祖宗に地下に見ることを得んや。由て思らく、汝は朕が赤子、朕汝を愛すること如レ子、汝朕を親むこと如レ父せよ。其親睦の厚薄、天下挽回の成否に關係す。豈重きに非ずや。嗚呼、汝夙夜心を盡し、思を焦し、勉て征夷府の職掌を擧げ、天下人心の企望に對答せよ。夫醜夷征服は、國家の大典、遂に膺懲の師を興さずんばあるべからず、雖レ然、無謀の征夷は、朕が好む所に非ず、然る上は宜しく策略を議して、以て朕に奏せよ。朕其可否を論ずる詳悉、以て一定不拔の國是を定むべし。朕又思らく、古より中興の大業を成さんとするや、其人を得ずんばあるべからず。朕凡百の武將を見るに、苟も其人ありと雖も、當時、會津中將、越前中將、伊達前侍從、土佐前侍從、島津少將等の如きは、頗ぶる忠實純厚、思慮宏遠、以て國家の樞機を任ずるに足る。朕是を愛すること子の如し。汝是を愛し、是を親み、與に計れよ。嗚呼、朕、汝と誓て衰運を挽回し、上は先皇の靈に報じ、下は萬民の急を救はんと欲す。若し怠惰して成功なくんば、殊に是れ、朕と汝の罪なり。天地鬼神夫是を拯すべし。汝勉レ旃勉レ旃。

文久四年〔甲子〕正月二十一日

遥かに時代を隔てたる今日において、猶ほ之れを拜誦するものをして、覺えず衣襟を正しうせしむるものがある。如何に窮境に立つてゐたからとはいへ、幕府のこれに對する態度は、餘りに冷々淡々たるものであつた。

久光は全力をあげて此間に奔馳し、諸藩合同して沿海警備に當るの所論を力說したが、何等の功を奏せなかつた。慶喜は、幕府の權力を再興するは此の時にありと、見込みをつけたのであるから、一意幕威恢復に向つて盡力した。旣に長を排した上は、更らに薩を除かなければならぬ。久光の立論には聞くべきものがあると思つても、努めて彼れを疎んぜんとし、敬遠主義を執つたのは、此の邊の呼吸から出てゐる。

【五】西郷は朝命を奉じて動く

西郷が入京して來たのは、實に此の際のことであつた。久光の公武合體論が石垣の間に首を突き込んで、行き詰つて了ひ、どうすることも出來なくなつた時、期せずして思ひ出されたのは西郷南洲であつて、一藩の人材を擧げて、思案投首の結果、『西郷ならば何とか妙案もあるであらう』といふ心が遂に久光の强情をも解かしめたのであつた。

村田新八を伴うて、元治元年〔甲子〕三月四日鹿兒島を發し、海路大阪に著し、京都に入つたのは其月の十四日であつたが、直ちに軍賦役の重職に就いて、徐むろに天下の形勢を聽收した。この時における西郷は、恰かも齊

彬の再來ででもあるかのやうに、人々の眼に映じた。然も西鄕は、如何にして此の紛糾錯亂した窮境を救はうとしたのであらうか。彼れのいふところは、極めて簡單であつた。それは『如何なる場合においても、朝命にあらされば動かず』といふの一信念であつた。

『ここの場合を何としたものでごわせうか』と、思案投げ首の諸勇士に問ひ掛けられて、『何でもないことではごわせんか、一から十まで、朝意にお從ひ申せば、それでようごわせう』一語雷の如く、一意巖の如く、玆に不動の信念は與へられ、藩論は濶然として開けた。久光は大久保を從へて四月十八日京都を發して、五月八日藩に歸り、大いに武備を整へ、萬一に備ふることとなり、西鄕は久光に代つて京都の中心者となり、島津圖書、小松帶刀、伊知地正治、吉井友實と協力して、中央舞臺の進退に任ずることとなつた。

ここに人は西鄕の斤量を見るべきである。『終始朝命に聽く』といふことは、西鄕を竢つて始めて知るべき名案でも何でもない。藩主久光を始め、諸藩士が常時口を揃へて唱道してゐるところだ。それが紆餘曲折の時局に當つて、兎もすれば右し左し勝ちになつてゐたに過ぎない。公武合體大いに結構であるが、朝廷第一の確信が動やもすると雲のやうに消え勝となり、水のやうに流れ勝ちとなるから、幕府に曳きずられるやうな破目にもなるのである。久光の斤量で行かないところは此處である。大久保の才智でも行詰まりを生ずるのは此處である。西鄕の一聲雷の如く響けば、藩論忽ち一變して確信の基礎を得るといふのは、西鄕の智なるにあらずして、信念の確透と、斤量の重きが爲めである。

＊　＊　＊　＊　＊

西郷は平凡なる眞理に、千鈞の重力を加へたのだ。眞理を平凡の間に捉へ來り、之に千鈞の重きを加ふるは、蓋し尋常一樣の人物では出來ぬ。動かすべからざる信念と、量るべからざるの斤量と、明鏡の如き卓識とを併せ具ふる人物でなければ望んで得がたいところである。『命を朝廷に聽く』とは、當時何人も口にするところであつた。長州派の討幕急先鋒黨は申すに及ばず、幕閣も口にすれば、一橋、越前、容堂、容保、當時の賢侯をあげて囂々耳を聾するばかりに唱道したところなのだ。そして何人も大確信をここに据ゑることが出來なんだ。そこに個々の利害得失が鎌首を擡げ出すからであつた。西郷の巨眼は火の如くここに輝いた。彼れが『凡べてを朝廷に聽け』と叫んだのは、實に千古の卓言であつた。

西郷が勤皇家・維新家たるの俤も亦た、此の間に見ることが出來る。斷然幕府と絶ち、朝意中心によつて終始しようとするのは、明かに所謂浮浪の徒の意見ではないか。高杉、久阪、平野、眞木等の急進黨の唱道するところと、寸毫の相違もない。當時上下を通じて過激視した浮浪の徒の意見を執り、ゆらりと悍馬に跨つて、靜かに手綱を繰るところに我が大西郷の斤量を見るのである。長州を制するにも此鞭を以つてし、幕府を打つにも此鞭を以つてし、一鞭の揚がるところ、悠々として天地に響き來る蹄の音を聞くべきである。

長州派の急進家は、一擧して天下を制しようとして、屢ゝ失脚した。久阪、高杉、平野、眞木、悉くこれ青年客氣の革新家である。天に冲するの意氣と、萬物を燒き盡すの熱情とは、當時その比を見ざるところではあるが、

遺憾ながら天馬行空、足元に氣が足らぬ。老錬猾黠な幕府政治家に、兎もすれば向ふ脛を掻つ拂らはれるのはその爲めである。西郷は平々凡々、些の奇なく略なく、大男總身に何とやらの評を受けさうであるが、大勢の動くところに巨然として現はるる時、何人もその偉容に驚かざるを得ない。

幾度か艱難を經て事に老錬した西郷は、決して奇矯な行爲を執らなかつた。意見としては長州勤皇黨の云ふところに双手を揚げて賛同はしても、右から左に、鞠を轉がすやうに、政治が動かさるるものでないことを知つてゐた。一擧にして奪つたものは、又た一旦にして失はなければならぬ。政治は水の流るるが如く、滴々たる山水の集まつて谿川となり、瀑布となり、洋々として兩岸を壓して流るるまでには、自から道程のあることを知つてゐる。

故に彼れの京都に上つてからは、兵士の鍛錬に毎日々々餘念なき有樣であつて、只管禁闕を守護するの外は、默として動かなかつた。『薩州の樣子は近頃何だか變ではないか』といふ疑雲が幕府の頭にも浮び、又た急進黨浪士の間にも擴がつた。西郷は薩をして充分に後方に退かしめたのである。

【六】薩の陣營寂として聲なし

五月十二日附を以つて、西郷が郷里の大久保に宛てた書簡の中に、此間の情況が現はれてゐる。

大久保利通に與ふる書（元治元年五月十二日）

中將樣（久光）益〻御機嫌克、細島御光著被レ遊候段、被二仰越一、御互恐悅此御事に御座候。陳者御當地の形勢、日に月に衰へ立候次第に御座候。堂上方に於て、例之驚怖の御病症が相起り、暴客の畏れ甚だしく、稍〻暴論行はれ候半かと申勢に御座候。陽明家（近衞公）に於て、御父子（忠熈・忠房）樣共、守衞人數の內より御番相勤吳候樣にとの御事にて、兩御殿、每晚御人數被二差遣一候事に御座候（中略）

公卿間において意志の確定しないのは、今に始まつたことではないが、公武派の歩調がやや亂れ、一橋と諸侯の提携（ていけい）が思はしく行かないところから、急進派の浪士が此の間隙（かんげき）に乘じようとして、堂上に遊說する事情を述べたのである。

一、土州の儀、此擧に乘じ、大發可レ致との世評有レ之候處、迚（とて）も大擧出來候樣子に無レ之、今で持限候處さへ六ケ敷勢に御座候由。長州は勿論、暴客輩も近來一橋を頻（しき）りに疑ひ出し、異說紛〻の樣子に被二相聞一申候。段〻策略の次第も相顯れ、水人抔は、籠絡（らうらく）致され候姿にて、決して攘夷の腹に無レ之、別に一物有レ之候半、其趣にて探索に打掛候由に被二相聞一申候。（中略）

幕府の眞意が攘夷にないことが、漸やく一般の知るところとなり、一橋が甚だしく疑惑の焦點（せうてん）となる形勢を知るべきである。更に幕府及び長州に對する薩藩の形勢を報じて云ふ。

一、近頃御屋敷之惡評甚敷起り、畢竟幕府より出候事多く有レ之向に被二相聞一申候。上海に於いて茶等之品を以、盛に交易相始候抔との說を申觸し候由、是等皆々幕奸之隱策と相見得申候。當分御遺策之通、頓と手を引き岡崎の訓練等、追々有レ之、色々探索に心を用ひ候計に御座候處、暴輩も至極疑を生じ、擧動不二相分一候て、深く吟味いたす樣子に御座候。當時態にては、迚も一家中一體致し居候譯無レ之、議論紛々に可レ有レ之の處、頓と異議無レ之、不思議之事と、且恐れ且疑迷之由と被二相聞一申候。長州より頻りに合せ度との腹と相見得申候へ共、手の付樣無レ之鹽梅に御座候。暴客も參候得共、最初より因循說を出しに致し、何も是で出來不レ申との返答にて押通し居候故、議論迫りかけて參り兼候次第に御座候。唯今の暴客と申も、をかしなものに御座候。來月とも相成候て、異船長州へ參候半か、餘りに威張居候て面の惡き者どもに御座候故、雲行を見候て、暴威衰へ候半と相考居申候。筑波の應援も勢弱候との風評に御座候。始終根の据はらぬ事許に御座候故。持張て通られぬ樣子に被二相聞一申候。此旨風說の儘申上候間、御推考可レ被レ下候。恐々謹言。

五月十二日〔元治元年〕　大島吉之助

大久保一藏〔利通〕樣

齊彬の遺圖を繼いで、南洲が退一歩の妙境に入つてからは、薩の陣營寂として聲なく、水を打つたやうに靜かになつた。正に靜かなること林の如しである。今迄は議論喧囂を極め、甲論乙駁の有樣であつたのが、俄かに閑々乎として聲なきに至つたのであるから、諸藩の有志が疑ひを生じたのは無理がない。中には薩長の連合を說くも

のもあつたが、西郷は素知らぬ顏で、柳に風と受け流して居つた。彼れはその時機にあらざるを見、『獨り天狗』の揃ひに何が出來るものか、位にしか考へてゐなんだと見える。幾多艱難を經、屢々生死の巷を往來して來た南洲の眼から見れば、長州の勤皇運動の如きも、所謂る『根の据わらぬ事許り』であつたかも知れぬ。

此時薩藩の陣容と西郷との布陣は、杜甫が『後出塞』の詩を見るやうで『落日大旗を照らし、馬鳴いて風蕭々たり。平沙萬幕を列ね。部伍各々招かる。中天明月を懸け、冷嚴にして夜寂寥。悲笳數聲動き、壯士慘として驕らず。借問す大將は誰れぞ。恐らくは是れ霍嫖姚ならむ』といふところである。薩軍の大將は誰れぞ。是れ卽ち大南洲だ。

【七】幕・薩・長の鼎立關係

當時幕府側は、長州を朝敵の地位に立たしめて、再たび起つことの出來ないまでに打据ゑて置かうといふ腹である。長州は飽くまでも勤皇急進黨の旗を樹てて、幕府に拮抗しようとしてゐる。薩州は此の間に立つて、徐むろに形勢を窺ふといふのが、元治元年〔甲子〕における中心勢力の分布である。

此際に所謂幕府側といふのは、江戸幕閣をいふのではなくして、京都に陣を取つてゐる一橋慶喜及びその周圍を指さすのであることは勿論である。江戸政府は旣に名あつて實なく、實權は全く慶喜の一身に集まつてゐたのであるから、慶喜の一顰一笑は、直ちに幕府を動かすの原動力とされたくらゐである。そして彼れを回る諸侯に

は、山内容堂、松平春嶽、伊達宗城等があつて、智略を盡して援けてゐるのであるから、勢ひ一橋が中心勢力とならざるを得なかつたのである。會津容保が怏々として樂まず、遂に職を轉ずるに至つたのも、一橋勢力の餘りに昻進したからであつた。

長州は全く七卿を奉じて野に伏し、長州侯父子ともに勅譴を蒙むつたのであるから、殆んど奈落の底に沈潜した形である。幕府派の爲に乘ぜられて、一敗地に塗みれたのであつても、表むき勅譴を蒙むつてゐる以上は、謹愼の意を表するの外はない。しかし乍らそんな事で、のんべんだらりと膝を抱いて長嘯してゐられた場合ではないので、眞木等は三條諸卿と合議し、長州藩主に進言して、此際進んで京都に乘り込み、君側の奸を掃はねばならぬと論じ、長州派血氣の士と相呼應し、京都進軍の聲は、山澤に滿つるの觀があつた。殊に剛勇無双の士來島又兵衞の如きは、勇躍禁ずる能はず、毛利定廣（長藩世子）の護衞兵として『遊撃隊』を組織し、烽火一たび青天に轟ろくに至らば、春風千里の駒に鞭を擧ぐるの勢ひを示してゐた。

併し長州政府にも政治家はあつた。當時の實權を握つてゐた周布政之助は、固く之れを壓へて、暴發を鎭めてゐた。周布は人物だ。チヤンと當時の形勢を見逭してはゐなかつた。畏れ多くも勅譴を蒙つてゐる藩主が、如何なる事情のあるにしても、兵を率ゐて入京するといふことは、有り得べからざることである。飽くまでも恭順の意を以つて、哀訴歎願するの外はないといふ意見であつた。彼れは慥かに慶喜の腹中を洞察したに相違ない。

人事の盡されるだけは、之れを盡し、それでもどうしても聽かれないならば、その時に兎も角も方法を考へて

よい。周布は充分に持重し、『奉勅始末』の一篇を草して、之れを朝廷に致さしむることになつた。家老井原主計が、長州の寃罪を解くと稱して『奉勅始末』を手にして入京したのは、文久三年〔癸亥〕冬の事であつた。

【八】長州藩の『奉勅始末』

此際、長州藩には緩急二派の對立があつた。文久三年〔癸亥〕八月十八日の變は、俄然擡頭した長州の勢力を、急轉して千仞の谷に墜落せしめた。元々藩侯の周旋は、勅命を奉じてやつたことだ。然るに逆ねぢにねぢ上げられたのは、全く君側に在る佐幕派の爲に陷穽されたのだ。我々は默して已むべきでない。宜しく世子侯〔毛利定廣〕の進發を請ひ、朝廷に向つて眞意の存するところを披瀝し、君側の姦を掃ふべきだ。その爲には兵力を擁して東上すべきだといふのが、急進黨の意見で、これは勿論久阪玄瑞等の主張で、外藩では眞木和泉が、之に贊同して大いに熱をあげてゐる。政府重臣の中にも、此論に讃意を表する中村九郎の如きもあり、單に在野黨の論とのみも謂ふ能はざる一大勢力を示してゐた。

之に對し、何處までも持重論を以て、之を抑へて來たのは國老周布政之助である。周布は長藩の寃を雪ぐのはよいが、進發には時機尙ほ早しといふ論であつた。彼れは流石に村田清風の衣鉢を繼いだ人物だけに、當時長藩を左右するに足る力量を備へ、且つ見るところは能く之を見、輕率に尻を浮かさぬ人物である。彼は惟へらく、京都の狀勢、幕・薩の動きから、長州としては先づ朝廷へ哀訴歎願の手を盡すといふこと、これが何より第一。

第二は辭を卑うし友藩に事情を訴へ、長藩の出所に同情を求めること。第三は世子侯進發なぞは、毛を吹いて疵を求むる結果となり、殊に兵力を率ゐて行けば、又も朝敵の地位に立たせられ、罪に罪を重ねる外はない。そんな危ないことをせずに、何處までも人事を盡すといふ態度で、誠意を披瀝せねばならぬと。流石に周布は人傑だ。薩の西鄕が口にするやうなことを、彼れは云つてゐる。彼れにして若し失脚することなく、終始長州を率ゐてゐたならば、元治〔甲子〕の再失敗は演ぜずに濟んだかも知れぬ。

薩州人の鈍重性に反して、長州人は俊敏である。それだけに、敦圉まき立つてゐる連中は、周布の穩健論などに耳を借してゐない。たうとうこの悍馬は、周布を振り落して、綱を嚙み切つた放れ馬となつて、砂煙を立てて奔逸して了つた。

それは後日譚であるが、周布は先づ『奉勅始末』なる一文を書いて、之を井原主計に持たせ、京都へ齎らさしめた。この『奉勅始末』なるものは、堂々數萬言に亙つた大文章であるが、主として八月十八日の變を論じ、當時の周旋は、藩主が勅命を奉じて周旋したことであつて、之れが爲に勅譴を蒙むる由はないといふことを、反覆陳辯したもので、實に次の如きものであつた。

奉勅始末〔長州藩〕

癸丑外夷之事起りしより、戰爭に決し、和議を斥けるを以て、度々幕府へ及二建言一、戊午年、墨夷之請、閣老

を以、御窺（おうかがひ）に相成、勅許無レ之、列藩へ議下り候。其節も、叡慮遵奉之主意を以、待夷之良策被レ爲レ建度段、建白仕候處、幕政因循（いんじゅん）、終に上巳・上元之變を釀（かも）し候次第、不レ忍二傍觀一、家臣重職之者を以、官武間の周旋申付、於二關東一は、一橋・越前之登用申立候得共、不二相叶一、田安上京、板倉閣老選任と申迄に議定り、一先朝廷向之御樣子、御伺仕らせ候處、豈計、家臣之者、愚意取失ひ、自己之及二密奏一候に付、速に嚴罰申付、奉レ釁二宸　疑（しんぎをはらしたてまつり）一、彌以周旋盡力候樣、厚き　朝命を蒙り候に付、其節先年來、被二仰出一候　勅諚、幷御沙汰書に當り候而、御定議之御旨、奉レ窺候而、六ケ條之內、下田條約通りは、御不本意ながら、御許容被レ遊候御事歟と、御伺ひ申上候處、御附紙を以、下田條約尤不レ被レ爲レ好候得共、既以前於二關東一、爲レ濟候上言上有レ之、歎　思召候處、重而假條約數ケ條言上、實に被二驚　思召一、廿六日御別紙之旨、無二餘義一被二仰出一候儀に而、勅許に而は無レ之、其後關東より言上、御約定可レ有二拒絶一堅固御約定に候。且又、蠻夷（ばんい）追々驕傲猖獗（きやうがうしやうけつ）、下田條約頃と同日之論に無レ之、以之外之儀、別而當時下田條約、被レ宥可レ然とも難レ被二仰出一、假條約は、御破却、御拒絶被レ遊度思召候との御答、被二　仰下一候旨、御確定、叡慮始而伺定め、彌決心、叡慮貫徹候樣、盡力可レ仕と、家來共へも堅申聞せ、長門守關東へ差下、右窺濟候外、御赦宥（ごしやいう）一條、追々遂二其事一候由に付、此餘は攘夷之大義、一途に周旋不レ致候而は、事多端に涉り、却而　叡旨貫徹之驗、相立間敷と考へ、最前窺定め候、下田條約假條約共、御破却、御拒絶と申　叡慮之所、被レ爲レ向を、幕府へ精々可二申解一旨、書面を以、前關白殿下へ、家臣差出言上仕らせ候處、委曲御領承被レ爲レ成、其後言上之趣、全叡念御符合（ごふがう）之段、

被ニ　仰聞一候に付、其段長門守へ申遣、猶又攘夷之儀、幕府に於而、彌決定、列藩へ布告、策略之次第、拒絕之期限等、衆議可レ及ニ　奏聞一旨　勅使を以、關東へ被ニ　仰遣一、右同樣之御旨、私へも被ニ仰聞一、周旋盡忠候樣との御內　命正親町三條殿より、御書面を以被ニ仰下一候に付、長門守事は、於ニ關東一、微力を盡し、越春岳・土容堂も、素より同論同志之上、老練にも有レ之、不ニ容易一致ニ駈曳一、是も遂ニ其節事一候而歸京、將軍より長門守へ、彌　叡慮遵奉可レ致との御直答之次第を、及ニ　奏聞一　叡感之旨、被ニ仰聞一候。最前於ニ關東一、將軍家御上洛之儀、及ニ建議一、御採用に相成居候に付、右　勅命遵奉の上は、列藩へ策略見込相認、上洛前迄差出候樣との、幕令有レ之候得共、於ニ私父子一は　叡慮之御深旨は、戊午年來之御決定には、戰之勝敗は必も御筭定被レ爲レ立儀に而は無レ之、唯國體之立不立、義理之闕不闕とのみにて、聖斷被レ遊候御事と奉レ伺、其證は、戊午三月廿三日、閣老へ御渡相成候御沙汰書等、今度之條約迚も、御許容難レ被レ遊　思召候。衆議中、自然差縺れ、彼より及ニ異變一候節は、無ニ是非一儀と被ニ　思召一候と有レ之候得は、假條約破却と申事に相決候に付、天下統一、決戰と心得は勿論之事に可レ有レ之と、御窺申上候處、其節條約破却一決候はば、先達而御內沙汰之通、尤天下一同、決戰は勿論、就而は防禦速に相整候樣被レ遊度と、御附紙を以被ニ　仰聞一候。午年にてすら、無ニ是非一儀と、被レ遊ニ　宸斷一候御事に御座候得は、今日に至り、假令武備不充實共、攘夷之延引可ニ相成一理無レ之は、天下之公論、宸斷の御旨、實に　天祖より御受傳之　皇國眞武正氣奉ニ感戴一、長門守幷家來共へも、此旨趣重疊申含、於ニ關東一幕府其外へも、伺取之儘を以、申傳させ候處、勅使遵奉と

申事に相成、自レ是は自國引受の武備、假成にも取整期限決定候も、他に後れを取間敷と、父子申合候得共、從二 朝廷一御差留も有レ之、旁長門守儀は、京都殘置、於レ私は、速歸國、國政改革、武備假成にも整候內、將軍家御上洛、列藩集議、將軍家御滯京十日歸府、廿日後は、必拒絕と御請之由にも相聞候得共、彌御決定之儀不二相分一候に付、當三月十二日、長門守より、家臣を學習院へ差出、攘夷期限、彌何日頃に御決定相成候哉と、手扣にして御問合仕らせ候處、翌十三日、御附札を以、四月中旬決定と被二仰聞一候段、國元へ申越、致二承知一、卽時國內に布告致し候は、四月中旬迄は、先應接不レ得レ止、中旬後は、直樣征討と相決、要衝之場合へは、戍兵差出置候處、夷舶不レ來、警戒仕居候內、四月二十一日、傳奏坊城家より、外夷拒絕之期限、來五月十日御決定相成候間、益軍政相整、醜夷掃攘可レ有レ之との御沙汰有レ之、同月廿三日、同家より攘夷期限五月十日、無二相違一拒絕決定之段、將軍家御請有レ之由、御達相成、右御請書を以、被二 仰渡一、幕府よりも、攘夷之義五月十日可レ及二拒絕一段、御達相成候間、右之心得を以、自國海岸防禦筋、彌以嚴重相備、襲來候節は、掃攘致候樣、水野和泉守より達し有レ之、其已前三月十八日之幕令に、攘夷之 詔御奉戴に而、早く拒絕之應接に及び、外夷承服不レ仕候節は、速に打拂候樣にと有レ之、夫を五十日を隔、五月十日に而は、談判は勿論、策略は素より、幕府へ御委任に候得ば、頓に相立候事故、拒絕期限、御布告に相戾候事に可レ有レ之、況して年來攝海防禦筋、苦心致し見候處、明石・加田・嵯峨關・赤間關之四ッは、右攝海之要衝に而、殊に赤間關は、中西國之咽喉に候得ば、拒絕期限以後、赤間關出入之夷船、萬一攝海へ亂入之往

來も難レ計、私父子共、年來　叡慮貫徹候樣にと　官武間に周旋致しながら、攝海亂入之船を、領内に於而自儘に往來爲レ致候而は、　朝廷幕府へ奉レ對、言行相違、面目無レ之次第に存込居候に付、警戒彌以嚴重に申付、竟に五度馬關之戰爭に及び、素よりはか〳〵敷軍も不ニ出來ー候得共、　叡慮遵奉、幕議承順之寸志を相遂、是よりして、彌以國政を一新し、武備を全治し、皇國之御武威を海外へも輝し候樣仕度と、日夜苦慮仕居候處、周州浪華一擧のみに而、眼前小倉の如きは、我苦戰の状を傍觀して、隣交の情誼不ニ相辨ーに付、叡慮幕議之貫徹、如何障り有レ之候哉、微力獨任に而は、一身一家之分をば盡し候得共、御全國御持固め之目途難レ立事と考へ、其段及ニ言上ー、攝西列藩へも、使節を馳せ、應援を乞ひ、且其見込をも尋問し、又　朝廷よりも、列藩へ無レ洩御布告相屆候樣相願候處、恐多くも期限無ニ相違ー、速に及ニ掃攘ー候段、叡慮不レ斜御旨蒙ニ御沙汰ー、猶又態々監察使御下向に而、軍勞御慰撫有レ之、全國感激、死力を盡さんと決心仕候。左候而、筑前其外五藩へ、應援之御沙汰も降り、追々列藩之厚意を辱し、鹿兒島英夷との快戰、洲本・明石等之砲發有レ之候。然處、於ニ關東ーは、和蘭も魯・佛其外同樣之御處置に相成候義、御主意柄難ニ相分ー候而、四月廿一日　朝廷より被ニ　仰出ー候趣、水野和泉守より、三港奉行へ申達候通には、不レ被レ行旨申出候由。然る處、於レ私は、和蘭之儀、他夷同樣、拒絶可レ然段、既に御伺仕候事にも有レ之、其上於ニ將軍家ー　勅意遵奉之儀は、長門守へ、直答も有レ之、拒絶期限とも御達相成候上は、其筋に付、幕意聊も　勅旨と齟齬仕候義は無レ之筈、且一旦兵端相開候後に付、最早穩便難ニ取計ー段、幕府へ申立置候。然る處、一橋卿よりは閣老并大小

之有司、同心仕候者一人も無レ之との義、關白殿下へ、書中を以言上有レ之、其節將軍家御滯坂之處、小田原迄罷下り、聖旨貫徹仕候樣處置仕度段、言上有レ之由に而、朝廷より京詰家臣等へ、御下問被レ爲レ在候に付、此儀一段可レ然儀と、內密御答申上候由。斯迄將軍家御苦心之事に候得ば、一橋卿御談合、屹度貫徹之驗可レ有レ之と考居候處、豈計於二大坂一、六月十二日、水野和泉守より、夷國拒絕之義に付、了解難レ致廉は、可二相窺一等。猶橫濱談判中、未だ御手切に不二相成一內、猥に兵端を開、御國辱を取申間敷、彌以御手切之達有レ之候迄は、渠より不二襲來一は粗忽無レ之樣との儀、家臣へ申聞有レ之候得共、旣に叡慮之御旨被二仰聞一、家來末々迄、勉勵の折柄、朝旨幕意と齟齬仕候樣に而は、甚不レ可レ然儀、且國之榮辱は、戰之勝敗には有レ之間敷、只正氣之盛衰を以、榮辱を分ち可レ申、猶又拒絕之儀に付、了解難レ仕廉無レ之由、相答置候處、又々於二江戶一、今度京都へ被二仰立一之旨も有レ之、拒絕之儀は、勅命に候得共、策略は御委任に付、此上彌打拂候迄は、幕令相待、航海船へ發砲差扣候樣との儀密封にして渡方相成候得共、叡慮遵奉に而、拒絕期限御請有レ之に付、卽幕意を承順して掃攘之沙汰に候間、妄動とは不二心得一、又國力を不レ顧、義心作興を以、要務と考定、追々及二建言一候事に付、幕府の策略も、愚考をは御採用相成候事と相考、何分只今戰鬪相止候而は、一藩之動亂、不二容易一段相答候。彼是之應答、道路相隔、書中意味難レ解儀も有之たるや、竟に幕使下向に相成、五月十日夜、亞船へ發砲、并外夷拒絕之義は、談判決定不二相成一以前、襲來にも無レ之、船へ妄發之事、詰問有レ之候に付、拒絕期限五月十日と御請相濟候段、從二朝廷一被二仰聞一候に付、期限よりは、夷船と見

受候はは、可二打拂一樣及二沙汰一置候に付、十日之夜國柄は不レ辨候得共、夷船と見定及二砲擊一候。猶又談判に而は、拒絶之驗不二相立驗一、不レ立は拒絶とは難レ申、談判は拒絶前に有レ之事と相考、且夷情難レ計、通行襲來何れに而差別可二相立一哉、期限より必戰と心得居、專ら沙汰筋を守り、及二奮戰一候事に付、妄動とは不レ考段、書付にして關東へ申越置、其後は爲レ何義も不二申來一候得共、將軍家之御忠誠、佐レ之以二一橋卿之賢明一勅意遵奉之上、拒絶期限を書附に迄して、言上有レ之、且御上洛中、拒絶之應接振、從二　朝廷一御尋有レ之候節、一時和親交易取結候得共、元來不レ經二　奏聞一開港候事故、闔國(かふこく)人心不居合之廉々、申渡との答書有レ之事にも候得ば、談判に而、拒絶期限延引に及び候共、幾月と決定致兼候義は無レ之筈、其節中川宮御建言にも、掃攘之儀、遲々致し候儀、國內一致之場に至らず、既に及二接戰一候得共、列藩拱手(きようしゆ)傍觀致居候次第、不レ堪二切齒一云々。猶又攘夷先鋒被レ蒙レ仰度、御懇願も有レ之是畢竟午年にも　聖察被レ爲レ在候通有志之不取計に出候事歟と考居、闔藩(かふはん)其疑を抱き、憤懣(ふんまん)之餘、如何樣之義、出來候も難レ計と、鎭靜方苦心大形ならす候處、遂に夜中何物共不レ知、幕使旅館へ令二狼藉一、候樣之儀も有レ之、右樣　叡慮遵奉、幕議決定之上、猶も不徹底之義有レ之候は、如何成故に而候哉、奉レ對二　天朝一、申上候は、恐多候得共、叡慮彌以御決定、卓然たる御實行、天下感動仕候程之　宸斷(しんだん)被レ爲レ在之外、御處置も有二御座一間敷と奉二愚考一、兼而奉レ伺居候　御親征之思召、此時　宸斷被レ爲レ在度御事と、石淸水行幸、暫於二彼地一、御軍議攘夷之御駈引被レ遊候樣にと、家臣を關白殿下へ差出、內密建白仕候處、宸斷意表に被レ爲レ出、大和行幸　神武陵幷春日社等、御拜暫御軍議、

伊勢　神廟御拜可レ被レ遊との御旨被二仰出一、誠に以驚起感奮仕、自國攘夷も、懸念には候得共、父子間申合、供奉申立度、理裝罷在候處、八月十八日、何事とも不レ知、俄に堺町御門へ干戈を持野戰砲を列し、多人數出張有レ之候に付、警備差出置候家臣等兼而之申付を守り、覺悟も極居候得共、九重近き御場所柄奉レ憚二朝威一、武備嚴重に仕候內、御門御固御免有レ之、勅使を以攘夷御倚賴之勅命をも被二仰聞一候に付、京詰人數國元引歸、其後上京御差留、家臣九門內へ立入御禁止且家臣共、不束之取計有レ之候に付取調候樣との御沙汰も候得共、憚二朝威一、忍二勇憤一候段而已申出、兼而申付候處之、尊攘之大義を相守り候而之取計に而、咎科申付候に不レ忍、就而は御歎願申上候通りに御座候。此餘宸疑難レ被レ爲レ霽趣も被レ爲レ在候はゞ、乍恐父子間、玉座近く被二召出一、前段之始末委細言上仕度、其上に而、猶も叡慮に不二相叶一、幕意にも違候事に候得は、如何樣之御譴責を蒙り候共、聊遺恨無レ之と決心仕、猶八月二十五日、御書付を以、勤王三諸藩、不レ待二幕府之示命一、速に可レ有二攘夷一之叡慮、被二仰下一候に、付闔藩之士民、彌以攘夷之布令、嚴重に申付候。

何處までも哀訴歎願の態を以つて、恭順の意を披瀝しようとしたが、卿紳側も幕府側も、未だ勅譴の解けない者を入京せしむる理由はないといふので、井原は遂に入京することが出來なかつた。纔に十一月二十一日に至つて、勸修寺右少辨が藤森まで出張して、そこで井原に面會を許され、委細の口上を聽取した。口上は、要するに哀訴歎願といふより外に出でなかつたので、全く一笑に附されて了つた。伊達宗城の日記の一節に、この間の消息が出てゐる。

主計より申出候口上大意（伊達宗城日記）

去る八月十八日、毛利讃岐守、吉川監物始、處置御不當故取調申上候樣御沙汰之趣、宰相父子承知仕候處、別に取調候程之義も無二御座一、此上御憐愍之程奉レ願候。

右之外、不二申出一候故、兩傳雜掌退坐之上、勸修寺より尋候得共、矢張前文之外可二申上一義無二御座一旨申出候故、相下げ候由、存外千萬之儀、かよふな位の事なら、父子云々不二申立一とも、相濟候儀、甚以つまらぬ事と存候。今朝宮へも申上御一笑、尙上へも申上候處被レ爲レ笑候御事、彌朝廷を輕蔑申上候筋と、奉二恐入一候旨申述候處、誠に左樣との事、春岳兩人も餘りの事申候もなく候。一橋は春〔春嶽〕より、會〔容保〕へは自分可二相傳一と決候なり。

何としても長州の立場は逆流に抗するの形であつて、思ふやうに伸ぶることが出來ない。來島又兵衞の如きは、最早やかうなつては、自から起つて、君側の奸を掃ふの外はないといふので、周布等の止めるのも聞かばこそ、悍馬は高く蒼天に嘶いて東上した。高杉が脫藩したのも此の時である。久阪は早くより京中に潜んでゐた。その中に伊達宗城、島津久光等が相次で國に歸るといふことになつたので、此機に乘じて藩主の入京を謀らうとしたが、老成の宍戸が『人の空巢を覘うやうなことをするな』と誡しめたので、兎も角も兩方の意見を、齎して歸藩し、一藩の輿論を聽いて見ると、火の出るやうな、進發論で持ち切つてゐる。持重論の中心であつた周布が、此

時、事を以て失脚したので、遂に藩論はいよ〳〵進發論に一決した。周布の失脚は元治元年〔甲子〕六月二日であつて、進發論の決定は實に、翌三日であつた。

【十九】泣いて天闕に奏す

かくて元治元年〔甲子〕六月五日の晩、新撰組の壬生浪士が、三條池田屋に斬り込んで、諸藩の勤皇家が七人許り殺戮された。その中に長州人も加はつて難に遭つたので、此報が長州に達すると、鼎の湧くやうな騒ぎとなり、ここに勘忍袋の緒は切られ、長藩進發の幕は切つて落された。十五日來島の遊撃隊が先づ發し、十六日には福原越後の一隊、相次いで眞木和泉、久阪義助、入江九一、寺島忠三郎等が上の關に集合し、隊伍を調へて進軍し初め、二十一二日には既に大阪に著陣した。勢ひとはいひながら、長州は自から進んで危地に陥らんとするのであつた。その情や憐れむべく、その志や悲しむべきである。

泣いて天闕に奏すと稱し、久阪玄瑞が赤血を濺いで草した上奏文は、眞木、寺島、入江、中村の連署によつて老中稲葉美濃守に奉られた。上奏文に曰く、

萬死血誓哀訴の書　〔元治元年六月二十四日〕　久阪玄瑞

天下之禍亂目睫に差迫り候に付ては、回天之大猛斷を以て、撻伐膺懲之御大典、速に不レ被レ爲レ擧候はでは、

三千年來宇内に卓立せる神州も、髯膚被髪之域と相成可レ申は、秦鏡を以て照し見るが如く、不レ堪ニ杞憂一、草莽螻蟻之微臣共、非分を忘却、不レ暇レ憚ニ忌諱一、石清水八幡祠前に參籠仕、血誠を縷述し奉ニ奏言一候。抑ゝ外夷之變起りしより、日夜被レ爲レ惱ニ宸襟一、屡攘夷之儀被ニ仰出一候處、神奈川條約有司の不取計よりして四五年間妖氛怪氣天地に鬱塞し、叡念何の時歟可レ被レ安と、四海億兆、悲憤悶惋罷在候處、至ニ壬戌年秋一、勅使御東下、攘夷御督促、至ニ去夏一於ニ玉膝下一、大樹公へ御直に御沙汰被レ爲レ遊、期限布告被ニ仰付一、且加茂・石清水へ行幸被レ爲レ遊、竟には大和國行幸伊勢神宮御拜と迄被ニ仰出一、愚夫愚婦に至る迄、感激踊躍、敵愾之志を勵まぬ者は無レ之候處、豈計らんや八月十八日、闕下擾亂、三條殿其外、幷主人宰相父子、勅勘をも奉レ蒙、當正月に至り、兩度之宸翰、過ぐる四月、關東へ一切御委任被ニ仰付一、素より征夷府へ御專任は可レ然候へ共、乍レ恐攘夷御督責、天下に御先だち御率勵被レ爲レ遊候前日之叡慮と齟齬仕候御儀には無レ之哉。十餘年來御確定之聖斷、富嶽崩るるとも、湖水涸るるとも、御動搖可レ被レ爲レ在道理、萬々有レ之間敷候。乍レ併九重深遠、讒誣欺罔之不レ得レ止御事かとも、奉ニ恐察一、胸膈寸裂、何所に哀訴可レ仕、呼レ天號レ地、不レ堪ニ悲泣痛哭之至一奉レ存候。讒誣欺罔之輩、喋々口實と仕候處、一通眞實之樣に相見候得共、其實は因循姑息に陷り、一日之安は百年之禍なるを顧ざる者に付、聰明之聖察を以、如ニ燃犀一御觀破不レ被レ遊候はては、以實御大事に關係可レ仕候。砲銃艦舶之巨大を誇張し、奇技淫巧を以、希覯を艷稱して、奉ニ惑亂一、一也。不レ可レ缺日用物價を濫出し、貪縷益ゝ困窮をも乍レ辨、無用之品を以、有用品に交易する抔、奉ニ惑亂一、二也。夷域廣大富強を衒し、

奉ニ惑亂一、三也。宇內之形勢を達觀し、知彼伐謀は通商航海にあり、攘夷は如レ追レ蠅、征夷ならでは巢穴を毀ること不ニ相叶一、虛大の說を唱へ、奉ニ惑亂一四也。敵之先聲に畏服し、戰之勝敗を計較し、奉ニ惑亂一五也。自家之私計を謀らんが爲に、萬世之利害を不レ顧、目前之利害を巧說し、奉ニ惑亂一六也。如レ此因循虛飾之心を以、醜虜之猖獗に厭倒せられ、幾百年を經候ても、實驗無レ之武備充實之說を以、奉ニ惑亂一七也。恭惟、聖朝英武、夙に夷狄包藏之邪心を御觀破被レ爲レ遊候御事に付、今更乍レ恐御惑亂に可ニ相成一筈、萬々有レ之間敷、素より器械之利鈍、夷域之廣狹、宇內形勢、且勝敗之利害、亘細詳悉、武備彌增充實不レ仕候はでは、不ニ相叶一候儀、勿論に候。恐多も天津日嗣之知食皇國にして、君臣之義、華夷之辨、明に相立候御國體に付、先年來、御必勝之御計策被レ爲レ在間敷候得共、大義之所在にて、聖斷被レ爲レ在候御事に付、戰之勝敗に御頓着は有レ之間敷、元來國家之榮辱者、勝敗にあらず。國體の立と不レ立とに可レ有レ之候。況や武備充實は、癸丑以來、乳臭黃吻之兒も、口實に仕候得共、十年之久しき、更に其驗不ニ相見一、十年之後、今日を見る、猶可なるべく候得共、恐らくは醜夷之術中に陷り、正氣消滅、左袵之俗に變じ可レ申は、必然に御座候。不レ然は壯夫烈士等、切齒に不レ堪、四海鼎沸可レ仕は、烈炬を燃して見るが如く、不レ堪ニ慨憤一奉レ存候。去八月〔文久三年〕三條殿〔實美卿〕始、遽かに御咎被ニ仰付一候儀、如何なる御深旨に有レ之候哉。不レ奉ニ得伺一候得共、年來攘夷之淵衷、御承順被レ爲レ成、內は皇室を輔翼し、外は醜夷を掃討し、神州を富嶽之安きに置んとの、純忠至誠に被レ爲レ在候段、姑く誓ニ天地一奉ニ哀訴一候。痛哉。紫闥丹墀之上〔宮廷を謂ふ〕に鞅掌拮据爲レ在

候、縉紳之御方、今日は邊陬僻遠の堺に御憂慮被レ爲レ在候。澤殿〔宣嘉卿〕は御脫走、錦小路殿〔賴德卿〕殿は御逝去、元より攘夷御先鋒之御志願とは乍レ申、勅勘之御心情、不レ堪ニ想像一、實以血涙之至に奉レ存候。且於ニ宰相父子一〔毛利敬親父子〕も、御不審中、入京不レ被ニ仰付一候段、是又不レ奉ニ得伺一候得共、父子先年來、官武之御間に盡力仕、東馳西驟、於ニ關東一二百年來之廢典に相成候、御上洛をも建白仕、且在京中、無ニ勿體一も加茂・石淸水の行幸をも奉ニ奏言一、殊に攘夷期限、布告之後は、夙夜忘ニ寢食一、勵精不レ懈、尊攘之大義を闔藩に布き、士氣を鼓舞し、叡慮遵奉、臺旨承順之外、他念無レ之儀は、追々差出候書類、並奉勅始末に詳悉仕候。畢竟十八日〔八月〕之擾亂、三條殿始宰相父子の勅勘奉レ蒙候儀は、全く大和行幸御軍議可レ被レ爲レ遊との御事件より出來は不レ仕かと、奉ニ恐察一候。乃當時之事件他にあらず。五大洲之大寇を引請、攘夷の大義、斷然被ニ仰出一、期限御布告に相成候得共、和戰閉鎖之議論紛紜、如レ斯之形勢にては、叡慮も貫徹仕らず皇國之御武威、海外に輝候抔は扨置、內地之紛亂も難レ測に付、此上乍レ恐玉體を勞し被レ爲レ遊、天下之士氣、御率勵被レ爲レ在候得ば、猶關東有司も感奮し、叡慮も相貫、於ニ列藩一も方向を知得可レ申、國內一致の基本、かかる非常之聖斷ならでは相立申間敷に付、石淸水鳳輦御進發、攘夷御指揮被レ爲レ遊度、責難は臣子之大義、且兼て御親征之思召被レ爲レ在候段、奉レ伺居候に付無ニ勿體一も、時機建白仕候儀に御座候處豈圖らんや、神斷意外に被レ爲レ在、大和國行幸、伊勢神宮御拜之御沙汰被ニ仰出一、引續十八日之擾亂に立至候次第にて、三條殿始、宰相父子、更に他念無レ之、日夜眷々不レ堪ニ戀闕之至情一罷在候。然る處、三條殿始宰相父子、御不審

之御廉も被レ爲レ在候得ば、乍レ恐玉座近く被二召出一、心事巨細奉レ經二天聽一候得ば、自然宸疑可レ被レ爲レ晴御儀も可レ有レ之哉。萬一淵衷に不レ被レ爲レ叶御儀も被レ爲レ在候節は、幾應にも聖諭被二仰聞一候得ば、如何許感激奮興益爲二皇國一、身骨粉韲可レ仕候。實以非常之御時節に付、非常之御涵容被二仰付一、回天之神斷を以、倒海之大寇、御掃討被レ爲レ在度、不レ堪二千祈萬禱之至一奉レ存候。古今創業中興之事蹟を、熟讀仕候に、枕戈横槊之勞、臥薪嘗膽之苦、無レ之候ては、成就仕候者、萬々有レ之間敷、近時諸蠻夷之拓レ國廣レ地、或は舊地を恢復し、獨立不羈之國と相成候も、盡皆劍槊相磨、彈丸雨中之際に成就仕候者にて、世間航海者流之浮沈誇大之說を唱ふる比にあらず。牀蓐枕席之際にては、如何成神算鬼籌有レ之候共、畫餅に屬し可レ申、成否得失、猶如レ此、況哉國家之大讐、於二大義一、片時も遷延被レ爲レ在間敷、御事と奉レ存候。然ば則速に督御國體も被レ爲レ達、大義を以、勝敗に關はらず、膺懲之御實驗、關東へ御督責被レ遊、且三條殿始、宰相父子之赤心、覆載之御涵容被レ爲レ垂、天下士氣御率勵之御聖斷、被レ爲レ在候得ば、四海億兆、如何許歡喜踴躍可レ仕、倒海之大寇御掃討も非レ難、所謂斷じて行レ之、鬼神も避レ之と奉レ存候。草莽之微臣等、誓二神明一、冒二萬死一、奉レ冒二瀆威嚴一候。石淸水は昨年行幸之靈地、草木も皆、翠華之餘光を奉レ蒙、回顧彷徨、不レ堪二感慨之至一、誠恐誠惶。再拜稽首。敬白。

元治紀元甲子六月二十四日　　草莽微臣

濱　　忠太郎（眞木保臣）
松　野　三　平（久阪玄瑞）
野　　唯　人（中村圓太）
牛敷春三郎（寺島忠三郎）
川島小太郎（入江九一）

滔々數千言、主として藩侯敬親父子の寃を雪ぎ、誠忠二なき心底を、泣いて天閽に訴へんとしたものであるが、久阪の文章に上つて來ると、至誠熱血の迸ばしるところ、喞々として人に薄り、切々として腸を斷たしむるものがある。草葉にすだく蟲の音といふよりは、五月の闇に啼き過ぐる、杜鵑の聲を聞くかの感がある。

此書は稻葉美濃守（老中）によつて一橋慶喜に致されたが、既に幕府の權勢が宮廷を蔽ふてゐては、遺憾ながら、聲は九天に達することが出來なかつた。

【十】內憂外患の長州藩

之れに對する幕府の態度は、何處までも長州を率ゐて朝敵の地に立たしむるにあつた。そして美事に最後の一撃を加へようとするにあつた。併しこれは幕府にとつても頗ぶる重大事であつた。一度長州と兵火を交ゆるとなれば、必勝を期せなければならぬ。若し萬一微々たる西陲の一藩の爲に、敗を取るやうな事でもあり、さうでな

いまでも、兵氣揚がらずして、攻めあぐむやうなことでもあつて、荏苒日を曠しうするやうな、羽目にでもならば、それこそ幕府存亡の危機に陷いらねばならぬ。この點に就いては、慶喜も深く慮つて、夙に長州に備ふるところがあつた。

幕府が征長總督として德川茂承を任命し、松平春嶽を京都守護職にあげ、松平容保を軍事總裁に轉ぜしめたのは、早く既に二月十一日のことなのであつた。そして更に、峰須賀齊裕〔阿波〕池田慶德〔因幡〕松平定安〔松江〕島津茂久〔薩摩〕細川慶順〔肥後〕淺野茂長〔安藝〕池田茂政〔備前〕小笠原忠幹〔小倉〕阿部正方〔福山〕脇阪安斐〔龍野〕の十侯に征長軍備を命じ、充分に陣營を整へて掛つてゐたのである。併しながら松平容保は兎角一橋と合はず、病と稱し、職を辭して守護職に復したり抔して、幕府の步調にも稍ゝ亂れの跡あるを蔽はれなかつた。

當時英・米・佛・蘭の四國艦隊が、馬關砲擊の爲めに、來襲せんとするの風評が最も盛んであつた。六月二十五日には、伊藤・井上の二青年が歐洲から山口に歸つて來て、愈ゝその事實を報じたので、長州は實に內外に大事を控へ、一藩を擧げて鼎の湧くやうな騷ぎとなつた。

此の時に當つて長藩の士氣は、正に沖天の勢ひを示した。假令防長二州を焦土に委するとも、最後の一人まで、一劍に倚つて國家的耻辱を救はなければならぬと決心した。日本海の波濤高く巖を打つ處、松杉蕭々として山風に聲ある處、英氣颯々たる長州志士の吟行するを見ない日はなかつた。鄕土を愛するの心は、卽ち是れ國家を愛

するの心である。國家を愛するの心は、いふ迄もなく、我が神州の崇嚴を防衛せんとするの心である。當年長州藩士が四國艦隊を撃たんとするの意氣は、正に條理なくして、擅（ほしい）ままに他國の領土を侵略（しんりやく）せんとする、領土侵略の野心國家を掃滅するの理想によつて、燃えてゐたのであると云ひ得る。

京阪に往來してゐた長藩志士の間にも種々の論があつた。郷土の將に危急存亡（ききふそんばう）の淵に沈まんとしてゐるのを見て、そのままに放任してゐてはならぬ、我々は直に踵（くびす）を回らして、兄弟の危急を救はねばならぬとの論もあつた。が大勢は之れを非とし、假令父母・妻子をして悉く元寇の如くならしむるとも、我々は血盟を破つてはならぬ。我々は我々の最高使命に向つて邁往し、一意君側の姦を掃はねばならぬといふに一決した。その志や、眞に壯烈を極むといはなければならぬ。

【十二】一橋と西郷との對長態度

此の形勢を見て、私に微笑を洩らしたものは、一橋慶喜であつた。彼れは長州をして愈々苦境に陷らしめ、外國の力を利用して長州の勢力を削るの好機は正に此時であるとした。慶喜は隣藩の應援を禁じ、長州を全く孤立無援の地に墜さうとしたのだ。慶喜は一日、因幡藩士、松田正人を召致して次のやうに云ひ渡した。

『聞く處によれば、外國艦隊が日ならずして長州攻擊に來る樣子である。就ては隣藩の誼（よし）みでもあり、其方の藩から援兵を出すやうな考であるかも知れぬが、事は長州一國に關することであるから、決して左樣の儀なき

やう藩主に向つて傳へ置かれたい。』

との趣意であつた。松田は之れを聽いて昂然として言つた。

『我藩が長州を援けるのは長州を援けるのではなく、日本の邦土を護るが爲めである。固より攘夷は朝意であり、深く叡慮あらせらるるところであるから、假令長州一國の事であるからと申して、隣藩の危難を傍觀することは出來ませぬ。』

と、一語、明瞭に斷つて了つた。

西郷は一橋の野心を聞いて、その奸計(かんけい)を惡み、大久保に與ふる書中において次のやうにいつた。

大久保利通に與ふる書〔元治元年六月一日〕

兩度書面差出置候處、淀川滿水にて、出帆出來兼、滯坂の段申來候間、又々申越候。今朝承候趣は、因州益田正人〔松田正人の誤記〕と申者、一橋より被二召呼一、被二相達一候には、此節長州え異船襲來の儀、無二相違一候得共、いまだ日限の儀は不二相知一由。然處、隣國の譯を以、因州より援兵被二差出一候ては、不二相濟一候付、得と君侯え申上、ヶ様の御計無レ之様、盡力可レ致との事に御座候處、益田御返答の趣は、於二此儀一は、何も長州を相救ふと申には無レ之候へ共、最初　朝廷より攘夷の筋も篤く被二仰出一、且　皇國の土地、彼等に汚されて候ては　神州の御耻辱と相成儀に御座候間、皇國の御爲に應援被レ爲レ成賦(つもり)御決心相成居候間、如何にも御

受は出來不レ申段、申切り候由に御座候。就ては備前の儀は、先づ一橋の口にはかり候はんかと申事に、御座候。右益田の說に、外兩藩は、應援の方も有レ之段、申居候由御座候得共、何方かは不ニ相分一事に御座候。一橋の說には、只今幕府に於いて、是非長州へは異船不ニ差向一樣、談判の事に候得共、聞入候か無ニ覺束一、いまだ期限は不ニ相知一との事に御坐候由、日限いまだ不ニ相定一處へ、援兵に不ニ差出一樣、御伺共いたし候儀に御座候得ば、是等の御決着相成候て、襲來の日限を極め候事かと申說に御座候由。援兵不ニ差出一樣御達相成との御願申上位にて、襲來を止候談判央とは、可笑な咄に御座候。何か其邊の處に見合候廉有レ之ての事と被レ察申候。只今に至りては、各藩一橋を惡み候勢に成立候次第に御座候。是非一橋には、長州を摧て、其上攘夷の筋を相初め候存慮と被ニ相伺一候得共、夷人の手を借り、長を押へ候始末、可レ惡の業に御座候。
尙追々形勢に依、申上候樣可レ仕候。恐々謹言。

六月朔日〔元治元年〕　　大島吉之助

大久保一藏樣

慶喜が、外國勢力を援用して、長州を窘窮せしめんとするの態度は、寔に以て陋とせざるを得ぬ。目的の爲には手段を擇ばずとは此のことで、私憤私情に驅られて、國家の大事を忘るる結果が、如何に重大な危局を生じ來るかは、史上歷々、その迹を絕たぬ。殊に支那近代の政局は、之れあるが爲に、全く亡國に等しい現狀を齎らしてゐるではないか。

殊に笑止千萬なのは、外國艦隊の來襲に對し、口頭の挨拶で『どうか暫らくお待ち下さい』と洗濯物でも斷るつもりでゐるのは、何といふ不體裁極まる話だ。更らに『幕府側では只今、隣國の諸藩に命じて、長州を援けないといふ話合ひをしてゐる最中だから、それでどうか襲來を思ひ止まつて下され』と、談判中だといふに至つては、眞に呆れ返つて物がいへぬ。慶喜が何か其場の口實に出鱈目をいつたものかも知れぬが、出鱈目にしても、不屈な話だ。西鄕は之を一笑に附してゐる。

【十二】私憤に起たざる西鄕

西鄕は夙に長州の形勢を危ぶみ、萬一の亂は、必らず長州から發する相違ないと思つたので、桐野利秋〔當時は中村半次郎と稱した〕を長州屋敷內に入り込ませて、その情勢を探ぐつてゐた。それで西鄕の耳邊には、長州一藩の事情は、手にとるやうに響いてゐたのである。愈ゝ外艦襲來となれば、長州本國まで桐野を乘り込ませる考へであつた。西鄕の細心と周到とを見るべきである。六月十四日大久保に與ふる書中に、西鄕は此事に言及してゐる。

大久保利通に與ふる書〔元治元年六月十四日〕

向暑の砌、御座候得共、御兩殿樣〔茂久・久光〕益御機嫌能、被レ遊ニ御座一、恐悅の御儀奉レ存候。次に貴兄無ニ

異儀一御勤務の由、奉レ賀候。陳ば御當地物騒の次第〔池田屋の變〕は、先日申上越候通、毎日一人づつ捕方(とりかた)にて、拔身を携、市中往來、人間違にても不レ苦との譯にて、氣味わるき事に御座候。土州人を間違、鎗突(やりつき)、股(もゝ)に疵付け、大に六ケ敷成立候由に御座候。長州においては、早速早打を以、國元へ申遣、御末家又は大臣(たいしん)の內、一人早々被レ罷登一候樣、急を告候由に御座候。其內差迫り候事も有レ之候はゞ、速に可二打破一との決心と被二相聞一申候。畢竟何等の企有レ之、浪士召捕相始候哉。段々手を付候處、正親町三條〔實愛卿〕へ申合、有栖川樣へ打合、達二叡聞一、前關白鷹司樣〔輔熈〕を御復職を相計り候由に、被二相聞一申候。又一橋御付原市之進等の說にては、洛中に火を懸、御遷幸の節、鳳輦を奉レ奪候謀計と申說に御座候。是等の處は、實に拙策と申ものに極り候事に御座候へば、決して名を替候はんか。一橋其外、目差處(めざすところ)を燒打可レ致含かも不二相知一事に御座候。近來長州にては、頻りに討幕の說相起候由に御座候間、異人襲來に付、援兵各藩より不二差出一樣、朝命相下候處を、願置候事件、餘程怨深く成立候譯と、被二相聞一申候。今當分にては、禍蕭墻(しようしやう)の內に相起候はんかと、晝夜安き心も無レ之、次第に御座候。

尹宮(いんのみや)〔中川宮朝彥親王〕の處、一橋邊の御結合深成立居候故、暴客頻に怨み居候姿に御座候。何樣の暴發可レ致かも不レ被レ計との說にて、大に苦心仕候事に御座候。右に付太夫〔小松帶刀〕へ得と申上、外に可レ奉レ救の道も、無二御座一候間、いづれ御辭職被レ遊候て、暫時の處、鋒(ほこ)を御避不レ被レ遊候ては、外に道も無レ之候。如何樣御評判惡敷成立候迚、夫形(それなり)被二捨置一候場合も不二出來一御間柄に御座候へば、御辭職の處、私より御進め可二

中上ニ筋に相極め置申候間、左樣思食被ㇾ下候て、其邊の處宜敷被ニ　仰上ニ置可ㇾ被ㇾ下候〇浪士召捕方に付、同腹の處は、一橋・桑名・彥根・加賀・會津五藩の由に御座候。〇長國〔長門〕へ異人襲來の儀は、いまだ不ニ相分ニ候得共、江戸において、幕役より長留守居へ相達候には、異人え何樣相諭候ても、聞入候丈無ㇾ之候付、異船參り候ても、不ㇾ苦やと爲ㇾ申由に御座候〇園田五助とか申して亡名いたし居、淸明と名乘法體の者、大阪御留守居え、長州邊聞合、內命を蒙り候譯申出候由にて、私方迄參候得共、何分慥成儀も不ニ相知ㇾ、其上大津邊にて、盜等いたし候次第、おそろしき者御座候て、大津より爰許御留守居方迄、訴出候事も有ㇾ之儀に御座候へば、又欺謀かも不ニ相知ニと、不審を懷き候事に御座候間、何も打合不ㇾ申、御國元にて御承知の通、御手を付られ候て、可ㇾ宜と申置候事に御座候。彌聞合方に被ニ差出ニ候者に御座候哉、爲ニ御知ニ置、可ㇾ被ㇾ下候。〇中村半次郎〔桐野利秋〕と申者、追々暴客の中間にも入込、長州屋敷內にも無ニ心置ニ召入候て、彼方の事情は、委敷相分り、外に段々手を付候得共、夫程相分り候手筋も無ㇾ之、中間と見込候故、內情相分候事にて御座候處、今回長州襲來に付、長州國元迄踏入度との事に御座候間、大夫樣え申上差出候事に御座候。本道の暴客に相成候歟も不ㇾ被ㇾ計候得共、又々罷歸候へば、委敷情態の相分事と相考申候間、左樣御含置可ㇾ被ㇾ下候。いづれ脫藩の姿にて、長州へ入込候手段にいたし候樣相達置申候。先度申上候通、松田東園と申者、脫藩の姿にて、差出置候得共、埒明不ㇾ申、第一私を落し、暴論を立候樣、申込置候へ共、どうも中村程には請がなり〔い〕筋と相見得申候。此旨形行迄、如ㇾ此御座候。恐々謹言。

六月十四日〔元治元年〕　大島吉之助

大久保一藏樣

中川宮及び一橋慶喜を中心とする、京都における佐幕派の勢力が、最も勢焰を揚げてゐる一方に、長州派が池田屋事件を背景として、愈〻益〻暴發に向はんとする機勢は、文中手にとるやうに記されてゐる。

西郷の著眼は、何としても長州に在る。手負ひ猪のやうに暴れ廻つてゐる長州に在る。そこで桐野利秋を長州屋敷に入り込ませて、狀勢を探らしめてゐる。西郷は長州との私鬪は決してせぬ。ただ朝命を奉じて、萬一の場合は禁門の守護に任ずるといふ覺悟であるから、桐野をして、充分に長州志士黨に成り込ませてゐるのである。愚圖々々してゐると、桐野も本當の暴客になつて了ふかも知れぬから、兎に角、表面は脫藩の形にしたいといふの一言は、意味尤も深長、西郷が當時の情勢において、飽くまでも長州の暴發を制しようとしながら、深く長州に見込みをつけつつある所に、偉彩ある眼光を見なければならぬ。幕府が私憤の上から何處までも、長州征伐を考へてゐるのとは、その根柢において、大なる懸隔のあることを、見遁すべきではない。

*　　*　　*　　*　　*

福原越後、來島又兵衛、久阪玄瑞等が大兵を提げて入京せんとして來た時に、幕府は會津の精兵を中心とし、之に薩藩の强兵を加へて防禦しようとし、薩に向つて出動を促がした。一方薩邸でも、長州が一再ならず薩摩の汽船を砲擊し、船員を殺戮したのを怒つて、長州擊つべしの議論が囂々たる有樣であつた。

此際に在つて、西郷は斷然として之れを斥けた。彼れ南洲は、冷靜に大義を說いていふ。

大久保利通に與ふる書（元治元年六月二十五日）

去る二十日（六月）より、追々長州人着坂いたし候段、相聞候付、方々探索方いたし置候處、相分候次第柄、仝五日晚、長人召捕一件（池田屋事件をいふ）より相起候儀にて、多人數出張の趣に御座候。大體千人と申事、惣宰は福原越後（長藩家老）と申者の由に御座候。左候て二十三日出坂にて、枚方一泊、二十四日着伏相成申候。暫は滯在に候はん。大坂にては、町奉行方へ屆申出候趣は、江戸表え罷通候筋に御座候へ共、決して左樣の含にては無レ之由に御座候。然處二十四日晝過、御留守居、御呼出有レ之、淀邊へ人數差出し、警衛いたし候樣、御達相成候處、卽刻御書付を以て、御斷相成候儀に御座候。今度之戰爭は、全長會の私鬪に御座候間、無名之軍を動候場合に無レ之、誠に御遺策之通、禁闕御守護一筋に相守候外無二餘念一事に御座候間、左樣御含可レ被レ下候。いづれ長人之儀、內には（長州藩地）外夷の襲來を待、外は（京都方面）出軍之次第、實に死地に陷り候。窮鬪と申ものに御座候へば、定て破立候儀歟と相考候。舊怨を懷き候事は素よりの儀に御座候得共、差迫候處を幸にいたし、兵を動し候儀、誠に無名の軍と相成候ては、後來迄之汚名と相成儀に御座候間、斷然御斷切に相成候筋に申上、其通屆相成候事に御座候。

元治甲子の變における薩州の態度は、會津と結んで長州を討つたやうに世間で噂さし、殊に長州志士の憤激は

一通りでなく、『薩賊會奸』と連稱して、味噌も糞も一緒にしてゐるが、西郷の主張したところを見ると、決して策謀的に、會津藩と組み合つて、長州を伐つたのではないことが分明である。

西郷の目から見れば、甲子兵變は、全く長・會の私鬪であるとしてゐる。隨つてそれは無名の師であるから、薩藩は之れに加はらぬといふのである。然らば何故に、薩州は堺町御門に兵を出して、會薩連合の形を執つて、長州を伐つたのであるかといへば、それは西郷の語を借りていへば一目瞭然で『御遺策〔齊彬勤皇周旋〕通り、禁闕御守護』に邁進したに外ならぬ。『ただ朝命を奉ず』といふ大信念・大精神に動いたに過ぎない。故に若し此時の主客轉倒して會津が禁闕に迫り、長州が守護の役割りを演じてゐたとすれば、西郷は長州藩と握手して、會津藩を討伐したに相違ない。西郷は私情によつて兵を動かさず、常に大義によつて動き、名分によつて左右してゐるのである。一旦の勇に逸り、無名の師を興すのが、決して忠義とはいへない。心すべきところである。

殊に西郷は勤皇唯一主義の人である。長州が憤激する事情にも、充分の同情を有してゐる。人の窮地に陷いるに乘じ、無名の師を擧ぐるは、大丈夫の爲す所以にあらずと喝破し去つた處、理義明白にして、情理相協ひ、西郷の西郷たる面目を、這間に見ることが出來る。

【十三】死物狂ひの長州

一たび大地をふまへて立てば、驚天動地の變あるも確として迷はないところに、西郷の人と爲りを見る。彼れ

は一たび勅命を奉ずるにあらざれば、斷じて出動せぬと決したのであるから、幕府が何と催促しようが、長州が如何に騷ぎ出さうが、堅く禁闕を守護して、貧乏搖ぎもしない。そして冷靜に形勢の推移を見てゐる。若しも長州兵が、禁裡近くにおいて一彈でも發するやうな事があれば、その時こそ始めて地を蹴つて立ち、朝敵を討つべきの時であるとした。西鄕は大久保に與ふる書中、前文に續いて、更らに次の如くいつてゐる。

一度長州挫候はば、幕命を不レ奉處を以、難論相成候儀は差見得候得共、夫等の煩を顧て、無名之兵を擧、後來之恥辱と相成候儀共にては、却て其罪も可レ重と相考居申候。此上は朝廷如何樣之御災難到來いたし候ても、御安慮相成候丈けは、相盡賦に御座候間、左樣御納得可レ被レ下候。いづれの筋、長州より若や朝廷に奉レ對、御怨申上候樣之儀も御座候はば、其節は不レ戰して相濟申間敷と相決し罷在申候。右等の趣意は、御賢慮を以、宜敷御執奏被二成下一候樣奉レ願候、尤も幕府よりの御達書並御斷の御書付は、表通の御問合可二相成一候に付、文略仕候。然處宮之城公子〔島津圖書〕の御儀、二十八日御出立の筋に御極り相成居候得共、劍鎗或は切火繩等にて、陸地又は船上より罷登候に付、御下坂の處、御見合不二相成一候ては、相濟申間敷儀と、吟味仕置候處、公子思召も、此變動御見捨、御立歸被レ爲レ成がたくとの御趣意の事御座候へば、却て幸の事と奉レ存、暫時御扣相成候方可レ宜、少し居合相付候はば、早々御歸國相成候樣、御都合可レ仕儀と、吟味仕申候。此一擧に付、御國許より、早々御人數被二差出一候時機にも、有二御座一間敷候間、左樣御含可レ被レ下候。若御人數不レ被二差出一候て、不レ叶機會も御座候はば、其節は蒸氣船も罷居候に付、急に申上候樣可レ仕と、差

圖致置候間、是又同樣御含可ㇾ被ㇾ下候。此旨要事迄、如ㇾ此御座候。恐々謹言。

六月二十五日（元治元年）　大島吉之助

大久保一藏様

追て、若又長州勢を得候事も御座候はば、朝廷に相迫候儀は、差見得候付、是でも又難題は到來可ㇾ仕儀と、相考居申候。しかし死ものくるひと申鹽梅に御座候間、迚も尾をとり候考とは相見得不ㇾ申候。

西鄕は、長州派逆襲の形勢を見て『死ものくるひと申鹽梅』であるから到底物になるまいと見當をつけて居つた樣子である。又た薩州より應援隊でも繰出さうかといふに對しても、禁闕御守護だけのことである限りは、その必要はあるまいといつてゐる。西鄕の沈著を見るべきである。西鄕のいふがごとく、長州派の逆襲は、慥かに死物狂ひであつた。また死物狂ひならざるを得なかつたのだ。

君側の奸を掃ふとはいひながら、苟くも輦轂の下に兵を擁して進んで來たのである。一歩を誤まれば、朝敵の名は覿面である。況んや網は縱横に張られてゐるのだ。危機一髪の瀨戸際を、お神輿騷ぎで通らうといふのだから、危險は足元に迫つてゐる。

當時長崎にあつて、外艦の形勢を探索してゐた勝海舟の書中にも、長州必死の決意を報じてゐる。

勝海舟の書簡抄〔元治元年二月二十九日〕

〔前略〕何樣長人多くは愚にして直なる者、當節必死を極居候者も多分にて、君侯も殊の外心配の樣子〔中略〕尤御所置により候ては、國內必死、窮鼠の勢顯然と相見申候。〔下略〕

【十四】長州進軍の條理

文久三年の大敗を、ここで取戾すことが出來なければ、長州は再度の重傷を蒙むつて、再たび起つことが出來ぬかも知れぬ。一藩の運命を賭して、長州志士が死物狂ひとなつたことは、實に避くべからざる勢ひとせねばならぬ。六月十七日、寺島、入江、久阪、眞木等の首領連が、上ノ關で愈ゝ出陣の會議を催ほした時にも、充分に部署を定め、條理を正して入京を計つたのであつた。その時の部署は、

〔一〕　先鋒隊　浪士三百人〔久阪、眞木等〕

〔二〕　二番隊　福原越後の三百人

〔三〕　三番隊　五百人〔遊擊隊三百人、國司の二百人〕

〔四〕　四番隊　九百人〔益田の四百人、毛利讃岐の五百人〕

〔五〕　五番隊　本陣〔毛利定廣、三條實美、吉川監物〕

といふの順序であつて、各隊共それ〴〵入京の名義を附して、濫りに平和を亂すものでないことを、明らかにした。そのいふところは、大略次のごとくであつた。

第一、先年來、屢ゝ勅諚を下された通り、攘夷の大義を一層明かにし、聖慮のあるところを廣く天下に示すこと。

第二、三條以下六卿の寃罪を訴へ、八月十八日以後の勅諚は眞の勅諚ではなくて、幕府の强ゐ奉つたものであることを述べ、藩公父子の宥免を歎願すること。

第三、福原越後は藩侯の命を受け、江戸に向ふの途中、壯士鎭撫の名を以て伏見に止まること。

第四、益田、國司は共に脫藩志士取締の爲めに入京したといふ名義にする。

第五、池田屋の變において、長藩士を殺害した狼藉者を、詮義する爲めに入京する。

各ゝ條理を正しうして、輕卒に大事を誤まつてはならぬと戒しめた。愈ゝ國司信濃〔親相〕・益田右衞門介〔親施〕が出陣するに當つて、藩主は最も嚴かに左の軍令狀を發した。

一、今度其方事、上京申付、諸隊のもの預置候。諸事緩みなく管轄すべき事。

一、組中の者は、令を伍隊に受け、伍隊は令を伍長に受け、諸隊一和肝要たるべき事。

一、私寇は申すに及ばず、輕擧暴動に大事を誤り候義、尤も嚴禁の事。

一、總て非禮の振舞有間敷事。

一、國家の動靜を、猥に他に漏すまじき事。
一、姦淫大酒等堅く禁止之事。
一、僭上虚飾の衣服は勿論、無用に致すべく、總じて諸士匹夫は貴賤の分限を亂すべからざる事。
右の條々違背のもの之あるに於ては、軍律を以て相糺し、品に寄り切腹可㆓申付㆒もの也。

元治元年六月　黑　印

國司信濃どのへ

【十五】兵力を擁しての歎願

必死を期する丈けに、諸般に亙つて充分の用意を回してゐた。久阪、眞木等は八幡山崎に屯し、福原越後〔元僴〕は伏見に陣を取つた。その中に、京都の長州藩邸に潛伏してゐた長藩士等は、嵯峨天龍寺に占據した。之れが首領として來島又兵衛が遊擊隊と力士隊とを率ゐて天龍寺に乘り込んだ。豪傑來島のことであるから立烏帽子に陣羽織といふ服裝で、釆配を揮ひ陣太鼓に法螺貝を吹き立て、嵯峨の一角に進軍した。三百年耳にしたことのないブーブードンドンを聞いたのであるから、京都の人氣は、一時に引立つて來た。正に六月二十七日のことであつた。是の日、九門は悉く閉され、衛護の各藩では萬一の備へを立て、大小砲を排列して急に應じようとした。廿九日守衛總督に下された宸翰は次のごとくであつた。

一、此頃世上騷敷由、甚以心痛之事に候。昨年八月十八日之儀は關白始予之所存をも矯候にては無レ之、且其後申出し候件々、各眞實に候。僞勅との風說有レ之候へども、必々心得違有レ之間敷事。

一、親征行幸之儀、甚以不レ好候得共、段々差迫言上に付、實に無レ據、大和行幸申出候得共、實は意外之事に候へば、延引申出し候。

一、十八日一件、守護職之儀故、肥後守へ申付候。同人忠誠之周旋、令二感悅一候。決而私情を以て致し候儀にては無レ之、其旨無レ違可二心得一事。

一、長州人之入京、決而不レ宜事と存候。此儀も各無二疑惑一樣之事。

そして幕府は勅諚を翳して、長州に臨み、七月三日には大目付永井主水正、目附戶川鉡三郎の兩人、數人の公用方を伴つて伏見に出張し、福原越後に談判を持ち掛け、歎願の筋があるならば、自からその方法がある。武裝して入京するのは穩當でないから、一應引退いた上で、改めて歎願の方法を執るべきであることを說いたが、越後は自分一存では決することが出來ぬ。諸方へ屯集してゐる同志と衆議した上でなければ、依細の回答は出來ないと刎ねつけた。

* * * * *

旣に、背水の陣を引いてゐる長州だ。二三の小役人の訓諭ぐらゐて、引き下がる筈がない。引き下がるどころか、七月九日には、兒玉小民部が四百人を率ゐて來り、翌十日には、家老國司信濃が三百人を提げて、山崎に到

り、越えて十四日に、家老益田右衞門介が、兵六百を率ゐて著京したのであるから、長派の勢力は、旋風のやうに郊野を薙ぎ立てた。危機は正に目前に迫まつて見えた。

當時の形勢を回顧すれば、正邪、いづれあるかは我れ知らず、文久三年の秋八月、秋雨蕭條として笠蓑に濺ぎ、妙法院の鐘の音に、萬斛の恨みを殘して去つて以來、夢にも忘れぬ勤皇恢復の壯圖を、今や眼前に打開せんとする、長州志士の心懷や、實に想察に餘りあるものがある。一發の砲聲は、嵯峨か、伏見か、山崎か、若し長州行陣の間より響き來らば、全軍を擧げて朝敵の地に墮ちなければならぬ。諸軍が長州の郷土を出づるに當つて、藩主敬親が双眼に涙を浮べ、汝等の志や壯とするも、必らず味方から發砲すべきではないと、懇々として誡しめたのは、ここの危急を慮ぱかつたからであつた。

孝明天皇の宸懷は、天高く雲深うして濫りに臆測することを許さないが、過激堂上、疎暴浪士を厭はせ給うたことは數次の勅諚において、明らかに拜することが出來る。然しながら長州侯父子が、嘗て朝廷の爲めに盡した勤皇心に對しては、少なからず叡感あらせられたところであつて見れば、彼れの今日の窮狀に思ひ到らせ給ふ時、大御心に同情の湧かせ給ふことがないとはいへぬ。

宮廷內でも、必らずしも反長州の空氣を以つて滿たされてゐたとばかりはいへぬ。有栖川宮、正親町三條卿等は、長州の爲めに少なからず同情を寄せてゐた。またこれに夤緣する公卿も、必らずしも少ないとはいへない。幕府としては、實に油斷のならぬ場合である。

【十六】一橋慶喜の態度

此際における幕府側の考へは、一橋慶喜派と會津容保派との兩論があつた。會津・桑名のいふところは、長州に如何なる歎願の筋があるにしても、武裝して入京することは許すべからざるところである。宜しく追討の令を發して、一擊の下に討伐すべきだといふ主張である。慶喜は長州の態度の穩當でないことを難ずる點において、會・桑と同一であつたが、一應も、再應も、反覆懇說して、兵を退かしむるといふ策を執つた。一橋の因循說として、容保等の痛憤するところは、卽ち玆にあつたが、一橋は何故に、かく穩和說を執つたのであるか、やや考ふべきものが、その間に含まつてゐはしないか。

慶喜は二度までも永井主水正等を福原へ遣してゐる。固より福原の聽くところとはならなかつたが、慶喜は猶ほその說諭論を改めなかつた。慶喜の腹中は察せられぬことはない。若し幕府より進んで追討令を發し、砲門を開いてかかるならば、西鄕のいふやうに、全く長・幕の私鬪に落ちて了ふのだ。そこで幕府は飽くまでも靜穩の態度を執り、長州が砲火を開いたら、その時始めて輦轂の下を亂すの罪名によつて、堂々と之れを追討しようといふ腹であつたらう。慶喜は流石に智者である丈けに、却々上手に立ち廻つてゐた。その上手な手先の片鱗が、乃美織江を使つた一端にも見えてゐる。

乃美織江は、長州藩邸の留守居役をしてゐたが、益田が上京の後、慶喜は一日彼れを呼んで、福原說諭の任に

當らしめたのである。その日慶喜は酒井若狹守邸に來てゐて、座右には河田左久馬、松田正人〔因州人〕多田莊藏〔對馬人〕が控へてゐた。そこへ乃美が出邸すると、慶喜は右の三人を伴つて「福原說諭に行くやうに申しつけた。その結果は、頗ぶる面白いことになつてゐる。河田等は元來長州派に同情してゐた爲めではあらうが、種々談じてゐる中に、說諭に來たのか、ケシかけに來たのか分らなくなつた。『若し諸君が引退して、願意が貫徹しなくなつたのでは、我々が使者に來た面目がないから、强いて退けとは云はぬ』といふ話向きとなつた。

慶喜は果して、彼等が長州派の同情者であることを、全く關知せずして、附添はしたのであらうか。乃美一人で充分であるところに、特に彼等三士を附してやつたところを見れば、慶喜は深く彼等に期待するところがあつたに相違ない。果して然りとすれば、暗に三士を誘ふて、長派の激發を導くの肚裏ではなかつたのか。前後の關係を察すれば、必らずしも記錄の說明を待つまでもあるまい。

抑ゝ慶喜が、長州に對して穩和說を執るに到つたのには、別に原因があつた。それは江戶幕閣間における反慶喜熱の昂騰であつた。幕閣が攘夷を悅ばないのは勿論のことであるから、假りに一旦の術策に出づるとはいへ、慶喜がその腹心松平直克をして鎖港の全權を握らしめたことは、頗ぶる閣僚の反感を買つたのである。それが昂じて、遂に安藤信正、久世廣周、太田資始の閣僚は、慶喜の留守中を覘つて、水戶慶篤に入說し、松平直克〔大和守〕を罷免して了つたのである。慶喜が内外の窮境に立ち、長州に對して、暫らく穩和說を持して、征討論を押さへてゐたのは、此邊の事情からでもあつた。

【十七】松平容保の態度

會津藩が一橋の態度を勇斷なしとして憤つた事情は、容保が慶勝に與ふる書中において、明かに見えてゐる。
七月十七日附の容保の書簡は、當時の幕情を知るに、好個の記錄であるから次に掲げて置かう。

去月二十三四日頃より、長州宰相家來の者、全出陣の出立にて、表向には歎願の樣に申立、伏見或は嵯峨・山崎邊に屯集致し、往々大砲を並べ、柵木を列ね、要所に備を設け、專ら勢炎を張り、威猛を示し候體、强訴の姿にて、歎願の心は無レ之候。既に二十七日には、伏見の長州藩人より、押而入京の趣申來、同所役人並大垣家來共よりも、右の注進申來候に付、家來の者竹田街道へ差向、小子も病體の儘參內、御警衞仕候而、今以凝華洞假建中に罷在候、併未だ親敷事を執候事にも不二相成一、一橋殿御委任にて、家來の內にて、日として參殿、相伺不レ申事も無二御座一候。一橋殿にも、最初は大に憤發にて、二十七日に直に追討致候も可レ然との儀、御所にても御發言有レ之候。然共、其日は其場も遁れ候へば、何れも人事を盡し候には不レ如と申儀にて、當二日、大監察永井主水正、小監察戸川鉡三郎を伏見に遣し、退去の儀を厚諭解致候、御所御沙汰を以申聞候處、共以來彼是申立、退去不レ仕、最早追討の外有レ之間敷と、一橋殿も決心被レ致候處、又々其說を變じ、此上人事を盡度旨にて、諸藩の內、見込次第、說得致候樣被二申付一候。併朝命・幕命を以て、大小監察の諭解に承服不レ仕候間、諸藩の家來共にて、諭解相届候儀は有レ之間敷、且又不體裁の至極に御座候。仍

而多分は、御請不レ仕候處、其中にも御請申上候藩も有レ之、當十一日迄には、服不服の段申出、其處にて決着致候筈の處、其間仔細有レ之、後れて御請申上候抔申譯にて、一橋殿又々、御勸に相成候。其邊の儀は、何分筆紙に難レ述候。詰り一橋殿御勸より起り、其又起りは、水・因・備三藩等の入說より出候由に御座候。偖右等の云々も捨置、前申上候强訴者御許容相成候ては、朝憲幕威も此より地に墜ち、天下は暗夜の如く其上長藩申立候樣に相成候へば、脫走堂上の復職、浮浪の入說等、昨秋以前よりも、幾倍か暴なる世界と可二相成一は差見え候。然所、一橋殿御決心に鈍り、數日の間因循致候中、彼は鎭撫を名とし、益大數を引入、備を嚴にし、難レ制樣に趣候故、諸藩も堪兼、熊本、久留米、薩州、土州隨而御譜代の諸藩共、同樣憤發、一橋殿或は宮方堂上方へ出て、右の建言致候事に御座候。始此儀正しく勢强く御座候て、猶一決の御沙汰無レ之とは、實に當惑の至に御座候。然處、關白殿下、中川、山階兩宮方、近衞殿抔は、却而決心被レ致、一橋殿は被レ困候事に御座候。一橋殿に就て右樣申述候は、不本意千萬に御座候得共、天下是より闇に成不レ成と、隨而宸襟の安不安とに係り、輕重比較し難き儀に有レ之、又他の御方とも違ひ、寸分も伏臓仕候而は、却而恐縮仕り直情に申上候。其段宜敷御含置可二被下一候。偖右之通決着無レ之より、種々の議を生じ、必竟幕府の御因循より事起り候事と申も有レ之、一通尤には候得共、是以今日に至らざる前に有レ之候事とて、彼より抑來候上は、彼是の議論無レ之奉レ存候。一橋殿にも、前段之通に有レ之、天下之大任、病床に在ては、何とも難レ堪候間、御快方次第、御上京被レ遊被レ下度奉レ待候。

松平容保と、一橋慶喜との間に、既に大いなる疎隔の生じてゐることを、文中の情理に見るべきである。

【十八】正親町三條卿の進言

幕府側の步調が、兎もすれば亂れ勝ちである一方、死物狂ひの長州は、お構ひなくドシ〳〵軍勢を加へて來る。宮廷側では正親町三條卿が、長州雪寃の爲めに盡力したのであるから、形勢は決して侮ることが出來ない。正親町三條は論じていつた。

『朝廷としては、此の際長州侯父子を召致して、直接尋問せらるべきである。そして其方等に對しては、別に罪狀がある譯ではないが、家臣の中に三條卿等に迫まつて暴擧を企てる者があつたので、假りに御勅勘を蒙むるに至つた次第であるから、家臣等に對して相當の取締をすれば、此際勅勘を解き去つてよいと申渡されたならば、必らず平穩に收まるに違ひない。三條卿以下は脫走の罪があつて、罪跡は決して輕くないから、今俄かにその罪を許すことは出來ぬ旨を、懇切に申達せらるべきである』

といふにあつた。朝廷でも、正親町の入說によつて、最初は此說に決してゐた樣子がある。之を聞いて驚いたのは慶喜である。彼れは直ちに參內して、その非を論じていつた。

『長州歎願の筋は、今日の情勢を以つて、許さるべき筋合ひのものではない。兵器を携へて輦轂の下に迫り來つたのは、慥かに朝廷の尊嚴を輕んずるの所業たること疑ひがない。若し此のまま長州の歎願を御採用に

なることになれば、朝威何によつて維持することが出來よう。斯くても朝廷において正親町の議に決せらるるならば、自分は固より會津侯も共に冠を擲つてその職を去るの外はない。その後は長州をお呼び入れになつて勝手になさるがよい』

と頗ぶる高飛車に威嚇してかかつた。諸卿はその時、一橋の聲色を見て、一座水を打つたやうに靜まり返り、誰一人、一言も發するものがなかつたといふことである。

此時の長州派は、唯だ暴發一天張りでもなかつた。友藩の間にも、相當の同情を求め、公卿中にも歎願助成派を誘ひ、その手は三方四方に伸びてゐた。備前・津和野・對州の三藩は救長の協議を遂げ、之に阿波・筑前・安藝・米澤各藩を加へ、幕府に上書して、毛利氏に對する寛典の處置を仰いでゐる。一方公卿側では大炊御門家信、中山忠能等三十八卿の連名を以て、一條實良卿に對して、速かに內亂を防ぎ、直ちに攘夷の實行に及ばれんことを建白してゐる。その文に曰く、

〔上略〕攘夷は神州の大義に候處、箇樣に因循延怠候ては、人心不安、已に太平山之如き次第も出來致、實に嘆息之限りに候。尤御委任之次第も被レ爲レ在、且無謀之攘夷は被レ戒候間、早く良策を回し、鎖港之實効相顯れ、叡慮を奉レ慰、衆庶も安堵可レ致樣勉勵可レ致、急度御催促も不レ被レ爲レ立、此儘に時日を被レ爲レ移候內には、慷慨報國之徒、苦心に堪兼、如何樣過激之行作、相發間敷とも難レ計、苦心之餘り、不レ顧二恐懼一令二言上一候。何卒御採用之程、偏に奉レ願候也。

六月二十五日〔元治元年〕

家信〔大炊御門大納言〕　忠能〔中山大納言〕
家順〔今出川大納言〕　重胤〔庭田中納言〕
實麗〔橋本宰相中將〕　定章〔今城前中納言〕
公正〔清水谷宰相中將〕　教忠〔藤波伊勢權守〕
重德〔大原正三位〕　泰聰〔倉橋治部卿〕
能通〔六角三位〕　長煕〔清岡式部權大夫〕
爲政〔桑原新三位〕　具慶〔岩倉三位〕
公望〔西園寺中將〕　實紀〔梅園少將〕
豐房〔清閑寺右中將〕　宗有〔中御門中將〕
基文〔石山左京權大夫〕　雅言〔植松彈正少弼〕
泰顯〔倉橋左馬頭〕　基祥〔園少將〕
實知〔中園左馬權頭〕　修長〔高辻小納言〕
爲榮〔五條侍從兼大學頭〕　公考〔清水谷大夫〕
有任〔千種大夫〕　基正〔石山右兵衞權左介〕

實　靜（梅園大夫）　隆　平（四條大夫）
實　方（藪新大夫）　盛　房（淸閑寺大夫）
具　綱（岩倉大夫）　實　受（中園大夫）
任　長（東坊城大夫）　雅　德（植松大夫）
重　朝（大原備後權介）　博　通（六角大藏大夫）

此度從二門流一、實良へ建言書差出候に付、一覽候處、御時節柄、至當に存候。乍二愚昧一、於二實良一も同樣に存、則建言書差出候間、御勘考希入候也。

六月二十五日（同）　實　良（一條大納言）

偏へに攘夷の實行を急ぐところ、暗に長州派に援護を與へたるものである。更に七月九日に至つては、九卿連署を以て、朝廷に上書し、會津藩の態度を難じ、長州藩を援けんとする氣脈を示してゐる。

六月二十七日、長藩天龍寺迄進候趣にて、會藩より敗、頻りに九門を鎖し、禁垣內、兵器を携へ、横行致候。共事は承知不レ仕候得共、深く長藩之上京を拒禦致候者と相見へ候由（中略）朝廷より進退御處置、如何被レ爲レ在候哉。此儘延日に相成候ては、自然武臣之爭を輦下に生候て、勢四海に波及し、天下沸亂之害を可レ生哉と奉レ存候。元來長藩之罪狀は、辨別不レ仕候得共、全く疎忽之者とも不二相聞一候間、朝議之程、如何被レ爲レ在候哉（中略）一應委細之情實、御示諭奉二懇願一候。

従光（北小路三位）　基文（石山左京権大夫）
雅言（植松少将）　修長（高辻少納言）
為榮（五條少納言）　時厚（平松甲斐権介）
基正（石山右兵衛権介）　公純（風早大夫）
安中（五辻大夫）

斯やうな状勢であるから、公卿中にも、相應に長州勢力の進出を見るべきで、その勢ひも、一概に侮り去るべきものでもなかつた。

【十九】西郷大に近衛卿に説く

近衛忠凞は、頗ぶる處置に迷つたと見えて、人を派して西郷を呼び、宮廷の事情を述べ、『扨て薩藩の考へは如何であるか』と尋ねた。時に西郷は容を改めていつた。

『自分の見るところを以つてすれば、一橋のいふところ、如何にも尤もである。長州歎願の筋があらば、自からその方法がなければならぬ。猥りに兵器を擁して、宮廷に迫るの形があるのは、頗ぶる穏當を缺いて居る。懇々とその不心得を說き、軍兵を一應退去せしむべく敎ふべきである。人事を盡し、禮義を盡しても、

彼れ遂に聽かずして、暴發するの曉においては、その時において始めて、長州の罪狀を明記し、朝廷よりして各藩に向つて、追討勅命をお降しになるべきである。果して斯くの如くならば、名義明かに情理正しく、朝威內外に振ふこと、正に日月の光の如くであらう。』

と述べた。近衞卿も薩藩の深意のあるところを解し、直ちに參內して、一橋の說の如く、暫らく懇諭の方法を執るべきことを論じ、正親町三條の議はここに覆へされた。

西鄕も勢ひ旣にここに到つては、長州と一戰の外はあるまいと、決心の臍を固めたと見える。彼れが大久保に與ふる六月二十七日の書簡に、次の如くいつてゐる。

大久保利通に與ふる書（元治元年六月二十七日）

先便申上越候通、禁闕御守護丈の處、一筋に可₂相勤₁賦に申上置候處、今日に到り候處、長州暴橫相顯れ、有栖川宮、並正親町等を相かたらひ、朝廷を八月十八日已前に打替、我意を働くの趣意と相見得申候次第に御座候。いづれ勅命を以、征討之旨相下り候得者長と不₂相戰₁候て不₂相叶₁時機も可ㇾ有ㇾ之決心致居候に付、蒸氣船の儀は、大坂へ相滯候ては、懸念は勿論の事に御座候間、早々御差返し相成候方、可ㇾ然事と吟味いたし居候處、旣に今日は、九門御差固相成、長州勢伏見より押來候段相聞得、大騷動の事に御座候間、早速援兵御差出相成候處、蒸氣船を以、表通御問越相成候に付、荒增大意迄、申上候間左樣御心得可ㇾ被ㇾ下候。

成丈相忍び可レ申含にて罷在候處、暴威を以、朝廷を取崩候仕方におひては、もうはだまり兼候次第御座候。八月十八日已前を眞の叡慮、其後之處は都て僞謀のものにいたし成し候事にて、堂上方過半長州同意の向と相見得申候。此上は、何樣相こらへ候ても、必ず我國打崩され候儀無レ疑、いづれ朝命を奉じ、相戰より外は無ニ致方一事に御座候間、能々御合點可レ被ニ成下一候。恐々謹言。

六月二十七日夜認〔元治元年〕

大島吉之助

大久保一藏樣

書中において、西鄕の決意を見ると共に、彼れが繰り返し〳〵『朝命』の語を用ゐてゐるところに、深く眼をつけて置かなければならぬ。何故ならば、ここが一橋との根本方針の岐かるるところであるからだ。

西鄕は朝廷を主として考へ、慶喜は幕府を中心として考へたのであるが、それが偶然にも、元治元年の對長州の態度において一致したのである。彼等は巧みに相提携して、長州を蛤御門に擊ち、相次いで西國に追討軍を出したが、根本的立脚地の相違は、彼等をして最後までの道伴れたらしめなかつた。慶喜は後に到つて、薩長連合軍の地を捲いて重來するを、空手にて迎へねばならなかつた。

當時嵯峨の陣中に、松田道之が、西鄕既に孤島を出で、今は京都にあつて、薩藩の中心となつてゐると傳へた時に、眞木等はどうしてもそれを眞實とは信ずることが出來なかつたさうである。眞木等は思つた。若し西鄕が來てゐるならば、薩藩の意見は必らず一變しなければならぬ。何となれば西鄕は他の薩藩士のやうに、私的感情

に囚はるるの人ではない。彼れは慥かに尊皇倒幕の主張者である。それが爲めに再度の流謫を蒙むつたのではないか。西鄕旣に薩藩を率ゐてゐるならば、今日の場合、決然として、立つて君側の奸を掃ふの態度を執るに相違ない。然るに薩藩の現狀を見るに、依然として幕府と提携するの態度を改めてゐない。これ西鄕の來てゐない何よりの證據であると。

眞木の西鄕を見るや、慥かにその一半を道破してゐる。併しながら、それは實に一半たるに過ぎなかつた。如何なる事情のあるにもせよ。西鄕は苟且にも宮廷に向つて砲門を開かんとするが如き暴客の味方ではなかつた。西鄕は大道を行くの人、險道を走つて奇利を博しようとする者の友ではなかつたのだ。深く輕擧妄動を戒しめつつ、西鄕は靜かに大勢の推移に隨がつて行つた。

【三十】慶喜の苦慮と公卿の動搖

一橋の穩和說なるものに就いては、猶ほ深く考へなければならぬ政略があつたに相違ない。會津侯のやうに、一圖に慶喜の因循姑息とばかり、押し詰めてのみ行かれぬ事情があつたであらう。

一橋が幕府の中心人物として、元治元年の葛籐に處するに當つて、見遁がすことの出來ないものが二つあつた。それは『公卿』がその一で、『薩摩』がその二であつた。幕府內輪のことならば、人手を煩はさなくとも、自分の一存で何とでもなる。會津や越前や、兎もすれば一橋に背を向け勝ちであるけれども、これとて親族仲間であ

つて見れば、幕府に不利益なことを考へやう筈はない。一時感情の行き違ひから、蔭口をつく位のことはあつても、萬一となれば、葵の御紋に汚點を印するやうなことはしない。

長州は當の敵だ。時と處と人の和とを以つて、之に一擊を加ふればよい。幕府に對して、或ひは味方の如く、味方でない如く、今日の味方が明日の敵となり兼ねまじいものは『公卿』と『薩摩』とである。慶喜たるもの、深くこれを考慮せざるを得ないではないか。

勤皇の中心府たる宮廷、それを圍繞してゐる者は公卿である。天皇親政論の歸するところ、自然の間に公卿に勢力がついて來たとはいへ、當時の公卿間において、眞に獨自一個の識見を以つて、慥かに意見を立て得るものは、僅かに指を屈する程に過ぎない。他の多くの紳卿は、右といへば右、左といへば左、幕府から入說すれば幕府側となり、薩長の進言があれば、何時でも薩長に鞍替へする連中である。

大事な公卿がこんなに賴みにならなくては、危ぶなくて仕事は出來ない。確乎として幕府が決心を据ゑ、征長の師を起さうとする時に當つて、何日何時、長州の入說に脅喝されて、變說しようも測られぬとあつては、慶喜たるもの、浮かと手出しは出來ないではないか。

* * * * *

それで最初福原等が伏見に來た時に、朝幕の間で種々の意見があつた。幾分か長州に同情のある公卿や、事勿れ主義の人々の中では、何ぞ歎願の筋があるならば、入京を許して聽くだけは聞いてもよいではないかといふも

のが多かつた。慶喜等幕閣の諸侯側では、一應大阪邊まで退かしめ、そこで應接せしめねば、勅譴を蒙むつてゐるものの制裁が立たぬといふ論で、隨分長い間、小田原評定を續けた。伊達宗城の『日記』の一節に此時の情僞を述べて次のやうに記してゐる。

愚考、此頃之長末家々老、入京歟、大阪迄歟之儀に付、先日より我輩申出候は左の通、

朝廷より罷出候樣、御沙汰故、入京の方當然ながら、萬一何等六ケ敷相成候時、御動搖御座候ては、以の外之御義に付、其所御すはり次第候得共、大阪之方相成て、悔悟不ㇾ仕と申譯無二御座一候故、彼地に相成度と申す主意、

昨夜之處にては、幕府にて、都て取締出來、御安心と受合候なら、入京も可ㇾ然、左もなくば大阪之方に可ㇾ被ㇾ成よしなり。朝廷よりは幕へ受合かとあり、幕にては、朝廷にて御動き無ㇾ之かと申上候。

實に長大息の至、泣血の事に候。（三月一日、在京日記）

これでは何時まで經つても、確然たる意見の決まりやうはないが、一橋が公卿を危ぶむ事情の一半が、文書の裏面に充分に讀まれる。同夜松平定敬と語るの條にも、宗城は同樣の記錄を留めてゐる。

『關白殿、昨夜御沙汰之趣、今朝來於二二條總裁一、老若大小監申談候處、及二事變一候はば、幕にて鎭靜可ㇾ致候得共、右時合に至、於二朝廷一御動搖被ㇾ爲ㇾ在候ては、如何とも致方無二御座一、其處を以御請申上候處に決評、喬邸へ一同參候、申談候處、同意に付、參内之上、右之趣被二申上一候處、達二叡聞一、御尤之義に付、大

阪迄之處に御取極之よし』云々。

簡單ながら、當時の幕府・公卿間における、長談義の一端を察することが出來よう。一橋の意、決すべくして決し兼ねたのは、此の邊の意味合ひが含まれてゐたのだ。

【二十二】一橋慶喜の誘薩の大策

今一つの謎は『薩摩』である。これは一橋にとつては、公卿よりも難物である。公卿は御し難いとはいへ、いよ〳〵六ケ敷くなれば、威猛高になつて大喝すれば、一縮みになつて了ふ。が薩州山出しの勇士は、御殿育ちの公卿と同一には行かぬ。何となく幕府に味方しさうな氣配があるが、何日何時、矛を逆まにして喰つてかからぬとも限らぬ。對薩問題は、少なくとも一橋心中の第一難關であつたらう。

一橋は、飽くまでも薩を誘ふて、長を打つの道具としようと試みた。幕府に執つて、必らずや他日の大敵となるものは、薩長に違ひない位のことは、慶喜の考へを逸する道理がない。そこで長・薩多年の反感を利用して、此の際長を打つに薩の力を以つてすれば、則ち夷を以つて夷を制するの結果となるに相違ない。慶喜が誘薩の大策は、ここにその立脚を置いてゐたのだ。幕果して薩を誘ひ得るか、薩果して幕を制し得るか、ここが慶喜と南洲との力量の岐かるるところである。前に叙したやうに、南洲が固く『朝命』を執つて動かうとしないのは、この關係の深きにおいてしてゐるのだ。

元治元年七月四日附を以つて、西郷が大久保に與ふる書中において、彼れは確信を述べて言つてゐる。

大久保利通に與ふる書（元治元年七月四日）

去る二十四日、長州の大臣、福原越後、多人數引連れ、着伏の次第は、追々申上越候處相達候はん。漸々六ヶ敷勢ひに成立候付、最初よりの始末、細々不ニ申盡一、急々の事故に御座候間、得と申上越候付、深く御勘考の上、御申上に相成候儀共、宜敷御計可レ被レ下候。扨越後（福原）より數願書差出候儀共は、蒸氣船便より、寫差上置候通の事御座候處、去月二十七日晩方、長州勢より、伏見におひて、會津の堅人數を驚かし、押て踏通、上京可レ致との趣に御座候處、京地大騷動いたし、九門御鎖閉に相成、各藩堅人數を相增、甲冑にて切火繩拔身等にて出張の形勢、直樣戰爭の姿に御座候間、早速物見として、三手差出候處、爲レ何儀も無レ之、御所邊騷動不ニ一方一次第に御座候。堂上方は勿論、一橋（慶喜）・所司代・守護職も、大病ながら、押て參殿いたし候事共に御座候處、正親町三條公（實愛）よりの御議論の趣は、長門宰相（毛利）父子上京被ニ仰出一、其方御不審の廉は無レ之事に候得共、家臣の者共、三條（實美卿）等へ相迫り候趣も有レ之、夫故御勘氣を蒙り居候得共、勅勘御免被レ成候段、被ニ仰出一候はゞ、平穩に可ニ相愼一、七卿方の儀は、如何にも御免被ニ仰付一筋も無レ之、脫走の罪不レ輕候付、其邊は御許容被レ遊筋も無レ之段、御達に相成候はゞ、無事に可ニ相濟一との趣に御座候處、朝廷其儀に決し居候由。然處一橋夕方より參内いたし、申上候は、此節長州數願の筋、御採用相成

筋には無レ之、兵器を携へ來り、朝廷に相迫候儀、臣子の分を越、甚以不遜の事に御座候。朝威益衰候御事にて、斷然と御採用無レ之、長州えは歎願の筋も有レ之候はゞ、夫々歎願のいたし樣も可レ有レ之、繩にてもかかり、至誠を開き申出候はゞ、如何にも善き筋は、御採用相成廉も可レ有レ之事に御座候得共、兵を引て相迫候儀は、決て御取揚無レ之、早々人數引拂候樣、御達相成、至當の御事と申上候由、若此儀を御採用御座候はゞ、今晩會津を始、一橋にも、御役御斷可二申上一候間、長州を被二召入一御勝手に、如何樣共、可レ被レ遊と演舌に及候處、朝廷駭然たる事にて、一言を被レ吐候御方も、無レ之由、御座候由、其夜四ツ時分にても御座候や、内府樣〔近衞忠房〕より、御所へ早々罷出候樣、私へ御達有レ之候付、早速罷出候處、右兩樣の議論、何れが至當に候や、無二伏臟一申上候樣、承知仕候付、一橋より言上の趣、如何にも尤の議と奉レ存候付、其處を以御達相成、若不レ奉二承知一候て、暴發いたし候はゞ、其節は長州の罪狀を明白に相記し、朝廷より各藩に、追討の　勅命相下り候はゞ、名義正しく　朝威も相振い、速に攻滅し可レ申議と、御答申上候て、罷歸候處、朝議一橋の論に相決し、和戰共一橋の見込を以、所置可レ致旨、御委任相成候由に御座候。是より先、因州より廻文を以、長州の歎願筋、御採用相成候樣、周旋致し可レ呉との趣も有レ之候得共、一圓不二取合一、會津よりは是非援兵差出呉候樣、偏に申來候得共、此御方樣御儀に付ては、禁闕御守衞朝命を以て被二　仰出一置候て、夫丈ケの人數殘し置候間、迚も分配いたし候儀、不二相調一處を以、無レ據も御受合出來兼候趣を以、相斷、　朝廷遵奉の筋屹と突立可レ申一筋に御座候處、御屋敷中にても、長州を救ふがよいの、會津を助け

んにやならん杯との議論も、紛々と相發り候得共、名義正しく　朝廷遵奉の道不ニ相立一候ては、決て不レ動義、総て立て切候處、もふは御屋敷中一體の議論と罷成、安心此事に御座候。何樣議論沸騰いたし候ても、筋合を亂し候ては不ニ相濟一儀と、ひどく持張候事に御座候。一橋手より長州え、朝命を傳へられ候儀に付ては、幕府の大小監察を以、被ニ相達一、幾時限に伏見引拂候樣、其時を過し候はゞ、彌　朝命を不レ奉に相決し、違勅の罪を正し可レ申と相達し、諸方へ人數繰出し堅め付置、急速に不ニ相掛一候ては、敵方より先をいたし、却て害を引候も難レ計候付、堅（かため）人數差出候樣、一橋より小松家呼出し、直達に相成候得共、定論通筋を正しく致し、名義を不レ亂處を以被ニ相答一、何分にも各藩へ　朝命を以、追討の命を下され候はゞ、堅陣を此方一手を以引受、可ニ打破一段も、被ニ申述一候儀に御座候由。右等の處は、太夫より直に御申越に相成候はん、文略仕候。然處長州へ御達の筋、今日明日と相待ち居、此上は朝命を奉じ、征討可レ致事と明め居候處、昨日の　朝議、今日內府樣へ相伺申候處、昨夕四ツ時分一橋參殿いたし申述候趣は、關東において混雜の儀到來いたし候。其譯は水戶中納言殿〔慶喜〕より鷹司樣え被ニ仰越一候は、大和守〔松平直克〕水戶殿え何の相談も不レ致、閣老始、小監察迄、九人の人數退役申付候次第、不束の致方に付、早速退役申付候段申來、已に安藤、久世の兩人再職の向に御座候由。就ては水戶殿には屹（きつ）と御譴責相成、大和守復職被ニ仰出一度との儀にて、即夕御書付等も相調候處、得と勘考の上、明日言上可レ仕との趣に御座候由。就ては長州へ相達候儀も出來兼候。其譯は攘夷鎖港の儀を相尋候節、答樣無レ之と申居候由に御座候。前夜一橋より御議論申上候事と、甚以相

違致候。攘夷等の儀可ニ相拘ー譯にも無レ之、此節の議は、兩事に相成候譯に御座候得ば、是等を以相延候處、一橋の意底不レ被レ計、長州へ組し候か、又は勅命を以、尾張、越前、阿波、土佐、藤堂等の諸侯、御召相成居候由御座候間、其邊の處、待合候儀か、關東の破れを聞て、既に我身も被レ退候間、暫見合候賦か、何分不ニ相分ー事に御座候。いづれ大亂に傾き候はんか、相察居申候。私共の吟味、此度長州挫け候ても、此末の處、一橋に兵權相歸し可レ申候間、是非筋を正しく致し、朝威相立候處を趣意にいたし居候處、此期に相成、些とも遺恨の儀無ニ御座ー候。事情細々書取かたく御座候間、何卒御深察可レ被レ下候。長州勢も、嵯峨・天龍寺に三百計、伏見に四百餘、山崎天王山に三百計と申事に御座候。多くは浪士輩と被ニ相聞ー、破る日には忽ち踏禿す事に御座候。三ヶ所の兵皆應援も出來不レ申、一方づつ崩立より外は無レ之事と奉レ存候。因州は一向相助け候筋と相見得、備前は些扣居候姿に御座候。其外の藩は、少々づつ面々見込と被ニ相聞ー申候。堂上方の處、長州一味の方多く込り入たる事に御座候。尹宮も此節は、餘程御はまりに相成、是丈けは大幸の事に御座候。正親町三條にも、說が替り、是非福原を入京被ニ仰付ー候方、周旋可ニ致呉ー樣、柳原殿え申參候由、内府公の御咄に御座候。今日は傳奏衆よりの御狀相達候付、決て御召の事には有レ之間敷やと、相考へ候付、内々内府樣迄、御伺候處、急速の御事には無ニ御座ー候由承知仕、安堵此事に御座候。私共にも相考申候處、いまだ御上京相成候儀は、些早く候には有レ之間敷や、今少し時機を御見合被レ下候方、可レ宜儀と相考居申候。いづれ大破に相成べく事ながら、今の處を以、御立直し相成候處、六ヶ敷、いつそどちらでも相極り候

上、御出張被ㇾ遊候方、御宜敷は有ㇾ之間敷やと、愚考仕候得共、其邊の處は、思食次第の儀にも御座候間、何分にも宜敷御取成可ㇾ被ㇾ下候。此旨荒々奉ㇾ得ニ御意ㇾ候。恐々謹言。

七月四日〔元治元年〕　　大島吉之助

大久保一藏樣

尙々、動も不動も、信義名分上におひて、間違は不ㇾ仕出ㇾ候間、是丈けは御安心可ㇾ被ㇾ下候。別紙伏見に於て、服部政次郎より探索いたし候書付、差出候。與力方よりの書面かと相察申候。長州へ御達相成候儀無ニ相違ㇾ、一橋より一昨日　朝廷にて申上候口振とは相違ひ候付、如何の譯かと、聞糺候得共、其邊の處、委敷不ニ相知ㇾ候へ共、御達相成儀は、間違は有ㇾ之間敷やと相考居申候。就ては、返答振りに依り、御所置の品も可ㇾ有ㇾ之、不遵の儀申立候はゞ、速に征討の命相下り可ㇾ申事と相待居申候。直樣人數を引拂ひ候はゞ、此節迄は戰に不ニ相成ㇾ儀かと相考候得共、つまり戰に不ニ相成ㇾ候ては不ㇾ濟勢と相考居申候。今明日の舉動、只相待計に御座候。恐々謹言。

七月四日〔同〕　　大島吉之助

大久保一藏樣

追啓上、段々一橋の處、疑念起り勝に御座候得共、長州へ組し候譯とも不ㇾ被ㇾ思候。乍ㇾ然心躰不ㇾ被ㇾ計候。

西鄉の意の那邊にあるや、脈々として文中に漾ふものあるを決して見落す者はあるまい。西鄉が一橋の肚裏を觀

破して、動くが如く、動かざるが如く、靜かに機を覘つてゐるのを見て、慶喜は『芋奴、遣り居るワ』と、苦笑を禁じ得なかつたであらう。

然しながら慶喜もさる者だ。後に至つて次第に長州に接近するの態度を見せて來た。山祢小野の村しぐれ、人目を奪ふ美々しさは、何處の姐御の嫁入りやらと、巧みなる哉、狐の行列の危うくも、人の耳目を霞めんとした。

西鄕の追書に、

追啓上、一橋之處、疑念起り勝に御座候得共、長州へ組し候譯とも不レ被レ思候。乍レ然、心體不レ被レ計候。尙々動も不動も信義名分上に於いて、間違は不レ仕候間、是丈けは些安心可レ被レ下候。

とある。西鄕は矢張り、狐と人とを見誤まらなかつた。越えて九日に大久保に贈るの書中にも、慶喜の權變、測るべからざる擧措を辨析してゐる。その文にいふ。

大久保利通に與ふる書〔元治元年七月九日〕

殘暑甚敷御座候得共、御兩殿樣益御機嫌能、可レ被レ遊ニ御座一、恐悅の御儀奉レ存候。次に貴兄御同慶奉レ賀候。陳者長州御處置に付ては、名分大義御當然の譯にて、決して御異論の筋無ニ御座一候處、長州荷擔の堂上、尹宮〔朝彥親王〕并陽明殿〔近衞父子〕抔を奉レ刺抔との說相起候處、例の御持病、恐怖直樣起り立、段々と建言仕候ても、難レ被レ行勢に成立、殘念の至に御座候。此機會不レ可レ失時にて　朝威可ニ振立一の處、如何んとも

難レ致、血淚を呑候事共に御座候。一橋にも初日の議論も稍變じ、何分不斷の姿に相見得申候。關東表大破に成立候處より、如レ此次第、暫く勢を見合候事か、或長州へ內應の說も相發候得共、いまだ夫程には參り申間敷、乍レ然安心は出來不レ申事に御座候。久世〔廣周〕安藤〔正睦〕再職との說も、追々相響候得共、いまだ慥（たしか）成事には無二御座一候。川越〔松平直克〕復職の儀、朝命を以御沙汰相成候ては、如何に成立可レ申哉、安藤等、再役いたし居候ては、迚も奉じ申間敷と、相考候次第に御座候。右等の擧動も不二相分一候付、樣子を伺居候ものにては有レ之間敷哉。安藤權を握候はば、一橋も危き事に候へば、夫より氣後れいたし候はんかと、推察いたし居申候。昨日は閣老より、御留守居呼出有レ之、長州人數引拂候樣、朝命を以て被二仰出一候付、各藩よりも說得可レ致旨、御達し相成申候。右は畢竟（ひつきやう）一橋草稿相認、ケ樣に御沙汰相成候樣、建言仕候譯に御座候へば、何篇一橋の手限りと申ものに相成、朝權衰（すた）れ行候事に成立可レ申か。宮方陽明殿抔の處、一橋え任置候得ば、後難無レ之との事計にて、朝威の振ふか振はぬかは、全御構無レ之御事にて、意恨の事に御座候。御察可レ被レ下候。右に付、大道の筋を以て、說得の處、御斷申上候儀は、表通御問合可二相成一候間、文略仕候。右說得の一條に付、因州より出會いたし吳候樣、御留守居方へ申來候得共、右同樣の振合を以、出席斷申遣候。至當の御處置を以、　朝廷より御達の筋、不レ奉候ては、違勅の名を蒙候儀に御座候得ば、決して說得可レ致筋も無レ之、別に餘論無レ之候間、可レ及二御斷一との事にて、一向打合不レ申、因州は長州荷擔の巨魁に候得ば、決して取込の策も難レ計、當分は、朝廷遵奉の筋を一圖に立込、少しも不レ動候處、外より

は動靜不レ被レ計、双方より望を掛、味方に可ニ引入一との事にて、幕府の方よりは十人位にても守衞を出しさへ哭候へば、諸藩振はまり可レ申候付、何卒して人數を繰出し、可レ哭との譯に御座候得共、初度の擧動不ニ容易一儀にて、勢に乘り、俄に人數共繰出可レ申時態にては無レ之、無レ據兵を動し候ものにて無レ之候ては不ニ相濟一、勿論筋合を慥にいたす處、肝要の儀と奉レ存候付、些とも動搖不レ致、英氣を養ひ居候事に御座候。此十一日限に、引拂候樣御達し相成候付ては、此度迄不ニ立退一候て、いづれ追討の　勅命相下り可レ申儀と奉レ存候付、其節は、正々堂々の兵を以、長賊を驅盡し可レ申と、相待居申候。長州の後詰の勢、三千人追付着坂の段、注進來候由。如何に致しても、京地において暴を働き候て、關東の樣には參り申間敷、只今の處にては、會津の一手を以、可ニ打破一と相考居申候。近方の諸侯へ御召し相成候勢、追々馳來、越前當侯も、十日には御着京の賦に御座候由。藤堂並尾張邊の人數は、日々集來候間、迚も長州より破付候儀無ニ覺束一こと、申迄も無レ之事に御座候。去月二十九日には、下の關邊、二艘の夷艦相見得候由、慥に相知れ申候。此儀は、關東より先達て英夷横濱出帆の砌、申遣相成候儀に御座候。上海より長州人兩人を列來居候處、右を乘せ、幕役人乘込、致ニ出帆一候由。就ては此貳艘の軍艦と、長州表に於て不レ戰候得ば、決して和を取り組候ものに相違無レ之、砲發いたし候得ば、直樣横濱より數艘の艦を可ニ差廻一と申來居候。和戰の處、慥に相分不レ申、如何の模樣にて御座候哉、一左右相待居候儀に御座候。か程無謀の攘夷論を唱居候て、和を構候ては、長州には天下の人望も相離れ可レ申、彌戰に決し候はば、追付襲來可レ致事にて、内外差迫候事に御座候。此旨當

地の形勢、荒々如レ此御座候。恐々謹言。

七月九日〔元治元年〕　　大島吉之助

大久保一藏様

西郷は慶喜の態度に就いては、愼重の注視を懈たつてゐない。繰返へし慶喜と長州との握手說を警戒してゐるところを見れば、一橋の反間苦肉の策たる、長に倚ると見せて、薩を誘はんとする祕策は、相當に内外の耳目を動かしつつあつたことが窺はれる。

【二十二】蛤御門の變起る（一）

發せられたる『送戰狀』

斯くして七月十日過ぎに至つて、形勢は正に危機一髪に瀕して來た。長州兵は陸續として入京し、十四日に家老益田が約六百の兵を率ゐて着京するに至つて、長派の陣容は略ゞ整つた。萬一を慮つて西郷は薩兵を招いてゐたが、十一日に至つて薩士數百名相率ゐて藩邸に入つた。勢ひここに至つては最早衝突は時機の問題であつた。七月十七日、諸藩の代表者が三本木の淸輝樓に集合して協議した席上、西郷は『長州旣に朝意を蔑するの明かなるにおいては、諸藩聯合して征長の軍を擧ぐべきである。若し諸藩の理論相合せずして、一致を見ることが出

來ないならば、薩一藩の力を以つて之れに當るのみだ』と述べたので、滿座異議なく征長に一決した。斯くて討長の勅命は降下した。

有栖川宮、中御門經之卿等が、あはただしく參內して、長州藩の處分を、何分寛大にして、兵火を未然に防がんことを進言したのも此日であつた。併し、二條卿は、叡慮に反するの故を以て、此議を拒絕し去つた。

一橋慶喜は、此日更らに永井主水正〔大監察〕戸川鉾三郎〔小監察〕に命を含めて、伏見に遣はし退却を命じた。福原越後は表面に幕命を受くるが如く、裏面では威嚇して事の行はれ難きを示すものの如くであつた。然しながら慶喜は何を思つたのであるか、十八日に至つて、更らに長藩留守居、乃美織江を召して退兵を諭した。固より大勢の流れ下るところ、一石のよく遮り得るところではない。

幕軍の部署

幕府は卽ち諸藩に令を下して、長州の進擊に備ふべく左の如く、伏見・山崎・天龍寺各方面に部署した。

【伏見方面】

〔一ノ先〕 戸田釆女正氏彬〔病中重臣名代〕　〔大垣藩〕

〔二ノ先〕 井伊掃部頭眞憲　〔彦根藩〕

但し掃部頭は禁闕を守るべし。且桃山は井伊家にて只今より取布べし。

〔二ノ見〕　松平肥後守容保　〔會津藩〕
　　松平越中守定敬　〔桑名藩〕
　　但し職柄に付方面の諸軍を令し進退を司るべし。
〔伏見長州屋敷へ入る〕　蒔田相模守廣孝〔京見廻組組頭〕　〔備中淺尾藩〕
〔監事〕　御目付　某
　　但二ノ見に在りて諸軍に令を傳ふべし。
〔遊兵〕　有馬遠江守道純　〔越前丸岡藩〕
　　小笠原大膳大夫忠幹　〔小倉藩〕
　　但伏見勝利の後戸田・小笠原・有馬の三手地形をしめて爰に備へ其餘山崎の奇兵たるべし。
〔八幡〕　松平伯耆守宗秀　〔丹後宮津藩〕
　　但事發せざる前に付八幡山取布事肝要也。

【山崎方面】

〔先手〕　柳澤甲斐守保中　〔郡山藩〕
〔二ノ見〕　藤堂和泉守高猷　〔津藩〕
　　但し藤堂は八幡も心得べし。

〔東　寺〕一橋中納言慶喜

〔本陣警衛〕會津兵

〔監　軍〕御目付某

〔奇　兵〕細川越中守慶順　〔熊本藩〕

有馬中務太夫慶頼　〔久留米藩〕

【天龍寺方面】

〔右一ノ先〕島津修理太夫茂久　〔薩摩藩〕

〔右二ノ先〕本多主膳正康穰　〔近江膳所藩〕

〔右二ノ見〕松平越前守茂昭　〔越前藩〕

〔左一ノ先〕大久保加賀守忠禮　〔小田原藩〕

〔左二ノ見〕松平隱岐守勝成　〔豫州松山藩〕

〔洞ヶ峠〕九鬼大隅守隆都　〔丹波綾部藩〕

織田山城守信氏　〔丹波柏原〕

〔坂　本〕栃木近江守綱張　〔丹波福地山藩〕

〔伏見土州屋敷〕山内土佐守豊範　〔土佐藩〕

〔市中見廻り〕　市橋下總守長和　〔近江仁正寺藩〕

〔長州對州屋敷押〕　前田筑前守慶寧〔名代重役〕　〔加賀世子〕

〔監　事〕　御目附某

但二ノ見に在りて方面の諸軍へ令を傳ふべし。

〔遊　兵〕　青山因幡守忠敏　〔丹波篠山藩〕

〔締り役〕　前田筑前守慶寧　〔加賀世子〕

但三條邊に在りて機に應じ應援すべし。

〔豐後橋〕　間部卍治　〔越前鯖江藩〕

小出伊勢守英尙　〔丹後園部藩〕

但宇治橋も心得べし。

〔老ケ坂〕　松平豐前守信篤　〔丹波龜山藩〕

〔下加茂〕　仙石讚岐守久利　〔但馬出石藩〕

〔上加茂〕　池田相模守慶德　〔因幡藩〕

〔鷹ケ峰〕　池田備前守茂政　〔備前藩〕

〔上加茂より川側手前〕　尾州勢

僅かに長州一藩の進路に對して、幕府は三十藩の勢力を配したのであるから、これでは全く袋の中の鼠ともいふべき狀態であつた。前田慶寧の一手を以て、長州屋敷と共に對州屋敷に押へしめたのは、當時對州藩の嚮背が氣遣はれてゐたからであつた。

之に加ふるに、宮門內外に對しては、更らに左の如く手配し、蟻の這ひ出る隙もなからしめた。

【宮門內】

中立賣門〔筑前藩〕	蛤門〔會津〕
蛤門內南〔藤堂〕	淸和院門〔加賀〕
下立賣門〔仙臺〕	堺町門〔越前〕
寺町門〔肥後〕	石藥師門〔阿波〕
今出川門〔久留米〕	乾△門△〔薩△摩△〕

【宮門外】

南門前〔水戶〕	南門東〔尾張家老、渡邊飛彈守〕
公家門前〔會津〕	臺所門前〔桑名〕
日門前〔尾州〕	日門南〔紀州〕
日門北〔小田原〕	猿ヶ辻〔岡藩〕

是に由つて之を觀れば、島津茂久は天龍寺方面の一の備としての任に當り、宮門は乾御門の警備に任じたのであつた。

*　*　*　*　*

朔平門前〔彥　根〕

朝廷が既に追討令をお下しになると決したことが、長派の陣中に達する前に、いよ〱その態度を決する爲めに、七月十七日、八幡男山の本營で大會議を開いて、議論を上下した。その時には、久阪、眞木、宍戸は固より、來島などといふ總大將連が悉く集まつて、協議を凝らしたのであつた。

席上久阪は飽くまでも歎願論であつたさうだ。彼れは鄕土を出づるに當つて、忠正公より懇々として戒しめられた言葉を守つて、必らず我れより砲火を交へてはならぬ、苟且にも勅譴を蒙むる身の、輕卒なることがあつてはならぬ。といふ意見で事今日に至つては、一旦朝幕の命を容れて、軍を大阪に退け、世子侯の到著を待つべきだと誡しめた。宍戸は固より老成人であるから、久阪と同樣、飽くまでも歎願論を主張した。そして此の際は一應大阪まで退くの外はないと論じた。これを聞いて烈火のやうに怒つたのは、來島又兵衞であつた。先んずる者は人を制すといふ論鋒で、學問などをする奴は、萬一の時になつて腰が立たぬと罵倒しつつ、盛んなる進擊論を唱へた。久阪は幾度か涙を揮つて之れを誡しめ、死は易くして生は難し、暫らく隱忍して機の到るを待つべしと敎へたけれども、必死を期した士氣は、最早や如何とも、術の施しようがなかつた。來島は猛り立つて言つた。

『お前達は戰爭が恐ろしいから、逃げ仕度をするのだらう。命が惜しければ天王山へでも登つて見てゐろ。俺は一擊の下に會津の首を落して見せるから……』

眞木和泉の意見は固より進發論で、常々、

『形は假令高氏であらうとも、心さへ楠公であるならば、必らず誠忠の達せぬことはあるまい。』

といつてゐた。眞木は純眞の勤皇家であつたけれども、遺憾ながら政局の機略を知らなんだ。久阪は流石に松下村塾の駿足だ。深く時局の裏面を見て居つた。併しながら總べては勢ひだ。長派の決心は旣に定まり、十九日曉天を期して、三方面から京都に進入することになつた。そして十八日、三家老の連署を以つて松平容保の罪狀を剔抉した『送戰狀』を所司代に送つた。問罪書を兼ねたその『送戰狀』は次の如くであつた。

送戰狀（元治元年七月十八日）

謹按、陛下攘夷之御志者、弘化年來、終始畫一之御事、雖三今日一被レ爲レ替候御儀は不レ被レ爲奉レ存候所、去秋以來、御撓被レ爲レ遊候樣に相疑儀有レ之、恤民之儀者、御天性に被レ爲レ渡、猶更御深切に被レ爲レ在、浦々島々之小民迄、艱苦不レ致、億兆安然、不レ得二其所一者、無レ之樣との御素志に被レ爲レ在候はゞ、普天率土、誰か感戴奉らざらん。然るに交易之害にて、僻土に至る迄、一民も疾苦を免るる者無レ之、殊に輦轂之下にては、殺氣凄慘、人心恟々、朝不恤夕とも可レ申實に恐入候次第に御座候。其所以然者を相尋候に、松平肥

後守之所爲に御座候。肥後守、其性剛腹にて庸劣、名分等不ニ相辨一、又家隷共、奥州荒僻之寒士に候得ば、唯其威を張り、城市を虐る事而已にして、天朝之所レ貴、且叡慮之斯難レ有爲レ在候御事をも相辨不レ申、縉紳を欺き、義士を忌、昔時山法師の惡行よりも甚敷、其罪を數候に、十指を不レ屈と雖も、其大なるものを擧候はゞ、去年八月、調練叡覽可レ被レ遊旨、被ニ仰出一候節、調練には不用の野戰砲數挺、御花畑へ相運置、劫喝之爲に相備、同十八日未明、御築內をも不レ憚連發仕、禁闕へ押入候事、是大罪一也。關白鷹司公、幷三條殿下、當時被レ蒙ニ勅勘一候御國事掛寄人等之御方迄、孰も國家之柱石に被レ爲レ入、聖明御輔佐被レ有レ之候處、其大德高才、純忠至誠を奉ニ恐入一候より、百方讒毀、暴に朝參を停め、終に幽閉沈淪之御身となし奉り候、其罪一也。戎狄を被レ爲レ惡候御事は不レ及レ申、外夷に相交候義は、其宗家先に嚴禁の致方有レ之候處、長崎表に役人を遣し置、國產絹糸油等を交易仕、年々些少之私利を得候穢心を以て、一港丈は殘し度段、頻に懇訴仕、叡慮を遵奉不レ仕、祖先之掟を破壞仕候事、是其罪一也。當春廷議、肥後守守護職不レ可レ然とて、越前家へ被ニ仰付一候に付ては、殆進退差迫り、遷遠罷在候內、處々請謁、又其職を得、窮困之餘、市井之無賴を致集、壬生に爲レ屯、且家隷に其祿米を宛行不レ申哉、市井横行、僅に過ち有レ之候得ば、直に其家產を沒收し、或は夜陰辻切持參物を爲ニ奪取一、洛中洛外を擾亂仕候、是其罪一也。其尤甚敷に至候ては、去月五日、夜遽に兵勢を繰出し、藩邸を取圍み、且旅宿等に押入、多人數殺害縛取、所在家財衣服等迄盜取、尚又同月二十七日、何故共不レ知、劍戟旗旌相用、遽に參內、乘輿を御玄關へ平附、九闕を以て身圍と爲す。手

段無法無禮、朝憲を不レ憚、幕法を不レ守次第普天率土、驚愕憤怒之至に不レ堪候、其悪虐暴戾之形勢に相顯候大なるもの大凡如レ此に御座候得ば、其小なるものに至ては、筆紙に難レ盡、況んや其心術朝廷を蔑視仕候事は、藤原信頼、木曾義仲にも相越候。畢竟彼樣之者、重き御役儀を冒候故、攘夷の叡慮も、恤民の思召も、貫徹不レ仕而已ならず、天下大亂之本、皇國必滅之秋に御座候。微臣等主人並三條殿以下、御寛宥被二仰付一、攘夷之御國是、速に相立候儀、天地鬼神に誓ひ、哀訴歎願申出候處、嘗以御採用不レ被二仰出一、是亦肥後守所爲を以既に時日を經、浮浪煽亂の像を誣讒し、干戈內亂之禍を不レ顧、列藩を欺き、廟議を奉レ促、無二勿體一も鳳輦を搖動し奉らんと迄、姦謀相巧候段、最早天下萬民之爲に其儘難二相置一、陛下祖宗之御爲に、誅伐不レ仕候ては、不二相叶一儀に付、肥後守儀、於二闕下一討伐相加候間、速に九闕內御追拂、洛外へ引退候樣、被二仰付一、尚赫然宸怒天誅の勅諚、速に被二仰出一被レ下候樣、奉レ願、暫時輦轂之下、騷擾仕候儀可レ有レ之、深奉二恐入一候得共、其段は、不レ得レ止義に付、御宥免被二仰付一候樣、奉レ願候。微臣等不レ堪二恐懼一屛居懇祈、誠禱之至、萬死泣血謹奉仕候。

長防浪士中

推して京都に進入する口實としては、餘りに用意を缺くものがあつた。一から十まで會津問罪に終つては、長會の私闘に外ならぬではないか。京都警衛その宜しきを得ないが故に、君側の奸として之れを掃滅するといふ振れ出しであるが、何故に彼等は、堂々勅勘を解き奉るの立意に依り、闕下に伏して歎願すると云はなかつたので

あらう。既に兵勢を洛内に侵入させては、最早や歎願でもあるまいといふ考へであつたかも知れぬが、君側の奸を掃はない以上、歎願の衷心が通じないとあれば、兵を擁して入京することも、最後の手段として必らずしも意義の通ぜぬことはない。ここに至つて、長州派が自から、私闘の態を露呈するに至つたのは、彼れ等の爲めに惜しむべきであつた。

【參考】八幡男山に於ける大會議　〔南貞助談〕

或日〔元治元年七月十七日〕男山八幡神社に、諸手の重立たる人々の會議あるとて、僕も久阪〔玄瑞〕に連れられ、同社殿の側なる社務所とも云ふべき家、乃ち益田大夫の營に會合せり。此時午後二三時頃かと思ふが、會する者、凡そ二十名ありしならん。皆諸手の大將株にて、久阪・寺島・入江等は、勿論、眞木〔和泉〕始、皆歷々の人々なりき。玆に會議の模様を述べんに、來島氏〔又兵衞〕先づ口を開き云ふやう。諸君は進軍の用意整ひ居りしや……一座皆答へず。來島怒氣を含み、再び云ふ。諸君今や闕下に迫り、君側の姦を除かんとするに當り、諸君の進擊を躊躇するは何事ぞ……久阪徐に答而云ふ。我等素より干戈を以て、淸側の手段を採るべきは、覺悟の前なるも、時機尙到來せざるものの如し。元來君寃を雪がんとは、先づ歎願に歎願を重ね、我より手を出し、戰鬪を開始するは、我等の素志にあらず、況や世子君の來著も、近日を期すべく、宜しく其來著を待ち、然る後、進擊すべきや否やを決すべく、今直に進擊して、闕下に迫るは、策の得たるものに非ざるべしと。來島云ふ、世子君の來著を待ち、其上にて進止を決するは、我等臣子の義に於て、忍ぶ可らざる所なり。是れ偸安苟且とや云はん。須らく世子君來著前に於て、斷然進擊して、君側の姦を攘ふ可しと。久阪又曰、今軍を進め、闕下に至るも、我に後援なく、且つ我軍未だ進擊の準備全からず。必勝の計畫なきを以て、暫く戰機の熟するを待つに如

かずと……自ﾚ是來島は、久坂を指し、卑怯者……醫者坊主抔と罵り、又曰、諸君若し、身命を惜み、躊躇さるるならば、此處に止まるべく、予は吾が一手を以て、君側の姦を攘除せんと。怒氣衝天の勢にて、其座を立ち、蹶然去る。滿座の人人、就中寺島・入江の諸士は、來島の暴言を憤慨せるの觀ありしも、終始沈默して居たるが、眞木〔和泉〕其他浪士の內には、來島の論に左袒せる者多く、壯年氣鋭の士、勃然相起ち、復た制すべからざるの狀勢ありし。予は南氏に問ふて云ふ。眞木は形は韋氏に似るも、心は楠公なりとの言、或書に記しあるが、此會議に其言を言ひ出さざるや如何。南氏答ふ。あれは河原街藩邸に居る時も、常に眞木は此言を云ひ居れり。併し、此會議にては、其言なし。如ﾚ斯有樣にて、會議は結局進擊に決したる故、久坂氏も不ﾚ得ﾚ止こととし、決意したるものの如く、日暮に及び、各自退散せしが、久坂は最も憂鬱の態にて、顏色蒼然たり、予と共に、寶寺に向ひ歸る途中に於ても、一言の談話なく過ぎ去りたり。云々

【參考】 壯士訣別の水杯 〔野村靖子爵談〕

家大兄〔入江九一〕已に余と訣別し玉ひ、久阪等と共に、三大夫〔益田・福原・國司〕に從ひ、兵を率ゐて、攝津天王山に陣し、七月十九日〔元治元年〕進みて京師に入り、鷹司邸內に戰死し玉へり。余未だ當時の戰略を詳にせずといへども、大田市之進〔御堀耕助〕は、益田大夫、男山の陣に在て、最終の軍議に加はりしを以て、余就て其景況を聞くに、大夫及參軍會同して進軍を議するに當り、久阪及家大兄は急に京師に入るの不利なることを論じ、先づ要地を占めて本據となし、條公〔三條〕及世子君〔定廣〕の著陣を得て、徐ろに之を謀るべきことを說きたるに、來島之を聞きて、憤涙先づ下る。來島は人と爲り、武勇自ら任じ、膽氣衆に超ゆ。言行或は疎放なりといへども、誠心自ら人を服せしむ。且斑白の長者にして、久阪等皆翁を以て之を稱す。來島乃ち久阪を叱して曰く、玄瑞今吾れ此に來るは、臣子の本分を盡さんと欲するが爲めなり。汝輩戰を知らず、唯宜く東寺の塔に上り、又兵衞が鐵扇を以て、賊軍を粉碎するを眺むべし。吾れは則ち當に進擊して、

本分を盡すべきのみと。至誠面に溢れ、辭色共に厲し。蓋し來島の意は、係公及世子君の著陣に先ち、一戰して賊兵を掃はむと欲するに在り。一座肅然、敢て言を發するものなし。暫くありて久阪容を改め、眞木に向ひて曰く、公の意果して如何と。眞木端坐、言を正して曰く、來島君に同意を表すと。眞木當時最も年長にして、衆人の推せる所なるを以て、此一言に由り、進擊の議、復動すべからず。久阪・大田及家大兄は、歸途、互に今夕を以て永訣の期となし、溪水を小椀に盛りて、路傍に堆積したる木材上に踞し、水杯獻酬し相別れしと云ふ。大田之を余に語り、壯士訣別の情意、今尚ほ忘ること能はずとて、深く之を痛嘆せり。云々

【二十三】蛤御門の變起る（二）

長州兵遂に敗衄

併も矢は既に弦を離れたのだ。十八日深夜、福原の一隊先づ動き、直違橋を過ぐる比ほひ、大垣藩兵と兵火を交へ、一敗地に塗れて、大阪に壞走した。嵯峨の一手は勇將來島の率うるところで、精悍無比と謠はれた丈けあつて、十九日曉天天龍寺を發し、會津兵の固めてゐた蛤御門を打ち破つて、御所內に突入した。來島はその日、馬上高く金色燦爛たる采配を揮つて、陣頭に戰つてゐたさうであるが、會津の急を聞いて、星馳して來た薩兵の爲めに、背後から狙擊され、彼れは遂に一彈を致命傷に受けて戰歿した。

十八日の夜十二時、山崎を出た一隊は、久阪、眞木の率うるところであつたが、堺町御門に向はんとして、路

を轉じて鷹司家の裏門から、邸内に繰り込んだ。久阪の戰志なきは、旣に充分知れてゐる。鷹司公の衣冠して將に玄關を出ようとするのを見て、久阪は公の裾にすがり、泣いて參內の隨伴を歎願した。久阪は身を以つて宮廷に入り、草莽微臣の赤誠を直ちに九天に奏せんとしたのだ。時に砲聲は京都の町を轟かし、走る者、叫ぶ者、傷つく者、泣く者、騷音は徒らに人の心を波打たせた。久阪の情や哀れむべきものがあるが、旣に追討の勅令が出てゐる者を、猥に廷內に延く譯には行かない。袂を拂つて參內する公の後ろ影を見送つて、久阪は天を仰いで大息し『我事歇む』と長吟して門を閉いた。一彈は早くも彼れの脚を射拔き、邸のお局口に引きとつて、寺島と共に割腹して果てた。『死して猶ほ餘罪あり』と叫んだ久阪の心中や、眞に悲しむべきものがあつた。火は焰々として邸を燒き、彼等の屍を葬むつた。入江九一は道に殪れ、眞木は天王山に登つて屠腹した。

當日、鷹司邸に向つたのは、越前藩の同勢であつたが、『堺町守衞兵防戰記』に、その一端を記してゐる。

〔前略〕守衞所の東側なる、鷹司家の邸內に、早朝より藩士體の者數十人徘徊し、且曩に同邸の裏門へ彈藥を運び入れんとせし體をも目擊したれば、或は長兵等、邸內に潛み居るにはあらざるかと、深く懸念し、只管其動靜に注目して在りしが、巳の半刻にもやあらむ、俄に邸の表門を閉ぢ、邸內に大砲を据ゑ、且銃手をも配る體の見えければ、軍事方青山小三郎、門際に迫り、何れの藩士なりやと尋問數回に及びけれども、何の答をも爲さざるに、今は猶豫しがたく、速に開門せられよと大音にて呼はりければ、稍〻ありて長藩なりと答へ、始めて敵兵なる事を知りしが、やがて長兵等、鬨の聲を揚ると齊しく、表門の扉を開らき、我兵は、

左右に開らき、補兵隊を西殿町に繰入れ、大番隊其他の兵を堺町御門外に繰出したり。さて同時に長兵等、鷹司邸西北隅の築墻上、及び東殿町に面する路次門等よりも、大砲小銃を打出しければ、表門の敵には、大番隊其他の兵之に當り、築墻上及び路次門の敵には、補兵隊之に當り、兩所とも互に烈しく打合ひけり。（中略）斯くて忽ち邸の一隅より火起り、漸次延燒して、殿宇殘りなく燒亡しける……。云々

二百餘年の間、人は太平の夢に醉うて、花より花に戲むれ遊んだのであるから、一たび砲聲を耳にし、目に劍戟の閃めきを見ては、殆んど喪心者のやうに、驚ろき騷ぐのも、無理からぬことであつた。

＊　＊　＊　＊　＊

宮中では、俄かに諸卿の會合があつた。そして一聲に和議論が唱へられた。旣に幕府側が勝利を得たのであるから、ここで一先づ長州と和し、然る後徐むろに善後を策すればよい。といふのが異口同音に叫ばれた言葉であつた。急を聞いて慶喜は直ちに參內し、諸卿の顏色土の如きを冷然として一瞥しつつ、言を勵ましていつた。

『長州は旣に朝敵ではないか、彼れは禁闕に向つて發砲し、朝廷は征討の令を下し賜はつてゐる。然るに何ぞや、兩三發の砲聲に愕いて、朝廷より進んで和議を講ずるに至つては、朝廷の尊嚴は、之れを何によつて維持することが出來よう。』

と。一座默として、遂に再たび和議を口にするものがなかつたといふが、搢紳の無氣力なるには、一橋もほとほと呆れ返つたに相違ない。

伊豫大洲の勤皇家に、巣内信善といふ人があつた。夙に勤皇の志を懷いて京都に在つたが、偶〻十九日の兵亂を目撃して、次のやうに記してゐる。

『同日〔十九日〕巳の刻頃、内侍所はや御立退と相成り、禁中御常の御所の御庭のあたり、軍卒滿ち滿ちて、既に主上も御動座あらせらるべき御氣色にて、一橋中納言、軍裝にて御所中を往來し、其外會津・桑名等を始め、階下に腰打掛け、今にやと待ち、御庭前に御鳳輦御板輿をかき居奉るを見るに、目も暮れ心も消ゆるばかり悲しかりき。特に此騷に乘じて、御鳳輦を彥根の城に向け奉るべき由、聞へける。取分けて胸痛みぬ。然るに諸卒の中にも、會津の兵士、御所中に滿ち滿ちて、或は樹下に打伏し、又は水邊に足をひたし、或は甲陣笠杯を枕とし、又は刀鎗を提げ、飽迄暴威を逞うする有樣、かの唐土の宋・明の世に、醜夷が王の都に迫りしも、斯くやありけんと思は〔へ〕ば、淚止めかたし。夷らが襲ひ集へる心地して、あないまはしの今日の氣色や。然るに彼さがしらども、頻りに御動座を促し奉ると雖も、遂にとどまらせ給ふと聞きて、

動きなきものとも知らで大内の
　山守いたく騷ぎつるかな

天地もとどろくばかり騷げども
　ゆるがぬものは大内の山

去る程に軍同時に起りて、炮の音天地に響き、川裂け山崩るるが如し。火は彌盛んにして、禁中も既に危く

見えて、市中は只一圓の猛火となり、男女東西にまどひ、軍卒南北に馳せ違ふ。

さて長門の兵士、勤王の有志等、所々に亂れ散りて、今日を限りといどみ戰ふ有樣は、萩の盛に野分の吹起りて、花の散るが如く、奸徒の爲めに多く戰死す。』云々。

長州は遂に大事を誤まり、再度の大傷を蒙むつて敗走した。久阪、眞木、寺島、入江、來島を始めとして、長州派の中堅は、悉く陣中に殪れて了つた。

【二十四】久阪玄瑞を弔ふ

中において、衷情最も悲しむべきは、久阪玄瑞であつた。彼れは實に當年長州の第一人者であつた。彼れが長井に反對して『廻瀾條議』を出してから、長州一藩の輿論は、火のやうに急進論にもえ立つたのであつた。それによつて、長州の禍ひさるるところは少なくなかつたとはいへ、文久、元治に到る倒幕の氣勢は、正に久阪一派の急進論によつて動かされてゐる。元治甲子の彼れは、最後まで歎願論者であつたが、軍破ぶるれば、潔よく腹を割いて死に就いた。

剛勇來島翁が、八幡の會議の時に、雷霆叱咤の勢ひを以て開戰論を主張した時に、滿座答ふる者なき中より、敢然起つて歎願持重論を戰はしたのは、流石に玄瑞の氣魄を見る。來島は四十九歲の老雄、久阪は時に僅に二十五歲の一青年に過ぎなかつた。而もその論ずるところは、老成にして深謀あり、寔に得易からざるの逸才であつ

た。彼れが砲煙彈雨の間に、將に死に就かんとするに際し、『予が死を以つて來翁を諫めなかつたことは、死して餘罪あり』と叫んだことは、何たる悲壯の言であらうか。

久阪が尙早論を唱へたには、必らずや據るところがあつたに相違ない。その一は桂小五郎の出所である。桂は甲子の變に何をしてゐたか。彼は夙に藩を去つて中原に出で、深く因州藩士と結び、砲火一たび相交はるの時は、直に內應の手筈を成してゐた。而して鳳輦一度び宮門を出でさせ玉はんか、彥根藩兵が之を擁せざる以前に、突出して鳳輦を叡山に移しまゐらす手筈であつた。

桂の此の企圖と久阪と果して何程の連絡があつたか否か、今日に至つては知る由もないが、久阪が何處までも持重論を唱へた經緯と、桂が既に砲煙の裡に包まれたる因州邸に至り、蹶起を促がし、河田左久馬、松田正人等によつて事破れたる際、同志馬屋原二郎をして、密謀破綻の事を久阪の陣營に急報せしめてゐるのに見て、何等か這間に一脈の相通ずるものがあるやうな氣がする。久阪が天王山在陣中、『鳳輦に縋りついても、素志を貫徹せねばならぬ』といつてゐる言も、大いに意味があると思はれる。

久阪にとつては、事悉く齟齬したのだ。彼は七月十九日の當日、將に參內されんとする鷹司卿の裾にすがつて、泣いてお伴を願ひ、宮門に入つて長藩の寃罪を哀訴せんとしてゐる。併も卿の許すところとはならなかつた。萬事休したる中に、砲火相交はり、長州軍は一敗地に塗みれた。志道貫一が鷹司邸前の越前兵と決戰して邸内に歸つた時には、久阪は既に脚に敵彈を蒙むつてゐた。跛を引きつつ室より出で來つた玄瑞は、志道を見るや『事玆

に至る。予は君侯に對して申譯がない。ただ此上は、東上中の世子侯に、一刻も早く此狀を報告することであるが、予は足に負傷して行くことが出來ぬ。諸君の中誰れにても此の大任を果し呉れよ』と命じてゐる。窮迫ここに至つて、尙ほ君侯を思ふ。久阪の信義察すべきではないか。

旣にして敵彈炸裂の爲に、鷹司邸の屋上より發火し、須臾にして全邸は猛火の中に圍まれた。久阪は我事終れりとし、入江九一に諭して、

『寺島君と予とは、天朝並に君侯の爲に、死して臣子の本分を盡すから、君は軍を率ゐて天王山に集り、後擧を圖られよ。』

互ひに手を取つて今生の永訣を爲した時、入江は、

『久阪君、足下の髮は甚だ亂れてゐる。大丈夫、死に臨んで容の亂るるはとらざるところだ。請ふ、僕が理めてやらう。』

といひながら、懷中より櫛を取り出し、徐むろに久阪の亂髮を梳づり、破顏一笑して別れたのは、何たる風流ぞ。死に臨んで從容として鬢髮の亂れたるを梳づる。名香を兜の忍び緒に燻き込めて、死出の山路を匂はせたる、武將のほまれと相似たる佳話ならずや。

先きに寢る後の戶締り賴むぞよ

との一吟を殘して、志士玄瑞は見事に割腹し、猛火の中に身を躍らして死した。圍みを衝いて出でんとしたる

入江九一も、越前兵の槍に眼を貫ぬかれて倒れた。

* * * * *

天野御民が物せる『筆の須佐美』の中に、西郷の言として、

『予は曾て屢ゝ久阪先生と國事を談じたるが、此度、天王山の將は先生であるといふ。惟ふに先生が事を爲さるるは、決して朝廷に對して、不忠の事ある筈がない。これには何か出れのあることと思ふ。』

と語れるを記してゐる。英雄眞に英雄を知るといふべしである。

後年、西郷は人に語つていつた。『若し久阪先生が、今日まで生存してゐられたならば、我々どもが參議などと威張つてゐられたものではない』と。南洲は深く玄瑞の人となりを敬して居つた。

* * * * *

松陰門下の二雋才として、夙に衆望を負うてゐた久阪・高杉は、恰も土佐における、瑞山門下の中岡・阪本に類して居つた。奇略縱横の阪本が高杉に比せらるるならば、識見卓拔の中岡は、正しく久阪玄瑞であつた。

人物を見るの明において、迢かに群を拔いてゐた松陰は、夙に久阪・高杉の才能を推稱した。安政五年、高杉が江戸に上るのを送るの序において『予嘗て同志中の年少多才を歴選し、日下玄瑞を以て、第一流と爲す』といつてゐる。そして高杉東行の來るに及んで、兩者を以つて、門弟中の双璧として、常に激勵して止まなかつた。

當時高杉は氣魄において勝り、任意自用の癖があつて、學問に熟するところがなかつたので、松陰は事毎に久

阪を引いて高杉に荒砥をかけた。松陰曰く『予嘗て玄瑞を擧げて以て暢夫〔高杉〕を抑ふ。暢夫心甚だ服せず。未だ幾ならず、暢夫學力暴長、議論益々卓、同志皆爲に衽を斂む。予事を議する毎に多く暢夫を引て之を斷ず。其言往々易ふべからず。是に於て玄瑞最も之を推して曰く『暢夫の識や及ぶべからず』と。暢夫反て更に玄瑞の才を推して、當世比無しと爲す。二人懽然として相得るや、予傍より之を賛して曰く『玄瑞の才は氣に原す。而て暢夫の識は氣に發す。二人にして相得る、吾寧ろ憾あらんや』と。才氣煥發であつた久阪の一生は、實に櫻花の散るが如くであつたが、彼れが唯一の僚友であつた高杉は、友に離れて野山の獄中にあつた。

眉目清秀の一勤皇家が、猛火を背景にして腹を割いて死んだのは、今は既に七十餘年の昔となつた。而して今日、誰れか彼れの枯骨の、何處に滅しつつあるかを知る者があらう。斯くして時代の移るのであらうか、それとも又た人情の消えゆくのであらうか。記して玆に到り、思はず筆を投じて、嗟歎これを久しうするのであつた。

第三章　蛤御門事變後の時局收拾

【一】薩藩及び西郷の動靜

扨て七月十九日〔元治甲子〕の變を大觀するに、長幕共に戰機が熟してゐたとは思へぬ。長州派とても、七月十七日の八幡の大會議で、進發論に決したとはいへ、久阪・入江等の穩和派との議が一決したのではない。兩脚の出方が揃つて居らぬ。その上に全體の立前が歎願となつてゐるから、戰爭の題目にはならない。

旣に翌十八日には、兩軍の危機、甚だしく薄まつてゐる。長州派では歎願論が一蹴されて、進撃と決したので、慶喜が伏見の福原越後と押問答してゐる間に、長州の陣營は湧き返へるやうな勢ひとなり、此夜深更から十九日の早曉にかけて、三方悉く出陣してゐる。福原越後は、守護職松平容保を排撃する上書を爲し、浪士間よりは送戰書が發せられ、二條城中は慶喜・容保を中心にして、鼎の湧くやうな騷ぎで、慶喜は愈ゝ各藩の部署〔前掲〕を令した。

長州藩邸の留守居役、河畑龜之助〔椿彌十郎〕が、所司代松平定敬〔越中守〕に書を致して、今夜松平容保を誅伐すると宣言したのは、十八日の夜であつた。同時に在京の各藩に牒して、目ざす對敵は會津一藩であつて、他には恨みはないから、どうか會津を助けて吳れるなと請うてゐる。所司代邸よりは、直に立見鑑三郎を以て、

事の急を會津藩に報じ、又た一橋慶喜にも通じた。慶喜は各藩に各〻命令の部署に就くべく命じた。而して各藩では『長州側が喝かしてゐるのサ』ぐらゐにしか考へない者もあつて、多くは長州に君側襲撃の企圖あるを知らなかつたといふ。各〻備へに就くに至らず、十九日の曉天には、長州三軍は、早くも京都市街に著してゐた。この邊は、流石に機敏なる長州人の面目を見るのである。

若し幕府の手配が一日早かつたか、或ひは長州軍の出動が半日も遲れてゐたならば、慥かに長州軍は伏見・山崎・嵯峨の三根據地で壓へられて、遂に京都に入ることは出來なかつたかも知れぬ。益田右衞門介の山崎軍が、どう迂回したものか、ひどく遠回はりをして、桂川の沿岸へ出た時は、十九日の三四時頃で、この時には伏見方面では旣に砲聲を聞いたといふから、幕軍の寢込みを襲うた譯である。（口繪地圖參照）

戰爭といふ程でなく、先づ兵變といふところであるが、砲火、酣なるに當つては、京都の市民は大波を打つて、周章狼狽し、宮廷内の騷擾は一通りでなかつた。主上は常御殿に出御ましまして、幾度か御動座の御用意があつたくらゐである。以てその危急を知るべしである。

*　*　*　*

此變における薩藩の態度を見るに、全く西郷の意見に隨つて進退を決してゐることは、前述の如くである。當時京都に集中してゐた薩藩の兵力は、果して何程であつたか不明であるが、長州派が約二千人内外で、會津藩が千五百人位ゐであつたといふから、大凡そ之と匹敵する程度であつたらうと推察される。西郷の書簡にも見える

やうに、大した事もなささうであるから、國元から増兵の必要もあるまいと云つてゐたが、後に危急を察して、増兵を急請(きふせい)し、七月十一日に町田民部が兵數百を率ゐて入京してゐる。會津側の記錄に、事變前に薩州が、一言も追討(ついたう)に關して可否の論を發せず、靜まり返へつてゐるのは、當時薩州に、兵力が無かつた爲であると云つてゐる處より推して、町田着京以前の薩州兵力が、微力であつたことが明らかである。

而して在京薩藩の中心となつた人々は、

島津備後〔珍彥・久光第三子〕	島津圖書〔久治・久光第二子〕
小松帶刀〔淸廉・國老〕	西郷吉之助〔軍賦役〕
伊地知正治〔軍役奉行〕	大山綱良〔軍賦役〕
川上右膳〔小姓組番頭〕	町田民部〔大目付役〕
中原猶介〔軍役〕	吉利群吉〔小姓組番頭〕
奈良原喜左衛門〔出水部隊長〕	平田平六〔阿久根部隊長〕
野村勘兵衛〔隈之城部隊長〕	海江田武次〔信義〕

等で、後の税所篤子爵〔税所長藏〕伊東祐亨大將〔四郎右衛門〕の如きも、藩兵として軍中に在つた。而して薩軍の中堅として、總參謀格(さうさんぼうかく)の重責(ちゆうせき)に任じたのは、固より西郷吉之助であつた。

卽ち十九日事變に際しての陣形は、本陣を今出川なる薩摩屋敷に置き、兵を後方の相國寺內に備へ、前方近衛

家邸と連絡し、先づ兵を二隊に分つて、一隊は島津圖書を主將とし、之に町田民部及び川上右膳が、鹿兒島城下の士一隊並に隈之城・水引・蒲生等、外城の士隊を率ゐて、禁闕守護の任に當り、他の一隊は、島津備後之を率ゐ、小松帶刀・吉利群吉が城下の士一隊に、出水・高岡・阿久根・穆佐・樋脇等の外城の士隊を加へて進擊したのである。西郷の報告によれば、島津圖書は乾御門を固め、島津備後は日の御門內を固めたといつてゐる。嵯峨天龍寺にある、國司信濃の本據を攻擊する任務を帶びたのは、島津備後の一隊であつた。

長州三隊の中、最も勇猛果敢に進擊したのは、何といつても天龍寺軍の國司の一隊で、流石に來島又兵衞の加はつた部隊だけあつた。十九日曉天、先づ長驅して宮門を衝き來つたのは國司部隊で、一條戾り橋より進んで、中立賣御門に掛り、此門を守護してゐた筑前藩兵を破り、日野家・勸修寺邸を胃して、直ちに公卿御門に突擊して來た。又た來島枝隊は兒玉小民部と共に、途中より國司本隊と分れ、出水口より直進し來り、來島は蛤御門を攻めて會津藩兵と交戰し、兒玉は下立賣御門に廻つて、仙臺藩兵と衝突した。此日の激戰は、全く此の一隊の進擊に屬するので、彼等は大砲を引き來つて攻擊を開始したので、會津其他各藩の兵も、稍〻之にひるんで見えた。

恰も此の時、島津備後の一隊は、豫定の如く天龍寺攻擊に向はんとしつゝあつたが、長軍はそんな鈍いことはせず、銃砲の音勇ましく、逸早く宮門に攻め掛つたので、備後は急を聞いて、馬首を轉じ、乾御門に備へてあつた、大砲四門を引き來つて、一齊に發砲したので、砲聲天に震ひ、白煙地に漲ぎり、武勇を誇る長薩兩藩士は、入り亂れて鬪ひ、劍光閃めき、鮮血飛び、忽ちにして宮門一帶の地は、物凄い修羅場と化し去つた。長州軍中、

其の人ありと知られたる來島又兵衛翁が、馬上金の采配を揮つて長兵を指揮し、阿修羅王の荒れ狂ふやうな亂戰をやつたのは此時で、殆んど彼れの爲に薙ぎ立てられた形であつた。薩軍の川路利良が之を見るや『雜兵に目も呉れな、アノ大將を討ち落さば、勝利目前に在り』と下知するや、聲の下より、狙撃の一彈は遂に來島を討止めた。長軍が崩れ立つたのは、全く來島を失つたからだといふ。會津藩の記錄によつても、來島の一隊だけは、戰死者が皆な敵前に向つて倒れてゐたと報告してゐる。眞に勇將の下に弱卒なしだ。

薩軍側においても、税所篤が傷つきたるも、西鄕が足に彈丸を受けたのも、又た此の一戰で、長・薩共に最もよく戰つてゐる。西鄕の負傷は、向臑の小疵で、大したことはなかつたが、後に彼れが、書を土持政照に與へて、『おいは戰爭好きでごわすが、戰爭は隨分骨の折れるもので、二度とするものではごわせん』と語つてゐるところを見れば、相當に汗を流して驅け廻はつたものと見える。〔本卷第二篇第一章參照〕

* * * * *

薩軍の行動に對し、薩藩の記錄中に、左の如く記せる一段がある。之れによれば、西鄕の動靜も自から分明であり、且つ負傷に關しても、狀況を察することが出來るので、左に之を錄する。

長人は夜を冒し、福原越後の兵は伏見街道を北上し、益田右衛門介の兵は、山崎を發して堺町門に向ふ。初我藩〔薩州〕の部署は、軍を分ちて二と爲し、一は禁闕を警衛し、島津圖書久治總督たり。一は天龍寺を進擊す。島津備後珍彥總督たり。軍賦役西鄕隆盛、軍役奉行伊地知正治、軍賦役大山綱良等參謀たり。

十九日拂曉、方に豫定の行動を始む。時に國司の兵七百許旣に來りて、下立賣、中立賣、蛤の三門に迫る。勢甚た鋭なり。會津の兵は蛤門を守り、筑前の兵は中立賣門を守る。中立賣遂に破れ、敵進て公家門前に及ふ。我藩兵、乾門より大砲四門を率て赴き戰ひ、奮鬪して之を破る。敵退て日野邸に入り、拒守す。隈之城物主野村勘兵衛及ひ兵士一名戰死す。我か軍の天龍寺に向はんとする者、長人の逆襲し來るを聞き、兵を回して烏丸通、室町通より進擊す。西鄕隆盛も亦此の方面に在り。督戰甚た力む。〔演述者云ふ。此戰西鄕は鐵砲疵向臑小疵、稅所長藏は股へ二つ向臑へ一つ重疵、生命は別條なしと〕

中島猶介の率ゐる奇兵組は、敵の背後よりボート砲を以て榴彈を連發す。敵遂に大に敗れて潰散し、國司は旗伏を委棄して逃げ去れり。然るに堺町門附近は、越前兵、長兵と接戰し、長兵鷹司邸に入り、墻塀に據り、砲銃を亂發す。〔此の邸内には、兵器糧食許多あり。長人豫め運搬しをきたる者の如しと云ふ。〕越前、會津、彥根の兵、之と相持す。我か兵日御門を守るもの、及び中原等の兵之に加はり、大砲を以て墻壁を崩して突入し、火を縱ちて邸を燒く。敵遂に散走し或は火に投じて自焚す。官軍手を分ちて進擊し火勢益熾に、敵の潛匿する者を捕斬すること尠からず。福原越後は、伏見より進て藤森に至る。大垣の兵、逆へ擊て之を退く。轉して竹田街道に向ふ。彥根の兵拒き戰ひ、之を走らす。竟に洛中に入ること能はす。是日の戰は、拂曉より晡時に至る。酉牌に及ひ、我か二總督陽明殿〔近衞邸〕門前に旗合を爲し、首實檢の式を行ひ、一隊を以て乾門を守り、餘は皆藩邸に歸陣す。各所の兵火は、益ゝ蔓延し、西南の市坊大半燒失し、

二晝夜を經て始て熄む。〔演述者云。七月十九日朝五ツ時頃より、廿日夜寅の刻迄、燒失の町數凡そ八百十一町、かまと數二萬七千五百十三軒、土藏千二百七ケ所、寺社二百五十三所、諸橋四十一ケ所（甲子兵燹圖）〕

此の役に於て、長人來島又兵衛は蛤門に斃れ、久阪玄瑞、入江九一は鷹司邸に死し、眞木和泉は、天王山に自盡す。皆驍勇過激の士なり。

二十日、島津珍彥、兵を率ゐて天龍寺に向ふ。至れは則ち敵兵盡く遁れ去り、足輕一人留りて在り、輙ちこれを捕へ、寺を燒きて凱旋す。〔大日本時代史、維新史〕

* * * * *

此の事變の翌日、七月二十日附を以て、取敢へず大久保に略報した西鄕の書簡は、更らに明瞭に、彼れの行動及び薩軍の進退を記してゐる。

大久保利通に與ふる書〔元治元年七月二十日〕

先度より申上置候、長州の一條に付、堂上方荷擔の御方々多く〔一條門流等〕色々と議論紛々の事にて、追討の　勅命相下り候處六ケ敷、殊に長州違勅の事に付ては　罪狀明白の譯にて色々と手をつくし、已に　勅命相下る一段に罷成候處、もふは致方無レ之迚、相起り候哉。一昨夜〔十八日夜、卽ち事變前夜〕より人數繰出し、中立賣〔國司信濃の部隊〕より攻登、未明より戰爭相始候處、諸藩の御固場所も打破、公卿御門迄、

攻入候處、此御方樣〔薩摩〕一手を以、打破追退、烏丸通より一手押出〔恐らく兒玉小民部・來島又兵衞の一手ならん〕し、大砲を以て互に打合、室町よりも一手〔益田部隊?〕繰出し、攻打候處、無レ程退散いたし、鷹司家內に逃込、砲戰有レ之又々崩がたく、此御方より砲隊並二組の人數を以て打挫、火攻に及候處たまり兼早々退去候由、國司信濃、益田右衞門介等の面々罷居たる由御座候得共、打洩したる事殘念の至りに御座候。乍レ然國司儀者、旗並具足等打捨逃去候に付ては、首級同樣の譯に御座候。伏見の儀は福原越後主宰にて御座候處、大垣の手勢を以て打破り候由御座候。今日は又々天龍山へ攻懸候樣御達相成、御人數被二差向一候處、不レ殘退散跡にて、一人の生捕有レ之候計にて御座候處、巢穴を破遁賊にて火を懸燒崩申候。山崎の方も皆崩立逃去候故、今日の合戰は何事も無レ之引返し候事共にて御座候。此度の薩勢の鋒、衆人の耳目を驚し候事共にて、大慶の儀に御座候。備後樣〔島津珍彥〕には日の御門內、圖書樣〔島津圖書〕には　乾御門御固御出張相成、勝れたる御都合にて難レ有事共に御座候。此旨荒々申上候間、畠山方より細事御聞取可レ被レ下候。後便委細可二申上一候。恐々謹言。

七月二十日〔元治元年〕　　大島吉之助

大久保一藏樣

追啓、烏丸通の大砲攻合に、長方より散彈をつるべに打込候處、怪我人も段々有レ之、長藏〔稅所長藏（篤）〕儀足に少々疵を受候得共、決して御念遣の儀に者無二御座一候。疵を蒙りながら少しもひるまず、矢種の盡

るまで打込候次第、恐る計に御座候。尙々鳳輦を奉レ奪候謀計にて、實に薩兵あらずんば危き次第にて御座候。此度は御所え向ひ砲發いたし候付ては、天下の人望を失ひ候のみならず、大逆の罪を得、其上異人と和議を結び、旁是迄の詐謀一時に相顯れ、天罰を蒙り候事共に御座候。

* * * * *

此役において、薩軍の手に依つて斬首されたる長州兵三十八級、生虜十四人、毛利氏章旗四旒、其他主將國司の具足櫃を獲、中に毛利侯黑印の軍令狀を發見した。而して薩軍の死傷は、死者六人、負傷者十四人を出した。二十日には殘兵の天龍に屯するの報を得、小松帶刀と共に西鄕之が征討に向つたが、到り見れば一老兵あるのみ、之を縛して、寺院・兵器を燒却し、貯へられたる兵糧米は、悉く之を發して、罹災民に頒ち與へた。里民初めて意を安んじ、薩軍の信賴は、玆において高まつた。西鄕は『降兵を殺さぬのは、我國武門の習はせでごわす』といつて、俘虜に對しては、最も鄭重に取扱つたので、是等の長兵が歸藩するや、西鄕の威名は、長藩士の欣慕するところとなつた。後に薩長聯合の議あるに際して、長州が西鄕に信賴するところがあつたのは、是れも亦た、與かつて力があつたと稱されてゐる。西鄕は後の提携の爲に、長兵に對して術策を用ひたのではない。彼れが日本武士として披瀝したる赤誠が、相手の心肝に銘したまでである。何者の陋漢ぞ、西鄕を以つて策略の士と爲すや。人の策と見、略と觀ずるところ、西鄕においては、唯だ一片の赤心を推すのみだ。誠ならずして、誰か感動

する者あらんやである。

【三】長州軍全く沈潜す

第一段の備へだけあつて、第二、第三の陣立てのなかつた長州軍は、第一線が失敗すると、直ちに全軍の壞走となならざるを得なかつた。福原、國司、益田の三家老は、身を以つて長州に遁がれた。國司の軍は最も力戰奮鬪したが、勇將來島が倒れると、殘隊は算を亂して敗走した。その時に國司の陣中から、藩主の黑印の軍令狀が薩軍の手に拾ひ取られた。（軍令狀前出）

既に軍令狀のある以上、藩主の戰意を否定することは出來ないとあつて、七月二十三日、いよ／＼長州追討の勅令が發せられた。

松平大膳大夫儀、兼而禁ニ入京ー候處、陪臣福原越後を以て名は歎願に託し、其實强訴、國司信濃、益田右衛門介等、追々差出候に付、寛大之仁恕を以て雖レ扱レ之、更に悔悟之意なく、言を左右に寄せ、不ニ容易ー趣意を含み、既に自から兵端を開き、對ニ禁闕ー發砲候條、其罪不レ輕、加之、父子黑印之軍令狀、授ニ國司信濃ー由、全軍謀顯然候。旁長防へ押寄、速に追討可レ有レ之事。

既に長州は遺憾なく朝敵の地位に立つた。戰爭において敗れたのみでなく、政治戰においても、全く失敗に終つたのである。幕府の思ふ壺にはまつたといふよりも、餘りに美事に自から首級を進呈した形であつた。

毛利敬親父子が官位を褫奪されたのは勿論のこと、宮廷内において、長州の爲めに盡力するところのあつた、有栖川宮を始め、鷹司輔煕、大炊家信、正親町三條實德、中山忠能、日野資宗、橋本實麗以下十數人の公卿は參朝を止められた。

勝海舟は、當時の形勢を見て、次のやうに論じてゐるが、言ふところ略ゝ中正を得てゐる。〔海舟日記七月十九日〕

『京地の風評、長を善とし會殊に惡說あり。長は其の邦家の危急によつて、務めて人心をとり、役雇の類といへ共、金を與へ、撫育し、且攘夷は無着の人々好む所なれば、頻に此朝令の反覆せしは、薩・會の手に出でしと唱へ、其非を擧げ、中川親王、大原三位、また尹の宮、近衞殿等は、薩・會の黨とし、公卿方無着の者に便して、大半此點に雷同するを以て、風評宜敷を得し也。

又、薩・會の所置、暴に過ぎ、頗る正中を得ざるものあり、薩は形勢を明察し、機會に乘ずる天下第一といふべく、昨冬已來、長人是に仇すれども、私怨を忍び、敢て咎めず、彼が擧、不正に到るに及んで、憤怨以てこれに答へんとす。尤巧なりといふべし。

會藩は上に人物なく、下士激烈無着落、其規模殊に狹少、必らず勞して天下の大害を生ぜん。また可ㇾ憐。』

【三】松平容保の將軍進發論

長州は既に西海の一角に孤立して了つた。僅かにその末家と聯立して、餘勢を保つてゐるに過ぎない。而して

幕府は、彼れに對して最後の止めを刺さうとした。

會津容保は戰勝の餘威に乘じ、將軍自から征長の軍を督し一擧して防長を伏せしめ、幕府勢力の挽回を謀らうとした。七月二十三日、容保が江戸幕閣に贈る建議書中に、充分にその心意が表はれてゐる。

松平容保より江戸閣老への書（元治元年七月二十三日）

一翰致二拜呈一候。殘暑未レ退候得共、天氣益御麗敷被レ遊二御座一候間、御降心、可レ被レ成候。將軍樣益御機嫌克被レ遊二御座一候半。珍重奉レ賀候。各位樣にも愈御淸適、御勤仕、珍重奉レ賀候。過日使者差下候間、委詳御聞取被レ下候半。長藩之逆意は、今日に相始候事にも無レ之候得ども、直樣禁闕に發砲致候半とは、實に意外之擧動に而、恐多くも主上は、常御殿に被レ爲レ成、神器も舁出し候計に致し、玉座殆ど御遷に相成候半事、數度に及、公卿・後宮等、供奉之用意を致し、宮中之鳴動雷の如く、形情筆紙難レ盡候。右は十九日に御座候所、廿日夜、怪敷者宮中に入込候とか申、又々動搖致し、此時に主上には紫宸殿に出御被レ遊、三器も舁出す計り、外よりは御警衛之者共入込、混雜申迄も無レ之、漸之事にて鎭靜に相成候。右等に就いても、一橋殿始、役々之盡力、不二一と方一事に御座候。偖又諸手差向候處、嵯峨は一人も殘無レ之、薩州之手にて燒拂候。山崎は少々殘黨も有レ之、砲戰致し候へども、家來共にて乘取候。伏見は井伊・戸田等にて打留燒拂、八幡は前日より殘黨無レ之候。大阪も追々之注進、落人打取召捕等不レ少、屋敷内には、一人も無レ之引拂、西宮・兵

庫邊、長人落行之模樣、追々申來候。長門守には備後鞆津迄出候由に御座候。

此上は、九門内外を始、大阪、兵庫、明石等、夫々備を設け、西海並に山陽、山陰、南海之二十三國に命じ、抑申付候處、今日追討之御綸旨も出候間、諸手相揃進候計に御座候。就而は先達而中より申進候處、御無人に而は何とも行兼候間、力量有之候者は、破格に御擢用、御役被免候者も、夫々所長を以、御用に相成、右等御召連に而、直樣御上洛、萬端御指揮被遊候はゞ、中興之御興業、指日而成就致候事と奉存候。諸手督軍等、共人に無之候而は、御威光、何とも振起不仕候間、此段御熟察、可被下候。

右申進度、早々如此御座候。以上。

七月二十三日〔元治元年〕

容保が將軍進發を望んだのには、裏面の理由もあつたであらうが、兎も角も征長進發によつて、幕府内情の支離滅裂を融和しようといふ考へがあつたに違ひない。一橋と幕府とが、今日のやうに相反目してゐては、幕府自から傷つくやうなものである。苟くも力量ある人材であるならば、何處の何兵衛でも構ふことはない。どし〳〵採用して幕政を一新せしめねばならぬ。慶喜派だといつて、先き頃追拂つた連中なども、矢張り相當の人物なのである。人物本位の見地から、復職せしむべき價値ある人材は、成るべく多く、登用したがよからう。といふのが容保の考へであつた。

併し將軍進發などといふことが、それ來たといふ勢ひで出來るくらゐならば、幕府はかくまで早く耄碌はしな

かつたに相違ない。兎や角と因循論が、左右から雲起して、やがて山帶の影も形も見えなくなつてしまつた。

【四】春嶽は遂に起たず

追討の勅旨は拜したが、大將が極まらぬといふふしだらさである。將軍に代る者といへば、差し向き慶喜であるが、此の男が出さうな顏をせぬ。容保は勿論病床にあるので出陣は覺束ない。紀州か尾張かといふところであるが、共に鄕里に蟄寢して居つて、成るべく危うきに近づくまいとしてゐる。紀州は曩に征長總督の任命を受けてはゐるが、名ばかりの總督に過ぎない。固より自から起たうとはせぬ。お家大事の外には、何の考へもないのだらう。容保が慶喜と謀つて、家臣手代木勝任に託して、越前に書を贈り、春嶽をして副總督として起たしめようとした手簡に、當時の情景を、瞥見することが出來る。

松平容保より松平慶永に贈るの書　〔元治元年七月二十七日〕

一朶呈上仕候。秋暑今以甚敷御座候處、彌御安寧奉賀候。然者、貴君此程は少々御不快の由、拜承、如何被成候哉。御案事申上候。猶委細相伺度奉存候。偖此度長州藩士、恐多くも犯禁闕、逆跡言語同斷に御座候。卽御家來、堺町之烈戰、感佩仕候。然處、官賊之名義愈〻一定、直樣防長追討之御綸旨を下給り、天下皆之に赴候。此上之一擧、治亂之機間に候處、殘憾至極に御座候得ども、御家門、御譜代等、人物に乏敷、政府

之御威光、甚無ニ覺束一、萬目偏に公に屬候間、御所勞中、何とも御煩勞に御座候得共、爲ニ皇國一爲ニ德川御家一、至急に御命駕被レ成度、於ニ小子一奉ニ懇願一候。仍而家臣手代木直右衛門、差出候間、委詳は同人より御聞取被レ下候樣、奉レ希候。右申上度、如レ斯御座候。

七月二十七日〔元治元年〕

然るに之に對する慶永の對答は、八月三日附を以て、左の如く返書し來つた。文に曰く、

松平慶永の松平容保に復するの書〔元治元年八月三日〕

貴翰拜閱仕候。如ニ尊諭一秋暑甚敷候處、先以愈御壯剛、御奉職、欣賀之至御座候。偖此度、長藩暴發奉レ犯ニ禁掖(きんえき)一候逆罪、言語同斷之次第共、逐一傳承、不レ堪ニ恐惶一候。其節も、不ニ相變一、御忠節共に御豫備も御行屆其上、御藩臣、其所々苦戰義勇を勵し、賊魁も御手に死候趣、天下之御名譽、不レ過レ之、感憤之至奉レ存候。右に付而は、官賊之名義一定、長賊追討之降勅に而、此上之一擧治亂之機間に候處、御家門御譜代等、人物に乏敷政府之御威望も、如何にも御殘憾之旨、御同意千萬奉レ存候。右故、小生上京、參謀も可レ仕旨、態々御家臣直右衛門御指下し、委細被ニ仰下一候趣、逐一拜承仕候。則、一橋殿よりも、戸川監察被ニ差下一、被ニ申達一候趣とも、御同樣之儀に而、身に取り、家に取り、本懷之至に候得共、唯々不レ堪ニ重任一、何とも當惑至極仕申候。右に付、一橋公へ御請之次第も有レ之、委細直右衛門へ、家來共より申聞候間、御聞取被レ下候樣、

仕度奉レ存候。賤志之儀、御懇尋被レ下、奉ニ萬謝一候。先日來瘧疾相煩居候得共、此頃は追々輕少相成、不レ日全癒可レ仕、別而秋暑に逢、旁難儀罷在候。右裁答、如レ此御座候。頓首。

八月三日〔元治元年〕

一橋が戸川鉡三郎をして、福井に齎らさしめた文書も、殆んど容保と同一意であつて、『追討軍は二十一藩に命じて出來上つたやうなものの、さて總大將がない。大將がなくては戰爭は出來ない。ここ頗ぶる困却の態だ。どの道副將はお前の番だ。疳癪は疳癪として、一つ穴から出て來れぬか』といふ勸誘狀であつた。

春嶽の退耕は、強ち疳癪ばかりでもない。用がなければ邪魔物あつかひにし、事が起るとお前でなくてはといふ矢の催促は、ちと蟲がよすぎる。度々のことだから春嶽ももうは腹を極めてゐる。幕府がから賴りなくなつてしまつては仕方がない。自分の藩だけでも力を養つて、萬一の場合に準備して置かなければならぬ。何といつても、事を行ふには人物と金だ。といふので、財政整理と人材養成に熱中してゐる際であるから、今頃征長の副將でもあるまいと、慶喜に對しては、左の理由書を發して、きつぱりと上京を辭した。

第一　元來不肖之身を以、三軍之號令を總攬し、諸藩を指揮可レ仕覺へ無ニ御座一、致ニ恐懼一候事。

第二　當春御上洛中、於ニ御前一、紀公へ御直に御名代之旨被ニ仰出一候處、今更、隱居之私罷出、大任を辱候而は、乍レ恐幕府之御失體にも、可レ被レ爲レ成歟。將紀國君臣之思はく、隨從諸藩之居り合、如何可レ有ニ御座一哉と致ニ恐懼一候事。

第三　此節御取仕切鎖港之被ニ仰出一御座候折柄、開國蘭癖之名を取候弊藩、上京被レ命、軍事參謀仕候而者、朝野之人心、又々開鎖之兩端を抱き、別而關東方抔、折合申間敷儀に候得ば、御爲に不ニ相成ニ而已ならず、却而方今御趣意之御邪魔と相成候は、必然之理勢と、致ニ恐懼一候事。

少々針を含んだ文言がないでもないが、春嶽のいふところは理義が通つてゐる。彼れは『決して幕府の危急を見て傍觀するものではない。場合によつては全藩を傾けても、更らに惜しいとは思はないが、今日のやうな無中心の状態では、何をしても水の泡で役に立たぬ。將軍が幕府の中心である以上は將軍自から中心であるだけの實力を示さねばならぬ。此際よろしく上京して、自から征長の部署を定め、一令の出づるところ、一絲亂れずといふ風でなくては、何事も成就しない』といつてゐるが、彼れのいふところに事實相違はない。

*　*　*　*　*

ここで春嶽に遁げられたのでは、一橋の窮境は一層深みに陷いるばかりである。何としても越前を起たしむべく、更らに品を換へて、薩藩の西郷、小松をして、福井藩の中根、酒井に説かしめんとした。西郷は小松と連署して、雪江に説くところがあつた。しかしながら西郷が春嶽を動かさんとするに當つて、縷々として述ぶるところは、終始一貫、『朝廷一大事』の場合であるから、私憤を捨てて立つべきを勸むるにあつた。慶喜、容保の思想と對照して、根本に一大相違點を發見するのは、西郷のこの一貫したる朝廷第一主義であつた。雪江等に與へた文書に曰く、

西郷・小松より中根・酒井に與ふる書（元治元年七月二十八日）

再來御疎情相過候得共、酷敷秋暑無㆓御厭㆒御勤仕の筈、奉㆓恐賀㆒候。陳ば去十九日（七月）御當地大變の始末、疾く御聞取相成候はん。九門內戰爭、未曾有の形勢、殊に砲彈を以、玉座を奉㆑驚候事共、可㆑惡の甚敷者に御座候。其節に臨ては、朝廷の御危き事、何共難㆓申盡㆒、畢竟（ひつきやう）彼等の底意相探候へば、御所中を騷し、其紛れに乘じ、終鳳輦を西に促奉の奸謀と相見へ、不㆓容易㆒企、絕㆓言語㆒候次第に御座候。就ては尊藩（越前）堺町御門御固（おんかため）の御人數、天晴（あつぱれ）の御忠戰、各藩の耳目を驚かし候事共、天下の爲、御祝詞申上候。右等の反謀、相巧候付ては、本國追討之勅命相發、不日御征討之場に相成候處、老公樣（春嶽を指す）には、御所勞候哉に傳承、焦心苦慮此事に御座候。乍㆑然、非常之節は、禁闕御守護之尊命も被㆑爲㆑蒙たる御事に御座候得ば、朝廷之御威權、被㆑爲㆑振候の塲に至り、御盡力不㆑被㆓成下㆒而は、不㆓相濟㆒場合と奉㆑存候。勿論天下人心之希望する處、弊藩に於而は尙更之事に而一向御上京之處、奉㆓懇願㆒居候事に御座候。御國費之儀は深く御察申上居候事ながら、人心之折合、且朝威不㆓相立㆒との時機におゐては、深心痛いたし居候間、追討之處迄、御向ひ不㆑被㆑遊共、急々御上京被㆑遊、朝威を御援助被㆓成下㆒候儀、小生等之赤心に付、直樣罷出、奉㆑願度御座候得共、繁忙に任せ不㆑得㆓止事㆒、海江田武次を以、右等之事件、奉㆑願候間、細大御聞取被㆑下、小生等至誠之眞情、宜敷御汲取被㆑下、御盡力被㆓成下㆒度、偏に合掌候。恐惶謹言。

七月二十八日〔元治元年〕　　大島吉之助
　　　　　　　　　　　　　　　　　小松帶刀

中根靱負様

酒井十之丞様

慶喜等は『幕府の爲めに』といふので動かさうとし、西郷は文中幕府のバの字もいつて居らぬ。終始一貫して朝廷の爲に慶永の盡力を促がさうとしたのである。ここに『國費』云々のことをいつたのは、慶永が一橋への回答中に、特に別書を以つて、財政困窮（さいせいこんきう）を訴へたからであらう。しかしながら慶永は遂に立たなかつたので、その子松平茂昭を以つて副將に命ずることになつた。慶永は既に隱居してゐて、茂昭は當主であつたからだ。征長總督は、始め紀州侯徳川茂承に命ぜられ、後に尾張侯徳川慶勝に變ぜられた。

【五】徳川慶勝の征長司令官

然るに慶勝の總督も、隨分問題つきであつた。容保の命によつて江戸に滯在してゐた、柴太一郎の書簡中に、慶勝の進退に就いて、斷片ながら一端の消息を洩らしてゐる。

一、御總督之儀、老公〔慶勝〕より御詫、被ニ仰上一候。其趣意、總督の儀は、至極重任に候處、不肖儀、殊に所勞に而、不行屆儀、關原大阪、神君御神征之例を以、御進發被レ遊候はば譬へ病中ながらも、押而出陣、

幕下に付、盡力可レ仕候間、總督の名義は、御免被レ下候樣、被二仰立一候由、右に付彥三郞〔尾張藩士水野彥三郞〕出府致候。然るに是非々々御請被レ成候樣との事に而も御許容無レ之趣に而、彥三郞歸國致申候。仍而好機會故、橋公に被レ成替候樣と、頻に周旋致居候得共、御同公〔慶喜〕爰許に而、存外御疑被レ居候振合に而、中々御氷解に至兼、遺憾之事共に御座候。』云々

慶勝とても『損な役割に自から身を投ずるまでもないことだ。何とか口實を構へて難局は御免を蒙むらう』といふ腹であつたらう。關ケ原の大戰のやうに、家康自から三軍に將として進發し、百年の運命を一戰に賭するといふやうな意氣込みで遣るのならば、不肖ながら三家の一だ。君の馬前に立つて奮戰もしようが、今日のやうな人の尻拭ひは御免だといふのが尾張の肚裏である。それで愈〻進軍となつても、やれ兵隊が揃はぬの、草鞋の紐が解けたのといつては、出發しようとしない。厄介な總大將もあつたものだ、これで幕威を示すと聞いては、呆れる外はない。會津公の『京都守護職始末』に、次の一節を記してある。

『曩に幕府、德川慶勝卿を以て征長總督となすや、卿城邑に在り。命を受くるも輙く發せず。旣にして朝廷將軍家の上阪を促すに至るも、卿猶途に上らず。依りて我公〔容保〕九月二十六日、家臣小森久太郞を名古屋に遣し、之を促すに及び稍く入京すと雖も、亦西征の色なく、十月七日、始めて先鋒諸藩の重臣等を其館〔智恩院〕に招き、之を宴す。衆其緩漫を怒り、直ちに辭し去り、更に肥後藩上田久兵衞、道家角左衞門、久留米藩吉村武兵衞、安藝藩梶川虎藏等、諸藩士を、我藩士手代木勝任の許に會し、尾張藩士を招きて出征緩漫

の事由を詰り、征長總督の大任に膺りて、遲緩此の如くんば、諸藩これより惰氣を生じ、人心解體して、遂に不測の變を生ずるに至らん。且夫れ戰は機に投ずるにあり。此機一たび失せば、幕府の威權忽ち地に墜ち、瓦解土崩の亂境に陷らん事必せり。氏等之を如何となすと。尾張藩士等陳辯して、兵は國の大事、萬一失措あらば、獨り尾張一藩のみならず、延いては宗家の興廢に關す。故に百事完備を待ちて發せんとす。且つ先に幕府の旨を請ふ事數條、未だ其令に接せず、故に然りと。諸藩士之を駁して、先づ敵境に涖み、機變を制するは、軍旅の常套なり。徒らに坐して事の完備を待つは、實に兵を知らざるなりと。尾藩士辭屈し、遂に十四日を以て、大阪に至り、諸藩を部署するを約して去る。』云々

既に大本營が、この調子であるから、他は推して知るべしである。三百年太平の餘德は、ここにも現はれてゐた。征長の一擧が、後に幕府の鼎の輕重を問はるる試金石となり、且つ諸侯の實力が、意外にも薄弱なることを暴露したのは、實に爭ふことの出來ない自然の行程であつたのだ。

【六】西郷は如何に長州に對せしか

此際にあつて、薩藩を率ゐてゐた西郷の胸中には、幕府の爲すなき狀態は、充分に觀破せられてゐた。彼れは一から十まで朝廷第一主義であつて、朝廷を仰いで國家の中心とし、之れに諸藩合同の力を以て國政を行ふの外はないといふ腹であつたから、同じく長州を討つにしても、その根本思想は、幕府側の諸藩と、全然出發點を異

にしてゐたのだ。

西郷は何處までも、朝廷の爲めに長州を討たうとするのであつた。即ち禁闕に向つて發砲した罪狀を責むるが爲めに、勅命を奉じて長州を征めようといふのである。關ケ原で家康がどうしようと、今日の幕府がどんな態度であらうと、そんなことは問ふところではない。征長の勅旨ある以上、幕府たるものは、之れを奉じて立たなければならぬのであつて、薩藩も亦たこれによつて、戟を執つて西征するのだ。これが西郷の一心である。

それで西郷は長州の始末に就いても、名義を立てて勅命を奉じさへすれば、成るべく早く折合ひをつけて、國家統一の大業を一日も早く實現せねばならぬと考へたのである。彼れの主張は、此の時旣に諸藩合同策にあり、維新に對する一大國是を決定するにあつたので、西郷は蛤門の戰爭がすむと同時に、竹内、岩崎の兩人を、早くも長州へ探索に入れて、彼れの動靜を探らしめた。

當時、彼等に與へたる、西郷の內命書に曰く、

長州探偵事項內命書〔元治元年七月〕

一　人心和・不和の事

一　君臣合體・義論一致の譯

一　謀主の人柄・姓名の事

一 武備嚴・不嚴の事
一 築城形勢の事
一 人數手配の次第
一 每隊人數多少の事
一 浮浪士增減の事
一 諸藩應援の事
一 末家一門隨從の事
一 七卿動靜の事
一 京師公卿方え音通の有無
一 義擧と割據の譯
一 積金・積穀多寡の事
一 浪士給金何程の事
一 外夷襲來に專備を設候か、征討軍配に策を用候かの事
一 京攝邊間諜の姓名隱居の事
一 年貢取方厚薄の事

一　出金・出米の事
一　浪士等一日飯米何程の事
一　小銃・大砲何程の事
一　京攝に人を差出候には、陸地を押し候哉、海路を渉り候哉
一　船用意何方に何艘有レ之候哉
一　浪士の魁と相成主宰の人柄姓名の事

その微に入り細を穿ちたる、用意を見るべきである。これ世間一般に思はれてゐるやうな豪傑西郷の爲し得るところであらうか。西郷は粗大ならず。事を行はんとする前には、必らず先づ必成を期した。而して敵を知り、己れを知り、その間、輕石のやうに浮ついたところは寸毫もなかつた。大事を成すものは、小事をゆるがせにせずだ。

＊　＊　＊　＊　＊

西郷は、冷靜に長藩の事情を觀察した。追ひ詰めれば、窮鼠、却つて猫を嚙む。ニヤオンでもないと濟ましては居られぬ。討つに法あり、征むるに道ありだ。

一矢折るべく、五矢折るべからずの、毛利元就の垂訓を奉じて、吉川等の末家と聯立してゐる防長の勢力は、僅かに西濱の一角に據る小天地であるとはいへ、決して侮るべきものではなかつた。殊に數度に亙る敗北は、彼

れ一藩の士氣をして極度に緊張せしめてゐる。迂濶に手は下されぬ。西郷が兩三士を長州に下さしめたのには、自から別に使命の含まるるものがあつた。

それは本家と末家とを分離せしめ、毛利家をして全く孤立無援の地に陷いらしむるにあつた。西郷が大久保に與へた、八月一日の書中に、此間の消息を傳へて明らかである。

大久保利通に與ふる書〔元治元年八月朔日〕

御兩殿樣、益御機嫌能、被レ遊ニ御座一、恐悅の御儀奉レ存候。次に貴兄御同慶の筈と、奉ニ恐賀一候。隨て小弟無ニ異儀一相勤居申候間、乍レ憚御放慮、可レ被レ下候。陳ば追々退散の賊黨、探方有レ之、堂上の家內迄も、探索致候樣との儀にて、洛中外共、大穿鑿に御座候。段々と捕候者も有レ之、今當分は、先づ靜謐の姿に御座候。去る廿四日〔七月〕には、兵庫表へ人數操出候樣、御達有レ之、諸鄉〔藩兵城下外の士〕四組、御城下〔鹿兒島城下の士〕一組、被ニ差出一、矢張、守衞中に御座候へ共、迚も大擧の氣力も有レ之間敷事との、評判に御座候。戰爭相濟と直樣、加治木之、竹內・岩崎之兩人を長國〔長州藩〕え探索に差出し、吉川共外、末家の面面、內情如何に候哉、萩中之人氣何樣に候哉、若し吉川等之面々、異論之向も候はば、委敷論說いたし、本家え相離候策を用ひ、降表にても早く奉り候はば、本領安堵可レ致事に候間、其邊の處、深く相探り周旋いたし候樣、細に相達差出候儀に御座候。吉川等之者相離候處、肝要之策と相考申候。孤立之勢相成候はば、餘

程攻安く、二三之末家一つにかたまり候ては、中々六ケ敷勢も可レ有レ之事と、相考候儀に御座候。此度の征長は、總督一橋、副將春嶽公と申論決の由に御座候。就ては幕より小監察（戸川鉡三郎）御使者にて、越國え被二差遣一、早々御上京を促し、會（會津）よりも使者（手代木勝任）差立候間、此御方樣よりも御使者御遣しに相成候樣、分て相談の向に有レ之候付、細々書面相認、中根え向、海江田（信義）被二差遣一候事に御座候。もふは御上　京相成可レ申、早く御征討無レ之候ては、如何の奸謀も難レ計候付、速に御征討の處、相責候儀に御座候付、三日後には暴論の堂上方、頭立候分は出仕御差止に相成、　宮樣方にも　御所え每晚御泊にて御座候へ共、是以御ひけに相成申候。乍レ然　九門内の御固は、今以騷々敷事に御座候。○天龍寺におひて、長人圍置候米五百俵計有レ之候付、京都市中燒失の者共、甚困窮いたし居候付、都て施行に出候處、餘程難レ有がり候向に御座候。當分は因循の名も、一戰限にて、洗流候鹽梅にて、氣味能事に御座候。○戰功、或分取等の儀は、伊地知取調中に御座候處、兵庫え差越陣場等相定め、近日罷歸賦（つもり）に御座候間、追て跡より表通の御問越に相成可レ申儀と、奉レ存候間、左樣御納得可レ被レ下候。○兵庫にては蒸氣船を以、海上の應援に備、一艘は繫居候處、御乘せ付の大砲も、七百目抔の筒にて、間に合兼候品も有レ之候由に申來候間、是非船臺筒御乘せ付相成候處、有二御座一度、いづれ六封度以上の筒にて無レ之候ては、用に立兼候由に御座候。以來の處、御吟味可レ被レ下候。○長崎にて異人の軍艦、借入の手段は、出來申間敷哉。二艘位も相調候えば、攻破候場には、余程可レ宜事と奉レ存候。何分御勘考可レ被レ下候。爰許におひても、幕人どもえも、申入候手段

に御座候。○因・備の兩藩、長州へ應援の儀も、今形にては出來兼候向に御座候。因は至極膽を寒居候由、備は以前より、些にげ心地にて、有レ之候由に御座候。加州も組し居候處、十九日砲聲とともに國元え迯下、不屈の所業にて御座候。只今加州人數、市中抔にて、長人の探索甚敷ものにて、町家でさへ、大笑と相成居申候。○攻口攻懸り日限等の儀は、越侯御上 京の上かと相考申候。早速相發可レ申儀と、御扣相成居候處、些延引相成候付、今日飛脚被ニ差立一候間、荒々形行申上候。日限相分り候はば、直樣蒸氣船御差立相成賦にて、幕船御借入相成居申候。胡蝶丸の儀は、江戸表、大砲積下り方に、被ニ差遣一候處、今に歸坂不レ致、何方へ相滯居候や不ニ相分一候。○尹宮樣〔中川宮〕の處、長人等大に忌み居候姿に相見得、此機會に不ニ振直一候ては、甃ゝ御わづらひも到來可レ致、もふは安心との、思召に罷成候ては、尚更御疑も出來候はんかと、吟味仕、太夫同道にて、得と申上込、伊丹を被ニ召仕一候樣、絕て御願申上、周旋央に御座候間、左樣御納得可レ被レ下候。若、宮樣の御失德有レ之候へば、直樣其責は此御方樣〔薩州〕に相掛事にて、及ぶ限りは盡し可レ申事に御座候間、此度は至極に責掛可レ申含居申候。勝て甲の緒を締候場合と相考居申候。恐惶謹言。

八月朔日〔元治元年〕　　大島吉之助

大久保一藏樣

此書を發したのは、西鄉の使者として、海江田信義が越前に向つた直後であるから、西鄉は尙ほ春嶽の出廬を信じてゐるやうである。而して名分を立て、一日も早く征長の實を擧げざれば、大機を失ふといつてゐる。機に

臨めば、雷霆の如しといふのが、西郷の行き方である。慶喜立たず、慶永出でず、幕軍の彈丸がダラリと下つてゐるのを見ては、西郷も洪歎したであらう。

長州始末の經過に就いては、後に詳述したいと思ふから、ここには略するが、長州孤立に關する、深い西郷の用意がなかつたならば、あのやうに速かには、結末がつかなかつたかも知れない。

【七】西郷は用意周到の人

中央における薩藩の態度が、一に西郷の自由手腕に依頼されたことが、薩をして隆然としてその名を揚げしめた原因であつた。若し久光が京都に止まつてゐて、一々彼れの指令を受けてゐたとすれば、薩が元治の政局において、かくまで沈著な態度を持することは出來なかつたかも知れぬ。八月十七日、西郷が大久保に與へて、久光の上京尚早を申し送つた文裡に、言ふべからざる妙味がある。

大久保利通に答ふる書〔元治元年八月十七日〕

御兩殿樣益ゝ御機嫌能被ㇾ遊ニ御座一、恐悦の御儀奉ㇾ存候。陳ば　公子御下坂に付、御供にて參居候處、森岡等の人々着坂相成、御問合の趣一々承知いたし候。御褒賞の儀に付ては、引續戰爭相成模樣にて、一戰の處は、直樣被ニ賞置一候樣の事に不ㇾ運候ては、兵氣も不ニ相振一、御名代の兵權丈は、非常の節は不ニ相付一候て

は、一躰の御指揮も、をくれ候事のみ罷成べく候付、戰功丈けは、當座被ニ相賞ー、軍威相立候樣、御所置爲ニ相成ー事に御座候處、些早まり候譯に到り候はんか。細事は太夫〔小松帶刀〕より御直に御聞屆可レ被レ下候。○兩公子御褒美に付ては、先年龍伯公〔島津義久〕、御ふたりの御舍弟樣へ御褒美の御例に被レ準候ては、何樣可レ有ニ御座ー哉。其邊の處太夫御相談も可レ有ニ御座ー候はん。相略申候。○兵庫表出張の人數、故障申立、御免相成候處、段々御申立相成、引拂候付、至ての大幸に御座候。異船も必攝海え乘廻候はんとの趣に候へば、若哉、變を生候儀、到來いたし候へば、兵庫眞一番に破れ候場所柄、其上兵庫え乘廻、異人事を破らず迚も、横行を見て居るさへも、又因循の名を蒙り候はん。只今にては因循の名は、どこにか飛び去たる事に御座候間、餘計に念を遣候事に御座候。○御國元よりは筑前の內へ御出軍の由、就ては爰許よりも救應の一陣は被ニ差出ー度ものにて、段々手筈仕居候。此度の戰迄、目覺しき軍をいたし、混と乙名敷いたし居候はば、天下中の人も、如何程か恐れを成し候はん。軍威四方に輝き候事と奉レ存候。○中將樣〔島津久光〕御上京の儀、いまだ御早く御座候はん。如何樣とも見留の付候上ならでば、御宜敷有ニ御座ー間敷と奉レ存候。將軍も此度は上洛の筋にも有レ之、攝海異人の參る說も有レ之事にて、段々大難差迫候儀に御座候間、大夫の處、此度は何卒早々御歸京相成候處、平に御願申上候。○長州の儀、異人より攻禿候ては、人心の居合、誠に六ケ敷相成可レ申、後難今より世話を煎候事に御座候。定て幕吏の策を以、異人を募り候事かと被ニ相考ー申候。又是より暴客盛に起立候はん。始終世運をちぢめ候策計に御座候。

右の通、荒々奉ㇾ得ニ御意ㇾ候。細大事、大夫より御聞取可ㇾ被ㇾ下候。恐惶謹言。

八月十七日〔元治元年〕　大島吉之助

大久保一藏様

春嶽、容堂、宗城等、名侯をあげて悉く歸國して、形勢を觀望してゐる際であるから、久光も暫らく機を外し、靜かに大勢の推移を見てゐればそれで宜しいのである。中央の進退は西郷があれば、決して輕擧妄動する氣づかひはない。今頃ノコ〳〵出て來られては、一層面倒が增すばかりに過ぎない。まあ〳〵時の到るまで、兎狩りでもしてムれといふ意味合ひであらう。

西郷の沈著は、些々たる事實の間にも見えた。長派入京の際に西本願寺が加擔をしたといふので、後に到つて山階宮から、西郷に向けて本願寺燒拂ひを命じて來たことがあつた。その頃本願寺には、長州志士の逃げ殘りが潛伏してゐるといふ風聞があり、留守居役の乃美織江まで、隱遁してゐるとのことであつたので、我れより火を發して燒き拂つてしまへといふ御沙汰の次第であつた。

今頃本願寺を燒き拂つたとて、何の御利益があらう。御利益どころか、どんな佛罰を蒙むらうも知れぬ。血氣の壯士連は、痛快を叫んで燒き拂ひを望んでゐたが、西郷はそんな子供だましのやうなことに手出しはしなかつた。『今更斯樣之事を謀候ては、佛敵と唱へられ、却て手之延兼候基に御座候間此儀は不ㇾ宜段、御斷申上候。』と、更らに取合はふともしなかつた。

その頃恰度尾張藩の一向宗徒が、東本願寺の燒けたのは、全く會津の爲めだといふので、『佛敵』と稱して穩やかならぬ騷動を起しつつあつたのに思ひ合はして、西鄉の用意を見るべきである。小は小なりに、大は大なりに、南洲は用意周到の人であつた。厖然たる彼れの大塊のみを見て、西鄉は何でも大の字のつく事ばかりをしてゐたと思ふたら、それは飛んだ大間違ひである。

*　　*　　*　　*

西鄉が天龍寺を攻めた時に、長州派は圍つてゐた五百俵の白米を遺棄して壞走したのであつた。西鄉は卽座にこれを施米として市民に散じた。燒け出された無辜の市民等は、狂喜して薩軍の陣營に跪座して、施米を受けたといふ。久しく薩藩の上に被らせられてゐた不評判も、かくして漸やく恢復に近づき來たつた。

『天龍寺におひて、長人圍置候米五百俵計、有レ之候に付、京都市中、燒失之者共、甚困窮いたし居候に付、都て施しに出候處、餘程難レ有がり候向に御座候。當分は因循之名も、一戰限にて、洗流候鹽梅にて、氣味能事に御座候。』

との一節が、大久保に與ふる西鄉書簡〔前揭〕の中に見えてゐるが、彼れの志の、小ならざるの一端を見るべきである。流石に久しき薩藩の不名譽も、西鄉の一擧手によつて、跡なく一洗された。其人を得れば其政擧る。古人我を欺むかずである。

虛心坦懷になれば、誰れにでも出來ることが、誰れにでも出來ないのは、虛心坦懷になり了することの難かし

いからであらうか。西郷のしたことは、すべてが平凡だ。その平凡なことを力強く行つたのである。誰れでも出來得べくして、誰れにでも出來がたいことを、平氣で遣つてのけてゐる。そこが西郷の人格の迢かに群を拔いてゐるところでもあらう。ほんとうに虛心になり得たならば、眼に障はるものもないであらうし、ほんとうに坦懷に歸り得たならば、心にかかる浮雲もないであらう。

學びやすくして學びがたく、及びやすいやうで、遙かに遠き南洲の人と爲りも、推しつめて行けば、雲心なくして岫を出づるの境地であらう。我れは天下の豪傑なりと、眼光烱々人を壓し、肩で風きる英雄が、若しや西郷どんの眞似ならば、さぞやお肩の凝ることであらう。

【八】幕府勢力の二分派

長州は旣に兩翼をもぎとられた小鳥のやうなものだ。更に、國外に强敵を受けて、すくみあがつてゐる。衰へたりといへども三百年威令を布いた幕府だ。之れを打つに策略も何もあつたものではない。時を移さず諸藩に號令し、將軍自から山陽道を押し下つたならば、長州處分の如きは、間、髮を容れなかつたに相違ない。それが簡單に行かず、小田原評定に時を移し、他人の腹の探り合ひばかりに、其日を暮してゐたのは、幕府の衰亡を語つて餘りがある。

幕府に人物があつたならば、少なくとも阿部正弘、井伊直弼程度の雄材があつたならば、今少し勢ひに乘じた

に乘ぜられやうもなかつた。

させ、妻子を江戸表において人質としようなどと、夙くの昔に消え去つた夢を見てゐる少量人物では、到底勢ひ

かも知れぬ。また乘じ得らるる氣運でもあつた。然し文久二年〔壬戌〕以前の制度に復して、諸侯にも江戸參覲を

當時幕府の中心は江戸幕閣と京都の一橋派との二つに分れて、その間が事々に面白くない。江戸幕府の方で見れば、どうも一橋は蟲が好かぬ。水戸出であるといふことが、何時でも奧齒に物のはさまる元であつた。しかし人物斤量の上からいつても、機略や進退の上から見ればこそ、如何はしい點があるにしても、何といつても幕府中第一の人材として推さない譯に行かぬ。幕閣に彼れ以上の器量人も見當らぬ。兎も角もあの混亂した元治の政局に、自から京都に乘り込んでゐて、大局を誤まらなかつたのは、何としても慶喜の斤量である。

そこが幕閣の氣に入らぬところなのだ。慶喜の聲名が高まれば高まるほど、幕閣は之れを危險視した。『慶喜の下心は、實は自から將軍となつて、天下の覇權を橫領するにあるのだ』との猜疑が、幕閣の頭を惱ましてゐる幽靈なのだ。それで慶喜が京都でやつたことは、一々江戸側で反對に出ようとする。長州征伐も亦たその呼吸から、江戸で出澁つてゐるのである。

福地櫻痴はその著『幕府衰亡論』中で、この一齣に及んで次のやうに云つてゐる。

『然るに當時幕府の內情を顧みれば、既に前章に述べたる如く、江戸幕閣と在京幕閣との間に於て、議論常に慊らず、加ふるに一橋卿が水戸家より出で、御養君論に關しては、明に當將軍家と對立の候補者たりしを

以て、後宮を初めとして、內廷にも有司にも、自から一橋卿及び其同論の諸侯に對して、猜忌の念を挾み、甚しきは卿を目して、覇位を覬覦するの人となし、密に京都を煽動するの陰謀者なりと迄に疑ひたる者の江戶に多きを以て、卿が京都に在て籌畫せる所は、幕府に利あらずと認めて、往々江戶幕府これを阻隔し、又實際に於ては在京幕閣は外交の事情に疎く、江戶幕府は國內の大勢に通ぜざる所ありしが爲に、相互に噬嚙して、政令自然と二つに分れ、幕議の歸する所は、方枘圓鑿の勢を成したりき。是れ防長處分に就ても、幕議の速に決せざりし第一なり。』

當時幕府內部の情僞を解して、やや誤まらざるに近いものがある。

* * * * *

將軍の進發がそんなに手數のかかることならば、慶喜をして、將軍代理として西征せしめてはどうだといふ。と江戶では『そら來た』とばかり、最早將軍の御進發も間近であるから、早まつたことをするなと出て來る。會津は最も熱心に、將軍進發の急を入說じたが、江戶からの返事は、何時も半にえだ。容保が幕閣に送るの書は實に積んで山を成すとも思はれた。容保の意中を覗ふに足る、一節を次に錄して、彼れの熱意を知るの一端とする。

〔前略〕諸藩へ追討被二仰付一、引續御進發可レ被レ遊旨、被二仰出一候に付、於二天朝一も、深く御賴敷被二思召一候樣奉レ伺、一統にも、難レ有奉レ存、勇躍奮起罷在、中興之御大業、可レ被レ爲レ立と、大旱之雨、久霖之晴を祈

る思を成、實千歳之一時、不レ可レ失之好機會と、御進發を奉二仰望一居候處、今以御日限も不レ被二仰出一、於二天朝一甚御案思被レ遊候樣奉レ伺、一統にも疑惑致し、氣勢弛み、惰氣生候樣、見聞仕候。昔唐國楚莊王は、荊楚一國之重に而すら、自國之使者、敵國に而被レ殺候旨、聞哉否、投袂して素足丸こしにて、只一人駈出、劍履車等は、跡より漸く追付參候位、急速進發致候而、攻圍候故、難なく敵を討平げ、致二服從一候。増而堂々たる神州征夷之御職掌に被レ爲レ在、餘他之大小名、推戴羽翼候儀にて、楚莊とは格別之御儀に御座候。仰願は神祖之沐雨櫛風、萬死一生、嶮岨艱難、飽迄被レ爲レ嘗候御事、深厚御想像被レ遊、創業開基之思召被レ爲レ在、御一己樣御方寸より、勇斷御憤發被レ遊候はゞ、不二靡從一者は、一人も有レ之間敷、奉レ存候。云々。（九月十七日、奉將軍書）

家康の創業的精神に復つて、自から艱難の地を踏み、死を賭して戰ふの氣魄がなければ、到底今日の頽勢を興すことは出來ぬと、絶叫する容保の言には、情熱の血が迸ばしつてゐる。應に眼前に横はつてゐる、千載の好機を逸すまいとする焦燥も見える。之れに對する幕閣の返答は、餘りに冷々淡々たるものであつた。幕閣の答書は十月九日に發せられたが、大意はざつと次のやうであつた。

『將軍もいよ／＼御進發に決して、出陣の準備を急ぎつつあるのであるから、此上御變更あるやうなことはないのだが、尾張總督を初め、西征の軍がまだ一度も戰爭をしないのに、將軍が進發するのは少し早やすぎる。愈ゝポン／＼やり出したといふ注進があつたら、そこで初めて出陣するの覺悟だ。所で風聞によると、

長州處分に關する在京諸君の態度は、大分御手柔かのやうに聞えてゐる。其邊どんなお考へやら、江戸方面では頗ぶる心配でならぬ。第一朝廷の方も危なつかしいではないか。公卿中には、猶ほ長州最屓の連中が見えるやうである。萬一また〳〵將軍が、おしかりを受けるやうな始末となつては大變だから、何と諸侯が入說しようと、關白始め諸卿の心に動きのないやうにしておいて貰はねば、安心はならぬ。この邊確と承はつて置きたいのだ。長州處分を寬大にやれなどと天降り勅諚が下るやうでは、實際仕事は出來ない。ところで一つ貴君から京都にお話しをして、「萬一の場合に至つて寬大などとは申さぬから充分にやるべし」といふ一札を頂戴して貰へまいか。さうしたら安心なのであるが。』〔十月九日附書簡大意〕

これを讀んで流石の容保も、啞然としていふところを知らなんだといふが、容保ならずとも、之れを一讀する者、蓋し呆然たらざるはなからう。

【九】勝安房と西鄕との會見（一）

勝と西鄕の初對面

江戸では京都の形勢が解らぬとはいへ、これでは餘りに解らなさすぎてゐる。何でも大江戸將軍全盛の時代にかへさうといふのが、幕閣の存意である。京都側でもそれに反對するのではないが、大江戸にかへすにはそれだ

けの事をせねばならぬ。働らくのは嫌だが、金は欲しいといふのでは、餘りに蟲がよすぎてゐる。

先づ安政度の形勢ぐらゐならば、曲りなりにも幕威の回復が出來ないでもない。しかし文久の政變を過ぎて、既に元治となつては、もうは夢を見てゐる時勢ではないのだ。ポンポン始めたのでなければ、將軍の出陣は尙早などと、及び腰になつてゐたのでは、大江戶も何もあつたものではない。

西鄕等も幕府の因循には、頗ぶる業をにやした。將軍進發には、大分奔走するところがあつたが、前述のやうな態度であつて見れば、何時のことやら、薩張り見當が立たぬ。

恰度その頃、幕臣勝安房が、神戶の海軍練習所に來て居つた。志納られず、不平滿々といふ態で放談してゐたのであるが、その人物であることは、多少時務を論ずるものの間に知られてゐた。越前藩の堤正誼、靑山貞などといふ連中が、甞て勝を知るところから、西鄕に談つて、勝の東歸するのを機會として、將軍進發を運動せしめようとした。西鄕は兩士に伴はれて、九月の十一日、大阪に勝を訪うて談ずるところがあつた。勝が初めて西鄕を知り、西鄕が始めて勝を知つたのは、實に此の時卽ち元治元年〔甲子〕九月十一日に始まるのであつた。勝は當時の記錄を極めて簡單に殘してゐるに過ぎない。『海舟日誌』の九月十一日の條に、曰く、

『薩人、大島吉之助、吉井幸助、越人靑山小三郞來訪。云、征長の御議、紛々不ㇾ決、關東御混雜、實に策の行はるべきなし。邦人紛擾再出せん歟、如何にして可ならんやと云。今天下危急日々相迫、一人も實意邦家に盡す者なし。上下大抵、私營小得、又嫌忌を避くる而已。如斯にて如何之瓦解せざらん哉、云々。越前侯

より直書を給はる。近日上京の所未だ總督御治定なく、御進發も又御因循、空敷副督の奉命一事の成すべきなし。希所、御進發の御速成るにあり、宜敷き論あらば聞かむと、云々。』

*　*　*　*　*

勝自からは、これ以上何の記すところもなかつたが、當時西郷・勝兩雄の會談の内容に就いては、丹念な西郷が却つて詳しく物語つてゐる。即ち九月十六日〔元治元年〕附を以て、會見の五日後、大久保に與へたる書中に記されてゐる。曰く、

大久保利通に與ふる書〔元治元年九月十六日〕

御兩殿樣益御機嫌能被レ遊ニ御座一、恐悅の御儀奉レ存候。陳者御當地の形勢、はか行候鹽梅更に無レ之、越前侯〔松平茂昭〕去る六日御着京相成、直樣村田巳三郎等へ引合候處、非常の備にて御出張相成候譯にても無レ之、平々の御上　京にては御座候得共、何れ嗣將の命を御受被レ成候事故、總督の場を御勤可レ被レ成爲の御事に御座候間、是非征長の儀、總督を不レ俟、御出張相成候樣、戰は諸藩より可ニ相勤一候得共、征討の御處置被ニ成下一迄に候間、是非御振はまり有ニ御座一度、此儀は諸藩より押て御願申上候樣可レ致、越藩よりは被ニ仰立一難き事と進言候得共、振切兼候模樣に被レ伺申候。畢竟御國内の混雜も有レ之、斷然の御策出來兼候事と奉レ存候。然處越藩より勝安房守殿え相談致し、幸、關東へ下向の由に候間、將軍上洛を盡力致し吳られ候處を、

兩藩より願入候ては、如何可レ有レ之哉との趣有レ之候付、直樣同意いたし、吉井と私下坂いたし、越藩よりも兩人被二差遣一、越侯の直書を以被二差出一候付、兩藩より段々攻懸候處、幕府の內情も被二打明一候付承候處、誠に手の附樣も無レ之形勢と罷成候事に御座候。畢竟幕吏の處、此度の一戰にて暴客恐縮いたし、もふは身の禍を免れ候心持にて、太平無事の體と相成、奸威ほこり立候向と被二相聞一申候。左候て幕吏も餘程老練いたし、何方に權の有るとは知れぬやうにいたし成し、一同して持合居候姿に御座候。其內にても諏訪因幡（老中、信州諏訪高島城主）と申者魁首と、相聞得申候。色々正義を立込候へば御尤と同意致し、何となしに正論の者を退候付、迚も盡力の道無レ之との譯に御座候。然らば奸吏を遠け候策は無レ之哉、問掛候處一小人を退くるには譯もなき事ながら、是を受取もの無レ之、つまり議論を立候者の倒るる外無レ之との事にて、如何とも運の付模樣は無レ之事に御座候。乍二此上一も諸藩より力を盡し候儀は有レ之間敷哉と、今一段攻掛候處、是以て受續もののあれこそ、行はれもいたし可レ申候得共、薩摩より個樣の議論有レ之候と、役人へ持出候へば、直樣薩摩より被レ欺候人と申成し、落し付候樣子に御座候。諸藩より盡力いたし候ても、無益の事に相成との說にて、いたし方無レ之次第に御座候。幸、阿部閣老（阿部豐後守正外）上坂の處にて御座候付、爲レ人相尋候處、餘程ほめられ、何か計策を勝氏より被レ授候模樣に御座候處、一昨日京着相成候。勝氏も上京の賦に御座候間、此機會を見合候事に御座候處、私にも閣老へ申入置候間、篤と談判いたし候樣、昨夜書面を以被二申越一候付、是非拜謁を願一問答はいたし可レ申含に御座候。いづれ阿部其人に候はば、諸藩より相助、

幕奸の四五輩は斷然、勅命を以打落し候策にて無レ之候ては、迚も埒明申間敷事と相考申候。それ程の氣力も無レ之候はゞ、必無策に踏候事に御座候。決て口を閉可レ申儀と相考申候。

如上西郷の書簡によつて會見の事實を察するに、勝はその席上において、甚だしく幕府の內情の紊亂してゐることをさらけ出した。書中に『幕府之內情も被二打明一候に付、承候處誠に手之附樣も無レ之形勢と罷成候事に御座候』といつてゐるのに見ても、その一端が察せられる。勝は徐ろに口を開き、且つ靜かに幕情を語つていつた。

『成る程、西郷君のいはるるが如く、旣に征長の勅命が下つた以上は、征夷大將軍たるものが、自から三軍を指揮して立つべきは、論を竢たないところである。然しながら、幕府の內情は、この千載の機會を捉らふべく、實は餘りに紊亂し、腐敗しきつてゐるのだ。』

勝は思はず長大息を洩らした。そして自から語るに忍びざるものの如く、頭べを俯して沈默に時を移したのであるが、やや久しうして兩眼を開き、決然として語を次いでいつた。

『畢竟するに幕閣は時勢を知らないのである。今回の長州の敗北についても、全くこれで革新運動が終熄してしまつたものだと思つてゐる。これで幕府も安泰となり、平穩無事の世の中となつたと見てゐるのであるから、何もお話しになつたものではない。隨分これまで京都側やら諸侯達からいぢめつけられたのであるから、奸智の方には、却々長けて來た。誰れか中心に立つ人物があると、それに責任がかかつて、一身を賭せなければならぬところから、誰れも中心者を置かず、何處に權力があるか、一寸見當がつかないやうにして

ゐるのは、餘ほど老練したものである。合議制といへば立派だが、その實責任の巧妙なる回避手段なのだ。中でも一番指折りの老奸は、信濃國高島の城主で、若年寄から老中に陞つた諏訪因幡守だ。先づ此の因幡守が一統の魁首といふ地位である。自分もいろ〳〵幕府の爲めに建言するところがあつたが、表面は、成るほど足下の議論は正論だといふ風に贊成するから、大いにその議論を實行するのかと、見ると却々實行どころか、暗に敬遠して了ふやり口である。幕臣として見るに忍びない今日の時勢ではあるが、殆んど策の施しやうがない。』

* * * * *

西郷はこれを聞いて、勝に問うて、

『然らば、その奸吏を一掃する方法はごわせんか。』

と訊ねた。勝はヂロリと西郷の顔を見ながらいつた。

『一人の奸吏を退くることは譯もない話だ。併しだ。その奸吏を退けて、扨てその後に、誰れをするてよいか。人物のないといふことは致し方のないものである。つまりは議論を立てる者が、自分から倒れてしまふの外はないのだ。』

勝の言は、何處まで行つても絶望の意味を含んでゐた。西郷は更らに問ひ詰めた。

『この上は、諸藩から、力を盡すの外はあるまいと、思はれるが、その方法でもごわすまいかのウ。』

のである。勝はいふ。

西郷は何處までも實行家である。『駄目だ』といつてしまへばそれでおしまひだ。事の運びやうはない。幕府に人物がないならば、諸藩から何とか手の附けやうはあるまいかと、持ち掛けて行くところに、西郷の面目を見るのである。勝はいふ。

『諸藩の周旋でござるか。それも寔に結構には違ひない。しかし、それとて幕府にこれを受繼ぎ得る人物があつてこそ行はれもするのだ。薩摩からこれ〳〵の意見がある。寔に時務に適した議論であるが、一つ實行して見てはと持ちかけたところで、芋に誑まされてなるものか、とすぐかやうに出て來るのではお話しになるまい。結局は無益の話だ。』

西郷は更らに、攝津近海に外國艦隊が來たならば、一體如何したらよいものであるかとの、口頭試驗を持ち出した。所が勝の答へは、一刀兩斷、實に明快を極むるものであつた。

『それには我輩に名案がある。今日の情態では、外國人も最早や幕吏を相手にはすまい。又た幕吏にて强硬な外交談判の出來やう筈もない。依つて我輩の考へでは、明賢の諸侯四五人の連合同盟を作り、何時でも外國艦隊を擊破するだけの軍備を整へて置き、然る上に堂々と横濱・長崎の兩港を開き、攝海入寇の外國艦隊に對しては、確たる條理を立てて、條約を締結すべきであると思ふのだ。かくすれば外國とても條理ある談判には應ぜない譯もなく、日本の國家的名譽も立派に立つ譯である。當今の時務、如何に紛糾を極むるとはいへ、實際的方策を求むれば、恐らくは此外に出でまい。』

【十】勝安房と西郷との會見（二）

西郷、勝を推して英雄とす

勝のいふところは、西郷の諸侯聯合して國難に當るの意志と、實に符節を合するやうなものであつたので、西郷は一も二もなく、勝の卓見に敬服した。勝は、若し諸侯の同盟が成立するならば、その成立を見るまでは、盟つて外國人を引き留めて見せると言ひ放つた。西郷は勝を評して、次のやうにいつてゐる。〔大久保に與ふる書の續き〕

『勝氏へ、初て面會仕候處、實に驚入り候人物にて、最初打叩賦にて差越候處、頓と頭を下申候。どれ程智略之有やら知れぬ塩梅に見受申候。先英雄肌合の人にて、佐久間〔象山〕より事の出來候儀は、一層も越候半、學問と見識においては佐久間抜群の事に御座候得共、現時に臨候ては、勝先生とひどくほれ申候。』

『共に天下を談ずるに足る者、使君と我れのみ』といふやうな法螺こそ吹かね、英雄は英雄を知るの一語、元治年度における兩雄會見において、既に確として動かないものがある。初めは此男一つ叩いてやれぐらゐの氣分で持かけ、段々話しを引き出して見ると、一々肯綮に中つてゐる。此男却々出來てゐるわいと思ふと、すぐに此方から頭を下げてしまふ。ひどくほれ込んでしまふといふところが、西郷の人間味のあるところである。

『それが西郷の手だ』といふ者もあるが、人の『手』であると見るのは西郷においては『至誠』なのである。相手から見れば、或は第三者から見れば、いかにも策略のやうに見えもし、思はれもする。しかし南洲自身にとつては、生地そのままの露出に外ならないのである。

彼が初めて東湖に逢つた時もさうであつた。一言も發せずに東湖の顔ばかり見てゐる。その中に酒が出ると、醉つ拂つて寢てしまつた。たうとう東湖の前にヘドまで吐いて見せた。東湖はこの薩摩山出しの一青年の醉態を見て、愕然として驚いたといふ。酒ぐらゐ何だ、飲めとさされては薩摩隼人の面目にかへても飲んで見せる。傲然として大盃を傾むけても、根が酒には弱い南洲先生である。卽ち醉うて件の如き有樣であつた。

越前の鬼才、橋本景岳との最初の會見のときでも、またさうであつた。白面の一書生、婦人のやうな左内を見たとき、南洲は頗ぶる彼れを輕ろんじた。薩摩豪傑が角力をとつてゐる庭先を指ざして『まあ角力でもとつたらどうぢや』とからかつたのであつた。それを耳にもかけず、諄々として說き來り說き去る景岳の時務を聞くに及んで、西郷は忽ち兩手をつかへてその失禮を詫びた。そして一青年の經綸に傾聽すること、師父の言を聞くが如くであつた。そればかりでなく、翌日は自から景岳を訪うて、更らに恭しく、前日の無禮を陳謝したのであつた。天眞流露、一點の陰翳もないところが、南洲の粹然として群を拔く所以なのだ。

* * * * *

西郷が主張した諸藩聯合論は、必らずしも勝の意見に合したのみではない。大久保一翁の如き、横井小楠の如

き、當時多少時流を拔いた識見家は、大概ここに眼をつけてゐた。形からいへば、諸藩の合同であるが、思想からいへば、明らかに『輿論政治』の動きかけである。

既に幕府なるものの存在を認めず、幕府の專制政治に代はるに、諸藩の合議制度を立てようとするのであるから、專制思想から離れて、漸やく合議輿論の政治に、暗默の間に移り行きつつあるのを見るべきである。本篇は思想進化の評論を主とするのでないから、此點についてはここに詳論することを避くるけれども、實際的機運として、輿論政治の動きかけを、ここに發見することは、深く銘記して置かなければならぬのである。然り而うしてこの輿論政治を一大理想とし、終始一貫して實際運動にたづさはつて來た政治家に、西鄕南洲のあることを、筆者は特にここに附記して置く必要を感ずるのである。

南洲は『共和政治』なる語を用ひて、今後の政治は、共和政治でなくてはならぬと論じてゐるが、西鄕の用ひた『共和』の意味は、近代的意義におけるレパブリックの意味においてしたのでないことはいふまでもない、彼れは彼れの理想とした、合議政治の形式を指さして、共に和するの語を用ひたのであつた。それにしても。西鄕が當時において既に、立憲政治の基礎的觀念の芽しを持つてゐたことは、慥かに彼れが、維新的政治家であることを物語るものとして、忘れることの出來ない一事である。

西鄕と同伴して、勝と會見した吉井友實が、大久保に與へた書中にも、勝の談片が記載せられてゐる。

吉井友實より大久保利通に與ふる書〔抄出〕

〔前略〕又曰〔勝安房の言〕今度、閣老阿部豐後守〔正外〕上京せり。此人は隨分宜しく一策あり〔中略〕段々關東不埒之次第有レ之中にも、外國使節、池田筑後守は、於二佛國一、長州を供に可レ打の約定をなし、印判を居へて、證書を佛夷〔佛蘭西人〕密に通ぜり。此等之事件、悉皆京師にて、可レ被二申開一、此上共、御隱し被レ成ましくと、申入候處、都て可レ申と阿部〔正外〕承諾せりと。此等之處を以考れは、隨分可レ宜、近日、大島〔西郷〕も共に拜謁之賦也。右に付、越と共に直に歸京、猶評議之筈。いづれ阿部え說込、是を押立、幕吏征伐と申場迄、至り不レ申候ては、大變革は出來間敷と、内々吟味も有レ之、大に愉快之事に御座候。肥藩も、長谷川仁右衛門等、四五輩、横井派〔小楠〕之者共上京、同論に御座候。會藩なども、只今に至り、頓と術計も盡果居候樣子、此節亦、江戶え妻子を質に取りては、實に大變、此等の處より、會なども、閉降候半。段々面白き事に御座候。

一大久保越州〔一翁〕横井〔小楠〕勝〔安房〕などの議論、長を征し、幕吏の罪をならし、天下の人才を擧て、公議會を設け、諸生といへども、其會に可二出願一之者は、さつ〳〵と出し、公論を以て、國是を定むべしとの議に候由。只今、此外挽回之道、有レ之間敷候。〔下略〕

文中で報ぜられてゐるやうに、池田筑後守が、佛國に使した時、表面は横濱鎖港の打合せであると天下を欺むき

乍ら、實は佛蘭西政府と密約を取交はし、幕府と共同して長州を打たうといふ、證書までも作成したといふ風聞をも、西郷等は早くも耳にした。西郷が憂ひたるは、實に此點であつて、國内の騷動に、外國干渉の端を啓かば、それこそ君國の一大事である。勝の憂うるところも亦たここに在つた。

西郷は前掲。大久保に與ふる書（九月十六日附）の終りにおいて、次のやうに報じ、且つ論じてゐる。

（前略）攝海へ、異人相廻候時の策を相尋候處、如何にも明策御座候（勝安房の答へたるをいふ）只今、異人の情態においても、幕吏を輕侮いたし居候。幕吏の談判にては、迚も難レ受、いつれ此の節、明賢の諸侯四五人之御會盟に相成、異艦を可ニ打破一之兵力を以て、横濱並長崎之兩港を開、攝海之處、筋を立て、談判に相成、屹と條約をも結候はば、皇國之耻に不ニ相成一樣成立、異人は却て條理に服し、此末天下の大政も相立、國是相定候期も、可レ有ニ御座一との議論にて、實に感服之次第に御座候。彌、左樣之向に成立候はば、明賢侯之御出揃までは、受合て、異人は引留置との說に御座候。

諸侯合議は、固より西郷の宿論である。英雄の見るところ、符節を合するが如しとは、全く此の場合のことである。

西郷は更に此書の別簡に附記して、次の一項を加へてゐる。

別　簡（元治元年九月十六日、大久保に與ふる書末）

今朝越藩、堤五市郎、横濱より異船、當月（九月）九日に出帆いたし、攝海へ參、談判可ㇾ致、幕吏へ應接いたし候得共、一向取分候儀も無ㇾ之との由にて、餘程見限り候景氣と、相聞得申候間、もふは明賢侯御集會に相成、越藩・肥後は、悉く同論に御座候間、阿部閣老（正外）又は、一橋侯邊之模樣、不㆓相分㆒候に付、折角下こしらへに御座候間、左樣御得心、可ㇾ被ㇾ下候。異人の手を離れ候ては、幕奸も、手段盡果、必天下之大政、相立可ㇾ申此一機會、大事之場合に御座候。追々模樣次第には、急飛を以、可㆓申上㆒候得共、何分早目蒸汽船一艘は、御遣相成候樣、御周旋可ㇾ被㆓成下㆒候。此旨荒增、如ㇾ此御座候。恐惶謹言。

幕閣が、外國人の手助けを哀願するさへ、不見識、不條理の極であるのに、その外國人にさへ、見放されたとあつては、既に業に立つ瀬は皆無である。群雄四方に崛起するの端ここにあり。殊に西郷の賢侯合議も、最早や議論でなく、勢ひとなつて起つて來た。西郷が、『ここぞ一大事の機會』と叫んでゐるのは、正にその言の如くである。

それで西郷等が、もう幕府とは緣を切り、諸藩合議の上で、日本の國是を決するやうにしなくては、日本の名譽は姑息なる幕閣の爲めに、全く地に墜つるの外はないと覺悟し出したのも、前後の關係で察知することが出來る。西郷は更に曰ふ。

『右に付ては、今より斯様の議論立候ては、決して破に及可レ申、又離間之策を用ひ候儀、無レ疑事に御座候に付、攝海へ異人相廻候節、初て此策を唱出、急速に相決し候様不レ致候ては、相成申間敷、一度此策を用ひ候上は、何迄も共和政治をやり通不レ申候ては、相濟申間敷候間、能々御勘考可レ被レ下候、若此策を御用無レ之候はば、斷然と割據の色を顯はし、國を富すの策に不レ出候ては、相濟申間敷と奉レ存候。』云々

といつてゐるのを見て、深く彼れの決意を察しなければならぬ。南洲、海舟の會見は、時勢の回轉（くわいてん）の上に、少なからぬ意義を齎（もた）らすものとなつた。

【十二】勝安房と西郷との會見（三）

長州征伐に關する兩雄の意見

長州征伐についても勝は進んで論じた。

『幕府既に賴むに足りないとすれば、寧ろ薩摩、越前より進んで征討軍たらんことを請ひ、兩藩の勢力を合して、長州を打ち破ぶるべきだ。越前守もいよ〳〵上京といふ噂（うは）さであるが、上京の上は、幕府の任命などを待つて居らず、進んで征長軍令たることを朝廷に請はるべきであらう。それでなければ名侯春嶽の衣鉢（いはつ）を繼ぐとはいへない。それが出來ないくらゐなら、京都に出たとて何の意義も成さぬから、早速お國へ歸つた

方がよい。』

勝の論鋒（ろんぽう）は頗ぶる鋭く、薩藩までも卷き添へを食つて、西郷も屢ゝ頭をかいたことであらう。しかし一兩藩の獨力で長州を征むるといふことは、西郷の腹中に既に早く描かれてゐたところであつた。彼れの文書中には更に續いていつてゐる。

『乍レ然、次第して申さば、長征之處、第一の譯に御座候間、折角促し立、油斷は不レ致候間、左樣御納得可レ被レ下候。昨朝は、肥後着にて、面會いたし申候處、肥薩之兩藩を以て長征を相願ひ、勅許を得て速に可レ打との議論有レ之候に付私方にては、頓と諸藩えも受不レ宜候に付、肥後さへ御差はまり御座候はば、肥後に因て如何樣共可レ致、其儀は直樣御同意之段、申入候處、段々六ケ敷、故障言出候次第に御座候。是迄之肥後之情態より相考候處、餘りよふ過候間、却て不安心之事に御座候。兩藩にて引受被レ申儀は、迚も六ケ敷と申出候はば、如何程激論を起候半。早速に同意之段、申出候處、故障出來いたし、いまだ本氣之もの歟、不ニ相分一候。攝海異船處置之議論は、本文勝（安房）之策、同意之段に御座候。御國元へも、肥後より御使者も參候由。如何之説にて御座候哉。征長之事共、烈敷申たる哉。爲ニ御知一可レ被レ下候。』（下略）

といつてゐるところを見れば、西郷も、場合によつて、薩一藩の力を以つてしても、萬一の時機には乘り込んで行く丈けの、深い決心のあつたことが察せられる。肥後藩の入說に、西郷が冷笑的態度を執つてゐたのは、從來の肥後の情態（じやうたい）から推して、餘り出來がよすぎて、愈々やれるやら、何うやら、甚だ險呑だと思つたからであらう。

西郷もいつてゐる。

『肥後と薩摩とで長州を伐つなどは、とても出來た話ではない。先づ御免を蒙むらうとでもいつたら、必らず議論沸騰し、薩摩は意氣地がないとか、何とか、隨分賑やかな論難を受けたであらうが、こちらで案外素直に同意してしまつたので、却つて拍子抜けの體であつたのは、いささか滑稽であつた。本氣であるのやら、何うやら分かつたものではない』

* * * * *

西郷はどこまでも實力で行く人であるから、どんな名論卓說でも、實行の意志のないものは、相手にしなかつた。名馬はよく千里を走るも、戛々として四足は大地を踏へて行く。西郷は千里の名馬ではなく、名馬にゆらりと跨つた英雄であつた。西郷が一張一弛の手綱の控制は、よく千里の名馬をして、空中を走らせしめなかつた。

明治維新が、佛國革命のやうに急行せず、着々として進むべきに進んで行つたのは、南洲翁のやうな大男が、風雲の背に乘つてゐたお蔭もあらう。單り西郷の力ばかりで、あの大變革が成就しよう譯もないが、鈍重なる大塊の力の預かること、決して少なしとしない。春風吹いて花の開き、水の低きについて流るるところに、南洲翁の面目を見るのである。勢ひ已むを得ざるに到らなければ、西郷は立たなかつた。花が咲かなければ、實の成らう筈もなく、八束垂穗の波を打つに到らなければ、利鎌の入れやうはないのであつた。

議論からすれば、元治〔甲子〕の始めにおいて、旣に西郷は長州と手を握つて、幕府に當つてゐなければならぬ

であらう。一兩年の後に到つて、どうせ長州と腕を組んで、徳川征伐をやるくらゐならば、元治〔甲子〕の末に、幕府の手先きになつて、長州征伐をするのは、間違つてゐるといへば、間違つてゐるかも知れない。そこが机上の議論と、地上の實行家の心との違ふところだ。

元治元年〔甲子〕に、南洲翁が長州と一緒に、討奸運動に加はつてゐたならばどうであらう。朝敵の汚名を蒙むるのは必然であり、運動の失敗に歸することは、火を覩るよりも瞭かである。何となれば當時の勝敗は、兵略や數の問題で決するものではなく、實に勢ひ――自然的進化趨勢――の然らしむるところであつたからだ。のみならず、自から戟を執つて朝廷に擬するやうな地位に、西郷が立たう筈もなかつたのだ。

旣に朝敵の名を受けた以上、長州に對しては充分の處分を必要とする。それは新日本の中心として立たせられねばならぬ朝廷の權威を確立する爲めに、どうしても必要の事であつた。西郷は幕府の手先きとなつたのでもなく、また長州を擊破する爲めに立つたのでもなかつたのであつた。彼れの心には、唯だ一つの『朝廷』あるのみであつた。

幕府の手先のやうに見えては嫌だ。といふやうな事に氣をもむのは、矢張り策略を以つて、時勢を牽ゐようとする人なのだ。西郷はそんな事に氣をとられない。李下に冠を正さずといふことがあるが、西郷は李下に冠を正して平氣であつた。そこが西郷の革新家である一方に、道德家であつた所以であらう。

西郷は時代に先んじようとせず、いつも時代に隨がつて行つた。勢ひが動かねば南洲は動かず、機運が熟しな

ければ、西郷は立たなかつた。已を得ざるの勢ひを以つて天の理となし、その天理に從つて行つたのが、西郷であつた。

【十二】幕政衰運と諸侯合議

力なきものは倒る。幕府の無勢力を遺憾なく暴露したものは、慥かに長州征伐の一擧であつた。

初め征長總督を紀州茂承へ、副將を越前少將茂昭に任命するの幕命が、福井藩に到達したのは八月十日であつたが、中根雪江は越えて十三日、一橋始め閣老に就いて合議するところあるべく、福井を發したが、晝夜兼行、十五日京都に著いた。翌十六日、直ちに紀州藩の木村某について、紀州侯に總督任命のことを糺して見ると、『そんな話は一向聞かないよ』といふやうな挨拶であつた。中根は且つ疑ひ、且つ訝しみ、早速一橋邸に黑川嘉兵衛を訪うて、事實を糺して見ると、黑川の返詞は次のやうであつた。

『紀州總督、越前副將の事は、去る四日、所司代から已に關白殿へも、一橋殿へも、申し上げてゐるところで、正にさやうに違ひはないのだが、七日になつて、尾張侯が總督で、淀閣老が差添へだといふことに、稍葉侯から一橋へ申し出られたと聞いてゐる。甚だ以つて紛らはしいが、先づ今日のところでは、尾張の方を本物だらうと思つてゐる。』

との話であつた。中根も餘りのことに、開いた口が塞がらず、

『苟くも今日のやうな重大な時機に際會して、總督が誰れであるか、捜索して廻らねばならぬやうでは、實にお話にならぬ。こんなことが國元藩士の耳へ入らうものなら、一體どうなると思ふのであるか……』

と流石の雪江も、ただ長太息の外はなかつたといふが、幕府の士氣の揚がらない好個の一話柄であつた。

更らに甚だしい一事は、西郷が大久保に與ふる書簡の一節にある。

一、軍目付三人、御國攻懸口之人數と被二相聞一、昨日〔九月十八日〕御用談中來、御留守居罷出候處、誠につまらぬもの共にて、軍致さざる船へ乘せ吳候樣申事にて、歎きも腹立も出來ぬ次第に御座候。笑ふより外致方は無レ之候。〔元治元年九月十九日附〕

昔は水禽の羽音に驚いた平氏の軍兵を笑つたが、今は戰せぬ船に乘る幕府の兵を笑ふの外はなかつた。當年、關八州を風靡した三河武士の面影は、どこへ消えたのやら、かくては德川三百年の覇業が、人の手を借るまでもなく、自から崩れ去るのも、無理のないことであつた。

＊　＊　＊　＊　＊

爲すことすること、幕府の威名を墮すこと、右のやうな有樣であつて見れば、衆目の歸するところ、自から幕府以外の中心勢力に、移らざるを得なかつたのである。

諸賢侯の合議政治論は、やうやく芽ざしかけて來た新らしい政治意識であつて、獨り西郷の宿論であつたばかりでなく、幕臣の勝安房、大久保一翁ですら、旣にここに著眼してゐたくらゐで、越前春嶽も亦た、確然として

合議組織の制度を主張して居つた。

春嶽が八月十五日附を以つて、一橋慶喜に宛てた『意見書』は、堂々たる一個の政治論であるが、その一節――といふよりも重要なる建言として――彼れは次のやうにいつてゐる。

『當二此時一は、天下の群牧を京師へ御集會被レ爲レ在、於二闕下一、開鎖兩途之大議論を御一定被レ爲レ在候御義、向後之御國是にて、開なり閉なり、兎に角皇國萬安之道相立、皇太神宮以降、天皇生靈を愛撫し給ふ聖旨、將軍家被レ爲レ奉レ安二宸衷一、萬民之安堵を得可レ申、御政務天下公共之道理を以、御確定被レ爲レ在度御義と、不レ堪二企願之至一候。愚意を以考候へば、乍レ恐近年迄は、幕府之御威光にて、天下も治り居候へ共、一旦飽治之人心、彿戾を生じ、太平に因循せるを歎慨し、眞に興國を思ふ國態に相成候事故、從前之儘にて、御威光を以御鎭壓被レ遊候思召にても、恐らくは天下之人心、誠服には至り申間敷歟と奉レ存候。只今と相成候而は、天地自然之道理に被レ爲レ基、天下之萬民之心を取つて、公共之御處置、不レ被レ爲レ在候半而は、內外之千變萬動、無二止時一、遂に不測之大患を來候哉も難レ計と奉レ存候。』

專制政治の自然的崩壞よりする、近代的政治意識の發芽を、慶永の意見書の中においても、充分に讀むことが出來る。昔のやうに何時までも『御威光』ばかりで政治は成らぬといふのは、則ち『專制的權力』の否定であつて『天下公共の道理』といふのは、疑ひもなく『公論政治』を指ざしてゐるのである。後に若し、近代日本人における、國民政治思想の發達を研究しようとする人があるならば、必らず元治元年(甲子)における、公論に基づかう

とする公議政治意識の發芽を見落してはならぬ。

　とはいへ、今日から顧みればこそ、專制政治から公議政治へ移ることを、政治上における非常なる進步とも見るのであるが、當時の思想範圍においては、さうした批判的觀照の上に立つて、政治樣式の變革を考へつつあるのではなかつたと思はれる。必然の要求が、自然に政治的變革を思惟せしめ、近代政治の樣式の方へ、進ましめられつつあつたに外ならぬのであらう。

＊　＊　＊　＊　＊

　專制政治から公議政治へ、口でいへば簡單であるが、實際に行ふ段になると、地に蟠屈し、天を摩する大木を倒すよりも困難であつた。假に賢侯を招來して、形の上で公議組織を作つたにしたところで、最大多數の生民の自然的進化が、遙かに之れに遠ざかつてゐるものであつたならば、一時形のみは出來上がつても、又た直ちに覆へされるに相違ない。

　公議政治を事實において實行するならば、それは明かに封建制度の覆滅なのである。これが掌のやうに容易く翻へすことが出來る位ならば、世に大變革の難事業は必要がなくなる。それが一二の理想家の思ふやうにならず、雲とむらがる革新家の思ふやうにならず、屢々成り、屢々覆へされ、幾多人材の枯骨を積み、久しく星霜を閱して、漸く數步の進步を見るところに、人間世界の眞局面があるのではあるまいか。

　西郷吉之助が終始一貫して純理の上に立ち、併しながら遲々として牛の步むが如く、大勢に隨順して行つたの

は、人の實に驚嘆するところであつたのだ。

彼れが純理の人であり、情熱の人であつたことは、縷々として陳述するの必要はない。嘗て彼れの口吟に發したる一片の詩によつて、彼れが操守ある理想家であつたことを知るに充分だ。南洲は詠じていふやう。

我レニ千絲ノ髮アリ。毿毿トシテ漆ヨリモ黑シ。

我レニ一片ノ心アリ。皓々トシテ雪ヨリモ白シ。

我ガ髮ハ猶ホ斷ツベシ。我ガ心ハ截ツ可カラズ。

この理想があり、この情熱があり、この操守があつて、そこにはじめて塊然たる大西鄉の偉容を、風雲亂離の巷に見ることが出來るのであるが、これ丈けならば、他にその人がないとはいへぬ。燃ゆるが如き革新的氣魄において、水戶に藤田東湖あり、長州に吉田松陰あり、南洲に勝るとも、劣らぬ意氣の人を擧ぐるに困しまぬ。

【十三】天衣無縫の大西鄉

所謂南洲の大人格は、日月の如く輝く、この純理想を胸にかかげ、天地有情裡に、萬斛の悲涙を濺ぎつつ、大自然の運行に、靜かに身をゆだね盡したところにあるのではあるまいか。

西鄉が愛誦して措かなかつた佐藤一齋の『言志錄』の手抄に『毀譽得喪は、眞に是れ人生の雲霧にして、人をして昏迷せしむれども、一たび此の雲霧を掃へば、則ち天は靑く日は白し』の一語がある。南洲一生を通ずるの

心境は、則ちこの『天青日白』の境地にあらう。

彼れが勢ひに先んずるの『心』をもつて、勢ひに隨つて『行』つて行つたのは、彼れが非凡の雄材であることを示す何よりの好證である。南洲の眼は涙にうるほひ、西郷の脚は人の屍を踏むに堪へなかつた。人を傷つけざらんと欲すれば、ただ自然の勢ひを待つの外はないのだ。

『雲は已むを得ざるに烟り、風雨は已むを得ざるに洩れ、雷霆は已むを得ざるに震ふ。斯れ以つて至誠の作用と觀るべし』の語も亦た、南洲愛吟の『言志錄』の一句であるが、これが南洲の人生哲學であつた。彼れはその畢生の理想を掲げて『天を敬し人を愛す』といつたが、彼れのいはゆる『天を敬す』といふのは、已むを得ずして運ぐる天理の眞美を指さすのであつて、人においては『至誠』の働きをいふのであつた。

『已むを得ざるの勢に動けば、則ち動いて括らず、枉ぐべからざるの途を履めば、則ち履んで危うからず』といふのも、人間の淺墓なる智慧策略を以つて、大自然の法則を欺くべくもなく、只だ人は一心の赤誠を披瀝して、世路の艱險を濶歩すべきを敎ふるに外ならぬ。

何處まで行つたならば、人は完成を見るのであらうか。人間に缺點の盡くべくもないが、西郷南洲翁の人格において、人は始めて天衣無縫の語に近い姿を見る。

＊　　　＊　　　＊　　　＊　　　＊

蛤門の變の時に、西郷は長州藩士を十數人ばかり捕虜にして居つた。薩長の反感は猿と犬とのやうであつたか

ら、血氣の薩摩隼人は、囚へられた長州人の面に唾したいくらゐであつた。然るに西鄕は同志を制していつた。

『我れも人なれば、彼れも人である。勝つも負くるも武門の習ひであつて見れば、勝敗によつて人に差別をつけてはならぬ。彼れらは道を誤まつて、苟且にも宮廷を騷がせた罪によつて、楚囚その冠を纓して、敵陣に囚はれてはゐるものの、その志や、實に憐れむに足るものがある。勤皇の志において變るところがなければ、やがて是れ兄弟ではないか、同胞ではないか……』

西鄕は儀を正しうし、禮を厚うして長州の捕虜をもてなした。『十人の擒のものは、乘て禮を篤くいたし、御養置被ㇾ下候て、打入の日に到り、丁寧に申談じ、放ちやる賦に相決置候』と、大久保にいひ送つた通り、後に西鄕が長州處分に臨んだ時に、厚く之れを長州に送還した。彼等の感激は察するに餘りがあつた。十人の捕虜が長藩に歸臥するに及んで、西鄕の名は、最も欽慕すべき人の名として、長藩士の間に傳唱せられたといふのは、蓋し偶然のことではなかつた。

後の薩長聯合の上から見て、『西鄕は拔目なく働らいてゐるワイ』と見る人があるならば、その人はいはゆる政界の策士ででもあらう。策して行ふのと、赤誠を吐露するのとは、一目瞭然、差別は受くる人の心で知れる。

ワシントンはいつた。

『少數の人を、短かい間において欺むくことは出來る。しかしながら、多數の人を、長い間に亙つて僞ることは出來ぬ。』

と、千古の至言、動かすべからざる眞理の光を見るではないか。西郷に若し一片の陰翳があつたならば、犬猿の薩長がどうして道を共にしよう。更らに薩南八千の子弟が、何で翁の爲めに死を潔ぎよくしよう。『誠は天の道なり。之れを誠にするは人の道なり。』と古聖もいつてゐる。一誠天地を貫ぬいてこそ、始めて大人格の偉觀はあるなれ。

【十四】勤皇黨は日本の元氣なり

西郷は今や長州に直面してゐる。兵を進めて直ちに彼れを討たうとしてゐる。幕府には幕府の考へがあり、西郷には西郷の考へがあつた。

南洲は果して如何なる主張に據つて、長州に臨まうとしたのであらうか。當時長州には久阪玄瑞歿して高杉東行あり。南洲と東行と、大變革の曠原にあつて、如何に縱横に對接したであらうか。

西郷の心は、既に幕府を離れんとしてゐる。離れんとしてゐるといふよりは、最早や勤皇諸藩の合同に向つて移り掛けてゐる。政治上よりいへば、專制幕府政治を去つて、諸侯合議政治に轉じてゐるのである。此時までは西郷の心は、倒幕とまでは進んでゐないけれども、明らかに幕府とは絶縁せんとしてゐた。

西郷は、長州派に對しては、その精神を採り、行動を採らずといふ態度であつた。西郷は常に同志、吉井・大山・村田・伊集院等に向つて、

『勤皇黨は日本の元氣でごわすから、之を殺してはなり申さぬ。』

と語つてゐた。『勤皇黨は日本の元氣』とは、西鄕の全幅の精神を語り盡して餘りがある。征長に對する西鄕の態度も、總て此の一語から發生してゐるのである。

『心は楠公で、形は高氏』でも已むを得ぬといふのは、西鄕の採らざるところで、彼れは飽くまでも『心が楠公であれば形も楠公』で行くべきだと考へた。蛤御門の後に西鄕が禁闕を守護して長軍を擊破したのは、會津と同腹したのでもなければ、又た幕府と結託したのでもない。結果においては、長州人の爲に『薩賊會奸』と一緒にされたけれども、西鄕は唯だ天朝の命を維れ奉じたまでである。故に天朝に反すれば、長州も之を討ち、天朝に抗すれば、幕府も之を伐つ。そこに一點の私心はなく、存するものは唯だ堂々天地を貫ぬく皇國大義のみだ。隨つて一度び長州その本義に還へれば、直ちに之と握手し、幕府前非を改め來れば、共に肱を交へて君國の事を共にするに吝でなかつた。

抑ゝ這間の消息を解するに非ざれば、西鄕の心境を窺ふ能はず。又た西鄕の行動を洞察する能はずである。勤皇一路、炳として輝やき、豁として通ず。我が西鄕南洲は、平然・悠然・淡然・默然として、堂々、此の一路を勇往邁進したのみである。

今や、歲は波瀾萬疊の元治元年〔甲子〕を送らんとし、風はいよ〳〵疾く、雲はいよ〳〵亂れ、彼れ一步、我れ一步、且つ進み且つ退ぞきつつ、將に來らんとする維新風雲の大活劇は、歲の慶應に入ると共に、更らに一段の

光焰（くわうえん）をあげた。西郷の國事運動は實に此の期においてクライマツクスに達するといはなければならぬ。維新的暴風裡における大西郷の面目に至つては、更らに筆を洗ひ、稿を新らたにして叙せねばならぬ。

【第三篇】長州征伐と長州處分

第一章　第一回の征長と西郷吉之助

【一】濶大なる西郷の心境

大風起つて天地晦冥、山鳴り地撼るぎ、樹裂け石飛び、雨は天蓋を破つて下り、水は長堤を決して溢れ、世界の破局、人類の終焉、まさに此の時に極まるが如く、阿鼻叫喚の聲地上に亂るる時、親は子を呼び、子は親に縋り、ただその一命の守護に必死の力を注ぐ者はあつても、誰れか猛然として原頭に現はれ、神の如く暴風雨裡に總身を打たするものがあらう。人若しかかる姿を暗黒の地上に發見するならば、見えざる神の姿とも、暗黒の光明とも見るであらう。維新大變革の原頭に、巨然として西郷南洲翁の姿を見るとき、人は確として救世主の姿を見た。

自から難境に身を投じ、生命を賭して回天の偉業に參じた者は、蓋し少なしとはせぬ。謂ゆる維新當年の志士なるものは、大なり小なり、身命を擲つて國事に奔走した人々であつた。幕府側にも其人はあつた。身を置くところに相違こそあれ、心の栖のおきどころに相違はなかつた。

東西その地を異にしても、君を想ひ國を憂うる赤誠の輝きにおいて變りがなかつたればこそ、維新の大變革も血を見ずして成就したのであらう。西郷如何に大であると云つても、維新鴻業の前においては、纔かにその一礎石たるに過ぎぬとせねばならぬ。

然り、西郷は維新鴻業の一礎石であつた。彼れ自からも亦た礎石たるに甘んじた。併しながら礎石とすれば、大なる礎石であつた。西郷の一盤石を据ゑることによつて、慥かに明治の新建築は不動の基礎を得たのである。

幕末の大破局に際して、身を捨てて親を助けんとした者はある。我を忘れて子の難に赴むいた者はある。或は幕府の爲めに、或ひは薩長の爲めに、或ひは水戸の爲めに、或は會津の爲めに、或ひは越前の爲めに、或ひは土州の爲めに、各ゝその奉ずる主侯の爲めに、義勇の名において、身命を犧牲にした者は數ふるに遑がない。

西郷も或る程度まで、薩の勢力伸張の爲めに努めはした。併しながら西郷は薩の西郷ではなく、日本の西郷であつた。彼れが兵を率ゐて長州に臨むとき、更らに鳥羽・伏見に臨むとき、また更らに江戸幕府に進むとき、西郷は一片の私心をも止めなかつた。一片の私心をも止めないといふことは、取も直さず一薩摩の利害や、一西郷の得失によつて、天地の大道を曲げなかつたといふ事である。ここに南洲の濶大なる心境を見ると共に、彼れの理想の廣大無邊際なるを知るのであつた。人はここにおいて實に西郷の偉を見、大を見る。

赤誠を以つて推せば、凡そ天地の事成らざるなしと西郷は思つた。彼れが正と信ずるところに向つて、直往邁進して辭せなかつた所以であらう。南洲が遺訓の一節において、

『事大小となく正道を踏み、至誠を推し、決して詐謀を用うべからず。人多くは故障生ずる時に臨み、詐謀を以て其の故障を通過すれば、其の他は憂うるに足らずとなせども、詐謀の弊必らず生じ、事必らず破ぶるものなり。之に反し正道を行へば、目前には迂遠に見ゆるとも、成功は却つて早し。』

といつてゐるのは、平々凡々、些の奇なしといへども、此れが實行に當つては、實に人の難んずるところなのだ。眼識あるものは、寧ろ此の平凡裡に、却つて彼れの偉大を發見するであらう。

*　*　*　*

凡そ難境に處して、身を以つて敵陣に入る者、佛にナポレオン大帝があり、我れに豐臣太閤がある。他にその人を擧ぐれば際限はないが、東西二大雄として、先づこの二人を推すことが出來る。ナポレオン大帝がエルバ島を脫し、佛國に逃げ歸つた時には、彼れは僅かに二十數人の青年を率ゐるのみであつた。併も單騎敵陣の中に突入し、『おお我がリー將軍よ』と連呼しつつ、相抱いて久濶の情を双頰の涙に濺ぎたる時、全軍を擧げて忽ち奈翁の配下に變じたといはれてゐる。英雄の魅力の惹きつくるところであるといはばいへ、又た大帝の氣宇の濶大を見るべきではないか。

豐太閤もまた屢次難事に際する毎に、身を以つて渦中に突入することを忘れなかつた。佐々成政を越中に攻めた時、越水の會盟において孤身敵營に投じ、直江兼續をして、奮然、義を執つて約を盟はしめたのも、秀吉なればこそであつた。西郷南洲翁もまた、難境に會するや、直ちに難中に投入するの人であつた。長州征伐の一齣に

見ても、江戸城明渡の一場に見ても、彼れは常に孤身敵營の人となつた。彼れの書簡に、

大久保利通に與ふる書〔元治元年九月十九日〕

先便〔十六日の書〕申上越置候處、異難先立迫候向にて、差迫たる處より打掛賦に申上置候處、急務の筋も次第いたす鹽梅にて、大きに大慶の事に御座候。阿部豐後守〔閣老・正外〕様え、越侯御會に相成、家老、本田修理・酒井十之丞も同席に相列、當時、勢差迫候譯より、段々說込候處、餘程相談相くるまり、是迄の閣老にては無レ之との事、何篇打明し相談に及候由に御座候。然る處、異船の一條も、急に攝海え相廻候向にても無レ之、いづれ阿部閣老、關東え罷歸候上ならでは、出掛候向に無レ之候間、いづれ成、長征直様不ニ相運一候ては、不レ被レ爲レ濟との議論にて、尾張老侯〔徳川慶勝〕來る廿日、御京着の御模様と、被ニ相伺一、此度の處、總督は御受不レ被レ爲ニ出來一、御上京丈ケは被レ成との趣に御座候得共、爰許にて押て御受の都合にいたし、速に長征を被ニ相初一候見込と、相聞れ候付、此度は相調譯かと、相樂居候事に御座候。夫に付、今日より藝州〔廣島〕へ、伊東萬次郎〔薩藩士〕差遣し、料米の手當、且陣取等、手當爲レ致候事に御座候。萩表〔長州〕え海路より、御國兵攻掛候様、相達相成候得共、第一難海の上、遠干潟と承居候間、一艘の軍艦にて、直様打破候事は、難澁の譯には候得共、懸口等の儀、前以色々申立候ては、薩兵の臆を取る杯の說、直様相起候儀に御座候間、態と難澁不ニ申立一候て罷在候。若、幕府より問掛候はば、此方の人數〔在京薩兵〕を以て、陸路よ

> り萩表の方、道開いたし、御國兵〔鹿兒島兵〕乘上げ候樣、可レ致段、申切含に罷在候間、左樣御含可レ被レ下候。自然着到の場所も不ニ相分一候得共、いづれ御人數揃へ等の御手數も可レ被レ爲レ在事に御座候間、筑前若松邊の陣取〔鹿兒島軍本營〕も土師吉兵衛、爲レ致由に被ニ相聞一候付、其御手筈可レ被ニ成下一候。左候はゞ、此方の御人數を以て、藝州へ踏込、懸場の處、見切を以、御陣所へ御注進可レ仕候付、其御賦を以、御都合可レ被ニ成下一候。右に付、攻掛日限、相分候はゞ、直樣私共〔西鄕自身をいふ〕には、藝州え飛込、吉川、德山邊之處引離し候策を盡申度、内輪餘程混雜之樣子に御座候間、暴人之處置を長人に付けさせ候道も、可レ有ニ御座一歟と相考居申候。吉川又は末家等、悉く死地に追込候ては、打破るながらも、大きに怪我いたすことに御座候間、兵力を以相迫り候て、右等之策を用ひ候はゞ、十に五六は背立候半。其處を以、突然と乘込候はゞ、容易攻落し可レ申歟と相考居候付、彌征討之御決着に相成候はゞ、速に藝州え飛入可レ申候間、左樣御得心被レ下度候。云々〔下略〕

とあるのは、將に長州征伐に臨まんとするに當つて、西鄕が進んで長州國境に踏み入り、利害を敵の腹心に說かうとする意志を示したものであつた。

ナポレオンは英雄の魅力を以つてし、太閤は縱橫の機略を以つてしたが、南洲は一意ただ正義至誠の一心に愬へた。南洲が風雲亂離の巷において、粹然として大人格の偉觀を示す所以のものは、實にこの圓融無礙なる大德の力の輝くが爲めであつた。西鄕の人格と、回天の維新と、如何に反映し、如何に交叉して行つたであらうか。

彼れが第二期の活動を叙するに當つて、筆者は今更らの如く、大西鄕の人格に傾倒せざるを得なかつた。

【三】征長總參謀西鄕吉之助

無名の一青年の力でさへも、時あつては能く時代の勢ひを作ることが出來る。ただ一心の誠意は、能く形式的地位や、門閥や、位階やを、原頭の風塵にも如かざらしむることがある。

元治元年における西鄕南洲は三十八歳の一志士に過ぎなかつた。三十八歳といへば青年といふべくもなく、最早や分別盛り、男盛りの年配であるが、彼れには地位もなく、門閥もなく、位階もなく、白面を以つて、推されて衆を率うる一書生に過ぎなかつた。併も征長の大勢は、この一白面の書生の手によつて、次第に勢ひを作つて來たのだ。

征長總督尾張慶勝、副將越前茂昭は、相次いで京都に入つた。牛に曳かれてお寺參りでもするやうに、悠々閑閑として春の日永を打暮らした。それでも十月十二日には入朝して節刀を拜受し、大阪に進んで陣營を布いた。兩者とも門閥において、位階において、地位において、乃至は背後の勢力において、固より一西鄕の比ではなかつた。が、同時にその實力においては、彼等も亦た西鄕の比ではなかつたのである。

地位や、門閥や、畢竟これ空名のみ、形式のみ。勢ひを動かし、人を左右するものは、實に一人の赤誠であり滿幅の情熱であつた。見ずや、大阪陣中にありて、西鄕は期せずして、征長總參謀となり、進んで長州に臨むに

及んでは、彼れは遂に最高司令官となつたことを。自から推すにあらずして、實に衆望の歸するところであつたのは、如何に西郷の心境が皎々日月の如きものであつたかを思はしむる。

*　　*　　*　　*　　*

西郷が長州を伐つの態度は、一に朝威の確立にあつた。私怨の爲めに長州を攻むるのではないから、名分を正しうしさへせば、直ちに和して、國家の爲めに力を協はせようと思つたのである。

征長の要領は『長を以て長を征す』と西郷がいつたのは、長州の事は長州人を以つて收めしめようといふのであつた。敵には敵としての尊嚴を認め、長州には長州としての人格を認め、獨立の名譽を傷つけまいとするところに西郷の達識を見るのである。『是非長人を以、長人を所置いたし候樣爲レ致度ものに御座候』といひ『如何にもして長人を以長人を所置いたし度』といひ『暴人之處置を長人に付けさせ候』といふ文句を、彼の書簡の隨所に發見するのは、長州處分に對する西郷の要領が、一に『長人自治』にあることを思はしむるに充分であつた。

西郷は長州内部の事情にも通じて居つた。彼れが最初から吉川等の末藩に遊說しようとしたのには、竊かに期するところがあつたからであつた。果せるかな、吉川は飽くまでも恭順論を主張し、降を請うて誠意を披瀝すべしと論じて居た。此の論は血氣の志士にとつては、聽かれさうもない軟弱論のやうであつたが、併しながら大局を達觀する人の眼から見れば、小局において忍び、大局を展開する唯一の血路であつたのだ。西郷は大久保に與ふる書中においていつてゐる。

大久保利通に與ふる書〔元治元年十月八日〕

御兩殿樣〔茂久・久光兩侯〕益〻御機嫌能被レ遊ニ御座一、恐悅の御儀奉レ存候。陳者、去る廿九日〔九月〕飛脚被ニ差立一候賦に御座候處、帶刀樣〔小松〕廿八日御著阪相成候段、相分候付、暫く御見合相成居候處、長征の儀も、そろそろ御運び、相付模樣に成立、尾老侯〔德川慶勝〕總督御受も相調、一昨日〔十月六日〕御達相成候儀は、表通御問越相成候事と奉レ存候間、文略仕候。〔此以前尾州の田宮〔如雲〕並長谷川壯藏〔惣藏〕と申者へ引合ひ、色々と攻立候處、最初の程は、將軍進發の上、差圖を得て可ニ相發一との向に御座候處、追々關東よりも將軍進發を不レ待、可ニ相發一旨、申來候由にて、越藩よりも、嚴敷責付候處、少しは腹も居ひ候て、諸藩情實も相分り、天下の動靜も呑込み相成候鹽梅に成立、何れ各藩より力を添へ、尾藩を助けて、長征の急務を辨じ可レ申と、肥後・越前と申談じ、此儀を差て急立候儀に御座候。其內には、段々異議寬急の論も、相起候得共、長征急務の第一に相決し、一向にせり立候儀に御座候。〔中略〕初ての戰に出來候處、此長攻におひても、餘程心を用ひ候場合にて、又此一戰に仕損じ候ては、初戰の勝もむだに相成り、天下の膽を挫き候儀も出來不レ申候付、至極念を入れ候事に御座候。纔の事なりとも、勢を張ると衰との場合も御座候付、久留米〔筑後〕其外の藩々は、懸口故障申立、被ニ相替一候儀、申出候由御座候へ共、此儀は勢にも相拘る譯に御座候間、御見合相成候方宜かるべく奉レ存候。自然機に應じ、懸口は不ニ相變一候ては、濟まじくとの、總督の存慮

と被ニ相窺一申候間、仕合の事に御座候。大坂にての軍議不レ宜、人心にきざり付致候間、御當地にて決議相成、大坂は一二泊にて繰出候樣、越藩より頻りに議論相立候間、定て是丈けは、其通り可ニ相成一と相考候處、大坂に於て軍議と御達相成申候。畢竟尾藩においては、幕府よりの責を塞ぎ候迄の趣意と相見得申候。乍レ然、ケ程やり立候故、是非長征を不ニ仕掛一候ては、もふは不ニ相濟一勢に相立候間、少しは延も致せ、彌相調候儀は、別條もなき事と奉レ存候。大坂にて懸口等の談判に相成候はゞ、萩と不レ究、機變に依り、攻掛候樣申立べく候間、左樣御含可レ被レ下候○長州之動靜、追々承候處、吉川〔經幹〕至極正論を立、一應は六ケ敷場合も御座候處、近來は吉川之論に歸し、官兵に向ひ戰を致し候向にては無レ之、國境迄、改服にて出張いたし、號泣哀訴可レ致との存慮と相聞れ、特に暴激之者は、悉く幽閉申付候て、三人の家老は、萩において、牢込に相成、嚴重の番兵候由、德山〔毛利家末藩〕にては、色々不堅固之廉も爲レ有レ之由にて、右等之次第と相成候間、墓々敷義も有レ之間敷、乍レ然、其邊の處は、御所置振に依る事と相考申候。若何も御採用無レ之、如何に降を乞候共、殺盡と申譯に成立候ては、決して暗々と首を差出申間敷、又死兵と相成、戰爭いたし候はゞ、急に攻禿は六ケ敷かるべく相考居申候。依て先便にも申上越候通、私には藝州え早く踏入、吉川邊之處を說立候賦に申上置候處、筑前藩喜多岡〔勇平〕某、吉川え面談いたし候て、上京仕、吉川情實、具に申述、藤井〔良節〕杯へ相談も有レ之候由にて、高崎兵部〔五六〕を右人へ差添差遣候はゞ、餘程可レ宜との譯承候に付、早速望に任せ、被ニ差出一候間、左樣御含可レ被レ下候。是非長人を以長人を所置いたし度候樣、爲レ致度ものに

御座候。いづれ成、兵を以て相迫り候處にて、降を許すとも、征伐の御扱は不二相立一候ては、不レ濟儀に御座候間、夫等の處にて、纔五六萬石にて、國替とは不二相成一候ては、國を消候迄にては、往先御國の御煩ひも出來候はんかと被二相考一居申候。元就〔毛利〕の功勞を思食有て、社稷は不二相絶一共、ひどいめには、逢せず候ては、相濟間敷、若、戰をいたし候はば、論は無レ之事に御座候。先度も申上越候通、十人の禽のものは、兼て禮を篤くいたし、御養ひ置被レ下候間、打入の日に至り、丁寧に申諭し、放ちやる賦に相決置候付、是又左樣に御含み被レ下、宜敷御取成、奉レ願候。

十月八日〔元治元年〕　西郷吉之助

大久保一藏樣

【三】長人を以て長州を治めしむ

終始名義を立てて、窮鳥を追はうとしないところが、西郷の達識であつた。併し幕府側ではさうは行かぬ。どこまでも長州を窮追して、足腰の立たぬやうにしようといふ腹であるから、事の緩急は措いて問はうとせぬ。江戸にあつた長藩の邸宅は勿論、末家吉川等の屋敷まで沒收し、官位も共に褫奪して、更らに遠慮するところはなかつた。西郷は之れを見て太息した。長州をして死兵の窮地に陷いらしめては、地狹く人尠なしと雖も、之れを伐つには容易でないと歎息した。

大久保利通に與ふる書〔元治元年十月十二日〕

御兩殿樣、益ゝ御機嫌能被レ遊ニ御座一、恐悅御儀奉レ存候。陳者長州御征討の期限、御發し相成、奈良原被ニ差立一候時機に罷成、爲ニ天下一、安堵仕候。此度之處は、迚も可レ戰勢にも無レ之模樣與相見得候へども、關東に於て、末家又は吉川等之者、悉く官位並に屋敷御取揚相成、死地に追はめ候御處置、誠に拙策に出候事に御座候。第一長州に於ては、吉川等之者、直進等之手段も、倜樣之節に、勢を分候家康公之趣意にて、之れに被レ背、一途に攻込候儀は、實に馬鹿等敷次第に御座候上、攻懸候處にて、死守するものにおいては、寄手大勢とは乍レ申易く攻破候場合にも參兼候半歟。乍レ然、攻口に乘掛候ても、離散の道も可レ有レ之、如何にもして、長人を以長人を所置し度ものに御座候。可レ戰日に到りては、尤可レ勤軍に候得ば、至極差はまり居候次第に御座候。若此一戰に失し候ては、前の戰も無に成し、御國威も奮兼候譯に御座候間、誠に世間を煎居候事に御座候〔中略〕〇私罷下候一條に付ては、段々御吟味も六ケ敷成立候向にて、最初より衆議に從ひ居候。如何樣共、進退可レ仕存慮に御座候處、此度の長州迄は被ニ差遣一、夫より直に御國元の樣、可ニ罷下一段、承知仕候間、宜敷御取成奉レ願候。去る十五日より總督下坂の段も、御達相成候付、十四日より、私には大坂の樣先立て、罷下賦に御座候付、何分長州の御所置、長延候ては、御國費にも可ニ相係る一事に御座候間、どふ成

共、早く落着相成候儀に御座候。精々相働可レ申候間、左樣御得心可レ被レ下候。恐惶謹言。

十月十二日〔元治元年〕　西郷吉之助

大久保一藏樣

前項、屢々記したやうに、西郷の對長策は、長州の息の根を止めようといふのではない。半死半生に叩きのめさうといふのでもない。徹頭徹尾、名分を正さうといふのであるから、幕閣や征長本陣で考へてゐるやうな、『御敵ござんなれ』といふやうな構へは、毛頭考へてゐない。

成るべく長州人の手で長州の始末をつけさせようとするのであるから、肚藝といへば、全くの肚藝である。後に手を握る爲に、恩に著せようといふ詐謀ではなく、天下經綸の爲に、道を啓かうといふのである。それを折角、働らき掛けてゐる吉川家の家屋敷まで取り上げる幕府の遣り方は、まるで小鳥の兩翼を毟り取るやうなもので、これでは味方も敵に廻はす遣り方だ。

窮鼠却つて猫を噛むとは、村童もよく之れを知る俚諺である。堂々たる幕府の有識者が、假りにも此の理を忘れやう筈はない。併しながら利慾は人の眼を晦ますに充分である。長州旣に一敗、再敗、三敗して、地上に倒るるのを見ては、脚をあげて蹴るに何の勞があらうと思ふのに無理はなかつた。

然れども楚三戶といへども、能く秦を滅ぼすの魂があることを忘れてはならなかつた。井伊大老は近世の大豪雄であつた。併しながら、彼れが燒き盡さんとしたる曠原の靑草は、焰々天を焦す野火の爲めに、一たびは焦土

と化しさつたけれども、春風地上に甦がへる時、菁々として再び地上を色どつたではないか。西郷は雨露の如く防長の原野に水灑がうとした。幕府は野火のやうに草原を燒き盡さうとした。而して遂に殘るところのものは何ぞ。西郷の行くところ、平凡にして卓越、誰れか知る淸淺の流れ、別に滄海の深きあるを。

【四】大阪城の征長會議

高が、防長二國の成敗ではないか。三百諸侯を羽翼とする、幕府の威力を以つてして、打つて倒すに何の勞かあらん。然るに曠日彌久、躊躇逡巡、その日を消さうとするのは何故であつたらうか。幕府に雄才のなかつたことが、慥かにその一つの理由でもあつたらう。併しながら根本の大缺陷は、幕府の威令が地に墜ちた爲めである。

『三百年來、始めて干戈を動かし候儀、實以つて容易ならざる次第』であるとは、一橋慶喜が春嶽に贈る書中の一句であるが、慶喜は更らに大膽に『今度の如き國內の擾亂を開き、天下肝腦、地に塗みれ候やうの仕宜に及び候も、其の實大權地に墜ち候より起り候ことにて、在職者、實にその罪を免かれず』と告白してゐる。慶喜自からその罪を責むるのを見ては、人をして同情を禁じ得ざらしむるものがある。けれども慶喜が思ふ存分その力を振つたとて、また幾十百人の慶喜が居つたればとて、旣に心理的に崩壞し去つた、封建制度を如何にして盛り返へすことが出來よう。自然の法則、不可抗の勢ひは、すべての人智・人力を押し流して行く。

『今度の一擧にて、德川家の榮辱は勿論、皇國の興廢に關係す』とは、春嶽が伊達宗城に云ひ贈つた言葉である。

征長の一擧が斯くも天下の一大事の如く思惟されたのは、中心を失つた無政府的恐怖心に驅られたが爲めである。自己焦點の把持を失つた幕府の悲哀はここにある。

信念と情熱とを失つたものは、勢ひその地位を去らざるを得ぬ。確乎として心の焦點を把握するものによつて、次第に實權は移らしめられざるを得ぬ。

遲疑逡巡といふのは、全く此時の幕府を指ざす爲の言葉と思はれた。併し表面は堂々たる看板を立て、八月十三日には、天下三十六藩に命令を下して、長州征伐の部署を定めた。攻擊部隊は、實に次の五隊に分けられた。

幕府征長軍部署〔元治元年八月十三日命令〕

【山陽部隊】　藝州より岩國に到り、山口攻擊部隊

安藝廣島藩〔藩主淺野長訓、四十二萬六千石〕

備中松山藩〔藩主板倉勝靜、五萬石〕

信濃松代藩〔藩主眞田幸敎、十五萬石〕…後に大阪守備部隊に變ず

備後福山藩〔藩主阿部正方、十一萬石〕

美作勝山藩〔藩主三浦弘次、二萬三千石〕

備中庭瀨藩〔藩主板倉攝津守、二萬石〕

攝津山崎藩〔藩主本多肥後守、一萬石〕
松平近江守〔三萬石〕
備前岡山藩〔藩主池田茂政、三十一萬五千二百石〕
播磨龍野藩〔藩主脇阪安斐、五萬一千石〕
【山陰部隊】石見より萩に至り、山口攻撃部隊
因幡鳥取藩〔藩主池田慶德、三十二萬五千石〕
石見濱田藩〔藩主松平武聰、六萬一千石〕
石見津和野藩〔藩主龜井玆監、四萬三千石〕
美作津山藩〔藩主松平慶倫、十萬石〕
出雲松江藩〔藩主松平安定、十八萬六千石〕
越前丸岡藩〔藩主有馬道純、五萬石〕
出雲廣瀬藩〔藩主松平直巳、三萬石〕
松平主計頭〔母里藩〕
【四國部隊】四國より德山に上陸し、山口攻撃部隊
阿波德島藩〔藩主蜂須賀齊裕、二十五萬七千九百石〕

伊豫松山藩（藩主松平勝成、十五萬石）
讃岐高松藩（藩主松平賴聰、十二萬石）
伊豫宇和島藩（藩主伊達宗德、十萬石）
伊豫今治藩（藩主久松定法、三萬五千石）

【九州部隊】（下關部隊）海路下關へ上陸して、山口攻擊部隊

肥後熊本藩（藩主細川韶邦、五十四萬石）
豐前小倉藩（藩主小笠原忠幹、十五萬石）
豐前新田藩（藩主小笠原近江守、一萬石）
豐前中津藩（藩主奥平昌服、十萬石）
播磨安志藩（藩主小笠原幸松丸、一萬石）
筑前福岡藩（藩主黑田長溥、五十二萬石）
肥前佐賀藩（藩主鍋島直大、三十五萬七千石）
肥前唐津藩（藩主小笠原長國、六萬石）

【九州部隊】（萩部隊）海路萩より上陸して、山口攻擊部隊

薩摩鹿兒島藩（藩主島津忠義、七十七萬〇八百石）

肥前島原藩（藩主松平忠和、六萬五千石）
筑後久留米藩（藩主有馬賴成、二十一萬石）
筑後柳川藩（藩主立花鑑寬、四萬九千六百石）

如上の大部隊が、僅か防長二州を攻めるのであるから、數において問題でなかつたが、高杉等長藩志士の奮起は、遂に一兵をも、防長境土に足を踏み入れしめなかつた。强弱は力にあり、勝敗は心にありだ。

尾張總督は元治元年（甲子）十月十五日、越前副將は十八日大阪に下つた。ここに於いて征長の軍議は屢〻凝らされた。總督は、征長三十六藩に命じて、各〻重臣を大阪に出さしめ、額を鳩めて協議をしたが、議論は更らに進行しなかつた。西鄕の書簡で見ると、何でも各藩では、攻擊の部署ばかりに文句を並べて、毫も進軍のことに及ばうとしなかつたといふ。成るべく危險區域を避けて、安全地帶で掛聲ばかり大きくしてゐようといふのであるから、何時まで掛つても小田原評定で、軍議の決まりやうはない筈だ。

十月二十四日、尾張總督が大阪城に諸藩の重臣を集めて軍事會議を開いた時にも、前議は依然として繰り返へされた。これでは目鼻のつきやうはないので、兎も角も軍議は未決のままとし、總督は總督で斷然廣島まで出陣したがよからう。既に敵地に迫るの勢ひとなつては、如何に戰爭が嫌であつても、受持口の文句をいふ者もあるまいといふ邊で、落著を見ることになつた。以つて、その士氣解體の一端を見るべきであつた。

【五】西鄉吉之助と德川慶勝

此日慶勝總督は、特に西鄉をその旅亭に招致して、彼れの意嚮を聽取した。勢ひここに到つては、天下の雄鎭薩藩の力を賴むの外はないと觀念したものと見える。

『たうとうお出でなすつたナ……』

といつたかどうかは知らぬが、西鄉はスタコラサと、大元締の館へと出掛けて行つた。田宮如雲に逢つて、先づ一通りの事情を述べて居ると、幕府の永井主水正も參邸した樣子で、何やら談判の筋と見えた。

ややあつて西鄉は、召されて總督に面接した。

總督は西鄉を待つこと頗ぶる慇懃にして、挨拶も叮重を極めたといふ。

『征長の一擧は、事態頗ぶる重大である。就中、薩藩の重望は、自から全軍の中樞である。軍略について存慮の筋もあらば、打明けて開陳するやうに。』

慶勝の語は低かつた。西鄉は些の祕するところなく、日頃の懷抱を吐露していつた。

『吉川邊の事情は、旣にお聞き及びでもあらう。頻りに恭順を唱へてゐるのは正論といはねばならぬ。戰爭の方略からしても、一致團結して解き難きものは、却々破ぶるに困難である。長が急激派と恭順派との二派に分れ、互に相反視してゐるのは天の與へとも申すべきか。二桃三子を殺すといふこともあるのに、旣に二派に分

れてゐるものを、一緒に追ひ詰めて、必死の窮地に押し込むることは、拙の拙なるもので、お話にもならぬ仕儀である。又征長の本旨からいつても、旣に自からその非を覺つて、罪を謝して歸順しようとするものを、嫌が應でも賊人に落し込むのは、策の得たものではない。肩を怒らして反抗してゐるものにさへ、道を開いて歸順の叶ふやうにしてやるのが、眞に王者の軍でごわせう。』

西鄕の說くところ、理に合し、情に協ひ、座にあるものをして、傾聽せざるを得ざらしめた。西鄕は更らに、命令あらば、自から死地に投じ、難局の打開に任ずるの覺悟であるとも陳べた。總督は脇差を執つて西鄕に與へ、吉川說得、防長處分に對する一切を南洲に委任するに至つた。

西鄕は翌二十五日、吉井友實、稅所篤を同伴して西下し、勇躍して敵地に入つた。

* * * * *

小松帶刀に與ふる書〔元治元年十月二十五日〕

當時の事情は、西鄕が小松帶刀に與へたる書簡に、その大要が記されてゐる。

尾藩、若井鍬吉演達の趣は、申上置候處、晩前書狀到來いたし、御旅館〔尾張總督の旅陣〕へ罷出候樣、老侯〔尾張總督〕御逢に相成との事に御座候故、早速參樓仕候處、初に田宮如雲、面會いたし候に付、得と事情申込候處、永井主水正にも、跡より參上いたし候樣子、暫、談判も有レ之體にて相控居申候處、老侯御逢被レ申

事に付罷出候處、御丁寧の御挨拶にて、打明て、存慮御承知被レ成度との事に御座候間、吉川邊內情の次第、委敷申說、其上御策略に付、敵方兩端に分、暴黨・正黨と相成居候儀、誠に天の賜と可レ申譯、譬、一致のものにもいたせ、策を廻し、兩端に相成候樣可レ致こそ、戰法に御座候處、兩立のものを一に死地に追はめ候儀、誠無策のものと可レ申、實に拙き次第に御座候。左候て謝罪の筋を立、歸順の者、悉く賊人といたし候儀、御征伐の本意とは相考不レ申、歸順いたし候樣御扱被レ成候こそ、御征伐の本旨と奉レ存候段、理を盡し、申說候處、成瀨隼人正〔大目付〕も御前え被二召呼一候ての、御質問に御座候。右に付、救應の人數、藝地〔安藝〕へ暫足を止、其上機會に乘じ、岩國え乘込候見込の處、申置候處、老侯よりの御達に、諸藩、悉攻口の難澁申立、繰替の事計申立居候て、總督府は、是に御困の樣子、戰略の事は、先次にいたし、攻口の事計に涉り居候向に御座候。夫故、只今攻口の儀、御達相成候ては、諸藩の氣受にも相拘、一同動立事に御座候。勿論御達なくて、只勝手に岩國より人數を繰上候ては、諸方も一同崩立、自分々々勝手に攻懸候ものに可二相成一候間、總督、藝地え着相成候て、そこで俄に總督の見込にて、萩の攻口を繰替、岩國と逵替相成候ては如何有レ之候哉との趣に御座候間、何ぞ差支の譯は無レ之、全體救應隊の儀、藝地え踏入、陸軍を抑候賦にて、藝州えは陣取もいたし置候間、是迄人數を繰込置候て、御下知に從ひて、岩國え乘入候場に相心得可二罷居一と申置候處、左樣なれば、此儀は至極祕し置候樣、承り候付、委細承知仕候旨、相答置申候。然處、老侯樣より、御脇差拜領被二仰付一、一向盡力いたし吳候樣との事に御座候。尾州にても胸一杯と相成、諸藩の處、攻口等、

難澁いたし、弱め計相見得候故、もふは薩州を取込不ㇾ申候ては、尾の取れ候事には無ㇾ之との見込に相成候はんかと被㆓相考㆒居申候。夫故近來せび涯相成候處、尾州の會釋も格別相變、依頼と計申居候位に御座候。

右等の都合相成申候間、今日は早速、藝州地え差向、出帆可ㇾ仕候間、左樣思召可ㇾ被ㇾ下候。御當地よりの御人數は、矢張藝地え差向候樣、御下知被㆓成下㆒度奉ㇾ願候。此旨、荒々形行迄申上候。恐惶謹言。

十月二十五日〔元治元年〕　　西郷吉之助

小松帶刀樣

西郷には確たる自信があつた。夙に部下を敵境に入れ、事情を詳らかにしてもゐたし、筑前藩の喜多岡勇平等が、吉川に會見して、彼れの眞意を齎らし來るところをも、充分に耳にして居つた。吉川の心中は、西郷の深く洞見するところであつて、そこに西郷は巨彈を投じようとするのであつた。

薩藩からは大久保の指揮によつて、小倉に出陣し、中央に出てゐた薩兵は、廣島を經て之れに合した。單り西郷は、孤身深く敵の腹中に入つた。

慶勝總督は十一月一日、朔風の梢に鳴るを聞きつつ、廣島に進み、越前副將は十一月三日大阪を發し、十一日小倉に著いて、九州諸藩の聯合軍を指令した。

西郷がいよ〳〵出發する時に、慶勝はつら〳〵その行旅を見た。たとひ心中成算があるにしても、苟くも身を敵中に投ずるのに、西郷は僅かに、同僚兩三輩と手をつらね、

『一足お先きに……』

と出掛けるのであつた。

慶勝は、且つ驚き、且つ危ぶみ、小隊なりとも、率ゐて行かしめようとした。

『敵も去る者だ。どんな術策のあらうも知れぬ。輕裝身を誤まつてはならぬ。用意の兵を、召し連れたらよからう』

と、心配さうに注意するのであつた。

その時に西郷は答へていつた。

『條理我れにあり、之れを說くに、何ぞ兵力を用ゐるの必要がムらう。若し萬一にも、自分が長人の爲めに暴殺されるやうなことがあるならば、理非曲直は、いよ〳〵以つて明らかとなる。その時こそは、西郷の死屍を踏み越えて、防長の山川を蹂躙せられよ。』

些の意に介すところなきものの如く、彼れは山陽を西するの客となつた。生死の上に超然たる西郷の偉容を見て、愕然として色を失したものは、單り慶勝總督のみではなかつたが、西郷の此一念は、始終一貫して變るところがなかつた。後に江戸城に勝と會見したのも、明治六年、孤身半島の大使たらんとしたのも、畢竟この一念の現はれであつた。

【六】西郷は既に巨巖大幹

翻つて說く、聲望隆々たるところには、必らず黑き陰翳が窺ふ。盛名の下、久しく居るべからずとは、この邊のことを諷したものでもあらうか。西鄕の名望は日に月に昇り、今は征長の主腦となつた。人の功名をねたむ者は、何時の時代にもある。西鄕によつて薩藩の名譽が恢復されつつあると見ることの出來ない、お國武士の中には、『西鄕頭が高過ぎるぞ!!』と怒鳴る者もあつた。

併し中央において小松淸廉が西鄕を推し、お國表で大久保が南洲を援助してゐる間、彼れに自由の天地は保障された。十月八日、吉井友實が大久保に與ふるの書は、此間の事情を推知するに足るものであるから、次にその一節を記しておく。

吉井友實より大久保利通に與ふる書 〔元治元年十月八日〕

〔前略〕大島〔西鄕〕一條、逐一致ニ承知一候。然處、當地並關東の勢、近日一入切迫之模樣相聞得、就中、夷船攝海侵入之大難、眼前差見得候勢にて、何れ此節は、朝廷之御談判、不ニ相成一候ては、不レ被レ爲レ濟御機會に御座候得者、無ニ此上一御一大難事と、一同苦慮被レ致候事に御座候。しかし、右に付て、幕府は攝海え乘込せ候罪も有レ之、一體外夷之所置不ニ出來一候故、最早、是限と申程之事、夫に反して朝廷は、開にも鎖にも御決

斷、外國之御所置被ㇾ爲ㇾ在候はば、政權朝廷に歸し候基にも可ㇾ相成ㇾ、尤申上迄も無ㇾ之、皇國重大之事件は、唯此開鎖之兩端に有ㇾ之事にて、癸丑已來之混雜、尤も此兩三年之紛擾も、爰に萠し候事に御座候處、今般終に此極に至り候。是非此節迄は、御關係被ㇾ爲ㇾ在度御事と、乍ㇾ恐奉ㇾ懇願ㇾ居候事に御座候。右に付、大島も今暫被ㇾ召留ㇾ候方、可ㇾ然、太夫〔小松帶刀〕始、一同評議相決申候に付、左樣御納得可ㇾ被ㇾ下候。云々

天下の大勢に暗き、お國武士連のチョッカイならば、大久保の一意によつて、壓しつけることも出來よう。併し西郷召還の議は、進言する者はあつたにしても、意は久光の心中にあつた。小松、吉井、大久保等が、西郷擁護に苦心したのも、一にこの本山の發意があるからであつた。

*　　*　　*　　*

西郷も度々のことであるから、もうは決心をすゑてゐる。久光に近侍してゐる大久保の苦衷も察し『貴兄御獨之御心配實に是又苦察仕居候』といつてはゐるが、天下大變の形勢を前にして、今はおいそれと歸國する譯に行かぬ。『決して私の物好にては無ㇾ御座ㇾ候』と、深き決意を、書して大久保に送つたのである。

併しながら元治元年〔甲子〕の西郷をして、文久二年〔壬戌〕の吉之助たらしめず、よくその大才を縱横に揮はしめたのは、固より大久保、小松、吉井等の力もあつたが、抑ゝ西郷が巨然として不動の姿を保ち得たのは、實に彼れの德望と卓識と器量とによることであつた。自から推すにあらずして、衆に推されて樞機に坐した、大德大器の致すところであつた。

自家推薦の小英雄は、寧ろその多きに困しむのだ。人は或る程度まで自己を推して彈力を示さねばならぬ。腕をあげて叩かざれば、閉されたる鐵門は開かれぬのだ。時に大いに力量を示すべきではあるが、自家功名の劣情が、鼻の先にちらつくのでは、折角の大功も糞土に等しい。衆に先んじてあらゆる苦酸を嘗め、功は人に讓つて、捨てて顧みないのが、眞に人の欽慕に値する人格であらう。

西鄕南洲翁に學ぶべきことは多々ある。學んで及ぶべからざるものもあるが、努めて學び、努めて近づかんと思ふべきは、艱難は自からし、功業は人に讓るの、光風霽月の心境であらう。『世上の毀譽は輕きこと塵に似たり。人生百事僞か眞か』と謠つた南洲の心懷は、順風に帆をあげて、滿潮を上る幸運兒の、一朝夕にして覺り得るところではない。

これあるが故に、西鄕は衆望を負うたのであつた。嘗て久光は西鄕を易置すること、棊上の石のやうであつたが、旣に元治の西鄕は、岩根こごしき大幹であつた。

元治元年〔甲子〕十月、西鄕は『お側役』に昇進し、兼ねて西鄕姓に復することが出來た。南洲は大島流謫以來、西鄕姓を名乘ることを許されなかつたのであるが、ここに到つて、再び同姓に復することが出來たのであつた。彼れが次第に重望を負ひ行く姿を見るべきである。

【七】西郷の長州對策（一）

『官軍』の創語と長州恭順案

西郷の長州處分に關する思想の根本は、第一に『恭順論』である。幕府に頭を下げよといふのではなく、朝廷に頭を下げよといふのであつた。西郷はこの時から『官軍』といふ言葉を使つてゐる。ここで『官軍』といふのは、皇朝時代における『皇師』の意義であつた。『恭順之道を以、伏罪之筋相立決して官軍へ不レ奉ニ刄向一段申出』とは、西郷が廣島より、伊地知正治に託して、喜入攝津（蘆屋薩軍參謀）に與ふる書中（十一月十五日）の一句であるが、『官軍』の語は、彼れが征長關係の文書中に、隨所に發見することが出來る。總督側では、誰れ一人として『官軍』とはいつてゐない。西郷がひとり『官軍』の語を稱呼してゐるのは、彼れの征長觀念の根柢に横たはつてゐる勤皇主義が、期せずして此一語を創作せしめたものであらう。

西郷の書簡に曰く、

西郷より喜入攝津に與ふる書（元治元年十一月十五日）

先度、吉井幸輔（友實）奈良原幸五郎より、當表の形行、御聞取相成候はん。爾後去る十一日（十一月）長

州家老、草津驛迄御呼出にて、御討伐の義御達相成候處、昨十四日、福原越後・國司信濃・益田右衛門介三人の首級差出、嚴科に取行候由にて、直樣御實驗の式も相濟候。就ては恭順の道を以、伏罪の筋相立、決て官軍へ不レ奉ニ刄向一段申出、尚又、吉川監物〔經幹〕より歎願愁訴仕候に付、御軍門へ罷出候儀御免被レ下度、別紙の通願出、御免相成候。右に付、攻ロ期限被ニ召延一との事にて、尾州藩より、兩人共元へ被ニ差越一候に付、蒸汽船より早目相達候處、取計呉候樣、長谷川惣藏より承候に付、正治〔伊地知〕被ニ差越一候間、御聞取可レ給候。尤期日御延引の義は、御達不ニ相成一候へ共、右兩人より其元參集の諸藩へは御達可レ給候。何分吉川の盡力にて、今日迄の時機に、相成申候。細事は正治より、御聞取の上、御兩殿樣へ被ニ申上一候儀共、可レ然樣、御取計可レ給候。此段御掛合に及候。以上。

十一月十五日〔元治元年〕　　西郷吉之助

喜入攝津樣

『朝廷に頭を下げよ』といふのが、西郷の『長州恭順論』であつた。正義の存するところに、頭を下げよといふのであるのは勿論だが、朝廷の立つところが、常に正義の標的であらねばならぬいふ、西郷の大信念が、ここにも見えてゐる。

第二には、何によつて恭順の意を表するかといふ一事である。それには戰爭責任者の所刑といふことを、西郷は擧げてゐる。福原越後、國司信濃、益田右衛門介の三家老の自刄を要求したのがそれである。これは横から見

ても縱から見ても、過當の要求ではない。西郷の考へた長州處分の大體方針は、この邊であつて、他は之に附隨する枝葉の問題であると考へた。

西郷がこの處分案を實行すべく、『吉川々々』といつて、ひたすら岩國へ覘ひをつけ、吉川をして宗藩を說かしむれば、事必らず期して成るべしと確信したのは、必らずしも西郷の天眼通ばかりではなかつた。彼れは充分に長州藩內の事情に精通して居つた理由がある。

【八】西郷の長州對策（二）

長藩探索と吉川經幹との應策

上に度々述べたやうに、西郷は夙に、人を派して長藩の事情を探索せしめてもゐたし、筑前藩士の入說をも聽いて、吉川の事情は、十二分に腹に入れてをつた。九月二十五日大阪を出帆して、岩國へ出掛けて行つた高崎猪太郎からの報告書も、大阪軍議前後において、西郷の手に入つてゐた筈であつた。高崎の報告書には、次の意味の要領が記されてあつた。

『岩國藩の用人とかいふ香川諒、横道八郎といふ兩人が、筑前の喜多岡勇平と同道で私の宿に參り、多少事情を明らかにした。香川等のいふには、主人監物〔吉川經幹〕は恰度山口へ行つて留守中であるが、主人は毛

利家をして安全ならしむるには、今日些々たる面目論などに關はつてゐる場合でない。一意恭順の誠を披瀝して、輦轂の下を騷がした、罪を謝せなければならぬ。若し我が意見行はれずんば、再び岩國に歸へらずといふ決心で、家中の者にも、夫々その意を含めて罷り越されたといふ話である。

併し長藩では、隨分過激な議論をする者が多くて、恭順などは思ひも寄らぬ話である。元家老であつた毛利能登・毛利伊勢の兩人を復職せしめて、過激論を取鎭める手筈であつたけれども、却々聞かないので、兩家老とも、一寸手を引いた形となつた。吉川も殆んど手のつけようもない有樣だといふことである。

麻田公輔〔周布政之助〕が死んだといふ風說を耳にした。實說であるや否やは、未だ慥かめて見ないが、どうも本當らしい樣子である。自からその暴論を悔悟して屠腹したのか、それとも反對派の爲に暗殺されたのか、その邊は不明である。吉川は麻田が要路にゐては、充分自分の意見を行ふことが出來ないと嘆息して居つた。

私より『最早今日に至つては、宗藩の社稷が、存するか滅ぶるかの瀨戸際に立つてゐるのであるから、過激黨の連中に對し、決然たる所置を執らなければ、凡べての問題は解決しますまい』と申入れたところが、其位の英斷が當局者に出來るくらゐならば、何も今日のやうな窮境には陷いつてゐない筈である。いよ〳〵危急に瀕しなければ、最後の目は醒めないのだから、兎も角、官軍が國境へ攻め寄せるのを待つの外はあるまい。事ここに至らば、何とか所置がつくであらう。いよ〳〵官軍が迫まつて來たならば、急激論者が多少の

反抗をするではあらうが、一般の人民は、手足の措きどころもないといふ窮境に沈淪してゐるから、固より大したことにはなるまい。』云々

＊　＊　＊　＊　＊

吉川の恭順派からのみ、事情を聞いたのであるから、周布の立場や、青年諸隊の內情は、眞に實相を得てゐるとは思はれないが、恭順論が、長藩有力者の間に、相當に行き渡つてゐたことは、之によつても知ることが出來る。

西郷が廣島に著いたのは、十一月二日であつた。吉川は西郷が來たことを聞いて、翌三日人を派して總督の內意を伺はしめたのである。西郷は長州處分に關する趣旨を一應話して置き、其夜、自から進んで岩國に入り、直接吉川經幹に面接して、彼れの信ずるところを概說した。

吉川はその意見の寛大なのに一驚し、旁〻自分の所見と一致したので、西郷と約するところがあつて、山口に入說し、恭順論に力を盡した。

西郷の意見は著〻實現して、長藩は恭順に一決した。三家老は責を負うて自刄し、十一月十四日、廣島國泰寺において、首級實見の式は行はれた。そして卽日、出軍中止の命令が下されたのであつた。

一發の砲聲をも交うることなくして、長州征討は休戰となつた。それには固より西郷周旋の力もあつたが、要は長州內部における、混亂狀態の然らしむるところであつた。

西郷は吉川に恭順論を說いたが、その時吉川が、口を極めて過激論者を痛罵したのに對して、西郷は徐むろにいつた。

『急進論者は國家の寶でごわす。』

恭順論者の吉川は、西郷の口から過激輩を以つて國の寶なりとするの、一語を聞くのは意外であつた。西郷は、急激論者を以つて、一國の元氣なりとした。元氣の源泉なりとした。ここに興國の精神があると信じたのであつた。この興國の元氣を抑へて、天地の公理に隨ふところに、西郷の『恭順論』の純美があつた。長州志士に、果して興國の元氣があつたであらうか。

ここに暫らく頭をめぐらして、長州內情を顧りみ、彼れが內外に敵を受け、朋黨相鬩ぎ、如何に困苦辛酸を嘗めつつあつたかを、詳らかにしなければならぬ。

【九】長州の三大難關

奈落の底に沈潛した、當時の長州の狀況は、眞にいふに忍びざるものがあつた。內には、京都の變亂では、多くの戰士と戰費とを失ひ、馬關戰爭では、面を蔽うて屈辱條約を容るるの外なき始末であつた。當時の講和條約は、主として高杉東行の奔走によつて成立したが、前後三回に亙る講和談判において、東行が極力、『償金』を峻拒したのに見ても、いかに長州が財政窮乏に陷いつてゐたかを、察することが

出來る。

第一には對外策において困み、第二には對幕策において窮し、第三には對內策において全く統一を失つた。此の三つの難關において、長州は一步も前進することが出來ず、後へ後へと『退却』する一方であつた。好んで『退却』を欲したのでは勿論なかつた。前進することが出來なかつたのだ。愈〻窮し益〻行詰まるに從がつて、防長の志士の眼は血走り、一死以つて百難に當らんとするの、士氣を示すのであつたけれ共、防長の藩士及び毛利氏の社稷は、輕々しき志士の死によつて、救はるべくも見えなかつた。

眞勇あるものは、恥を忍び恥をつつみ、兩手をつかへて降を乞はざるを得なかつた。

勝敗兵家不レ可レ期。　包レ羞忍レ耻是男兒。
江東子弟多二才俊一。　捲土重來未レ可レ知。

といふのが、長州壯士の腸であつた。

臥薪嘗膽の聲は山野に滿ちた。將に大いに伸びんとするものが、數多の障碍に遮ぎられて、伸びることが出來ず、脣をかみ、腕を扼して、暫らく屈伏するの狀景が、當時の長州の全貌であつた。

*　*　*　*　*

四國艦隊が馬關海峽に迫つたのは、元治元年〔甲子〕八月四日であつたが、翌五日には既に毛利家の講和使が派せられんとして居つた。前田孫右衞門、井上聞多の二使が、當日若し二時間早く阿彌陀寺岬を乘り出してゐたな

らば、或ひは一戰に及ばずして和議が開かれてゐたかも知れなかつた。

實は英國の提督との間に、二時間の猶豫を以つて、講和使の來訪を待つといふ約束があつたのだ。前田、井上は奇兵隊の勇士を說得するのに時間を過して、やがて敵艦に赴むかうとしたのであつたが、時旣に、約束の時間を過ぐること二時間の後であつたので、兩人が今や小舟に乘り移らうとする刹那、一發の砲聲は海峽の沈默を破つて轟いた。勢ひ玆に至れば、最早屈しては居られぬ。長兵も遂に之れと應戰して、玆に戰端は開かれたのであるが、早くも、戰ひに先んじて和せんとした、長州の心意を察せねばならぬ。口先きほどもないといつて笑ふべく、長州は餘りに死地に横たはつてゐた。

高杉が後に本物の講和談判に取りかかつた時に、頭を下げろならば下げてもよい。双手をつけならついてもよい。武士の面目にかけかへても、償金丈けはと踏みこたへたのも、償金を出すことを惜しんだのではなく、實に一文も出す金がなかつたのである。『新知百六十石が鼻の先にぶら下がつて、命が惜しくなつたのか』と來島又兵衛に罵しられて、生命も知行も投げ捨てて京都に脫走し、島津久光を刺さうとした高杉東行をして、夷狄禽獸の赤髯の前に、これほどの忍從を强ひたのは、實に藩主の苦痛を重からしめてはならぬといふ一意と、涙を呑んでも防長の社稷を、完うせねばならぬといふ、一心に外ならなかつたのだ。

償金の一事は條約文の表面丈けの記入に止め、四國公使が直接江戶政府と交涉する內約が出來てからも、長藩ではまだ安心がならなかつたと見えて、家老井原主計を正使とし、杉德輔、山縣半藏を副使として横濱に派遣し、

外國公使の御機嫌を伺はしめてゐる。之れを以つて直ちに長州の劣弱を嗤ふてはならぬ。詳らかに彼れが四邊の情況を見、九地の底において、如何に再起の餘地を作らんとしつつありしかを察せねばならぬ。

＊　＊　＊　＊　＊

外國艦隊の始末ばかりで長州の難事は去らなかつた。更らに眼前に、三十六藩の兵を合した、幕府の征長軍を控へてゐた。之れに對する態度こそ、眞に防長の死活問題であつた。當時長藩の當路には周布政之助が立つてゐた。桂小五郎（後の木戸孝允）高杉東行は、彼れの腹心であつた。これに配するに岩國に吉川經幹があり、時流を拔く政治家として、自から彼等の間には、一致する對幕策を有してゐた。

周布も高杉も桂も、來島等の『京都進發論』には反對であつた。その當時に遡ぼつていへば、吉川も進發反對論者であつた。高杉は『防長割據論者』で、暫らく中原の形勢から離れ、地方に割據して、富國强兵の道を立てねばならぬとの意見であつた。蓋し高杉の富國强兵論は、此時に始まつたのではなく、夙に安政五年（戊午）、益田彈正に奉つるの書において、堂々として富國强兵論を說いてゐるが、彼れが政府當局者と交はり、深く財政の窮乏を知つてゐたことが、彼れをして防長割據論を持せしむる所以となつた。

周布は早くも吉川と往復し、今回のことは結局恭順の外はあるまい。此の役目を受け持ち得る人は、貴殿より外はないから、是非一肌拔いで貰ひ度いと申し入れた。吉川も夙に大局を見て、恭順と覺悟を決めてゐたので、宗家の爲め、微力を盡さうといふ段取りとなつた。

周布は岩國訪問の際、吉川に向つて『自分が政府の當局に立つてゐながら、重ね〲の失敗によつて、社稷をして今日の危うきに立ち到らしめたのは、何とも申譯がムいませぬ。萬一私の首が必要とあれば、何日何時でも進呈いたしまする。』といつたさうであるが、之れを聞いてゐた吉川は、暫らく周布の顏を凝視してゐたが、ややあつて『武士に二言はあるまいな。』といつて、單刀を周布に與へたといふ話である。

吉川の意志は、彼れ自から何ごとをも語らなかつたのであるから、今に及んで知る由もないが、周布は深く覺悟するところがあつた。それは周布が吉川を去るの足を以つて、直ちに幕府の軍門に進み、藩公父子の寃罪を訴へようとした形跡があるのによつても知ることが出來る。後に彼れが形勢の非なるを慨して、屠腹して死んだのは、いろ〲の事情があるにしても、吉川の一言が胸に閊えてゐたからであつたらう。

當路の有力者の間には、かくして恭順の方途が盡されつつあつたのであるが、この勢に乘じて、猛然として起つて來たものは、夙に當局者に快からざる守舊派の一黨であつた。彼等は口を極めて當局の失政を責め、その引責辭任を迫まると同時に、絶對恭順哀訴論を以つて、事ここに至つては『君を輕しとし社稷を重しとす』とまで論じ立てた。場合が場合であり、人心は、水の低きに就くが如く、この一派へと流れ寄つた。

【十】『恭順哀訴論』と『武備恭順論』

當時この保守派を『俗論黨』と唱へ、恭順はしても眞倒間違へば防長二州を焦土としても、城を枕に打死する

といふ一派の士は、自から稱して『正義派』と唱へてゐた。兩派の主張は形において一致したが、心底において出發點を異にしてゐた。一は哀訴歎願の恭順論で、一は武備充實の恭順論であつた。兩派の關係は『忠正公勤王事蹟』に詳らかであるから、その一節を掲げて參考に供して置く。

『……此の俗論黨の主張する趣意と云ふものは、何にしても京都で禁門に向つて發砲するやうな亂暴なことをして、遂に征討の師を向けられたのであるから、是れはどうしても謝罪しなくてはならぬ。畢竟かういふ亂暴な事を起したといふものは、政府當路の人がその處置を誤つて、吾々譜代の家來を度外に置いて、奇兵隊その他膺懲隊とか八幡隊とかいふ樣な隊を立てて、何處の馬の骨か分らぬやうな者を集めて、それを煽動して亂暴をさせるものだから、かういふことに至つたのである。だから此の際政府の人々は責を引いて引き退き、幕府に向つては、十分恭順謹愼を表して謝罪しなければならぬ。諸隊の暴徒等は、京都の變動といふものは、姦魁松平肥後守を討取つて君側を淸める積りであつて、決して朝廷へ對して野心を懷いたのではない。今回征討の師と雖も、薩賊と會姦とが、幕府と結託して起したことで、朝廷の眞の叡慮ではないといふけれども、何うしても朝廷の命令である。而して其の實力といふものはどうかならば、三十六藩の兵である。朝廷・幕府の命令に反抗しては、名義において相濟まぬ。三十六藩の兵に此の防長の二國の力で當るといふのは、策の得たるものでない。到底勝利はないからして、是非恭順謹愼を表して、その罪を謝し、假令幕府の方で、殿樣に向つて蟄居を申付けるとか、押隱居を申付けるとか、又は防長の一領土を削るとかいふやうな

令を發しても、社稷には代へられないから仕方がない。從はなければならない。かかる危急の場合には所謂社稷を重しとし、君を輕ろしとする趣意で行かなければならぬ。その方針でやるには、政府の役人を黜罰し、諸隊に解散を命じ、首謀は無論誅しなければならぬと、かういふ趣旨であります』

此の恭順哀訴の主張は、幕府に對するといふ立脚地に立つての主張といふよりも、寧ろ對內的感情の發露であつた。

哀訴派は毛利伊勢を始めとして熊谷式部、椋梨藤太、山縣與一兵衞、岡本吉之進、進藤吉兵衞等であつて、彼等の後援としては、財滿新三郞、中井英次郞の率ゐてゐた『先鋒隊』の一團があつた。後に井上聞多を斬つた兒玉愛次郞なども、この先鋒隊の一人であつた。

これらの保守派の運動とても、その由來を訪ぬれば、決して卒然として起つたものではなかつた。遠くは村田淸風の大革新當時から、旣に進步主義を悅ばぬ風潮があり、これらの流れを掬む、保守主義者の一團は、藩主父子の勤皇周旋にも、固より反對であつたし、文久三年〔癸亥〕の堺町の變にも、元治元年〔甲子〕の蛤御門の變にも、事々に反對の色調を現はして來たのである。それが馬關戰爭となり、征長戰爭となるに及んで、勢力を盛返へして來たことは、必然の勢ひであつた。そしてそれが侮るべからざる大勢を作り來つたことは、失政百出の當路者にとつて、何うすることも出來ないことであつた。更に大勢の逆轉に從がつて、これらの守舊派の勢力が、次第に政府部內に浸入して來ることをも、亦た避くるに由がなかつたのである。

＊　＊　＊　＊　＊

然らば所謂『正義派』と稱へて居つた、進歩革新派の一派は、如何なる主張をしてゐたのであらうか。之れを說明すべく、次に再び『忠正公勤王事蹟』の一文を引いて見る。

『……正義派の國體たる奇兵隊其の他の諸隊（中略）の主義方針とする所は、今申す通り、京都で軍さをしたのは決して朝廷・幕府に向つて、野心を懷いたのではない。奸魁松平肥後守を討ち取つて、君側を淸める爲めであつた。然るに不幸にして敗戰に終つたから、かういふ困難な場合になつたが、是非前々の方針を採つて、尊王の大義を貫ぬかなければならぬ。俗論黨の方では三十六藩といふ名に恐れてゐるが、三十六藩というても、一致してゐる兵ではない。我が防長二州の士民が正義を維持して、一致團結して之れに當れば、必らずしも勝算がないとはいはれまい。縱令ひ勝算がなくても、武門の習ひ是非に及ばぬ。幕軍と交戰して、今迄の尊王の大義を天下に貫ぬかなければならぬ。不幸にして敗戰に歸したならば、君臣倶に城を枕にして、討死をするが宜しい。さうしたならば、國は亡びても、義名は後世の歷史に遺る。之れに反し、侮辱を蒙むつて社稷を存した所が、洵に後世に對して面目のない話である。是非幕兵に向かつて、一戰を試むるが宜しい。といふ論であります。』

西郷南洲が『正義黨は日本の元氣なり』といつたのは、即ちこの一派を指ざしたのであつて、國策としては恭順を執らしむるの外はないが、死して護國の鬼となるの氣魄はなければならぬと西郷が思つたのは、當時の長州

における焦點を把握するの觀察であつた。

久阪玄瑞の後を受けて、勤皇黨の中心者となつた高杉東行は、十一月某日、書を大庭傳七に與へて、その心事の一端を訴へてゐる。曰く、

高杉晋作より大庭傳七に送るの書　〔元治元年十一月〕

其後打絶、御無沙汰仕候段、奉二恐入一候。弟事も未レ得二死處一、赤面之至に御座候。御承知之通、御兩殿樣、御身上えも迫り候次第、臣子者、死も餘り有る時節に御座候。先日長府出張之時も、一言も御相談不二申上一儀、深思慮有レ之候事に御座候間、不レ惡御含置可レ被レ下樣、奉レ賴候。弟事も毛利氏恩古之士、今日に至り、士民同樣之心底は、寸分無レ之候間、其段兼而御存之儀と奉二心知一候。偷生家之讒言にて、府公にも弟等の事、色々と被二思召一候由、殘念至極に御座候。乍レ爾、人生之事、蓋レ棺定、今日以二言語一辨解仕候も愚なる事に御座候なり。洞春公御正統之事、府公之事故、たとひ追討被二仰付一候とも、露程も御恨は不二申上一候。成事ならば、弟等心事、生前之中、府公え明白相成かしと所レ祈に御座候。夫故、追々歎願書も差出し候覺悟に御座候間、野々村諸君えも、不レ惡被二仰入一候樣、奉レ賴候。我等府城を離れ候も必竟府公を深く奉レ思候ての事に御座候處、裏腹に相成、讒言を請候段、千萬遺憾之至に御座候。兎手も死後ならでは、不二明白一と落著仕候心事、御推察所レ願に御座候。弟若し馬關にて死する事を得候はば、招魂場に御祭り被レ下樣、奉レ願候。

先は爲レ右、頓首。

弟も私情なき者には無レ之候得共、國家大難、胸中如レ火、小事を忘候間、態と御推察奉レ賴候。筑前以來御世話に相成、且歸鬪之後、寄宿をも願ひ、知己と相誓候而、一言も不二申上一出鬪仕候事も、無情之樣には御座候得共、是亦有情之極と相考候。御家內樣にも、理非知らぬ者と、御譏も可レ有レ之候得共、其邊御辨解奉レ賴候。猶亦、筑前に而、野々村より金五兩拜借仕候處、未レ得レ歸候間、其段も宜敷、御致聲奉レ賴候。御珍藏之小屛山陽書は、陣中之一樂と盜去り候間、左樣御承知可レ被レ下候。前文申上候通、赤間鬪鬼と相成、討死致之落着に御座候間、別書之通、碑を御建被レ下樣、乍二御面倒一、奉二願上一候。井上少輔・三好大夫えも、弟心事御通し被レ下樣、奉レ願候。白石翁〔正一郎〕にも御無沙汰仕候間、宜敷御致聲奉レ賴候。弟事は死而も、乍レ恐天滿宮の如く相成、赤間鬪之鎭主と相成候志に御座候。入江角次郎も、御地え參居候由、此段御通達奉レ賴候。死後に墓前に而、藝妓御集、三絃など御鳴し、御祭被レ下候樣、奉レ賴候。別紙詩作、御覽奉レ賴候。拜白。

梅之助〔高杉晉作〕

傳七〔大庭〕樣

慨然たる長州志士の意氣と、灑々落々、光風霽月の心境と、紙表に躍動し、讀むものをして、覺えず東行の英風の颯爽たるに感嘆せしむる。守舊派の爲に誤まらるる心事を公明にし、死を見る歸するが如き風韻は、高杉な

らではと思はしむる。

賣レ國囚レ君無レ不レ至。　捨レ生取レ義是斯辰。
天祥高節成功略。　欲レ學二人作二一人一。

とは、書中記し遺せる東行の詠詩であるが、文天祥と鄭成功とを打つて一丸とし、自から之に擬せんとしたのは、當時彼れの心胸を物語つて餘りがある。又た彼れが自から記したる墓表には、

故奇兵隊開闢總督高杉晉作。則
西海一狂生東行墓
游撃隊將軍谷梅之助也

と記されてゐた。自から墓表を作つて、一藩勤皇の犧牲となり、屍を海角に曝さんとす。快なる高杉、壯なる東行、藝者の三絃に祭られんとする彼れの心事は、尋常一樣の志士の解する能はざるの境地といふべしである。

＊　＊　＊　＊　＊

九月二十五日、兩派の議論を決すべく、藩主の出場を請うて御前會議を開いた時には、毛利伊勢、毛利能登守が、極力恭順哀訴論を立てたけれども、井上の熱論に一蹴せられて、議は『武備恭順』に一決した。
ところが吉富藤兵衛家に謹愼中であつた周布政之助は、御前會議の翌曉、遂に自刄して死んで了まつた。固より謹愼の身であつて見れば、前夜の御前會議の決議を知らう筈もなく、時事日に非なるを慨して刄に伏したので

あつたらう。

周布ほどの人物が、何故にかく死を急いだか。これには深い理由がなければなるまい。彼れが死に先だつて用意周到なる『遺書』を子孫に遺したのに見ても、覺悟の死であることは充分に察知せらるる。又た嘗て屢次彼れが死を企だてたことのあるのに見ても、死因に深き理由のあつたことが思はれる。嘗て彼れの一友は、

『足下は今や防長の柱石である。漫に死を急いではならぬ。飽くまでも生を得て、國歩艱難を救ふべきではないか。』

と諫告したこともあつた。周布は言下に答へていつた。

『男子一度び事を誤まらば、何時でも死ぬがよい。さうせぬと後進の士を激勵することは出來ぬ。自分丈けが豪い者だと思つてゐるのは大間違ひだ。先進の士が責任を負うて死んでこそ、後進の士が奮起して、その志を繼ぐことが出來るのだ。』

と言ひ放つたと聞いてゐるが、感激性の强かつた周布としては、自刄は彼れの選ぶべき最後の途であつたかも知れぬ。併しながら、ここで殺すには、餘りに惜しい雄材であつた。

周布の死は決して彼れ一人の利害にのみ止まらなかつた。果せるかな、彼れの死によつて、折角の御前會議の決議も水泡と歸し去つて、恭順哀訴派の守舊的勢力は、更らに力を得て、政府要路に浸入して行つた。遂に武備派の閣員は悉く罷められ、之れに代つて保守派の後繼內閣が組織された。

【十二】所謂『正義派』の建言

高杉が三度目の脱走をして、筑前に入つたのは此の時であつたが、奇兵隊を初めとして諸隊は次のやうな歎願建言書を、藩主に奉つて、その心事を披瀝した。此書は土方楠左衛門〔久元〕をして、十一月八日持參せしめた。

毛利侯に奉つる歎願書 〔元治元年十一月〕

微臣等、昧死頓首、謹で奉ニ申上一候。微臣等庸劣惰弱、乍レ恐君上御憂慮の日に當り、身國難に殉ずる能はず、苟且、偸レ生居候事、罪不レ容レ死、鴻恩寛容、報ずるに所なし。區々の微衷、不レ能ニ默止一、屢々大威を犯し奉り、深奉ニ恐入一候。先日以來數度の上書、乍レ恐國家之御大事、今日に在りと奉レ存候間、至愚之謀策、建言候處、御採用之命を蒙り、且つ御國是は、萬々御動搖不レ被レ遊候間、決而無ニ氣遣一鎭靜可ニ罷在一候と、懇々御開諭被ニ仰付一、不レ堪ニ恐懼之至一、謹で御實行御擧被レ遊候を奉レ待候處、兩殿樣、無レ程御歸萩被レ遊候事、既に闔國之人心を動かし、視聽を驚かし候上、近日之御處置に至候ては、乍レ恐臣等之解せざる處、疑惑之至に奉レ存候。今日天朝への御恭順、四境之賊軍を御待被レ遊候御大策は、八月晦日、被ニ仰出一候御直書之趣、御決意被レ爲レ遊、且微臣等追々奉ニ申上一候處に御座候得者、再三不レ及ニ陳述一候。御國是毫釐も御動搖無レ之、不レ愧ニ天地一候御至誠を以て、二州を御顧不レ遊之正義を張り、廟堂之委任を專にし、方輿之士氣を振勵し、主客

の形壯老之勢を審にし、眼前之小勝負に拘はず、天下萬世之公論を恃み、確然御守被レ遊候はゞ、天日未レ墜レ地、天祖之威、御祖宗樣之靈、御照覽被レ遊、御開運之期、斷然無レ疑奉レ存候。若又、一時之小挫折を以て、十年の御國是御變動有レ之候程に候はゞ、假令萬紙の起請を奉じ、千人の頭顱を献じ、御詫被レ遊候共、奸賊一點之仁心なく、君門九重の深に在り、決て御兩國の亡滅に損益無レ之候。君上之御處置、洞春公之御遺志に違ひ、名義を失ひ被レ遊候義有レ之候はゞ、二百餘年、恩波に浴し、飽飲暖衣、大祿を費し候諸臣、死を以ても御諫申上、天地に御愧不レ被レ遊樣、可レ致之處、八月十五日、同晦日、被二仰出一御直書之趣にては、內外多難之時に至候ても、確然不動の御趣意に被レ爲レ在候に、却て妄誕之邪說を唱へ、御恭順之名を假り、偷安之心、貪權之私を成さんとす。其心事を推究するに、乍レ恐御兩殿樣に迄罪を歸し奉り、御國之生靈を以て、悉く奸賊之手に歸し候ても、其一身之安を謀り候儀と、洞察仕候。堂々たる二州の地を以て、御祖宗樣以來、三百年養士之報を忘れ、賣レ國謀レ身、其君を大難に陷れ奉るの外無レ之は、實に痛憤切齒に不レ堪奉レ存候。今日之御新政を奉レ伺候に、御直書之御趣意に違ひ、萬事監物〔吉川經幹〕樣へ御委任相成、舊來之御有司を罷黜し、昨年以來、俗論を以て罪を得候者共、次第に御採用相成候事、不レ堪二恐懼一之次第奉レ存候。御歸萩之儀は、暫時俗論鎭靜之御爲とも可レ被二仰出一候へ共、今日之御處置に至候ては、如何程御國是に於ては、御變更無レ之段、御辨解被レ遊候とも、乍レ恐信服仕候者、決て無レ之候。先日監物樣、御歸邑之節、於二宮市一拜謁仕、御兩殿樣御趣意、監物樣御周旋之御策、奉レ伺候處、京師變動に付、三大夫以下廟堂之御有司を罪し、

天幕之間に御謝し被レ遊候との御事、乍レ恐三尺之小兒も其非を知り候程之御下策、決て御兩殿様御趣旨に者無レ之儀と奉ニ恐察一候。元來奸賊征討之論を唱へ候は、去年八月〔堺町變を指す〕に有レ之、旣に手配迄相定居候位、今七月〔蛤門變を指す〕變動以後、始て起り候事に無レ之候へば、獨三大夫に罪を御委被レ遊候ては不ニ相濟一、且京師の變は、奸賊と交レ鋒候のみにて、天朝へ對し御申譯無レ之儀は、決て無レ之候。假令、御兩殿様、正義御唱被レ遊候ても、奸賊天朝を壅蔽し、神州之國是を誤り候はば、堂々の兵を以て、先づ國賊を御討滅被レ遊、奉レ安ニ宸襟一程之儀も、可レ有ニ御座一候へば、交レ兵候共、一概に罪と申譯は有レ之間敷候。不幸にして衆寡不レ敵、挫折を取候故、俗論誣說を起し候へ共、萬一京師之軍大勝を得、奸賊を微塵に致し候はば、其時は如何可レ有レ之候哉。勝負は時運有レ之、一度之挫折を以て、定論には難レ仕候。然れば征討論は此節之義に起り候事に無レ之候へば、三大夫以下を罪し、御謝し被レ遊候共、決て惻隱之心を生じ候儀は無レ之、愈我畏縮、侮りを我虛弱に乘じ可レ申候。素より京師之變は、君上御存知無レ之義に候得共、其申譯の爲、今日迄同心合力、患難を共に御凌被レ遊候諸臣を殺戮致候は、乍レ恐君上兼ての御仁德とも御相違被レ遊候御處置、決て御趣意とは不レ奉レ存候。必然讒邪之私忿に罹り、奸賊之深謀に陷り候餘り、無ニ言甲斐一御儀と乍レ恐奉レ存候。旣に御國是御變動、奸賊に御從ひ被レ遊候樣にては、天朝への御忠節も廢し、宸慮不レ從、前議を不レ踐候ては、幕府へも御信義相立不レ申、正義を忘却し萬世之公論に背き、御家名の瑕瑾に相成候ては御祖宗様への御孝道も空敷相成、兼々御國中へ御告諭被レ遊候御趣意、八月十五日、同晦日御決心の御直書も反古同様に相

成、御國民に信を御失被レ遊候段、實以不レ堪二悲泣之至一、存せんと欲して却つて亡び、治めんと欲して却て亂れ候は、眼前の事と奉レ存候。諸隊解散の儀に至ては、最無二其謂一事と奉レ存候。止戰講和は一時の權謀と、御直に被二仰出一候得者、人材成育、武備修整は第一の急務たるは、素より不レ俟レ言、他日大攘夷の思召も無レ之、人材も御棄被レ遊候程にては、御國是御變動無レ之とは難レ申候。若又、諸隊を被二立置一兵を練候て、御恭順の御趣意相立不レ申儀に候はゞ、御兩國中、城廓を毀ち、武士悉く甲冑を碎き、雙刀を脫し、御國中隅々迄一個之武器無レ之樣不レ被レ遊候ては、御恭順に相成申間敷哉。俗論畏縮之徒、大節に臨み、如レ此妄說を唱へ、御國是を亂し候段、言語に絕候義と奉レ存候へば、伏て願くは雷霆の御英斷を以て、速に山口へ御歸被レ遊俗論邪說の者を御抑被レ遊、人材を成育し、武備を充實し、御國是愈以て御確定被レ遊、是迄被二仰出一候御直書之趣、御踐行被レ遊候樣、不レ堪二懇願之至一奉レ存候。古より人君英斷を以て主と爲すと承り候へば、一時の人情を拒き兼ね、萬世之國辱を御取被レ遊候樣有レ之候ては、御兩國數十萬の生靈、一日に消滅可レ仕候。楠左中將家世三代、王事に死し、一族之血肉、野草に塗し、家亡び國滅し候へ共、萬世忠臣之鑑と爲り、今日に至て猶ほ生くるが如し。尊氏朝に官軍となり、暮に賊首と爲り、天下の諸侯に諂諛し、終に將軍となり候得共、後世人々、其肉を食はんと欲し、高山彥九郎、匹夫の身を以て、其墓を鞭つに至候。正邪之分、曲直之辨、存亡に預り不レ申候。微臣等區々の微衷に堪へず、今日に至り、手足を措く處無レ之、人窮して天に反るの誠を思ひ、謹で山口太神宮の社地、常榮公の御靈前に參籠仕、泣涕流血、御國論の恢復、奉二祈請一候。

一點之誠微、御垂憐被ㇾ下、神慮君心御符合被ㇾ遊候はば、微臣等は言ふに足らず、御兩國之大幸、天下之大幸と奉ㇾ存候。情意切迫、言語忌諱に涉るを不ㇾ顧、干二犯威嚴一、伏て奉ㇾ待二斧鉞一候。微臣等、昧死恐懼、謹て奉二申上一。

甲子十一月〔元治元年〕

奇兵隊中
御楯隊中
膺懲隊中
遊擊隊中
八幡隊中
其他同志中

讀み來れば文意足らずして、未だ述べ盡さないところもあり、且つ大勢に疎にして、大局に通ぜない點が少なくはない。併しながら言々句々、心血を濺ぐの文字であつて、その意氣と赤誠と情熱とは、やがて日本再造の原動力となるものであることを、深感せしむるに足る。中岡愼太郎が喟然として驚嘆し、將來必らず天下を取るものは、薩と長とであらうといつたのも、この悲壯なる長州の志氣を眼の當り見たからであつた。

* * * * *

冷靜に考へたならば、守舊派の恭順論とて、一概に私利私慾の爲めであるとはいへぬ。防長二國の安全を欲す

ればこそ、何といはれても恭順論を立て通ふさうとしたのに相違ない。吉川監物が、宗家に代つて、官軍と鞅掌した苦衷も、察せなければならぬ。またこれあるが故に、二州の版圖を完うすることが出來、明治維新の大舞臺に、活躍するの素地を保存した譯でもある。

主戰論派に就いていへば、大局大觀の明がなく、動もすれば血氣に逸つて、あたら人材を傷つくることが多かつたが、この元氣、この精誠あるにより、三百諸藩の惰眠を破つて、一大革新の事業を成し得たのでもある。事は單に一を執つて言ひ易からず、彼れもあり、此れもあり、彼此相剋し、相凌ぎ、自から人に先んずるの勢ひは作られて行くのである。大凡そ維新當年の事績を觀る者の、正邪を以てのみ推すべからずして、勢ひを察し、大勢の動くところを大觀しなければならぬ理由は、自からこの邊にもある。

第二章　西郷の征長處分策

【一】長藩の保守派と高杉の脫走

元治元年（甲子）末の長州は、反動時代ともいふべきであつて、急進運動の行き詰まりによつて、勢ひは反動的勢力を誘發し、それが征長軍に對する恭順哀訴論となつて現はれ、滔々たる大河の勢ひを以つて、防長の山野に溢ふれた。周布政之助が自刄し、井上聞多が傷つき、高杉高行が脫藩するといふ順序になつて、急進勤皇派の勢力は、ここに一頓挫を來たすの形となつた。

毛利敬親父子も、最早かうなつては施こすに術なく、十月三、四日山口を去つて萩に歸り、穩和派の保守黨が新政府を組織した。前閣員は悉く罷免し、制度格式に至るまで、天保以前の古制に復歸せしめたのに見ても、恭順哀訴派が全く保守的思想の根柢の上に立つてゐたことが解る。

十一月六日は、寒雨蕭々として降り灑いだ。前掲正論派の歎願書を藩主父子に達すべく、五卿の使者として土方楠左衞門は、笠蓑の姿をただ獨り萩へ運ぶのであつた。深く虎穴に入るの思ひを以つて、彼れは翌七日朝、萩城下に著し、直ちに町奉行に通じたが、其日は何の挨拶もなく、夜に入つて奥番頭榎本隼人、町奉行周布、祖式に面會を許されたので、

『今回は使命最も重大である上に、五卿方の直書もあり、直々藩主に面謁して申述べたい』旨を申し入れた。榎本は御父子共に病中であつて、面會は六ケ敷いから、我々において取次がうといつたが、土方は一切中間の取計らひを謝絶したので、已むなく、八日城中においていよ〳〵藩公に面謁することになつた。

當日の情景を土方は自記していふ。

同八日（十一月）晴八ツ時より、可レ致二登城一旨、案内有レ之候に付、罷出、先づ執政共外に面會、夫より大膳太夫殿、病中に付寢所にて御面會との趣故、罷出候處、選鋒隊、俗論家四十人計一間に相詰、頗る猛威を示し、御前には、執政參政五六人宛、左右に居並び、威儀最も嚴なり。自分は、直に進て膝下に罷出、使命之條々、密々及二陳辨一、尙御直簡（五卿の直書）御渡申上候處、段々の御配慮、深辱奉レ存候。御口上の義は、篤と勘考の上、御答可二申上一、尙御直簡も緩々拜見の上にて、何分の御返答、可レ致に付、其許には、態態の出向、御苦勞大儀に存候。一應引取吳候樣、御挨拶あり。依て御前より引取候上、酒饌等出て、薄暮頃、歸宿。入レ夜佐々木男也、福原三藏、寺島秀之助、久留米藩淵上郁太郎等、密々來訪、種々密議あり。夜半過、孰れも去る。淵上は此節筑前使者、筑紫衛、小金丸兵次等と、同行致居候なり。（回天實記）

土方は數願書（前掲）及び五卿の直書を捧呈し、具さに述ぶるところがあつて、翌九日萩を去つて、山口に歸來したが、『當地俗論黨頗る陸梁を極め、殺氣充滿、道路戒心の事多し』と、彼れが日記に殘してゐるのを見ると、保守派の一味が、如何に君側を擁して、勢威を張つてゐたかが察せられる。

機を見るに敏なる高杉東行は、此の時輕燕の柳條を貫くが如く、反動派の眼をかすめて脱走した。

* * * *

高杉は久阪と併せて、長州の双璧であつた。久阪は文久より元治に至る長州勢力を代表し、高杉は元治より慶應に至る政局の中堅であつた。久阪は先んじて勢ひを作り、高杉は縱横の機略を、風雲亂離の間に試みた。

高杉を以つて軍人とすれば、眞に好將軍であつて、進むに俊敏であつたと同時に、逃ぐるにも迅速であつた。前後三回の脱走に就いて考へて見ても、今一刻の差を以つて、危難の將に身邊に及ばうとする時、太刀風三寸にして、彼れの姿は早くもその影を沒してゐた。

東行の逃げ足の迅いことは、夙に同輩の間に定論があつた。少年時代の高杉を語る者は、ソラ喧嘩だ!! といふ刹那早くも逃げ去つてゐるものは高杉晉作であつたといふの一事を逸しない。併しながら高杉は徒らに逃げて危難を免かれようとするのではなかつた。味方敗軍となつて崩れ立たうとする刹那において、風を切つて應援隊を率ゐ來るものは、實に逃亡の晉作であつた。彼れが喧嘩の瞬間において、早くも勢力の等差を見、勝負の決を覺り、飛んで再擧を計るの快腕は、幕末維新の間において、高杉獨步の境地であつた。

ゝ周布が死し、井上が斬られ、反動派の勢力が隆々として二州に臨んだときに、三十六計の名人、高杉がその邊の横町を迂路々々してゐる筈がない。彼れは萩の自宅に謹愼中であつたが、形勢の急なるを察して、意を決して脱走し、十月二十五日山口に井上の負傷を見舞ひ、早駕籠を走らせて三田尻に飛び、徳地において奇兵隊に意を

含め、『燈火の影ほそく見ゆる今宵哉』と行燈に書き殘して下關に走り、遂に海峽を渡つて、箭よりも早く筑前に遁げ去つたのである。燈影今夜影細うして、同志の面てをも辨じ難き有樣であるが、我れ一度び歸り來る時、明煌々たる炬火を手にして、應に諸君と相見るであらうとの意氣、東行狂生の眉目に溢るるの思ひがある。

親ヲ捨テ國ヲ去ツテ天涯ニ向フ。

必竟斯ノ心世知ル莫シ。

古ヘヨリ人間棺ヲ葢ウテ定マル。

豈ニロ舌ヲモツテ嘲譏ヲ防ガンヤ。

孤劍鏘々、秋風に横たへて去らんとする風雲兒の、蒼天を仰いで吟發するところ、自から別に大志あるを思ふべきであつた。十一月一日、下關の白石氏に潛伏して、彼れが二州を顧みて詠ずるの詩に曰く、

脫シ來ル狼虎ノ穴。

潛伏シテ君ガ家ニ宿ル。

イカントモスルナシ二州ノ裏。

人心亂レテ麻ニ似タリ。

秋風は人の袂を拂ひ、寒潮は高く海角を洗うて、世も人も、轉た寒冷を感ぜざるを得なかつた。

【三】長州三家老の屠腹

西郷が征長軍參謀として廣島に著したのは、實にこの時であつて、東行が下關に入るの翌日、卽ち十一月二日のことであつた。吉川經幹の斡旋によつて、長州は頭の下げられるだけは下げた。十一月十二日、吉川は惶々として『伏罪書』を、征長總督の軍門に捧げた。

伏罪書〔元治元年十一月十二日〕

私本家家老の內、益田右衞門介、福原越後、國司信濃、去七月、登京之上、不レ奉二貴命一恐多も對二輦下一ハ騷擾仕、奉レ驚二宸襟一候段、全大膳父子、平常之申付方、不行屆之罪科難レ遁、奉二恐入一候。右に付、奉二歎願一候儀も御座候處、今度、御征伐之御期限、切迫に及候段、竊に奉レ伺、誠に恐懼心痛仕、國中一統、彌謹愼罷在大膳父子、寺院に蟄居仕、只管に奉二謝罪一候。右三人之者共、處置の儀、此上の御差圖相待候心得に御座候得共、今日に至候て者、却て過慮に相當、自然御嫌疑をも可二相生一哉と、奉二恐入一候。然者、速に嚴科に處し、首級可二差出一心得に御座候。且又、私儀謹愼中、越境之儀、奉二恐入一候間、不レ得二止事一封疆に愼、罪を幕府に奉レ謝候。何卒御寛大之御處置、厚奉二歎願一候。誠惶謹言、誠惶謹敬白。

十一月十二日〔元治元年〕　　吉川監物

此の伏罪書に、三家老を嚴科に處して申譯けをするとの一條が認めてあるが、此の書の日附された當日の曉天、伏罪書には關係なく、三太夫は旣に夫々切腹して死に就いてゐたのである。情を以つて推せば、一片哀憐の涙なき能はざるものがあるが、責任の懸かる所、屠腹は遂に避くべからざる數であつた。

嘗て周布政之助が、三家老の中、誰れ一人として、蛤御門の變の時に、自刃する者のなかつたことを痛憤したのは、必らずしも、故なきことではなかつた。周布は曰く、

『戰爭が敗けたからといつて、家老が三人とも、オメ〳〵と逃げ歸るといふのは、何たる爲體だ。俺れが若しその場にゐたならば、今回の事は藩主の知つたことではない。一切萬事俺の責任だといつて、立派に自刃して了ふのだ。さうすれば、幕府をして、征長の名を得せしむることはなかつたに相違ない。太平の家老は、時務を知らぬから駄目だ。』

と喝破してゐた。後に周布が屠腹して死んだのは、三家老に對する面當てもある。『武士といふものは、執政の責任を負ふ時、かうするものだ。』との見せしめも充分あつた。

大事に任ずる者は、輕々しく死すべきでないといふのは、立派な考へに相違ない。併し口に大事を唱へて、心に私心を擅ままにしようとするのは、唾棄すべきである。長州の三家老は、機を見るの明がなかつたのであつて、私慾の爲めにするところは、毫末もなかつたが、近年政局に立つところの政治家にして、重任の懸かるところには、一死をも辭せないといふ大官が、果して幾人あるであらうか。

三家老の死は、流石に立派であつた。第一番が益田で、彼れは德山の總持院で屠腹した。第二は國司で、これは澄泉寺であつた。福原は德山侯の子息で、元德侯の令兄であるところから、わざと岩國に送つたので、一番遲れて、十一月十二日の夜明けとなつた。彼等は幕命に先んじ、天朝の爲に罪を引いたのである。

次で宍戸九郎兵衛、中村九郎、佐久間佐兵衛、竹內正兵衛の四參謀は、萩の獄中において斬罪に處せられた。これを以つて、戰爭責任者の處罰の意を明らかにして、十一月十四日、三太夫の首級を廣島に送り、國泰寺において、幕閣板倉勝靜、目附戸川鉡三郎、尾張藩家老成瀬正肥等、諸役人によつて『首實檢』の式は行はれた。そして『停戰令』は發せられた。

停戰令（元治元年十一月十四日）

毛利大膳父子事、伏罪之姿も相顯候に付、當月（十一月）十八日、攻懸り日限之儀、重て一左右相達候迄、攻懸可レ被ニ見合一候事。

十一月十四日（元治元年）　尾張前大納言（征長總督）

越えて十一月十八日に至り、毛利宰相より、征長總督府に對して、伏罪待命書を提出した。

伏罪待命書（元治元年十一月十八日）

私家老、益田右衞門介・福原越後・國司信濃、去七月、於二輦下一騷擾之始末、深奉二恐入一候。右に付、三人之者、禁錮申付、御差圖を奉レ待候處、却て過慮に相當儀と奉レ存、此度嚴刑に處し、首級奉レ備二御實檢一候。並參謀之者、一同、斬首申付、委細吉川監物を以、申上候通御座候。全私父子平常之緩せ、罪科難レ遁、依レ之、寺院蟄居、恐惶罷在、何分之御沙汰、謹で奉レ待候。以上。

元治元甲子年十一月

毛利大膳〔花押〕
毛利長門〔花押〕

玆において、長州は兎も角、沈靜に歸し、征長の軍は、一應、局を收むるに至つた。

【三】西郷の防長處分案

長州恭順の誠は、斯くして明らかにされた。次に來る問題は、果して如何に防長を處分すべきやの問題である。西郷が之に對する意見書を總督府に上まつたのは、十一月十八日であつた。建言書の要領に曰ふ。

一、大膳父子落髮退隱、最初より末家の內にて、暴擧に不レ組、淸末より家督の事。
一、下之關邊十萬石削り、暫時、豐前、筑前邊え守衞被二仰付一候事。
一、上之關、大島は、前二州え同斷。

一、吉川、此節、兩國平定之功にて、御直勤、被₂召出₁、且本家心附被₂仰付₁候事。

一、官軍發向之印に、山口新城屋敷破却之事。

一、宮市・三田尻邊、長府より國替被₂仰付₁候か、或は公領に被₂召上₁候事。

西郷の心意は、長州を亡國とする考へではない。出來る丈け速かに平和の局を結ぶといふにあつたから、兎に角名分が立ちさへせば、深く敵地に入るの必要はないとしたのである。西郷の左右には、伊地知正治があつて、軍略については、彼れが西郷の教導であつた。西郷も亦た伊地知の智謀を知つて、平生『軍略は正治』といつて、一切を彼れの方寸に委してゐたのである。

十一月十九日、西郷は書を小松帶刀に贈つて、當時の形勢を報じてゐる。今その大略の意を取つて、次に記して見よう。

『……三家老の首級實檢に備へ、參謀四人も嚴科に行はれ、既に條理が立つた上は、今後の處分方法が一大難事である。總督府は元々勇斷が出來ないので、十八日も永井主水正、戸川鉾三郎へ利害得失を談じ、事ここに至つて、猶ほ些々たる利害に囚はれて、久しく寒天に軍兵を暴露してゐるのは宜しくない。匆々局を結ぶべきである旨を說き、建言書を總督府に上まつて置いた。

總督府では〔一〕周防一國は悉く召上て吉川に與へ、〔二〕德山は從前通りとし、〔三〕萩領は一應吉川領としたならば、人心安堵するであらうとの意見で、この處置は、一應江戸政府の指揮を待たねばならぬといふ意見

である。政治上の掛け引きならば兎も角、軍陣のことを、こんな悠長な態度では、到底埒が明かぬ。そこで自分は、速かに軍令を發して處分を命じ、彼れ若し聽かずんば、堂々として打破ぶるべしと論じ立てたところ、總督もどうやら自分の意見を用ゐることになり、いよ〳〵本日處分案が發せらるる趣きである。その箇條といふのは、

一、脫走五卿を差出す事。

一、山口城破却の事。

の二ケ條であるとのことであるが、吉川の考へをも聞いて見ると、この邊ならば、穩當に落著を見るであらうといつてゐる。

今や艱難踵を接して到るの觀があつて、苦心の程お察しを願ひ度いが、畢竟するに、難事に當つては、要路に在る者が人事の限りを盡し、名義、條理の正しきに倚つて戰ひさへすれば、更らに遺憾はないと信ずる。戰つて死するも謀つて斃るるも、結局何の差もなく、唯だ人は名分の正しきに從つて死力を盡すの外はない。大膳父子の處置については、追つて總督より江戶政府へ具申し、その上にて決定するであらうから、必らず苛酷の處置のないやうに、其地にても充分運動が願はしいのである。萬一、一國の信義を失ふやうなことになつては、夫れこそ實に一大事である。吉川も天下の公論を以つて處置さるる上は、如何に激黨が起つても、鎭靜は必らず一手に引受け申すが、若し苛酷の處分となつて、一國を擧げて激發する日には、如何とも仕か

たがないと申してゐるのは、條理のある申分である。……』（元治元年十一月十九日小松帶刀に與ふる書）

人事を盡して條理を立つるは、南洲一生を通ずるの一大信念であつて、彼れはこの大公道に向つて、絕えず濶歩して行つた。慶勝總督も一度び西鄕を見るに及んで、彼れの偉器たるを敬し、主として彼れの誠意に賴つて、防長處分の局を結ばうとした。

一橋慶喜が『總督の英氣至て薄く、芋に醉ひ候事は泥よりも甚敷との說、芋の銘は大島（西鄕を指す）とか申由』といつたのに見ても、如何に西鄕が征長軍中において重用せられてゐたかを、反證するに足らう。

かくして、

（一）五卿引渡、

（二）山口城破却、

（三）大膳父子蟄居、

の三ケ條の處分大綱が、長州政府に向かつて發せられたが、右の三ケ條中において第一の難關は、云ふまでもなく、五卿問題であつた。

此の時の五卿といふのは、三條實美、東久世通禧、三條西季知、壬生基修、四條隆謌の五卿を指すのであつて、世にいふ七卿の中、錦小路卿は客中に歿し、澤卿は脫走して長州にゐなかつたからであつた。

五卿を奉ずることは、實に長州の名譽の存するところであつて、獨り長州急進黨のみの、奉じて以つて、四方

に矜持するのみではなかつた。

懷ひ起す文久の歳、毛利敬親侯父子が、袂を連ねて皇事に奔走した所以のものは、實に三條以下諸卿の、火の如き勤皇心に誘はれたからであつた。一度び前後を誤まり、月卿雲客の諸卿をして、風霜に泣かしむるの身となさしめたのも、思へば長藩の責任であつた。

捲土重來、蛤門に問ひ詰めたのも、要するに七卿の身の雲を掃ひ、淸涼殿上、曇らぬ月を眺めしめんが爲めであつた。事悉く志と違ひ、勤皇の諸將、前後して歿し、身いよ〳〵窮はまり、地いよ〳〵狹ばまつたとはいへ、ここで五卿を幕府に捨て去ることが、何として出來ようぞ。目に一丁字なき山間の樵夫でさへ、窮鳥は之を殺さずといふではないか。まして正義を天下に伸べ、死を以つて皇事に盡さうとする者が、好んで五卿を敵陣に投ずることが出來よう。

死を以ておとめ申すぞおとまりなされ
　　長門の國にも武士はある

と、高杉が絕叫したのも、故あるかなだ。

ここに長州必死の運動となり、薩の奔走となり、土佐志士の周旋となり、筑前勤皇家の同情となり、維新回天の序幕は、開かれて行つた。長の高杉東行と、薩の西郷南洲とは、期せずして相接近して行き、かくして冥々の裡に、薩長聯合の勢ひは作られつつあつた。

【四】五卿處分問題と長州

曩きに七卿袂を連ねて都を落ち、今はその數を減じて五卿となるとはいへ、彼等の一團は將に起らんとする勤皇派の源泉であつて、彼等の在るところ、卽ち新時代の曙光の發するところであつた。

幕府が長州處分の最大要件として、五卿の提出を迫まつたのは、故なきことではなかつた。長州內に鬱勃として漲ぎり來らんとしてゐる、急進派の靑年等が、何日何時、五卿を擁して大事を企て來るか分らぬ形勢は、如何に遲鈍なる征長幕僚といへども、氣附かざるを得ないことであつた。

それ丈けに、長州政府の當局者にとつては、五卿は厄介物であり、邪魔物であつた。五卿あるが爲めに、急進派が何かと名目をつけて勢力を盛り返へさうとするのである。志士の運動のみならば、何とでも取締りの方法はある。勢ひ危うしと見ゆれば、官權の力を以つて縛することも出來るであらうし、入牢申し付くるにも、何の遠慮はいらぬ。後の祟りが恐ろしければ、首を刎ねても差支はない。

併しながら五卿といふものが、錦の御旗のやうに、その中に閃めいて來ては、簡單には手出しが出來ぬ。將軍の權力を以つてしても、迂濶に手の出せない朝廷の公卿であるから、事は頗ぶる面倒である。そこで何でも五卿を長州の境外に出して了ひさへすれば、それから先は何うならうと、我等の知つたことではないといふのが、所謂恭順哀訴派の考へであつた。そこで征長總督の命令に從つて、直ぐにも幕府へ差出さうといふ腹であつた。併

しながら、事はさう簡單には行かぬ。權力ばかりで事が極まるならば、正義・不正義の議論は必要がない。伸びようとする若草は、大石を以つて壓しても、石腹を這ひ上つて地上に出ようとする。この生々の力は、如何なる權力を以つてするも、遂に滅することの出來ない自然力である。長州政府も、この自然力の打伸し來る勢ひには、一考も、再考もしなければならなかつた。

*　*　*　*　*

五卿それ自身は何んな考へであつたか。元々百戰を經て志操を錬磨した武士でもなければ、屢々人心の險惡なる世相を、浮沈し來つた政治家でもなく、所謂る長袖綬帶の公卿育ちであつて、階前に花を觀ては、詩歌に興じ、靑簾を捲いて、月を仰いでは、管絃を弄する雲客であつて見れば、唯だ何よりも歸洛の一日も早かるべく、願ふに無理はないことであつた。

曩に蛤門進撃の時には、長州世子侯も出軍し、五卿も共に東上の軍中にあつた。七月二十一日〔元治元年〕讃岐國の多度津港に入港した時、京都の敗報に接したので、已むを得ず船を返へして鞆港に退き、更らに上の關に引き上げ來つたが、當時五卿は、このまま長州に歸るを好まず、長兵の勝敗に關係なく、進んで上京したいといふ希望であつた。

五卿の考ふるところは、備前池田侯に倚らんとするにあつたらしい。五卿は惟へらく、我々今回の東上は、外國艦隊の將に攝海に入寇せんとする大事變に際して、闕下に伏して攘夷の大方針を確立するにあるのであつて、

浪士等の暴發とは、固より何等の關係がないのである。我々が若し京都の敗報を耳にして、直ちに退却したといふことになれば、禁闕を亂した浪士と事を共にしたものとなるので、甚だ本意でない。宜しく輦轂の下に進み、別に本心の存するところを伏奏すべきであると。

當時の事情を陳べたる、土方楠左衛門の日記にいふ。

同二十六日（元治元年七月）九ツ前頃、防州上之關に着船、直に長門守殿（毛利定廣）旅館へ御入被レ成、御議論あり。自分共も、家老根來上總、側用人毛利登人初、要路之面々へ、對論、暮頃御旅館へ御引取に付、御供を以、罷歸、於二御前一又々御評議相盡し、曉に至り、引取候也。抑々讃州多度津に於て、京都敗北の報知有レ之より、長門守殿には、直に御引返相成候。五卿方御船は、着揃に不二相成一且つは夜中、數艘の飛脚船を以、一先備後鞆港迄、御引取相成候樣、頻に申來候に付、無レ已御引返被レ成候處、長門守殿は、既に防州上之關迄、御引取被レ成居候に付、此處にて、御評議の次第は、今般上京の義は、外夷攘海に入寇の風聞、曩に志道聞多（井上馨）伊藤俊介（博文）英國より歸來の節、申出候次第も有レ之、不二容易一皇國の大事に付、押て伏二闕下一、御懇訴被レ成候て、篤と叡慮御伺、國是御取極被レ成度、御宿志にて、是迄御進發被レ成候儀なれば、天王山一列、暴動之事は、初より關係之譯無レ之、彼等は別々脫藩致し、主人之寃罪相訴申より起候事故、此儘御引返被レ成候ては、最初よりの御趣旨、不二相立一先手之者、敗れ候に付、引取候樣、自然相成、甚以不二相濟一譯に付、是非共、御引返之事不レ可レ然。此儘上京被レ成度、御趣意に候得共、若し右之情實、陳

疏に至らず。於二途中一被二相支一、空敷叛名を受け、御斃被レ成候樣之事、有レ之ては、愈ゝ以御心外之譯に付、是より直に備前〔岡山藩〕へ向ひ、池田侯〔茂政〕に御依賴被レ成候得者、此侯は兼て有名の國守に付、御赤心之處、貫徹候樣、周旋も可レ有レ之と申に、一決相成候處へ、長門守殿より、頻々の使節にて、何分共、於二他領一滯在不レ宜候間、一先領內上之關迄、御引取被レ成度、同所にて、父子連席の上、篤と遂二御熟議一、其上にて御進退之處も相決申度段、被二申越一、遂に不レ得レ止事、當地迄罷下候義に付、五卿方、右之御趣旨を以て、御面議有レ之、尚又、水野丹後、自分よりも御趣意名分之處、議論致候也。〔回天實記〕

五卿のいふところ亦た理なきにあらずであつた。併しながら此の議論には長州側では頗ぶる持て餘まさざるを得なかつた。何といつたところで、藩の家老が三人まで馬を揃えて出陣してゐるのである。藩主も船を乘り出してゐる。先手が敗軍したのに、自分等は何等關係がないとして、東上して見たところで、十目の見る所、烏は烏に相違ない。そこで藩主は辭を卑くし、五卿に說いて切に一應歸國されんことを懇請したのである。

五卿は兎も角も三田尻に移つて招賢閣に入り、ここで又々駄々をこね出した。然るに八月に入つて、外艦姬島に來り、長藩を擧げて攘夷の先驅をするといふ事變が勃發したので、國難の振りかかるを見捨て去る譯にもならず、殊に豫ねて期するところの攘夷の實行でもあり、傍ゝ五卿は再び山口に移るに至つた。

窮乏の長州は外夷を擊つことが出來ず、一も二もなく和議に及んだことは、五卿にとつては何としても殘念千萬なことであつた。深く長州の事情を知らば、面を蔽うて和議を結ぶの已むを得ざる理由が、明らかにされるの

であるが、一圖に攘夷を思ひ込んだ五卿には、和議のみ、徒らに嗟歎の種となつた。

そこで長州頼むに足らずとの感情となり、再び備前藩池田に倚るの議が持ち上つた。五卿は招賢閣において屢次その去就を議し、大意は長州を去るに決したが、續いて長州は內亂の巷と化し、外には征長の軍に接し、內には兩派相爭ひ、實に長州を擧げて逼迫の極點に達すると見られたので、流石の五卿も、この窮狀を見ては、去るに忍びず、暫らく足を留めて、形勢を窺ふことになつたのであつた。

その中に征長幕軍の五卿處分となり、難事は五卿の身邊に降りかかつた。事既に玆に至つては、長州を頼まない譯に行かず、急進諸派を、唯一の賴みの綱として、一片の正義を混亂の巷に樹て續けようとした。思へば五卿の心事も亦た、憫れむべきであつた。

尊皇攘夷を以つて、唯一の大旆とする長州の急進派は、五卿に對する政府當局の態度、征長總督の處分に對して、慨然として起たざるを得なかつた。

彼等は五卿を奉ずるを以つて、長藩の名譽の存するところであるとし、五卿を幕府に渡すことは勿論、他藩に遷座することも、共に許すべからざることであるとした。實に五卿は長州尊皇黨の守本尊であつた。

奇兵隊を中軸とする諸隊は、日一日過激化して行つた。最早や今日の情勢では、何よりも先づ俗論政府を倒すの外はないといふので、山口に總勢を合し、五卿を奉じて長府に移つた。その理由は山口は土地が廣く、何處からでも攻め掛かられる惧れがあるから、少人數の好く守り得るところでない。寧ろ長府に移り、豫ねて同情を有

せらるる長府侯の力をも借らうといふ考へであつた。土方楠左衛門の日記に、當時の情況を記してゐる。

【十一月十四日】今日亦引籠候。夜半に至り、奇兵隊中より、急使を以、密書差越候に付、披見致候處、今般於二萩表一諸隊討伐之命を下候由。然る上は最早猶豫も難レ成に付、俗論退治の義兵を起し可レ申、山口は攻口十箇處も有レ之、土地廣漠之處に附、少勢にては防戰難レ叶、依て是より長府へ赴き、淸末に連り兩處と合力を以、馬關に有レ之米金を奪ひ候事に議論一決致候間、明日は直に當所引拂可レ申、何卒右之趣條公御初、申上吳度、尙明日諸隊一統罷出候上、諸卿方も長府へ御移轉之儀、可二願上一旨申來候に付、早速書面相認、諸卿方御許へ差出候也。

【同　十五日】早曉、病氣を押し參殿、諸隊屯所迄急使被二申付一、早馬にて罷越候處、野村靖之助も亦馬にて參合せ、夫より共々諸隊長等に面會、色々談論致候末、乘切にて引返申候。野村は途中にて落馬致し候へ共格別負傷も無レ之仕合なり。夫より參殿致候處、追々諸隊兵士打揃罷出、隊長の面々拜謁の上、御轉座之儀懇願あり。依て諸卿方には何遠亭にて御評議之末、九ツ時より御出馬に相成候。遊擊隊前軍となり、奇兵隊中軍となり、八幡・膺懲の二隊は後軍にて、諸隊皆々戎裝、大砲共挽かせ、頗ぶる勇壯の事なり。自分〔土方〕は浦靱負迄御使者被二申付一候に付、早馬にて罷越候處、不在に付、直に政事堂に至る。亦た在らず。色色相尋候末、湯田御殿へ參候樣承り、直に駈付引返し漸く面會を得たり。自分曰、曩に諸隊士共、建議書を奉り候處、採用無レ之に付、今や彼等は長府へ立越候上、更らに陳謝の模樣あり。宰相殿には、兼々諸隊鎭

撫之事に付、諸隊方へ御依賴之筋も有レ之候段、此度の御出向も、右の御趣旨に外ならず候旨申述、宰相殿御父子への御書簡をも相渡候上、入レ夜出立、四ツ半頃、漸く香川驛へ著の處、浦靱負も亦來合せ、條公へ拜謁の上、尙又御直に御使有レ之、一々御議論の趣、感戴の上引取候。〔回天實記〕

當時諸隊の兵を合して八百人と唱されたが、事實は或ひはそれよりも少數であつたかも知れぬ。大概は二男三男連であつて、後に政府當局の强壓に堪えず、一群より脫した者もあつて、その數は天下に呼號する程でなく、稍減少の傾きもあつた。併しながら諸隊がいよ〳〵暴發して、五卿を長府に移したことは、少なからず、政府當局者をして危惧せしめた。

一方征長軍との間において、今や事なく和議が實現されようとしてゐる刹那、『五卿引渡し斷然相成らぬ』との一團が蜂起しては、時局をして、益々困難ならしむるのみである。萩政府は、毛利上野に兩三人を附して長府に派遣し、諸隊の隊長に說諭せしむるところがあつたが、結局は說諭が說諭にならず、益々感情を激せしむるに過ぎなかつた。長府侯にも鎭靜方を命じて見たが、既に火のついた油は、水を濺げば濺ぐほど、廣がつて行くのみであつた。

【五】五卿問題と西鄕吉之助

諸隊が五卿を擁して長府功山寺に入るの報は、萩政府を狼狽せしめたのみでなく、廣島にある征長幕僚をも騷

がせしむるものとなつた。吉川は、香川諒を征長軍營に遣はして、具さに事情を述べしめたが、總督の意見は更らに決するところがなかつた。
西郷は心中深く長府の形勢を憂ひた。情義において長州志士が五卿を擁護せんとするの壯擧は、批難すべきではなかつた。併しながら防長の天地を保存し、一日も早く和平の局を結ばんとする上からは、穩やかに五卿を移すべきであつた。西郷は進んで總督に面していつた。
『五卿は宜しく九州五藩〔薩摩・筑前・肥前・肥後・筑後〕に分座せしむべきである。そして五藩をして夫々誠意を披瀝して五卿に說かしむべきであるが、斯くして尙ほ遷座を肯へんじないとならば、已むを得ず、斷然征討の兵を發すべきである。情誼を盡して、說得する丈けは說得しなければならぬのであるから、自分は自から長府に入つて、五卿に說いて見よう。』
との意を述べたので、總督は西郷の提議に一諾を與へ、西郷は進んで防長の國境を踏まんとするの決心を据えた。
十一月二十日、西郷が小倉に在る島津主殿及び同求馬に與ふる書簡に、此の一節を左の如く書してゐる。

西郷より島津主殿・同求馬に與ふる書　〔元治元年十一月二十日〕

去十五日〔十一月〕迄の形行は、伊地知正治より、御聞屆被レ下候はん。然處、三條初五人之公卿方、去十五日〔十一月〕暴激黨五六百人餘り相率、長府之方へ動座有レ之候由相達、仔細不ニ相分一候得共、定て同類を

集、暴擧之企に而有レ之との事に候。就而は今日、別紙之通總督府より御達相成〔筑前轉座令〕一先筑前より五卿方へ說得致し、其上承引無レ之候得者、可レ救道も無レ之、左候はば、臨機之所置不ニ相成一候而者、相濟間敷、右に付、拙者には早く其許之樣、致ニ渡海一筈に候得共、伊地知正治にも未歸著無レ之、爰許も差支候間、幸今日越藩某兩人、飛船取立、渡海之賦(つもり)に付、形行荒增(なりゆきあらまし)、得ニ御意一候而、當所之人數も、總て其元へ差渡、合レ力之賦候間、蒸汽船二艘、早々御差廻可レ給候。大阪より當所迄、荷方船四艘にて、乘船相濟候得共、當時の天氣柄、難ニ取究一候間、二艘丈、御差越給候へば、都合三艘にて、可也(かなり)相濟可レ申、筑前へ者、今日〔十一月二十日〕御達相成候間、暫者間(しばらくはま)も可レ有レ之候間、當所引拂可レ申、左候て蘆屋(あしや)〔筑前〕へ當所人數入込丈、陣取御手當御取計、可レ被レ給候。飯料は當所より、持越申候。左樣御含可レ被レ給候。此旨、旁御掛引申進候。以上。

十一月二十日夕〔元治元年〕

西郷吉之助

廣島より

島津主殿殿

島津求馬殿

追て、前以飛脚(ひきやく)差立、是迄の事情も、委細申進筈候得共、折節幸便有レ之、相託申候間、此仁より何も御聞取可レ被レ給候。當所よりの人數は、上下千人位にて候。

死を以つて五卿を守らんとする長州諸隊の形勢は、既に尋常一樣の說得で行かぬことは、西鄕の夙に洞見するところであつた。彼れは、此の度こそは一戰の外はあるまいと決心し、廣島にある薩兵は、悉く之れを九州に移し、筑前蘆屋にある、薩軍の本營に合し、萬一に備へた。

西鄕は十一月二十一日、遂に廣島を去り、二十三日小倉の軍營に達し、五卿問題の解決に向つて、彼れの巨腕を揮はんとするのであつた。長州、土佐、筑前の志士は燕の如く往來し、西鄕は雄然たる大塊を其間に現出した。

【六】筑前藩士の斡旋と西鄕吉之助

元治の末年、長州處分より、延いて五卿問題の紛糾した際に、薩長の當事者以外に、此の問題の爲に居中調停の勞を執つたものは、土佐及び筑前の有志家であつた。土方楠左衛門は夙に五卿の左右にあつて、寢食を共にしてゐたが、時局の紛糾するに從ひ、土佐よりは中岡愼太郎、淸岡半四郎、井原應助、橋本鐵猪、那須盛馬、濱田辰彌、池大六等の有志が長州に入り込み、筑前藩からは、加藤司書、喜多岡勇平、月形洗藏、早川養敬、小智小平太、眞藤登、矢野梅庵、黑田山城、伊丹眞一郞、今中作兵衞等の有志が、前後して馬關海峽を往復し、主として五卿問題について、斡旋するところがあつた。而して之が背後にあつて、筑前勤皇黨を、隱約の間に下知・操縱しつつあつたのは、實に筑前支藩三奈木城主、黑田播磨侯であつた。

殊に筑前は一水を距てて長州と相對するところから、力を專ら五卿問題に注ぎ、圓滿なる解決を謀らうとした。

した。

喜多岡勇平の如きは、夙に深く長州に入り、吉川及び西郷等の間を往復して、大いに劃策するところがあらうとした。

筑前藩の態度は、賢侯黒田長溥のあるにしては、伸びやうが足りなかつた。長溥は薩摩の島津齊彬と血族關係があり、夙に海外の文物に接し、頗ぶる進歩主義の政治家であつたが、左右その宜しきを得ずして、維新回天の鴻業に參劃することが出來ず、徒らに薩長をして名を成さしめたのは、筑前の爲に惜むべきであつた。

夙に平野國臣の卓出するあり、次でその情熱を享けて起つた勤皇黨の諸士は、藩論の煮え切らないのに憤慨し、起つて長溥を說き、進んで長州に入り、五卿を筑前に移して、厭が應でも、祖藩の國論を勤皇論に引きずり込まうとした。筑前有志が長州の巷に往來し、五卿遷座の斡旋に奔走したのは、實に此の意に於てしてゐる。

五卿遷座を一日も速かにして、長州を危地より救ひ、他日の大發を待たうとするにおいて、筑前有志の意見は長州恭順派と合し、西郷の所信と符節を合したのであつた。併しながら彼等の出發點は、佐幕にあらずして勤皇にあつたのであるから、此の勢ひが高杉東行に一縷の望みを懷かしめ、一たび筑前に遁れて、徐ろに羽翼を伸ばさんと考へしめたのでもあつた。要は五卿を遷して筑前に坐せしめ、藩論を勤皇派に盛り返さうといふ腹があつて、吉川に行き、西郷に行き、五卿に行き、長州諸隊に行き、一意遷座を促がさんと努めたのであつた。

西郷が將に廣島を發せんとするの日、小松帶刀に與へた書簡にも、筑前有志の入說に及んでゐる。

小松帶刀に與ふる書〔元治元年十一月二十一日〕

別紙〔十一月十九日の書〕の通相認、昨日坂元歸京の筋、相決置候處、一昨日夕方、岩國、香川諒參、三條〔實美〕初、五人の公卿、激黨六百人餘、相具し、長府の方へ動座有レ之、萩より追々鎭靜の者も差出候得共、承引無レ之、子細不二相分一候得共、長府を語らひ、萩の政府を動し、岩國を打滅との風說に候由。就ては此上は、迚も吉川の手に及候儀に無レ之、詰り干戈を不レ動候ては、不二相濟一時機に相及申候。然る折柄、筑前藩、喜多岡勇平參合、今一往、公卿方へ說得之儀、周旋仕度、表立筑侯へ被二仰付一候はば、精々盡力可二致見一との事にて、人事之限は相盡、其上承引無レ之候得ば、致方も無レ之義に付、總督へ細々申込候處、漸今日別紙之通、御達相運申候。五六百人の內、浮浪は纔百五六十人內外、其外は總て、長人にて、二男・三男の輩、尤過半卑賤の者共の由に御座候。就ては爰元の人數も、蘆屋と一手に相成、萬一事破候節は、彼方より攻懸の手筈にて、蒸氣船三艘差廻の儀も掛合いたし置候。伊〔地知〕正治・吉井〔友實〕も未歸着不レ仕候付、歸次第、下拙には蘆屋の樣、渡海、彼是の都合共、取計心組に御座候。昨日よりの形行、右の通御座候間、書添奉二申上一候。恐惶謹言。

十一月二十一日〔元治元年〕　　西郷吉之助

帶刀〔小松〕樣

書中に『別紙』とあるは、總督より九州各藩に向つて、五卿引請方を命じたものであつて、此の一令は、全く喜多岡、西郷の斡旋に基づくものであつた。薩藩に與へられた『達』は次の如くであつた。

松平修理大夫

去年脫走致し、是迄長州へ滯在之三條實美初五人之輩、長州より受取り、一人宛御自分並びに細川越中守、有馬中務大輔、松平美濃守、松平肥前守へ預置筈に候間、夫々請取候上、引渡方共、專被ㇾ取計ㇾ尤も請取方難ㇾ行屆ㇾ候節者、美濃守初、申合、兵力を以、速に臨機所置、可ㇾ被ㇾ有ㇾ之候。其段美濃守初へも、申渡置候事。

美濃守とは黑田長溥を指ざすのであつて、特に美濃守を賴まんとする文意があるのは、總督が薩・筑兩大藩の勢力を信賴したからであらう。

* * * * *

筑前藩士、小智小平太・眞藤登・喜多岡勇平の三人は、十二月一日、五卿を促がすべく、土方等を訪うて、具さに事情を說明した。

『抑々我々今回の斡旋は、五卿それ自身の爲めにも、長州の爲めにも、安全なる唯一策として五卿の遷座を促がすのであつて、何等他意があるのではない。總督が五卿を九州五藩に預け、警固を任ずる上は、若し長州においてこれを肯んぜざるに就いては、兵力に訴へても目的を達しなければならぬと沙汰するところがあつたの

は、實は表面のことであつて、裏面は薩の西鄕と我々筑前有志とが密議し、この儘五卿方が長州へ淹留あつては、天・幕に對して名義が立たぬから、一應筑前へ遷座の上、その上にて復位・復職の周旋をする考へである。此の邊の深意を察し、一日も早く筑前へ御動座あらせられたい。』

と縷說してゐる。これによつても五卿に對する西鄕の眞意が解ると共に、此邊よりして、次第に他日勤皇の大運動に進まんとする萠芽の、見え初めてゐるのを、發見するに困しまぬ。

長州諸隊は、一言にして之を撥ねつけ、五卿も亦た意甚だ進まない。十二月四日には、更らに月形洗藏、伊丹眞一郞、早川養敬の諸有志が、藩主黑田長溥の意を齎らすと稱して、五卿に入說し來つた。

十二月三日附を以つて、三條實美が、月形に與ふる書簡は、好く五卿の意を語るものであつた。曰く、

三條實美より月形洗藏に送る書　〔元治元年十二月三日〕

此方共身上之儀に付美濃守殿御口上の趣、逐一致二承知一候。不肖之身、乍レ不レ及奉レ安二宸襟一度、微志に有レ之候間、天下之御爲に付ては、如何樣共、進退可レ致候。然處、於二當藩一此際内輪紛亂之次第も有レ之、有志之者共、殊外動搖に付き、鎭靜致居候央、此方共相去候はば、彌可レ及二沸騰一も難レ測、皇國之御爲にも、如何と心痛罷在候。且又大膳家來擧動之儀に付ては、既三家老臣初、加二嚴刑一奉レ謝候上は、父子退隱等之儀に不レ及、寛大之御處置に相成候はば、人心感激、國情平穩に可レ至と存候間、右之事情御推察、御周旋有レ之

度候。宜御含盡力賴入候事。

十二月三日〔元治元年〕　　　三條實美

月形洗藏様

五卿は長州を去るの意なく、長州諸隊は益々過激化し、殆んど手のつけやうはなかつた。筑前有志は、更らに屈する色なく、手を變へ品を換へ、大局收拾の一路へと、ひたすらに驀進して行つた。

【七】小倉に於ける西郷吉之助

十一月二十三日、西郷が小倉に著いて見ると、副總督府の長州處分論は、頗ぶる痛烈を極めてゐることが解つた。越前藩、肥後藩が主となつて、盛んに開城面縛を主張してゐる。幕府側の意見としては、御尤な點がないでもないが、要するに大勢に迂にして、諸藩の實情、殊に長藩の內情に疎い、自分勝手に近い議論に過ぎなかつた。

西郷は越前副將に面接して、具さに實情を述べて言つた。

『開城面縛も結構ではあるが、それは刀折れ矢盡きた最後において、始めて要求すべきことで、未だ一戰もしない今日から唱ふべき議論ではない。而已ならず、開城面縛を迫まつた結果、長藩を擧げて、如何なる態度に出るかをも考へて見ねばならぬことだ。五卿を遷座するといふことでさへ、今日のやうな紛亂を來してゐるのに、若し長州侯父子を萩城から引き摺り出し、大地に頭を下げて降參せしめるとしたら、激し切つた

長州藩士は果して何と思ふであらう『君辱しめらるれば臣死す』の義憤を起し、ここに一大難局は釀されるに決まつてゐる。

それに幕府の聯合軍に就いても一考を要しよう。三十六藩を連ぬるの大軍といへば、威勢はいいが、實は御覽の通りの烏合の衆である。その上、諸藩とも財政窮乏して居つて、全く戰意を失つてゐる。此の際若し名義上に囚はれ、長州が深い決意を以つて、降伏を請うてゐるのを好い事にし、此の上開城面縛などと、頭ごなしに出たら、それこそ取り返しのつかぬ事態を惹き起すに相違ない。宜しく大局を考へ、一日も早く平和の局を結ぶべきである。』

と委曲を盡して說明し、敎示し、忠告し、陳述するところがあつた。聞いて見れば情理ある處置でもあり、既に廣島の總督府の意嚮が、決してゐるのであれば、今更ら强硬論も成り兼ねるので、兎も角も、議は西郷の意見に一決した。

後に西郷が近代稀に見る帝皇の師として、明治天皇の侍講たらしめた元田永孚は、當時肥後藩の一有志として小倉の陣營にあつたが、元田が始めて西郷に面するに到つたのは、實に西郷が小倉において、その經綸の大策を論述するの時であつた。元田は當時の西郷を回想して云つてゐる。

『余在藩の日、夙に南洲翁の人と爲りを聞知す。後小倉の軍營に於て相見え、歎じて曰く、翁は振古の豪傑なりと。其の胸宇は死生の外に脫洒し、富貴も、貧賤も、威武も、其の心を移す能はず。王政を千古に復す

るに至り、海外萬國と中原に抗衡せんと欲す。則ち其の志膽の雄大なる、以て宇內を凌駕するに足るなり。古への謂はゆる大丈夫なる者、翁にあらずして誰れぞや。』〔南洲遺訓後書〕

元田の一言は、以つて好く當年南洲の風丰を偲ばしむるに足るものがある。小倉陣營が一朝にして西鄕の意見に一致したのは、決して南洲雄辯の威力ではなかつた。彼れの言ふところは、吃々として語を成さなかつたけれども、一片の私心なき彼れの胸中より發する、情義ある所信には、何人も同ぜざるを得なかつたのであらう。重望の歸するところ、大任の掛かるところ、今や疑ふべくもなく、西鄕の双肩にあつた。

* * * * *

西鄕が小倉の軍營に在る間、筑前藩士の來往は、頗ぶる頻繁であつた。十二月一日、五卿に從つてゐる水野・土方等を訪うた越智、眞藤、喜多岡等は、十一月二十七日、小倉において西鄕と會見し、具さに五卿問題に就いて協議したのであつた。喜多岡等が西鄕の內意であるとして、一先づ筑前に移つて、復職斡旋に盡力する決心であることを述べたのは、筑前藩士と西鄕とが、深く契盟するところがあつたことを、物語つてゐる。土方の日記の、十二月一日の條に、

十二月一日 筑前使者小智小平太、眞藤登、北岡勇平、三人來問に付、自分は水野丹後と共に面會の處、其趣旨と申は、今般五卿樣御儀、天幕の命を以、薩兩肥兩筑へ御預に相成、筑前へ御請取申上候上、御警護可ニ申上、若し長州に於て相拒み、手に餘り候節は、兵力を以つて請取候樣御沙汰有レ之候。表向は左樣に候得共

裏面は決て左樣に無レ之、薩の大島三右衞門〔西郷吉之助〕筑前正議黨申談、此儘長州御滯留にては天幕へ對し、申條不ニ相立一候に付、兎も角筑前へ御轉座相成候上にて、御復位、御復職等周旋盡力致度内意なり。乍レ併、右表面通りの書付にては、長州家武威にも致ニ關係一候事故、諸隊有志輩、承引無レ之譯と申答候處、果して諸隊共、大不平にて、頻に三使に迫り、堂々議論申出、今や長藩四境之圍解けず、主君は幽居、國事多難之際、五卿方、他に御移轉相成候て、何の時乎、恢復之運に至るべき。篤と當藩之心事、酌取呉候樣、談判有レ之より、三使も承服致候由なり。〔回天實記〕

とあるのがそれである。必らずしも口先きの方便であるとのみは思はれない。西郷の眞意によつて察しても、筑前遷座後の五卿については、深慮するところがあつたに相違ない。

北岡等とは別途にて月形、伊丹、早川等が、五卿に入說したのは十二月四日であつたが、彼等も亦た海峽を渡るの前、西郷を訪うて、具さに筑前藩士の意のあるところを述べ、五卿遷座に就いて打合せをしてゐる。十二月四日附を以つて、西郷が小倉より蘆屋に向けて、薩軍の本營にある喜入攝津に與へた書簡に、筑前藩士と西郷との關係が、如何に密接頻繁であつたかを察するに足るものがある。その書に曰く、

喜入攝津に答ふるの書〔元治元年十二月四日〕

先日御答の趣、委曲承知仕候。夜具等調方手當の儀に付、策略を廻し候との御疑問も、相見得申候得共、

定て策略にては有二御座一間敷、月形〔洗藏〕長州に參掛、於二黑崎一手當申付候儀歟と推察仕候。爰元にての議論も、手早く黑崎へ五卿方を御廻し可二申上一との含をも、申居候事に御座候得ば、決て右等の品、用意仕置候儀と奉レ存候。喜多岡とは全くの別手にて、示合て計り候儀には無二御座一、勿論月形と勇平〔北岡〕とは行違に相成候て、面會も不レ致由に相聞得申候。然處、勇平には先日申上候通、說得も出來兼、もふは手切の由申居候得共、昨日〔十二月三日〕月形より、一左右相分候處、餘程議論も能相立、五卿方は彌ゝ防長を離れ相成候丈は、御斷決相成、激黨の折合も付けさせられ、動搖不レ致樣、御扱ひ被二成置一と相心得、別紙の通御書取〔三條より月形への書簡を指す〕迄も申下し候都合に相成候由。就ては、是より月形、激黨の者共に說得に打懸の處、一左右も遲引いたし候に付、かく迄の形行可二申入一賦にて、早川養敬と申者を差返候間、右等の形勢、荒增申上置候。何れ惣體一決の上は、尙又一人相返し可二相通一との譯に相成候間、兩三日中に者、何とか相分り可レ申、其上は早速可二申上一候間、左樣御含置被レ下度、奉二合掌一候。喜多岡の說とは、大に模樣相變、事の成そふな向に、被二相聞一申候。此旨疎略の働に御座候得共、以二書面一、如レ此御座候。恐惶謹言。

十二月四日〔元治元年〕　　西鄕吉之助

攝津〔喜入〕樣

とあるに依つて知らるるやうに、筑前の有志は、夙に西鄕と期するところがあり、西鄕が小倉に入るに及んで、一層密接なる往復を重ねた。筑前藩士が五卿を擁し、九州雄藩の連合を策して、他日幕府に當らんとするの機運

には、西郷が全然無關知でゐる理由がなかつた。

＊　＊　＊　＊　＊

茲に機運の變遷を見る。西郷は苟くも征長軍の參謀といふ形で、東西に奔走してゐたのだ。併しながら彼れが長・土及び九州諸藩の有志と、往復談論する間に、彼れの環境は次第に天地未拓の荒原へと移されて行つた。

元々西郷の一念は、長州と戰ふにあらず、長州を救ふにあつた。故に彼れは小倉に來つて、四邊の事情を詳らかにするや、孤身海峽を渡つて馬關に向はうとした。その意は長州藩士の確守の爲めに、五卿を筑前に移すことであり、大局の爲めに、暫らく臥薪嘗膽すべきを說くにあつた。

此間において、筑前藩士が如何に熱心に、五卿問題に奔走したかは、五卿に侍座してゐた土方の日錄中においても、その一半を知ることが出來る。十二月に入つて、略ゝ意を遷座に決する迄の間において、次の如き有志の往復があつた。

十二月一日　越智小平太、眞藤登、北岡勇平來る。

同　二日　三使、水野・土方會見。卽日北岡は筑前に向ひ、越智・眞藤は廣島總督府に向ふ。

同　四日　月形洗藏、伊丹眞一郎、早川養敬來る。三條實美より書簡を月形に與ふ。

同　七日　馬關において長・筑有志の會見あり、月形盟主なり。水野丹後、五卿側より出席す。

同　八日　水野歸來、會見不調を告ぐ。

同　**十二日**　高杉東行兵を擧ぐ。
同　**十四日**　土方馬關に赴き、月形始め、筑前諸有志と會見。
同　**十五日**　伊丹眞一郎、今中作兵衞來る。三條より十日間猶豫の書簡を兩士に與ふ。
同　**十六日**　月形五卿に謁し、遷座を促す。
同　**十七日**　筑紫衞來り、遷座を促す。
同　**十八日**　三條西、四條兩卿、此日發程萩に向ふ。

熱心なる筑前藩士の遊說は、遂に五卿の意を動かすに至つた。さうでなくても、勢ひ既に茲に到つては、渡海に決するの外はなかつたであらう。長藩內の動搖も、急には鎭靜の見込が立たぬ。高杉の擧兵もあつたが、それが何程鎭靜の力となり得るやは、未だ容易に知るべからざるものがあつた。

そこで五卿は十二月十四日、月形等が熱心に入說した當夜、兎も角五卿の中、三條西季知・四條隆謌兩卿を、一應萩政府に行かしめ、藩侯父子の眞意をも糺し、長藩への信義を立てて、愈々遷座の意を決するに至つた。翌十二月十五日、伊丹、今中の兩士に與へられた、三條の書簡は、

此方共移轉の儀、明十六日より十日之猶豫を以、萩表反正之成否に不ㇾ拘、必其藩へ可ㇾ令㆓渡海㆒決定に付、解兵之儀、早々周旋有ㇾ之度、賴入候事。

十二月十五日〔元治元年〕　　三條實美

伊丹眞一郎

今中作兵衛　江

と書され、一日も早く、征長軍の解散を周旋すべく、依頼するところがあつた。

【参考】征長に於ける西郷の動靜　【越前藩小倉滯陣日記】

【元治元年〔甲子〕十一月二十三日の記錄】

今日薩州家中、西郷吉之助、藝州廣島より到着、夕方御本陣へ罷越す。同藩吉井幸輔、同道なり。本多修理、酒井與三左衞門、酒井十之亟應接、吉之助申聞候は、私儀去月〔十月〕二十三日、大阪表にて、尾老公より御呼出にて、今般長州御追討に付、見込通如何候哉、御尋に付、相答候は、今般の御處置は、敵の勢を離間せしめ、長人をして長人を討たしめ候樣に致候とそ、良策と奉レ存候趣、然る處御直命にて、今度征長に付、彼方より謝罪等の儀、萬端周旋、取扱候樣被二仰付一候。尾公は去る十六日〔十一月〕廣島御着に相成、私儀は去る二日〔十一月〕廣島へ着、直に防地〔周防〕へ入込、吉川監物に面會、今般朝・幕の命を以、尾公を始、諸侯の官軍、諸道より押寄候付ては、既に天地に不レ容の朝敵、然るに官軍へ對し、抵抗被レ致候哉、糺問候處、吉川家申候は、必々左樣の儀は無レ之、幾重にも御詫致候心得と申聞候に付、左候へば、早急其御手段可レ然、併、御詫に付ては、其廉不二相立一候ては、相叶申間敷、如レ斯々々被レ致候はば、其筋も相立申べく申聞、廣島へ引取候由。三主謀の者指出、御詫仕度旨を申立候故、吉之助も、御請取被レ成候樣申上候處、尾州にては、矢張首に致し、指出可レ申旨、御指圖に相成、竟に三臣の首を刎ね、實検に具へ、參謀の者を斬り、監物自ら罷出、御詫致候樣、相成候趣、然る處、廣島にて大監察永井殿、監物へ是非面縛開城に迄及ぶべくと、被二申渡一候に付、監物は顏色青醒、はつと御請には相成候得共、引下り申出候は、開城面縛の御嚴命に於ては、第一國中の士民共、不二落合一

の勢、監物切りには御請も難レ仕、此上は無レ據死守と申に、相違可レ申哉の趣にて、其座は相濟候由、依て吉之助、御總督并監察へ罷出候處、其方には如何の見込に候哉、御尋に付、吉之助、相答候は『されば の事に御座候、元來面縛開城迄の御內意候はゞ、始より周旋も談判も無用の儀にて、兵力を以て爭ひ候より外無二御座一候。面縛開城と申は、城中刀折れ矢盡き、十死一生と申時の敵情にて、官軍封境に臨み候迚、一戰にも不レ及して、其儀には至り申間敷、且又、彼防長兩國死守仕る時は、兵力を以て爭ふとも恐くは一年や半年にては、成功も難レ計、曠日彌久の內、討手の諸侯も疲弊に難レ堪、必ず異論紛起、終に爲すべからざる勢に相成、其節一々御糺問に相成候共、奉命可レ仕藩も無レ之、幕府の御威光も相落、土崩瓦解に相成可レ申存候。御賢慮の趣、如何拜承仕度』と申上候處、此方にても、左樣に存候との事也。尙打解け可二申出一とも存候得共、席柄と云、言の圭角も出候事、其方の手心を以て、和氣を以、押合候樣にと、永井殿被二申付一依て又、監物へ應接に相成、今度、大膳父子、末藩迄、如何樣の罪科に被二仰付一候共、御請可レ仕、自判の書付、爲二指出一新築の山口城破却、五卿預け、同附屬の脫藩人の處置共、三條の御請に相成申候。扨、右三ヶ條、御處置相濟候はゞ、大膳父子、並末藩迄の御處置、長・防御削り地、等の公裁被二仰付一速に兵甲を御解被レ成、近國に境上の御警衛被二仰付一候樣仕度段、申上候事に御座候。右兵甲御解の儀は、御總督御全權を以、御指圖に相成度、若哉、幕府へ御伺に相成、往復の間時日を送り候儀に候はゞ、弊藩に於ては、只今、兵を解、歸陣可レ仕と、言を盡して申上候由。扨又、長州御仕置の儀は、大膳父子は、落髮退隱、又末家淸末は、素より激徒の謀議に與せざる由に付、此人を以、毛利家社稷を續しめ、長府を、宮市小郡へ移居せしめ、下之關、大島、上之關邊、十萬石を召上られ、且又、吉川監物儀は、宗家の爲に盡力し、國難を救ひ候功以、大名に御取立相成候はゞ、伏罪の心底も相顯れ、幕府寬大の御刑典も相立、長防人民も鎭定し、天下人心を落合可レ申、此度の御處置、是等の所を、至當と存候趣、申述候處、尾公初、大小監察も、何も御同意との事にて、長防御仕置の儀は、公邊へ御任せに相成、前三ヶ條、吉川監物御請に相成候句切りを以、五卿受取方も、夫々相濟候はゞ、列藩の兵甲は、御一己にて、御取仕切御解可二相成一と御沙汰の由、右應接、終て吉之助歸宿。

【八】西郷遂に馬關に進む

西郷が小倉に來るの目的の一半は、彼れ自から長州に入つて、五卿問題の解決を急がんとするにあつたので、彼れは小倉に著し、形勢を明らかにした上、直ちに海峽を渡つて、長州の土を踏むの決意であつた。然しながら、小倉の軍營は、西郷の渡海を危ぶみ、諫止して止まなかつた。

それは長州有志の薩藩に對する反感が、頗ぶる危險に瀕してゐたからであつた。

『西郷若し來らば、生かしては置けぬ。馬關海峽は薩摩人にとりて、正に三途の川だゾ。』

との激語は、頻々として小倉の陣營に達してゐた。越前副將も、殊に西郷の身邊に萬一のことがあつてはならぬと心配した。切に入長を制止するところがあつたが、西郷は更らに意に介せざるものの如く、

『長州人とて、鬼でもなければ、蛇でもござるまじく、左樣道理の分らぬ者ばかりでもごわすまい。大義によつて得失を說いたならば、情理において理解せぬ筈はない。それでも聽かずに、暴力を以つて、おいドンを殺害したならば、理非曲直は愈々以つて明らかでごわす。その時こそ、西郷の屍を踏み越えて、堂々として、その罪を糺すべきでごわせう。』

屑々たる一片の肉塊、それはた何するものぞ。旣に國運開展の俎上に、壯身を橫たへてゐる西郷である。一身の死生の如きは、固とより眼中に置くところではない。

扨てその年の十二月に入つて十一日に、西郷は遂に吉井友實・稅所篤の兩人と共に、長人の所謂る三途の川を渡つて馬關に上陸した。

西郷は馬關に入るや、直ちに長州諸隊の有志及び土方楠左衞門、中岡愼太郎を始め、其他、筑前の諸有志と相會して、その素志のあるところを陳述した。十二月二十三日、西郷が小松帶刀に與ふる書中に、當時の事情を記してゐる。

小松帶刀に與ふる書（元治元年十二月二十三日）

嚴寒の砌、御座候得共、先以御機嫌能、被レ遊二御座一、恐悦の御儀奉レ存候。陳ば、先度申上置候以後は、五卿之一條、不二相運一、色々筑藩よりも心配仕、月形洗藏と申者、差はまり盡力仕候處、五卿も御開と申義も相決諸隊之處、半方は折合も付、纔に一二隊之過激之論も有レ之候得共、餘程說付候向に成立、私にも一遍は下之關へ罷渡呉候樣、月形より申遣候に付、吉井・稅所兩士、不二間入一、同道にて罷渡候處、諸浪之内四五輩も參、一夜議論も有レ之候。諸浪之隊は、一同歸順之運にも成行、隊長之者とは兩度も論判仕候處、合點も出來、一向五卿之御開も相盡候次第にて、實に大幸之事に御座候。大概激黨も降伏之勢成立、相樂居、終五卿も諸隊へ斷然御離れ切と相成、御書取を以、十日之期限も相極候に付、萩之政府と諸隊とは、寇讎の如相成居候に付、其邊調和之道相立候へば、一同解立譯に相成候付、早々岩國へ志し、出帆仕候處、去二十日朝着

いたし候て、吉川へ得と談合仕候處、能々汲受、此節自ら張出し、長府邊へ直樣踏込説得の含、勿論萩府にての俗吏兩三人を退け、激黨より望を掛居候者、兩三人も引上げ、調和の筋も相立賦に御座候處、二十一日朝萩表より使者岩國へ相達變動の向相聞得候折柄、岩國より差出置候人々も罷歸、得と承合仕處、長谷川惣藏〔尾張藩士〕萩へ參居、餘程せり立、打取の策を立候向、勿論戸川鉡三郎〔幕府目附〕山口城破却巡見として參居、色々被ㇾ責付ㇾ候向と相聞得、十八日晩七人の者を入牢申付、翌日は直樣斬罪に取行ひ候由。前田孫右衞門・楢崎彌八郎・山田又助・大和國之助・渡邊内藏太・松崎剛藏・毛利登人、此七人にて御座候。左候て末藩等へも人數差出候樣相達、千人位の勢、萩表より押立候由。激黨の內には、蒸汽船二艘を奪、撫育金と申を、掠取候由。何方へ乘廻候か、いまだ不ㇾ相分ㇾ、繫場より屆申出候迄に御座候。頓と調和の道も絕果、殘念の事に御座候。右等の拙策用ひられ候ては、實に込た事に御座候。何分にも右樣破立候ては、施すべき策も無ㇾ之、勿論、督府の見込不ㇾ承候ては、如何ともすべき樣、無ㇾ之候付、昨日廣島迄、參着仕候。岩國にて說得の道も相立候はば、五卿受取の儀も、相決候付、速に解兵の策を、督府へ說込含にて御座候處、案外の次第に成行申候。岩國にて承候には、京師にても、水人入込候との風說、粗承候間、速に馳登含にて、小倉表へも、書面岩國より差出、尤、人數繰登の儀も、荒々申遣置候て、廣島迄參候處、御手洗より、伊地知正治書面相達居、頓と安心仕候。兩三日も見合候はば、長州の模樣、可ㇾ相分ㇾ候付、時機次第には、早々罷登候樣、可ㇾ仕候間、左樣思召可ㇾ被ㇾ下候。何分爰許の處も、不ㇾ見止ㇾ候ては、不ㇾ相濟ㇾ候付、暫時相控

居申候。此旨大略形行迄申上候。恐惶謹言。

十二月二十三日〔元治元年〕　　西郷吉之助

帯刀〔小松〕様

西郷が、蹶然下關に入つてから、岩國に、廣島に、往來して、長州恭順の結論を得んとする奔走の狀態を、詳細に記してゐる。

一方、十二月十三日、月形、早川が、小倉に歸來して、西郷に示した三條の密書には、

三條實美より西郷吉之助に送れる密書〔元治元年十二月十二日〕

西郷吉之助え、極密談合之件々、委細聞屆候。當藩内輪之紛亂、鎭靜之效驗相立次第、筑藩え渡海之儀、令二決定一候付、吉之助儀、早々出帆、岩國え立寄、反正之說得相盡、筑州え罷越、此上精々、周旋致吳候樣、通達賴入候事。

十二月十二日〔元治元年〕

と記されてあるが、西郷が馬關において長州急進黨に說き、五卿をして一日も早く遷座せしめ、大局を收拾しようとする意圖、那邊にあるかを暗示するに充分である。

【九】髙杉東行と西郷吉之助

飜へつて茲に最も注目すべきものは、高杉東行の進退と、西郷吉之助の行動との關係である。

世上說を成すものは、高杉が脫藩して筑前に來てゐた際、恰も西郷が博多に來たのに會して、ここに兩雄は、野村望東尼の平尾山莊に相會し、他日の薩長聯合を約したといつてゐる。此の說は筑前の有志及び史家の傳唱するところであつて、他書には殆んど見えてゐない。

說を成す者は、時日、人物、場所等をも明記し、備さに會見の實情を述べてゐるが、史實に徵して信憑するに足らぬ浮說に過ぎない。兩雄會見の日は元治元年（甲子）十一月十二日ともいはれ、或ひは十一月十八日であるともせられてゐるが、それが何れであるにしても、十一月二十一日までは、西郷は廣島に滯在してゐたのであるから、遠く筑前の山莊に現はれよう筈がない。西郷が小倉に著いたのは、十一月二十三日であつたから、この以後においてならば、或ひは會見の可能性もないとはいへないが、生憎、高杉は同じ二十三日を以つて博多を辭し二十五日馬關に歸つてゐる。

これ等の史實を全く無視し、兩雄會見を假りに承認して見ても、疑問は隨處に起つて來る。それほどの重要な會見であつて見れば、當時の數多き南洲の書簡の中に、何處にか一言これに及ぶところがなければならぬ。或ひは片影を窺するに足るものがなければならぬ。當時西郷の發した、書簡に就いて見るに、

十一月十五日〔喜入攝津に與ふる書〕
十一月十五日〔植田乙次郎に與ふる書〕
十一月十九日〔小松帶刀に與ふる書〕
十一月二十日〔島津主殿・同求馬に與ふる書〕
十一月二十一日〔小松帶刀に與ふる書〕
十一月二十五日〔大久保利通に與ふる書〕
十二月四日〔喜入攝津に與ふる書〕
十二月十四日〔同　上〕
十二月二十三日〔小松帶刀に與ふる書〕

の諸書において、一言の此事に及ぶものがないのは、此説の僞傳たるを知る何より確證である。一方高杉の文獻に就いても見ても、彼れの手記するところのものに、一語の此の事に關する記録がない。

西鄕が馬關に入るの前に、旣に高杉と默契が出來てゐたとするならば、其後における高杉、西鄕の行動には、何等かの脈絡がなければならぬ。如何に多忙の時局であつたとはいへ、人を以つて意を通ずるとか、書簡の往復ぐらゐはなくて叶はぬ。それが一通の書簡もなく、來往の事實もなく、全く別箇の行動を執つてゐるところから見ても、會見の一説は否定される。

暫らく史實に據つて高杉の行動を記すに、彼れは筑前有志家中村圓太〔野唯人と變名して夙に長州に入り、久阪と共に元治の變に加はつた人である〕の導びくところによつて、十一月二日馬關を發し、兩三日にして博多に入つたが、淵上郁太郎、月形洗藏、早川養敬、鷹取養巴等の有志は、高杉と來往して、私かに九州諸藩の連合、主としては筑前、對州、肥前の連衡を策せんと試みたのである。

當時田代〔筑後〕にあつた對州の平田大江とも策するところがあらうとして、高杉は大庭傳七を伴うて田代に行き、更らに博多に歸つて、望東尼の山莊に潛み、十一月廿三日、愈〻博多を去つて歸國した。それは三家老及諸參謀の處刑を耳にしたからであつて、祖國の形勢が既にかうなつては最早や安閑として國外に放浪してゐる時節ではない。直に歸國して俗論黨を一掃し、國勢の轉換を實現せねばならぬとの大決心を起したからであつた。

當時の長州は既に繰り返へし述べたやうに、所謂俗論黨の天下であつて、保守的勢力が防長を埋めて居り、急進黨の勢力は、日に蹙まる一方であつた。高杉に代つて、急進黨の中心勢力である奇兵隊を率ゐてゐたのは赤根武人であつたが、赤根は深く防長の形勢を憂ひ、その分裂的傾向を禦ぐべく、諸隊と萩政府との調停に力を盡して居つた。相當に藩士の理解をも得、外にあつては筑前有志や西郷・吉川等の斡旋もあつて、急進黨の大勢は、やや赤根の調和策に歸結しさうな勢ひであつた。

＊　＊　＊　＊　＊

この時に當つて筑紫路の風塵を捲き、まつしぐらに飛び來つたものは、誰れあらう、長州隨一の快男兒高杉東

行其の人であつた。彼れは俗論黨との握手を聞いて憤然として怒り、諸隊長を顧りみ、罵しつて言つた。

『赤根武人、彼れ何者ぞ。元を洗へば、彼れは大島郡の土百姓ではないか。高杉東行は毛利家恩顧の武士だ。赤根如き匹夫と同一視されて堪るものか。諸君が若し我輩と事を共にするを危ぶみ、同行を避けるならば、それでもよろしい。東行は强ひてお賴みしない。請ふ我れに一匹の馬を與へよ。予は快馬一鞭、萩に乘りつけて藩侯父子を直諫する。若し聞かれずんば、只一死あるのみだ。防長の山川は今や將に滅びんとしてゐる。義を以つて生命とする武士が、亡國の民となつて降伏の屈辱を甘受されるものではない。大義の殘る間山川の存する間、一里行かば一里の忠を盡し、二里行かば二里の義を盡すのが、今日の場合における防長人士の本分だ。』

と叫んで、決然として防長回復の急先鋒たらんとする高杉東行は、眞に一世の快傑であつた。

【十】高杉東行遂に蹶起す

高杉の念頭には、五卿問題はそれほど重大には映つてゐなかつたらしい。固より五卿を長州が掃き出さうとする態度には、憤慨もし反對もした。然し萬難を排して、五卿と進退を共にしようとはしなかつた。場合によつては、致し方もないことだとしてゐた。

高杉の双眸に一團の黑雲となつて映じてゐたものは、實に俗論黨政府であつて、彼れは、之が倒覆を以つて、刻下の最大急務であるとした。五卿は西に移らば移れ、俗論黨の存在は、一日も許すべきでないとした。始め奇

兵隊は動かず、纔に伊藤俊介の率ゐる力士隊と、高橋熊太郎の遊撃隊との賛同を得て、高杉が愈々兵を馬關に擧げたのは、十二月十四日であつて、實に五卿遷座に一決するの前日であつた。

高杉は五卿に訣別の辭を述ぶべく、十五日功山寺の假泊に伺候したが、『お暇乞ひ』といふのであつて、五卿の遷座を引き止めようとするのではなかつた。五卿の間にも、高杉の擧兵は、末頼しく思はれこそしたれ、それが遷座の議を翻へすものとはならなかつた。

歳将さに暮れんとして、朔風人の袂に寒く、十二月十五日は皚々たる白雪であつた。雪の霽れ間の月光は、白く清く照り渡つて、地上はさながら白銀の世界であつた。

功山寺の夜は靜かに更けて、山門は堅く閉された。空に一鳥の聲なく、老松は雪を負うて深き眠りの底にあつた。かかる天地の靜寂を破ぶつて、遠く雪景を亂し來つたものは、高杉東行であつた。其の夜の東行は桃形の冑を背に負ひ、紺糸縅の鎧を著て、陳太刀長く横たへた。

高杉は三條卿を見ていつた。

『勢ひ既に今日となつては、最早や口舌を以つて成敗を論じてゐる場合でない。これから長州男兒の腕前をお目に掛けます。俗論黨の鼠輩、國を制し、諸卿を筑前へ逸するのは、實に殘念の至りである。』

彼れは三條の與へた盃を受け、有り合はせの煮豆を酒の肴として、暫しの別れを述べ、早くも門外の人となつた。東行が再たび馬に跨がつて、一隊の進發を令しようとした時、奇兵隊の軍監福田良助が飛んで來て、東行の

出軍を諫止しようとした。匆忙の際、福田も多くを語ることが出來なかつたものと見えて、東行の馬前にどつかと坐し、大聲を發していつた。

『高杉東行君よ、輕擧する勿れ、君は早や獄中の苦を忘れたのか!!』

福田の意は、こんな無謀の軍を起しては、必らず失敗するに相違ない。再たび俗論黨に捕へられて、獄中の人となるのが解からないのか。といふ意味を諷するのであつた。福田が雪中に坐してゐるので、蹴散らかして進む譯にもならず、高杉も稍ゝ躊躇の氣味であつた。すると後方にあつた、森重謙藏が、大聲一番して、

『總督、何を躊躇するのか。進め!!』

と叫んだ。之れに勢ひを得てか、

『今に及んで何をか言はん。』

と、高杉は遂に反逆の主將となつて驅け去つた。

『谷つづき梅咲きにけり白妙の雪の山路を行く心地して』の一首は、山縣九右衞門が、長府を去る高杉に贈つた歌であつた。當時高杉は『谷梅之助』と變名してゐた。

* * * * *

高杉は直ちに馬關の伊崎會所を襲撃して糧食を奪つた。勢ひ漸やく加はると見えたので、萩政府では、大事を慮つて、野山獄にあつた、毛利登人、前田孫右衞門等七人の前政府員を斬つて了まつた。高杉が之に激して、

俗論黨討伐の宣言をしたのは、超えて慶應元年〔乙丑〕正月二日であつた。

討姦檄〔慶應元年正月二日〕

御兩殿樣、御先祖洞春公の御遺志を繼がせられ、正義御遵守被レ遊候處、姦吏共其趣意に相背き、名は御恭順に託し、其實は畏縮偷安の心より、名義をも不レ顧、四境の敵に媚び、恣に關門を毀ち、御屋形を破り、剩へ正義の士を幽殺し、加之ならず敵兵を御城下に誘引し、恐多くも、陰に御難題を申立、御兩殿樣の御身上にも迫り候次第、御國家の御恥辱は申に及ばず、愚夫愚婦の切齒する所、言語同斷、我等世々君恩に沐浴し、奸黨と義に於て、倶に天を戴かず、依て區々の誠心を以て、洞春公の尊靈を地下に慰め、御兩殿樣の御正義を、天下萬世に輝し奉り、御國民を安撫せしむる者也。

乙丑正月〔慶應元年〕

高杉の一擧は、慥かに暴擧であつたに相違ない。併しながら兵は勢ひだ。成敗利鈍は臣の明の逆め睹るところにあらずといふ氣位で、遣つて見ねば勝敗は分らぬ。とはいへ四境皆敵といふ重圍の中にあつて、僅かに一兩隊を率ゐて事を成さうとするのは、隨分危なかしい仕事には相違ない。

高杉は氣を以つて勝つの士である。彼れは決死の一隊あらば、防長の兩州を討伐するに難くはないと信じた。果たせるかな、彼れの一擧はやがて奇兵隊をして起たしめ、各所に轉戰して政府軍を破り、遂には政府更迭の目

的をも達した。

【十二】五卿遂に太宰府に遷る

三條西、四條兩卿によつて、長州藩主へも禮儀の盡すべきは盡され、五卿は九州に移ることになつたが、五卿を各別々に五藩に遷座することには頗ぶる異議があつた。京都以來、風霜の間に艱難を共にして來たものが、今更らに列を亂して別ることは、五卿の忍びざるところであつた。

筑前の月形洗藏、加藤司書等は、五卿の情誼を察し、小倉に薩の吉井友實、若井鍬吉等を訪うて、一時五卿を共にして、筑前に移されんことを請うた。越前副總督は、書を黑田長溥に送つて、依賴するところがあつた。文中に曰く、

『……何分一旦は、是否貴藩へ、五人共、御引請被レ成候樣致度候。尤右之趣、督府へは、僕より可ニ申達一、且其中再命有レ之、時宜の御取計方も可レ有レ之、御嫌疑は僕に於ても、精々致ニ盡力一候間、前件の通、御承知相成候樣致度御座候』

之に對する長溥の返翰の中には、次のやうな一節があつたが、之れによつて、筑前藩の態度の一班を知るべきであつた。

『……右動座之儀は深き思慮有レ之、心痛罷在候儀に者候得共、縷々御懇諭之趣、無ニ餘儀一次第、皇國之御爲

筋之儀に候得ば、暫時弊國へ引受候處者、可レ任ニ敎示一乍レ去、一式持切之儀は、掛念も有レ之候に付、相請持之向、申合せ候事に候』云々

どうやら奥齒に物の挾まつたやうな物の言ひ方である。『五卿については實は種々問題があるのだ』といひ、『國家の爲とあれば致し方もないから、一時お引き請けはするが……』ともいひ、『全責任を負ふのは、一寸困るから、各〻責任の分配を願ひ度いものだ。』抔といつてゐるところは、どうしても、煮え切つて居らぬ。更らに長溥が桐山作兵衛をして、廣島總督府に致さしめてゐる伺書によつても、五卿引受けは頗ぶる厄介だといふ腹が見えてゐる。それには藩內の事情もあり、財政上の理由もあつて、多少說明を要するが、茲には必要がないから、煩說を避けることにする。

今度、長州へ滯在の三條實美初、五人の衆請取方、美濃守へ御任せ相成居申候。就ては無ニ事故一請取相濟候樣、折角盡力周旋仕居候處、右一件に付、萩表より、先日來使者差越候へども、彼方とは絕交の儀御屆も仕置申候に付、其節は於ニ領端一爲レ及ニ應接一申候。然に依レ事領端之取合にても彼是急使之道相運び兼候筋合も可レ有ニ御座一候間、此度周旋之儀、御達にも相成申候に付、絕交之儀御屆は仕居申候へども、此以後使者等差越候節、次第に依り城下表へ差通し、及ニ應接一度候。此段奉レ伺候樣、美濃守國より申越候。以上。

十二月〔元治元年〕　　松平美濃守內　桐山作兵衛

そして、更らに筑前藩は、左の四ケ條に就いて指令を仰ぐところがあつた。

一　五卿を受取つた上、囚虜の取扱ひをするに於ては、必らず浪士の激發を誘ふに相違ないから、五卿に附添の兩三士そのまま引受け、寺院か茶屋等へ住はせ、朝夕の不自由のないやう致してよろしきや。

一　五卿分座の五藩指定ありたき事。

一　五卿を長州から受取に要する人員は、美濃守に一任されたき事。

一　五卿受取り方が若し萬一都合よく運ばぬといふ場合には列藩へ仰付けられて力を合はしたい。

用意周到といへば、或ひは周到ともいへるかも知れぬが、時勢大變に際する雄藩の態度としては、餘りに事大主義的であり、機を見るの明があるとはいへなかつた。

歳はここに改まつて慶應元年〔乙丑〕となり、一月十四日早朝より、寒雨蕭々たる中に、五卿は船を裝ひ、馬關を去つて彥島に泊つた。翌十五日黑崎に著き、十八日赤間驛に入り、暫らく滯留して、いよ〳〵筑前太宰府の延壽王院に著したのは、越えて二月十三日、寒梅の蕾、猶ほ堅き早春であつた。

【十二】西鄕の停戰運動

此間における西鄕の出所は、主として征長停戰に對する運動においてしてゐる。

一度び馬關に渡つて、奇兵隊其他の有志との間に說くところがあり、長州は飽く迄も恭順を旨とし、五卿は一日も早く九州に遷るべきを說き、彼れはその足で直に岩國に向つた。それは十二月二十日のことであつた。彼

れは吉川に時局收拾策を敎へ、二十二日廣島に著し、總督府に向つて停戰の急を說いたのであつた。尾張慶勝が西郷、吉川の議を容れて、いよ〱解兵の令を下したのは十二月二十七日であつた。

解兵令（元治元年十二月二十七日）

毛利大膳父子服罪に付、國內鎭靜之體、爲見屆候處、異議無之、依時宜討手之面々、陣拂可被致候。

元治元年十二月　　尾張大納言

西郷は『長州も恭順の道を立てたのであるから、早く解兵して列藩の疲弊を救はねばならぬ』といふ立場から總督府に迫まつたのであるが、長州藩內の實情は、此の時寧ろ反對に益〻危險に瀕しつつあつた。卽ち高杉の暴發はこの前後のことであつて、萩政府が前政府員七人を斬に處したのも、彼等との策應を憂ひたからであつた。高杉の運動は、未だ恐るべき勢ひとはなつてゐなかつたにせよ、やや著目を要する事實であることを、西郷が知らぬ筈はない。今に治まるに違ひないと、多寡を括つてゐたにしたところで、日一日と激化して來る、長藩の勢ひを、西郷が見遁がしてゐる理由がない。

西郷がかかる長藩の內情を知りつつ、長州の恭順を一枚看板にして解兵を迫まつたのには、蓋し深い理由がなければならぬ。思ふに彼れは、長藩の潛勢力の動搖を知つてゐたからして、却つて和議の急なるを察したのではあるまいか。この儘に放任して置いたならば、萩政府の持續は劍呑だ。和するならば一刻も遲れてはならぬ。

かく西郷は見たであらう。

西郷が廣島で解兵論を說いた時には、加藤司書〔筑前〕建部小四郎〔同〕成瀨正巳〔尾張〕田宮如雲〔同〕若井成章〔同〕其他幕吏數氏が、會同したといはれてゐるが、その時西郷が說いた要旨は、

『長州は旣に今日まで七重の膝を八重に折つて、恭順の誠意を披瀝してゐるのだ。それに猶ほ大兵を寒天に曝して置くのは不合理の極であり、且つ不生産の極だ。殊に我が薩藩の如きは、一萬に餘る大軍を宿陣せしめてゐる。之れが爲めに國費は多端を極めて、頗ぶる困難を生じてゐる。若し此の上にも停戰の令がなく荏苒其の日を過すに於ては、最早已むを得ないから、總督の令を待たずして一應歸國するの外はない。』

といふのであつた。單り薩藩のみでなく、當時列藩を擧げて、如何に財政的窮乏に陷いつてゐたかは、察するに困しまぬが、西郷が一日も早く、解兵すべきの急を說いて止まなかつたのは、財政上からの苦情のみでもなかつた。彼れの胸中に往來する大時務策は、更らに勤皇諸藩の一大聯合を劃するにあつて、些々たる長州征伐の如きに、何時迄も首を突き込んではゐられないと思つたからである。

【十三】歲は元治より慶應へ

かくの如くにして元治元年〔甲子〕は終り、歲は慶應元年〔乙丑〕と進んだが、第一回の幕府對長州の爭鬪は、總決算において、果して孰れの勝利に歸してゐるであらうか、俄かに軍配のあげがたきものがある。

形において、慥かに長州は敗軍してゐる。戰爭をして敗けたのではないが、戰爭をする氣力もなく、戰はずして負けた形である。幕府からいへば正に勝ち軍さに相違ない。併しながら天下の將軍家が三十餘藩の勢力を合して一長州を征め、兎角埒があかぬところを見ては、信望は地に墮ちざるを得ないではないか。慶喜の横槍ではないが、結局『芋に醉ひ候』といふの外はなく、一薩藩の爲めに、勝手に引き廻はされた形に過ぎなかつた。

尾張はよく西郷を用ひたともいへないことはない。併し西郷を用ひたにしては、餘りに西郷にもたれ込み過ぎてゐる。突かい棒が要るのは、本幹が倒れかかつてゐるからであつて、杖は單りで歩るけぬ老人の持ち物である。尤も此の節は、双脚の健全な青年もステツキをつくやうになつたが、必要なのは老人か盲目かだ。

幕府も何方かといへば、老人か盲目に近くはなかつたか。尾張の遣方が氣に入らぬといつて、第二回の長州征伐を起したのは、いくら贔屓目に見ても年寄の冷水である。一層信望を失墜したといふ外に、何の取り柄もなくして、前後兩回の征長が終結して、さて其の最後に引き受けねばならなかつたものは、『薩長』の討幕軍であつた。それには錦の御旗も閃らめいてゐた。邊境の小競合ひでは、假令錦の御旗が竹藪の蔭から突き出されたりしたのが事實であつて見たところで、それが爲めに、官軍を官軍でないとはいへぬ。結局が江戸城の明渡しとなつて、家康以來、三百年の覇業は終焉の幕を閉ぢるの外はなかつた。

時勢の流れ、自然の進化には終に抗し難い。德川幕府は倒るべくして倒れたのであつて、罪を一人に歸する譯には行かぬ。幕府に人物がなかつた罪ともいふが、人物があつても、勢ひに逆行しては、力量の價値は半減す

る。幕府には寧ろ人物があつた。併し凡べてが引き潮だ。船を進むる譯には行かぬ。先きが見えては、引き際をよくするといふの外はあるまい。後年の勝海舟が、この呼吸で働いてゐる。

征長一戰では勝つて幕府が負け、負けて長州が勝つてゐる形となつたのは、後世から見て始めて知られた議論ではない。當時既に一隻眼を有する時務家によつて、論破しつくされてゐた。幕府の鼎の輕重は、征長軍によつて、遺憾なく天下に暴露されたと、異口同音に唱へられた。

【十四】西郷吉之助の大局觀

西郷の心境には變化はなかつた。併し彼れの身邊は、次第に彼れの素志に向かつて近づいて行つた。幕府を誘うて長州を討つ間に、彼れは長州の志士とも接衝し、筑前、土佐、肥後諸藩の有志とも來往した。

そして西郷はそれらの有志家の運動なるものの間に、如何なる形勢の動きつつあるを見たか。そこには彼れの未だ嘗つて見なかつた新機運が動きつつあつた。西郷は一日も早く、征長の軍を治めざるを得なかつた。そして自由なる境地に立つて、四方の有志と談論しなければならなくなつた。

馬關海峽を中心として中國、九州の兩天地に、新らたに動きかけようとして機運の何であるかは、今更ら説明を要しまい。そしてその醱酵し來れる新機運が、長州を去つて筑前に移動した五卿を廻つて起りつつあることを、煩瑣なる説明を要しまい。實に第一回の長州征伐は、日本歴史上に、最も記念すべき、變革を來さんとする

前兆の現はれであつたことを、否まれないのである。

西郷が五卿を筑前へ移すの意志の中には、五卿を窮地に陷さうとする考へは寸毫もなかつた。彼れは最も忠實に五卿を救出するの考案を廻らしたに外ならなかつた。五卿をこのままに長州に置くとすれば、それによつて幾多の困難が、生じて來る事を豫期せざるを得なかつた。このまま長州に置かば、長州と共に五卿をして、朝敵の地に落ちて行かしめねばならぬ。

その上若し急進黨が、五卿を擁して、萩政府轉覆を企てるとすれば、五卿は全く內亂の具に供されることとなる。かくして長州侯父子と、敵對の地位に立たせることが、五卿を救ふ所以でないことは云ふ迄もない。五卿をして長州を去らしむることは、長州それ自身を救ふ所以でもあり、又た、五卿を救ふ所以でもあつたのだ。兎も角も一應筑前に移し、その上で朝廷に向かつて、復位なり、復職なりを、建議しようといふのが、思慮ある西郷の深き肚裏であつた。

當時筑前藩にして、若し大いに策するところがあり、五卿の太宰府に來るを機として、勤皇諸藩の聯合に率先して運動するところがあつたならば、慶應の形勢は、果して薩長の獨り天下たるのみであつたらうか。

筑前民間の有志が策した九州雄藩の合同策ですら、その芽もふかしめず、五卿を厄介物あつかひにするやうでは、全くお話になつたものでない。當時筑前に人なきを憾むものは、獨り同郷の後輩のみではなく、史を按じて形勢を察するものの、均くし惜しむところである。栗山大膳ほどの器量人でも、若し當時の筑前に一人でもゐた

ならば、恐らくは形勢は一變してゐよう。

筑前人は氣を負ふの士多く、精悍遙かに群を抜くも、よく人と和することが出來ず、大局の爲めに團體的行動を執ることが出來なかつたのは、彼れが維新の活舞臺に落伍した原因であらう。才氣餘りあつて、衆と和するを知らず、罵しつていへばお山の大將ぞろひが、筑前藩を大ならしむるを得なかつた所以である。

ただ當時の筑前藩中において、特異の存在は、黑田播磨であつた。播磨は良く此の間の大勢を察し、右に勤皇派を把り、左に佐幕派を握り、藩主黑田長溥をして、薩長をリードする地位に立たしめようとした。加藤司書を初め、筑前藩少壯志士を操つつたのは、實に之が背後の人たりし播磨であつた。此の意味において、彼れは實に筑前藩中、出色の人傑であるといはなければならぬ。併しながら彼れは佐幕派の爲に、その志業を疑がはれ、藩主に異心を挾さむの寃罪を蒙むり、遂に斥けられて了つた。爾來、舊領地、筑前三奈木の地に幽居して、一生を此地に終つたが、未だ嘗て當年の大志と、苦境とに對し、一言の辯明を試みず、默として口を緘し了したのは、又た是れ一箇の偉丈夫ではない乎。

【附記】慶應元年五月二十六日、西郷が黑田清綱（嘉右衞門）に與へた書簡に、筑前・久留米・對州諸藩における正奸兩黨の色別れを記してゐる。是れは黑田が筑前太宰府にある五卿守護に任ぜんとするに際し、之に敎へたものである。西郷は筑前藩正義黨の筆頭に、實に我が黑田播磨侯を掲げてゐる。西郷が筑前正義黨として歷擧した人名表は、次の如くである。

筑前藩

【家老】黒田播磨　矢野相模　大音因幡　加藤司書

【大目附】梶原喜太夫　河村五左衛門　齋藤五六郎

【小姓頭】衣斐茂記　熊澤三郎兵衛

【用聞】建部武彦

【勘定奉行】岡部簇　梅澤幸一

【御用部屋】〔彈正〕小金丸兵次郎　喜多岡勇平　進藤登　中村到

【無官の有志者】筑紫衞　月形洗藏　河合茂山　尾崎安之允

淺香一策　鷹取養巴　今中作兵衛　森金作

伊丹新一郎　安田善八郎　早川養敬　萬代安之允

森安平　林盡　野村助作　月形修平

【第四篇】 幕末慶應の時勢と長州再征

第一章 五卿を中心とする幕・薩の動靜

【一】三百年惰眠の効用

西郷吉之助を中心として、慶應三年間の時代的背景を叙するに當つて、筆者は更らに新らたなる感懷なきを得ない。慶應三年間の歴史は、實に我國における封建時代史の最終頁であつて、同時に明治新立憲政體の發達における第一頁であつた。傳統を愛すること、世界民族の中において、最も勝ぐれてゐる日本民族が、七百年の傳統を打破するの政治的大變革は、如何にして行はれて行つたか。單り西郷とのみはいはぬ。日本國土を擧げて群起した新人材は、雲の如く、林の如く、新時代の劈開に努力して來たが、この異常なる力は、果して何處から出て來たのであらうか。固より皇國本然の國體的意識の復活が、この大いなる維新を、成就したる源泉には相違ないが、之を行ふところの國民綜合の威力がなければ、固よりかかる歴史的變革はなし得られない。その國民綜合の力なるものは、果して何によつて、養ひ來たられたものであるか。

公平に且つ妥當に、時代的變遷の迹を觀ようとするならば、一切の事件と勢力とに超越して、唯だ眞理を愛す

る一念において觀なければならぬ。幕府は幕府、薩長は薩長、起るものも、倒るるものも、一旦の成敗ではなくて、それは長い間の堆積せる傳統と、力と、心とに、因緣するのであつて、その明らかなる判斷は、一に時代を離れて見、私情を外にして觀るにあらざれば、出來がたいところである。

德川三百年の歷史は、明治維新の新興勢力に、何等の力をも與へなかつたかといふことは、深く熟考を要する問題である。德川三百年の鎖國政策は、日本をして世界に孤立せしめ、日本人をして國際的に盲目ならしめたといふことは、一般の史家の定論であつて、口を開けば、鎖國政策の弊害を痛罵するの例であるが、それも確かに一理はある。然しながら、三百年惰眠の積弊が、却つて維新の變革に必要なる、原動力を養つて來たものであることをも、忘れてはならぬ。

一面からいへば、三百年間も平和時代が續いたからこそ、維新にあれほどの、大覺醒を促がしたのであつて、又たあれほどの、威力を發揮した譯でもあるのだ。若し德川政府が、始めから自由貿易主義を採つて、日本民族の世界的發展を開放し、世界的交通を啓導してゐたならば、三百年も孤立した文盲生活は、之れを送らずに濟み、漸次に文化的發展を遂げて來たには相違ないが、さすれば當然、明治維新も起らなかつたであらうし、又た起つたとしても、あれほどの、嶄新味は、發揮しなかつたに相違ない。少しく眠つて少しく働らき、連續して進化する道程もあるが、いはゆる大眠大悟で、深く眠むり、大いに醒むることも決して有り得ないことではない。そこに寧ろ、三百年惰眠の效用があるとも謂ひ得られよう。

鎖國の弊は、擧げて數ふるに困しむほどであるが、鎖國の効用も亦た決して少なしとはせぬ。德川の鎖國は愚策であつたに相違ないが、德川初代の政治家にとつては、どうしても鎖國をしなければならぬ理由もあつた。三百年前の社會事實を、三百年後の知識で改造することは出來ない。三百年間、日本が內的發達をしたことは、概していへば緊縮充實の發達であつて、それが一たび黑船を見『江戶の水は倫敦に通ず』と喝破されるやうになつては、この三百年の內的蓄積が、洪水の堤を決して、溢ふるるやうに流れ出だしたのである。平和は永けれぱ永いほど、人間の力を貯藏するものである。

德川が鎖國をしても、鎖國の鐵網をくぐつて、海外貿易家が、あれほどに現はれてゐるではないか。若し自由航海を許したならば、何のくらゐ日本人が海外に勇躍したか知れぬとは、後世史家の等しく遺憾とするところであるが、半面から見れば國を鎖したことが、却つて二三の自由貿易家を激發した理由ともなつてゐる。織・豐の戰國に飽き果てた國民は、ひたすら平和を望んだ。戰ひの慘劇から離れしめ、親子兄弟を團欒せしめて、平和な田園の生活を希つた、當時の國民である。彼等の眠りに入らんとする欲求が、德川氏をして天下を取らしめた原因であつて、家康の平和政策は、この機運を巧みに捉へてゐる。

三百年間長夜の眠をむさぼつてゐたのは、少しく長きに失してはゐるが、長ければ長い丈けの効用はあつた。封建政治は發達するだけ發達し、腐敗するだけ腐敗し、どうでも改良せなければならなくなつて、ここに明治維新となつたのである。慶應三年間に、目醒しくも活動して來た、國民的勢力を見る前に、人は必らずその前に、

三百年の長い間に亙る、夢の世界があつたことを忘却してはならぬ。

【三】中岡愼太郎の『時勢論』

既に巨巖は山嶺より落ち、元治の一年は九天直下した。長州は幕府の爲に打たれ、大石の下の雜草のやうに打ちひしがれたが、新らしい芽は、若々しくも石腹を這つて地上に伸びて來た。薩は最も力を恢復し、正に中原の大勢を一手に制するかに見え、幕府は一時京都を挾さんで、小康を得たかに見えたが、燃ゆれば燃ゆるほど、油は減りつつあつた。土・肥ともに、一藩を擧げて運動するまでには到らなかつたが、群を拔いて中原に馳驅する新人材は、星の如く輝いてゐる。

武市、阪本と竝んで、南海三傑の一人とされてゐた中岡愼太郎は、夙に長州有志の間にあつて、五卿問題にも盡力したが、阪本を以つて、長州における、高杉東行に比すべきであるならば、彼れは正さに、久阪玄瑞の面影があつた。識見高く時流を拔いて、能く人物を見、力量においても、當年志士の重鎭であつた。屢々西郷とも往復して、共に國事に盡したが、彼れは早くも、西郷の偉器たることを觀得して、海內第一の英雄は、西郷吉之助であると嘆稱してゐる。慶應元年〔乙丑〕十二月、筑前太宰府から、土佐の同志に與ふる中岡の『時勢論』〔初稿〕に、南洲を推賞するの一節がある。

時勢論〔慶應元年十二月〕

〔中岡愼太郎〕

天下の勢、變遷不レ一、有志の眼を着くべき處、果して何處にあるべきか。都て相分兼候得共、當地邊〔長州〕は四方の人傑往來仕候こと故、大に時勢に後れ兼申候。當時洛西の人物を論じ候へば、薩藩には西鄕吉之助、爲レ人肥大にして、御免〔土佐國香美郡御免村〕の要右〔力士〕にも不レ劣、古の阿部貞任などは、如レ此者かとも思ひやられ候。此の人學識あり、膽略あり、常に寡言にして、最も思慮勇斷に長じ、偶〻一言を出せば、確然人腸を貫く。且德高くして人を服し、屢〻艱難を經て、頗る事に老練す。其誠實、武市〔半平太〕に似て、學識有ることは、實に知行合一の人物なり。是れ則ち當世洛西第一の英雄に御座候。

此の一文は後世人の傳唱するところであつて、西鄕を云ふ者必らず此の一文に及ばないものはないのであるが、數言にして能く南洲の全人格を道破し盡し、適として肯綮に當つてゐるのは、中岡の人物の、容易ならざるを證明して餘りがある。彼れは南洲に次いで長州の木戸・高杉を擧げてゐる。

是に次ぎ勇膽思慮周密、廟堂の論に堪ふる者、長州桂小五郎、有二膽略一、兵に臨て不レ惑、機を見て動き、氣を以て人に勝つ者は東杉東行、是亦洛西の一奇才、其他諸藩の英傑に度々出合、討論仕候こと故、愚昧の吾々と雖も、事務の萬一を察知することを得たり。

立言の要旨は、他國の英雄を激賞して、山國の野武士を奮起せしむるにあつたが、彼れの摘出し來る人物は、

確かに衆望の上にあつて、他日の大勢を左右する人傑であつた。而して彼れは四邊の事情を察し、廣く世界を看るの活眼より、武備充實、富國强兵の大策を得來り、堂々として時勢を論じていつてゐる。

抑ゝ吾々共、熟ゝ時勢を見聞仕候に、國勢の衰ふる、其來ること遠しと雖も、近年外夷の事起りしより、天下擾々、多難此時より甚しきはなし。且夫、封建の勢たるや、損益相半するに、封建の勢を以てして、各藩趣向を異にし、一旦强寇大敵、卒然吾に向へば、於レ是大命攘夷必戰に出づ、而して天下之を奉ずること不レ能、議論百端、各ゝ異レ之。國體於レ是か不レ立、是れ卽ち封建の害ある所なり。而して其論の分るる處、或は攘夷の論あり、開國の論あり、武備全實の論あり。開國の論なるものは、略ゝ海外諸國の情實を知るとは乍レ申、大旨苟安偷生の徒、所謂座上の空論にして、頗る人情に害あり。固より取るに足らず。將た又、武備充實の論に至りては、或は固陋の見にして、事態に暗きあり、又は實の卓識上より出づる英斷あり。然るに、其見或は異なりと雖も、皆以て氣を重じ死を輕じ、利害を以て其節を動かさざる輩にして、天下をして慷慨義烈の風を生ぜしむるに足る。而して其固陋に出づる者に至りては、氣を負ひ、敵を侮り、若し一敗する時は、或は惑ふことあり。其卓識の者に至りては、機に臨み、勢に達し、百折千挫と雖も不レ惑、何ぞ一二輩を以て其有爲の志を屈せんや。且つ夫れ一國に兵權ありて、然る後可レ和、可レ戰、可レ開、可レ鎖。皆權我にあり。而して其兵權なるものは武備にあり。其本は士氣にあり。故に卓見者の言に曰『富國强兵と云ふ者は戰の字にあり』是れ實に大卓見にして、千歳の高議、確乎不レ可レ移。卽ち知る能く事に處する者、且つ和

し且つ戰ひ、始終變化無レ窮者なり。吾々嘗て此の論を得、未だ自ら信ぜず。今にして其實に確論たるを知る。何ぞや、丑年以來天下を救ふものは皆悉く暴客の大功也。是れ暴客と雖も、其實大抵大卓見有りて、然る後、能く斷ずるものに似たり。嘗て水藩の暴擧、壬戌〔文久二年〕の勢を釀し、薩州暴客、生麥に發し、長州は馬關に暴發、且つ屢々兵を內地に動かし、其跡或は無略に似て、國に益なきことありと雖も、時勢、一層一層運び、遂に天下を干戈の世となし、自藩をして不レ可レ逃の死地に入れ、天下大有爲の基本、始めて立てり。是れ即ち、鬼神に通ぜざる者の、能く知る處にあらず。第一卓識なる者を久坂玄瑞と云ふ。此人嘗て吉田寅次郞の門弟にして、英學も少々仕り、夷情も大に知れり。此人常に論じて曰く『西洋諸國と雖も、魯王ペートル、米利堅ワシントン等の如き、國を興す者の事業を見るに、是非とも早く、一旦戰を始めざれば、議論計りになりて、事業何時迄も運び不レ申』と云ふ。實に名論と相考へ申候。

盛んに暴客の暴擧を推稱するところは、常則を以て律すべからずと雖も、自から艱難を作り、自から難中に飛び込み、難行苦行を經來るところに、不撓の精神が鍛錬され、國勢隨つて亦た、難局の間より伸展し來たるを論ずるところ、確然として千古を貫ぬくの卓言である。西鄉が常に『おいは戰爭がなければ、用のない漢でごわす。どうか戰爭は起るまいか』といひ、高杉が『一度天下を騷動に叩き込まねば、高杉の働らき甲斐がない』と云つた眞意も、緞子の枕に高鼾では、國は興らぬといふに外ならぬ。久阪が嘗て『辨腕痴言』を書いて、『指を螫されたら腕から斬り落せ』といつた、荒療治をやる果斷と大膽とが、時勢の劫病を癒すのである。中岡の時勢を

論ずるの意も、亦た此の外にないのである。

中岡の『時勢論』は、更らに論歩を進めていふ。

其證據と云ふは、大箇條、二つ有り。一は、生麥の擧〔文久二年〕なり。不レ計の事と雖も、其國に益あること實に夥し。是より亥〔文久三年〕七月、鹿兒島の戰爭を引出し、一旦の和は、心外なれども、薩藩の興る、全く此戰爭に基く。是よりして、一國大憤發、是非々々、此大耻を雪くと云ふ者にて、人材登庸、武備充實の論となり、西郷吉之助を島より取出し、忽ち執政の場を預けられ、其他三州の中に、人材の者あれば、輕き輩にても、執政にすると云ふ國論定まり、海陸の實備日々に出來、國政も大に一新し、實に目を覺まし申候。又一箇條は、長の事なり。馬關の戰爭を開き、京師變動を生じ候より、内外大難、一時に迫り、外は夷に和し、内は天下數萬の兵を引き受け、遂に内輪の戰迄に至り候へども、傳の說に、小五郎・東行の如き昨年〔元治元年〕英より歸りし井上聞多〔馨〕伊藤俊介〔博文〕等の如き、國君を輔佐し、處置宜しきを得候より、國論大に一定し、諸事益ゝ一新し、二國の人民必死不逃の地に入る。於レ是、士氣益ゝ着實に赴き、武備日に整ひ、此頃は議論なくして、實行と相成り、悉く國中の大勢を一新し、砲銃の隊而已になし、銃は『ミネヘール』砲は元込長玉等にて、兵制全く改り、又騎馬隊も頗る盛也。國中に毎日大隊調錬有レ之、先づ一日に大抵四十五六大隊位は、一日も不レ立日なし。實に其勢不レ可レ當、此一事は、全く戰爭の功にして、他藩に如何樣に仕度ても、出來ぬ事に御座候。薩と雖も、是に於ては、一歩を讓らざるを得ず。且

國內處々、水車場を築き、砲銃を製し、『ミネヘール』も、日々製し、海軍も亦大に盛にせんとす。右の通り、兩藩實地に運び候は、全く戰爭の功にして、卓見家の事業如レ此。自今以後、天下を興さん者は、必らず薩長兩藩なるべし。吾思ふに近日の內に、二藩の命に從ふこと、鏡に掛て見るが如し。而して他日國體を立て、外夷の輕侮を絕つも、亦此二藩に本づくなるべし。此又、封建の天下に功ある所なり。

中岡が云ふ程、薩・長兩藩が一致團結、水も洩さぬ進退ぶりを示してゐたか否かは、議論の餘地があるにしても、兩藩が自から大火焰の中に投じ、雨と降り來る火の粉を滿身に浴びて、獅子奮迅しつつあるの狀は、中岡の見の如くである。慶應元年〔乙丑〕において、旣に天下薩・長に歸するの論あるは、何としても、中岡の卓識を稱せざる能はぬ。

又た薩・長の勃興を以て、封建制度の一功に歸してゐるのは、極めて妥當の觀察といはねばならぬ。各藩割據の風があつたればこそ、各藩各樣の民習と士風とを形づくつたのであつて、隨つてその中より、國家の危急を双肩に擔ふて立つべき、雄藩の崛起も生じ得た譯である。今日、昭和維新の叫ばるる時、何人が果して新勤皇黨を指導し、何處より維新運動の原動力を生ずるか。頗ぶる疑問とさるる所以は、蓋し自由主義、劃一主義の制度の一失であらう。

更らに中岡に驚嘆すべき一事は、彼れが、此の論の結論において、皇國國體に立脚して、大義名分を明らかにし、祭・政・敎の一致を力說し、此處より出發するにあらざれば、眞の維新は成り立たずと論じたるの一點であ

る。彼は曰く、

又、士氣と武備と、如何程盛に相成候共、國體立ざれば、敵國外患を待つ所以に非ず。且つ國の大體は、何を以て本とするや。吾曰く、內、名分大義を明かにして、祭政一致、敎と共に皆朝廷に歸し、天下の大基本を立つるを以て急務とす。實に今日の大機會にして、上下勉强し候へば、害を轉じて福となし、今日の敵國外患、他日より見候へば、天下の名灸と相成候は、實に天下の大功、之に過ぎずと奉レ存候。然るに元弘の事抔、思合せ候へば、中々上下共に一と通の艱難にては、思ひもよらぬ事に御座候。何分共、時勢の變に御先立ち被レ成、御活論・御雄斷有レ之度、實に此節は、最早田舍の迂濶先生に、たま〳〵逢ひ、時勢に後れ候論、承り候ては、何共氣の毒にて候間、諸君、井蛙の見に御落ち不レ被レ成候樣、遙に奉レ祈候。其他可レ嘆可レ悲事、如レ山御座候得共、今更一言仕り不レ申、只々老婆心の樣なること、思出し次第、亂筆可レ仕候。取急ぎ候間、淸書する不レ能、御申讀奉二願上一候。不宣。(夜已に四更)

石川淸之助

讀み去り讀み來れば、當年僅かに二十八歲の一勤皇志士が、國を憂ひ、世を慨き、筑前太宰府なる一旅宿の夜深く、筆を寒燈の下に揮うて、熱血を紙上に躍らすの狀、目前に見るの思ひあらしむるではないか。中岡の『時勢論』は實に慶應劈頭の大文章にして、言々風霜を挾さむの大文字である。

【三】岩倉友山の大局眼

岩倉友山は、當時京紳中の大雄であつた。彼れは和宮降嫁に坐して洛外に蟄居したが、慶應元年『叢裡鳴蟲』を著はして、その胸中の欝懷を吐露してゐる。三條卿はどこやらに長州味があり、岩倉公は薩摩に傾むく點が、多かつたが、早くも將來天下を取るものは薩長であることを喝破し、薩・長・幕の三勢力を合して、その上に朝廷を置き、新國家樹立の大策を行はうと考へた。友山が征長の役を以て、幕府が勝つても、長州が勝つても、共に國家の不幸であると論じてゐるのは、實に卓見とするに足る。彼れは曰く、

幕府と長州の應接平和に歸さずして開戰に至らば、勝敗の孰れに歸するを問はず、恐らくは朝廷の大患たらん。何となれば幕府勝利を得んか、譜代の大小名は論なく、觀望の外藩も亦必ず之に畏服せん。是に至れば幕威乍ち又頓に振起し、勢破竹の如く、將に謂はんとす。天下何ぞ恐るるに足らん。長州提封二州に跨り、人口百餘萬、加ふるに草莽致死の十數萬、協力して之が干城となり、之が爪牙と爲り、强武比なしと誇稱せしも、幕府の大旆一指すれば、枯を振ひ、朽を拉くが如し。天下誰か幕府に抗するものぞ。大小の諸藩苟も幕府に抗せば、討伐して假すことなく、復た長州の如く爲さんと。

斯くの如き結果は、果して何うならうか。一兵を有しない朝廷は、矢張り幕府の命に從はなければならなくなる。之れと反對に、若し長州が勝つた場合も同一であるとして、次の如く論じてゐる。

長州勝利を得んか、元來長州は天下人心の歸する所、觀望の外藩は其强武を仰慕し、必らず之に嚮向して、其威勢は天下を壓すべし。……過激の暴說再燃して、又朝廷の上に行なはれ、其憎む所は當路の大臣と雖も、之を擯斥し、其愛する所は、樞要の地に立たしめ、癸亥八月の擧に報ぜんことを計るは必せり。斯の如くなれば天下復た大に亂れん。

岩倉は勅勘の身を以つて、最も大膽に卒直に赤裸々に、朝廷の大決意を促がさんとして、その素情を披瀝してゐる。『身は罪籍の中に在りと雖、國家を念ふの心より、蕪言を敷陳するは臣子の情義亦已む能はざるものと知るべし』と書して、滔々數萬言、時勢を論じ大義を明かにし、以つて朝廷の依るべき大道を指示してゐる。大勇あるにあらざれば、出來がたいところではあるが、又た彼れ友山が、一片赤誠の迸ばしるところであると見ざるを得ぬ。人は岩倉を以つて大姦物と稱するが、彼れが姦物として見られたところは、天下の大紛亂の中にあつて、幕・薩・長の勢力を巧みに籠絡せんとした籌策の迹であつて、彼れが君國に報ぜんとするの誠意も亦た箇中にある。

【四】維新的英雄西郷吉之助

中岡も薩・長を推し、岩倉も薩・長を擧げ、遂ひに勢ひの歸するところは、此の薩・長に外ならぬとしたが、此の二藩を合して一となし、ここに拔くべからざるの一大勢力を樹立して、之を以て朝廷を輔佐し、幕府を討つて皇政復古の大業を興さんとしたのも、又た實に岩倉であり中岡であつた。

然も薩長は龍虎の勢ひを爲して、互に荒野に對峙してゐる。是れまた勢ひであり、抜くべからざる感情の扞格であつても、正しく『天下の無駄』に相違ない。この『天下の無駄』が、慶應年間において相融和し、歩み寄つた。その間には、中岡・阪本の奔走もあり、岩倉の斡旋もあつたが、結局薩長二藩のいづれかが、先に頭を下げて來なければ、納まりがつかない。他から見ればこそ『天下の無駄』であるが、當人同志にとつては、天下の一大事に相違ない。

『先づ薩摩の奴原から降參して來い』と長州がいへば、『何を糞、長州の弱蟲から手を下げて來い』と薩州が胴ぶるひをする。これでは依然として『天下の無駄』を繼續するのみであるが、玆に洛西第一の英傑は現はれた。

『降參でごわすか、ようごわす、降參しませう。』

と兩手をついて平伏したものは、實に西郷南洲その人であつた。一語、天下の無駄を拂ひ去つて、一路直進、皇政復古の大道へと流れ出したのは、實に南洲の大器量といはなければならぬ。屢々艱難を經て事に老錬し、知慮周密、大德よく衆を化する底の人物でなければ、到底この大芝居は打てない。

西郷は嘗て人を責めたことがなかつた。人を責むる時には、必らず自分を責めてゐる。議論で人に勝たうとするやうな、そんな淺墓な考へは、毛頭持たなかつた。後藤象二郎は、雄辯を以つて聞えたが、彼れ一日、長太息していつた。

『西郷に負けてはならぬと、議論をすると、毎々我輩が勝つ。然し別れて歸つて來た上で、よく／＼考へて見

ると、ドウしても勝つたやうな氣持ちがせぬ。コレは不思議だ。』

板垣は後藤と西郷とを比較して『松の大木に蟬がとまつたほどのものヨ。』といつてゐたといふが、議論の勝敗は、西郷の與り關するところではなかつたのだ。

『人はただ道を行ふものなれば、道を行ふに巧拙もなし』といつて、ただ天地自然に受くるところの、人間の大道に向つて、終生自己を鍊磨することを忘れなかつた西郷は、その鮮やかに、鍊ひ上げられた道義的人格を以つて、如何に皇政維新の大活劇裡に、馳驅したであらうか。凡そ革新は血を以つて色どらるると極まつてゐる中に、西郷のみ、ひとり溢ふるるが如き、人道的仁愛の精神を以つて、大變革を成就したのは、世界史中の一大偉彩ではないか。そこに千古不磨なる人格の光りがあるのだ。

【五】西郷一先づ薩摩に歸る

長州處分も一段落がつき、五卿も太宰府へ遷座と決定したので、西郷は慶應元年〔乙丑〕一月四日に小倉の軍營を去つて、十五日鹿兒島に歸來した。そして彼れが出動中の留守居役といふ格で、薩摩にあつた大久保と、久し振りで面談し、益ゝ急を告げ來る形勢の大轉に就いて、薩藩の進退を議するところがあつた。大久保が年來の蓄積を提げて、再び中原に飛躍し出したのは、此の時西郷に更はつての出場であつたが、やがて西郷も、大久保と相並んで、御一新の大八車を曳き出したのである。

當時、西郷の地位がどうであつたかを知る爲めに、ここに朝幕の關係、及びその勢力の分布を大觀する必要がある。瘦せても枯れても江戸幕府は、何としても一勢力たるを失はぬ。之れに對して朝廷は大義名分の中心點として鎭座してゐる。第三の勢力は次第に鍛ひ上げられて、何うやら物に成りかけて來てゐる薩・長である。

之れを地理的に見ると、京都を中心として、之れに覘ひを定めて近づかうとしてゐる二勢力が、江戸と關西とに根を張つてゐる形である。幕府が慶喜を京都に据ゑて、會津・桑名の勢力を以つて之を擁せしめてゐるのは、決して見當を誤まつては居らぬ。確と金玉を握つてゐる形であつて、是れさへ摑んでゐれば、大事を誤まることはないと考へた。立派な備へ方であつて、幕府の手は充分に京都に伸びてゐるといつてもよい。これで江戸幕閣と、京都出張派との氣脈が、響の物に應ずるやうに、しつくりと呼吸が合つてゐたならば、恐らく薩・長の瘦浪人共に、揚げ足をとられるやうな、不始末は仕出かさなかつたに相違ない。

江戸に人傑がなかつたのが、兎角、京都とソリが合はなくなつた原因ではあるが、走馬燈のやうに變つて行く形勢を、變動の中心地である京都で見てゐるのと、百里も離れた關東の聾棧敷で、評議してゐるのとでは、自然距離が生ずるのも無理ではない。慶喜にも隨分我儘な點はあるが、生れながらの庸才ではないから、彼れに充分の手腕を揮はせ、遣る丈けのことを遣らして見たならば、幕府の爲めに、今少し何とかなつたかも知れぬ。慶喜が水戸出であるといふことと、少しは物が解るといふのが、江戸幕府の快よく思はぬところであつて、兎角疎外の傾むきがあつた。事毎に邪推や、嫉妬や、冷水やを、打つ掛けられては、慶喜としても、氣持ちのよい筈はな

い。その結果、自然に幕府の勢力が、江戸と京都に二分され、政令二途に出づるの現象となつたのは、何としても幕府の勢力を强める所以とは見られない。

京都は大義名分の中心點で、國體に對する國民の自覺が進んで來るに從がつて『心』の堅城として、不動の基礎の上に立つてゐる。然し直屬の兵力を有せらるるのではなく、公卿とて、活眼達識の士ばかりではないから、風次第では、何う向きが變はるか、その邊は分からない狀態にあつた。

孝明天皇は夙に國體の尊嚴を御體得あらせられ、攘夷の御信念は一貫して變はらせられることがなかつたが、多くの公卿中には、幕閣以上に、時勢に理解のない人々もあつて、兎角事大主義で其日を過さうとする向もあつた。孝明天皇は、餘り過激な堂上をお嫌ひになり、順序を踏んで大義を伸べられるお考へであつたが、所謂る過激堂上であつた三條以下諸卿は、聖意を直承する熱心なる攘夷家であつて、議論は亂棒と見られても、熱意は充分にあつた。背景はなくとも、議論の上丈けでも力を表現して居つた。七卿去るの後、宮廷は火の消えたやうであつて、事大主義から來た、佐幕派が勢力を得て來た。

長い物には捲かれろといふ人々に、力のありやうはない。少なくとも獨立の意見があつて、矢でも鐵砲でも來い。飽く迄も初一念を貫ぬかうとする者には、人は衆からずといへども、必らず力がある。西遷の五卿が、草莽にすだく蟲のやうな聲で、九州の濱海に叫ぶ大義が、何となく新時代の豫言のやうに聞かれるのは、彼等に鬼神をして避けしむる底の至誠と、勇猛心とがあつたからである。

* * * * *

此の五卿、見るかげもなく打ち窶れた流謫の五卿を、確と小脇にかい込んで、京都へ押し出さうとしたのが、征長始末後の西郷吉之助であつた。『西郷、圖々しいぞ。』と大向ふの彌次が出るかも知れないが、西郷が勤皇の大義を擴めんとする赤誠の衷心には、三條の人格が深く〳〵刻み込まれてあつた。西郷が、三條を復して、宮廷に上ぼするを以つて、尊攘を完行する上の最大急務であるとしたのには、蓋し深遠なる思慮の存するものがあつたのである。

西郷が五卿を長州から引き離して、筑前の太宰府へ轉座せしめたのも、五卿をして長州と運命を共にせしむるに忍びなかつたからである。實狀は兎もあれ、長州は表面朝敵の地位に立つてゐるのであるから、五卿が長州と共倒れをすれば、可惜勤皇の原動力を、玉石倶に焚かねばならぬ。是れ西郷の忍びざるところであつた。彼れが萬難を排して、九州遷座に盡力したのは、ここに見るところがあつたからである。

私情を以つていへば、長州派を以つて目せらるる五卿である。そして西郷は征長の巨魁ではないか。飽く迄も長州を打ちのめすを以つて快とするならば、五卿の如きも、サツサと幕府に引き渡して了つて宜い筈である。長州に再起の餘地を殘し、五卿に滿腔の同情を寄するところに、西郷の他と異なる、大信條と大器量とを見るべきである。

西郷が、五卿を一度び太宰府に移し、その上で復職運動をする意志であつたことは、東久世卿の日記の一節で

も充分に解る。

【十二月一日】〔元治元年〕……筑前使者越智小兵太、眞藤登、北岡勇平三人罷越、予等五人、天幕の命を以て、薩・筑・久留米・兩肥へ御預、手餘候節は兵力を以て受取候樣、內實は大島三右衛門〔西鄉〕筑前正義黨申談、筑前へ引取、復職周旋有レ之故なり。乍レ然、表向にては、長州の武威にも關係致し候儀、諸隊〔奇兵隊等〕沸騰候半には、寛大の御所置、有レ之樣、三使へ示談……云々。

土方の『回天實記』の十二月一日の條にも、同一の文面が現はれてゐるが、これは先に既に論じて置いたから、玆には重複を避ける。

西鄉は、一先づ事件の落著を見て、歸國するに當り、五卿守護としては、黑田清綱を將として、薩兵を太宰府に止めた。

五卿の太宰府生活は案外樂ではなかつた。月形洗藏、早川養敬などの筑前勤皇黨の諸士が、相前後して縛せられ、或ひは刑せらるるもあつて、藩論が佐幕に傾くと共に、一層五卿の身邊は薄氷の上にある思ひであつた。

『三條實美公記』の中に、

【二十九日】〔慶應元年一月〕晴、風、朝薩人西田彌四郞、筑前藩に來り、俗論黨鎭撫を談ず。水野・武部・藤岡も亦來り、此藩俗論沸騰するを以て、土方、水野に會し、種々論議す。西田、五卿より筑藩俗論鎭撫に盡力す可き依賴を蒙り、明日、急使として薩州に赴く。

とあるのに見ても、當時五卿の身邊に、寒風の吹き荒んだのを知ることが出來よう。

かく筑前に佐幕風が吹いて來たのには理由がある。一つには筑前民間の有志が、五卿を捧じて勤皇の旗擧げをしようと奔走したのに引きかへて、藩政の要路に立つ人々に、お家安泰論者が多く、先づ〳〵將軍家の命令に背かず、觸らぬ神に祟りなしで行かうとしたので、五卿の藩内にあるを悅ばなかつた點もあり、一つには幕府の壓迫が猛烈であつた爲めでもある。

【六】五卿に處する幕府と薩藩

幕府にとつては、どうしても五卿は問題の種である。薩・長の形勢とて、五卿次第でどうなるか解からぬといふ心配もあり、このまま五卿を荒野に放置しては、錦の御旗が何うやらその邊から出て來さうな氣もする。そこでこれは一先づ五卿を大阪へ引き上げ、場合によつては、江戶までも引き付けて置かねば、安心でない。そればかりでなく、江戶幕閣では、慶勝の處分方法からして氣に入らぬのである。餘りといへば寬大に過ぎてゐる。今少し手酷く遣つつけて置きたいといふのが、江戶幕閣の肚裏である。征長總督尾張慶勝が、長州處分を了して、一月四日〔慶應元年〕廣島を發して凱旋の途に上り、翌一月五日、本鄉驛に着いた時に、幕府の命を受けた監察がやつて來て、毛利侯父子は勿論、五卿も共に、江戶に護送すべしとの命を傳へて來た。

幕閣の勘違ひは、ここに生じてゐる。實情に疎いといふものは致方のないもので、征長の大軍といふのは實は

名ばかりで、何一つ役に立つて居らぬ。長州が腰を折つて出て來たからこそ、先づ平和に局を結んだやうなものの、萬一防長二州血氣の士が、破ぶれかぶれの勢ひとなつて、二州の山川を死守するの形勢となつたならば、三十何藩の聯合軍は、却つて窮鼠に嚙まれたかも知れないのである。その邊の呼吸を慮つて、手早く大局を收めて引き揚げて來たのは、何としても尾張總督の手柄とせねばなるまい。

そこが百里・二百里も離れてゐる、舞棧敷では見えないのである。幕府が兵を差し向くれば、一も二もなく降參するではないか。防長絕滅、藩公召上げと出ても、誰れが文句を言ひ得るものか、といふのが、江戸での見物觀であるから、始末が惡い。慶勝も餘り馬鹿々々しいので、既に局を結んだ後であるから、遣り直しは出來ないと、立派に斷つて了つた。それを聞いた幕府では、將軍の命を用ゐぬといふのは不屆だ、その儀ならば大いに詰問する件があるといふので、慶勝の入京を禁じて、直ちに江戸に參府すべしと達して來た。朝廷では、慶勝の窮境を憫まれて、特に入京の勅命を下されたので、一月二十四日、慶勝は兎も角も京都に入ることが出來た。

幕府が水戸天狗黨に對して、極刑を科し、三百五十餘人を悉く斬に處し、中には婦女子までも、極刑を及ぼしたのは、慶勝凱旋後の二月のことであつて、是れ見よがしの振舞ひでもあつた。天狗黨の首領であつた武田耕雲齋は、自から刑に就いて、同志の助命を乞ふ素志であつたが、幕府は勢力回復の方針で、ここで威力を示して置かなければならぬといふ考へから、一味剿滅を謀つたのであつた。

此れは餘談であるから、詳くはいはぬが、當時水戸浪人に對する取扱ひは、實に人倫を絕するものがあつたと

傳へられてゐる。春まだ寒き二月の凍天に、悉く衣服を剝ぎ取つてしまつて、丸の赤裸々にした上に、犬か猫のやうに握り飯を食はした果が、一味を擧げての斬殺であるから、實に言語に絶するといはなければならぬ。大久保甲東が此の次第を傳聞して『是れ實に幕府滅亡の表なり』と叫んでゐるのは、蓋し剴切の評語といはなければならぬ。當時水戸浪士中、流罪となつた三十四五人の者を、幕府は薩藩に託しようとし、敦賀まで迎への船を出せと命じたのに對し、薩藩は物の見事に拒絶してゐる。

之を西鄕が防長の處分に比し來る時は、實に天地霄壤の相違である。西鄕は藩公父子の謹愼を以つて事足るとし、他日勤皇の大擧の爲めに、竊かに暴客の自重・自愛を念じてゐる。五卿を太宰府に遷して、その安泰を計つたのも、尊皇の大義を、軈がて天下に布かん素懷のあるからであつた。窮鳥懷ろに入れば、獵夫も之れを打たずといふさへあるに、志哀れむべき同胞を、まして首領は罪を乞うて、同志の助命を願つてゐるものを、雪霜白く草木に布く、越前の寒天に暴露して、赤裸の肉身に刄を當てようとは、血あり涙ある、武士の所業であるといはれようか。かくては幕府滅亡、目前にありとせらるるのも、理ありといふべしである。

* * * * *

天下の形勢に迂なる幕閣は、幕府の勢力回復に熱中し、安政以前の儀禮に遡ぼり、參覲交代の令を發して、諸大名をして、柳營に參覲せしめようとした。そして防長處分に就いては、

『此上御處置の儀は、當地に於て遊ばさるべく候〔中略〕時宜に寄り、猶仰出され候儀も可レ有レ之候間、兼て

其心得にて罷在るべく候』

との達しを諸藩に致し、防長及び五卿に關する向後の方針は、一切征長總督の手を離れて、江戸幕閣において之れを決定するぞヨと、申し渡した譯であるが、何となく奥齒に物のありさうな物のいひ振りである。既に征長總督において、閫外の處分が決してゐるのであるから、此の上の處置などいふものがある筈はない。防長藩主父子の謹愼と、五卿の遷座とで、事は落著してゐるではないか。その上の處分とは果して何事を指ざすのであるか。毛利侯父子、及び五卿を、軈がて江戸に喚問し、大に幕府の威力を示すべく、極刑にでも處する考へであるか。その邊の腹中は、餘りにも明かに讀まれてゐる。

一橋を始め、會・桑の京都派も、これには賛意を表し兼ねたらしい。幕閣側では、都合によつては、一橋も召還し、會津の守護職、桑名の所司代をも取り代へようとの腹もあつて、老中阿部豐後守、松平伯耆守を上京せしめたりしたが、京都の事情は、さう右から左に、將棋の駒を取り代へるやうな譯には行かぬ關係がある。

江戸幕閣の出やうが、餘りに傲慢であるところから、朝廷では桑名所司代に令して、幕府の態度を阻止しようとするに至つて居る。

一、長州父子、江戸表へ被二召喚一候趣なれども、此頃國內も不穩の由に候へば、暫く其儘に差置可レ申候。
　實美等も同斷なれ共、亦同樣、其儘差置可レ申候。

一、諸大名參覲、古格に引戾候樣、觸達有レ之候由に候へ共、諸藩共、此時勢に付、內輪迷惑之樣子も相

聞候。仍て矢張り、文久二年改革之通に可レ致旨に候事。

朝廷の令するところは、至極道理ではあるが、朝・幕の間がかかる事でまでも、相反目の状態を露呈することは、決して悦ぶべき現象ではない。孰れにしても上國の形勢は、平靜ではあり得ない勢ひを作してゐる。もうは幕府も永いことはないとは、九州の邊陬でも、薄々氣づかれる位になつてはゐたが、彼れが權力を擁してゐる間は、何を仕出かすか分らぬから、充分に用心の必要があつた迄だ。

西鄕が小倉を去つて、一先づ藩地に歸つたのは、深い考へがあつたに相違ない。西鄕が歸國後、大久保と謀つて、久光に建言してゐるところを見ると、何うやら此邊から皇政維新の大革新が動きかけてゐるやうな氣持ちがする。薩藩が慶應の劈頭に當つて、働きかけてゐる目的の、三大要綱を擧ぐれば、

一、五卿の救出。

二、參覲交代の廢止。

三、長州寬兎。

であつた。そして是等を要求する背後の決意の中には、五卿を奉じて勤皇諸藩の連盟を作り、參覲の無用なる濫費を廢して、國力の充實を謀り、國を富し、兵を强くし、猛然として國難に當らねばならぬといふ覺悟があつたことは、言はずとも明らかである。更らに長州を寬大に處置し、彼れをして他日の再起に、培はしめようとしたところには、言外無限の雅量を貯へてゐる。

【七】西鄕と大久保との交代

『大勢』といふ言葉で表現さるるところの、內容的諸要素は、頗る複雜なる集合體を具備してゐるのであるが、應慶元年〔乙丑〕の日本現勢における、社會的、若しくは政治的大勢なるものの中には、爛熟せる封建制度の、自然なる壞滅に伴ふ、個性の眞正なる伸展的要求と、海外に——日本國以外に世界なるものの存在することを發見した、日本人の心理に必然に起つて來た、新らしい國家慾といふが如き要素が、之れに附隨するいろ〳〵な自覺感情を伴つて、狹少な制度や國境やの中から、廣く大空に飛び出さうとする、自然的流動現象が、その所謂大勢なるものを支配する、主要要素であつた。

この進步的大勢が、次第に加速度の勢ひを作つて來るに隨つて、非常にラヂカルな步調を示すやうになり、遂に亂調子となるに到つて、革新的色彩を表現するのである。之れに對する舊權力の維持者は、飽くまでも政權を維持しようとし、保守的思想感情に據つて、舊制度組織の崩壞を防禦しようと努むるのであつて、此の保守的防禦運動が、強くなれば強くなるだけ、急進的革新運動は激成せらるることになる。

幕府政治家が、飽くまでもその牙城の崩壞を防禦しようとし、勢ひを見て更らにその勢力回復を期して、攻勢的態度に出ようとして來たのは、その保守的立場において固より必然の運動であつた。江戶幕閣が五卿を召還しようと欲し、長州侯父子を戒飭しようと欲し、更らに諸侯の參覲交代制度を舊に復しようとしたのは、一に將軍

政治の威容を、昔日の偉觀に返へさうとするのであつて、微力ながら七百年の武門政治を支へようとする形がある。時代的背景の前に立つていへば、一種の反動運動であつて、求心力的働らきをしてゐる。

一方遠心力的働らきの中心をなしてゐる、能動的運動としての、進步革新派は、薩州を以つて第一位とせなければならず、之れに亞ぐものが長州である。長州は再度まで、幕府の征討軍を引き受けたが、遂にこの大難を排して頭角を現はして來た。薩摩は第一回長州征伐の時に、幕府に與みして長州を討ち、第二回の征長の時に、くるりと寢返りを打ち、長州を率ゐて幕軍に刄向つて來た。權謀もあり、術數もあるが、力において、勢ひにおいて、常にラヂカル黨の中心であつた。

* * * * *

西鄕が鹿兒島に歸つたのは慶應元年〔乙丑〕一月十五日であつたが、彼れが歸國の要件は、征長始末に關しての復命もあるが、幕府征長によつて生じた形勢の惡化に就いて、薩藩の大決心を促がさんが爲めであつた。そして彼れに代つて中原に飛躍し出した者は、大久保甲東であつた。

幕末における西鄕と大久保とは、恰も薩藩の車の兩輪であつて、常に相提携して薩藩の使命を中原に代表してゐた。西鄕が一仕事して來ると大久保が之れと交代し、甲東が行き詰まると、南洲がお次の番を承はつて、新局面を打開して行く。中央政局にのみ、力を注ぎ過ぎてもならず、さりとて鄕里ばかりに骨折り過ぎてもならぬ。一人が中央で仕事をしてゐる場合には、他の一人は鄕里にゐて、佐幕派の擡頭を壓さへてゐる。西鄕、大久保の

兩雄が、互ひに氣脈を通じて、裏となり表となり、或ひは進み、或ひは退いたのが、薩藩をして、彼れほどの伸展を見せた理由ともなつてゐる。

幾多才物を有してゐながら、長州の歩調が兎角整はず、進めば大いに進み過ぎ、退ぞけばドン底まで落ち込んで行くところは、長州に代表的二大英雄がゐなかつた爲めも充分ある。長井雅樂の遊說は、兎も角長州を中原に引き出したものであつたが、鄕里の方では反對の革新論が燃え立つてゐる狀態で、遂々長井を殺して了はねばならなくなつた。久阪の奮起は、慥かに長州の爲に、萬丈の氣を吐くものであつたが、伸びれば伸び放題で、藩主まで乘り出すといふ一本調子で、後が續かない。長井が出て失敗したら、久阪が交替して進步論で行き、その間、長井は鄕里で形勢を見て居り、久阪が伸び過ぎたと思ふ頃に、手頃なところで馬を返へさしめて、又た復た長井が代り合ふといふ風に行けばよいのであるが、さうも行かぬ事情もあつて、長藩を擧げて、奈落の底に沈淪して了つてゐる。

後年の土佐が、薩州の遣り方を馬鹿に浦山しがつて、眞似かた見たやうなことを遣つて見たが、甘く行かなんだ。板垣と後藤とを、西鄕と大久保とに比擬して、板垣が政黨運動で失敗すると、鄕里に歸らしめて、後藤を出し、後藤が政府で行詰まると、板垣をして代はらしめようとしたのであるが、板垣と後藤とでは、どうしてもソリが合はぬ。何うも人眞似は甘く行かぬもので、遂ひに背中合せで別れて行つた。

大久保は經綸を以つて優り、西鄕は德望を以つて人心に感孚し、一は政治家、一は道德家、一は猛然として進

み、一は悠々として退ぞく。一は秋霜烈日の面影があり、一は春風駘蕩の溫容がある。大久保が若し海風に傲る巖角の老松であるとするならば、西鄕は靄然として松ケ枝に棚曳く、春の霞とも見られよう。

『マアさう怒るナヨ。後はオイどんが引き受けた。』と出て來るのが南洲である。

さりとて維新は、阿彌陀如來の兩眼に潤ふ、涙ばかりでも納まらぬ場合がある。大久保が快力を提げて、政界の虛實を截ち來るのは、かかる場面である。

而し人間には、何處となくソリの合ふ型と、合はない型とがある。西鄕でいへば、齊彬、三條といふ肌合ひであつて、大久保でいへば、久光、岩倉といふ道伴れである。

島津齊彬――三條實美――西鄕吉之助

島津久光――岩倉具視――大久保利通

系統をいへば右のやうになる。西鄕が夙に齊彬の知遇を得て、中原に伸びてゐる時代には、大久保は鄕黨の中心となつて、下地ごしらへ、土俵築きに任じてゐる。齊彬が歿して、久光の出場となると、始めて大久保が中央に乘り出してゐる。西鄕が孤島生活から脫出して來ると、大久保は久光に隨つて一先づ鄕里に引きあげ、長州征伐の一場は、南洲に一任してゐる。西鄕が五卿問題以來、兎角三條に惚れ込むと、大久保は薩長聯合、幕府討伐の虛實で、岩倉と轡を竝べて、馬を急流に躍らしてゐる。この關係は明治にまで及んで、西鄕が三條と征韓論を決すると、大久保が岩倉と之れに反對し、遂に兩雄袂を別つに至つて、竹馬の兩友は交りを絕つてゐる。

【八】大久保利通の登場

大久保が久しく母國の山川において養ふところの勇氣を揮つて、大にその快腕を試むべく鹿兒島を出たのは、慶應元年〔乙丑〕一月二十六日であつて、丁度一月十五日、西鄕歸鄕後、十日の後である。そして、中一日を置いて、一月二十八日、博多に著いてゐる。吉井友實、税所篤の二人も、大久保に同行した。

大久保一行が東上の目的は、第一に五卿を救ひ出すにあることは、云ふまでもなく、太宰府に五卿の形勢を見て、更らに進んで宮廷に運動を始める段取りであつた。薩藩が何故にかくも五卿に肩を入れ出したのであるか。ここが考へどころである。五卿處分問題を決したのが西鄕であり、太宰府守衞の中心が薩兵であつたといふ行き掛りからして、乘り掛つた船といふまでだといへば、それまでであるが、同じく乘り掛つた船でも、お役目御苦勞式なのと、好機逸すべからずといふのとでは、大分乘り出し方が違ふ。

兎に角長州から五卿を遷せば、それで御用濟みとするのであるならば、後は野となれ山となれである。幕府が五卿を別々に、九州五藩に分座せしめようとするのに、向きになつて反對するまでもあるまい。西鄕等が、何うしても五本の矢を離れ〳〵にせずに、一束にたがねておかうとするのは、單に五卿の心情を憫れんでの同情のみではあるまい。此の矢一本たりとも折つてはならぬとの氣槪が、南洲の眉宇に見えるのを留目せねばならぬ。

東上の大久保が懷ろにしてゐた久光・忠義の內命が、何を物語つてゐるかを、明らかにすることが出來ない

が、大久保が筑前に入るや、藩主黒田長溥が病臥中であつたので、世子黒田長和に面謁し、更らに久留米藩の老臣間に遊說して、五卿の爲に說くところがあつた裏面には、どうしても紙背に讀まねばならぬ一物がある。

西鄕が歸鄕十日間、大久保がいよ〱國境を出づるまでに、一體どんな相談をしたのであるか。猥りに臆斷を許さないが、もうは幕府絕緣の大決心を据ゑねばならぬとしたのではあるまいか。西鄕は幕府を援けて長州を討つには討つたが、この一戰で、彼の巨眼は幕府の爲すなきを觀破せずには措かなかつたに相違ない。僅かに長州の一弱兎を搏つに、あの足並みでは、大樹將軍の威力も何もあつたものではないとは、西鄕を待たずとも、當時天下の風評であつた。長州を討つには、伐つだけの堂々たる理由があつてのことであつたが、道さへ立てば征討の意は盡されてゐる。此の上、藩公を召還して追刑するには當らない。幕府のお供先きを勤める爲に、征長軍に加はつたのでは勿論ないから、幕府の爲に、長州を敵とする理由は少しもないのである。幕府が勢力回復の野心を逞しうしようとする鋒先きが、明瞭になつて來るのを、この上更らに、西鄕が幕威助成の運動に、加はらう筈がない。

五卿が筑前に入るのを見て、大急ぎで薩摩に西鄕が歸ると、直ぐその後を引き受けて、大久保等が出動を始めてゐる、その間の消息を察すると、薩藩が、慶應元年〔乙丑〕劈頭における運動は、慥かに、懷ろに傳家の寶劍を祕めてゐることを察せずにはゐられない。

* * * * *

大久保が博多に著いた時には、五卿はまだ蘆屋あたりにゐたのである。隨分取扱ひが疎略であつて、八疊の一室に五卿とも一緒に叩き込んで、表てには監視つきであるといふ。まるで囚人扱ひであつたことは、甚だしく五卿を不快ならしめた。筑前では佐幕派の天下となつたのであるから、五卿も心配でならぬ。それに江戸幕閣の意嚮では、五人とも一緒に置くのは危險だから、九州五藩に分離してお預けとしようといふ腹であるから、何日何時、風雨が五卿の身上に降り濺がうも知れぬ狀態であつた。三條卿など假屋に寒き風の音を聞く度に『西郷が來て呉れさうなものだ。』と喞たれたといふが、察するに餘りある五卿の心情である。

それで大久保は、一日も早く京都に上つて、五卿宥免の途を講ぜねばならぬといふので、二月一日、久留米遊說から博多に歸つて來ると、直ぐその足で、翌二日博多港を出帆して、七日京都に著いてゐる。吉井は猶ほ博多に止まつて後始末をしたが、これも數日の後、直に大久保の跡を追うて、二月十三日、中岡愼太郎・土方久元と共に入京した。

二月二日附で、博多から、吉井が西郷に宛てて發した書中に、五卿の筑前における狀況が讀まれる。

吉井友實より西郷吉之助に送る書〔慶應元年二月二日〕

〔前略〕一、五卿扱向の儀、當藩〔筑前〕之俗論黨、嫌疑を恐れ、甚だ以麁抹之次第、纔八疊敷に五人御同座之由、御附の壯士輩、憤激いたし候も當然之事に候。右次第にて、御轉座涯より段々混雜、寺石も當所へ

出懸居、折角、盡力の折柄にて、直に面會、不ㇾ遠、西郷上京の賦に御座候間、其折必五卿に謁し、且京師表の盡力も仕候。御國論の段も程能、安心の爲申聞置候。五卿にも頻りに御待の様子、且於二京師一、又々五卿轉藩之命共下り候ては、大混雜に可ㇾ及は、案中に御座候間、可二相成一は一日も早目、被二差立一度一藏殿（大久保）よりは、暫は御出に及間敷趣、被二申上一候由に御座候得共、小生共見候所而は、此上、何と歟再命下り候ては、信を失ふのみならず、却て恨を請候機會歟と、例の世話やきに御座候。西田（彌四郎）も、御賴に依而、罷下り候由、をのづから事實御聞取、可二相成一、池田も長府迄差入候由、旁之儀に付、小生は暫は當國に滯在、當藩之俗論を破り、五卿安著を見屆、上京之筋、相決申候。畢竟俗論之起り候は、北小路より今度筑藩盡力之次第、被ㇾ對二朝幕一に、御不都合と申儀を相通じ、且、會藩士、先達而、當地に入込み、奸之内より面會、をどされ候模様、其邊よりして嫌疑を恐れ、段々不都合到來之様子、事情は不ㇾ分、一方許りの說を聞て、失策を施し、可ㇾ笑之甚き物に御座候。當藩の形勢は、御存通の事にて、反正之上も、しれた事に御座候間、五卿安住さへ出來候はば、早々立退く念に御座候。中村圓太（筑前志士）も、當所より出舟之折、被二見付一終に割腹爲ㇾ致候由、殘念之事に御座候。（下略）

同日付、大久保より西郷に與ふる書中にも、同一の事情を報じてゐるが、吉井の書中に『御國論の段も、程能安心の爲申聞置候』とあるのは、則ち薩藩の國論一決を指ざすものであつて、何方に轉んでも、筑前は知れたものであるから、賴みにはならぬ。先づ／＼五卿さへ安全であれば、それで澤山とせなければならぬ、といふ文意

が、西郷、大久保默契の腹意を、暗示してゐるものと見なければならぬ。

【九】大久保の京都遊說

大久保が京都に著くと同日、幕府から阿部正外、松平宗秀の二閣老が入京して、恰度京都では、嵐の前のやうな氣持ちがしてゐた。兩閣老の入京は、頗ぶる重大な使命を帶びたものであつて、五卿問題も含んでゐるし、長州侯父子の召還も意中にあり、殊には一橋を江戸へ引き上げしめようとの、祕策をも抱いて入京したのであるから、兩閣老の入京に依つて、宮廷公卿間に、少なからぬ風波を生ぜしめようとする氣配が見えたのも、無理からぬ次第であつた。

そこへ大久保が同日に乘り込んで、幕閣と全然反對の遊說を試みようとしたのも、全く奇なる運命であつた。旣に京都には小松帶刀・岩下方平が滯在してゐたので、大久保は彼等と私かに密議を凝らして、小松帶同で先づ二月九日、尹の宮朝彥親王に謁見してゐる。

大久保入說の順序を見ると、

朝彥親王——近衞忠凞——同忠房——二條關白

となつてゐるが、大久保は、久光・忠義の直書をも持つてゐるし、又た建白草稿も所持して居つたらしい。その事は彼れの日記を見ると、事實たることが明記してある。

大久保の說くところは、彼の三大要綱であり、朝彦親王を始め、近衞兩公も夙に、薩藩とは淺からぬ關係があり、二條關白も、甲東の意を諒知するに至つて、大久保の入說は、少なからず、宮廷を動かしたものと見なければならぬ。

吉井等も、日ならずして上京したので、茲に薩藩を中心とする勤皇運動者は、

大久保利通、小松帶刀、岩下方平、吉井友實、税所篤、中岡愼太郎、土方久元、

の諸人材が、一時に京都に集まつた形となつた。幕府の兩閣老を前にして、彼等が果して如何なる風雲を捲き起し來るか、西鄕は遠く薩南の邊隅にあつて、先づ一風呂頂戴といふところである。

當時大久保が、宮廷內に入說した事情は、彼れの日記の一節にも、簡略ながらその一端を見ることが出來る。

【九日】〔二月〕晴、四時、太夫〔小松帶刀〕入來。同伴、尹宮〔朝彦親王〕參殿、奉命之一條言上之處、隨分能御都合にて、尤御草稿入二御覽一、可レ成者、御趣意も表向御建白不レ被二差出一、全朝廷之御趣意を以、斷然、御沙汰相成候得者、天下人心も歸嚮いたし、朝威にも相掛候事故、是非其筋を以奉レ願候樣、申付られ候段、若亦差出候方、宜鋪と之事に候はば、何方へ成共、思召を伺、御差圖次第、取計候樣申付候趣、巨細申上候處、尤に思召候。此義は兎角、於二朝廷一御沙汰不二相成一候而者、不二相濟一義に候。御直書も差出、有無建白之義は、卽座御卽答は難レ被レ遊候。內府公〔近衞忠房〕へ御談合、可レ被レ遊候間、其內委曲申上候樣與之御事に而、先隨分之御都合也。內府公には、小生共相控候內、御參內相成、御談合の由、退出懸梅亭へ太夫爲

レ祝、差越候。

【十一日】晴、昨日内府公、德大寺就ニ御參詣一、今日太夫同道參殿、御兩御所樣〔近衞忠凞忠房〕拜謁被ニ仰付一候。參府一條、言上いたし候處、御趣意、至極御尤に被ニ思召一、何れ此一條者、御沙汰不ニ相成一候ては不ニ相濟一、就ては全く朝廷の御趣意を以、被ニ仰出一候方、可レ然、依て御草稿丈、明日二條公〔齊敬〕へ入ニ御覽一、委曲言上致置候樣、御沙汰にて、別て克御都合之事に候。

大久保は、久光の直書も、意見の草稿も、懷ろにしてゐたけれども、成るべくなれば、そんな物は濫りに出すまいとなつてゐた。固より直書がなければ、代表の意味も通ぜぬ譯であるから、出すべきところには出さなければならぬが、意見書などいふものは、兎角物議の種となるものであるから、出すのにも充分用心をしてゐる。

【十】松平・阿部兩閣老の入京

大久保によつて代表さるる薩藩が、公卿間に遊說をしてゐる一方に、幕府側よりは、松平伯耆守〔本庄宗秀〕阿部豐後守〔正外〕兩閣老は、大久保とは全然反對の使命をもつて、二月五日並に七日、相前後して、京都に乘り込んで來た。

『我々今回の上洛は、朝廷からお召しになつたといふ譯でもなし、それかと申して、別に將軍の代理として出て來たのでもムらぬ。』

といふやうな曖昧な口吻で、大分金銀を散じて公卿を籠絡しようとした跡が見えてゐた。それは御厨子所、水仕所の頭をしてゐた高橋某なるものを使つて、夥しい賄賂を禁裡へ散じようとしたものであるらしい。阿部豐後守は、本家相續の以前に、旗本であつたころ、禁裏附で京都に詰めてゐたことがあつた。その節、高橋某や御執事高辻、渡邊等いふ連中と、懇意にしてゐた關係から、公卿籠絡策を、その邊から手をつけたものと見える。仕事の仕振りが下司びてゐるのを見ても、彼等の手腕のほど察するに餘りがある。その眞意は、固より幕府の威勢を盛り返へさうといふのであつて、大體の腹心は、

一、長州侯父子に嚴命を傳へて召喚する事。

一、五卿も召喚して相當の處置を加ふる事。

一、一橋慶喜が京都にあつては、兎角、幕府側の政策實行が、阻礙される傾むきもあるので、江戸へ歸つて貰ひ度い事。

一、參覲交代の實は是非斷行實現する事。

一、將軍御機嫌伺ひに傳奏を京都から派遣されたい事。

一、尾張總督も一應江戸へ復命する事。

先づかういつた使命を實現したいといふのであつて、何のことはない、安政以前の舊式格度に、盛り返へさうとするのであつた。これが出來るか、出來ないかは、固より人物にも依ることで、阿部、松平等の末輩の仕事で

は、出來やう筈はないが、假令豪傑を揃へて見たところで、既に慶應と下つて來た時勢では、最早や六ケ敷い相談である。

大久保が二月二十四日附を以て、西鄕・蓑田に宛てたる書簡の中に、兩閣老上京の情僞が報ぜられてゐる。

西鄕・蓑田に與ふる大久保利通の書（慶應元年二月二十四日）

餘寒去兼候得共、御兩殿樣益〻御機嫌克被レ爲レ遊ニ御座一、恐悅御同慶奉レ存候。扨御當地形勢、去る十七日、飛脚被ニ差立一、御問合申上越候通にて、兩閣老、阿部豐後守、松平伯耆守、朝廷に言上之趣有レ之、前以、橋公（一橋慶喜）會藩（松平容保）等え申出候形行にては、不ニ容易一暴威を振ひ候賦に被レ察、先便申上候條條之趣にて、十五日參內者、延引相成、一昨二十二日、兩閣老差揃、參內有レ之候處、誠に案外之都合にて、二條公より、したたか壓抑せられ、伯州（松平伯耆守）今日下坂、兵庫邊警衛いたし候樣、豐州（阿部豐後守）は今日關東え駈下り、大樹上洛、周旋可レ致御達にて、御請申上候由に御座候。昨日大夫（小松帶刀）同道、二條公より相伺候次第、左に大意申上候。

一、兩閣老え何等之譯を以て、上京いたし候哉と、御尋の處、朝廷え言上之趣意無レ之、一橋え用向に付、上京いたし候申出、其趣意如何と、御尋之處、何分此席にては恐入候付、殿下え參殿可ニ申上一との事候處、宅え參候ては、旁迷惑候間、少も不レ苦候に付、是非申上候樣、御詰問にて、再三に及、漸々申出候

は、常野浪士之儀〔水戸藩浪士武田伊賀等〕未鎭定と云に不レ至、且水府國内〔水戸藩内〕之混雜も、有レ之候得ば、大樹公〔將軍家茂〕別て御配慮候間、一橋、暫時御暇被ニ成下ー度、左候得ば、萬端示談に及度との事候處、此儀は以ての外なる譯にて、昨春大樹東下の節、御直に一橋は名代に滯京爲レ致候間、御暇被ニ成下ー度、左候へは、鎖港の成功を遂度との言上にも相成、京師守衛總督にて、長州犯闕の砌は勿論、則此節、常野浪士の事變に付ても、總督有て安ニ宸襟ー候譯に候。此節に當ては、亦如何樣の變も難レ圖候へは、御暇難ニ相成ー段、御答候處、如何にも御尤の義にて、奉ニ恐入ー候段申出候由。尾張の儀も御用可レ被レ爲レ在候得共、相濟次第、出府の御暇、被ニ成下ー度との事にて、長州御所置、一定迄の間、不ニ相成ー段、御答にて、奉ニ恐入ー候段申出候由。

一、二條公より、昨春大樹公上洛、宸翰を以、御達の趣有レ之、直書を以、御請相成候儀、一ケ條も遵奉の筋不ニ相見ー、其方等は、新參にて相分り兼候半か。併傳聞も可レ有レ之、是れを見よと、御請書差出相成候處、兩閣拜見、平伏して不レ堪ニ恐惶ーとのみ申居候由。扨一體、東西懸絶の譯にて、事情不通の譯も可レ有レ之候得共、關東にて京師を疑奉り、討幕の御趣意、或は幕を御込らせ被レ成と言樣なる、けしからぬ趣意有レ之由、以ての外なる事、畢竟幕府御扶助の御深意にて社、追々難レ有御沙汰有レ之譯、幕府御助被レ成候も、天下の爲に候。今幕を討て、何の國家の益可レ有レ之哉。右樣疑惑を生じ、朝廷を奉レ疑候は、大樹公はよも、右樣の心底は有レ之まじ。定て閣老等の内より、左樣の異說、主張の者有レ之候半。其姓名を聞ん

と、御詰り懸の處、誰と申譯無レ之なと申て、恐入候由。

一、右の外、此節大膳父子〔毛利侯父子〕出府、五卿護送の儀、常野浪士の處置、諸大名參覲等の儀、不レ可レ行の譯、條理明白、御詰問被レ爲レ在候處、一として申開いたし候譯無レ之、何事も御尤、恐入奉り候との事候由。

右の通の大意の形行にて、如何樣御沙汰相成候ても、前條の通御尤恐入奉るとの事にて、如何樣論レ之候ても無益に候。仍て豐後守は先度上京の節、大樹上洛の御請いたし候に付、此節東下いたし、神速上洛有レ之候樣、必死の盡力可レ致、伯耆守儀は攝海夷難の憂も有レ之、且は潛伏浪士の說も有レ之、諸藩にても不レ被レ命候ては不二相濟一折柄候間、幸に步兵とやら多人數引率の由候付、爲二警衞一早々下坂探索の上、何分可レ申と、御沙汰有レ之候處、各畏伏、明後廿四日早々出立可レ仕、兩人共御請申上候由。

一、右に付御參內一條の儀は、第一奉命の譯有レ之、委曲申上置候次第、大膳父子出府、五卿護送の儀、前條通御詰問相成候迄にて、別段御沙汰と申譯にて無レ之候間、其段奉レ伺候處、其儀に候迚も、閣老え達候ても、右通にて其詮無レ之候間、大樹上洛の上、御評議可レ被レ在との御事に候由、御答に候。併此兩條は上洛を待候ては、旣に幕命相成居候譯にて、諸藩內情込入候譯云々候間、是非表通御沙汰相成候樣奉レ願候處、尤の事にて、早速御評議可レ被レ遊との御事に候間、不レ遠運相付可レ申奉レ存候。尤、御沙汰書にて、御達相成候樣、屹度御盡力可レ被レ下との爲、確御請合にて御座候。

右は概略の形行にて、巨細閣老御問合の條迚も、筆紙に難レ盡、仍て彼是の情態言上の爲、内田仲之助え被二相含一、小蝶丸より被二差下一候間、御聞取の上、御兩殿樣達二御聽一候儀、可レ然御取計可レ被レ下候。以上。

二月二十四日〔慶應元年〕　　大久保一藏

蓑田傳兵衞樣
西郷吉之助樣

【十二】二條關白と兩閣老の應酬

大久保の書簡によつて、兩閣老の使命は分明であるやうに、阿部、松平兩閣老が參內したのは、二月二十二日の八つ過ぎであつたが、主上は垂簾三重を隔てて出御あり、二條關白以下國事係堂上も出仕した。當日は主として、二條關白〔齊敬〕が、兩閣老と應接してゐるが、小寺玉晁が『連城紀聞』に記載してゐる會見記は、頗ぶる面白いから、大久保の書簡と照合して、次に當日會見の模樣を記して見よう。

二條關白は、閣老の參內を見ると、先づ口を切つて、

『近ごろ麿は老衰を致したによつて、耳を遠くしてゐるのぢや。兩人とも困しうないから、大聲にて應對す

るやう……。』

ゴホン〳〵と、咳の三つもして、大ごなしにこなして置いて、扨て徐むろにいふやう。

『今般兩人とも遠路御苦勞の至りであるが、そち達上京の趣旨と申すものは、一體何ぢやのウ……』

閣老も仕方がないから、大聲で答へる。

『今般我々共上京の儀は、全く朝廷の儀に關したことではムりませぬ。江戸幕府の方が、近ごろ洵に手薄でムります故に、一橋中納言殿へお暇を頂きまして、江戸へ連れ歸り、政務を見て貰ひたいと申す願意でムりまするが……。』

關白は、掌で耳たぶを蔽ふやうにしながら、一々うなづいてゐたが、

『これは又た異な事を聞くものぢやのウ。昨年、大樹上洛の砌に、征夷大將軍たる職責を空しうせぬやう、京都に留まつて大任を果せと申渡されたところ、大樹の申すには、攘夷の事は却々重大事でムりまするから、一旦江戸へ歸りましたる上でなければ、充分の手配もなり兼ねまする次第で。就きましては後の事は一切一橋中納言を守衞總督として留め置きまするによつて、大體のことは一橋にて御返事申上げるやう致させます。とかやうな譯合ひから、一橋は京都に留まつてゐるので、此の頃では一層京都は手薄となつてゐるのに、一橋召上げとは、聞えぬ話ではないか。』

と先づ小手調べに、少しねぢ込んで見ると、閣老の方では、案外もろく落城して了まつた。

『實は我々共は新參者でムりまするによつて、一向左樣の儀は存じませんのでムりまして……。』
『口先きの逃口上はまかりならぬぞョ。たとひ其方共が存ぜぬことかはしらぬが、既に酒井雅樂頭、水野和泉守も存じてゐる事、殊に大樹から出願したことであつて見れば、これほどの大事を、よもや忘るることはあるまい。そんな事は存じませぬといふ顏で、前言を飜さうとは、大樹も大樹なら、使ひも使ひぢや。その儀、斷じてお許しがないから、左樣心得てよろしからうぞョ……。』
閣老もこれには弱つたものと見えて、一言もなく閉口して了まつた。仕方がないから、
『その儀に就きましては、猶ほとくと、中納言とも相談を致しまして、その上で御返事申上げたいのでムりまするが……。』
『左樣度々の參內は無用ぢや。一橋と相談の筋があると申すならば、中納言をこれを召出すによつて、此場で對論して見よ。』
之には閣老も考へざるを得ない。平座敷での對決であつても、一橋は少々煙たい方であるのに、御前での論議となつては、一層覺束ない。殊に公卿間に味方を有する一橋であるから、そんな事をしては飛んだ目に逢ふと思つたので『その儀は御免を蒙むりたい。』とばかり、旗を捲いて逃げ歸らうとすると、飽くまで人の惡い關白は、
『最早や申し出づることがなければ、此の方から相尋ねる。今度其方等の入京も宜しいが、少なからぬ兵士を率ゐて入京したのは、何ぞ理由でもあることかの……。』

これには松平伯耆守が答へる。

『江戸邊で承りまするには、今回外國船が、攝海へ參りまするといふ、專らな風聞で厶りまして、萬一の事があつては、主上に對して申譯が厶りませぬところから、警備の爲めにもと、實は具して參りました次第で……。』

『それは至極結構の心掛けと申すものぢやが、左樣な次第となれば、京都には用のない譯合ひぢやのゥ。伯耆守は、早速右兵士を引連れ、攝州へ下つたらよろしからうぞ。就いては當地には御用もないによつて、其方共は直く樣大阪へ下つて、警衞の本旨を達したらよからう。』

茲に至つて、關白は、更らに形を改め、儼そかに申し渡していふには、

『今度、毛利大膳父子を召連れて、尾張前大納言に參府するやう申し付けたとやら聞くが、それは先き頃、大樹上洛を仰付けられた勅諚を蔑如いたす言動ではないか、殊に先年將軍親征を仰付けられてゐるにも關はらず、事に託して親發を延期いたしたのは不屆であらうぞ。毛利侯父子の處分に就いては、兼ねて尾張總督に一任いたしあるので、江戸で兎や角と申す譯は厶らぬ。將軍上洛も、度々申達してあることぢやによつて、阿部豐後守には、最早や御用もないから、直ぐさま歸府して、この旨申傳へたらよろしからう。松平伯耆守は、攝海警備の爲め上京したとあるから、早速大阪へ參らうぞョ……。』

閣老は顏色を失つて退出し、豐後守は關東に下り、伯耆守は大阪へ出發といふ結末となつてしまつた。老關白に問ひ詰められて、一言の開陳も出來ざるのみか、自から口禍を引き受けて、東西に分るるとは、何といふ見苦

しさであるか。閣老の人物や知るべきのみである。

【十二】一橋慶喜と兩閣老

兩閣老が、最初一橋と會つた時にも、酒を呑ませられて、何も彼も白狀したと、大久保利通の日記に見えてゐるが、阿部正弘、井伊直弼を閣老に有した時代に比べると、閣老の品質も亦た、下落したる哉と評せざるを得ない。大久保は近衞公から聞いたといつてゐるが、彼れの日記には、次の如くに記されてゐる。

一、此内伯耆守、橋邸へ參殿、一切上京之趣意、不ニ申上一此度之儀は依ニ御召一上京と申譯に無レ之、且大樹公御使と申譯にも無レ之、趣意は豐後守一緒に可ニ申上一與之事に候故、橋公、例之謀略にて、酒を勸められ、酩酊之上、終に白狀いたし候由。

第一、當時にては、朝權不ニ相立一、其譯は諸藩切に上京、種々入說いたし候より、輕卒に朝命相發し、夫故、朝權も薄く、隨て幕威も衰へ候間、凡て諸藩を拂盡し、幕手を以、奉護いたし候賦にて、大勢人數も引列、上京いたし候。一體は朝廷之御利口は不レ宜譯にて、棚上之神に類し、容易に朝命など不レ發社、御當然に可レ有レ之、且亦朝廷を奉レ始、公卿方御一同薄祿之御事故、此節莫大の金銀持參、何方たりとも、是を投じ候得者、右等之事件は、大方やり付候心組與申候由。

一、橋公へ、御前も兎角御歸府不ニ相成一候ては難ニ相濟一、大樹公も、種々御心配之儀多く、萬端御談合被レ成度

自ら大樹公朝廷へ御願立相成候間、御沙汰次第、早々御歸府被ㇾ成度と申上候由。御答に大樹公御心配之ヶ條は、何等に候也。神奈川鎖港一條かと御返しの處、神奈川一條は、旣に英人切害の者を、英人面前において死刑に處し候間、彼も爲に悅服、償金も請求に不ㇾ及と申都合にて、何も懸念に不㆓及申㆒と申上、左樣ならば、何等之事件かと御押詰候處、常野浪士一條にて、被ㇾ召候旨申上、其儀においては御斷申上度、常野之事は實兄を差置、自分より色々申儀は難㆓相濟㆒候間、臺命とはいへ共、御斷申上る賦と御答に候由。

江戸の田安系が水戸を喜ばないのは、今に始まつたことでなく、由來ある事で、具さに陳ぶれば一卷の書ともならう。一橋を京都に置いておくのは、兎角幕命を損ずる嫌ひがあるところから、何とか慶喜を引き上げしめたいとは、江戸幕閣の腹である。武田耕雲齋の亂を利用して、慶喜を水戸に歸らしめて、始末をつけさせようとしたのであるが、そこは慶喜と人物の位ゐが異つてゐる。『水戸の事は水戸で收めればよい事である、殊に兄上が藩に就いてゐられるのに、弟が口を出すことはない』と慶喜に立派に斷はられて見れば、二の矢も亞げない閣老である。一切萬事、失敗に失敗を重ねて引き上げたのも、致し方のない事であつた。

* * * * *

一事あれば一事毎に、朝・幕の間は疎隔して行くばかりである。慶喜は幕府の事情に疎い命令を退ぞけはしたものの、考へて見れば少々嫌氣がささぬでもない。京都と江戸との間に介在して、せずに濟む苦勞もしなければならぬ。三月十八日彼れが福井の春嶽に贈つた書面に、この間の消息が讀まれないではない。書中の一節に曰く

松平慶永に與ふる一橋慶喜の書 〔慶應元年三月十八日〕

〔前略〕幕廷に而は大膳父子御呼寄之儀、再三之御沙汰に而、大小監察、既に長地へ赴候都合に有レ之、三條以下も同斷之由。此末は見留如何に可二相成一哉。何共及二愚慮一兼、只々痛心千萬罷在候。〔中略〕追々御聞及も御座候半。去月兩閣老上京後、朝廷之御憤發一層相增、豐州〔阿部正外〕無レ程東下、伯州〔本庄宗秀〕下阪と相成候處、猶又、伯州上京被二仰付一、諸藩參覲割、並長父子之儀に付、從二朝廷一御沙汰有レ之、伯州直に東下致し候得共、右兩事件、此上於二幕廷一愈御遵奉に相成候哉、如何、其邊も見据無レ之、向來益紛亂を重ね候事に可レ有レ之、公武之御齟齬、今更には無レ之候得共、一事相生候度に、一事之御不都合相生じ、所詮終始御一和と申處、如何と懸念仕候。此模樣に而は、當職に罷在候而も、實に其甲斐なき事に被レ存、甚恐入候次第、會桑共、右邊大切迫に而、會は既に自發東下之決心に及び候を、强而留置候事に御座候。左候迚、束レ手罷在候而已に而は、幕廷御挽回之期は、決而有レ之間敷、最早結局之見込を以、致二進退一候之外、手段無レ之候得共、當局者は迷ひ、傍觀者は明と申事も承居候間、乍二失禮一傍觀者之御見込を以、何卒、御熟考御申越御座候樣致度、尾總督も未だ滯在、是も防長之儀には困り居候樣子、實に大洋失レ楫之世界、何れへ着津可二相成一哉。東西之形勢、得と御洞察之上、救時之良算、何方にも御勘辨之程冀望此事に御座候……。云々〔下略〕

一橋の心情は、その僚友に贈る、僞はらざる書中において、明らかに察することが出來る。『結局の見込みをつけて、進退するの外はない。』といつてゐる。『結局の見込』とは、何を指してゐるのかは知らぬが『私事今回一身の都合により』等と、右から左に辭表の提出が出來る現代と違つて、順序もあれば、格式もあり、已むに已まれぬ時代であるから、一橋の苦衷も察するに餘りがある。

之を、恰度時を同うして京都に入說してゐる、大久保一派の運動と、比較對照して見ると、正に明かに時勢の推移を讀む事が出來る。大久保が、事は好都合に運んで、幕府の衰兆目前にありなどいつてゐるのと、慶喜が、大洋に楫を失つた樣なもので、洵にはや仕方のないものであると、投げ出してゐるのとには、その間に非常な違ひがある。大久保の偉なるか、一橋の劣れるか、幕閣の力足らざるか、薩藩の力強きか、さうでもあり、さうでもあるまいが、要は時勢の抗すべからざる回轉の力に外ならぬ。

【十三】西郷の五卿寬典運動

五卿に對して、幕府がいよ〳〵腰強く迫まつて來る氣配は、目に見えて加はつた。玆においてか、何うして幕府の命を制し、五卿に蔽ひかかつて來る、魔の手を防ぐかといふことは、薩藩當面の大問題であつた。大久保・小松・吉井の有志は、その爲に京都に出てゐるのである。深く京都側に說き込んで、先づ宮廷の意見を一定しようと努めてはゐるが、雲上の御意は、どうしても過激堂上を喜ばせ給はぬ。これが爲には朝彥親王を初め、近衞

・二條卿などが、頗ぶる骨を折つてゐる。しかし何としても、五卿寛典の雲が霽れぬ。

當面に降りかかつて來る、幕命をさて何としたものか。幕府と諸藩との立場が、恰度今日の中央政府と各府縣との關係であるとするならば、内閣の命令を、何としても府縣知事がはね付ける譯には行かぬ。御無理御尤の最も盛な時代ではあり、封建、衰へたりとはいへ、制度が崩れたのではないから、さう無暗な事もならぬ。京都では大久保等を中心に、鹿兒島では西郷を中心に、これにはいろ〲に首をひねつた。

そこで大久保等は一策を案じた。抑ゝ五卿問題は征長處分に關する問題なのであるから、これは終始征長總督の命に随つて進退すべき性質のものである。史記の馮唐傳中にも、『閫以內は寡人之れを制し、閫以外は將軍之を制す』とあつて、閫外の任は征伐主將の裁するところとなつてゐる。我等は宜しく尾張總督の命に随ふべきであつて、今頃幕府の横槍に服すべきでないとの主張である。

玆において吉井友實は、尾州屋敷に長谷川惣藏を說き、小松帶刀は成瀨正肥に依賴するといふ順序で、總督の腰を強むべく奔走した。總督は固より幕府の命令には不服の點が多いので、書を幕府に致して、五卿東下の猶豫を乞ふのであつた。

『三條實美始五人之輩、松平美濃守〔筑前侯〕へ引渡濟之儀、先達て申上置候。右者、實美始、別紙〔五卿分配姓名割〕之通、各藩へ引渡方取計候樣、美濃守へ申渡置候間、引渡濟之境申出次第可ニ申上一候。就夫實美始、引渡に付ては、難ニ默止一事情も有レ之、彼是遲緩仕候に付、美濃守精々申談、專盡力、爲ニ取計一候折柄、

實美始、江戸表へ、差越候樣被二仰付一、美濃守始、各藩に於て、深心配仕候儀に御座候間、暫時、猶豫御座候樣奉レ存候。依レ之右一通相添申候。

而して五卿は慶應元年〔乙丑〕一月十四日、下關より乘船して、此夕は彥島に舟を繫ぎ、十五日黑崎に著船、十七日まで滯留せられ、十八日赤間驛に著し、當分此地に滯在せられて、越えて二月十二日、いよ〳〵赤間を發し、翌十三日、太宰府に到著、延壽王院に入られた。

* * * * *

尾張總督はかくの如く五卿の東下を緩めようとはしてゐるものの、薩藩が考へてゐるところとは、固よりその根柢を異にしてゐる。薩藩が五卿を十重二十重に圍んで、出すまいとするのは玆に勤皇の根據を据ゑようとするからである。尾張ではさうは云はぬ。實際の處分問題上責任をもつ上からも、また田安との遠い反感からもあつて、幕府の命令に楯をついてゐるものの、萬一のドン詰りまで來たならば、戈を倒ましにして、幕府にかかる腹はない。またあらう筈もない。幕府では五卿を江戸へ召還しようとするのに對して、尾張では五藩に分配しようと考へた丈けの相違に外ならぬ。薩藩としては、幕府の暴命を制する爲めに、尾張に依らうとしたのではあるが固より五卿を一人々々別々にして、五藩にお預けといふことは、五卿の好ませられぬところでもあり、薩藩の不便とするところでもあるので、太宰府なら太宰府でよいから、一緒に集めて護衛して置きたいといふ腹である。

大久保・吉井からは刻々に變化する中央政局の情報が齎らされる。太宰府からは日に日に幕府の手が延び、筑

前藩も佐幕化するばかりであるから、何時如何なる變動が五卿の身邊に生ずるかも知れぬとの情報が、鹿兒島に向つて、櫛の齒を引くやうに註進される。勢ひは西郷をして、空しく鄕國にあるを許さなくなつた。そこで西郷は鹿兒島を出發して、太宰府に上り、五卿にも謁し、前後の策を廻らした。

太宰府にある五藩（筑前・肥後・久留米・薩摩・肥前）の警衞者を一堂に會して、所謂五藩會議なるものが開かれた。それは二月二十四日のことであつて、菅丞相を以つて名ある、梅花正に色鮮かに、芬芳四方に薫ずる、早春であつた。五藩の守衞といつても、その主力は薩藩であり、他にはこれぞと、指を屈するほどの人物もないので、會議の中心は、固より西郷吉之助にあつた。

席上における西郷の意見は、京都に出てゐる大久保等の考へたところと符節を合するが如きものがあつた。

『近ごろ幕府は命令を下して、五卿を江戸まで召し上げるとのことなるが、その召還が頗ぶる當を失し、又た理由のない暴命であることは申すまでもない。五卿は勅勘を蒙むる身の上であるとはいへ、元と朝廷の重臣であつて、由緒ある公卿であつて見れば、故なくして幕命を强下することは出來ぬ。殊に五卿處分に就ては、既に尾張總督に於て一たび決定せられてゐる問題である。それを今に到つて幕府が再命を下す理由は更らにない。故なき幕府の命に隨ふことは我等の忍ぶべからざるところである。我等は一に尾張總督の指揮を受くべきが當然であるから、五藩の代表者を選んで總督に指令を仰ぐべきである。』

勿論是に異論のありやうはなく、議は立所に一決して、西郷自から中央へ乘り出さうといふことになり、筑前

の月形洗藏をも同伴する手筈であつたが、之は藩主の聽許するところとならず、決行に至らなかつた。西郷は之より福岡に至り、藩主黑田長溥にも謁し、家老矢野梅庵、有志月形洗藏・筑紫衞等とも應酬し、五卿復職に關する斡旋を試み、二月二十五日、入筑し來つた、黑田清綱と交代して歸麑した。西郷が太宰府に在りて、同藩士關山・三原兩士に宛てて、五藩士召集の意を傳へた書に曰く、

關山・三原兩氏に與ふる書〔慶應元年二月二十三日〕

尙々集議所之儀は、明朝も可二相定一候間、其段も爲二御心得一申上候。

唯今、筑紫衞〔筑前藩士〕等、參着いたし候間、明日〔廿四日〕は、會議、妥許に而可二相決一候付、其段細川等に、御掛合置可レ被レ下候。此旨早々奉レ得二御意一候。頓首。

二月二十三日〔慶應元年〕　西郷吉之助

關山新兵衞樣

三原次郎左衞門樣

而して黑田清綱の自記せる年譜によれば、彼れが鹿兒島より太宰府に來り、西郷と交代せる間の事情が明瞭である。

二月十八日〔慶應元年〕出立、同廿五日、筑前宰府に着す。是より先き、三條公・四條公・西三條公・東久

世公・壬生公の五公卿、長州より筑前宰府に轉移有レ之、筑前及薩州・肥後・肥前・筑後五藩各兵を出して警衛す。依レ之、右兵隊差引、且久留米藩等、國事依願之筋有レ之、周旋盡力の爲め、往而西郷吉之助に代り宰府・博多之間に往來周旋す。三月三日、宰府を發して、筑後久留米に到り、留る事、十有餘日、同廿一日歸宰、又博多・福岡え屢ゝ往來、周旋、事成而四月廿一日、宰府發程、同廿六日歸國。云々〔下略〕

西郷が如何に五卿の爲に寛典の奔走を爲したるかは、彼れが歸鄕幾何もあらず、筑前に來往し、更らに旬日の後三月三日には、鹿兒島を發して上京の途に上り、再たび太宰府を訪うて、周旋するところあり、三月七日、筑前志士・筑紫衛・早川養敬の二士を帶同して、博多を發し、同十一日入京するに至つてゐる。西郷は今や斷乎、幕府と絕ち、一路諸藩勤皇の大聯合を策し、之が中堅を五卿の存在に置かんとしてゐるのだ。

【十四】太宰府の三條實美卿

三條實美卿は、岩倉の略なく、膽なく、ただ赤誠を以て推すべき人であつた。

大君はいかにいますか仰ぎ見れば
　高天が原ぞ霞こめたる

と詠じて、身の勅譴を蒙むり、西海に流謫せらるるをも打ち忘れて、ひたすら、君國の安泰を祈るに餘念なき公卿であつた。溫容玉の如く、謹嚴、身を處するの堂上であつたけれども、然も一たび、國を憂ひ、世を慨くに當

の月形洗藏をも同伴する手筈であつたが、之は藩主の聽許するところとならず、決行に至らなかつた。西郷は之より福岡に至り、藩主黑田長溥にも謁し、家老矢野梅庵、有志月形洗藏・筑紫衞等とも應酬し、五卿復職に關する斡旋を試み、二月二十五日、入筑し來つた、黑田清綱と交代して歸麑した。西郷が太宰府に在りて、同藩士關山・三原兩士に宛てて、五藩士召集の意を傳へた書に曰く、

關山・三原兩氏に與ふる書（慶應元年二月二十三日）

尙々集議所之儀は、明朝も可二相定一候間、其段も爲二御心得一申上候。

唯今、筑紫衞（筑前藩士）等、參着いたし候間、明日（廿四日）は、會議、爰許に而可二相決一候付、其段細川等に、御掛合置可レ被レ下候。此旨早々奉レ得二御意一候。頓首。

二月二十三日（慶應元年）　西郷吉之助

關山新兵衞樣

三原次郎左衞門樣

而して黑田清綱の自記せる年譜によれば、彼れが鹿兒島より太宰府に來り、西郷と交代せる間の事情が明瞭である。

二月十八日（慶應元年）出立、同廿五日、筑前宰府に着す。是より先き、三條公・四條公・西三條公・東久

世公・壬生公の五公卿、長州より筑前宰府に轉移有レ之、筑前及薩州・肥後・肥前・筑後五藩各兵を出して警衛す。依レ之、右兵隊差引、且久留米藩等、國事依願之筋有レ之、周旋盡力の爲め、往而西鄕吉之助に代り宰府・博多之間に往來周旋す。三月三日、宰府を發して、筑後久留米に到り、留る事、十有餘日、同廿一日歸宰、又博多・福岡え屢ゝ往來、周旋、事成而四月廿一日、宰府發程、同廿六日歸國。云々〔下略〕

西鄕が如何に五卿の爲に寬典の奔走を爲したるかは、彼れが歸鄕幾何もあらず、筑前に來往し、更らに旬日の後三月三日には、鹿兒島を發して上京の途に上り、再たび太宰府を訪うて、周旋するところあり、三月七日、筑前志士・筑紫衛・早川養敬の二士を帶同して、博多を發し、同十一日入京するに至つてゐる。西鄕は今や斷乎、幕府と絕ち、一路諸藩勤皇の大聯合を策し、之が中堅を五卿の存在に置かんとしてゐるのだ。

【十四】太宰府の三條實美卿

三條實美卿は、岩倉の略なく、膽なく、ただ赤誠を以て推すべき人であつた。

　大君はいかにいますか仰ぎ見れば
　　高天が原ぞ霞こめたる

と詠じて、身の勅譴を蒙むり、西海に流謫せらるるをも打ち忘れて、ひたすら、君國の安泰を祈るに餘念なき公卿であつた。溫容玉の如く、謹嚴、身を處するの堂上であつたけれども、然も一たび、國を憂ひ、世を慨くに當

一、私意を一點も挾むべからず。
一、信義を重ずべし。
一、廉耻を忘るべからず。
一、下を使ふに慈愛を加へ善を以て導くべし。
右等之箇條服膺して忘るる事勿れ。

以てその志を勵ますの勇を見るべである。

懷ひ到る、南朝の五忠臣、いまその面影を鎭西流浪の五卿に看る。時こそ距たれ、形こそ異なれ。心と姿とにおいて彷彿として來り通ふものがある。曾て五臣の存するところ、南朝の命脈は、絲の如く繫がり、今は五卿の袖の濡るるところ、是れ勤皇の存するところであつた。當時誰れか能く玆に著眼せし者ぞ。筑前藩士、能く蹶起して、薩・長を左右に抱かんとしたが、黑田播磨（一葦公）の失脚は、空しく玉を抱いて罪あるに終らしめた。是れ實に筑前藩勤皇の爲に、千載の恨を殘さしむるものであつたが、獨り西郷の存するあり。彼れの爛々たる巨眼は、勤皇の寶玉を見遁さず、雄藩薩州の力を統一して、珠玉を蒼龍と共に巖窟に抱き、遂ひに維新勤皇の大擧を成就せしめた。偉なる哉西郷、明なる哉南洲。

【十五】西鄕再上京と薩・筑聯合運動

西鄕は親しく三條の勇姿を見たであらうし、又た進んで天下の形勢も論じ、三條卿等の大志を壯としたに相違ない。西鄕は福岡城下に往來して、家老矢野梅庵や、有志月形洗藏、筑紫衛等に會見して、五卿の復職を勸說した。此時西鄕が論じた演說の大要を、同席した右筆某の筆記したものが殘つてゐる。それによつて見ると、當時西鄕が如何なる論旨を以つて、進退してゐたかを察するに足るものがある。今ま某の筆記によつて、當年南洲雄辯の跡を見よう。西鄕は曰く、

『熟〻今日の形勢を見るに、天下の大義が尊皇攘夷にあらねばならぬくらゐのことは、有爲の卓識家を待つまでもなく、三才の兒童すら辨へぬ者はない。一にも二にも尊皇攘夷で、その聲は正しく天下に滿ちてゐる有樣であるが、然らば、如何なるが尊皇であるか、又攘夷の實を擧ぐるには、如何に致したものであるかと問へば、議論百端に岐かれて歸するところを知らない。是れ畢竟、大義に暗らきが爲めであつて、之れが眞義を解するものの、甚だ稀れなるは洵に憂うべき次第である。申すも畏こき極みであるが、主上は英明にわたらせられて夙に尊皇の大義を領得せられ、一貫して攘夷の宸念を易へさせられぬと承はつてゐるが、西鄕を以つていはしむれば、憚りあれども、輔弼の臣に賢才が見當り申さぬ。それが爲めに年來の叡慮は今以つて貫徹することが出來ないのである。一々擧ぐれば中には賴むに足る公卿もあるであらうが、當時堂上方を一瞥するに、多くは懶

惰柔弱にして、淫逸貪婪の風が甚だしく、これぞと申すほどの人物は、とんと見當り申さぬ。然るに三條中納言殿のみは、故內大臣實萬公の遺志を繼がれ、眞に尊攘の志を體得してゐる英才である。聰明にして事理に通じ氣節あつて操守堅く、實に公卿中稀に見るの人物である。隨つて主上も深く眷愛を垂れさせ玉ふたのであるが、圖らずも文久の事變に際して失脚し、不幸にして一時流離零落の身となられたのは、皇國の爲め返へす返すも遺憾千萬の事であつた。これによつて西郷思ふには、一日も早く此卿を君側に返へらしめ、主上輔弼の大任に當らせねば、尊皇の大義は伸ぶるに由がないのである。依つて速に五卿復職あらんことを周旋申しあぐることは、今日急務中の急務である。主上御左右に賢臣のあるなくんば、何によつて皇國の開展を期すべけんや。』西郷が如何に三條に矚目し傾倒したかは、これによつて窺ふことが出來る。それと同時に、西郷が五卿復職の眞意のほども、推して察することが出來よう。

＊　　＊　　＊　　＊

西郷は一刻も猶豫すべき時でないとして、三月七日博多を發して、十一日京都に上つた。筑前藩士筑紫衞、早川養敬も、共に西郷に同伴した。

西郷が上京した時は、恰度大久保等の運動にも一段落がついて、藩主に復命の爲め大久保は一度歸國しようとしてゐる時であつた。朝廷も大久保等の意見を容れて、傳奏から所司代へ向つて三箇條の御沙汰書を發せられ、一橋等の注意もあつてその實行を確實ならしむべく、大阪にあつた松平閣老を呼び寄せて傳達せらるることとな

り、曲りなりにも、毛利父子及び五卿は、そのままといふ處に、一段落を見た際であつた。

大久保は西郷に後事を一任して、三月二十二日歸藩の途につき、四月三日鹿兒島に著いた。大久保に代つて京都滯在の主人役となつた西郷は、主として五卿復職に邁進した。彼れは深く三條と誓ひ、三條が再び宮廷に入るの日、一大改革の幕は切つて落されんとするのであつた。西郷が筑前に入るの勢ひに乘じて、筑前藩の佐幕論を一掃し、薩・筑聯合の勢ひを以つて、大いに中原に伸びようといふので、月形、早川、筑紫の諸有志は、深く西郷と結んだのである。

恰度西郷等が上京した時に、筑前藩主の命を受けて藩吏倉八權九郎が上京して居つた。これは黑田齊溥の派するところであつて、勿論五卿處分の內命を受けてゐる者であつた。西郷等は之れを以つて好機とし、倉八と相携へて企畫するところがあらうとした。幕府もさる者、早くも薩・筑提携の勢ひあるを危ぶみ、筑前藩の佐幕黨であつた、大音兵部に命じて、直ちに倉八を歸國せしめて了つた。固より薩・筑聯合の步調を破らうとするのであつて、薩藩をして、孤立に陷いらしむる方策を執つたものであることはいふまでもない。

西郷が歸國の途、四月廿五日、大阪より月形洗藏に與ふる書に、此間の消息を語つてゐる。

月形洗藏に與ふる書〔慶應元年四月二十五日〕

薄暑相向候得共、彌以御壯剛、奉ㇾ敬賀ㇾ候。陳ば尊藩〔筑前藩〕へ罷出居候節は、始終御丁寧の御會釋、實に

難レ有、奉二厚謝一候。扨倉八君〔倉八權九郎〕杯御上京相成、相樂居候處、豈圖らんや、御歸國之事に相成、殘念此事に御座候。此度は、御一掃之期と渴望いたし居候處、存外之事どもに御座候。畢竟、筑・薩一致之處、幕府にて大に嫌ひ居候事と相見へ、如何にもして、離間の策を用ひ度との腹中より、大音〔兵部〕等の奸吏を餌にいたし、喜んで策を施し候ものと被二相聞一申候。是非弊國〔薩摩を指す〕之處、孤立之ものと爲すの策、十分有レ之と相見得申候。近來關東に於ては、再長征の儀を促し候向も、相聞申候。此度は、幕府一手を以、可レ打との趣に相聞申候。勿論、弊藩杯は、如何樣軍兵相募候共、私戰に可二差向一道理無レ之候間、斷然と斷り切る賦に決定いたし居候。實に拙き次第に立到申候。御遙察可レ被レ成候。私にも無レ據用向有レ之暫の間、歸國の賦にて、出京〔京を去る〕仕候得共、至極差急ぎ候付、乍二殘念一罷出兼候付、宜御汲取可レ被レ下、藤井〔良節〕罷出候間、宜御談合、偏奉レ希候。此段御厚情御禮旁、如レ此御座候。恐惶謹言。

四月二十五日〔慶應元年〕　西郷吉之助

月形洗藏樣

此書は西郷が退京歸藩の途次、大阪より藤井良節に託して齎らさしめたものであつたが、書中にもあるやうに『私にも無レ據用向有レ之、暫之間歸國之賦にて出發仕候』又た『至極取急ぎ候に付』とあつて、彼れはその目的の緒につかざるに先つて、四月二十二日、早くも京都を發し、二十五日、大阪でこの書を認め、五月上旬、福岡を省みずして、急遽として、鹿兒島に歸つたのであつた。

薩藩の豪傑連をして、踵を接して鹿兒島に歸らしむるに至つた、所謂る『用向』といふのは何であるか。問はずと知れた、長州再征の大軍を、將軍自から率ゐて立たうとする勢ひが、迫まつて來たからであつた。第二長州征伐に對して、薩藩が如何なる態度を執るかは、實に當代の見物であつて、再び幕に與みして長を討つか、或ひは一轉して長と結び、戈を乖けて幕に對するかは、薩の運命の岐かるるところであり、同時に天下の形勢を左右する重大問題であつた。風雲遽かに急を告げ、西郷・大久保は相前後して西馳した。春正に老いて、落花雪の如く、雨となるか、風となるか、檄は四方に飛び、人は東西に亂れた。

【參考】五卿太宰府の風詠

あまぐもの遠き國邊の旅にても春を春とは思ふ今朝かな　三條實美

ながめやる身にだにうつる世間に昔ながらの月はすむらん　同

られたさのやるかたなくて花鳥の色香をさへにかこちける哉　同

玉の緒はうき世のとりと消えぬとも君にしられぱうれしからまし　同

君によし知られずとても臣として臣たる道をつくさざるべき　同

玉の緒よ絶えなばたえねかくも世に長らうとてもなす甲斐もなし　同

玉の緒はよし絶ゆるとも人知れず君がまもりとならましものを　同

かくばかり思ひくらせばはやり男のはやり心と人やとがめん　同

旅路とて身のふりゆきも知らぬ間にけさは春にもなりぬとぞ聞く　同

世を思ひ身を思ひても誓ひてし人のうせぬることとぞ悲しき　同

武士のその魂やたまちはふ神となりても國守るらむ　同

君が爲め世のため思ひ歎くには悲しといふも悲しかりけり　同

身にあまる惠にあひて思ひ川うれしき瀨にも立かへるかな　同

返へらじと思ひ定めし家路にもかへるは君の惠みなりけり　同

大野なる三笠の山は雪ながら春きてけりとささぞ霞める　三條西季知

新らしき年は立けり何ごとも新たまれよと思ふ今朝かな　同

天離るひなの手ぶりはかはれども有しに似たる今朝の春かな　東久世通禧

數ふれば片手にはやもみちにけりあな心うの旅の春かな　同

なにかもの心うかれぬ春ながら年の初めは嬉しかりけり　壬生基修

第二章　第二回長州征伐と西郷吉之助

【一】幕府の長州再征論

却說、幕府は何が故に、嫌が應でも、長州再征の軍を出さうとしたのであらうか。衰運に向つてゐる幕威の回復を、之れによつて期しようとしたのは、確かにその本心であつた。此の事情については、曩に繰り返へし〳〵述べて置いた。そしてその見當外れなことも論じておいた。併しながら、幕威回復といふことは、幕府の腹にあることであつて、再征の理由となるべき當面の問題ではない。

幕府とても、大演習などのつもりで、遣つてゐるのではないから、諸侯の群議を排しても、出軍せなければならぬ理由がなくてはならない。それは何か。此の動機は、申すまでもなく、尾張總督の處置が、寬大に過ぎたといふにある。殊にその場で處分をつけて凱旋しなかつたのが、大なる手落ちであるといふのである。福地源一郎はいつてゐる。

> 此時〔長州伏罪の時〕尾張總督より直に處分申渡あらば、長州は國替削封、唯々其命を奉ずべかりしに、幕議定まらずして、內外より長州處置は極めて寬大にするの良策なるを交々幕府に忠告するの頻なるが爲め、其儀益々決せざりければ、總督は其處分は後日の沙汰に讓り、毛利家悔悟伏罪と云ふを見定めたるに滿足し

て、長防征伐の軍を引上られたり。是れぞ幕府に於て、尋で長州征伐再擧の由て起る所なり。〔幕府衰亡論〕

櫻痴子は更らにその意見を附して『尾張總督が處置の嚴達を後日に殘して凱旋したのは早や過ぎる。その職責を盡したものではない。相當の處分を命じても、當時の長防ならば聽かないことはない。高杉一派の正義黨と稱するものが頭を擡げてゐるから、そんなことをすれば益〻紛亂するであらうといふものがあるかも知れないが、それは空論机上史家の迷論で、實際を知らないものだ。我輩は慶應元年正月でも、まだ此の命令は有效であつたと思つてゐる。幕府が因循にしてその機を失するに到つて、何ともお話にならぬ』との意味を論じてゐる。

『蛇の生殺し』が、抑〻第二征長の軍を餘儀なくせしめたのだ、といふのには理由がある。何うせ殺しにかかつたものならば、本殺しにするに越したことはない。しかし大小三十六藩の聯合軍が、防長二州に蔽ひかかつた時、本殺しどころか、生殺しにも骨が折れた實情は、何事を物語つてゐるか。本家本元の尾張總督からして、戰意がなかつたのである。氣乘りのせない者に、無理に旗を持たして、押し出さしめたのであるから、先走りの三十六藩が本氣であらう筈がない。

千尋の谷底に墜ちて、蟲の息でゐた長州であつたから、一にも二にも恭順を表して、涙を呑んでお殿樣父子に頭を下げさしたのである。蛇の生殺しの宜からう筈はないが、その生殺しさへ、ヤツトの事であつたのだ。幕府若し眼あらば、第一回征長軍の進み方を見て、夙くに大事を、見抜いてゐなければならぬのではないか。『これは……』と覺悟しなければ、ならなかつたのではないか。

* * * * *

幕府は幕府だ。何處までも幕府だ。幕府は薩摩ではない。長州の爲に、命乞ひは出來ないといふのは尤もだ。然しながら、大局より達觀する時は、一長州を全滅することが、より幕府の命運を長くする所以となるか。條理を立てて、追窮をせないのが、幕府の爲めであるかは、沈思默考せなくても解らう。

征矢一手放ちもやらで梓弓
　かへるは君がいさほなりけり

とは、上總介松平忠敏が慶勝凱陣を詠じたものであるが、これは恐るべき頭腦だ。一矢を放たずして歸陣し來るを以て、百戰の功に優るとするは、當時紛亂せる時局を透徹したる明快なる識見である。慶勝にとつては千古の知己であるが、松平忠敏の見たるほどの、見解を有する閣僚が、江戸柳營に一人でもあつたならば、再び放たぬ矢を負うて、醜を千里に流すの愚はしなかつたであらう。

薩摩に使はれたと思ふから、尾張總督の態度が批議せらるるのであるが、深追ひせずして、淺く引上げたところに、幕府の名譽がある。櫻痴子のいふやうに、長州嚴罰の命令は、慶應元年に入つてからでも、利目はあつたかも知れぬ。高杉一派が、如何に猛威を揮ふといつても、幕府から見れば大海の一粟だ。服從するには決まつてゐるかも知れぬ。併しながら、血を絞り、涙を呑んで、服從するの後に來るものは何か。恐るべきは却つてこの反撥力、彈發力にあるのではないか。櫻痴子は好く幕末の事情を解するも、惜しいことには、政治眼が低かつた

憾みがある。

孰れにしても、徳川の命脈は、縮まつたに相違ないけれども、尾張總督が、寛大の長州處分をしたから、幕府の命脈が早く縮まつたとは思はれない。徳川の臨終を早めたといふ點から見れば、寧ろ第二長州征伐の失敗にあつた。横から見ても、縦から見ても、公論は動かない。終に盡くべき運命は、避くるに由がなかつたにしても、無名の師を起して、薩・長聯合の機運を早めたのは感心出來ない。果して然らば芋に騙されたといはれても、何といはれても、尾張の態度は批難さるべきではない。之れに比すれば、幕府の勢威を張る爲めに、將軍を大阪まで押し出して、進退維れ谷まらしめた幕閣の手際は、餘り上出來であるとはいへない。

【二】長州再征は無名の師

江戸・京都の間に百里の里數を隔ててゐるといふことが、人の智見にかくも隔りを生ぜしめたかと思ふと、交通の力も輕視することは出來ない。然しながら幕府を聾棧敷にしたことは、里數の隔り許りではなかつた。固より人物識見の相違から來たものであることは否定が出來ない。その證據には、松平伯耆も、阿部豐後も、京地に入つて具さに廷中の事情も窺ひ、風雲の動靜をも目擊してゐるのだ。薩藩の有志が、藩命を奉じて何んな運動をしてゐるか、土州の浪士・有志が、如何なる劃策を西國雄藩の間に廻らしつつあるか。長州それ自身の内情が如何に變化しつつあるかに就いては、充分に判斷を下すべき事實に觸著してゐるのである。非常に圖拔けた頭腦

の持ち主でなくても、大勢の推移が目に觸れない理由はない。

事ここに到つては、問題は人物の斤量にあるのであつて、如何ともしがたいが、斤量以外に人間が感情の支配するところとなれば、如何にその智見が雲霧に閉されてしまふかを、この再征問題において、最も明らかに知ることが出來る。幕閣の腹は感情で一杯になつてゐる。尾張の遣り方が氣に食はぬといふ感情である。一から十まで、尾張憎しの一念で固めてゐるから、他の形勢が批判的に目に入らう筈がない。再征と始めから腹を決めて、一切を運ばうとするのであるから、横車でも、逆櫓でも、何でも彼でも、目的を進めさへすればよいとしてゐる。冷靜の判斷が出來ないのは當然だ。

長州の形勢が日一日と不穩の形勢となつてゐるのは、幕府のいふところに相違はない。『公儀穩密五人、長州え入込居候處、三人生捕、磔に致、一人逊歸り、一人行衞不レ知と申事に御座候。長水の殘忍、天下不レ赦レ之と被レ存候』とも『連城紀聞』の一節に見えてゐるが、それだけ、二重にも三重にも、輪に輪をかけて、長州不穩の狀が、江戸に傳はつてゐる。

幕府では、何時まで、聲ばかりで恫喝してゐる譯にも行かないから、長州侯父子の江戸召還の令を傳へしめた。大目附駒井甲斐守に白羽の矢が立つたが、『私では迚もお役が勤まりません』と逃げて了まつた。そこで幕府は、更らに同役神保山城守に命じたが、御同樣相勤まり申さぬと斷わつた。下役人に見縊られたのに見ても、長州再征の人氣は知るに足るのであるが、下臣の者にさへ威力を有せない命令を、他人に遵奉させようとしたとこ

ろで、威勢を示すことの出來ないのは分りきつた話だ。大目附塚原但馬守が、嫌應なしに拜命させられて、目附御手洗幹一郎を伴つて、長州に臨んだが、脚元の見え透いた上使に、長州決死の奇兵隊が盲從しよう筈はない。

＊　＊　＊　＊　＊

幕府が再征軍を組織するに當つて、德川慶勝に向つて、再び總督の命を下さうとしたのは、果して何の意であるか、解するに苦しまざるを得ぬ。再征の問題は、尾張の處置を不可なりとして起つてゐる問題である。さすれば尾張を除外して、再征軍を組織すべきはいふまでもない。それに何を考へてか、幕府は命を下して、尾張に總督の重任を請うてゐる。慶勝が明答して之を辭してゐるのは、餘りにも當然過ぎる當然ではないか。彼れは幕府に答へていはく、

『防長士民の蹶起は、天下の治亂に關することであるから、幕府としては、輕擧妄動を愼まねばならぬ。防長の事情に就き、慥と方針が決定するまでは、猶豫あつて然るべきであらう。これには副將松平越前も同意見である。旣に天下に令したことであるから、威光にも關することと思れるかも知れぬが、諸侯は兎も角、自分においてはお斷り申上ぐるの外はない。』（二月二十一日附慶勝建議大意）

罪慶勝にありとし、その罪を責むるの軍を出すのに、慶勝に總督を命じようとするのは、無理の上の無理だ。慶勝が御免を蒙むるのに、不思議はないが、何と思つたか、幕府は三月十八日、更らに重ねて、慶勝の起立を催促した。

それはからである。『仰せらるるところ尤もではあるが、旣に天下に號令したことでもあり、これには深き仔細もあることで、塚原、御手洗をも長州へ立たしめたことであるから、今更ら遷延する譯には行かぬ。是非出軍の程が願はしい。』といふのであるが、慶勝は飽くまでも前意を飜へさぬ。

『御達しに背いては、恐れ入る次第であるけれども、何としても、天下の大事と知りつつ、お役目を勤める譯にはまゐりませぬ。』〔三月二十三日附〕

と確然とお斷り申しあげた。幕府では四月朔日、萬石以上の大名に向つて再征の令を下し、更らに五月十六日を以つて、愈〻將軍親發の達書を公にした。

『毛利大膳父子始、御征伐の儀、先般塚原但馬守、御手洗幹一郎を以、被御遣候御趣旨、相背候はば、急速御進發可被遊旨、先達而被仰出候處、いまだ右之模樣は不相分候得共、不容易企有之趣相聞、悔悟も無之、且御所より被仰進候趣有之、旁御征伐被遊候旨、被仰出候。依之、五月十六日、御進發被遊候。』

此の一書は宣戰の公書であるから、頗ぶる重要なる意義を持つてゐる文書であるが、此の文面に現はれたところによると、宣戰の名義は甚だ曖昧なものである。卽ち幕府が長州に向つて再征の宣戰をする理由は、結局二つである。

一、長州が容易ならぬ企をしてゐる事。

二、朝廷から仰出されたこともあるから。

といふのである。これでは、殆んど何のことやら薩張り解らぬ。長州が容易ならぬ企をしてゐるといふならば、その事實を歴擧しなければならぬ。その事實が、天下萬民の見て以て、不軌とするところであるならば、幕府の再征は立派に意義を爲す。その事實に就いては、一言もいはないで、ただ『容易ならぬ企』をしてゐるからといふ、空漠な概念文字を竝べて、戰爭の理由とするのは、公戰の意義を沒却してゐる。第二の理由となつてゐる、『朝廷の御仰せ』といふのも、何を指してゐるのやら、不明である。幕府だけ獨り合點をしてゐても、諸侯に通じなければ、何の役にも立たぬ。是れ實に『無名の師』なりとして、天下の非難を蒙つたのは、固よりそのところであつた。

* * * * *

松平越前の家臣、毛受鹿之介が、春嶽父子の內命を含んで江戶に出で、長州再征の事情を糺さしめた時、阿部豐後守は、之と應接して答へてゐるが、『續再夢記事』の中に、その應對の次第を記してゐる。

『**十日**〔五月〕江戶に於て毛受鹿之介、阿部豐後守殿に謁して、大藏太輔〔慶永〕及び越前守〔茂昭〕の內意を心得、此節出府せし旨を述べ、さて過般來、朝廷より愈ゝ大樹公に御上洛あるべき旨の、御沙汰有しよし故、定めて長防御所置振の御詮儀ある事なるべしと存ぜしに、豈料らんや、此程長防御征伐として御進發あらせらるべき旨の御發令ありて、其御休泊を承はるに、伏見より直に大阪御着のよし、されば最早御所置

振の御詮儀はなく、直ちに長防へ御討入の御決議かと推考し、大藏太輔、越前守とも、大に驚き、此節意見を言上せし事なるが、いよ〳〵さる御決議なりや。と伺ひしに、豐後守殿、御旗本目下の氣焔、御上洛とあれば、誰一人も御供すべしと申すものなき勢故、御進發と仰出されしなり。御休泊も、伏見より直ちに大阪御着の順序に定められてはあれど、實は大津、伏見等、京師接近を通過せらるるに、天機をも伺はれずては如何にも不都合故、大津より御入京、御參內の上、即日伏見御泊へ入らせらるべく、長防の事も、直ちに御討入にてはなく、夫々順序を履まるる筈なりと申されたりとぞ。』

出征の理由を、旗本の士氣に託してゐるのは、頗ぶる受け取れぬ節が多い。朝廷のお召しによつて、將軍家が上京されるとあつては、旗本八萬騎中、一人のお伴申しあげる者はないが、長州征伐の爲めの出陣となれば、皷を打つて立つの勢ひであるといふのは如何なものであらう。今度の幕府の第二回征長には、尾張・水戶・越前は固より、諸國大名の大半は、擧げて不同意を表してゐるのである。隨分軍用金のかかる仕事であり、貧乏幕府としては、大物入りでもあるのだ。幕府が町人に命じた御用金は三萬兩であつたが、その景氣の惡いことは夥ただしいことであつた。

慶應と年號かへて御進發下からよめばオケといふこと

などと諷刺した、當時の落首が語つてゐる意味から見ても、八百八町の商氣は勿論、幕府が誇示するやうに、八萬騎士の軍氣が、立つてゐたとも思はれぬ。

伏見から直ちに大阪に下つて、京都には御免を蒙むらうといふ幕府の腹であつたことは、將軍丈けが衣冠を準備されてゐたのに、他の閣僚は、悉く軍裝のみで出陣しようとした事實があるのに見ても、それと察せられるが、そも〳〵『相當の順序を踏む』といふ積りであるならば、朝廷との交渉を、豫め考慮しておかなければならぬ筈である。それなのに、ああそれなのに、朝廷を別にして、相當の順序を踏むといふのは、何ういふ心算なのであらうか。常識を以つては、解釋に困しむところである。

豐後が『長州には直ちに進軍するのではない』といつてゐるのが本心であるならば、大阪に止まつて何をするつもりであつたか。『幕府衰亡論』の筆者は『今度の進發は、初より戰はざるの覺悟なりき』と一語深く肺肝を貫いて、尾張が向つてさへ、頭を下げた長州であるから、將軍進發と聞いたら、一も二もなく、尾を振つて降參すると、妄想したのであると嘲つてゐる。幕僚既に斯くの如くにして、何ぞ步卒の士氣のみ盛んなるを得んやである。

【三】長州再征と一橋・會津・桑名

江戸幕閣が長州再征論を唱へたのに對し、京都に於ける一橋・會津・桑名が如何なる態度をとつたかに就いては、又た別に一考を要するものがある。會津守護職及び桑名所司代の兩藩は、極力主戰論を唱へてゐるが、一橋は將軍親征論といふよりも、上洛の主張者であつた。一先づ將軍の上洛があつた上で、宮廷に參內があり、朝廷

の命を奉じて、愈々親征となるならば、立派に名義が立つと思つてゐた。五月六日、一橋より慶永に與ふる書中に、次の如くいつてゐるのに見ても、慶喜の心中は察せられる。

一、毛利大膳御處置之義、一旦伏罪申上候。夫に付而之御所置、被レ爲レ行、其上伏し不レ申候はば、其節こそ御征伐御至當候處、其後、何等形跡も無レ之に、直に御征伐と申は、如何成事に候哉。何分にも難レ解、朝廷に於而も、夫々御評議被レ爲レ在候趣に、伺居申候。詰る處、防長二州上地に致度、諸有司底意と相聞申候。右等之模樣に而は、眞に公武之御一和、如何成ものにや、行末天下の形勢、如何可ニ相成一哉、實に苦心之至に候。云々〔慶應元年五月六日〕

一橋は深く幕閣の長州撲滅論を憂ひてはゐるが、さりとて將軍上洛は刻下の急務であると考へることに變りはないから、名義は兎も角、一日も早く上洛の方法を執るの必要があるとしてゐる。その證據には、二條關白が將軍親征に不審を懷いて、一橋・會津・桑名を召致して事情を糺した時に、『今のところ餘り幕府をお責めになるのは宜しくない。兎に角將軍家が上洛せられた上で、公武合體の實を擧げるより外に法はない』との意味を披陳してゐるのでも解る。五月五日附を以つて、山科宮が宮廷の事情を越前に報ぜられた書中に、次の一節がある。

〔前略〕長州云々、是は全く柳營中に謀臣有レ之、天意・幕議打合、品能潤色の布告と被レ窺候。此一事、殿下御不審も有レ之一・會・桑へ内外御尋問候處、三侯より申上候旨は、只今彼是と幕議を御難問被レ爲レ在候而は、忽上阪も上洛も斷然ヤメに相成候。左候而は、天下不レ可レ救形勢に、相成候間、何卒〱、以ニ御

憐愍ニ只今は何樣江戶役人共、失禮之書面さし上候共、御貪著無レ之、上阪之上、老中被レ召候歟、大樹上洛も候はば、尙又親しく萬々御尋問之上、寛仁之天慈、被レ示候方可レ然、何分〳〵江戶狐疑深く、何ゾアレガシ上洛もヤメに致度が大小吏之見込ゆへ、其術に不レ陷、目出度大樹公さへ上阪上洛候はば、公武御合體、皇國基本可二相立一と申が、一・會・桑之諫奏に而候。云々〔慶應元年五月五日〕

將軍親發論に就いて、最も强硬に主張した者は會津であつた。守護職容保は勤皇家でもあり、精悍の人でもあつたから、朝廷を顧みずして、征長親征の軍を發することに、賛成をしよう筈はなかつたが、將軍進發の一日も緩うすべからざることを力說した。阿部閣老〔正外〕に與ふる書中にも、その主張は充分に察知せられる。越前藩の江戶詰から、國元參政に贈つた報告書の中に、『元來會の趣意は、被二仰出一方は如何樣にても、一端御進發に相成候はば、其上如何樣にも可二相成一心算』といつてゐるにても、會藩の態度は窺はれる。

また『二條殿下、尹宮には、全く會に御なづみにも可レ有レ之哉と奉レ存候』と同書中にあるが、守護職の信望は、案外宮廷內に伸びて居り、山科宮の書翰にも、『何分會津より尹宮へ、長州の一條、何か六ケ敷〳〵申上、尹宮御心配の處へ、肥後之臣某、久留米之臣某、土州之臣某、備前――薩・越其他をも、いろ〳〵に密々申上候より』云々とあつて、會津が主として幕意を受けて、宮廷に入說したものであるとしてゐる。

*　*　*　*　*

幕府が再征の理由とした『朝廷から仰出された事もあつて』といふのは、果して何を指ざしてゐるか、將軍上

洛の勅命をいふのであるには相違ないが、此の勅命を意味するものであるとすれば、長州再征とは何等の關係はない。將軍家自から朝廷に奉仕して、公武合體の實を擧げ、一方當面に迫まつてゐる、内外の重大事を處理して、天下の人心を安んぜよとの聖意であつて、直ちに長州を征討せよとも、何とも、そんなことは仰せ出されてはゐない。上洛の勅命を、征長に結びつけて、將軍親征として了まつたのが、幕閣の苦衷でもあらうが、それはあまりに名義を輕ろんじてゐる。

賀陽宮朝彦親王が、春嶽に答へられた、返翰の中に、

〔前略〕毛利大膳父子始、一類之御處置に付、段々上阪之御沙汰は被レ爲レ在候ども、不ニ容易一企、且朝命に依而征討、此等之處、先月下旬言上に相驚、一統參內、一・會・桑被レ爲レ召、萬務御相談之儀は、每々被ニ仰出一、荒增御治定にも相成候得共、大樹征伐之二字は、未だ朝廷よりは一應も不レ被ニ仰出一候。何分此義は、大樹上阪之上、登京、直に參內之節、諸務御相談可レ致候樣、一統其心得に有レ之候間、於ニ其許一も、右之趣、能々相心得被レ置候樣致度候。云々

とあるやうに、朝廷が將軍に上洛を命ぜられたのは、長州再征を意味するものでないことは、既に明瞭なところであるのに、幕府は此の勅命を巧らみ、恰かも再征の勅命なるかの如く天下に公布し、全く無實の責を朝廷に嫁して、幕府が私憤の師を起さうとするのは、實に不屈至極であるとの議論が、一時に廷中に盛んとなつて、扨ては一橋・會津・桑名の三侯を召致して、その事情を詰問するに至つた譯であつた。

【四】上洛を親征とする虛實

徳川家に忠なる者の眼から見れば、何でも彼でも勅命でありさへすれば、是が非でも、上洛して頭を下げなければならぬのは、癪の種でもあつたに相違ない。又も勅命、又も上洛、それでは餘りに、公儀の權威がなさすぎるではないかとの感情は、三河武士でなくても、江戸市中に充滿してゐたことを否定は出來ない。然し上洛とあつては、一人もお伴申し上げる者がないといふ迄の事ではあるまい。上洛を嫌つた幕閣の感情には二つあつたと慶喜はいつてゐる。その一つは、先に將軍が上洛された時に、朝廷から命ぜられた、攘夷其他の條約關係の約束を、一つも果してゐないところから、上洛といふ名義で參內すれば、必らず之れにお答へ申しあげねばならぬ。第二には、井伊大老の戊午の改革の爲めに、幽閉された諸有司を、それ〴〵採用したことに就いては、兼ねてから、朝廷內で議論のあるところであるから、將軍上洛となれば、之れに對しても勅命をお受けしなければならぬ。此の二つが胸に閊かへて、幕閣が、上洛を親征に豹變せしめたのであるといつてゐる。

これが事實の一端であるとするならば、親征とは名義上の修飾に過ぎないのであつて、いはば看板の塗りかへに外ならない。これでは『戰ふの意志は初めからなかつたのだ』といはれても、致し方がないのである。

これが爲めに、上洛ではないから、伏見から直ちに大阪へ下り、京都には立寄らぬ方針とも決し、更に物議を生ずるに至つた譯でもあつた。慶喜が春嶽に與ふる書中に、

一、江戸より登申候者、申聞候は、此度御進發被レ爲レ在候とも、御上京無レ之、伏見より直に御下阪被レ爲レ在、御衣冠等も、大樹公のみにて、御供之面々、持越し不レ申候由、只軍裝のみと申聞候故、如何成譯と相尋候處、答、大樹公御參內被レ爲レ在候とも、御供之面々、參內不レ致底意のよし申聞候。右兩條共、朝廷へ被レ爲レ對、御尊敬之筋に無レ之候故、小子並會・桑兩藩より建言致置候。云々

とあるが如く、禮儀も名分もあらばこそ、何でも彼でも面倒を避けようといふのが、江戸閣僚の意中であつた。

＊　＊　＊　＊　＊

慶應元年に於ける、幕府の長州再征は、天下の擧げて批議するところであつた。親藩尾張が之れを非とし、賢侯の名ある春嶽が、その無名の師なることを論じたのは、既に逐次論述したところであるが、當時天下の輿論が、如何に幕府の處置を論難したかを知るべく、二三の文獻を摘出すれば、伊勢の津藩主藤堂和泉守〔高猷〕が、幕府に建言した征長反對論に、

〔前略〕長州並に浮浪の徒の、根を絶ち葉を枯し候樣の御處置にては、天下億兆の人民は、皆長州浮浪の徒と相成候は、必然の勢と奉レ存候間、誓て此筋の御處置、御施行不レ被レ爲レ在候樣、吳々奉二默願一候〔中略〕大膳父子、五卿江戸表へ御呼寄、家來召連の儀も、兩三人の外は不二相成一と申樣敬承仕候。是は餘程、天下之人心に相觸れ可レ申、朝廷にても親王方、攝家方等、罪狀は不二容易一樣に見込之趣に候へ共、推察仕候處にては、中々以、此度關東より被レ命候、御處置に比候ては、御寬裕之御模樣、諸藩抔は尙更の儀と奉レ存候。

唯、幕府已而御手强にて御座候ては、却つて幕府を御殘酷の樣に評し可ㇾ申、右御殘酷之幕府を可ㇾ奉ㇾ慕樣無ㇾ之と申人氣に相成可ㇾ申候。浮浪之徒、可ㇾ惡は申迄も無ㇾ之候得共、降參致候者を殘酷に刑戮を御加へ被ㇾ爲ㇾ在候ては、是又、天下の人心不服之基にて、幕府之御爲、不ㇾ宜と奉ㇾ存候。長州之儀は元來、京都表之儀に御座候得者、御處置柄、大體御見込之處、被㆓仰合㆒、公平至當之御取扱に被㆓仰付㆒候はば、諸藩も格別之威服可ㇾ仕、是れ方今第一の急務と奉ㇾ存候。

といつてゐるのは、常野浪士に對する、幕府の態度をも批難したものであつて、一に寛大を以つて旨とし、仁德を以つてするの外、幕府の威力を四方に布くことは出來ぬとしてゐる。尾張の長州處置と符節を合するが如くであつて、卓立せる名見といはざるを得ぬ。

熊本の長岡護美が、松平慶永に與ふる書中にも、幕府征長の輕擧なるを嘆じてゐる。

〔前略〕長防之勢探索仕候處にては、沸騰不㆓容易㆒、地理之險、必死之兵に、幕習之兵士にては、如何と顰眉仕候。九州之兵馬も、不ㇾ催方餘計に有ㇾ之、人氣も征長之氣込無ㇾ之、何樣にも、於㆓皇都㆒、大樹公大基本御確定、天下之人心安堵仕候上之御征長と被㆓相考㆒申候。〔中略〕近頃大芋公、長面公抔にも、時々往復、何方も拙論同樣と被㆓相考㆒申候。方今在職之閣老、松豆州抔は、如何樣之人物に可ㇾ有ㇾ之㆓御座㆒歟。萬一目算相立不ㇾ申候て、輕擧之御進發にては、長大息之事に御座候。云々

天下の輿論及び士氣が、征長に對して如何に不緊張であるかを、文面の一端によつても知ることが出來よう。

宇和島の伊達宗城の書翰にも『幕命によつて弊藩も出軍の準備は整へてゐるけれども、明瞭に勅許を受けた皇師でなければ迂濶な出軍は出來ない』と越前に答へてゐる。

諸侯の反對が、斯く明らかであつたばかりでなく、幕臣中でも心ある者は、深く幕閣の措置を危ぶんだのである。大久保一翁の書中に次の一節がある。

〔前略〕但十分を論候と、表向御上洛に而、其上時宜次第、速に御征長と相成方、御尊恭之御筋も相立、兵道にも可レ然筈、御入用も可レ減處、夫迄に不レ至は殘念之事に候。是も外に御趣意之有レ之にはなく、全く言路絶え居候より、昨年〔元治元年〕九月比、所々より申上候事、此節に至り通候故、此度之御振合、諸向之望と相考違より出候事之由に候。之は閣邊計にも無レ之、大小監察等、都て芙蓉邊、皆同見と哉に候。極意は閣より以下に至る迄、イヤ／＼無二餘儀一征之名出候由に候。何事も壅病よりに候事に而、下情不レ通故と奉レ存候。〔春嶽に答ふる書〕

一翁は幕臣中の傑物であるが、彼れの痛恨するところは、幕府專斷の病弊を示して餘りがある。斯くの如く輿論の反對に逢ひ、無名の師たるを批難し、詰問してゐるにも關はらず、親征を斷行するの外はなかつたのは、遂に幕府をして、斷崖千尺の下に、墜落せしむる所以となつた。

【五】十四代將軍の西征親發

一世の反對危惧を正面に見下して、十四代將軍家茂は、鼻祖家康が關ケ原東征の儀禮に模して、慶應元年〔乙丑〕五月十六日、朝四ツ半時過ぎ、今日の午前十一時を過ぎて、西御丸を出陣し、堂々として西征の途に上るのであつた。

後より思ひ見ればこそ、これぞ將軍最後の行列とは知らるれ。將軍進駕の一足毎に、德川三百年の榮華が、見果てぬ夢と消えつつあらうとは、神ならぬ身の知る由もなかつた。將軍西に去つて、再たび歸へらず、江戸城は此時よりして、遂に永久に將軍の英姿を失つた。

西征一年、連戰連敗の報を耳にしつつ、二十一歳の人生を、心にもなき制度の犧牲に供せられて、遠く大阪の陣中に客死した青年將軍を、誰れか幸運の一生と見よう。いたいけなき公儀の爲めに、潸々たる紅涙をしぼる者は、馴れて久しく結ぼれし、大奥の女性のみではなかつた。

四月二十一日に行軍の豫習が催ほされた時に、風もないのに、御馬印が粉微塵に崩れたことがあつた。不吉の前兆として豫行は中止となつたが、思へばそれが、目に見えぬ神の靈示であつたのだとは、古老の噂さとなつて今にも殘つてゐる。

然しそれらは、すべて後世よりの追憶に過ぎないのであつて、將軍の長陣は、蜒々として海道に連なり、燃ゆ

るが如き新緑に映ゆる、旗指物の燦爛たる行列を見ては、士民ならずとも、御代萬歳を祝はざるを得なんだであらう。親征の行列は貴志大隅守〔騎兵頭〕河野伊豫守、戸田肥後守〔歩兵奉行〕の一番隊を先鋒として五月五・六日に先發し、二番隊は米倉丹後守〔大御番頭〕齋藤攝津守〔同上〕齋藤佐渡守〔御旗奉行〕藤澤讃岐守〔御先手〕の同勢で、五月九日に出立といふ順序で、總勢十六番隊を算へ、後備としては紀伊中納言の一手を以つて押へとした。

五月十六日出發の中軍は、實に將軍の本營であつて、老中、若年寄、御側衆、御書院番頭、御小姓組番頭を始めとして、總勢三千八百七十二人、馬百五十九疋と註せられた。將軍直前には御長刀、御腰物筒が進み、老中阿部豐後守、松前伊豆守、松平周防守の三騎、若年寄遠山信濃守、土岐山城守、增山對馬守、立花出雲守の四騎が之に續き、御側衆を控へて、將軍の御乘物が續くのであつた。

海道の春既に老い、青葉若葉の山深うして、空に杜鵑の聲を聞きつつ、川崎、程ケ谷、藤澤、大磯、小田原城と泊りを重ねて、二十五日に駿府城に入り、雨の霽れ間を待つて久能山に登り、濱松は閏五月六日の泊りとなつて、岡崎、名古屋、大垣、彥根、大津、伏見を經て、二十二日、やがて京都に著き、兎も角も、一應參內の形式を執ることになつた。

金銀空に輝き、紅白地に流れ、行軍の美なること、恰かも古代繪卷を繰り展べたるが如くであつたが、懸軍長驅して、果して何人を討つのであらうか。風を聞いて西海の士氣は俄かに奮ひ、高杉東行は、奇兵隊を率ゐて起

ち、西郷南洲は薩南の健兒を控へ、遙かに風雲の亂るるを指ざした。

【六】幕府の逆勢と御宸翰問題

『山雨將に到らんとして風樓に滿つ』とは、夏雲奇峰の崩るるを見て、支那詩人の詠發するところであるが、半月・金扇の馬標を立てて、將軍の西征し來たるを迎ふる、西國の形勢を、我等は正しく、語中の形容に見るのであつた。

直いづれにありや。曲いづれにありや。巧何人にありや。拙何人にありや。それは暫らく措くとしても、何時まで平身低頭が出來るものか、毒を食はば皿までだ。心にもない御機嫌とりも時によりけりだと、古びたりといへども、兜の緒を緊めて、西風に鞭をあげた幕府も、兎まれ必死の勢ひと見ねばならぬ。彼れが自から朝意に抗するの勢ひを示し來つたのを、假りにも人は見遁してはならぬ。それのみならず、京都に於ては、會・桑の精兵を中堅として、四方に號令しようとしてゐる。一橋も幕閣とは一幕を隔つるものがあつても、將軍家に不利なる結果を喜ばう筈はない。朝意を第一とはしても、幕府の爲めとしての第一であるから、幕府の安泰を欲するに於て、會・桑と變りのあらう筈はない。一橋・會津・桑名の合同勢力は、慥かに京都の重鎭である。その重鎭に、今や幕閣は將軍を擁して馬乘りに乘りかかつてゐる。形勢は何邊にか、迫り行きつつあるを思はない譯に行かぬ。

抑ゝ近古幕府の威嚴の衰へたるは、軟弱の士にして其實力なし。故に京都の過激黨なり、又攘夷黨なり、諸

侯にも命令違背の姿あるは、畢竟幕府の武威なきが故なり。長州は禁闕へ發砲、軍令狀の表にても眞の朝敵なれば、是を征伐するは全國異議あるもの有るまじ。又內實異議あるも、其の基源朝廷と云ふ立派なる名のあれば、是を討つに難からざるべし。薩州の如きも、表面佐幕公武御一和と云ふと雖、後に至り、是又油斷のなりがたき次第、旁々長州を征伐して、幕命に隨はしむれば、是武威にて德川氏の元氣回復し、京都なり諸侯なり、命の儘にて開國も亦思ひの儘、夫が中に一種猶ほ此說を盛ならしめたるは、近來國庫缺乏なれば、長防二州を亡し、其得る處又不少と云ふこともありしとの內議、尤も盛なりし、

とは、長崎奉行たりし朝比奈甲斐守が、その手記中に記した幕威伸張派の論據であつたが、幕閣の肚裏が眞に此の如くであつたとすれば、彼れ等が西征の途次、入京して朝廷に對した反抗的氣勢も、自から了知することが出來よう。

* * * * *

將軍は五月二十二日入京したが、卽日參內して天機を奉伺した。朝廷からいろ〳〵な質問を受けては面倒であるから、京都には寄らずに、伏見から、直ちに大阪へと、決心した幕閣であつたのだから、それが入京參內と決心の臍を堅めたのには、餘程の陣立が出來てゐなくてはならぬ。右といはば左、白といはば黑、口頭禪の祕策も心に極めての上であらう。

果たせるかな、二十二日の參內は、平凡では濟まなかつた。將軍の退朝となつたのは、翌二十三日の朝となつ

たといつてゐる。平凡でなかつたといふのは、殿上に於て、大いに論議が沸騰したといふのではない。朝廷より幕府に下されんとする御宸翰に關して、朝・幕間に闇闘が演ぜられたからであつた。

然らばその御宸翰と申すものは、何を意味するものであつたかといふに、それは次のやうな、凡そ三個の重要なる意義を含むものであつた。

一、今回の防長に對する處置に就いては、將軍たる者、宜しく滯京して、具さに評議を遂げた上、公平無私の處分を得て、之れを朝廷へ言上する事。

一、長州再征は國家の重大事であるから、決して輕擧の行動があつてはならぬ事。

一、此のことは尾張玄同を始め、一橋、會津、桑名等とも、能く〱協議して、決せねばならぬ事。

といふのであつて、主として薩藩の進說するところであつたのはいふまでもない。曩に勅諚を以て、將軍再征を止めようとするの運動に、失敗して歸國した大久保甲東が、將軍出發の急報に接して、飛ぶが如く京都に上つて來た後、近衞、正親町三條卿等に進言して、將軍入洛と同時に、右の御宸翰を下されるやうにと、運動したのであつた。

近衞卿は、將軍入京に先だつて、五月十七日、二條關白を訪うて、具さに御宸翰降下の必要を、進言するのであつた。

『愈〻將軍入京も目睫の間に迫まつたのであるが、朝廷に於いては、果して如何の態度を以つて之に對せら

[illegible]るるのであらうか、確たる朝議御決定あらせられねばなりますまい。抑々長州が禁門に對して發砲した罪は、長州に於て既に悔悟し、尾張總督に對して只管恭順謹愼の意を明らかにしてゐるのであるから、之れに對して相應の御沙汰があれば、それにて處分は平穩なる局を結ぶのである。然るに此節に至つて、更らに再征とあるのは、とんとその意が分り申さぬ。此の不審に對して、朝廷より充分に之を糺されねばなりますまい。將軍着京の以前において、糺すべきが順序であるけれども、最早や今日となつては、如何とも道がないとならば、將軍參內の際、御宸翰を以つて防長處分は國家の大事であるから、決して輕擧妄動せず、滯京の上充分協議して、公平に決定せよと仰せ出さるべきでありませう。何處までも曲直を明らかにせられねば、朝廷の御威光は立ち申しますまい。』

聞いて見れば尤もであるので、二條卿の意志も略々之れに決し、翌十八日、會・桑を召致して此議を諮つた。將軍は既に親征の途に上つてゐるのに、今更ら『滯京協議せよ』とか『輕擧すべからず』などと仰せ出だされては、全く親征停止を命ぜらるると同一なのであるから、會・桑たる者、何で默止することが出來よう。若し萬一さやうの運びともならば、會・桑等が將軍をおびき出し、誑らかして上洛をさしたといふ羽目に陷いつて、甚だ以て迷惑であるから、兎に角、將軍參內の節は、何事も仰せ出されず、無事に濟まされて、いよ〳〵下阪の上、我々より萬事朝意のあるところを述べ、輕擧なきやう取計うであらうと、愁訴するのであつた。會藩は最も此間に奔走し、十九・二十兩日に亙つて、大いに二條關白に迫り、兎も角も『宸翰』は『勅語』に改め、『滯京』を

『滯阪』といふことに變更さるるに到つたのである。

【七】勅語を返上せる幕閣

愈々將軍參內となるや、一橋・會津・桑名は、盛んに暗中飛躍を試み、變更されたる『勅語』をも、之れが爲めに、幕閣が如何やうな疎暴の言を吐かぬとも限らぬなどと、威し文句を揃べて、降下見合せを策してゐる。併しながら、旣に朝議に於て決したることを、私情によつて變更あらせらるべくもなく、將軍は勅語を拜するの已むなきに至つたが、閣老松平伯耆守は、何の恃むところあつてか、頗る手強く、關白に迫まつてゐる。

『勅語とあるからには、何事をもお請けは申すが、かくては萬機御委任の聖勅には、相反することと相成り申すまじきや。何でも今日の勅語を奉戴せよとの仰せであれば、曩の萬機御委任云々を、卽刻御取消を願ひたい。そして今後は大小の政務は、一々朝廷より仰せ出されたいものである……』

と逆ねぢを食はせ、勅語の趣きは一度拜見いたして、聖旨のあるところは、充分相分り申したによつて、御返却申しあげるといふので、此の勅語は關白まで返上に及んでしまつた。堂上公卿が之に對して、斷乎たる處置を執ることが出來なかつたのは、その無力を浩歎するの外はないけれども、幕府が如何に猛威を逞しうしたかは、察するに餘りがある。將軍が大阪に下つた後、前約によつて、朝廷は會・桑に向つて、將軍親征を止むるの口約實行を迫つたが、旣に勅語をツキ返した以上、何も遠慮する必要はないので『周旋は致しませうが、御覽のやうな

幕閣の鼻息では、思ふやうになるやら、ならぬやら、保證は出來かねる』と會藩は空嘯いた。

此處で威力を示しておかなければ、幕威の立ちやうはないと、思ひ込んでゐる幕閣は、頗る强硬に四周に對した。將軍が退朝して、二條城に入るや、關係諸侯を集めて、大會議が開かれたが、その席上に於ても、阿部豐後守は、何處までも强硬論を主張し、毛利父子を死に處し、防長二州は上地を仰せ付けねばならぬと極論した。

然しながら阿部が口に熱論するほど、心中にも主張の貫徹を必期せしや否や。裏には裏があり、策には策があることを忘れてはならぬ。一橋は後に當時を語つて次のやうにいつてゐる。

『會合の節に、阿部豐後に、これから貴所はどう處置をなさると、かういつて聽いたんだ。『いや呼出して首を斬つてしまふ。それでなければ立たぬ』それぎり話はしないのだ。それで阿部の考へといふものは、まあ長州はそれこそ一國を取り上げるぐらひの積りでゐたのだけれども、ここで至當の處置を致すと、京都に居る人は、私ども始めそれはいけないから寛大にしろと斯ういふ、そこでこつちから呼び出して首を斬つてしまへと言つて置くと『それはいけない、寛大に』と言つた處が、その『首を斬つてしまへ』といふに對しての寛大だ。構はないから、ここは一番さう言はうといふのだ、それで私はどうもさうだらうと察したので一言もいはないのだ。………後で外から聞くと、阿部豐後とて、決して呼出して首を斬るといふのは本心ではない。かういはぬと會津や何か皆が『もつと寛大に』といふに相違ない。さうすると大變に寛大になるから、こつちから極度まで切り出して、それで丁度よい處に落ちるといふ積りで遣つたんだといふことが、後で外から分つた』云々

幕閣は幕閣相應に、權謀もあり術策もあつたが、之れによつて幕府の威力が伸展する所以となつたか否かは、後の史實の開展に竢たなければならぬ。

【八】悠然登場し來る西郷吉之助

恫喝にもせよ、虛喝にもせよ、幕閣が將軍を擁して大阪に進んだのに對して、民間勤皇の運動は、果して如何なる對應策を講じたであらうか。當時薩藩士は、西郷を始め、大久保・小松等悉く藩地に歸つて、京都に留まつてゐる者は、岩下方平、吉井友實、税所篤等であつたが、是より以前、既に土佐藩有志の薩・長連衡策は遊說されつつあつた。

中岡愼太郎が、筑前から京都に入り來つたのは、五月十五日で、岩下と相携へて薩摩に向ひ、閏五月六日鹿兒島に著して、西郷の出京を切に促すのであつた。大久保は中岡等とすれ違ひとなつて、京都に急行し、途上より書を發して西郷出京を迫つてゐる。閏五月十五日、小松帶刀が大久保に送つた書中にも、西郷押し出しに就いて言及してゐる。

小松帶刀より大久保利通に贈る書（慶應元年閏五月十五日）

〔前略〕此節之義は、不ニ容易一大事之場合と存ぜられ、どちらにしても六ケ敷事と存申候間、被ニ差出一候

方、可レ宜、貴所御出張にも相成居候付、不レ被ニ差出ーとも、可レ宜考候得共、一人より二人にて盡力相成候得者、大きに力之付候義有レ之候。乍ニ不肖ー僕も早々馳登、粉骨碎身、盡力いたし度御座候得共、此節は誠に重事故、小子輩四五人、被ニ差出ー候より、西郷一人、被ニ差出ー候方、爲ニ天下國家ー可ニ相成ーと存、御國元之儀も、此形勢に押移候に付ては、愈々御軍備は勿論、萬事大御變革も、急々なくて叶ぬ時機にて、是非曳止度は山々御座候得共、前文通、無レ據譯合にて、被ニ差出ー候筋に決定いたし申候間、着之上は、被ニ仰談ー宜敷御盡力可レ被レ下候。』云々

西郷は僚友の重望を負ひ、中岡、岩下と相携へて閏五月十五日、鹿兒島を發程した。當時西郷の出京は、薩藩有志の熱望するところであつたには相違ないが、その中に中岡愼太郎の一枚が加はつてゐることを見遁してはならぬ。中岡の意中には夙に薩・長連衡の決意があつたので、上京途上、西郷をして馬關に立寄らしめ、そこで私かに、木戸との會見を爲さしむる手筈であつたのだ。中岡の片腕たる阪本龍馬も、當時長州にあり、筑前の喜多岡勇平も、この一團の謀議に加はつて居つて、事若し成らば、薩・長・筑・土の連合軍を作らんとしつつあつたのだ。

西郷の一行は、深大なる遠望を胸中に祕めつつ、五月十八日佐賀の關に到著したが、偶々京都よりの急使に逢つて、俄に豫定を變更するの已むなきに到り、馬關寄港を中止し、直に東上して、實に五月二十三日、將軍入洛の翌日を以て京都に入つたのである、ここにおいて薩藩の重鎭は、一時に京都に集注せらるるに至つた。

『毛利大膳儀、昨年、尾張大納言迄、悔悟伏罪之趣、申出候處、其後激徒再發に及び、加之、私に家來外國へ相渡、大炮小銃等、兵器多分に取調、其上、密商等如何の所業、確證も有之候に付、進發仕候』

とは將軍が參內の當日、朝廷に答ふるところであつたが、長州藩士が、外國に渡つて兵器を集むるといふのは、實に長州の麒麟兒、高杉東行等の飛躍を指さすものであつた。そして東行の飛躍に、薩・長相接するの金鱗が閃めいてゐるのであつた。

*　*　*　*　*

當時長州の重鎭は木戶孝允、當年の桂小五郞を筆頭にして、高杉東行、井上聞多、伊藤春輔等の新進知囊であつて、土佐の中岡、阪本の兩雄が之れと結び、薩州の西鄕南洲、大久保甲東、小松帶刀、岩下方平等と握手せしめんとして、頻りに東西に奔馳した。

長州が外國から汽船を購入せんとした時、薩州の名義によつたことは、やや後に到つてのことであるが、銃器彈藥等の購入にも、薩藩は少ならぬ力を、長州に貸し與へてゐる。薩・長の反目は歷史つきのことであつて、深くして遠き因緣を有してゐるから、一朝一夕で相結ぶことは出來ないのであるが、勢ひの赴むくところ、多年の怨恨は水上の泡と消えつつあつた。

感情の力は、すべての理性を壓伏せしむるに足るが、その感情の久しく凝つて解けざるを解き、昨日の仇敵は今日の良友となつて、共に手を携さへ、步調を揃へて、德川幕府を向ふに廻はして、勤皇の大旗を飜へしたのは

維新史中、第一の壯觀であるとしなければならぬ。固より仇視するの深き感情の衝突は、一人や二人の力を以つて、之を朝夕に和合せしむることの出來よう筈はない。阪本、中岡の拔群の卓見と、熾烈なる同情とが、之れを導くに、與かつて力があつたのは云ふまでもない。又た木戸、高杉の俊傑が、よく胸襟を開いて語つたことが、兩藩をして結合せしむるの因となつたことも、決して忘れてはならぬ。

然しながら一個の肥大漢、西鄕吉之助の存在が、兩藩抱擁の史上に、如何に重要なる地位を占むかを、我等は度外に措くことが出來ない、幕府が威丈高になつて、再征の軍を擧ぐるに際して、我が西鄕南洲が、如何なる行藏を示したるかは、冷靜に見來るの要がある。

【九】西鄕は尊皇諸藩聯合

『第一回長州征伐の關係からいへば、薩摩は再征の擧に對しても、幕府に味方すべきである』と考ふることの迂濶さよ。幕閣は、京阪に出て來て、始めて關西諸藩の複雜せる事情を知つて、全く驚愕の外はなかつたといふ。

薩州が長州に一擊を加へたのは、幕府の爲めにお味方したのではなく、朝廷の爲めに長州に對したのであることは、旣に再三縷說したところだ。朝廷の意志に反して、幕威の私的回復を謀らんとする、再征無名の師に、薩摩が何で幕府の忠僕となり、從犬とならう。『薩摩は油斷のならぬ奴』とは、齊彬の腹中を指ざして、水野越州が夙に喝破してゐるところではないか。少しく時情に通じてゐれば、第二征長に、薩摩が寢返りを打つぐらゐのこ

とは、察せられねばならぬ。のみならず、大久保・小松が、京都に遊說してゐる要旨を聞いた丈けでも、最後まで幕府の良友でないことは、明白々、露堂々、盲目でない限りは目に入るべき筈だ。

それを察せぬでもなからうに、眞倒に矛を倒しまにすることもあるまいと、未だ萬一を豫期して居つたといふのは、幕閣の迂遠や笑ふべしである。智者、勇者の群居してゐる薩州だ。權略もあれば、出沒もあらう。時には寢返へりも打たぬ限りではない。一から十まで正義でないことは、公平な史家を竢つて、始めて知るべきことではない。併しながら、それだからといつて、一から十まで、權謀術數と見るのも間違つてゐる。薩摩にいはすれば、正義も道を選ばねば通らぬといはう。幕府からいへば、盜棒にも三分の理ありと嘯ぶくであらう。『眞理は中間にあり』とは、此事をいつたのではないが、物を偏頗に見ることの、中正を誤まり易いとしたのである。『いつも柳の下に泥鰌は居らぬ』といふのは、勢ひの動くことをいつたものである。薩州がいつも柳の下にゐると思つたのは、幕閣凡眼の罪だ。ひとり薩州のみに限らず、諸藩が號令を奉ずると見たのは、迂にして濶なる近眼であつた。更らには孤立無援の長州が、將軍親征の聲に應じて、尾を捲いて匍匐すると思つたのは、却つて醜惡なる幕府の末路を暴露する結果となつた。悉くこれ、機會を見ず、時務を知らざるの致すところ、大厦の倒るるや、よく一木の支ふるところでないこと、今も昔も變りはない。

*　　*　　*　　*　　*

近世西洋史家として名ありし、箕作元八博士は『歷史は事實なり。道德にあらず。』といつたといふ。その意味

は、歷史家は事實の眞僞を正し、正誤を明らかにして、人間及び社會のプロセスを叙述するにあるので、正邪・曲直を論じ、人格・道義を說くの必要はないといふのであらう。冷靜なる科學者の俤は、閃めくメスの尖端に現はれてゐる。併しながら人生面上の事實は、何によつて生ずるのであらう。『心』がすべての事實の源泉であるならば、事實を『心』より切り離して見ることは出來ない。

勢ひは動く。それは心の躍進である。機會は走しる。それは、心の聚合離散である。打たるるものは抗勢となり、敗ぶるるものに心の凝結がある。同情は弱者に集まり、大義は永遠の道程において光る。法則なきが如くして法則があり、人生に萬丈の波瀾をあげ、錦繡の綾を織るのである。

薩州が長州と近づいたのは、決して術數のみではなかつた。それが權謀のみであるならば、十數年來、久しく結んだ反感が夢のやうに解けやう筈はない。人間の巧術によつて、神の掟が破らるるならば、世界の運命は、策士の五本の指頭によつて決するであらう。

薩・長の提携が、尊皇倒幕の大義に於てせられたといふのが、嫌ひであるならば、幕府を覘ふ私心の結合といふもよからう。いづれにしても薩・長は、多年結んで解けなかつた怨恨の絲を繰り展べて來た。それを助長したものは、實に幕府の第二征長の愚擧であつたのだ。薩藩の重鎭、西鄕・大久保は、各〻異なつた書簡において、明確に大勢を洞破してゐる。五月五日、西鄕が小松に與へた書中にある大意を執れば、

『將軍もいよ〳〵親發の樣子であるが、哀れむべきかな、自から禍を迎ふるのみである。幕府の威勢を更

張するどころか、是れより天下の動亂となること、鏡にかけて見るよりも明らかである。德川氏の衰運、今は末路の一刹那に臨んだ。三年も大阪城に籠る決心であるといふが、何たる迂濶であらう。三年は愚ろか、一年も六ケ敷いに相違ない。男兒回天の盛業は、正しく眼前に展開せらるると見えた。邦家の爲めに、此の上の喜びはない……』

といつてゐる。三年は愚ろか、一年も支へまいとは、思ひつきの形容詞ではない。翌々慶應三年には、果然倒幕の大軍が、伏見路を東方へ押し下つたではないか。

* * * *

大久保が八月四日附を以つて、石垣鐵之助、上野良太郎に贈つた書簡には、更らに詳びらかに所見を披瀝してゐる。その結論の要旨に曰く、

『今回將軍親征の發端は、實に會津藩の進說によるのであつて、是非とも長州を擊破し、二州を屠つて幕威を更張しようとするに外ならないのである。將軍が入京して參內の節も、專ぱら閣老を助け、たとひ朝威は相立たぬとも、幕府の威勢は押し通さねばとの意氣込みであつた。一橋は譎詐限りなく、桑名は會津と同じく尊幕論で、三藩力を併はせて幕府を助けてはゐたが、幕閣に於ては、必らずしも人心の和を得てゐるとも思はれない。或ひは却つて內輪もめを起すかも知れぬ。況んや、三軍の兵氣の振はふ道理はなく、赤日炎天の下ではあり、海道長路の行軍に、兵は病み人は怨み士氣の揚らざること頗ぶる甚だしいものがある。殊に

軍用費は千二千の數ではなく、實に一ケ月五六十萬の費へであるといふに到つては、前途既に知るべきのみだ。斯くの如く名に背むき、義に戻り、天の時、人の和にそむいて勝利を全うしたこと、古今和漢を通じて、未だ曾てその例を聞かざるところである。

斯やうな爲體では、淸國の蹤跡を踏むより外に道はなく、實に悲憤に堪へざる次第である。併しながら長州戰爭以來、いはゆる暴論過激の徒は、豁然として活眼を開き、空虚なる攘夷の遂に行はるべきでないことを覺り、大いに國を開いて、交を四方に結ばねばならぬと、覺悟するやうになつたのは、大いに邦家の爲め、祝すべきである。佐賀、越前、土佐、宇和島の如き、具眼の諸藩は、斷じて開國通商の論であると聞き及んでゐる。斯くの如き勢ひであるから、若し將軍にして、龍頭蛇尾に終り、すご／＼關東に下るといふ羽目ともならば、それこそ命令は全く地に墜ち、各藩いよ／＼割據の形勢となるのは、疑ふべからざる趨勢である。この故に、我々は大いに富國强兵の爲めに、必死の努力を傾むけ、國力を充實して、たとひ我れ一藩の力を以つてしても、天朝を擁護し奉つり、國威を世界に輝やかすの大策に、著眼するの外はないと、確信して疑はないのである………』云々

と述べてゐる。未だ一語の倒幕に及ぶなしといへども、幕府離反の形勢は、既に業に、判然として語中に生動してゐる。

【十】長州は既に尊皇倒幕

若き將軍を擁して、幕閣等は大阪城中に閑日をむさぼり、朝夕打毬に興じつつあつたといふが、平家滅亡前の公達ならいざ知らず、内憂外患を四方に控へてゐる、幕軍諸將の態度としては、餘りに遊惰の極みであつた。かかる無緊張の態度を以つて、何んとして防長を降すことが出來よう。

當時長州藩は、全く佐幕派の勢力が地に墜ち、木戸孝允が政局の中心に立ち、高杉東行、井上聞多、伊藤俊輔が之を圍繞してゐたから、藩論は一變し、青年精鋭の意氣は、正に防長の山川に磅礴として漲ぎりつつあつた。

彼等の間には深く幕府反抗の盟約が結ばれ、幕府何者ぞ、三百諸藩を合し、洪水の如く防長に襲來すとも、何の恐るるところかあらん。腰に傳家の寶刀あり、頭べに爛たる兜あり、防長の精英を以つて、烏合の衆を撃破するは、一投足の勞に過ぎぬとした。

將軍親征と聞いて、彼等が家臣に發したる諭告書には、焰々として燃ゆるが如き熱情を含んでゐた。

『……君侯父子、天朝幕府へ對し、恭順、謹愼の儀は、少も緩びなきにより、疾く寛大の處置あらんと期待せしに、豈計らんや、頃日に到り、何か嫌疑に觸れたる趣、實に驚愕の至なり。されども國是は確乎として動きなく、是までの忠節、天地神明に愧ぢざる事なれば、萬一幕府再討の兵四境に迫まらば、國中一致、力を戮せて臣子の分を盡すの覺悟なかるべからず……』云々

一戰既に避くべからずとするの覺悟は、言裡に躍動してゐる。嘗て尾張總督が兵を進めた時、西郷の寛大論に感激して、一にも二にも、恭順の誠意を披瀝した、岩國の吉川經幹も、幕府の無情を憤り、蹶起して決死防戰論を主張した。幕府が毛利淡路守〔德山〕吉川經幹〔岩國〕及び本藩の家老一人に上阪を命じた時に、彼等は病と稱して行かなかつた。更らに幕府の召命を受けた、毛利左京亮〔長府〕毛利讃岐守〔淸末〕も、之れに應ぜなかつた。國論既に決し、正に防長の運命を、一戰に賭しようとする以上、何ぞ、幕府に哀を乞ふの要あらんとしたのである。

幕府再征の軍に當らんとする防長志士は、高杉東行を長として、四方に配せられた。『忠正公勤王始末』にその諸隊の配置を說明してゐる。

『遊擊隊の定員二百五十人は石川小五郎を總管として、高森に屯在し、南奇兵隊、これは第二奇兵隊でありますが、定員百人で白井小助、世良修藏を軍監として、熊毛の岩城山に屯在し、膺懲隊百二十五人は、赤川敬三を總管として德地に屯在し、御楯隊百五十人は大田市之進を總管として三田尻に屯在し、八幡隊百五十人は堀眞五郎を總管として小郡に屯し、荻野隊は和流の隊で小縄筒を持つてゐる隊でありますが、其の定員百五十人で小郡に屯し、守永吉之進といふ和流の先生が總管であります。又集義隊五十人は佐藤新右衛門が總管で船木に屯し、奇兵隊が三百七十五人で吉田に屯しまして、その總管は初め山縣狂介でありましたが、後には山内梅三郎といふ人が、總管に命ぜられました。……南園隊百五十人は佐佐木男也が總管で萩に屯

し、鴻城軍百人の總管は森清藏で山口に屯しました。又別に干城隊といふて士分の一隊があつて、これも山口に屯在しました……』

かかる士隊のみならず、足輕仲間の軍隊も出來、陪臣の軍隊も出來、更らに百姓町人までも、矛を執つて起つといふ勢ひで、いよ〳〵開戰となつた時には、六十四大隊を編成したといはれてゐる。以つて防長の風雲の急にして、意氣天を衝くものあるを察すべきである。

【十二】防長士民の決死防戰

更らに防長士民の意氣を知るに足るものは、彼等が君主の衷情を悲しみ、防長人士の衷懷を披瀝した、左の一文であつた。此の一文は慶應元年〔乙丑〕十一月の書であるが、臣子の分として、決死防戰の已むべからざる事情を、天下萬世に示さんとしたものであつて、三十六萬部を印刷して、各自懷ろにして戰場に臨んだといはれてゐる長文であるが、今その全文を左に掲げて、當時防長有志の覺悟を知るの料とする。

長防士民一統臣子之分無㆓餘義㆒情實申談願書〔慶應元年十一月〕

我兩君上の思召は、元來皇國一致大義名分相立、忠節信義を被㆑盡度との御素志に候。既に嘉永癸丑、外國御處置の儀に付、幕府より列侯へ御尋の節も、叡慮御遵奉にて、攘夷の御良策被㆑爲㆑立度、書面を以て被㆓

仰出ニ候儀も有レ之、畢竟皇國一致の根元も、叡慮遵奉より、他事無き由、御見込に被レ爲レ在候處、乍レ恐幕府に於て、待夷の御處置振、叡慮遵奉の筋にも參り兼候哉。上巳櫻田、上元坂下等、種々禍變も出來、此餘如何樣の內亂に可ニ立至一哉と、御煩念被レ爲レ有、兼て忠節信義を被レ爲レ盡候御誠心よりして、右等御傍觀には難レ被レ爲レ有、何卒於ニ幕府一、叡慮御遵奉被レ爲レ在、公武御合體、皇國一致いたし候樣にと、東西奔走被ニ盡力一候處、幕府も建言の廉等を被ニ知召分一、不レ被レ爲ニ捨置一、御採用に相成り、就ては江戶並二條御城等にて、御直の被ニ仰聞一有レ之、天朝・幕府・君臣御遭遇、風雨會合の御場合を以て、御誠志を被レ爲レ凝、久敷御廢止の御盛典を被ニ擧行一、將軍家を初め、列侯迄供奉にて、賀茂・石淸水神廟へも行幸、君臣共に、親く神明に被レ爲レ誓候上、攘夷の儀、御布告にも相成候儀は、天下億兆、仰感罷在候儀にて、萬一も實效不レ被レ爲レ遂候ては、乍レ恐天朝及幕府、信を天下後世に御失ひ、被レ遊候筋にも成り、後來天下人心の歸向にも、相觸可レ申哉。苟も皇國に在者、天朝及幕府、如レ斯の御大事を、等閑に相考候樣にては、大義名分不ニ相立一のみならず、臣子一己の分に於ても、不ニ相濟一儀と、一層御煩念の餘り、涓滴の御手傳をも、被レ爲度との御趣意にて、御感奮被レ爲レ在、身家を不レ顧、國力を盡し候ても、平生の御厚恩に被レ爲レ報、皇國一致候樣と、一途に思召込候よりして、聊たり共其驗被レ爲レ立度、赤間關にて攘夷の手始被レ遊候處、恐れ多くも從ニ天朝一不レ被ニ捨置一、監察使被ニ差下一、叡感不レ斜として、御褒詔下賜はり、闔國感戴罷在り候次第は、申迄も無レ之、御直に承知仕處、其後、堺町御門御警衛御免被ニ仰出一、加レ之昨日迄、聖上御信任被レ遊、股肱心膂と

御依賴被㆓思召㆒候公卿方、俄に御嚴譴の御沙汰も有㆑之、且追々被㆓仰出㆒の勅諚・台旨等も、何時と無く相變候處置の程、飜然別人の手より出候樣に被㆓相伺㆒、下々に於ては疑惑を生じ、悲憤の餘り、議論沸騰致候に付、我兩君上には殊の外御心配、精々御鎭撫被㆑遊候へ共、壯年者共、過激に相涉り、脫走等致し、遂に去秋京師變動に立至り候。兩君上は、元來不㆓知召㆒事に候へ共、奉㆑對㆓天朝㆒御處置方御不行屆に被㆑爲㆑當、別て被㆑爲㆑奉㆓恐入㆒、京師變動、巨魁參謀の者、早速夫々御處置被㆑爲㆑在候て、御詫被㆓仰上㆒候。就ては京師暴動の義は、旣に歸着する處有㆑之、兩君上積年御忠誠は、公明正大、一點も天地鬼神被㆑疑候儀は無㆑之、然る處、東西藩邸被㆓打毀㆒候のみ成ず、御官位御稱號等、被㆓召放㆒候との御沙汰相成り、大小御請被㆓仰上㆒、苟も恭順謹愼被㆑爲㆑盡候、尾州總督に於ても、我兩君上の御心事、並士民一統の情實、委細御洞察被㆑爲㆑在、御陣拂に相成、何を考候ても、御兩君上、天朝及幕府へ被㆑爲㆑對候て、大義分明相立候、重厚の御心事は、即最前攘夷の儀、勅旨台命を被㆑爲㆑重、身家も不顧、忠節・信義を被㆑爲㆑盡度、思召立候御誠意、御同樣の御儀にて、前後一貫始終不㆑被㆑爲㆑變、皇國中、一同如㆑斯有㆑之候てこそ、海内一致、可㆓立至㆒と申儀也。御領内の者は、相互に一統、疾より承知仕候へ共、動もすれば外向にて、因循姑息、偸安苟且の輩々、皇國の大義名分等度外の處置、只管身家の安逸を謀り候心底より差起候て、兩君上、最前の御處置を、何か御異心にても有㆑之候樣、申觸し候族も有㆑之、或は去冬以來、御恭順の次第は、實に朝敵の御大罪に有㆑之候。悔悟御伏罪被㆑遊候事の樣、申觸し候者も有㆑之よし、多年忠敬被㆑盡候御心事、巨細承知致し、萬々恐入候事

に候。此度の儀は一時寒雨晦冥、日月光を失ひ候同様にて、假令晦冥たり共、天上に在ては、日月の光毫末も增減有る事なく、先年聖上將軍を召せられ、將軍上洛、君臣相共に、神明に誓せられ候時の叡慮・台旨に遡り、相考候得ば、天朝よりは叡慮の御旨、御褒詔も被二下賜一、將軍家よりは、江戶二條御城等にて、御直に被二仰聞一候次第等、兩君上、至誠を以て、御達被レ爲レ遂候御心事は、兼て被二知召一候御儀にて、京師變動の罪に歸着する處有レ之候上は、速に御寃罪、明白に被レ爲レ知候間、御咎等被レ遊候事は無レ之筈に相考候。萬一此餘御沙汰の筋に付、兩君上を御譴責樣の儀有レ之候時は、決て叡慮台旨にては無レ之、其中間にて、罪を羅織致し候者あるにより、起り候に相違無レ之候。互に先祖以來、長防二州に生育仕り、數百年莫大の厚恩を奉レ荷候へば、傍觀坐視(ぼうくわんざし)する筋は無レ之、乍レ然右樣罪名を羅織し、至誠の御心事を壓蔽し、徹上不レ致、罪に被レ爲レ陷候に立至り候はば、乍レ恐幕府の御不處置にも被レ爲レ當、後來天下忠義の道を被レ爲レ塞、自ら皇國不二一致一儀に候へば、天下列侯方、誠實に國家を被レ爲レ憂候御方には、決て御傍觀は被レ爲レ在間敷候へ共此儀は我々等預る處に無レ之、只々我々相互に臣子の分にては、兩君上、積年天朝及幕府へ御忠敬を被レ爲レ盡候處、兼々觀感飽慕罷在候へ共、我々等は亦兩君上へ至誠を以て、以後一貫、始終不レ變、御奉公申上候は、則臣子當然の分にて、萬一も御寃罪不レ晴候へば、是非雪ぎ不レ申候ては不二相濟一、然る上は、天子及將軍へ、御直訴申上候より外手段無レ之、左候へば不レ被レ爲二辨知一儀は決て無レ之、右樣情實巨細申上候ても、縷誣の爲に壅蔽御採用無レ之節は、則雲雨晦冥、日月光を失ひ候儀に付、不レ得レ止一同退て封疆を鎖し、嶮に據り防

禦を設け、雲雨開明の時を相待申べく、其內萬一兵刄を差向られ候節は、假令其名は天朝及幕府を稱候とも堂々たる王者の師に、右樣御不當の御處置は無レ之筈、叡慮・台旨にて無レ之は必然に候へ共、飽迄御平常の忠義を勵み、及二防戰一候外手段無レ之事にて、昔元祿赤穗の遺臣、大石內藏助以下四十七人、其主淺野內匠頭殿の爲に、吉良氏の讐を復し候、內匠頭殿事は幕府大禮の節、自身大不敬の振舞有レ之候趣、原を尋れば畢竟吉良氏への私怨に候へども、幕府より罪科被二仰付一候者、當然の次第に可レ有レ之、左候へば一通の常例を以て申候へば、主君の爲とは乍レ申、內藏助以下大法を犯し、吉良氏に復讐するは、如何の暴動の樣に相見可レ申、乍レ然主君が吉良氏への怨は、私怨にもせよ、幕府よりの罪は當然にもせよ、臣子の分、無二餘儀一情實より起り候へば、不レ得レ止次第にて、後世誰一人も不二感服一もの無レ之、靑史にも載せ、劇場にも傳へ、見るもの感泣流涕、忠臣烈子と不レ存もの無レ之、是天性彝倫の根ざす所、言語號令を不レ待して、人々同じき者有レ之に依候。然る處、今我兩君上は、前に申述候通、積年の御忠誠、始終一貫、一途に皇國の御爲を被レ爲レ思、乍レ恐天朝及幕府、信を天下後世に口實可レ被レ遊樣被レ致度と、忠節信義の御心事にて、全く以て淺野內匠頭殿如き、私怨より差起りたる譯にては、決て無レ之候。又京師變動は、素より申迄も無レ之、奉二恐入一候筋に候へども、其根元を尋れば、闔國の士民、兼て天朝・幕府・神明被レ爲レ誓候、御精誠に奮感仕居候故、其後の御沙汰に疑惑を生じ、壯年の過激より起り候事にて、兩君上には御心術と申し、御處置と申し、忠誠始終不レ被レ爲レ變、唯人奴の御家來、多端の御事務に付ては、思召不レ爲レ寄處より齟齬出來致候へ

共、畢竟御身上に被レ爲レ取候ては、功德こそ有れ、御罪は毫末も無レ之、左すれば國內一統、決死防戰、七度人間に生れても、此毫末を不レ奉レ晴ては不二相濟一、萬世青史に載られ候ては、毛利氏數百年の高恩を蒙りながら、其主人の寃罪を傍觀坐視致したりと、口々に申觸せば、手足耳目を具し、此の世に生れたる甲斐も無レ之次第にて、大石內藏助以下四十七人をして、我々に等しき地位に居らしむれば、尤も至極、同腹同心いたし候に、相違有レ之間敷候。此度合議衆決を遂げ、士民一統相誓候處如レ斯。天地照覽、鬼神在レ傍、抵レ死不レ渝、依て天下後世、我々等臣子の微志、傳聲の謬誤なからん爲に、各一本を懷にする者也。

長防二州、臣民合議局、活刷製本、三十六萬有部、寄二同腹同心之士一、各懷二一部一、以備二死生緩急一、蓋使三天下萬世知二決死決戰、臣子之分不一レ可レ止也。

慶應元年乙丑十有一月

【十二】防長を擧げて反抗の民

敢へて長州の爲めに辯ずるといはぬ。社稷を全うせんが爲めに、武士の面目に眼をつぶり、忍ぶだけは忍び、耐ゆるだけは耐え、兩手を大地につかへて、頭を下げた長州人が、土足を以つて面上を蹴らるるに及び、堪忍袋の緒を切つて、猛然として起り來つた心情を、察せない譯にはゆかぬ。

藩主は逆臣の汚名を蒙むり、謹愼の上にも謹愼を期してゐるのは、自から罪を意識してのことではない。志は

勤皇にありながらも、勢ひに迫まつて道を誤まり、幕府の乗ずるところとなつて、彼れの術中に陥いつたまでのことだ。長藩の眞意の那邊にあるやは、察ふべからずとするも、幕府既に朝命を矯して臨んでゐる以上、道は謹愼の外はない。恥をつつみ、垢をふくむも、ただ是れあるが爲めである。防長二州は勢ひ天地の底に落ち、藩公父子は、いくそばくその辛酸を嘗められたことか。

然るに幕府は、尚ほこれを以つて足れりとせず、藩主には極刑を加へ、二州は沒收し、大軍を率ゐて、鋒を膺でも幕意を達しようとするのである。防長二州の民たる者、今は死を執るか、生を擇むか、二つに一つの斷末魔に迫まられた。事茲に至つては萬已むを得ずとして、『退いて封疆を鎖し、嶮に據つて防戰』するの覺悟を決したのは、勢ひの然らしむるところでもあり、必然の結果でもあるのだ。七たび人間に生れても、この毫末を爲さずしては相濟まずと、決死防戰の盟を立て來つたのは、封建武士たるの面目であり、意氣であり、『君辱しめらるれば臣死す』といふ、武士道德の尊ぶべき結論であらねばならぬ。

淺野内匠頭が、吉良義夫を傷けたのは、私的感情に基くが、たとひ私憤にもせよ、臣たる者は、その主の爲めに讎を報じてゐる。之れを忠義の鑑として、萬世に芳を流す所以のものは、その精神に一點の疚ましいところがないからである。我等の主君が幽閉されたのは、國家の公事においてし、赤穂侯と同日の談でないとして、防長藩士が、砂塵を捲いて蹶起するに至つたのは、その情、眞に憫れむに足るものがある。

防長を擧げて、今や幕府に反抗の民たらんとするのも、如何に再征そのものの、理義に乏しかつたかを證して

餘りがある。征むべきの理あり、討つべきの義あり、明白正大の論據によつて、堂々として王者の師を進め來るのであつたならば、長州如何に血氣に逸やるといつても、如何にして無謀の反抗を試みんや。又た試み得られんや。長・幕將に戰場に相見えんとするの機勢は、慶應元年〔乙丑〕において歷然として人目にあつた。

斯くすれば、斯くなるものとは、西鄕の夙に洞見して、屢ゝ進言し、屢ゝ力說し、幕府の蒙を啓かんとしたところではなかつたか。而も幕府は、毫も之を顧みず、自から進んで、防長の民をして、反抗の民たらしむるに至つた。事ここに到つては、最早や救ふべき餘地はない。

【十三】防長の志氣を振ふ『森の下草』

山の奧、海の果までも、防長二州の人々に國家の危急を知らしめようとした志士の努力は、一篇の『森の下草』にも現はれてゐる。これは岡村熊七の筆に成るものであるが、上下四篇に分つて、全藩民の士氣を砥礪せんとしてゐる。『御國恩を請けし者、誰にても御兩殿樣〔藩主公父子〕に、朝敵の實なしといふことを、能く心得候事第一なり。いざ其由を辯ぜん。量りにて物の輕重を知り、物差にて物の長短を知る如く、心にて事のよしあしを辨ふる、人々天より受け得たる處にして、必らず蔽ふに蔽はれず、これ則人の鳥獸と異る所なり』として、具さに幕情の表裏、公卿の出沒を叙して、長藩謀反の汚名を雪がんとしてゐる。勤皇の大義を叙ぶるに當つては、更らに大膽に、率直に、その所信を披瀝してゐる。『森の下草』第四篇の全文を次に揭げて、防長士民が、如何に田

翁野媼にまで、その決死の義を達せしめようと努めたかを知るの料とする。

森の下草〔第四篇〕

勤皇の志あるもの、先づ天子樣の叡慮の注ぐ處を知らずば有べからず。叡慮の注ぐ處をしりたらば、其叡慮義に適ふか、叶はざるを辨へざるべからず。いかに叡慮なればとて、義にかなはぬ事は、いやしくも從ふ筋には參り不レ申候。一昨年、正親町小將殿を、監察使として御國〔長州〕へ下されしこそ、天子樣大かたならず御苦宸ありし事と思はるれ。堂上方は、大阪へ御下りさへ、關東より留てある由なるに、德川家天下の政權をとられしよりこの方例しなき御事を、御獨斷にて、勅使差向られ、叡慮不レ斜旨をしらせ、後をつとめさせ、天下の諸侯を長州の如く心得させんとの、御宸衷を思ひやり奉り、仰下されし趣をよみて知りたるは、皇國勤皇の人、御兩殿樣の御志を助けずてはすまず、況して御兩國〔防長〕の臣民においては、多年の御誠忠を貫かずては過さじと、御奉公せずしては叶はぬ事なり。其後の御沙汰は、畢竟奸人ひたすら幕府に權を落させず、御兩殿樣に、人望の歸せぬ樣にと計り思ひはかりて、天朝を要して出す沙汰多し。中にも一昨年八月以前の勅は僞にて、八月十八日以後の勅、眞なるなどの御沙汰に惑はされまじきこと也。先年幕府洋夷と交易し、奸吏政を亂せるを見かね、水戶贈大納言殿へ詔を下し玉ひ、三家國主等へ申合せ、姦吏を除き、幕府を助けさせ玉ふ時、天子、九條殿、近衞殿、轉法輪殿の三公を召され、叡慮仰せ聞されければ、皆御尤

なりとお請あり。評議ありて、三公退出なりぬ。天子樣、關白殿を御呼かへしなされ、此比紅葉最中なれば、高雄はいかがあらんなど、四方山の御はなしに時移り、九條關白殿、御詰所へ下り、三公へ御尋ありければ、水戸屋敷留守居役、鵜飼吉左衞門本使として、同幸吉付添、早打にて水戸邸に至り、贈大納言殿に達す。其後大老井伊掃部頭殿、天朝へせまりて、傳奏衆東下させ、詔書御取かへしの沙汰になりぬ。贈大納言殿、諸臣を學校へ集め、勅を以て賜ふ故、請奉りしが、又勅をもつて御取かへしなれば、速かに返上し然るべしと被二仰下一候處、諸臣御受申さぬ者多き故、學校教授へ説明せよと申付られしに、教授二人切腹せし由、之によつて、其兄弟親類等をもつて、説得仰付られけれども、中々聞入れず、終に飛道具を用ひ、威力にて令に從はしめんとせられしに、國中動亂おこり、三月三日、江戸櫻田の變出來ぬ。此事には殘り多きことは、贈大納言殿、詔書返上致すべしと仰せられし一言也。天子樣、贈大納言殿を御目ざし遊ばされ、眞の叡慮をさとらせん爲、詔書を達し度思召され、關白殿下を引とめ、紅葉の御噺にて時を移し玉ふ御心の中を察し玉はぬことあるまじ。要して取かへす沙汰を、勅をもつて御取かへしなれば、返上し然るべしと、うか〳〵返す心になり玉ひしは、贈大納言殿ほどの御方にても、小しは幕府の暴虐に壓せられ、義氣たゆみ、いやしくもしたまひしならん。此時に當り返上せずと決心し、諸臣をひき、三家國主へ叡慮を達し、奸吏を除き幕政を正す志を立給はず、志氣を一際振ひ、幕吏も得あなどらざらんもしれず、おしき事也。其後幕吏、本使鵜飼吉左衞門の首をはね、副使幸吉をはりつけにせしは、天朝への見せつけ、且、天下勤王の士の膽を冷し、

後來叡慮を奉ずる者を懲す策なるべし。しかしながら、其後掃部頭殿を殺せし浪士の祭をせよと勅下りしにて、眞の叡慮のそそぐ處はしられたり。是等のことにて、有志の人々、天子樣の眞の叡慮は、正親町小將殿を下されし所にありといふことを辨へ、又幕吏御兩殿樣を憎むの甚しきこと、今日に至るわけと、一昨年八月十八日以後の沙汰、皆幕吏の要する所にて、其暴虐、堂上方、得ふせ玉はぬ故を想ひ合せ、篤とさとり申さるべし。

長州が天朝に對して聊の逆意なく、しかも幕府の要するところとなつて、反逆の汚名を蒙むることを、反覆して正さんとしてゐる衷情を憫れむべきである。

【十四】大西郷の意中と動靜

首鼠兩端を持して、和するやうでもあり、戰ふやうでもあり、兎角要領を得ないのは、幕閣征長の態度であつた。戰ふの決心ならば、高が防長の二州ではないか。大擧して一蹴するに難くはない。然るに幕閣はそれほどまでの決意はない。然らば全く和するのであるかといへば、さうでもない。何やら祕密に、狐鼠々々と小策を弄してゐるのでは、この天下の重大時局を收拾されよう筈がない。

西郷が郷里にある大久保及び蓑田に宛てた、八月二十三日附の書簡に、此間の消息を洩らして、冷笑を浴びせてゐる。

大久保・蓑田に與ふる書〔慶應元年八月二十三日〕

〔前略〕大阪の形勢も、運行軍には無レ之、專ら閣老・會・一の密議にて、若年寄邊より下には、全く不レ有レ響と之由にて、軍議之次第、不ニ相分一候へ共、別紙小倉へ、及ニ談判一候書面を以、考候處、此度之再征は、全く名もなきものと相成、條理を失候儀と成行、益先き暗き方に陷り申候。いづれ理を失ひ候はゞ、勢を以て押へ懸らず候ては、致方無レ之候へ共、勢ひ相挫け居候幕府一手を以て戰は出來不レ申、諸藩之兵を募ると申ても、名の立樣、有レ之間敷、理勢共に失ひ候ては、尾のとれ候處如何可ニ相成一哉。最初、名義を正しく不レ致候て、胸算を以、諸藩可レ應事と、輕卒に動立候故、行先拙策に陷候事にて、大阪中之人氣は彌增に惡敷、惡計被レ行、笑止千萬之事に御座候。云々〔下略〕

物自から理あり、勢ひあり、理と勢ひとを併せて、初めて事を行ふべきであるとするのは、終始一貫して變はらぬ西鄉の人生哲理であつた。幕府の西征はその理にも合せず、さらば勢ひに乘ずるかといへば、勢ひをも失つてゐる有樣では、事の成るべき筈はないといふのである。

西鄉は明言してゐる。若しこの有樣で本年中も、何の爲すところもなく、將軍が大阪に滯在したならば、必らず將軍家にとつて、容易ならぬ大事變が勃發するに相違ないと。西鄉がかく斷言するのには、想像ばかりでなく、幕府內狀の混亂してゐる狀態が、彼れの耳邊に聞えてゐたからであつた。曩に將軍が進發の途次、近江の膳所に

一泊の豫定を變更して、俄かに登京を急いだのは、將軍膳所に一泊の際に、不軌を企てんとする事件が發覺したからであつた。それは長州浪士等の陰謀であると傳へられたが、實は多數の幕人が加はつてゐたといふことも、西鄕の耳に入つてゐた。西鄕が八月二十八日の書簡に、這間の消息を傳へてゐる。

大久保・蓑田に與ふる書（慶應元年八月二十八日）

〔前略〕段々承候得者、幕人諸浪士と結合候者、過分之由。江戸城を二篇燒候も、幕人內應之者より、火を擧候說に御座候。幕中之有志は、悉く被ㇾ退、其上浪士杯奧內を謀候位之事に候得ば、自からたをれ候儀、無ㇾ疑事に御座候。此度、戰も不㆓出來㆒所置も不ㇾ立候て引拂相成候はば、迚も諸侯へ令する事も何も、相叶申間敷、第一策を失ひ候儀は、外夷餘程幕政の邪なるを惡み、人心相離候向にて、益々勢を失ひ候ものと、被㆓相聞㆒申候、夫故、異人へ機嫌取に、兵庫開港を始め候かも不ㇾ被ㇾ計候。云々。〔下略〕

*　*　*　*

秋の山田の案山子でさへ、烏の群れを驚ろかすには足りる。まして幕府の威力を以つて、大阪までも乘り出して來たのだ。一も二もなく、尾を振つて降伏し來るであらうといふのが、幕閣の肚である。然るに越中は遺憾なく前から外れ、長州は抗然として、獨立の意氣を現はし、薩州は一轉して、長州に身を寄せようとしてゐる。豫想は事々に外れて、進むにも進まれず、退くにも退かれぬ、窮地に立つたのが、慶應初年の幕府であつた。

西郷の意見は遠く、島津齊彬との盟約以來、一貫して變はらぬ、雄藩連合論である。元治元年、遠島から中原に乘り出して見て、此の意見は一層鞏固となつた。長州征伐や、五卿問題や、事件と共に、時勢が回轉しても、西郷の意見は、いよ〱その必要を認むるのであつて、ます〱決心の臍を固めこそすれ、更らに改變の要はなかつた。

一年前において、長州を征めた西郷が、一年後において長州と組まうとするのを難ずる者はいふ。『彼れ西郷も要するに一權略家に過ぎないではないか。大人物だといはば、大權略家である。昨日は幕に與みして長を討ち、今日は長に與みして幕府と相離ること、正に路傍の人の觀がある。これが情理ある人の行動であらうか』と。一理の聞くべきものはある。然しながら、些々たる人間の權略を以つて、能く明治維新の大業が完成されようか。

* * * * *

西郷は幕府を助けんが爲めに、嘗て長州を征めはせぬ。長州が禁闕を亂した罪を糺さんが爲めに、更らに的確にいへば、朝廷の爲に長州を征めたのである。それは隨時隨處に發せられた、數ある西郷の書簡中に、明白に披瀝されてゐる。故に西郷は、長州が先非を悔悟すれば足りるとし、一にも寛大二にも寛大として、一意朝威の回復を以つて足れりとしたのではないか。

幕府の征長は、西郷と異つてゐる。長州が朝廷に反抗するの形があるのを好機として、此の機會において、大いに防長を奪略し、彼の再起を不可能ならしめんとするのが、幕閣の意中であつたのだ。故に彼等は寛大を以つ

て不足に感じ、どうしても長州を亡滅せしめようとしたのが、まがふ方もなき第二征長の發端であつた。事すでにここに到れば、全く幕府の私情であり、私憤であり、私怨である。況んや朝廷において、再征の令がない以上、令なきのみか、再征の意さへない以上、西郷がこれに同意しよう筈がない。

長州を討つべきの理もなく、又た義もなく、大義を沒し名分を失ふことは、當時天下周知の事實ではなかつたか。西郷は終始大義において動き、名分において進み、情誼において合してゐる。大義名分に反してまで、幕府と運命を共にするのが、西郷において情誼ある態度であるといはねばならぬならば、情誼において盲目たらしむるに外ならぬ。

【十五】燦たる大西郷の道心

權謀術數を以つて人生が渡らるるならば、世にキリストも、釋尊も要らぬ。人間の力を以つてして、何うすることも出來ない力が、人間を動かしてゐればこそ、聖人は『天を畏れよ』と敎ふるのではないか。『神は正直の頭べに宿る』といふのも、神を僞はらざる人に、神は存在を許すといふのである。

『彼れも一事、此れも一事』と、是非善惡を打ちすてて、氣儘勝手に世の中が渡れるならば、何を苦しんで荊棘を分けて、道を求むる者があらう。權略は一時を制することは出來よう。併しながら永久に人を籠絡することは出來ぬ。『一生ただ道を行ふ』といつて、西郷が五十年の一生を、錬道に終始したのは何故であるか。西郷が一

生の標語とした『敬天愛人』の語も、之れを解すれば、天地自然の眞理を敬ひ、廣く萬邦人類を憫れむの、博大なる理想に基づかずや。藤田東湖もいつてゐる。『小人の才藝ある者は用ひねばならぬ。併しながら之れに長官を與へ、重職を授くれば、必らず國家を覆へす基となる』と。即ち德なくして才あるものを危ぶんだのである。『天下後世まで、信仰悦服せらるるものは、只だ是れ一箇の眞誠なり』と西郷はいつてゐる。或ひは幕府に與みし、或ひは長州の友となり、只だ單に、薩州勢力の伸長をのみ企圖したのであるならば、西郷の一生は、未だ半ばならずして終はつてゐたに相違ない。五十餘年の一生、坦々たる大道を濶歩するが如く、しかも多くの人の子を殺して、尚ほ崇敬の的たるは、西郷の心において『明鏡の如き道心』の輝やきがあるからだ。

大西郷全傳【第二巻】元治變局と長州征伐篇 ――終――

第二巻索引【年代・人物・地名】

（一）配列は五十音順とす
（二）各項年代・人物・地名の順に從ひ主として頁順に從ふ
（三）記數は頁數を現はせり

【ア】

【イ・ヰ】

【ウ】

【エ・ヱ】

【オ・ヲ】

【カ】

カ

【ク】

ク

ク

【コ】

【サ】

【シ】

【ス】

【チ】

【ツ】

【テ】

【ト】

【ナ】

【ニ】

【ネ】

【ノ】

【ヒ】

【フ】

【ヘ】

【ホ】

【マ】

マ

【ミ】

【ム】

【メ】

【モ】

【レ】

【ロ】

【ワ】

—索引校輯者—

綱川椎陽
內堀忠利

第二卷索引　—終—

‖御注意‖

一、本券は二回配本より最終券迄連
續添付いたします

二、全卷完了後本券五枚揃ひ御送付
の向へキヨソネ筆額面用南州翁肖
像進呈いたします

三、全卷御買上の向と言へど本券揃
ひ御送付なき場合は進呈いたしか
ねます

四、引替券の御送付は直接郵便にて
大西郷全傳刊行會内南州翁肖像係
宛願ひます

昭和十二年七月一日印刷
昭和十二年七月五日發行



大西郷全傳第二巻奥附

頒價參圓五拾錢

著者　雑賀博愛
發行者　戸部種雄
印刷者　春山治部左衛門
東京市神田區神保町三ノ一〇
印刷所　共立社印刷所
東京市神田區神保町三ノ一〇

發行所
東京市麴町區飯田町一丁目七番地の九
章華社内
大西郷全傳刊行會
振替口座東京六七五二二番